

平成 25 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

各国・地域の意匠権の効力範囲及び侵害が及ぶ範囲
に関する調査研究報告書

平成 26 年 2 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

要 約

1. 調査の目的

本調査研究は、各国・地域の意匠権の効力範囲の考え方、意匠権侵害事件における類否判断の実態及び判断についての評価、税関・警察等での意匠権侵害の取締りの情報を収集し、国際的観点から見た我が国の意匠権の適切な効力範囲を画するに必要な制度・運用のあり方の検討に資することを目的とする。

2. 調査対象

次の15か国・地域¹を調査対象とした。

アメリカ合衆国(以下、「米国」という。)、欧州共同体商標意匠庁(以下、「OHIM」という。)、中国、大韓民国(以下、「韓国」という。)、フランス、ロシア、インド、台湾、カナダ、ブラジル、オーストラリア、インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシア

なお、米国、韓国²、ロシア、インド、台湾、カナダ、タイ、ベトナムは実体審査国、OHIM、中国、フランス、ブラジル、オーストラリア、インドネシア、マレーシアは方式的な審査のみで登録される無審査国である。

3. 調査項目

調査対象国・地域の意匠権の効力範囲及び侵害の及ぶ範囲を調査するにあたり、以下の項目に焦点をあてて調査を行った。

- (1)制度の枠組み、(2)意匠権設定までの運用、(3)意匠権設定後の運用
- (4)著作権との関係、(5)意匠権の侵害、(6)税関・警察等での取締り

4. 調査方法

海外文献調査、海外アンケート調査(知財庁、税関、警察、企業、法律事務所)、海外ヒアリング調査(企業、事務所)によった。ヒアリング調査は、米国、OHIM、中国、韓国、フランス、ロシア、ブラジル、オーストラリア、インドネシア、ベトナムを対象とした。

知財庁へは、主に意匠権設定までの運用(意匠の認定、類否判断等)について、税関、警察、企業、法律事務所へはさらに意匠権設定後の運用(意匠権の効力範囲、侵害救済機関での運用等)について質問をした。意匠権設定前、設定後のいずれでも、意匠の類否判断について調査をした。

5. 調査結果

(1) 制度の枠組み

意匠制度の枠組みを調査した。特に、保護対象、審査制度(審査における意匠の認定)、保護要件、無効制度、意匠権の効力、意匠権の侵害行為、意匠権侵害の救済に

¹ ここでの地域は、欧州共同体意匠により意匠が保護される全域を指し、当該地域の表記を便宜上、「OHIM」とした。

² 一部の物品分野では無審査で登録される。

についての概要が得られた。

(2) 意匠権設定までの運用

意匠権の効力範囲を検討するためには、知財庁における権利設定までの経緯・運用を調査することが重要であると考えられる。

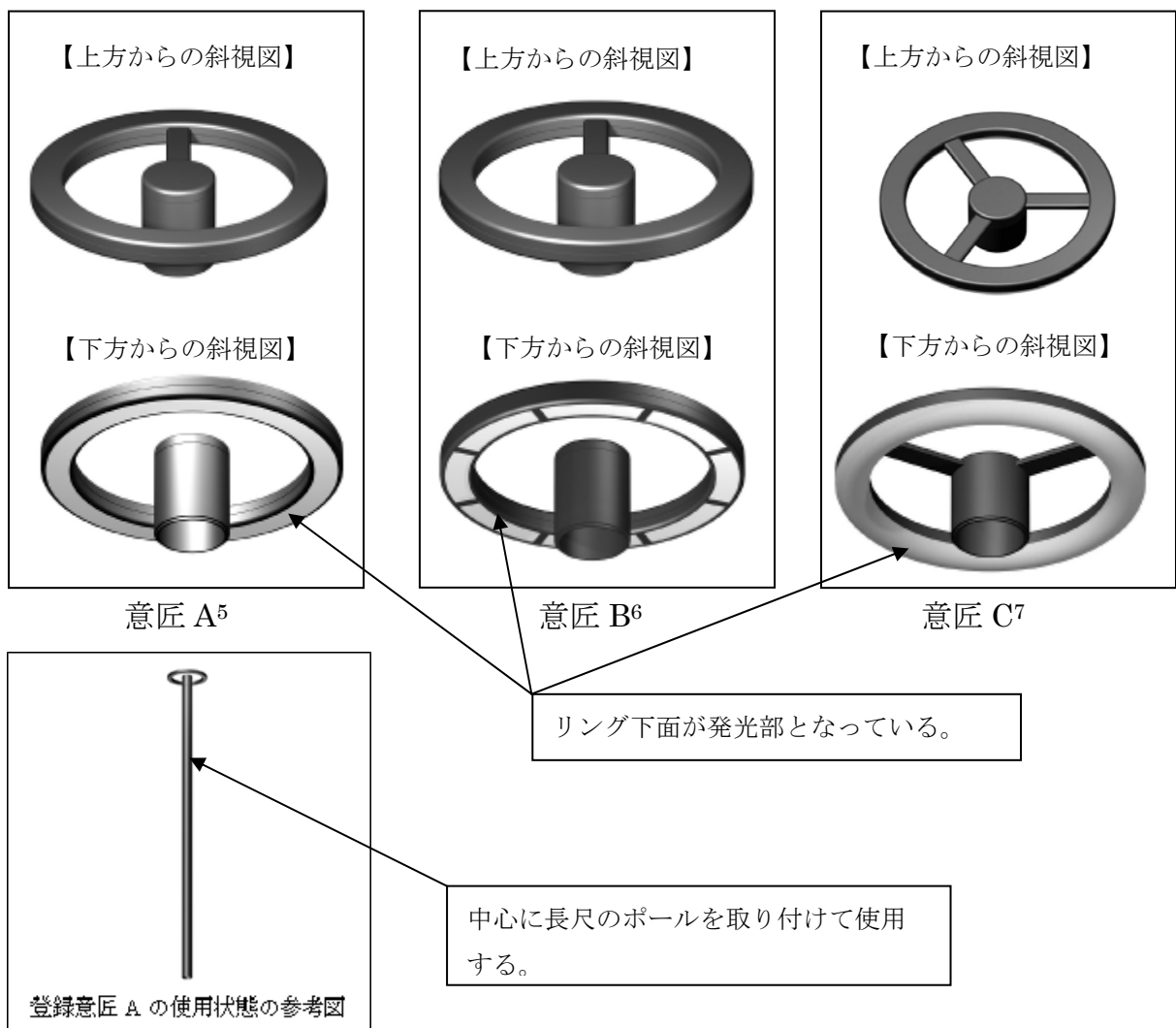
そこで、文献調査で各国の法制度を調査した概要をまとめ、その他、願書の記載事項(願書における意匠の表現物)、物品の表示として認められる範囲、図面に記載した破線の意味、図面又は写真によって開示されてない部分の扱い、具体例を示した複数意匠の類否関係、パリ条約による優先権主張を伴う出願の扱い、パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の記載と優先権証明書に記載との相違、保護要件(特に判断主体)、日本の創作非容易性(意匠法第3条第2項)に関する判断、について各国・地域の運用がわかった。各国ごとの出願から設定登録、公報発行までの詳細は本編を参照されたい。

意匠の類否関係については、具体例を示して各国制度に適した質問を作成し各国・地域知財庁へ回答を求めた。例えば、中国へは具体例の一つとして下図の街路灯の意匠³を示し、これらが類似しているとして一出願に記載できるかを質問した。中国国家知産権局の回答者からは、意匠 B、C はいずれも意匠 A に類似するとし一出願に記載できるとの回答を得た⁴。中国と同様の類似判断をした国は、ロシア、カナダ、ブラジルであった。

韓国へはこれらの意匠が類似関係にあり類似意匠登録を受けることができるかとの質問に変えて回答を求めた。韓国特許庁の回答者からは、意匠 B は意匠 A に類似して A を本意匠として類似意匠登録を受けることができるが、意匠 C と意匠 A は非類似であり別個の出願をしなければならないとの回答を得た。台湾、インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシアの知財庁は韓国と同様の類否判断をした。また、オーストラリア知財庁のように公知意匠や市場の状況などで類否判断が左右されると回答をした知財庁や、OHIM のように具体的な結論を明示しない回答をした知財庁もあった。このように、各国・地域の知財庁で異なった回答が得られ、国により類否判断が異なることがわかった。

³ これらは日本で発行された登録意匠公報から転載したものであり、日本では特許庁での類否判断の結果がでている。しかし、アンケート及びヒアリング調査時には、回答者に日本における意匠の情報は一切開示せず、自国の基準に基づいた判断を求めた。

⁴ 意匠の類否判断は単に二つの意匠を対比するだけではなく、先行意匠の存在など他の要素を考慮して行うが、本調査では、まずは二意匠対比での各知財庁の判断を得る目的で回答を求めた。



パリ条約による優先権主張を伴った出願の記載と優先権証明書に記載の相違では、相違の程度をどこまで認めるかが各知財庁で大きく異なり、判断基準に差のあることがわかった。

相違をどこまで認めるかの寛厳を比較すると、韓国、ロシア、マレーシアは同一視を厳しく見ており、台湾、ブラジル、オーストラリアは多少の修正を施しても認められる。

(3) 意匠権設定後の運用

願書の記載と権利範囲、登録意匠の権利範囲の事例判断(一の斜視図のみで特定された意匠権の権利範囲、破線と実線を用いて保護を求める範囲を特定した意匠権の破

⁵ 意匠登録第 1365435 号(本意匠)

⁶ 意匠登録第 1365854 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

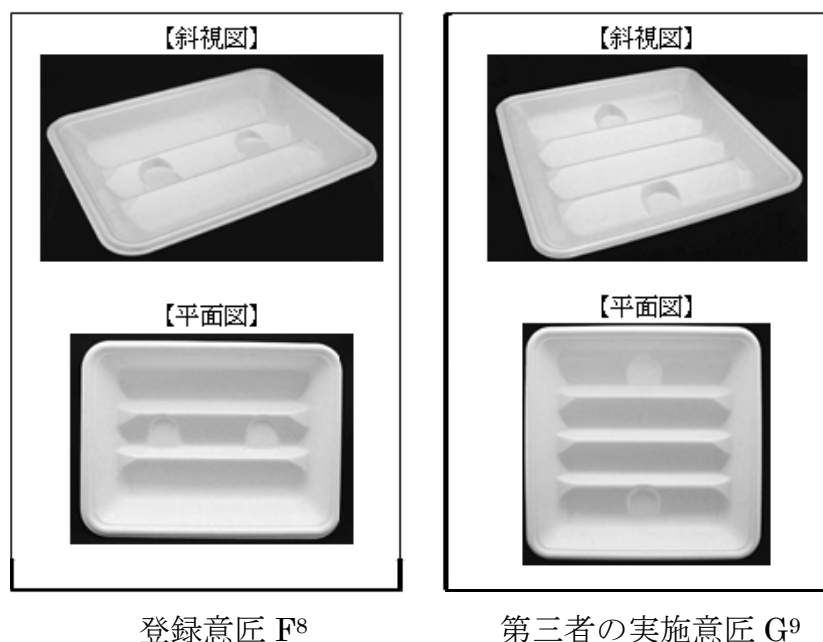
⁷ 意匠登録第 1421163 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

線の持つ意味、組物(セットもの)の意匠権の効力が及ぶ範囲、変化する意匠に関する意匠権の効力が及ぶ範囲、登録意匠の無効判断、知財庁と裁判所における意匠の類否判断の傾向、について各国・地域の運用がわかった。

(4) 意匠権の侵害

意匠権侵害の事例判断、意匠権侵害の救済、意匠権侵害に関する判例について調査をした。

意匠権侵害の事例判断では、先に示した具体例の他にも他の具体例を示して、登録意匠が第三者の実施意匠を侵害するかという質問に置き換えて実務者に回答を求めた。これによって同じ意匠で、知財庁における類否判断と実務者による侵害判断を比較検討することができた。他の具体例の一つとして、下図の包装容器の意匠を示して意匠権を侵害するかの判断を求めた。



米国、欧州(ドイツ)、オーストラリア、インドネシアの実務者は、第三者の意匠 G は登録意匠 F を侵害しないとの判断を示したが、中国、韓国、ブラジル、ベトナムの実務者は、意匠 G は比較において実質的に異なる要素を含まないとして登録意匠 F を侵害しているとの判断をした。また、ロシアの実務者は登録意匠 F の「本質的特徴の一覧表」を見ないかぎり判断はできないとの回答であった。このように、各国・地域で判断が異なり、実務者の侵害判断についての考え方を得ることができた。

意匠権侵害の救済では、国・地域により、救済を求めることのできる機関が裁判所、税関、行政機関、知財庁と多様であった。各国・地域の共通する傾向として、裁判所は損害賠償請求をすることができるが、審理が長期にわたる、費用がかかるという見

⁸ 意匠登録第 1373205 号(単独登録)

⁹ 意匠登録第 1409656 号(単独登録)

解があり、税関、警察は金銭的な救済は得られないが、手続きが迅速であるとの結果が得られた。また、特徴的な国として、ベトナムは裁判所以外に行政による科学技術省、市場管理局、地方人民委員会の救済機関があり、意匠権侵害の救済は裁判所よりも行政機関を利用することが多いとのことであった。

(5) 税関・警察等での取締り

意匠権侵害が刑事罰の対象とされるかは各国・地域で異なる。韓国、フランス、ロシア、台湾、ブラジル、インドネシア、タイ、ベトナムは刑事罰があるが、米国、中国、インド、カナダ、オーストラリア、マレーシアはない。

意匠権侵害品を取締りの対象としている国と、商標権、著作権侵害品は取締りの対象とするが、意匠権侵害品は対象としていない国・地域とがあった。

意匠権侵害品を取締っている国へは、意匠権者に必要な税関又は警察への手続き、税関等での侵害認定の手法、判断者などの情報を得た。

6. 課題に対する今後の対応についての考察

調査で得られた課題を挙げて今後の対応について考察した。

(1) 意匠権設定登録までの制度運用の検討(パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の記載と優先権証明書の記載との相違)

今回の調査では、15 か国を対象としている。これらの国において、実体審査を行う国は出願から設定登録までの過程が比較的似ているのに対し、無審査国は方式的な審査のみで登録となり公開される点は似ているものの、権利者等が実体的な判断を求めるとき、若しくは利害関係者が権利を無効にするときには、各国毎に手続きが異なっている。

このため、無審査国における権利の有効性判断、権利を無効にするための申請は、ユーザーが各国の手続き方法や運用方法を十分把握して行うことが重要であるため、本調査結果を意匠制度ユーザーに周知することが重要である。

そのほか、本調査では、パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願に係る意匠と優先権証明書に記載の意匠との同一性がどこまで求められるかを各国・地域の知的財産権庁に見解を求めているが、その結果、各国知的財産権庁の同一性判断とその運用は、国ごとにばらつきがあり、出願と優先権証明書の意匠の同一を厳しく判断される国がある一方で、第一国の出願から意匠に多少の修正が加わっていても認める国など様々であることがわかった。

これは、パリ条約には意匠の同一をどこまで見るかの具体的な規定はなく、各国の解釈に委ねられていることが一つの要因となっているものと解される。

そこで、各国間をまたがる優先権主張を伴う意匠出願に係る意匠と優先権証明書に記載の意匠に色彩の有無などの違いがあった場合にどこまで認めるか、国際的にその

運用を調整する観点から各国と議論してはどうか。

(2) 各国における意匠権の効力範囲の判断の相違

本調査研究では、各国実務者に登録意匠と第三者の実施意匠の参考例を示して、これらが登録意匠を侵害するかを質問した。

その結果、国により侵害とする場合としない場合の考え方にはばらつきがあり、権利範囲若しくは効力が及ぶ範囲は一様ではないことが分かった。

もとより、TRIPS 協定には第 26 条に意匠の保護対象として「保護されている意匠の複製又は実質的に複製である意匠」と規定されているに過ぎず各国により法制度及び運用も異なること、またアンケート回答及びヒアリングの結果によるため主観的な判断も影響していることから、回答結果にある程度のばらつきがあっても不自然ではない。

このことから、各国で同じ権利範囲の意匠権を得ておくには、各国で出願内容を変えることも重要であり、権利範囲が狭いと考えられる国には、できる限り多くの実施する意匠を出願しておく必要があると考えられる。

一方、各国で意匠権を活用する企業にとっては、各国での権利行使結果の予見性を高めるために、各国での判断の論理や考え方のプロセスが近似していることが望まれるところであり、そのためには各国の類否の判断基準に関する情報交換などが必要ではないかと思われる。

また、各国の意匠制度の違いから、後述(3)のように意匠権侵害の取締りや意匠権侵害品の差止めに関しても取締機関、手続き方法などが各国毎に異なっており、刑事罰のない国においては、自らが裁判を提起して解決しなければならない国もある。これら各国における意匠権侵害の取締りや差止めの違いや手続き方法を意匠制度ユーザーに周知することも重要である。

(3) 意匠権侵害の救済機関

意匠権侵害の救済手段については、意匠権侵害を刑事罰の対象とするか、意匠権侵害品を税関で取締るか等について、調査することができた範囲では各国・地域で多様であった。これは、刑事罰については TRIPS 協定第 61 条に「加盟国は、知的所有権その他の侵害の場合は… 刑事上の手続及び刑罰を定めることができる」、税関での取締りについては第 51 条に「加盟国は、この節の要件を満たす場合には、知的所有権のその他の侵害を伴う物品に関してこのような申し立てを可能とすることができる」と規定されていることから、商標権及び著作権侵害物とは異なり、意匠権についてはこれらの制度による必須の保護対象としていないことが影響しているとも考えられる。

一方、近年の意匠権侵害模倣品の被害は大きく、企業のグローバル活動の障害となるものであり、裁判所のみによる民事的救済だけでは、十分な措置がとれない場合もあると考えられる。

そこで、日本の関係機関とも連携して、取締りが必要な各国の行政機関等の侵害模

倣品に対する対応能力の向上を図るべく、情報交換や人材育成などの支援を進めてはどうだろうか。

(4) その他

今回の調査において、各国・地域の知的財産権庁に、アンケートにおいて、我が国において関連意匠とした類似する2つないしは3つの事例等を示し、それらが類似するか否かの見解を求めた。また、各国・地域の実務者に対するアンケート及びヒアリングにおいても同様の事例を示し、我が国で関連意匠とした意匠を、仮に1つを登録意匠とし、残りを他人の実施物とした場合に侵害しているか否かの見解を求めた。

その際、ほとんどの知的財産権庁及び各国の実務者から、2つの意匠を比較するだけでは類否あるいは侵害を判断するのは難しく、2つの意匠の周辺にある登録例や公知意匠がなければ、回答できないとの報告が寄せられ、提示した登録事例の意匠公報に掲載されている参考文献を提示しそれぞれから回答を得ることができた。

このことは、いずれの国・地域においても意匠権に関する類否や侵害判断をするにあたっては、意匠権に類似する意匠や関連する意匠などの周辺情報がなければ、類否判断や侵害判断ができないことを意味している。

このため、意匠制度利用者は、いずれの国でも権利行使をする際には、知的財産権庁や裁判所、警察や税関などの取締りをする官庁に対し、登録意匠の周辺にどのような登録意匠や公知意匠が存在するかを提示することが重要であり、予め登録意匠の周辺情報を調査し準備しておく必要があると考える。

なお、我が国特許庁では、出願を審査し登録となった場合には、登録公報に審査の過程で審査官が判断の参考とした意匠を参考文献として掲載しているが、今回の各国・地域の知的財産権庁や実務者へのアンケートやヒアリングでこれらの情報が役立ったことから、我が国や各国で権利行使をする際には登録意匠に付与されている参考文献情報は、有益な情報と言えるため、我が国の優れた製品デザインのデザイン流出にならないよう配慮しつつ、より一層充実させることが必要ではないだろうか。

また、企業等の活動がグローバル化する中で、国内の公知意匠だけでなく海外の公知意匠についての情報も得ておく必要がある。

そこで、各国間で公知意匠を可能な限り公開し、意匠制度利用者が情報を共有できるようにする方策を検討することも一考の価値があるのではないだろうか。

各国・地域の意匠権の効力範囲及び侵害の及ぶ範囲 概括表

	日本	米国	OHIM	中国	韓国	フランス	ロシア	インド	台湾	カナダ	ブラジル	オーストラリア	インドネシア	タイ	ベトナム	マレーシア
意匠を保護する法律	意匠法	特許法	意匠理事会規則(CRD)	専利法	デザイン保護法	知的財産法	連邦民法(特許法)	意匠法	専利法	意匠法	産業財産権法	意匠法	意匠法	特許法	知的財産法	意匠法
先行意匠と関係の判断を要する登録要件 ・判断主体 ・先行意匠等との関係(同一、実質同一、類似等)	①新規性(3条1項) ・需要者 ・類似の範囲 ②創作非容易性(3条2項) ・当業者 ・公然知られた形状、模様若しくは色彩等から容易に創作できない	①新規性(102条) ・通常の観察者 ・実質同一 ②非自明性(103条) ・当業者 ・先行意匠から自明ではない	①新規性(5条) ・客観テスト ・実質同一 ②独自性(6条) ・情報に通じた使用者 ・先行意匠と全体的印象が異なる	①新規性(23条) ・一般消費者 ・実質同一 ②非自明性(23条) ・一般消費者 ・先行意匠又は先行意匠の特徴の組合せに比べて、明らかな相違を有しなければならない	①新規性(33条) ・一般需要者 ・類似の範囲 ②創作非容易性(33条) ・当業者 ・国内で広く知られた形状・模様・色彩等から容易に創作できない	①新規性(L511条3) ・実質同一 ②独自性(L511条4) ・識者 ・先行意匠と全体的視覚的印象が異なる	①新規性(1352条2項) ・同一(意匠の本質的特徴をすべて含む) ②独自性(1352条3項) 意匠の本質的特徴が物品の特有の創作的本質により決定されること(混同するほどの類似)	①新規性/創作性(4条(a)) ・同一 ②周知意匠又は周知意匠の組合せから有意に識別できないもの(4条(c)) ・顧客/消費者	①新規性(122条1項) ・通常の認識能力を持つ消費者 ・類似の範囲 ②創作性(122条2項) ・当業者 ・従来技術に基づいて容易に思いつくものでない	①新規性(6条(1)) ・同一ではない又はそれと混同する程に酷似していない ②独創性(7条(3)、判例) ・消費者 ・実質的に相違	①新規性(96条) ・一般市民 ②独創性(97条) ・当業者 ・先行する他の物品とは異なる視覚的形態をもたらす	①新規性(16条(1)) ・実質同一 ②識別性(16条(2)) ・情報に通じた使用者 ・先行意匠と全体的印象が異なる	①新規性(2条) ・消費者/意匠の専門家 ・実質同一	①新規性(57条) ・類似の範囲	①新規性(65条) ・当業者 ・実質的同一 ②創造性(66条) ・当業者 ・容易に創作できないものである	①新規性(12条) ・使用者 ・類似の範囲
意匠権の無効制度(登録前を含む)	・無効審判請求(48条) ・審決は東京高等裁判所(知財高裁)へ提訴(59条で準用する特許法第178条) ・控訴審判決は最高裁判所に上告(上告受理申立)	・登録後レビュー(321条～329条)当事者レビュー(311条～319条) ・決定は連邦巡回控訴裁判所への控訴(329条、319条) ・控訴審判決は最高裁判所に上告(上告受理申立)	・OHIM無効部への無効申請(CDR52条) ・審判部への請求(CDR55条) ・審決は第一審裁判所への提訴(CDR61条)	・復審委員会への無効宣告請求(45条) ・決定は人民法院へ提訴(46条)	・無効審判を請求(121条) ・審決は特許法院へ提訴(166条)	・裁判所への登録無効の請求(L512条4)	・特許紛争協議会への無効申請(1398条) ・紛争協議会の決定について知的財産裁判所へ提訴	・登録の取消し申請(19条) ・決定について高等裁判所へ上訴し(36条)	・無効審判を請求(141条) ・審決は済部訴願審議委員会へ不服申立(訴願法58条第1項) ・決定について知的財産裁判所に行政訴訟を提起(訴願法90条、智産法院組織法2条)	・意匠権の無効審理は連邦裁判所に請求(48.1条) ・判決については連邦上訴裁判所へ上訴	・知財庁へ登録の日から5年間、無効請求可(112条～117条) ・決定に対しては審判請求(212条) ・審決は連邦裁判所への出訴	・登録意匠の取消は連邦第一審裁判所又は州第一審裁判所に申請(93条、84条) ・判決は連邦裁判所に控訴(87条) ・控訴審判決は連邦最高裁判所に上告	・出願公開によって、第三者に異議申立の機会を与えられる(26条) ・意匠登録の取消は商務裁判所へ訴訟(38条) ・判決に対する上訴は最高裁判所へのみ破棄の申し立て(40条)	・公告後の異議申立(64条、65条で準用する31条) ・登録後、裁判所への無効請求(64条)	・公開後から登録前に異議申立(112条) ・登録後は知財庁へ無効請求(96条)	・登録後の裁判所への登録取消申請(27条)
意匠権の効力範囲	登録意匠及びこれに類似する意匠(23条) 登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美観に基づいて行う(24条)	意匠特許若しくは紛らわしい意匠のイミテーションまで権利の効力が及ぶ(289条)	情報に通じた使用者に対して異なる全体的印象を与えない意匠を含める(CDR10条)	保護範囲は、図面又は写真が示す当該製品の意匠を基準とし、簡単な説明は、図面又は写真が示す当該製品に意匠の解釈に用いる(59条)	・登録デザイン又はこれと類似したデザイン(92条) ・保護範囲は、デザイン登録出願書の記載事項及び図面・写真、説明によって決められる(93条)。	意匠又はひな形の登録によって付与される保護は、識者に全体として異なる視覚的印象を与えない、如何なる意匠又はひな形にも及ぶ(第L513条5)	意匠の本質的特徴の一覧に記載された意匠の本質的特徴のすべてが物品に含まれている場合(1358条)	意匠が登録されている物品区分の何らかの物品であって、当該意匠又はその不正の模倣(22条)	意匠又は当該意匠と類似する意匠。意匠権の範囲は、図面を基準とし、かつ、説明書を参照することができる(136条)	登録意匠若しくは実質的に差異がない意匠(11条)	登録意匠を含む製品又は誤認混同を生じさせるおそれのある実質的模造品(187条)	登録意匠と同一であるか全体的な印象において実質的に類似する意匠を(71条)	意匠権が付与された意匠(9条、登録意匠と「実質的同一(類似)」である意匠まで及ぶとされる)	特許意匠(63条、消費者の観点から当該意匠が生み出す印象が同じ意匠を類似する意匠として保護範囲される)	登録意匠若しくはそれとほとんど異なる他意匠(128条)	登録意匠又はその偽造若しくは明白な模造(32条、意匠の特徴部分及び意匠全体についての全般的な外観を比較し類否を判断するとされる)
意匠権の侵害行為	意匠に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸渡し、輸出し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出(譲渡又は貸渡しのための展示を含む)をする行為(2条)	生産し、使用し、販売の申出をし若しくは販売する者、又は合衆国への輸入(271条) 侵害教唆・寄与(271条(b))	意匠が組み込まれるか又は適用される製品の製造、申出、市場投入、輸入、輸出若しくは使用又はそれらの目的での当該製品の貯蔵(CDR 19条)	経営の目的でその意匠製品を製造、販売、輸入する行為(11条)	物品を生産・使用・譲渡・貸与・輸出又は輸入し、またはその物品を譲渡又は貸与するために請約(譲渡若しくは貸与のための展示(92条))	製品の製造、提供、市販、輸入、輸出、使用又はそのような目的のための所有(第L 513条4第1段落)	物品のロシアへ輸入、製造、利用、販売申出、販売、市場への導入又はこれら目的の保管(1358条)	物品への意匠の適用又はそれを誘発する行為、販売目的の輸入、販売目的の公開若しくは開示(22条)	物品を生産・使用・譲渡・貸与・輸出又は輸入し、またはその物品を譲渡又は貸与するために請約(譲渡若しくは貸与のための展示を含む。以下同じ)する行為(2条、136条)	意匠が適用された物品の、製造、輸入、販売、貸与又は販売・貸与目的での申出若しくは展示又はキットについてのこれらの行為(11条)	意匠に係る製品を生産、使用、販売、輸入する行為(109条で準用する42条)、侵害行為を他人が行うのを援助する行為(109条で準用する42条)	登録意匠を具現する製品の使用、製造、製造の申し出、輸入、販売、貸渡し、処分、使用、販売等を目的に当該製品を保持(10条)	意匠の製品を製造、使用、販売、輸入、輸出及び/又は頒布すること(9条)	製品の製造において意匠を使用する権利又は意匠を具現化した製品を販売し、販売のために所持し、販売のため供給若しくは輸入する行為(63条)	保護された意匠を具現化した外観を備えた製品を製造すること、流通させること、輸入すること、保管すること(124条)	物品を、販売、賃貸、事業のための製造、輸入、販売等の申し出、陳列、保管する行為(32条)
意匠権の侵害とみなす行為(間接侵害等)	業として登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための展示を含む)、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を業としての譲渡、貸渡又は輸出のために所持する行為(38条)	間接侵害(271条(C))	規定なし	規定なし [実務者回答]法律上明文化されていないが、意匠権製品の専用部品の製造・販売の申出・販売・輸入は間接侵害項に該当すると考えられる	登録デザイン若しくはこれに類似するデザインに係る物の生産にのみ使用する物を業として生産・譲渡・貸渡し・輸出若しくは輸入し、又は業としてその物の譲渡若しくは貸渡の申出(63条)	規定なし [実務者回答]明確な規定はないが、寄与侵害は侵害商品を取得する適切な方法の提供若しくはこれとの共犯と関連する。	規定なし [実務者回答]明確な規定はないが寄与侵害は侵害のおそれがある行為として認識される可能性がある(条項1252 CC 1.3)	規定なし [実務者回答]間接侵害はないが、これと類似した共同侵害(又は共同不法行為)がある(民法185条第2段落)	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし [実務者回答]直接侵害と間接侵害を区別していない	規定なし [実務者回答]違反の一因とはみなさない	規定なし [実務者回答]規定はないが、侵害幫助に対して刑法第86条あるいは民法第432条に基づいた措置を講じることができる	規定なし [実務者回答]直接侵害と間接侵害を区別していない	規定なし
意匠権侵害の救済機関	・裁判所 ・税関 ・警察	・連邦裁判所 ・米国際貿易委員(USITC) ・税関	・共同体意匠裁判所(予め指定された各国裁判所)(CDR89条) ・EU域内税関	・人民法院 ・知識産権局 ・税関	・裁判所 ・税関 ・貿易委員会 ・税関 ・警察	・裁判所 ・税関 ・警察	・裁判所 ・税関 ・警察	・裁判所 ・税関	・裁判所	・裁判所	・裁判所 ・警察	・裁判所	・裁判所 ・警察 ・税関 ・知的財産権総局	・裁判所 ・経済警察 ・特別捜査局(DSI)	・裁判所 ・経済警察 ・税関 ・科学技術省(MoST) ・市場管理局	・裁判所
意匠権侵害に対する刑事罰の有無	刑事罰あり	刑事罰なし	各国内法に委ねられる	刑事罰なし	刑事罰あり	刑事罰あり	刑事罰あり	刑事罰なし	刑事罰あり	刑事罰なし	刑事罰あり	刑事罰なし	刑事罰あり	刑事罰あり	刑事罰あり	刑事罰なし

はじめに

近年、企業等がグローバルな経済活動を行う中で、模倣被害の防止や更なるデザイン発信等のため、国際的な意匠権取得の必要性が高まっている。国際的には、我が国のように新規性及び創作非容易性を判断する実体審査を行う国・地域は少なく、どのようなデザインに権利効力が及ぶのかを予見することが困難な国・地域が多い。こうした国・地域では実際に模倣が発生した後、意匠権侵害を規定する法規により、主として司法の場で判断されることになるが、各国・地域における意匠権の効力範囲及び直接侵害・間接侵害が及ぶ範囲については不明な点が多いとの声がある。

また、各国・地域によって意匠権侵害の救済を求めることのできる機関が多様であり、このような救済機関における活動の実態に関する情報を提供することは、我が国の企業等が海外で意匠権を効果的に活用するために有益であると考えられる。

そこで、平成 25 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業「各国・地域の意匠権の効力範囲及び侵害が及ぶ範囲に関する調査研究」は、各国・地域の意匠権の効力範囲及び侵害の及ぶ範囲、意匠権侵害事件における類否判断の実態及び判断についての評価、税関や警察等での取締りの情報を収集し、国際的観点から見た我が国の意匠権の適切な効力範囲を画するに必要な制度・運用のあり方を検討するための資料を提供するものである。

本報告書をまとめるにあたり、ご指導、ご協力を頂いたワーキンググループの方々をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査にご支援、ご協力をいただいた関係省庁、関係機関及び各国の知財庁、警察、税関、企業、法律事務所の方々に厚く御礼申し上げます。

平成 26 年 2 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

調査にあたっては当該分野に精通した有識者によるワーキンググループを編成した。ワーキンググループメンバー、オブザーバーの方々及び事務局は以下の通りである。

ワーキンググループメンバー(50音順)

黒瀬 雅志	協和特許法律事務所 弁理士
座長 茶園 成樹	大阪大学大学院 高等司法研究科 教授
中村 知公	小西・中村特許事務所 弁理士
肱岡真由美	日本知的財産協会意匠委員会 副委員長(TOTO 株式会社)
水野みな子	青和特許法律事務所 パートナー弁理士

オブザーバー

山田 繁和	特許庁審査第一部意匠課意匠制度企画室 室長
加藤 真珠	特許庁審査第一部産業意匠 課長補佐
兼安 あい	特許庁審査第一部意匠課意匠制度企画室

事務局

川上 溢喜	一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 国際法制研究所長
岩本東志之	一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 主任研究員(主担当)
澁谷 浩司	一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 主任研究員(副担当)
山田 邦博	一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 企画調整課長

ワーキンググループ会合の開催は以下のとおりである。

第1回会議	平成 25 年 5 月 31 日	調査研究の内容共有、業務分担確認
第2回会議	平成 25 年 11 月 13 日	中間報告案の検討
第3回会議	平成 26 年 2 月 7 日	報告書案の検討

調査にあたって次の各省庁、関係機関に多大のご協力・ご助言をいただいた。ここに改めて感謝の意を表したい。

財務省関税局

在日米国大使館 米国税関国境取締局

在中国日本国大使館 経済部

在大韓民国日本国大使館

交流協会台北事務所

The Federal Revenue of Brazil

Consulate General of India

Embassy of the Russian Federation in Japan

Vietnam Customs Administration

日本関税協会

日本貿易振興機構(JETRO) 北京事務所

日本貿易振興機構(JETRO) ニューデリー事務所

国際協力機構(JICA) インドネシア事務所

国際協力機構(JICA) ベトナム事務所

アンケート回答協力者¹

アメリカ合衆国

法律事務所 Oblon, Spivak, McClelland, Maier & Neustadt, PLLC
Sughrue Mion, PLLC

欧州共同体商標意匠庁(OHIM)²

知財庁 The Office of Harmonization for the Internal Market
Cooperation and Legal Affairs Department
税 関 German Customs Administration Federal Finance Office -
Southeast division
法律事務所 Bardehle Pagenberg
RGC Jenkins & Co.

中国

知財庁 国家知識産権局専利局 外観設計審査部
税 関 General Administration of China Customs Policy & Legal
Affairs Department
法律事務所 北京林達劉知識産権代理事務所
北京金信立方知識産権代理有限公司

大韓民国

知財庁 韓国特許庁 デザイン審査課
税 関 貿易委員会 不公正貿易調査チーム
法律事務所 金・張法律事務所

フランス

知財庁 Institut National de la Propriete Industrielle (INPI)
Department of Trademarks and Design
法律事務所 Cabinet Beau de Lomenie
Bletry & Associes

ロシア

知財庁 Federal Service for intellectual property (Rospatent)

¹ 協力企業については、非掲載とした。

² 欧州共同体商標意匠庁(OHIM)は知財庁の名称であるが、本調査研究の調査対象とした地域が、欧州共同体意匠により意匠が保護される全域を指すことから、本報告書では当該地域の表記を便宜上、欧州共同体商標意匠庁(OHIM)とした。

法律事務所 Gorodissky& Partners
Sojuzpatent

インド

法律事務所 Anand and Anand
Kan and Krishme

台湾

知財庁 Taiwan Intellectual Property Office First Patent Division
税関 財政部關務署 財政部関務署 關務查緝組 関務取締班
警察 内政部保護智慧財產權 警察大隊
法律事務所 Lee and Li, Attorneys-at-Law
Union Patent Service Center

カナダ

知財庁 Canadian Intellectual Property Office, Copyright and Industrial
Design
法律事務所 Gowling Lafleur Henderson, LLP

ブラジル

知財庁 Instituto Nacional da Propriedade Industrial – INPI (Brazilian
National IP Office) Industrial Design Register Division
法律事務所 Dannemann Siemsen
Kasznar Leonardos Intellectual Property

オーストラリア

知財庁 IP Australia, Designs Office
法律事務所 Shelston IP
Spruson & Ferguson

インドネシア

知財庁 Directorate General of IPR of the Republic of Indonesia(DGIPR)
法律事務所 Suryomurcito & Co.
Biro Oktroi Roosseno

タイ

知財庁 Department of Intellectual Property(DIP), Design Office
税関 Custom Department
法律事務所 Tilleke & Gibbins International Ltd.

ベトナム

知財庁

National Office of Intellectual Property of Vietnam (NOIP),
Design Division

法律事務所

Vision & Associates
D&N International Law Firm

マレーシア

知財庁

Intellectual Property Corporation of Malaysia (MyIPO),
Industrial Design

法律事務所

Patrick Mirandah co.
Shook Lin & Bok

目 次

第Ⅰ部	調査研究の概要	1
第Ⅱ部	各国・地域の意匠権の効力範囲及び侵害の及ぶ範囲の調査	9
	アメリカ合衆国	11
	欧州共同体商標意匠庁(OHIM)	33
	中国	73
	大韓民国	107
	フランス	139
	ロシア	159
	インド	185
	台湾	213
	カナダ	231
	ブラジル	253
	オーストラリア	283
	インドネシア	307
	タイ	327
	ベトナム	347
	マレーシア	379
第Ⅲ部	課題に対する今後の対応についての考察	399
参考資料	海外アンケート項目	405
	海外ヒアリング項目	523

第 I 部 調査研究の概要

1. 調査研究の目的

産業財産権制度を経済・社会の変化、特に国際化の急速な進展に適応させるために、一歩先を予測して制度に影響を与えると考えられる諸問題を取り上げ、これに関する世界の主要各国・地域の現状と動向を調査し、併せて、現在の世界の制度に対して、国際調和の観点からより望ましい制度を実現させるための施策作りの資料とする事を目的とする。

我が国の意匠権の効力は、登録意匠及びこれに類似する意匠に及ぶとされ、意匠審査における類否判断は、登録意匠の効力範囲を考慮する際に重要なものとなっている。一方、国際的には、我が国のように新規性及び創作非容易性を判断する実体審査を行う国・地域は少なく、どのような類似するデザインに権利効力が及ぶのかを予見することが困難な国・地域が多い。こうした国・地域では実際に模倣が発生した後、意匠権侵害を規定する法規により、司法の場で判断されることになるが、各国・地域における意匠権の効力範囲及び直接侵害・間接侵害が及ぶ範囲については十分な情報が得られていない。このような状況から、各国・地域への出願を代理する国内代理人からは、各国・地域における意匠権の効力範囲や意匠権侵害の現状、特にどのような実施が直接侵害、間接侵害となるのかについて不明な点が多いとの声がある。

企業がグローバルな経済活動を行う中で、模倣被害の防止や更なるデザイン発信等のため、国際的な意匠権取得の必要性が高まっている。このような状況の中、我が国は意匠制度の国際調和を進めるべく、我が国企業が海外において意匠権を取得する際の手続・コスト負担を軽減する「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定(以下、「ハーグ協定」という。)」への加盟について、第14回(平成23年12月20日)以降、第21回(平成24年11月19日)に至る産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会(以下、「意匠制度小委員会」と記載)において議論を重ね、加盟する方向で準備を進めているところである。我が国のハーグ協定加盟に際しては、国際調和及び我が国企業の国際展開支援を目的としているところ、諸外国における意匠権の効力範囲や意匠権侵害の現状、特にどのような実施が直接侵害、間接侵害となるのかについて不明な点が多い。このため、我が国のハーグ協定加盟に際する意匠制度小委員会及び意匠審査基準ワーキンググループの開催に合わせて、これら不明な点の情報収集・分析による研究結果を報告し、意匠制度小委員会及び意匠審査基準ワーキンググループにおいて、国際的観点から見た我が国の意匠権の適切な効力範囲を画するのに必要な法的手当等の在り方について検討し、我が国が取るべき方策(審査運用、法解釈等)を慎重に検討する必要がある。

そこで、国際調和及び我が国企業の国際展開への支援を目的に、各国・地域、特にハーグ協定加盟国及び加盟予定国を対象にした意匠権の効力範囲や意匠権侵害の規定について情報収集し、さらに最近の意匠権侵害事件における類否判断の実態及びその判断についてのユーザーの評価・要望、税関や警察等での取締り実態等の情報を収集する。

2. 調査対象

次の15か国・地域を調査対象とした。

- 1 アメリカ合衆国
- 2 欧州共同体商標意匠庁(OHIM)
- 3 中国
- 4 大韓民国
- 5 フランス
- 6 ロシア
- 7 インド
- 8 台湾
- 9 カナダ
- 10 ブラジル
- 11 オーストラリア
- 12 インドネシア
- 13 タイ
- 14 ベトナム
- 15 マレーシア

3. 調査項目

調査対象国・地域における意匠権の効力範囲及び侵害の及ぶ範囲を調査するにあたり、以下の項目に焦点をあてて調査を行った。

- (1) 制度の枠組み
- (2) 意匠権設定までの運用
 - ①願書の記載
 - ②物品名の表示
 - ③図面提出要件
 - ④図面に記載した破線の意味
 - ⑤図面又は写真によって開示されていない部分の扱い
 - ⑥複数意匠の関係
 - ⑦パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の扱い
 - ⑧パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の記載と優先権証明書に記載との相違
 - ⑨グレースピリオド
 - ⑩保護要件
 - ⑪創作非容易性に関する判断例
- (3) 意匠権設定後の運用
 - ①願書の記載と権利範囲

- ②登録意匠の権利範囲の参考判断例
- ③意匠の単一性
- ④変化する意匠
- ⑤意匠登録の無効
- (4) 著作権との関係
- (5) 意匠権の侵害
 - ①意匠権侵害についての事例検討
 - ②意匠権侵害の救済
 - ③意匠権侵害に関する判例
- (6) 税関・警察等での取締り

特に、「(2)意匠権設定までの運用⑤複数意匠の関係」では、知財庁に意匠の具体例を示して類否判断を求め、「(3)意匠権設定後の運用②登録意匠の権利範囲の参考判断例」では、各国地域の実務者に上記具体例と同じ具体例を示して侵害判断を求めた。具体例を同じ意匠としたので、知財庁の審査の観点からの判断と、実務者の意匠権侵害の観点からの判断が等しくなるか、相違するかについての結果が得られた。

また、実務者による侵害判断の【参考判断例 1】【参考判断例 3】では、アンケート調査では公知意匠がない場合の 2 意匠対比の判断を依頼し、その後、ヒアリング調査国・地域では、公知意匠がある場合の判断を依頼して結果を得たので、公知意匠が侵害判断に与える影響を調査することができた。

さらに、各国・地域間でも具体例を同じ意匠にしたので、国・地域間での判断が等しくなるか、相違するかについての結果も得られた。

4. 調査方法・報告書

(1) 各国・地域調査結果

「3. 調査項目」について海外文献調査、海外アンケート調査、海外ヒアリング調査を行い、これらを各国・地域ごとに整理し報告書にとりまとめた。また、調査国・地域ごとの相違が一覧できる概括表を作成した。

①海外文献調査

国・地域について書籍・文献・インターネットを利用して各国の法律、規則、基準、ガイドライン、登録例、判例等を情報収集した。

②海外アンケート調査

調査対象 15 か国・地域の知財庁、税関、警察、企業、法律事務所へ当該国・地域の「3. 調査項目」についてアンケート票を送付して回答を得た。アンケート調査票は、各国・地域の法制度及び送付先に応じて適した項目とし

た¹。アンケート回収結果は末尾の「表. アンケート回収結果」のとおりである²。

③海外ヒアリング調査

所定の4か国・地域(アメリカ合衆国、欧州共同体商標意匠庁、中国、大韓民国)と選定国(6か国)をフランス、ロシア、ブラジル、オーストラリア、インドネシア、ベトナムとして、10か国・地域の企業、法律事務所を対象にヒアリング調査を行った。ヒアリング項目は、海外文献調査、海外アンケート調査の結果を踏まえて、さらに詳細に情報を把握する必要のある事項について作成した³。

(2) 課題と今後の取組みについての考察

調査結果より、意匠権の効力範囲及び侵害の及ぶ範囲等における我が国と諸外国・地域の相違に起因する課題等を抽出し、今後の取組みについて考察を行った。

¹ 各国・地域及び送付先ごとのアンケート項目については、「資料 海外アンケート項目」を参照。

² 税関・警察は、職務上回答ができないとの連絡を受けた国あるいはアンケート票を送っても回答のない国が多かった。また、企業はコンタクトはできても、アンケート票を送付後に回答が得られない企業もあった。このことから、企業は自社情報の開示に厳しく対応する傾向があると考えられる。

³ 各国・地域ごとのヒアリング項目については、「資料 海外ヒアリング項目」を参照。

表. アンケート回収結果

	アメリカ 合衆国	OHIM(欧 州)	中国	大韓民国	フランス	ロシア	インド	台湾	カナダ	ブラジル	オースト ラリア	インドネ シア	タイ	ベトナム	マレーシ ア
知財庁		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
税関		○	○	○				○					○		
警察								○							
企業			○	○		○			○				○		
				○											
法律事務所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○			○		○	○		○	○	○		○	○

○は回答のあった、1の機関、企業、事務所を表す。例えば、大韓民国の場合は、2企業からアンケートの回答があった。

第Ⅱ部 各国・地域の意匠権の効力範囲及び侵害の及ぶ範囲の調査

1. アメリカ合衆国【実体審査あり¹、ハーグ協定加盟準備中²】

1. 1. 制度の枠組

- (1) アメリカ合衆国(以下、「米国」という。)法典第 35 卷³(以下、「法」と略す場合もある。)に第 16 章意匠特許(法第 171~173 条)の規定がある。また、特段の定めがある場合を除き、その他の条文も意匠特許(以下、「意匠」と略す場合もある。)に適用される(法第 171 条第 2 文)。
- (2) 保護される意匠は法第 171 条に「製造物品のための新規、独創的かつ装飾的意匠」と規定されている⁴。
- (3) 意匠出願は米国特許商標庁(以下、「USPTO」という。)に行く。USPTO になされた意匠出願は、実体審査が行われる(法第 131 条)。意匠に関する特許は、付与日から 14 年の存続期間を付与される(法第 173 条)。なお、2012 年 12 月に大統領署名がなされた改正法では、意匠に関する特許は、付与日から 15 年の存続期間に改正されている(2014 年 2 月現在未施行)。
- (4) 新米国特許法(AIA)の施行に伴い、登録後レビュー(法第 321 条~329 条)⁵、当事者系レビュー(法第 311 条~319 条)が導入され権利無効化の手続きが強化された。
- (5) 登録後レビュー、当事者系レビューの決定に不服の場合は、連邦巡回控訴裁判所(以下、「CAFC」という。)に控訴できる(法第 329 条、第 319 条)。さらに CAFC の判決に対しては連邦最高裁判所(The Supreme Court)に上告することができる。
- (6) 意匠権の効力範囲については法第 289 条に規定があり、意匠特許若しくは紛らわしい意匠のイミテーション(any colorable imitation)まで権利の効力が及ぶとされる。
- (7) 意匠特許の侵害判断の基準は、通常の購買者にとって侵害品が全体として意匠特許と混同するほど類似しているかによるとされる(Sears,Roebuck&Co. v. Talge (1944), John Charles Designs, Inc. v. Queen Intern. Design, Inc. (1996) など)。
- (8) 実用品の意匠特許に関しては、その意匠が、物品の用途によって支配される場合は

¹ 本調査研究では、登録前に公知意匠を調査し新規性を審査することが法律等により規定されている場合は、実体審査があるとした。

² 本調査研究では、批准書寄託により条約への加盟とした。したがって、署名のみで批准書の寄託がなされていない場合を準備中とした。

³ 米国特許法(Patent Laws) 2011 年 9 月 16 日改正

http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_laws.pdf(最終訪問日: 2014 年 2 月 12 日)

⁴ 「意匠」の解釈として、MPEP 1504.01(第 8 版、最終修正 2012 年 8 月(Manual of Patent Examining Procedure, <http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/index.html> 最終アクセス日: 2014 年 2 月 12 日))には「判例法により、少なくとも以下の 3 種類の意匠を含むと解釈されている。

(A)製造物品に応用又は具現されている装飾、刻印、印刷物又は絵(表面模様(しるし))に係る意匠

(B)製造物品の形状又は構成に係る意匠

(C)上記 2 種類の組合せ

In re Schnell, 46 F.2d 203, 8 USPQ 19 (CCPA 1931) ; Ex parte Donaldson, 26 USPQ2d 1250 (Bd. Pat. App. & Int. 1992)を参照。」と説明がされている。

⁵ 意匠発効後 9 か月の期間に限り、第三者が USPTO に申立てることにより意匠権の有効性を争うことができる制度である。

「機能」とみられ保護の対象とはならない(Tyco Indust.,Inc. v. Tiny Love, Ltd. D.N.J. 1996)。

- (9) 法第 271 条(b)(c)に間接侵害の規定があり、特許発明のために特に用いられる部品、材料又は装置を、直接侵害者に提供することにより侵害に寄与する行為等は間接侵害に該当する。
- (10) 意匠権者は意匠権侵害に対し民事訴訟により救済(侵害行為の差止め、損害賠償請求等)を求めることができる(法第 281 条)。司法管轄は連邦地方裁判所(District Court)で控訴審は行政訴訟と同じく CAFC となる。CAFC の判決に対しては連邦最高裁判所(The Supreme Court)に上告できる。
- (11) 意匠特許権侵害による刑事罰は認められないと解されるが、意匠特許証の偽造、改竄は合衆国法典 18 卷第 497 条により、また、偽りの特許表示は法第 292 条により罰金刑の対象とされる。
- (12) International Trade Commission(ITC : 米国国際貿易委員会、以下、「ITC」という。)への提訴により、通関を禁止する排除命令と販売を中止する停止命令を請求することができる。
- (13) Immigration and Customs Enforcement(ICE : 米国移民・関税局)にて、意匠特許侵害品の輸入差押えが行われる。

1. 2. 意匠権設定までの運用

(1) 願書の記載

米国では、意匠出願の要素として明細書を提出する。明細書には以下の項目を記載する必要がある(特許規則⁶(以下、「規則」という。) 1.154)。

1. 出願人の名称、意匠の名称、その意匠を組み込む物品の種類及び用途についての簡単な説明
2. 関連出願についての相互参照
3. 連邦政府支援の研究又は開発に関する陳述
4. 図面の図についての説明
5. 特徴の説明
6. 単一のクレーム

意匠分類は、米国の実務者⁷の見解によれば、意匠分類⁸の記載は出願人が記載することはできず、USPTO が付与する。

明細書に意匠の説明又は物品の説明を記載できるとの規定はないが、一つのクレームを

⁶ 米国特許法規則(Patent Rules) 2010年6月25日修正

http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_rules.pdf(最終アクセス日 : 2014年2月12日)

⁷ 本報告書では「実務者」とは現地の弁護士、弁理士、企業の知財部関係者などを指す。

⁸ USPTO は独自の米国意匠分類(U.S.CI)を採用している。

含めることができる。クレームは、意匠が具現または応用されている物品に関して、出願人が特許を求める意匠を特定するものである。クレームは、「表わされた、(意匠が具現または応用されている物品)に係る装飾的意匠」について正式な表現で記載されなければならない。クレームにおける物品の説明は、専門用語上、その意匠の名称と一致しなければならない(意匠特許出願ガイド⁹ A Single Claim)。

なお、規則1.152に“The design must be represented by a drawing …”とあることから、図面によって開示するものものは「意匠の表現物(a representation of the design)」でなければならない。

(2) 物品名の表示

意匠の名称(The Title)は、一般に知られた、公衆により使用される名前により、意匠が具現されている物品を特定するものでなければならない。販売名は名称として不適切であり、使用すべきではない。実際の物品の説明的な名称は、審査官が先行例の調査の十分な範囲を判断する際に役に立つ。また、新しい出願に適切なクラス、サブクラスおよび特許審査官を割り当てる、さらに出願の特許許可時に適切な特許分類を割り当てる際にも有用である。加えて、特許が公開された後、意匠を具現する物品の特性および用途を公衆が理解する上でも役に立つ。それゆえ、出願人は具体的かつ説明的な名称を提示することが望ましい(意匠特許出願ガイド The Title)。

(3) 図面提出要件

意匠出願には、意匠の外観の完全な開示を構成するのに十分な数の図を含まなければならない(規則 1.152)。特に、MPEP 1503.02 I には、「図面又は写真には、正面、背面、上面、底面及び両側面を含む、権利請求された意匠の完全な外観を開示する十分な数の図を含めるべきである。立体的意匠の外観を明確に示すため、斜視図を提出することが可能であり、推奨される。斜視図が提出された場合、斜視図において表示された表面が明確に理解され、十分に開示されているのであれば、通常、斜視図に表示された表面を他の図に描写する必要はない。」と説明している。

図面には、意匠の表面の特徴又は輪郭を示すために、適切かつ十分な表面陰影が使用されなければならない。濃淡のない黒の表面陰影(すなわち、塗りつぶされた黒い表面陰影)は、黒色及び色の対比を表示するときを除き、認められない(規則 1.152、MPEP 1503.02 II)。

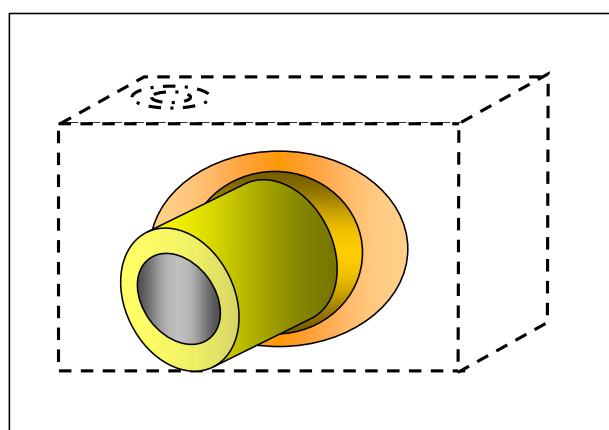
一出願において、写真とインク図面を組み合わせ、正式図面とすることは認められない。意匠出願においてインク図面の代わりに提出される写真は、背景を開示してはならず、権利を要求する意匠のみに限定されなければならない(規則 1.152)。

⁹ 意匠特許出願ガイド(Design Patent Application Guide)

<http://www.uspto.gov/patents/resources/types/designapp.jsp#title>(最終アクセス日：2014年2月12日)

(4) 図面に記載した破線の意味

破線による開示は、図解のためのものにすぎないと理解されており、権利請求された意匠の一部を構成しない。権利請求された意匠の一部を構成しないが、意匠が使用される周辺環境を示すために必要とみなされる構造は、図面において破線で示すことができる。このようなものとして、意匠が具現または応用されている物品における、権利請求された意匠の一部とはみなされないあらゆる部分が含まれる。クレームが物品に係る表面装飾だけに関するものである場合、その意匠が具現されている物品は、破線で示さなければならない(意匠特許出願ガイド **Broken Lines**)。したがって、下に示すデジタルカメラの部分意匠を表す図面において破線で示す部分は、保護を求めようとする実線で表現された部分(レンズ部分)の周囲環境(カメラ全体)を図解しているものと解釈されると考えられる。

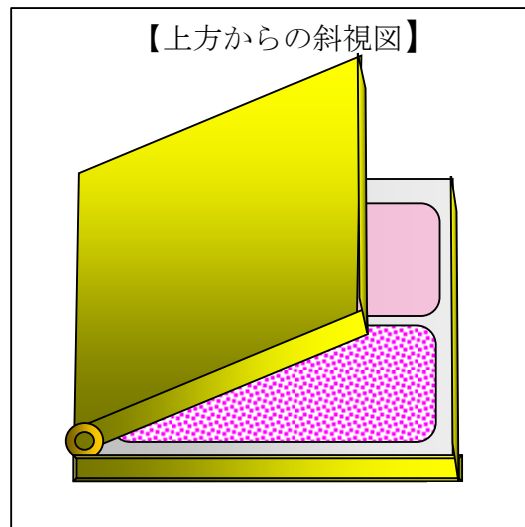


※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じデジタルカメラの図を示して回答を得た。

デジタルカメラの部分についての意匠
(Design of a part of a digital camera)

(5) 図面又は写真によって開示されていない部分の扱い

意匠出願には、意匠の外観の完全な開示を構成するのに十分な数の図を含まなければならない(規則 1.152)。図面または写真には、権利請求された意匠の外観、即ち正面、背面、右側、左側、上面および底面を完全に開示する十分な数の図を含めるべきである。要求されていないが、立体的意匠の外観および形状を明確に表わすため、斜視図を提出することが推奨される。斜視図が提出された場合、斜視図において表わされた表面が明確に理解され、十分に開示されているのであれば、通常、斜視図に表わされた表面を他の図に描写する必要はない(意匠特許出願ガイド **The Views**)。したがって、下に示す斜視図一枚の写真だけでの意匠の開示では、斜視図に示されていない部分が存在するため、それらを示す部面又は写真を提出図面に含めることが必要であると考えられる。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ化粧品の写真を示して回答を得た。

一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品ケース)
 (Example of a design disclosed only by one perspective view (photograph) alone
 (cosmetic case))

(6) 複数意匠の関係

(USPTO に質問をしたが回答が得られなかった。)

(7) パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の扱い

法第 119 条(a)に基づいて、意匠出願においてパリ条約による優先権の主張が認められる。優先権の利益を享受するためには、同一の意匠に関する最初の外国出願の日から 6 月以内に米国に出願がされなければならない(法第 172 条、MPEP 1504.10)。

(8) パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の記載と優先権証明書の記載との相違

(USPTO に質問をしたが回答が得られなかった。)

(9) グレースピリオド(新規性喪失の例外規定)

出願に係る意匠の開示が有効出願日の 1 年以内であれば、開示された意匠は先行意匠とはならない(法第 102 条(b))。ここで有効出願日とは、パリ優先権主張の基礎出願(法第 119 条)、国内移行出願(法第 365 条(a))、国際出願(法第 365 条(b))、継続出願(法第 120 条)、分割出願(法第 121 条)のいずれか最も早い出願日を言う。

なお、日本のように、申請と証明書を提出するといった手続を出願時に行う必要はない。

米国の実務者からは以下のコメントが得られた。

「グレースピリオドの情報は、意匠公報には掲載していない。先行意匠では無いものに関する使用あるいは公表を特定しなくてはならないという要件は無いからである。」

(10) 保護要件

意匠の保護の要件としては、新規性、独創性、非自明性、装飾性が規定されている。

法第 171 条
 製造物品のための新規、独創的かつ装飾的意匠を創作した者は、本法の条件及び要件に従い、それについての特許を取得することができる。
 発明に関する特許についての本法の規定は、別段の定めがある場合を除き、意匠に関する特許に適用する。

これらの要件のうち、判断に先行意匠との対比が必要とされる要件は、新規性(Novelty)と非自明性(Non-obviousness)であるが、これらの判断主体について USPTO に質問をしたが回答が得られなかった。

なお、新規性及び非自明性の判断主体について、米国では行政判断と司法判断が別々に分かれており、行政判断と司法判断が共通している日本とは異なる。このため、権利範囲についての考え方については後段の「1. 3 意匠権設定後の運用」の項で米国の実務者からの回答を掲載する。

※表 米国と日本の保護要件権利範囲と判断主体

		米国	日本
保護要件		新規性(Novelty)	新規性
	判断主体*	平均的な観察者(Average observer)	需要者
		非自明性(Non-obviousness)	創作非容易性
	判断主体*	通常の技術を持った者(The person of ordinary skill in the art)であり、その分野の通常のデザイナー(An ordinary designer of aarticles of the type at issue)	当業者
権利の効力範囲		購入者が通常払う注意により、双方の意匠が実質的に同一であり、その類似性が、通常の見察者を欺瞞し、一方を他方のデザインと考え、購入するように誘導する意匠に及ぶ	同一又は類似の意匠に及ぶ
	判断主体	通常の見察者(Ordinary observer)	需要者

※産業構造審議会 知的財産政策部会 第3回意匠制度小委員会(平成16年11月17日) 配付資料「参考資料3」(表9「各国の保護要件、権利範囲と判断主体」)をもとに、今回の文

献調査・米国の実務者へのアンケート調査を反映して作成した。

* USPTO からの回答が得られなかったため、上記「参考資料 3」及び MPEP1504.02、1504.03 をもとに記載した

米国特許法第 102 条「新規性」(35USC. 102 ‘ Novelty’)、第 103 条「非自明性」(35USC. 103 ‘Non-obvious subject matter’)における意匠出願の審査について米国の実務者に以下の質問をして回答を得た。

質問：

新規性の審査において、複数の公知意匠あるいは公知意匠の複数の部分を組み合わせ構成した意匠と出願に係る意匠を対比して第 102 条新規性を判断する場合はあるか。また、そのような判断がなされるとした場合、第 103 条「非自明性」が適用される場合とどのような違いがあるか。

米国実務者回答 1：

新規性は、1 個の先行意匠についてのみ関係する。

米国実務者回答 2：

新規性は、請求されている意匠と、1 つの公知意匠と比較することによって決定される。

(1 1) 創作非容易性に関する判断例

日本意匠法で規定されている創作非容易性(意匠法第 3 条第 2 項)について、日本において創作容易であるとして登録されない以下の 3 つの例を示して、これらが米国で登録を受けることのできない事例に該当するか、米国の実務者の見解を求めたが、米国には創作非容易性の規定はないとの回答のみで、具体的な判断は得られなかった。

- ・ 寄せ集め・置換の意匠(本棚付き机)
- ・ 構成比率の変更又は連続する単位の数の増減による意匠(電子複写機)
- ・ 商習慣行上の転用による意匠(オートバイおもちゃ)

1. 3. 意匠権設定後の運用

(1) 願書の記載と権利範囲

物品名と意匠権の関係を、米国の実務者の見解を求めたところ、以下の回答を得た。

物品名のみでは権利範囲は決定されず、クレーム、図面、記載要件が権利範囲に影響を与える。

意匠分類の役割について米国の実務者に見解を求めたところ、次の 2 点の指摘があった。

- ・ 意匠分類は、意匠の権利範囲には関係ない。
- ・ 出願管理や、サーチを効率化するためのものである。

願書に記載した意匠の特徴や物品の機能及び用途の説明はその意匠の権利範囲に影響を与えるかを確認したところ、以下の回答を得た。

「意匠の特徴、および物品の機能と利用目的」は米国の慣例では必要ないため、通常は提出されない。ただし、提出する場合は、意匠権の範囲に影響を与える可能性がある。このような記載書(the statement)が範囲にどう影響するかは、作成された記載書に大きく依存する。」

画像意匠の保護対象をどのように考えるか、すなわち、画像そのものを保護対象としているか(例えば、「GUI」、「アイコン」を物品名あるいはタイトルとして記載する)、物品の一部として保護しているか(例えば、GUI等を用いる製品名を「GUIを表示されたテレビ」等と記載する必要がある)を、米国の実務者に見解を求めたところ、画像意匠は物品の一部として保護している、すなわち、出願された意匠が工業製品に具現化されていることを明らかにしなければならないとのことであった。また、画像意匠の権利であることは願書の何よって決定されると考えられるかを質問したところ、願書における説明と図面によって決定するとの回答を得た。さらに、どのような行為が画像意匠の権利侵害に該当するかの見解をもとめたところ、米国における保護対象は「製造された物品の装飾的意匠」でなくてはならないため、GUI自体は意匠の保護を受けることができず、プログラムそのものと関連する行為は直接的な侵害ではないが、画像を含めた表示あるいは画面の使用は、直接的な侵害を構成するとの回答を得た。

(2) 権利の効力範囲

意匠の保護の要件としては、新規性、独創性、非自明性、装飾性が規定されている。

これらの要件のうち、判断に先行意匠との対比が必要とされる要件は、新規性(Novelty)と非自明性(Non-obviousness)であるが、保護要件(登録要件：すなわち USPTO における審査判断)とは別に、権利の効力範囲(司法判断)における判断主体について、米国の実務者の見解をもとめた結果、以下の回答が示された。

新規性(法第 102 条)における判断主体

特許請求された先行意匠との間における通常の観察者(ordinary observer)によるテストによって判断される。

International Seaway Trading Corp. v. Walgreens Corp., 589 F3d 1233 (Fed. Cir. 2009)「通常の観察者が、購買者が一般的に注視するように見た時に、二つの意匠が実質的に同一である場合、かかる類似性が観察者の目を欺くことを目的としたものであり、また他方であるように見せかけてその購買を招いているのであれば、最初に特許を取得したものが他方によって侵害されていることになる。」

非自明性(法第 103 条)における判断主体

判例法には一貫性が無い。大半の判例法は、全体としての自明性の分析は通常の創作者(a designer of ordinary skill)の視点から決定されるとしているものの、*International*

Seaway Trading Corp. v. Walgreens Corp, 589 F3d 1233 (Fed. Cir. 2009) は、自明性の分析のほとんどは通常の観察者（すなわち通常の購買者）の視点によるものであると述べている。

- ・通常の創作者を判断主体としている判例

High Point v. Buyers Direct, Inc., decided Sept. 11, 2013 by the Fed. Cir.

Apple, Inc. v. Samsung Elecs. Co., 678 F.3d 1314, 1329 (Fed. Cir. 2012)

Durling v. Spectrum Furniture Co., 101 F.3d 100, 103 (Fed. Cir. 1996)

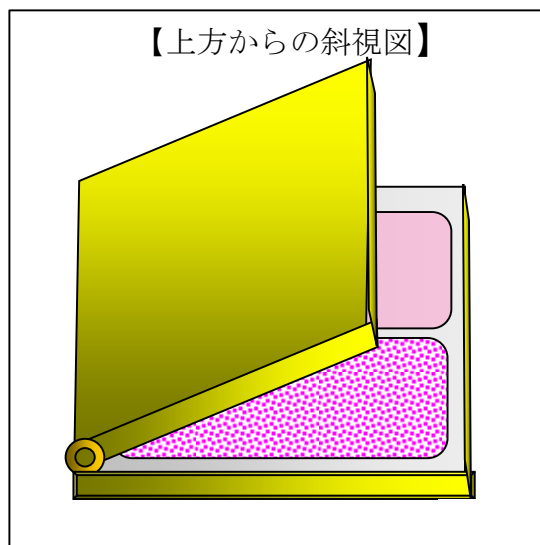
- ・通常の観察者(通常の購買者)を判断主体としている判例

International Seaway Trading Corp. v. Walgreens Corp, 589 F3d 1233 (Fed. Cir. 2009)

(3) 登録意匠の権利範囲の参考判断例

米国の実務者に意匠の図面(写真)を提示して見解を求めたところ、以下のとおりであった。

【参考判断例1】



一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)

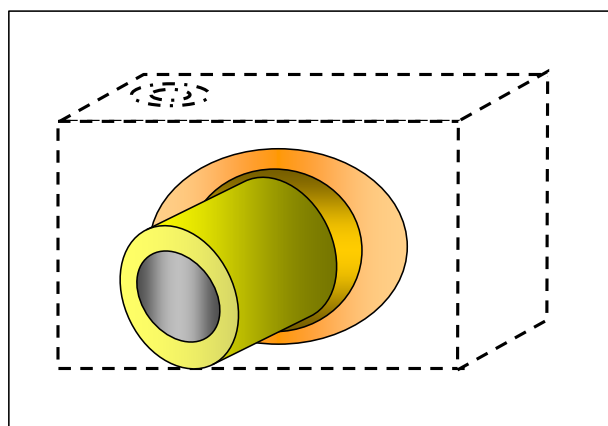
(Example of a design disclosed only by one perspective view (photograph) alone (cosmetic case))

米国実務者回答：

この単一の図では、実施可能および意匠の記述要件の欠如から拒絶される可能性が高いが、これは審査官が、機能の奥行きと外形は実施可能では無いと見なす可能性による。仮に登録になっていれば、図面に表現されていない部分がディスクレームされた権利とされる。つまり図面において示されていない部分は、クレームのいずれの部分も構成しない。

【参考判断例2】

図面に記載した破線がもつ意味について、米国の実務者に下図のデジタルカメラの部分について意匠を提示した。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じデジタルカメラの図を示して回答を得た。

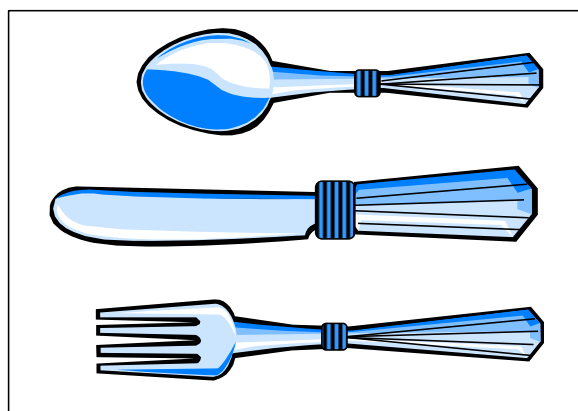
デジタルカメラの部分についての意匠
(Design of a part of a digital camera)

米国実務者回答：

破線部は権利範囲外であるから、破線部分の形状に関わらず、実線部分の形態が同一、実質同一又は類似をしていれば意匠権は及ぶ。

(4) 意匠の単一性

日本で認められている下図のような組物「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」の意匠が米国でも認められるか、また、認められる場合に、権利範囲は組物の意匠全体の実施にのみ及ぶのか、あるいは単独の物品の実施にも及ぶのか米国の実務者の意見を求めた。回答は以下のとおりであった。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

柄部の特徴的な意匠が共通するスプーン、フォーク、ナイフのセット
(A set of a spoon, folk and knife which share the distinctive design of the handle part)

米国実務者回答：

スプーン、フォーク、ナイフのセットは一意匠として認められ出願ができる。セットの

集合体としての外観に特徴がある場合は、クレームに図に示されている集合体が権利請求であることを記載する。

共通した特徴のあるスプーン、フォーク、ナイフのセットとして権利を取得した場合は、意匠権は同じ物品で構成されるセットものとしての実施にのみ権利が及ぶ。したがって、米国では、製品の共通する特徴を権利の対象とするのであれば、スプーン、フォーク、ナイフのいずれか一つの、特徴部分(柄部)を実線で記載し、その他の部分を破線で示して部分の意匠の保護を求めるのが適切であろう。

また、画像意匠の単一性について確認をするために下図のような変化する携帯電話の表示画像を示してこのような変化する画像が一意匠として認められるかを米国の実務者に質問をしたところ、変化する画像は一意匠として認められ出願ができるとの回答であった。また、権利範囲については、変化する一意匠としての特徴を認めた画像意匠であるから、変化の状態がすべて同一、実質同一又は類似のものにのみ権利が及ぶとされるとのことであった。



変化する画像についての意匠
(Design containing changing graphic images)

(5) 変化する意匠

立体形状の変形おもちゃなど物品がその機能に基づいて形状が変化する意匠の権利について、米国の実務者の見解では、意匠権の効力は、変化の形態を表現したすべてについて意匠権に係る意匠の形態が同一か類似する場合に権利が及ぶとされる。

(6) 意匠登録の無効

米国の実務者に、登録意匠の有効性を争って、登録を無効にすることができる制度及びそのような手続きを行う機関としてどのようなものがあるか見解を求めたところ、次の手続きが指摘された。

- ・ USPTO における登録後レビュー
- ・ USPTO における査定系再審査、当事者系レビュー
- ・ 裁判所における意匠権侵害訴訟での意匠権無効の請求(意匠権が無効であるという理由のみで裁判所で手続きを行うことはできない。)

次に特許無効に該当する理由を列挙し、その中からの該当する理由の選択を求めた。選択された無効理由は以下のとおりであった。

- ・ 保護対象非該当
- ・ 新規性欠如
- ・ 複数の先行技術引例による自明性¹⁰
- ・ 他人の先行意匠による開示
- ・ 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠(Best Lock Corp. v. Ilco Unican Corp., 94 F.3d 1563 (Fed. Cir. 1996))

オフィスアクションの根拠になるが、登録意匠の無効の理由にはならない要件があるかを確認したところ、次のとおりであった。

米国の意匠実務(US design practice)では、一つの特許に含めるためには、特許的に区別できない意匠(Ptentably indistinct designs)であることが要求されるだけである。ただし、付与済み意匠特許が、特許性において区別できる 2 つの意匠特許を含む場合でも、無効の理由とはならない。

また、図面あるいは明細書に関する些細な要件不充足は最初の拒絶理由にはなるが、図面を無効とする根拠にはならない。

登録意匠と無効事由とされる先行意匠の関係について米国の実務者に見解を求めた。先行意匠は提示された意匠と同一意匠に限られるか、それとも先行意匠を中心に同一性の範囲を認め、登録意匠がその範囲に入っていれば無効と考えるかを確認した、見解は以下のとおりであった。

登録意匠は、通常の観察者テストに基づき、単一の先行技術が存在する場合には登録は無効である。International Seaway Trading Corp. v. Walgreens Corp., 589 F.3d 1233 (CAFC, 2009)

登録意匠は、その意匠が当該物品の通常の創作能力を有する創作者(a designer of ordinary skill)に自明であったであろう場合には、自明であるという理由で登録が無効となる。High Point Design LLC v. Buyer's Direct, Inc., 730 F.3d 1301 (CAFC, 2013)

USPTO による、出願に係る意匠と公知意匠との同一、類似を判断する傾向と、裁判所が意匠権侵害事件において登録意匠と被疑侵害品との同一、類似を判断する傾向に差異が

¹⁰ 実務者による回答の自由記載記載欄への記載による(Non-obviousness in view of multiple prior art references)。

あるか否かについて米国の実務者に見解を求めたところ、回答は以下のとおりであった。

米国実務者回答：

USPTO は、意匠出願と最も近い先行意匠を比較し、出願された意匠が先行意匠と同じ、またはほぼ同じであるかどうか判断する。米国の意匠出願は、出願された意匠と先行意匠が「基本的に同じ意匠上の特徴」を有しており、通常の技能を持った創作者は両者の明らかな違いに気づくと思われる場合は、意匠は取得できない可能性がある(In re Rosen (CCPA, 1982))。USPTO では、先行技術による拒絶をすることなく大半の意匠出願を認めている。

法廷では、先行意匠に詳しい通常の観察者が、被疑製品がその意匠と同じであるとだまされてしまう (Egyptian Goddess Inc. v. Swissa Inc. (Fed. Cir. 2008)) かどうかを判断する。

1. 4. 著作権との関係

意匠権と著作権の保護対象の関係を確認するために、米国の実務者に意匠権の保護対象と著作権の調整規定の存否について見解を求め、以下の回答を得た。

米国実務者回答：

同一の物品に対し、意匠と意匠著作権保護の双方を受けることができると考える。物品の意匠著作権は、17 米国特許法第 101 条および 113 条の下で「絵画、グラフィック、および彫刻著作物」とみなされる。但し、著作権保護は、意匠が物品から概念上区別可能である場合のみ利用できるため、意匠の方がより一般的に利用されるとのことであった。

1. 5. 意匠権侵害

1. 5. 1. 意匠権侵害についての事例検討¹¹

複数の米国実務者に意匠の図面を提示し見解を求めた¹²ところ、次のとおりであった。

¹¹ 知財庁は審査上、登録可否の観点から類否を見ているが、実務者は、侵害・非侵害となるか等効力範囲の観点から類否を見ている。

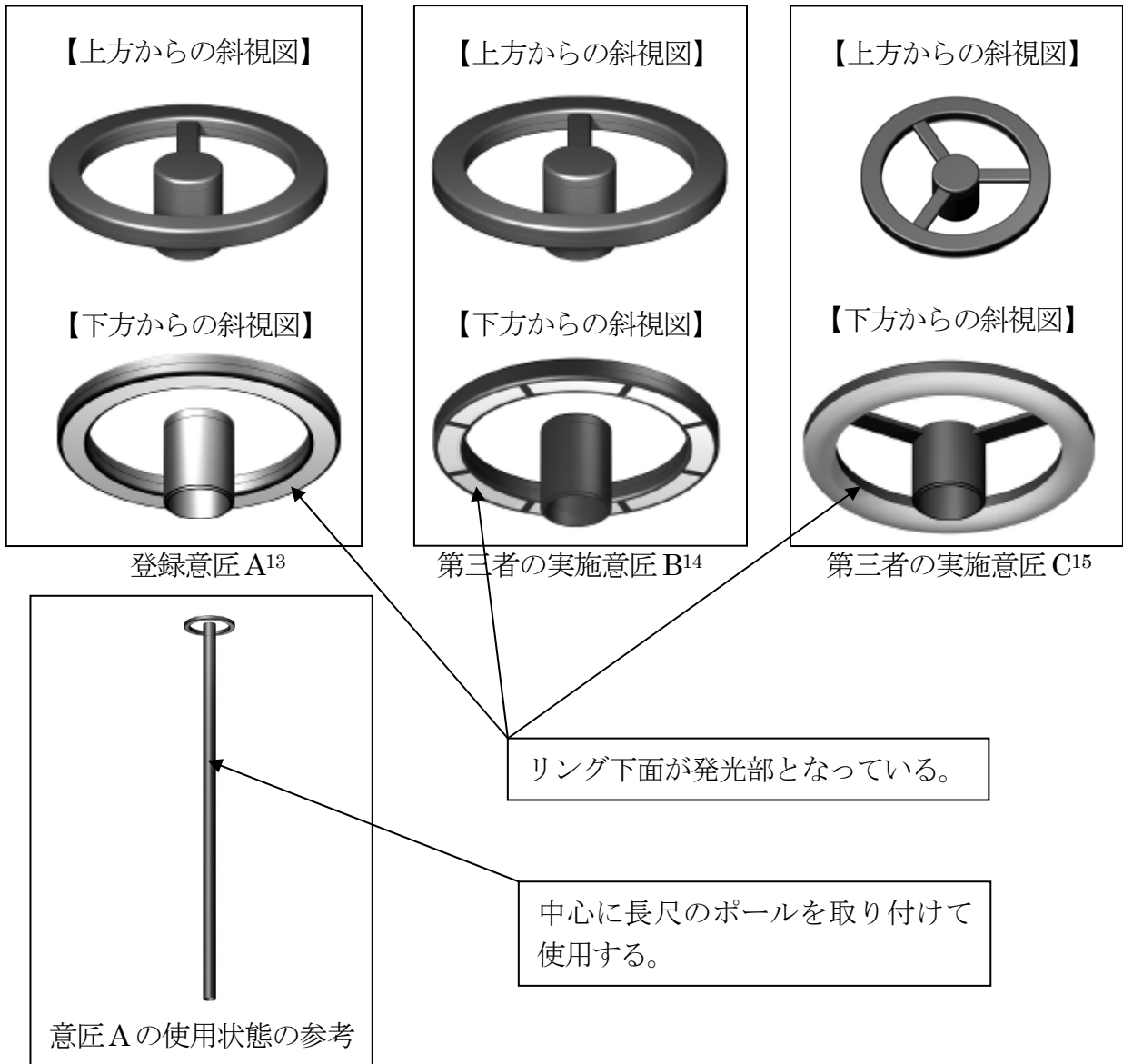
知財庁に意匠の具体例を示して類否判断を求め、各国地域の実務者に同じ具体例を示して侵害判断を求めた。具体例を同じ意匠としたので、知財庁の審査の観点からの判断と、実務者の意匠権侵害の観点からの判断が等しくなるか、相違するかについての結果が得られた。また、実務者による侵害判断の【参考判断例 1】【参考判断例 3】ではアンケート調査では公知意匠がない場合の 2 意匠対比の判断を依頼し、その後、米国を含むヒアリング調査国・地域では、公知意匠がある場合の判断を依頼して結果を得たので、公知意匠が侵害判断に与える影響を調査することができた。さらに、各国・地域間でも具体例を上記具体例と同じ意匠としたので、国・地域間での判断が等しくなるか、相違するかについての結果も得られた。

¹² 質問に当たっては例示意匠の、日本での登録情報(本登録意匠－関連登録意匠の関係を含む)は一切開示せずに回答を得た(他の国・地域でも同じである)。

【参考判断例 1】

質問：

登録意匠 A、意匠 B、意匠 C は、いずれも物品が「街路灯灯具本体」で同じであるが、登録意匠 A、意匠 B 及び意匠 C は互いに発光面(底面)の形状が異なるとともに、先行意匠 C は発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なる。意匠 B、意匠 C を第三者が販売している場合に、これらの意匠は登録意匠 A を侵害するか。



米国実務者回答 1：

意匠 B は登録意匠 A を侵害するが、意匠 C は登録意匠 A を侵害しない。

¹³ 意匠登録第 1365435 号(本意匠)

¹⁴ 意匠登録第 1365854 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

¹⁵ 意匠登録第 1421163 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

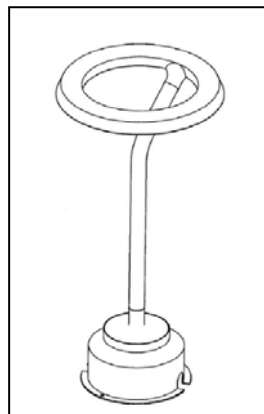
米国実務者回答 2 :

侵害が起きたかどうか決定できる以前に、最も関連性の高い先行意匠を含む追加情報が提供されなければならないと思う。**Egyptian Goddess v. Swisa, 543 F.3d 665 (Fed. Cir. 2008) (en banc)** を参照いただきたい。

さらに、上記の図に加えて下図の公知意匠を提示して以下の質問をしたところ、米国の実務者の見解は以下の回答のとおりである。

質問 :

侵害・非侵害を判断する審理の過程で、登録意匠 A に対する以下の公知意匠が存在することが判明した。公知意匠は意匠 A の登録時の手続きでは考慮されていなかった。このとき、意匠 B、意匠 C は、登録意匠 A の意匠権を侵害するか。



公知意匠¹⁶

米国実務者回答 1 :

実際の事例によるが、意匠 B は登録意匠 A を侵害していると言えなくもない。意匠 B の全般的な外観は意匠 A と同じで、違いは、被疑意匠では発光リングが小さな部品に分かれているだけである。これだけの違いで、侵害していないという全般的印象を否定することはできないであろう。さらに、意匠 B の外観は、もっとも似ている公知意匠より、登録意匠により近い。

さらに、これも実際の事例によるが、意匠 C は意匠 A を侵害していると思われる可能性は低い。意匠 C の全般的印象は、支持物が単一ではなく、放射状に 3 本設置しており、意匠 C の下面は意匠 A と違ってもっと丸みがあることから、意匠 A とは異なる。これらの違いが意匠の全体的な印象に影響する。ただし、放射状支持物が意匠の全体的印象に影響している事実を考慮し、意匠 C が侵害していると主張することはあり得る。

¹⁶ 意匠登録第 1350510 号(単独登録)

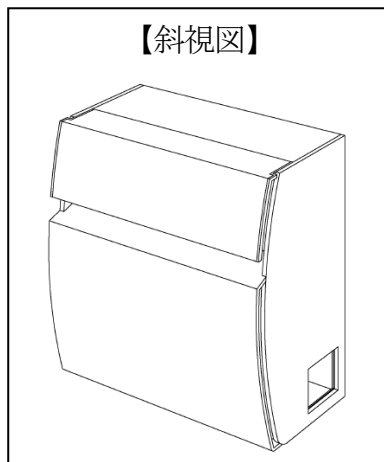
米国実務者回答 2 :

意匠 B は恐らく登録意匠 A を侵害していると考え。既知の意匠を考慮すれば(意匠 C は従来技術に近いと仮定)、通常の観察者(通常の観察者(ordinary observer)は手ごろな価格の照明器具を購入する普通の最終消費者と仮定)は意匠 B の全体外観は実質的に登録意匠 A と同等であると感じるであろうと考える。したがって、通常の観察者は、意匠 B は登録意匠 A であると信じ込んでしまうことが起こり得ると考える。その結果、当方の考えでは、意匠特許侵害に関する通常の観察者(ordinary observer)テストの下では意匠 B は恐らく登録意匠 A を侵害している。Egyptian Goddess 事件判決(Egyptian Goddess v. Swisa, 543 F.3d 665 (Fed. Cir. 2008) (en banc)) を参照いただきたい。

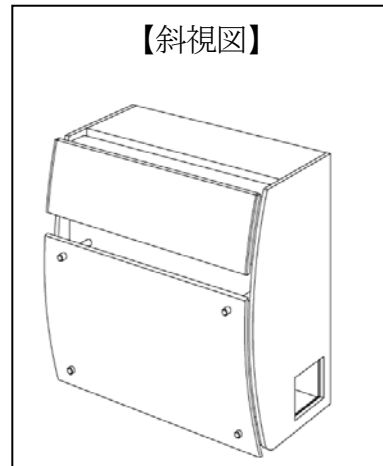
【参考判断例 2】

質問 :

登録意匠 D、意匠 E は、いずれも物品が「郵便受箱」で同じであるが、意匠 E は前面カバーの形状が登録意匠とやや異なる。意匠 E を第三者が販売している場合に、この意匠は登録意匠 D を侵害するか。



登録意匠 D¹⁷



第三者の実施意匠 E¹⁸

米国実務者回答 1 :

これは、先行意匠の範囲による。登録意匠のような意匠が多数存在する場合、通常の観察者にはその全体的な外観の区別が着き難くなる。

米国実務者回答 2 :

侵害が起きたかどうか決定できる以前に、最も関連性の高い先行意匠を含む追加情報が提供されなければならないと思う。Egyptian Goddess v. Swisa, 543 F.3d 665 (Fed. Cir. 2008) (en banc) を参照いただきたい。

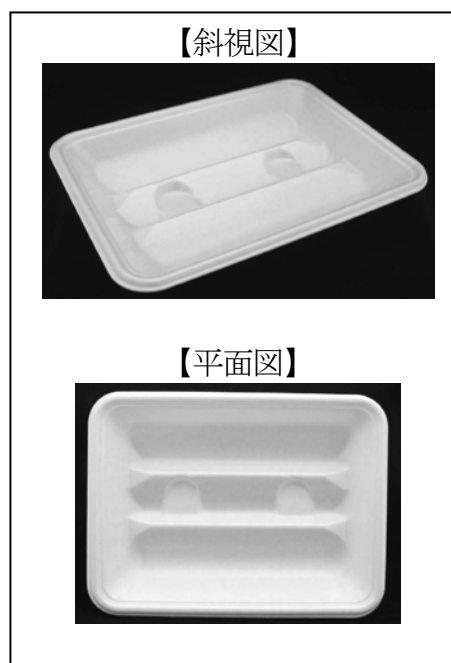
¹⁷ 意匠登録第 1374144 号(本意匠)

¹⁸ 意匠登録第 1411875 号(意匠登録第 1374144 号の関連登録)

【参考判断例 3】

質問：

登録意匠 F、意匠 G は、いずれも物品が「包装容器」で同じであるが、意匠 G は全体の形状、底面の三角部の数、凹部の位置が登録意匠 F とやや異なる。意匠 G を第三者が販売している場合に、この意匠は登録意匠 F を侵害するか。



登録意匠 F¹⁹



第三者の実施意匠 G²⁰

米国実務者回答 1：

意匠 G は登録意匠 F を侵害しないと判断できる。

米国実務者回答 2：

侵害が起きたかどうかは決定できる以前に、最も関連性の高い先行意匠を含む追加情報が提供されなければならないと思う。Egyptian Goddess v. Swisa, 543 F.3d 665 (Fed. Cir. 2008) (en banc) を参照いただきたい。

さらに、上記の図に加えて下図の公知意匠を提示して以下の質問をしたところ、米国の実務者の見解は以下の回答のとおりである。

質問：

侵害・非侵害を判断する審理の過程で、登録意匠 F に対する下図の公知意匠が存在することが判明した。公知意匠は意匠 F の登録時の手続きでは考慮されていなかった。このと

¹⁹ 意匠登録第 1373205 号(単独登録)

²⁰ 意匠登録第 1409656 号(単独登録)

き、意匠 G は、登録意匠 F の意匠権を侵害するか。



公知意匠²¹

米国実務者回答 1 :

これも実際の事例によるが、意匠 G は登録意匠 F を侵害しているとされる可能性は少ない。意匠 G の全体的な外観の印象では、登録意匠 F は長い長方形の形状で、長辺方向に伸びた 3 本の溝、真ん中の溝の両端につけた 2 カ所の丸いくぼみがあり、一方、意匠 G は正方形の形状で、長い溝が 4 本、うち外側 2 本の溝の中央部に丸いくぼみがあることから、意匠 G は登録意匠 F とは異なっている。意匠 G は、長い溝が 4 本あり、円形または半円形のくぼみが溝の中央部にある点が共通していることから、先行意匠と似ている。登録意匠 F と意匠 G の相違点は多いので、特に、先行意匠といくつか類似点があるという事実を考慮して、通常の観察者・購買者(ordinary observer/purchaser)は全体として違うという印象を持つだろう。

米国実務者回答 2 :

意匠 G は恐らく登録意匠 F の意匠を侵害していないと考える。意匠 G の全体外観は登録意匠 F よりも先行意匠に類似していそうであり、通常の観察者(ordinary observer)(通常の観察者は手ごろな価格の包装容器を購入する普通の最終消費者と仮定)は、意匠 G は登録意匠 F であると信じ込んでしまうであろうことはないと思う。したがって、当方の考えでは、意匠侵害に関する通常の観察者(ordinary observer)テストの下では意匠 G は恐らく登録意匠 F を侵害していない。Egyptian Goddess 事件判決(Egyptian Goddess v. Swisa, 543 F.3d 665 (Fed. Cir. 2008) (en banc)) を参照いただきたい。しかし、このケースはま

²¹ 意匠登録第 1314199 号(単独登録)

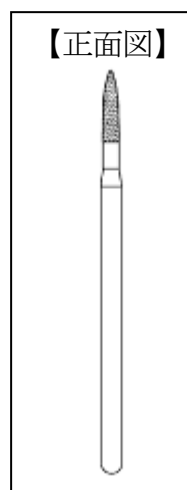
だ判事や陪審員がどう判決を出すかを確実に予測するのは難しいようなものであると考える。

【参考判断例 4】

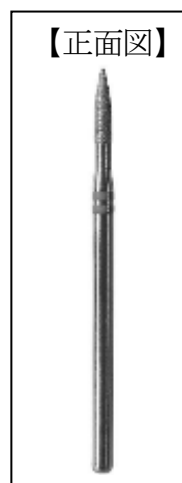
質問：

下の意匠 H 及び意匠 I はいずれも物品が歯科用回転器具で同一であり、意匠 H は登録意匠で、意匠 I は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 I は側部に、登録意匠 H にはない二重の輪状模様が付されている。このとき、実施意匠 I は、登録意匠 H の意匠権を侵害すると判断できるか。

なお、意匠に係る物品である「歯科用回転器具」は、人工歯の形態を研削して修整するためのものであり、歯科用電気エンジン又は歯科用ハンドピースに装着して回転させながら使われるものである。また、本器具は軸対象に加工されている。



登録意匠 F²²



第三者の実施意匠 G²³

米国実務者回答 1：

これは、先行意匠の範囲による。登録意匠のような意匠が多数存在する場合、通常の観察者(ordinary observer)にはその全体的な外観の区別がつきにくくなる。

米国実務者回答 2：

侵害が起きたかどうか決定できる以前に、最も関連性の高い先行意匠を含む追加情報が提供されなければならないと思う。Egyptian Goddess v. Swisa, 543 F.3d 665 (Fed. Cir. 2008) (en banc) を参照いただきたい。

1. 5. 2. 意匠権侵害の救済

意匠権者が意匠権の侵害に対する救済を求める機関は、裁判所と ITC であり、連邦地方

²² 登録意匠第 1377111 号(本意匠)

²³ 登録意匠第 1377517 号(意匠登録第 1377111 号の関連登録)

裁判所における訴訟が最も一般的である。ITC は、米国内への物品の輸入を除斥できる。米国の実務者の見解によれば、意匠特許侵害の金銭的損害賠償は、米国国際貿易委員会では得ることができないため、裁判制度はより頻繁に利用されると考えられるとのことであった。

これらの機関へ意匠権侵害の救済を求めた場合のメリット、デメリットについて米国の実務者の見解を得た。

	メリット	デメリット
裁判所	陪審裁判が可能、金銭的損害賠償が得られる。	費用がかかり、訴訟手続きが長期となる場合がある。
ITC	手続きが迅速である。	ITC へ起訴するには、意匠を国内で実施していなければならない。

意匠権の類否判断による効力範囲について、米国の実務者に見解を聞いたところ以下のとおりであった。

質問：

自国の意匠権の類否判断による効力範囲(知財庁(行政)、裁判所、税関それぞれでの判断)について、意見を記載していただきたい。また、日本の類否判断と比較することができる場合は、日本の類否判断との差異や普段感じていることをお聞かせ願いたい。

米国実務者回答：

日本の意匠法についてはほとんど知識がない。日本の意匠法では、侵害を分析する上で意匠物品の使用法と機能を考慮する、というのが私の理解である。米国では、意匠侵害は外観のみで判断され、機能については問われない。

1. 5. 3. 意匠権侵害に関する判例

United States District Court for the Northern District of California in No. 11-CV-1846 では、陪審はグラフィック・ユーザー・インターフェースの意匠である D604,305 が侵害されており、かつ、無効ではないと判断をした。

また、スマートフォンに関する侵害訴訟 Apple Inc. v. Samsung Electronics Co., Ltd では、2012年8月24日にサムスン電子に対して10億ドルの支払いを命じる陪審評決がカリフォルニアの連邦地方裁判所においてなされたが、本件は9件の知的財産権で争われており、そのうち4件が意匠特許 (USP No. D504,889, D593,087, D618,677, D604,305) である(残り3件は特許権、2件はトレードドレス)。

1. 6. 税関・警察等での取締り

意匠権侵害は刑事罰の対象とはされない²⁴。警察での意匠権侵害についての取締りは行われていない。

税関における意匠権侵害の取締りについて、米国の実務者に以下の質問をして回答を得た。

質問 1 :

税関は、TRIPS 協定第 52 条(申立)もしくは第 58 条(職権による行為)に基づいて調査・摘発の取締りをどのようなタイミングで行っているかを教え願いたい。

また、税関に対して意匠権者の申告等が必要な場合は、申請手続きについて紹介しているホームページあるいは資料(タイトル)などがあればお教え願いたい。

米国実務者回答 1 :

意匠特許に関する税関での法令は、職権捜査 (ITC 排除命令) を行った後で、侵害しているとされる輸出・輸入品を税関が発見した時点で発効する。

意匠のトレードドレスと著作権の問題は、意匠権保有者が税関に調査開始を通知・申請した時点で開始する。

米国実務者回答 2 :

ITC が、特許および商標侵害の申立てを含めた輸入品の知的財産権侵害に関する請求を調査する。関税法 337 条に、一般の特許および意匠特許ならびに登録商標および慣習法商標(common law trademark)ならびに登録著作権を侵害する物品の輸入は違法であると宣言されている。ITC が調査を実施し、その輸入品が関税法 337 条を違反すると判断すれば、偽物や海賊版製品を除いて米国入国の排除命令ならびに違反者に直接ある行為をやめさせる停止命令を出す。米国税関・国境警備局(The United States Customs and Border Protection、以下「CBP」という。)がこの排除命令を執行する。

ITC は、権利者によって申立てられた訴状に基づき、不公正取引慣行の申立ての調査および解決を行う。調査を完了し米国通商法の違反を発見すると、ITC は CBP に、米国特許、商標または著作権を侵害する、または他の慣習法の権利を違反する輸入製品を米国から排除する命令を出すことができる。また ITC は、被告に違法行為を停止するよう命令することもできる。ITC の詳細情報は Website で見ることができる²⁵。

質問 2 :

税関が差止めた被疑侵害輸出入品について、意匠権を侵害しているとの最終判断が確定

²⁴ 意匠特許証の偽造、改竄は合衆国法典 18 巻第 497 条により、また、偽りの特許表示は法第 292 条により罰金刑の対象とされる(「1.1 制度の枠組み」参照)。

²⁵ <http://www.usitc.gov/index.htm>

した場合、それらの侵害品はだれによってどのような処分がなされるか。

米国実務者回答 1 :

USPTO は、意匠を交付する以外のことには一切関わっていない。ITC は、特定の物品や特定の輸入者に対して排除命令を発令することがある。当該物品は、CBC 専門官(a customs officer)によって差押え・没収対象とされる。刑事上の強制措置が意匠特許侵害でとられることはないが、偽造デザインが、商標法や著作権法を侵害している場合はこれらの法規により刑事罰の対象とされる場合がある。

米国実務者回答 2 :

CBP は、差押えさせた物品を安全に再利用する方法がない場合には、それらを破壊し使えなくする権限を有している。また CBP は、こうした差押えさせ物品の輸入を公衆に流通することを意図して補助した個人または直接行った個人に対して罰金を科すこともできる。

質問 3 :

税関や警察に対して、侵害をしているかいないかの判断結果について不服を感じることもあるか。ある場合は、判断のどのような点になのか感じたことを教え願いたい。

米国実務者回答 1 :

(回答なし)

米国実務者回答 2 :

CBP の審判の直接的な経験あるいは不満はない。

2. 欧州共同体商標意匠庁(OHIM)【実体審査無し、ハーグ協定加盟】

2. 1. 制度の枠組み

- (1) 欧州共同体商標意匠庁(Office for Harmonization in the Internal Market(Trade Marks and Designs) 以下、「OHIM」という。)に出願をすることにより、欧州連合加盟国(27か国)全域で効果を有する登録共同体意匠(以下、「RCD」という。)が付与され、権利行使が可能となる(欧州共同体意匠理事会規則 No6/2002²⁶(以下、「CDR」という。)前文(5))。なお、OHIMに登録をしない場合であっても、共同体内において最初に公衆の利用に供された日から3年間、無登録共同体意匠(UCD)によって保護を受けることができる(CDR第11条)。
- (2) 保護対象
保護対象はCDRに以下のように規定されている。

CDR 第3条 定義6

本規則の適用上、

- (a) 「意匠」とは、製品の全体又は一部の外観であって、その製品自体及び／又はそれに係る装飾の特徴、特に線、輪郭、色彩、形状、織り方及び／又は素材の特徴から生じるものをいう。
- (b) 「製品」とは、工業又は手工芸による物品をいい、その中には、特に複合製品に組み立てることを目的とする部品、包装、外装、図形的表象、印刷書体を含むが、コンピュータプログラムは含まない。
- (c) 「複合製品」とは、交換することができ、分解及び再組立を可能にする複数の構成部品によって構成されている製品をいう。

「図形的表象」(graphic symbols)、印刷書体(typographic typefaces)が製品(product)に含まれていることから、いわゆる画像意匠は保護対象であると解される。OHIMのWebsiteには保護を受ける意匠として、RCD 000197405-0001 Web design、RCD 000754098-0001 Logo、RCD 000600184-0008 Computer icons、RCD 000108584-0001 Typefaceが掲載されている²⁷。

- (3) OHIMでは、共同体意匠出願の方式審査を行い、実体審査は行わない(CDR第45

²⁶ 2006年12月18日の理事会規則(EC)No.1891/2006により改正された、共同体意匠に関する2001年12月12日の理事会規則No.6/2002

https://oami.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/law_and_practice/cdr_legal_basis/62002_cv_en.pdf(最終アクセス日:2014年2月12日)

²⁷ このことから、OHIMにおける画像意匠の保護の特徴は、画像そのものを保護することであり、物品と一体として保護しているのではないことがわかる。この点を確認するために、欧州実務者に画像保護対象をどのように考えているか質問したところ、画像そのものを保護対象としている(例えば、「GUI」、「アイコン名」を製品名として記載する)、またグラフィックシンボル、ロゴ、タイプフェイスも保護対象としているとの回答を得た。

- 条)。登録をしたときは、OHIM は RCD を共同体意匠公報に公告しなければならない(CDR 第 49 条)。
- (4) OHIM によって登録されたときは、当該出願の出願日から 5 年間、RCD によって保護されるものとする(CDR 第 12 条)。権利所有者は保護の存続期間を 5 年間で単位として、1 又はそれ以上の回数で延長することができるが、存続期間の合計は出願日から 25 年を限度とする(CDR 第 12 条)。
- (5) RCD に与えられる保護の範囲は、CDR 第 10 条に規定があり、保護範囲及びその判断主体が以下のとおり規定されている。
- (i) 共同体意匠によって与えられる保護の範囲には、情報に通じた使用者(the informed user)に対して異なる全体的印象を与えない意匠を含めるものとする。
- (ii) 保護の範囲を評価するときは、意匠を創作する際の意匠创作者の自由度を考慮するものとする。
- (6) 共同体意匠によって与えられる権利については CDR 第 19 条(1)に規定があり、いかなる行為に対して侵害が及ぶかが規定されている。
- (i) 登録共同体意匠は、その所有者に対し、当該意匠を実施(use)し、かつ、所有者の同意を得ない第三者がその意匠を実施すること(using)を防止する排他権を付与するものとする。前記の実施には特に、その意匠が組み込まれるか又は適用される製品の製造(making)、申出(offering)、市場投入(putting on the market)、輸入(importing)、輸出(exports)若しくは使用(using)又はそれらの目的での当該製品の貯蔵(stocking)を含めるものとする。
- (7) 技術的機能のみによって決定付けられる特徴、製品の通常の使用中には見ることのできない構成部品等に対しては意匠保護の対象とされない(CDR 第 8 条(1),(2))。また、コンピュータプログラムは含まない(CDR 第 3 条(b))。RCD の権利の効力のおよばない範囲は CDR 第 20 条に列挙されている。

2. 2. 出願書類の提出とその条件

(1) 願書における意匠の表現物

OHIM への出願書類が遵守すべき条件として、第 36 条(1),(2)より、願書には出願人、「意匠の表現物」、「意匠を組み込む予定又は適用する予定の製品の表示」を含めることとし、「意匠の表示であって、複製に適したもの(a representation of the design suitable for reproduction)」(CDR 第 36 条(1)(C))とされている。共同体意匠審査基準²⁸4.4 によれば、意匠の表現物は保護を求める意匠の特徴を記述するものであるため、もっとも重要であり明確で完全であることが期待される。一方、保護を求めるための細部が明確に区別されている程度に意匠の表現の質が担保されていることの確証は出願人の自己責任(the responsibility of the applicant)に委ねられている。

²⁸ 共同体意匠審査基準(Examination Guidelines Community Design)

<http://oami.europa.eu/en/office/aspects/pdf/ExamGuidelines.pdf>(最終アクセス日：2014 年 2 月 6 日)

OHIM の Website には保護を受ける意匠として、RCD 000785522-0001 Packaging of products が掲載されているが、RCD 000785522-0001 は正面、背面、左側面からの写真によって意匠が表現されている。日本意匠制度において、原則必須とされる平面、底面、右側面の写真あるいは図面は添付されていない。なお、CDR 第 49 条に記載される公告の具体的な方法が欧州共同体意匠委員会規則²⁹(以下、「CDIR」という。) 第 4 条 (2) に記されているが、意匠の表示には 7 を超える意匠の図を含めることができず、7 を超える数の図が提示された場合は、OHIM は登録及び公告の目的のために余分な図を無視することができる、としている。

(2) 願書の製品の表示

CDR 第 36 条(2)には「更に、意匠出願には、その意匠を組み込む予定であるか又は適用する予定である製品名の表示(an indication of the products)を含めなければならない」とあることから、製品の表示は必須である。

製品の表示は、製品の内容を明瞭に表示し、かつ、各々の製品を国際意匠分類(ロカルノ分類)の 1 のクラスのみで分類することができるような形で表現しなければならない。その場合できる限り国際意匠分類の製品一覧に示されている用語を使用する(CDIR 第 3 条(1)、(3))。

実務として、願書に記載した製品名の表示は方式審査においてどのように認定されるかを、具体的に分野を示して OHIM に質問をしたところ、OHIM は、例えば、「ボールペン」、「万年筆」、「サインペン」、「シャープペン」等、具体的な製品名称、「筆記具」等の包括的な製品群を表す名称、「文房具等」製品の分野を表す名称を認めている³⁰。

CDR 第 36 条(3)(a)に、出願人が出願書類に含めることができる事項として、(意匠の)表示又は見本を説明する説明書と規定されている。この説明書は意匠の複製又は見本に現れている特徴のみに係るものでなければならず、意匠に関して主張する新規性若しくは独自性又は意匠の技術的価値についての陳述を含めてはならない(CDIR 第 1 条(2)(a))。説明は出願書類に含められるが、原簿に記載されたり、全文公開(published in full text)されたりすることはない。原簿に説明書がある旨の表示をすることは認められている(共同体意匠審査基準 9.3)。しかし、CDR 第 36 条(6)において、(2)製品の表示、(3)説明は保護の範囲に影響を及ぼさないことが明記されている。

願書に記載した意匠の特徴や製品の機能及び用途の説明はその意匠の認定にどのように影響するかについて、OHIM は、意匠出願は文章による説明を含めることができる(一意匠当たり 100 語まで)が、OHIM はそれを公開しないとしている。

意匠分類について、CDR 第 36 条(3)(C)に、出願人が出願書類に含めることができる事

²⁹ 2007年7月24日の委員会規則(EC)No.876/2007により改正された、共同体意匠に関する理事会規則(EC)No.6/2002の施行に係る2002年10月21日の委員会規則(EC)No.2245/2002
https://oami.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/law_and_practice/cdr_legal_basis/22452002_cv_en.pdf(最終アクセス日：2014年2月12日)

³⁰ 回答は「審査部(Operations Department)」及び「国際協力および法務部(International Cooperation and Legal Affairs Department)」による。以下の OHIM 回答も同様。

項として、意匠を組み込む予定又は適用する予定の製品に関するクラス別分類と規定されている。OHIM は、分類を記載することは出願人の任意であり、出願人が記載していない場合は、審査官が付与するとしている(審査ガイドライン 7.4)。

また、OHIM における意匠分類の付与は、願書等の何から判断されるかについて、欧州欧州の実務者は、製品名、説明、図面のすべてを見て判断をしていると考えている。

(3) 図面提出要件

出願には、複製に適した意匠の表示(a representation of the design suitable for reproduction)を含めなければならない(CDR 第 36 条(1)(c))。意匠の表示は、明確かつ完全であることが期待されるが、明確に表されているかどうかを決めるのは出願人であり、出願人の自己責任にゆだねられていることが審査ガイドライン 4.4 に明示されている。図面、写真(スライドを除く)、コンピュータで作成した表現物その他の描写による表現物は、複製に適している限りにおいて認められる。

「登録共同体意匠のためのヘルプ・E-ファイリング(HELP-E-Filing)」には、図面についての次のように規定されている。

a) 図面の形式

添付書類として認められるのは JPEG ファイルのみであり、1 添付ファイルあたりの最大サイズを 5MB とする。各添付ファイルに含まれる外観図は、1 点のみでなければならない。

b) 図面のサイズ

各図面が使用するスペースは、17cm×24cm、2008×2835 ピクセルを超えてはならない。

c) 様式

図面は、中間色背景で再現しなければならず、保護を求める対象の詳細の一切が明確に識別可能、かつ、共同体意匠原簿に記録するため、及び共同体意匠公報での直接公告を行うために拡大縮小が可能であるような品質を有していなければならない。意匠の表現物には、説明的な文章、文言又は記号を一切含めてはならず、番号付与も行っていない。

d) 図面の数

表現物には、少なくとも 1 点、最大で 7 点の添付ファイルが含まれていなければならない。各添付ファイルに含まれる図面は 1 点のみでなければならない。図面とは、意匠自体又はその詳細を表現する描画図面又は写真をいい、白黒又はカラーを問わない。

(4) 図面に記載した破線の意味

保護対象は「製品の全体又は部分についての外観」とされていることから意匠の部分について登録が認められると解される。OHIM の Website には、登録された意匠として RCD 299752-0001 Parts of product が掲載されている。本件 RCD は、保護を求める靴の側部のカバーが実線であつ全体が黄色く表示されており、権利を求めている靴全体は 2 点鎖線で全体は無色で表現されている。

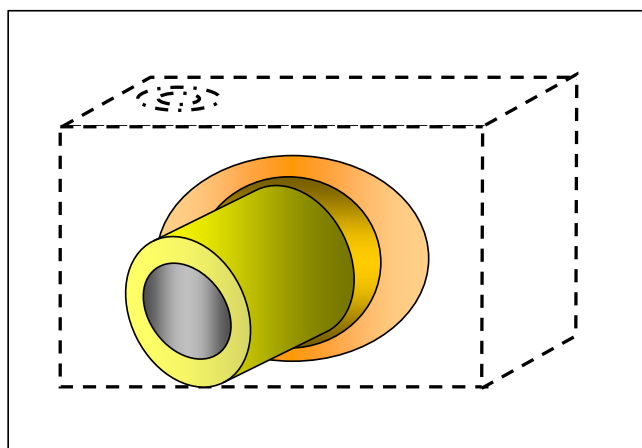
この点に関し、審査ガイドラインには保護を求めめる特徴についての表現方法について以下のような説明がなされている。

共同体意匠審査基準 11.4

意匠の表現物は保護を求めめる特徴に限定にされるべきである。しかし、表現物は保護を求めめる特徴を特定するのに助けとなる他の要素を含んでもよい。共同体意匠の登録出願においては次の方法による識別は認められる。

1. 点線は、保護を求めない要素を示すか又は特定の図において視認されない意匠の一部を示す、すなわち見えない線に使用することができる。依って、破線はそれが使用される図の一部で内容素に使用する。
2. 境界線は、保護を求めめる特徴を囲むために使用される。
3. 着色は白黒図面に、保護を求めめる意匠の特徴を強調するためにのみ使用することができる。

以下の図のような破線がどのような意味をもつかについて、複数の選択肢³¹を示して回答を求めたところ、OHIM 回答者は、「破線部は保護を求めない部分であるとし、記述していても全く意味をもたず、審査の判断時にもないものとして取り扱う(The parts expressed by a dashed line are deemed to be the parts for which protection is not sought. They have no meaning even if they are described and they are handled as if they do not exist when making a determination in examination.)」を選択し自由記載欄に「OHIM は、その出願を受諾(accept)する」と回答した。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じデジタルカメラの図を示して回答を得た。

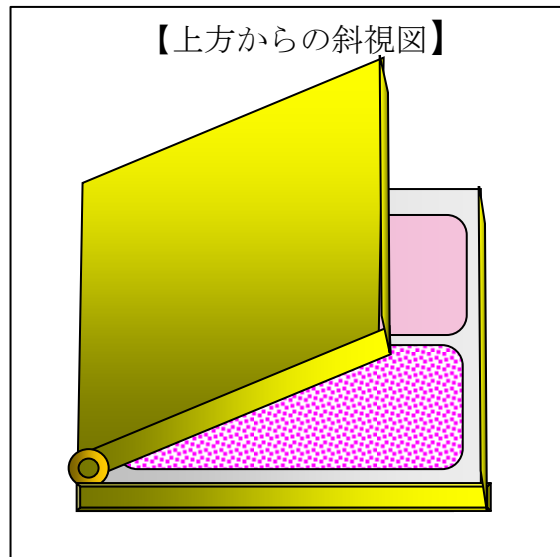
OHIM に示した部分意匠の例(デジタルカメラの部分)
(Design of a part of a digital camera)

(5) OHIM による図面又は写真によって開示されていない部分の扱い

このように、出願人の自己責任によって表現されていない部分のある意匠の表現物の場

³¹ 資料「海外アンケート項目」を参照。

合にどのように意匠の認定を行っているかについて、以下の斜視方向から撮影した蓋を開いた状態の化粧品用ケースの写真一枚のみを例示したところ、OHIM 回答者の見解は次のとおり。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ化粧品の写真を示して回答を得た。

一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)
(Example of a design disclosed only by one perspective view (photograph) alone
(cosmetic case))

OHIM 回答者回答：

意匠のすべての可視的特徴が写実的表現(graphic representation)によって開示されていなければならないという要件は CDR には存在しないので、OHIM はこの意匠を承諾するであろう(OHIM would accept the design)³²。

(6) 複数意匠の関係

(OHIM は無審査で意匠を登録していることもあり、他国で質問した「街路灯灯具本体」、「包装容器」の具体例を用いた質問はしていない。)

(7) パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の扱い

OHIM への出願については、パリ条約による優先権を主張することが認められている。優先権主張を行った後、3 か月以内に先の出願の謄本を提出しなければならない。

CDR 第 41 条 優先権

(1)工業所有権の保護に関するパリ条約又は世界貿易機関を設立する協定の締約国にお

³² ここでの「accept」は登録する、という意味と考えられる。

いて又は当該締約国に関して、正規に意匠権又は実用新案をした者又はその権限承継人は、同一の意匠又は実用新案に関する登録共同体意匠の出願をする目的では、最初の出願日から6月の優先権を有するものとする。

((2)以下省略)

CDR 第 42 条

(1)先の出願による優先権を利用とする登録共同体意匠の出願人は、優先権の申立書及び先の出願の謄本を提出しなければならない。(以下省略)

CDIR 第 8 条

(1)出願において、CDR 第 42 条に従って1又は2以上の先の出願による優先権を主張する場合は、出願人は、先の出願の出願番号を表示し、かつ、同規則 38 条において規定した出願日から3月以内に先の出願の謄本を提出しなければならない。商標意匠庁長官は、出願人が提出すべき証拠を定めなければならない。

((2)以下省略)

また、パリ条約による優先権の主張がなされた出願については、その優先権主張が要件を満たしているか否かが登録前に審査される(CDR 第 45 条(2)(d))。この点を確認するために、パリ優先権の主張を伴う出願の審査について、法律、政令、審査基準、ガイドラインの有無について OHIM へ確認をしたところ OHIM 回答者の見解は次のとおりであった。

「優先権主張は、実質的要件(substantive requirements)及び手続き上の要件(formal requirements)を条件とする。実質的な要件としては、共同体意匠は、そのために優先権が主張されるものとして、「同一の意匠または実用新案」に関するものでなければならない(CDR 第 41 条(1))。これは、先の出願と対応する共同体意匠との主題が、特徴の追加または削除なしに、同一であることを必要とする。

共同体意匠の出願を審査する際に(When examining an application)、OHIM はその優先権が主張されるものとして、「同一の意匠または実用新案」に関するものかどうかを検証しない(the Office does not verify whether this application concerns the 'same design or utility model' as the one whose priority is claimed.)。それゆえ、この要件が満たされることを保証することは、単に出願者の責任である。それがなされなかった場合(failing which the validity of the priority claim)、優先権主張の正当性は、後の段階で試される。

優先権主張についての実質的要件の審査が OHIM によっておこなわれるのは、無効手続で第三者がそのような優先権主張の有効性を争った場合又は意匠権者が CDR 第 5 条～第 7 及び第 25 条(1)(d)を目的に、優先期間中の意匠開示の効果を争った場合である³³。

³³ この段落は、どのような場合に優先権主張の実質的要件の審査が行われるかを述べた重要な記載なので OHIM 回答の原文を紹介する。 ”The examination of a priority claim will be carried out by the Office in the context of invalidity proceedings if a third party challenges the validity of such a priority claim or if the holder challenges the effects of the disclosure of a design, for the purpose of Articles 5-7 and Article 25(1)(d) CDR, where this disclosure occurred within the priority period.”

共同体意匠の出願の審査段階の期間中、OHIM は、優先権主張に関する手続きが順守されているかどうかを検証するにとどめる(CDR 第 45(2)(d)条。)

OHIM 回答者の回答から、パリ優先権の主張を伴った出願の優先権が有効とされるには、先の出願の意匠又は実用新案と出願された意匠が同一であることが要件とされるが、本要件はパリ優先権主張の実体的要件(substantive requirements)であり、登録前の審査の対象にはされないことがわかった。

担当審査官はパリ条約による優先権の主張を伴う出願の優先権が有効であることを確認するために、優先権証明書に記載されたいずれの事項をチェックしているか、複数の選択肢³⁴を示して見解を求めたところ、OHIM 回答者によって選択されたのは「出願日、出願人、図面³⁵」であり、以下の説明が得られた。

「OHIM は、優先権請求に関する手続きが順守されているかどうかを検証するにとどめるものとする (CDR 第 45(2)(d)条)。すなわち以下のとおりである。

- ・ 最初の出願の申し込みから 6 か月以内に、優先権が請求されたかどうか。
- ・ 出願時に又は出願日から 1 か月以内に、優先権が請求されたかどうか。
- ・ 先の出願の詳細及び先の出願の写しが期限内に提出されたかどうか (出願日から 3 か月以内又はその状況により、優先権の申立書の受領から 3 か月以内)。
- ・ 先の出願が、意匠又は実用新案に関するものかどうか。
- ・ 先の出願が、パリ条約、世界貿易機関(WTO)の加盟国である国において又は互惠協約の存在する他の国において出願されたかどうか。
- ・ 先の出願が最初の出願であるかどうか。
- ・ 優先権を主張する者が同一人かどうか又は譲渡文書が、元々別の出願人によって出願された先の出願に基づく共同体意匠出願人が優先権を主張する権利を証明しているかどうか。

不備が見出された場合(Where deficiencies are found)³⁶、その不備が救済可能のとき、審査官は出願人に 2 か月の期限内に不備を救済するよう要求するものとする。

不備が期限内に救済されない、または元来救済不可能な場合、OHIM は、優先権の喪失及び優先権の喪失に関する正式な(すなわち、上訴可能な)決定を要求する可能性を出願人に通知する(CDR 第 46 条(1) 及び(4); CDIR 第 40 条(2))。

救済されない不備が多意匠出願に含まれるいくつかの意匠にのみに関わるものである場合、優先権は、関連する個別の意匠に対してのみ失われるものとする(CDIR 第 10 条(8)条。)

³⁴ 資料「海外アンケート項目」を参照。

³⁵ OHIM は、出願時には優先権主張の実体的要件は審査しないので、ここで図面が選択されたのは、優先権証明書の図面の有無の確認程度の意味と考えられる。

³⁶ ここでの「不備(deficiencies)」は、この上段に記載されている方式的な不備をいうと考えられる。

(8) パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の記載と優先権証明書の記載との相違

OHIMにおいて、登録前に出願の客体に関して行われる審査は、先の出願が意匠又は実用新案に係るものであるかのみであることが分かった。すなわち、上述の OHIM の運用のとおり、優先権証明書に開示された先の出願に係る意匠と、優先権を主張された OHIM への出願に係る意匠の同一性については審査がされないと考えられる。

したがって、先の出願に係る意匠と後の OHIM への出願に係る意匠の同一性については、登録後に無効部、審判部あるいは裁判所にて判断がなされることになるが、パリ条約による優先権主張を伴った意匠出願の願書又は図面の記載が優先権証明書の記載と違っていた場合、どの程度の違いであれば優先権が確保されるかについて OHIM は、同一の意匠又は実用新案」(CDR 第 41 条(1))に関する優先権請の主張は、対応する共同体意匠と、特徴の追加又は削除なしに同一であることを必要とするとしているが、共同体意匠と先の意匠又は実用新案の出願とが重要ではない細部(immaterial details)においてのみ異なる場合には、優先権の主張は有効であるとしている。

次に、保護を求める範囲に関係して線図の種類が異なる場合についての質問をした。すなわち、パリ条約による優先権主張を伴った出願における意匠の全部が実線による線図で表現された物品全体の意匠であるのに対して、パリ条約による優先権証明書に開示された意匠は物品全体が破線で、権利範囲である部分が実線による線図で表現された部分の意匠であった場合、出願はどのように扱われるかについて、OHIM 回答者は、パリ条約による優先権の主張は認められないとして、物品全体の意匠について優先日は認定されないとしている。

さらに OHIM 回答者は以下のような回答した。

「この問題は、OHIM の内部においても、また OHIM と欧州連合各国の知財庁間でも、議論されている。現在のところ差し当たり、先の出願は、欧州共同体意匠について適用される「同一の意匠又は実用新案」(CDR 第 41 条(1)条)に関するものではないという根拠に基づいて、OHIM はそのような優先権の主張を拒絶するものとしている。」

このことから、例えば、保護を求める部分を実線で表現し、物品全体を破線で表現した部分意匠を日本に出願し、当該出願に基づきパリ条約に基づく優先権を主張して、全体を実線で表現した意匠を OHIM に出願をしても、このような優先権の主張は、現行の OHIM の実務では認められないことに留意する必要がある。

さらに、色彩が異なる場合について質問をした。すなわち、パリ条約による優先権の主張を伴った意匠出願における意匠と、パリ条約による優先権証明書に開示された意匠との対比において、それぞれが色彩付きの図・線図・陰影のみの図・写真等、異なっている場合、パリ優先権の主張を伴った出願の優先日は認められるかを質問した。ただし、表現の差異に関係なく物品の形状は同一であることを条件とした。以下の項目を示して該当する項目を OHIM 回答者に選択をしてもらった。

	優先権証明書	変更	OHIM への出願
<input type="checkbox"/>	色彩付き線図	→	色彩なし線図
<input type="checkbox"/>	色彩なし線図	→	色彩付き線図
<input type="checkbox"/>	色彩付き線図	→	モノトーン陰影図
<input type="checkbox"/>	モノトーン陰影図	→	色彩付き線図
<input type="checkbox"/>	カラー写真	→	色彩なし線図
<input type="checkbox"/>	色彩なし線図	→	カラー写真
<input type="checkbox"/>	カラー写真	→	モノトーン写真
<input type="checkbox"/>	モノトーン写真	→	カラー写真

これらの例示についての OHIM 回答者の具体的選択は得られなかったが、これらの色彩の変更について自由記載欄に次のコメントがなされた。

「このような、いかなる優先権主張も承諾³⁷されない(None of the priority claims will be accepted)(又は承諾された場合³⁸は、無効性の手続きの過程において第三者による異議申立てにより、取り消されなければならない)。唯一の例外は、共同体意匠と意匠権又は実用新案の以前の出願とが重要ではない細部においてのみ異なると見られる場合である。しかしながら色彩の要素は、共同体意匠の重要ではない細部と考えられる可能性は低い³⁹。」

このことから、先の出願にかかる意匠の色彩を変えた意匠を OHIM に出願をした場合、たとえ形状が完全に同一であったとしても、登録後に優先権の有効性を争った場合に優先権の主張が認められる可能性は低いと考えられることがわかった。

(9) グレースピリオド(新規性喪失の例外規定)

OHIM への意匠出願についてのグレースピリオドは、CDR 第 7 条に以下のように定められている。

CDR 第 7 条 開示(Disclosure)

- (2)登録共同体意匠による保護を求める意匠が、次の条件の下で公衆の利用に供されていた場合は、その開示は第 5 条及び第 6 条の適用上、考慮に入れない。
(a)意匠創作者、その権原承継人によって又は意匠創作者若しくはその権原承継人が

³⁷ ここでの「承諾(accept)されない」とは、「認められない」又は「有効ではない」との意味と考えられる。

³⁸ ここでの「承諾された場合」とは、前文との関係から「認められられない優先権主張をともなった出願が登録された場合」との意味と考えられる。

³⁹ OHIM 回答者がこのような回答をした理由は次のように考えられる。すなわち、「CDR 第 3 条 定義 6」の意匠の定義には「色彩」が含まれることから、色彩の変更は保護対象そのものの変更と解される。よって、色彩を加える変更は意匠の変更と考えられるため、厳格な取り扱いをしているものと推される。しかし、過去の OHIM 決定では、色彩のある意匠の優先権を主張して白黒の意匠を OHIM に出願した場合は、優先権が維持されているものもあり(2008年3月19日 無効部決定 ICD000005163)この点はさらなる調査が必要と考える。

提供した情報若しくは行った行為の結果として、第三者によって行われていること、及び

(b) 出願日又は優先権が主張されている場合は優先日に先行する12月の期間中に行われていること

(3)(2)は、意匠が意匠創作者又はその権原承継人に対する濫用の結果として公衆の利用に供されていたときも適用する。

グレースピリオドとは、意匠の公表から出願するまでに認められる猶予期間であるから、意匠登録後に第三者が、当該意匠がグレースピリオド期間内の出願であるかを知り得れば、当該意匠権に対抗するために無効申請あるいは請求をおこなう際に有益な情報となる。

そこで、第三者による無効手続の便宜のために、グレースピリオドに関する情報が意匠公報に掲載されるか、また掲載されない場合は、第三者は当該登録共同体意匠がグレースピリオド申請のされた権利であるかをどのように知り得るかを、OHIM 回答者に質問した。

OHIM 回答者の回答は、「グレースピリオドの情報を公報に掲載していない。」というものであり、以下の説明があった。

CDR 第 7 条(2)は、出願日又は争われている共同体意匠の優先権日に先行する 12 か月の「猶予期間」を規定している。そのような期間内の共同体意匠の開示は、創作者又はその権利の承継人によってなされた場合、考慮に入れないものとする。しかし、「猶予期間の請求(requests for the grace period)」のようなものは存在しない。第三者は、出願日より、または共同体意匠の優先日より早い意匠の開示に基づいて、無効の宣言の要求を提出できる。これに対し、答弁として、権利者は、出願に係る意匠の作成者であるか、またはその創作者の権利の承継人であるということを立証しなければならない。それができない場合、CDR 第 7 条(2)は適用されない (2011 年 6 月 14 日の判決、Case T-68/10, *Sphere Time / OHIM*, (WATCH), para. 26-29)。しかし、情報を提供された結果による第三者の開示又は創作者もしくはその権利の承継人の行為としての開示もまた、CDR 第 7(2)条によって扱われる。これは、第三者が猶予期間に創作者自身によって開示された意匠からコピーされた意匠を発表した場合も当てはまる(02/05/2011 の決定、照明機器、R658/2010-3, para. 37-39)。CDR 7 条(2)に規定された例外として、CDR 第 5 条(新規性)の規定に従い先に開示された意匠が係争中の共同体意匠と同一であることは必要としない。この条項は、CDR 第 6 条に従った独自性も適用される(02/05/2011 の決定、照明機器、R658/2010-3, para. 40)。グレースピリオドは、創作者又はその権利の承継人の意匠の開示が悪用された場合(the result of an abuse)にも適用される(CDR 第 7 条(3))。ただし、開示が詐欺的なまたは不正直な行動の結果であるかどうかは、両当事者の提出した事実、論拠、および証拠に基づいてケースバイケースの原則で判断される(2009 年 6 月 25 日の決定 the 3rd Board of Appeal of 25 July 2009, MP3 プレーヤ・レコーダー、para 24 to 27)。

OHIM では、実体審査を行わないため方式審査の段階では、出願が CDR 第 7 条(2)の要件であるグレースピリオドが適用される要件を満たしているか審査されない。よって、出願にグレースピリオドの申請の必要性が無いとしているものと考えられる。したがって、

RCD に対抗するために無効申請あるいは請求をする第三者は、自己による調査で当該 RCD が、CDR 第 7 条(2)の要件を充足するか否かを判断しなければならない。また RCD と権利者がグレースピリオド期間内に開示した意匠とが同一でなくても、CDR 第 7 条(2)の適用がされる場合がある点についても留意する必要がある。

グレースピリオドとは別に、国際展示優先権が認められており、これによりパリ条約 11 条が担保されている。出願人は、出願日の前 6 月以内に国際博覧会で公開されたことを理由とする優先権を主張することができる。この場合は出願と同時に又は 1 月以内に優先権を主張し、その証明書を提出する(CDR 第 44 条、審査ガイドライン 10.2)。

(10) 保護要件

OHIM では登録前の新規性を判断する実体審査はおこなわない(CDR 第 45 条(1)~(3)、CDIR 第 10 条)。ただし、保護を求めている意匠が、意匠の定義(CDR 第 3 条(a))に適合するか、公の秩序又は一般に認められた道徳性に反しない(public policy or to accepted principles of morality)かの方式的な審査は行われる(CDR 第 47 条(1)、CDIR 第 11 条(1))。

共同体意匠の保護要件に関連する規定は、次のとおりである。

CDR 第4条 保護要件

(1) 意匠が新規性及び独自性を有している限り、その意匠は、共同体意匠として保護するものとする。

(以下、「視認性」に関する条項は省略)

CDR 第5条 新規性

(1) 次の日より前に、同一意匠が公衆の利用に供されていない意匠は、新規であるとみなす。

(a) 無登録共同体意匠の場合は、保護を請求する意匠が初めて公衆の利用に供された日

(b) 登録共同体意匠の場合は、保護を請求する意匠に係る登録出願の出願日又は優先権が主張されているときは優先日

(2) 複数の意匠の特徴が重要性のない細部においてのみ異なっている場合は、それらの意匠は同一であるとみなす。

CDR 第6条 独自性

(1) 意匠が情報に通じた使用者に与える全体的印象が、次の日前に公衆の利用に供されていた他の意匠が当該使用者に与える全体的印象と異なっているときは、その意匠は独自性を有するものとみなす。

(a) 無登録共同体意匠の場合は、保護を請求する意匠が初めて公衆の利用に供された日

(b) 登録共同体意匠の場合は、登録出願の出願日又は優先権が主張されているとき

は優先日

(2) 独自性を評価するときは、意匠創作者がその意匠の開発において有していた自由度を考慮しなければならない。

欧州共同体意匠規則における保護要件は何か、また判断主体は誰かについて OHIM 回答者と欧州の実務者へ見解を求めたところ、回答は以下のとおりであった。

OHIM 回答者回答：

新規性：判断は、客観テスト(Objective test⁴⁰)による(CDR 第 5 条)。

独自性：判断主体は、情報に通じた使用者(The informed user)(CDR 第 6 条、ガイドライン「意匠無効性の審査(Examination of design invalidity application)」C.5.2.3⁴¹)

欧州実務者回答：

新規性：CDR 第 5 条によれば、以前に同一意匠が公衆の利用に供されていない意匠は、新規であるとみなされる。また、複数の意匠の特徴が重要性のない細部においてのみ異なっている場合は、それらの意匠は同一であるとみなされる。新規性については、独自性テスト(individual character test)の場合とは異なり、判断主体を CDR で定めていない。したがって、意匠の全体的な外観に基づいて、相違を判断するのは所轄官庁(庁または裁判所)の仕事である(OHIM 審判部、2009 年 8 月 11 日決定—Normann v Paton Calvert 事件)。これは、実体法が完全に調和しているドイツの意匠法にも当てはまる。

独自性：CDR 第 6 条によれば、意匠が情報に通じた使用者に与える全体的印象が、以前に公衆の利用に供されていた他の意匠が当該使用者に与える全体的印象と異なっているときは、その意匠は独自性を有するものとみなされる。また、独自性を評価するときは、意匠創作者がその意匠の開発において有していた自由度を考慮しなければならない。欧州司法裁判所によれば、「情報に通じた使用者」は、商標の事件において適用される「平均的な消費者」、すなわち、具体的な知識はなく、また原則として、紛争の対象である商標どうしを直接比較することがない人と、詳細な技術的専門知識を備えた「部門の専門家」(sectoral expert)との中間に位置する。したがって、「情報に通じた使用者」は、平均的な注意力の使用者ではなく、関連部門における個人的な経験または幅広い知識により、特に観察力のある使用者を指すと理解される

⁴⁰ ここでの Objective test が意味することは、subjective(主観的)ではなく客観的事実に基づいて新規であることを検証することをいうと考えられる。

⁴¹ 欧州共同体意匠無効出願の審査 Examination of design invalidity applications の C5.2.3 Assessment of Novelty and Individual character には The informed user、The overall impression などについての詳しい解説が記載されている。

https://oami.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/law_and_practice/designs_practice_manual/design_invalidity_manual_en.pdf(最終アクセス日：平成 25 年 12 月 20 日)

(2012年10月18日 判決—Neuman v OHIM 事件)。

次に、これらの要件を適用に際して先行意匠を中心にどのような範囲の意匠を対象とするかについて、OHIM 回答者は、新規性は「同一」、独自性は「類似の範囲」としており、欧州の実務者は、新規性は「同一」、独自性は「全体的印象が同じ」としている。

(11) 独自性(individual character)と日本の創作非容易性に関する分析

OHIMの独自性と日本意匠法日本の意匠法に規定される創作非容易性(意匠法第3条第2項)との共通性を調査した。日本では審査基準において、創作性がないものとして判断されている3つの例をあげて⁴²、それらが登録を受けられない事例に該当するかをOHIM 回答者に質問をした。

【判断例1 寄せ集め・置換の意匠】

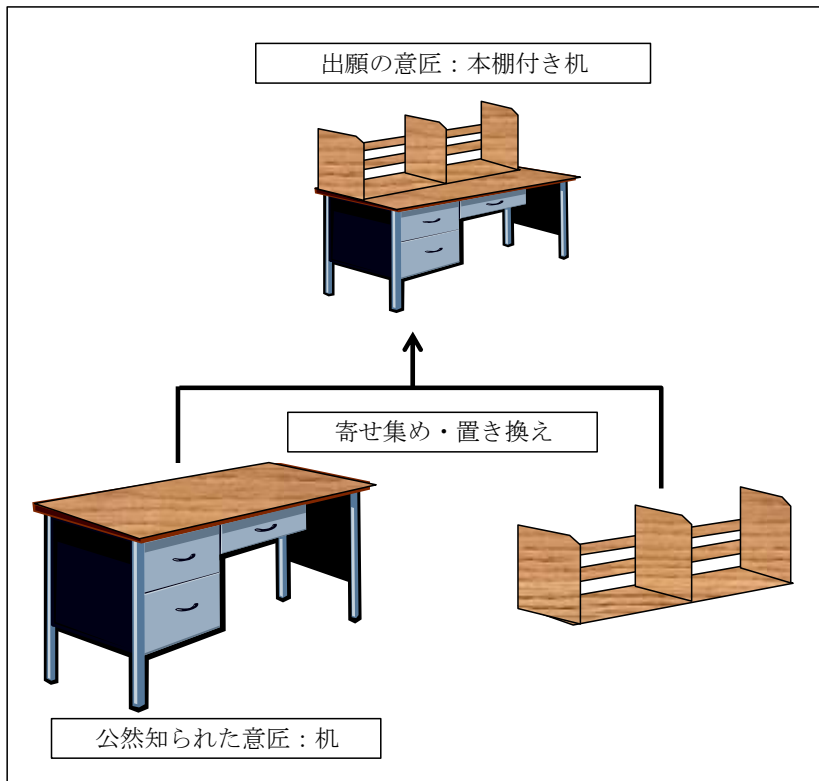
公知の意匠を寄せ集めて創作した意匠や、公知の意匠の一部を別の公知の意匠の一部に置き換えることをいう。

“本棚付き机”

その意匠の属する分野において、本立てを机に組み合わせることは当業者にとってありふれた手法である。

⁴² これらの事例は特許庁「意匠審査基準」に記載されている。

http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/h18_isyou_kijun.htm(最終アクセス日：平成25年12月20日)

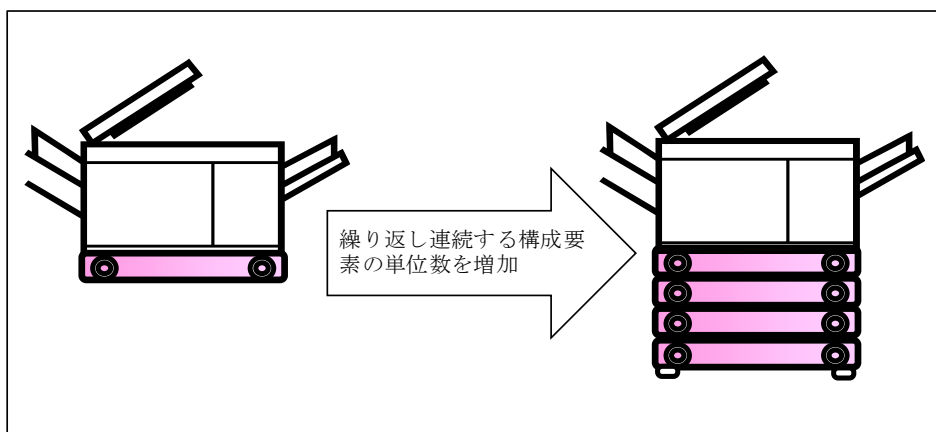


【判断例2 構成比率の変更】

公然知られた意匠の全部若しくは一部の構成比率又は公然知られた意匠の繰り返し連続する構成要素の単位の数を当業者によってありふれた手法によって変更したにすぎない意匠をいう。

“電子複写機”

同じ引き出しの形状を有する電子複写機等の分野において、公然知られた意匠の繰り返し連続する構成要素の単位の数を適宜増減させることは当業者にとってありふれた手法である。



【判断例3 商慣行上の転用による意匠】

非類似の物品の間に当業者にとって転用の商習慣というありふれた手法がある場合において、転用された意匠をいう。

“Toy Motorcycle”

その意匠の属する分野において、おもちゃの形状を乗物の形状に模することは当業者にとって商慣行上行われている。



※実際のアンケートでは、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

上記判断例1～3に対する OHIM 回答者の回答は以下のとおりであった。

OHIM 回答者回答：

「欧州共同体の法の下に「創作非容易性」の要件は存在しない。

判断例1「寄せ集め・置換の意匠」に関しては、TRIPS(知的所有権の貿易に関連する側面に関する協定)の付属文書1Cの第25(1)条に「加盟国は、意匠は、知られている意匠または知られている意匠の特徴の組み合わせと、著しく異ならない場合、新しくないかまたはオリジナルでないと規定できる(Members may provide that designs are not new or original if they do not significantly differ from known designs or combinations of known design features⁴³)」と述べられている。欧州の立法者の意図が、意匠指令 the

⁴³ The World Trade Organization Website

http://www.wto.org/english/docs_e/legal_e/27-trips_04b_e.htm#4(最終アクセス日：平成25年12月20日)

Design Directive 98/71 および CDR へ、このような任意要件を取り入れることにあつたか否かは、文面自体からは明確にはわからない。

(中略)

無効手続きにおける OHIM の決定に対する上訴において、欧州連合司法裁判所は、2010 年 6 月 22 日の判決(Case T-153/08, Shenzhen Taiden Industrial Co. Ltd / OHIM, (通信設備), ECR II-2517)を採用した。:

23. CDR 第 6 条(1)は、論争中の意匠によって与えられる全体的な印象の間の差異に言及するので、共同体意匠の独自性は、以前の様々な意匠の特定の特徴に照らして審査することはできない。

24. それゆえ、一方、争われている共同体意匠によって与えられる全体的な印象と、他方、無効性の宣言を求める当事者が正当に依拠する公知の意匠の各々によって与えられる全体的な印象との間で、比較が為されるべきである。⁴⁴

これまでのところ、OHIM は、欧州連合司法裁判所の採ったアプローチに従っている。」

2. 3. 意匠権設定後の運用

(1) 願書の記載と権利範囲

意匠を適用する製品の表示は、意匠自体に関する保護の範囲に影響を及ぼさない(CDR 第 36 条(6))。これを確認するために、願書に記載した製品の表示が権利範囲にどのように影響するかについて質問をしたところ、欧州の実務者から、製品の表示は権利範囲に影響しないとの回答を得た。

OHIM へ、願書に記載した製品表示は方式審査又は実体審査においてどのように認定しているか次の具体例を示して選択を求めた。

- a)例えば、「ボールペン」、「万年筆」、「サインペン」、「シャープペン」等、具体的な製品名称であれば認める。
- b)例えば、「筆記具」等、包括的な製品群を表す名称を認める。
- c)例えば、「文房具」等、物品の分野を表す名称を認める。
- d)具体的な規定がある(根拠となる規定等：)
- e)認定しない。

⁴⁴ これは ase T-153/08, Shenzhen Taiden Industrial Co. Ltd / OHIM の判決文からの引用である。原文は次のとおりである。

23 Since Article 6(1) of Regulation No 6/2002 refers to a difference between the overall impressions produced by the designs at issue, the individual character of a Community design cannot be examined in the light of specific features of various earlier designs.

24 Therefore, a comparison should be made between, on the one hand, the overall impression produced by the contested Community design and, on the other, the overall impression produced by each of the earlier designs legitimately relied on by the party seeking a declaration of invalidity.

OHIM 回答者の選択は、a)、b)、c)であった。

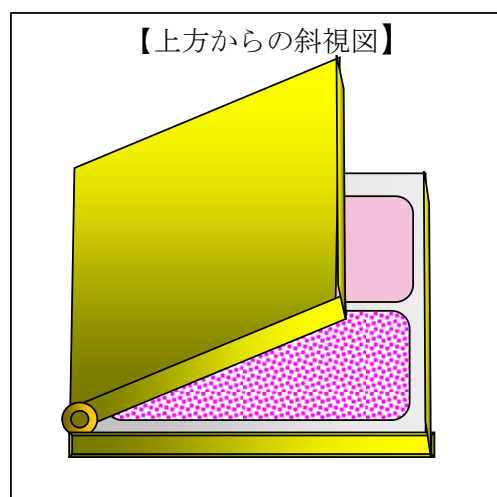
意匠分類は、意匠自体に関する保護の範囲に影響を及ぼさない(CDR 第 36 条(6))。これを確認するために、願書に記載した製品表示が権利範囲にどのように影響するかについて欧州の実務者に質問をしたところ、意匠分類は、意匠の権利範囲には関係がなく、出願の管理や、サーチを効率化するためのものであるとの回答を得た。

意匠の説明は、OHIM 回答者の回答にあるように出願に含めることができる(CDR 第 36 条(3)(a))。しかし、CDR 第 36 条(6)において、意匠自体に関する保護の範囲に影響を及ぼさないとされる。意匠の説明のなかで、特に用途、機能を記載した場合にも、一切の説明が権利範囲に影響を及ぼさないのかを欧州の実務者に確認したところ、出願書類には、意匠の表示を説明する記載を含めることができ、そのような情報は、意匠自体に関する保護の範囲に影響を及ぼさない(CDR 第 36 条(6))、と CDR 第 36 条(6)を引用するにとどまった。

(2) 登録意匠の権利範囲の判断例

【参考判断例 1】

下図のような化粧品用ケースについての意匠が意匠公報に掲載され、当該意匠が 1 つの斜視図(写真)のみで表現されており、底面など開示されていない部分がある場合、登録意匠の権利範囲をどのように考えるか、欧州の実務者に見解を求めたところ、以下の回答を得た。



一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)
(Example of a design disclosed only by one perspective view (photograph) alone
(cosmetic case))

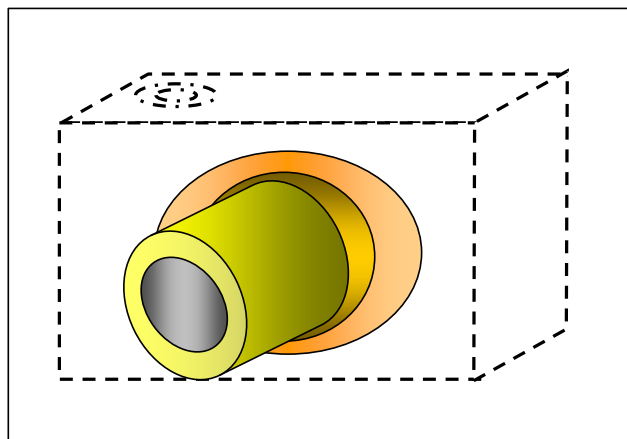
欧州実務者回答：

図面等で表現されている部分のみの権利である。すなわち、見えていない部分は無いものとして取り扱われ(見えている部分だけが権利となっている)。また、図面等で表現されていない部分がディスクレームされた権利とされる(見えていない若しくは表されていない部分は権利から除かれている)。

欧州の実務者の回答から、このような表現の権利が開示不十分とされることはないことがわかり、これは審査段階の認定として「この意匠は承諾(accepted)⁴⁵されるであろう」という OHIM の回答と整合している。一方、権利範囲を見えている部分のみの権利なのか見えていない又は表されていない部分が権利から除かれていると考えるかについては、欧州の実務者によれば、いずれの場合もあり得るという回答であった。このことから、保護を求める見えている部分の意匠を解釈するにあって、見えていない部分との関係を考慮するかについては、権利ごとに判断されるものと考えられる。

【参考判断例 2】

破線を用いて表現された RCD の権利範囲をどのように解釈するかについて、欧州の実務者に見解を求めたところ、回答は以下のとおりであった。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じデジタルカメラの図を示して回答を得た。

部分意匠の例(デジタルカメラの部分)
(Design of a part of a digital camera)

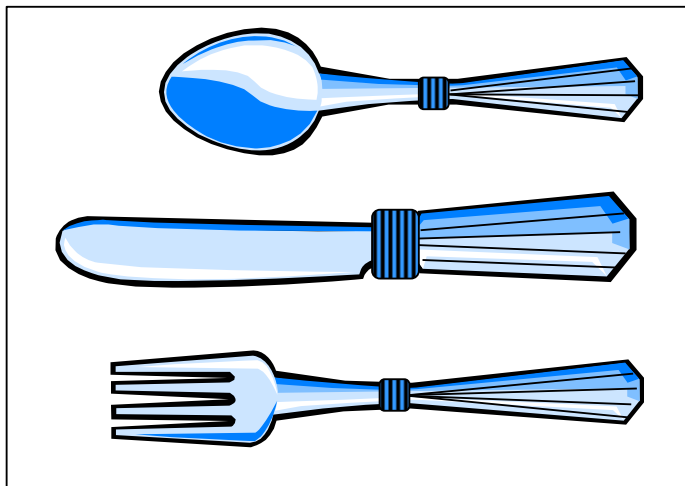
欧州実務者回答：

破線部は権利範囲外であるから、破線部の形状にかかわらず、実線部の形状が同一・類似しており、実線部の用途及び機能の項目が同一・実質同一・類似していれば、意匠権は及ぶ。

⁴⁵ ここでの「accepted」は、「登録される」という意味と考えられる。

(3) 意匠の単一性

日本で認められる「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」についての組物の意匠の例をについて、下図のように柄部の特徴的が共通するスプーン、フォーク、ナイフの意匠のセットを一意匠として出願をすることができるかについて、欧州の実務者は、スプーン、フォーク、ナイフのセットは一つの出願で出願ができるとしている。また、布張りをした一組の家具も一つの出願で出願できる製品⁴⁶であるとしている。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

柄部の特徴的な意匠が共通するスプーン、フォーク、ナイフのセット

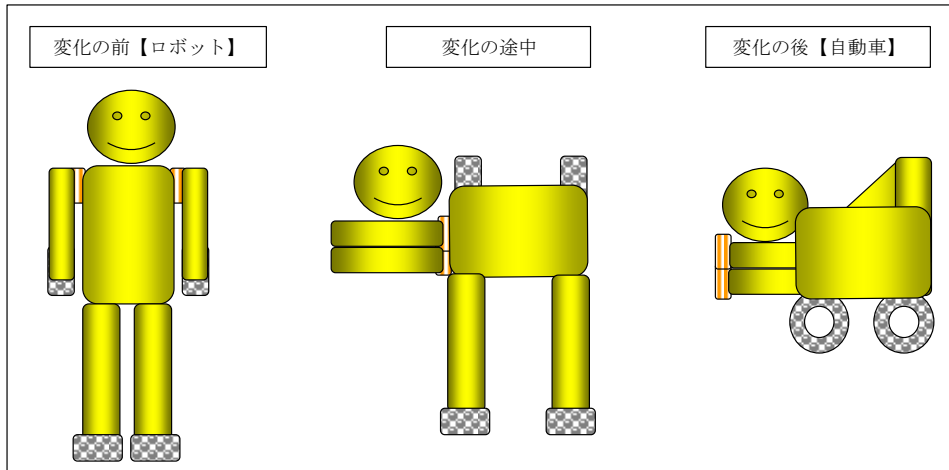
(A set of a spoon, fork and knife which share the distinctive design of the handle part)

そして、同実務者は、組物の意匠権の効力が及ぶのは、保護された組物と同じ全体的印象を与える組物の製作、販売、使用などに限られるとしている。ただし、別の欧州の実務者は、判例がなく、OHIMによって登録された一式について、裁判所がどのように考えるかは分からないとしている。

(4) 変化する意匠

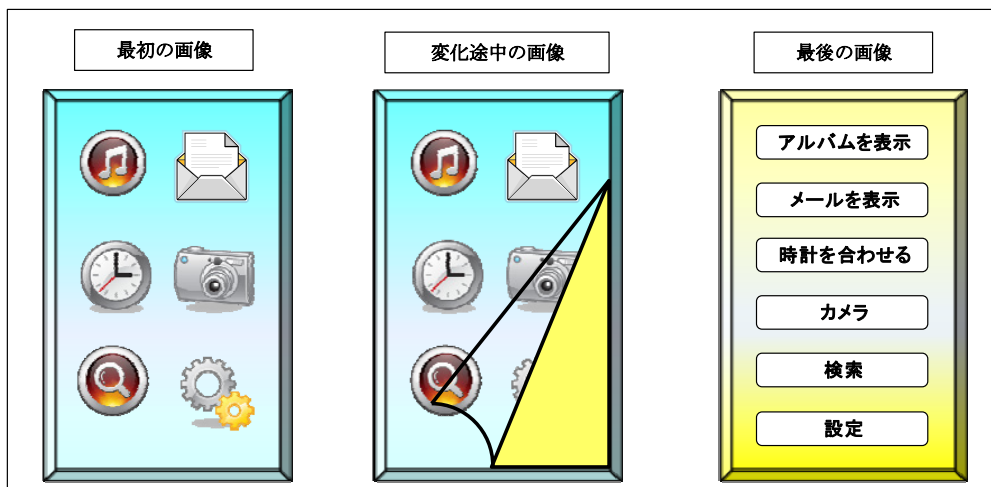
以下の例のような変化する意匠について、欧州の実務者は、意匠権の効力は、図面に表された形状が全て同一か類似する場合に権利が及ぶとしているが、別の実務者は回答を避けた。両実務者とも判例がないことを指摘している。

⁴⁶ この点に関しては「OHIM 審判部、2009年5月7日判決—布張りをした家具(組物)」を参照。



物品がその機能に基づいて変化する意匠の例(立体形状変形おもちゃ)
 (Example of designs for which the article changes based on its function
 (changing stereoscopic toy))

以下のような変化する画像の意匠に対して、上記両実務者は、変化する画像は一意匠として認められ出願ができ、変化する一意匠としての特徴を認めた画像意匠であるから、変化の状態がすべて同一・実質同一・類似のものにのみ権利が及ぶとしているが、十分な判例がなく確定的なコメントはできないとしている。



変化する画像についての意匠
 (Design containing changing graphic images)

(5) 意匠登録の無効

RCD が無効事由を有する場合は、OHIM に対して無効宣言を求める申請書を提出することができる(CDR 第 52 条)。無効部の決定に対しては審判部へ審判を請求することができる(CDR 第 55 条)、審判部の決定に不服のある場合は司法裁判所に提訴することができる(CDR 第 61 条)。なお、登録後の第三者による異議申立制度はない。

無効理由は CDR 第 25 条に以下のように規定されている。

CDR 第 25 条 無効理由

- (1) 共同体意匠は、次に該当する場合にのみ、その無効を宣言することができる。
 - (a) 意匠が第 3 条(a)による定義に適合していないこと
 - (b) 意匠が第 4 条から第 9 条までの要件を満たしていないこと
 - (c) 裁判所決定の結果、権利所有者が第 14 条に基づく共同体意匠の権利を有していないこと
 - (d) 共同体意匠が、当該共同体意匠の出願日又は優先権が主張されている場合は優先日の後に公衆の利用に供されており、かつ、前記の日より先の日から、次のものにより保護されている先の意匠と抵触していること
 - (i) 登録共同体意匠若しくはその出願又は
 - (ii) 加盟国の登録意匠権若しくはその出願又は
 - (iii) 1999 年 7 月 2 日にジュネーヴで採択された、工業意匠の国際登録に関するヘーグ協定のジュネーヴアクト(以下、「ジュネーヴアクト」という。)であって、理事会決定 954/2006 により承認されて共同体において有効となったものに基づいて登録された意匠権若しくはその出願
 - (e) 識別性を有する標識が後の意匠に使用されており、かつ、当該標識を規制する共同体法又は加盟国の法律が、当該標識の権利所有者に、その使用を禁止する権利を付与していること
 - (f) 意匠が、加盟国の著作権法に基づいて保護されている著作物に関する無許可使用を構成していること
 - (g) 意匠が、工業所有権の保護に関するパリ条約(以下、「パリ条約」という。)第 6 条の 3 に掲げられている事項又は何れかの記章、徽章及び紋章であって、前記の第 6 条の 3 の対象とされていないが、加盟国において特別の公益を有するものに関する不当使用を構成していること
- ((2) 以下省略)

方式審査において拒絶理由となるが無効理由にはならない要件について、OHIM 回答者は次のとおり述べている。

「2 点の事項に限定して、実体審査(substantive examination)⁴⁷を実施する：①意匠出願が「意匠」に関するものか否か (CDR 第 3 条)、②意匠は公序良俗の原則に従っているか否か (CDR 第 9 条)。そして、CDR 第 25(1)条に従って、これらは無効性の根拠として通用する。方式(formalities)の不履行(Non-compliance)は無効性の根拠ではない(例えば、手数料が支払われなかったにもかかわらず、意匠が登録されたという事実などが該当する)。」

⁴⁷ OHIM 回答者がここで回答している「実体審査(substantive examination)」とは、新規性などの実体審査ではなく、方式審査で行われる出願された「意匠」に関わる審査という意味に用いられていると考えられる。

方式審査で拒絶にはなるが無効理由にはならない具体例としては、手数料が未払いの出願が登録された例があげられた。この具体例から、第三者に不利益を及ぼさない方式要件の不備がこのような事例に相当するものと解される。

知財庁による登録された意匠と公知意匠との同一、類似を判断する傾向、無効審判における同一・類似を判断する傾向と、裁判所が意匠権侵害事件において登録意匠と被疑侵害品との同一、類似を判断する傾向に差異があるか否かについて欧州の実務者に見解を求めたところ、回答は以下のとおりであった。

欧州実務者回答 1 :

一般に、違いはない(はずである)。権利の有効性評価と保護の範囲は、同じ規則と原則にのっとって行われるべきである。これは、意匠保護という不変的本質と、CDR 第 6 条(独自性)と第 10 条(保護の範囲) がほとんど同じ文書であることから来ている。これらの条項の中のひとつに関する解釈は、他方についての解釈にも適用されるべきである。

欧州実務者回答 2 :

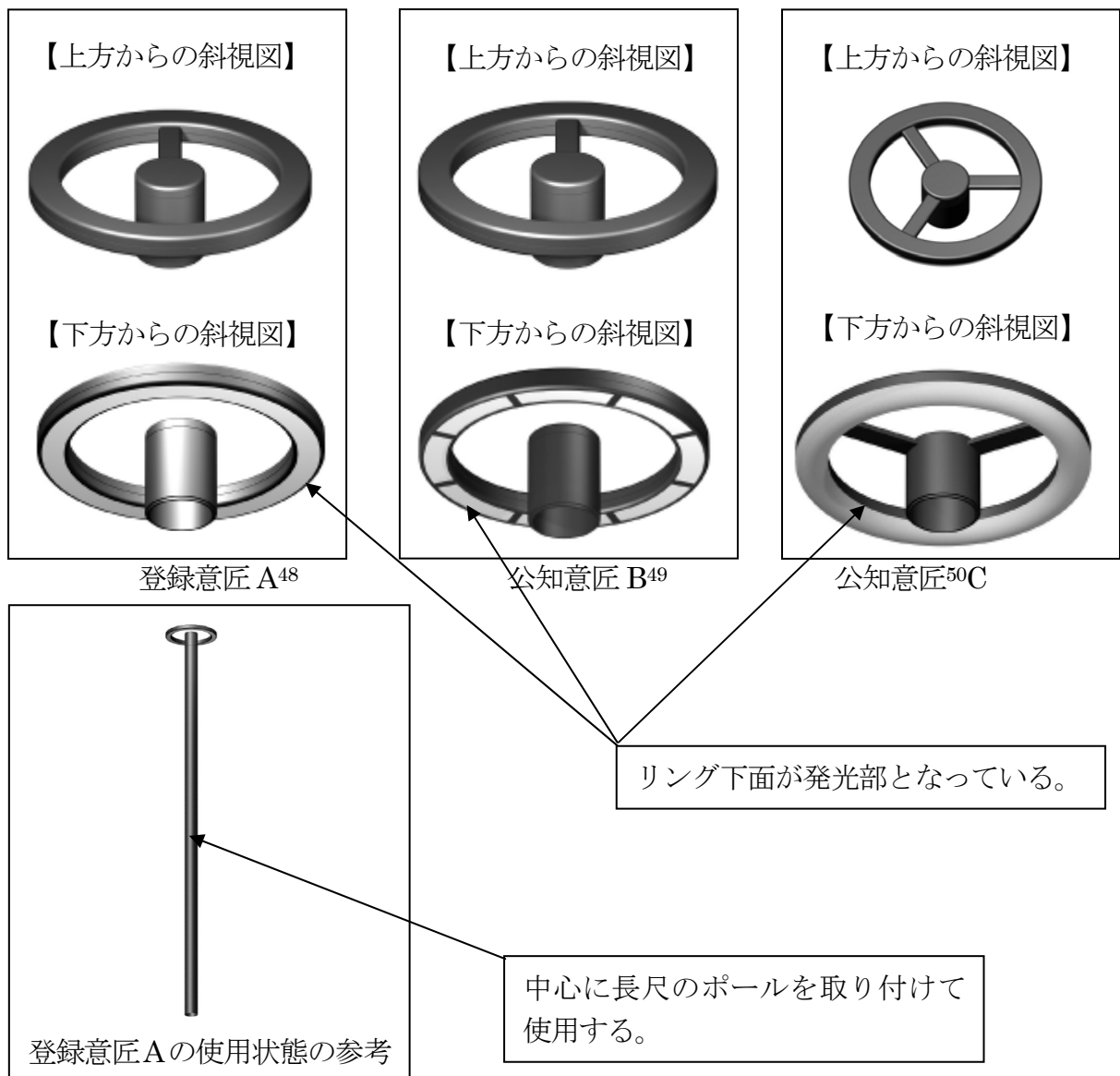
そうした違いは確かにあると思う。事案によっては、OHIM は類似性を見やすい傾向があり、意匠を無効にしがちであると言える。各国裁判所は類似性をあまり見ない傾向があり、したがって侵害と判断することは少ない。ただ、この点を正確に証明する事例は見つけにくい。

OHIM 回答者に次の 2 つの判断例を示し、それぞれの判断例で示される登録意匠は公知意匠によって登録無効とされるか否かについて質問をしたところ、その回答は以下のとおりであった。

【判断例 1】

下の登録意匠 A、公知意匠 B、公知意匠 C はいずれも物品が「街路灯灯具本体」で同じであるが、登録意匠 A、公知意匠 B 及び公知意匠 C は互いに発光面(底面)の形状が異なり、ともに、公知意匠 C は発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なる。図面は CG で作成されている。

このとき、登録意匠 A は先行公知意匠 B あるいは先行公知意匠 C によって登録無効とされるか。



OHIM 回答者回答：

OHIM は、意匠の新規性または独自性の審査まで進めない。それゆえ意匠 A は登録されるだろう。しかし第三者は、意匠 B および C に基づいて、それらが同一の全体的印象を与える場合には、その無効化を要求できる。

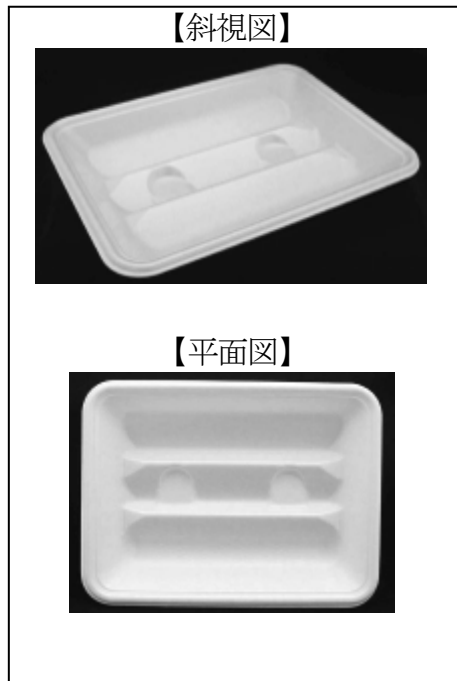
【判断例 2】

下の登録意匠 F 及び公知意匠 G は物品が包装容器で同じであるが、公知意匠 G は、全体の形状、底面の山形部の数、凹部の位置が登録意匠 F とやや異なる。このとき登録意匠 F は公知意匠 G によって登録無効とされうるか。

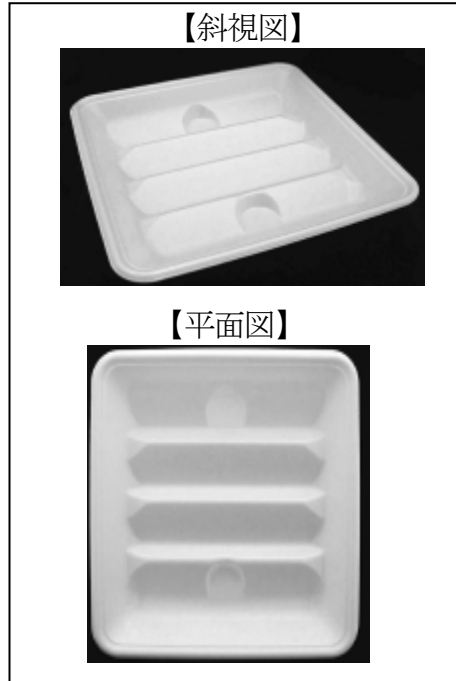
⁴⁸ 意匠登録第 1365435 号(本意匠)

⁴⁹ 意匠登録第 1365854 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

⁵⁰ 意匠登録第 1421163 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)



登録意匠 F⁵¹



公知意匠 G⁵²

OHIM 回答者回答：

OHIM は、意匠の新規性または独自性の検査まで進まない。それゆえ意匠 A が登録されるだろう。無効性訴訟は、成功の可能性も失敗の可能性もあるだろう。

2. 4. 著作権との関係

欧州の実務者の見解は、以下のとおり。

意匠は著作権法での保護も可能である。適格性の判断は、EU 加盟各国の適用法によって異なる。意匠法や商標法とは異なり、欧州全域にわたる著作権法はなく、著作権保護の要件は、部分的な制度調和しか行われていない。欧州のほとんどの法域において、意匠が著作権法で保護される「作品」となるには、個人の知的創造の成果であり、作者の個性の跡が含まれているものであることが必要であるが、これは基本的には、意匠保護の独自性の要件よりも水準の高い独創性、創造性を意味する。応用美術(意匠など)が、美術品や文学作品よりも高い創造性の基準を満たさなければならないか否かについて、欧州に単一の規則はない。ドイツでは最近、より高いレベルの創造性を求める、これまでの判例法が、最高裁によって却下されたばかりである。

別の実務者も著作権との重複は原則として可能であるとして、ケース C-168/09 フロス v セメラロおよび CDR Art 96(2)ならびに Recital (32)を例示している。しかし、著作物保護のための閾を決定するのは加盟国に委ねられていることを指摘している。

⁵¹ 意匠登録第 1373205 号(単独登録)

⁵² 意匠登録第 1409656 号(単独登録)

2. 5. 意匠権侵害

2. 5. 1. 意匠権侵害についての事例検討⁵³

以下に欧州の実務者が意匠権侵害について検討した結果を判断の参考例として示す。

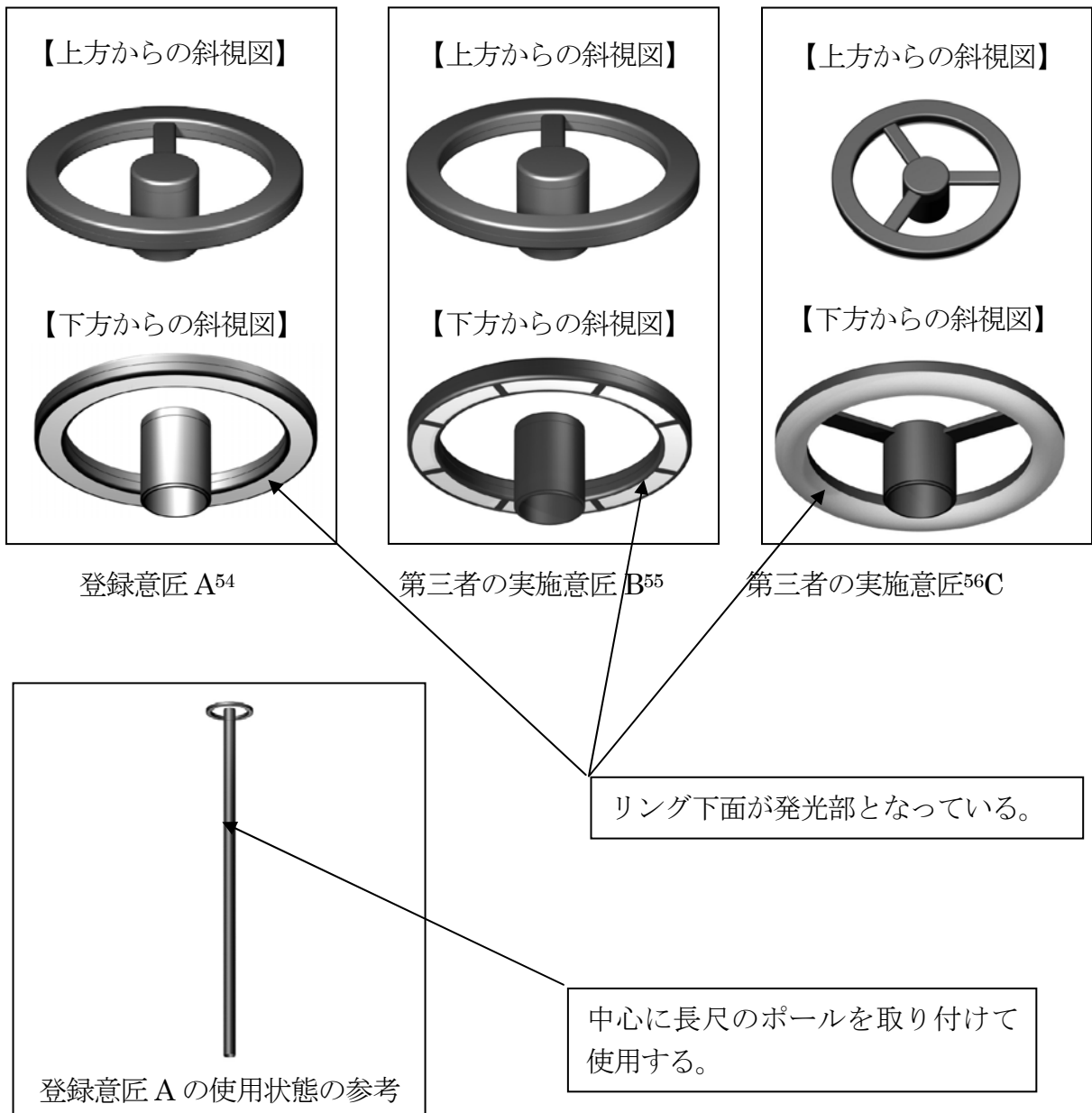
【参考判断例1】

質問：

下の意匠 A、意匠 B、意匠 C はいずれも物品が「街路灯灯具本体」で同一であり、意匠 A は登録意匠で、意匠 B、意匠 C は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。登録意匠 A には対して、意匠 B 及び意匠 C は発光面(底面)の形状が異なるとともに、意匠 C は発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なる。図面は CG で作成されている。

このとき、意匠 B、意匠 C は、登録意匠 A の意匠権を侵害すると判断できるか。

⁵³ 知財庁は審査上、登録可否の観点から類否を見ているが、事実務者は、侵害・非侵害となるか等効力範囲の観点から類否を見ている。



欧州実務者回答 1 :

意匠 B 及び意匠 C のいずれも登録意匠 A の意匠権を侵害すると判断できるが、意匠 B は登録意匠 A の意匠権を侵害するが、意匠 C は侵害しないとも判断できる。

欧州実務者回答 2 :

意匠 B は侵害であると考え。色の違いは些細なことに思われる。発光部をセグメントに分割することは、点灯された時の見た目に、おそらくほとんど違いをもたらさない。上面図は似ているが、使用時には見えないため、少し低い重要度であえう。

意匠 C はおそらく侵害ではないと考えるが、ぎりぎりのケースである。意匠 A は明ら

⁵⁴ 意匠登録第 1365435 号(本意匠)

⁵⁵ 意匠登録第 1365854 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

⁵⁶ 意匠登録第 1421163 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

かに1つのサポートのみを有するが。さらに2つ追加することは、全体的印象に違いをもたらすように見える。リングの湾曲した下部表面はあまり重要でない違いである。

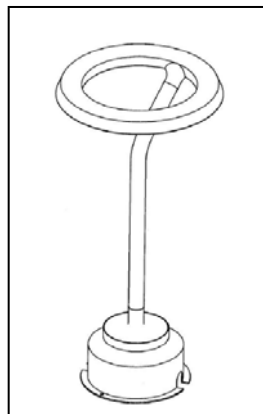
参考として、GB 意匠 2082157 に関するウッドハウス UK 社 v アーキテクチュラル・ライティング・システムズ (t/a アクイラ・デザイン) [2006] E.C.D.R. 11、[2006] R.P.C. 1. の訴訟がある。

さらに、上記の図に加えて下図の公知意匠を提示して以下の質問をしたところ、欧州の実務者の見解は以下の回答のとおりである。

質問

侵害・非侵害を判断する審理の過程で、登録意匠 A に対する以下の公知意匠が存在することが判明した。公知意匠は意匠 A の登録時の手続きでは考慮されていなかった。

このとき、意匠 B、意匠 C は、登録意匠 A の意匠権を侵害すると判断されるか。



公知意匠⁵⁷

欧州実務者回答 1 :

図の公知意匠だけが先行技術(prior art)に関連があるとすれば、意匠 A と意匠 B は、意匠 A と公知意匠よりも類似性が強いことから、意匠 B は意匠 A を侵害しているとみなされるべきである。しかし、意匠 A と意匠 C については、意匠 A と先行意匠のほうが、類似性が強いことから、意匠 C は意匠 A を侵害しているとは思われない。意匠 A は有効であると想定して答えている。

欧州実務者回答 2 :

意匠 B は侵害にあたると思われる。色の違いが顕著ではない。光を発する部分をバラバラにしても、照明スイッチをオンにした場合、外観に違いはほとんど見られない。上部の外観は似ているが、使用の際に視界に入らないので重要度は低い。

意匠 C はおそらく侵害に当たらないと思われるが、微妙である。意匠 A は明らかに支持

⁵⁷ 意匠登録第 1350510 号(単独登録)

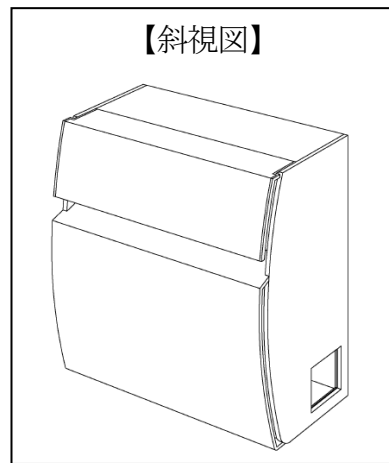
物が1つしかない。2つ以上追加すれば、全体の印象は変わってくるだろう。リングの下側の表面がカーブしている点は、さほど顕著な違いであるとはいえない。

公知意匠は、下側の表面の外観についての情報開示がなく、中心部分もない。しかも、テーブル照明ではなく街灯を意識しているようである。したがって、当該事案へのインパクトは薄いと考える。

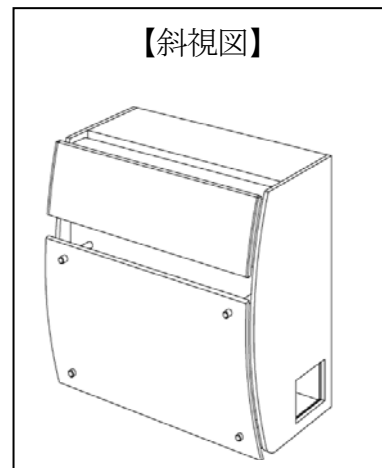
【参考判断例2】

質問：

下の意匠D及び意匠Eはいずれも物品が郵便受箱で同一であり、意匠Dは登録意匠で、意匠Eは第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠Eは、前面のカバー形状が登録意匠Dとやや異なる。このとき、意匠Eは、登録意匠Dの意匠権を侵害すると判断できるか。



登録意匠 D⁵⁸



第三者の実施意匠 E⁵⁹

欧州実務者回答1：

意匠Eは登録意匠Dの意匠権を侵害すると判断できる。

欧州実務者回答2：

意匠Eは登録意匠Dの意匠権を侵害すると判断できる。

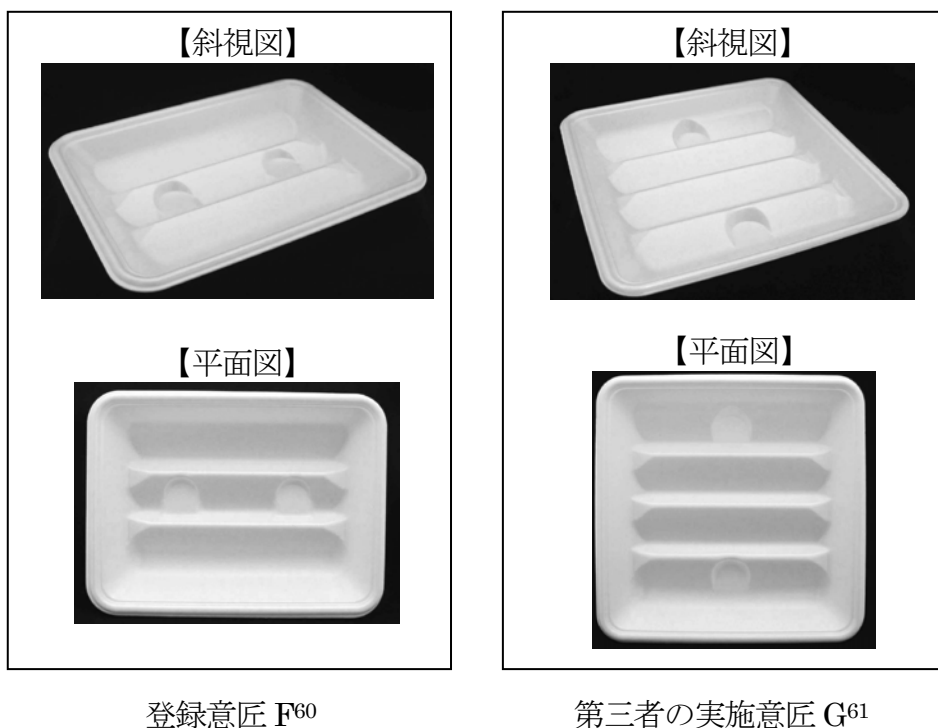
⁵⁸ 意匠登録第1374144号(本意匠)

⁵⁹ 意匠登録第1411875号(意匠登録第1374144号の関連登録)

【参考判断例 3】

質問：

下の意匠 F 及び意匠 G はいずれも物品が包装容器で同一であり、意匠 F は登録意匠で、意匠 G は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 G は、全体の形状、底面の山形部の数、凹部の位置が登録意匠 F とやや異なる。このとき、意匠 G は、登録意匠 F の意匠権を侵害すると判断できるか。



欧州実務者回答 1：

意匠 G は登録意匠 F の意匠権を侵害しないと判断できる。

欧州実務者回答 2：

この質問に答えるには、当方は、既知の意匠を知る必要がある。当方の意見では、意匠は異なった全体的印象を作る。全体の形状が(長方形と正方形とで)かなり異なるため、意匠 G は登録意匠 F を侵害していない。さほど重要でない細部として、傾斜パーツの数が異なり、円形凹部の位置が異なっている。

さらに、上記の図に加えて下図の公知意匠を提示して以下の質問をしたところ、欧州の実務者の見解は以下の回答のとおりである。

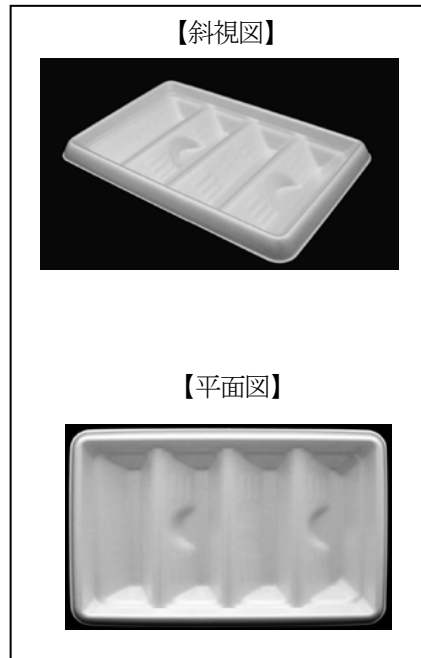
⁶⁰ 意匠登録第 1373205 号(単独登録)

⁶¹ 意匠登録第 1409656 号(単独登録)

質問：

侵害・非侵害を判断する審理の過程で、登録意匠 F に対する下図の公知意匠が存在することが判明した。公知意匠は意匠 F の登録時の手続きでは考慮されなかった。

このとき、意匠 G は、登録意匠 F の意匠権を侵害すると判断されるか。



公知意匠⁶²

欧州実務者回答 1：

この場合も、同じことを基本的に考慮する。登録意匠 F が公知意匠と異なるのは、凹部空間の取り方のみである。登録意匠 F は有効と当事務所は想定している。一方、意匠 G と登録意匠 F との異なる点を考慮すると、その差は小さいが、意匠 G が提示している差異があれば、十分に登録意匠 F の侵害を免れていると思われる。

欧州実務者回答 2：

この質問については、先行意匠を幅広く視野に入れて答えることができないので、回答が難しい。しかし、第一段階としての意見は以下のとおりである。

当方の見解では、3 つの意匠は、全般的な印象がそれぞれに異なっていると考えられる。意匠 G は、全体的な形状がかなり異なる（長方形に対して正方形である）ことから登録意匠 F を侵害しない。関連は低いですが、曲部の数が異なり、円形凹部の位置が異なる。

また別の議論になるが、意匠 G は、登録意匠 F よりも、公知意匠に、より似ているともいえる。曲部の数が同数であること、円形凹部の位置が似ていることがその理由で、このことは、侵害に対する防御の余地を与える。ただし、意匠 G と登録意匠 F の全体的な違い（正方形に対して長方形）だけで十分であり、この点を考慮するまでもないというのが当方

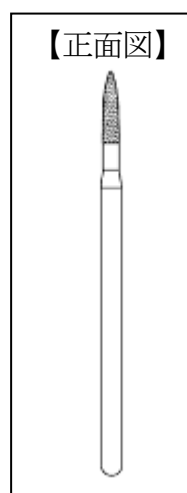
⁶² 意匠登録第 1314199 号(単独登録)

の意見である。

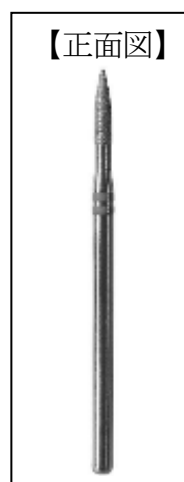
【参考判断例 4】

質問：

下の意匠 H 及び意匠 I はいずれも物品が歯科用回転器具で同一であり、意匠 H は登録意匠で、意匠 I は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 I は側部に、登録意匠 H にはない二重の輪状模様が付されている。このとき、実施意匠 I は、登録意匠 H の意匠権を侵害すると判断できるか。なお、意匠に係る物品である「歯科用回転器具」は、人工歯の形態を研削して修整するためのものであり、歯科用電気エンジン又は歯科用ハンドピースに装着して回転させながら使われるものである。また、本器具は軸対象に加工されている。



登録意匠 H⁶³



第三者の実施意匠 I⁶⁴

欧州実務者回答 1：

意匠 I は登録意匠 H の意匠権を侵害すると判断できる。

欧州実務者回答 2：

意匠 I は登録意匠 H の意匠権を侵害すると判断できる。ただし、この質問に答えるには、当方は、既知の意匠および技術的制約の詳細の一部を知る必要がある。もし当方が単に 2 つのリングを H に追加したら、当方はその違いが相当だとは考えない。しかし、この結論は、同様の先行する意匠が多数あるか、すべてのその他のパーツが同じ形状になってしまうという技術的制約のいずれかがある場合には、変わるであろう。

2. 5. 2. 意匠権侵害の救済

欧州共同体意匠の権利行使は、欧州連合加盟国の国内法令に委ねられることになってい

⁶³ 登録意匠第 1377111 号(本意匠)

⁶⁴ 登録意匠第 1377517 号(意匠登録第 1377111 号の関連登録)

る(CDR 前文(22)、意匠保護に関する欧州共同体指令 98/71/EC 前文(5))そこで、CDR ではすべての加盟国における何らかの基本的統一的制裁を規定する必要から、共同体意匠の侵害及び効力に関する紛争についての規定を設けている(CDR 第 2 節)。

欧州共同体意匠の侵害訴訟は、欧州連合加盟国が指定する裁判所が管轄する。管轄権の範囲として CDR81 条に規定があるので、欧州意匠共同体の侵害行為が、権利者が住所を有している国以外の加盟国においてなされている場合でも、権利者は自国の共同体意匠裁判所へ提訴できることになる。

また、侵害訴訟における制裁として裁判所が命じることのできる命令は CDR 第 89 条に規定されている。当該規定から侵害行為の差止、侵害製品及びそれを製造するために使用される材料及び道具を押収は規定されるものの、損害賠償請求、刑事罰については規定されていない。

これらについては国内法で規定するところに従うと解されるが(CDR 第 88 条(3))、損害賠償請求については EU エンフォースメント指令 第 13 条に、また刑事罰については全文(28)及び第 16 条に、これらについての規定があり欧州連合加盟国において統一した措置がなされている。また、税関における権利行使については、EU 税関規則(EC 1383/2003)により、加盟国税関における統一的した措置がとられている。

CDR 第 80 条 共同体意匠裁判所

(1)加盟諸国はその領域内に、本規則によって課せられた任務を遂行する第 1 審及び第 2 審の国内の裁判所及び審判所(共同体意匠裁判所)をできる限り制限した数で指定しなければならない。共同体意匠は、次に該当する場合にのみ、その無効を宣言することができる。

((2)以下省略)

CDR 第 81 条 侵害及び有効性に関する管轄権

共同体意匠裁判所は、次の事項に関して排他的管轄権を有するものとする。

- (a) 共同体意匠に係る侵害訴訟、及び国内法によって許容されている場合は、侵害の虞に関する訴訟
- (b) 国内法によって許容されている場合は、共同体意匠に関する非侵害宣言を求める訴訟
- (c) 無登録共同体意匠の無効宣言を求める訴訟
- (d)(a)に基づく訴訟に関連して提起された、共同体意匠に関して無効宣言を求める反訴

CDR 第 89 条 侵害訴訟における制裁

(1) 侵害又は侵害の虞に対する訴訟において、共同体意匠裁判所は、被告が共同体意匠を侵害し又は侵害する虞があると認定したときは、次の措置を命令しなければならない。(以下省略)。

- (a) 被告に対し、共同体意匠を侵害し又は侵害する虞のある行為の継続を禁止する命

<p>令</p> <p>(b) 侵害製品を押収する命令</p> <p>(c) 主として侵害商品を製造するために使用される材料及び道具を押収する命令。ただし、その所有者が当該使用の意図した効果を知っていたか又はその効果が状況上明らかであったと考えられることを条件とする。</p> <p>(d) 侵害又は侵害となる虞のある行為が行われる国の国際私法を含む法律によって規定されており、その状況に適切な他の制裁を課す命令</p> <p>(2) 共同体意匠裁判所はその国内法に従って、(1)にいう命令が確実に遵守されるようにするための措置をとらなければならない。</p>
--

ドイツ国内での権利行使について、欧州の実務者に欧州共同体意匠の質問をした。欧州共同体意匠が侵害された場合に救済を求める機関として裁判所、警察、税関における準備、手続き、処分のメリット、デメリットについて以下の見解を得た。

	メリット	デメリット
裁判所	損害賠償請求が可能(略式手続(summary proceedings)の場合を除く)	意匠侵害において、差止や損害賠償に代わる現実的な選択肢はなく、「短所」はない(略式手続の場合を除く)
警察	犯罪行為の場合に手続が迅速	損害賠償請求が認められない
税関	模倣品の差止の手続きが迅速	損害賠償請求が認められない

日本の制度と同じく、損害賠償請求は裁判所だけで可能であり、この観点からも裁判所における救済措置にデメリットがないという見解は、一考に値する。一方、侵害行為の中止を求める手続きを迅速に進めたい場合は、所定の条件を満たせば警察及び税関に措置を求めることも選択肢の一つであろう。

欧州の実務者は、直接侵害に該当する行為として、製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出、輸入、譲渡若しくは貸渡しの申出を挙げている。さらに、間接侵害に該当する行為として、業として登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為及び登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を業としての譲渡、貸渡し又は輸出のために所持する行為を挙げている。意匠権者は、主として侵害商品を製造するために使用される材料及び道具の押収を求めることができる(CDR 第 89 条(c))。ただし、その所有者が当該使用の意図した効果を知っていたか、又はその効果が状況上明らかであったと考えられることを条件とする。EU の法律には、侵害になる行為(すべて、「直接」侵害の行為に分類される行為)の非網羅的なリストが、定められている:「前記の実施には特に、その意匠が組み込まれるか又は適用される製品の製造、申出、市場投入、輸入、輸出若しくは使用、又はそれらの目的での当該製品の貯蔵を含めるものとする(CDR 第 19 条(1))」。間接侵害については、上記を除き、明示的には認識され

ていない。

民事的救済として請求できる内容は、差止請求、損害賠償その他金銭的請求、侵害品の破棄、侵害に供した設備の除去の請求、信用回復措置請求などが可能である。欧州の意匠法(European design law)は、差止による救済、侵害物品の押収、また、主として侵害商品を製造するために使用される材料及び道具の押収について規定している。また、その他の救済も、各加盟国の国内法で規定されている。ドイツの意匠法では、以下のことが規定されている。

- ・侵害物品の破棄の請求
- ・被告による侵害活動の詳細と説明の請求
- ・説明に基づいて算定された損害賠償の請求
- ・証拠保全の請求
- ・商業経路からの侵害物品の回収および完全な除去の請求
- ・一定の状況における、損害賠償の確保(銀行・財務書類、または商業書類の提出)
- ・判決の公表の請求
- ・閲覧の請求

次に訴訟前の当事者間のやりとりについて、同実務者は、一般の民事訴訟では、権利行使の際に侵害訴訟前には当事者間で交渉を行い、交渉が成立しなかった場合に権利者が侵害者を訴えるのが通常の手続きであるとしている。さらに、この点について、意匠権利者は、侵害行為の中止、損害賠償の請求などを記載した警告状と意匠公報を内容証明郵便で、被疑侵害者宛に送付する。これに対して被疑侵害者は意匠権を侵害していないことの理由を記載した回答書を送付するとしている。

欧州共同体意匠の権利侵害が刑事罰に該当するかについて、同実務者は、意匠権の侵害は刑事罰の対象とされ罰金刑と懲役刑の併科刑であるとしている。

2. 5. 3. 意匠権侵害に関する判例

意匠権侵害訴訟ではないが、欧州連合司法裁判所が RCD と先行共同体商標との関係を判示した OHIM v. Jose Manuel Baena Grupo, S.A.事件(C_101/11 P 及び C_102/11 P)がある。

2. 6. 税関・警察等での取締り

RCD の権利者は、差止したい税関を選んで1つの申請で差止めが可能である。税関規則(EU1383/2003)に従って税関で差止めが実施され、その後エンフォースメント指令(Directive 2004/48/EC)に従い裁判所で判断される。

欧州共同体意匠の水際取締りについてドイツの税関に以下の質問をして回答を得たので紹介する。

①輸出入禁制品の調査・摘発を担当している国境措置機関で、権利者に最も活用されている機関はどこか。

- ・ドイツには、“Zentralstelle Gewerblicher Rechtsschutz⁶⁵”という特別な機関があり、知的所有権保護に関する案件をすべて処理できる。権利保有者が自分の所産を守りたいと思えば、申請をして、“Zentralstelle Gewerblicher Rechtsschutz”の税関当局に対処してもらうことができる。

②ドイツの税関における知的財産権侵害に基づく過去 5 年間の摘発件数(IP infringement-related seizures)はどのくらいか。

- ・以下のとおりである。

	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
知的財産権侵害に基づく摘発件数/年	10,888	9,622	23,713	23,635	23,883

③意匠権侵害製品が差止または摘発の対象となっている(design-infringing goods subject to suspension or seizure)、過去 5 年の摘発件数はどのくらいか。

- ・以下のとおりである。

	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
意匠権侵害に基づく摘発件数/年	590	453	1,139	87	3,308

④税関における知的侵害侵害品の取締り、実績等について紹介している HP、資料(タイトル)等があれば教えて欲しい。

- ・ Der Zoll⁶⁶ : www.ipr.zoll.de

⑤知的財産権侵害品の取締りのキャンペーン等、自国民への周知活動は行っているか。

- ・貿易見本市への参加、記者会見でキャンペーン活動を行っている。

⑥デザインの模倣品がインターネット上で取引されているか否かを調査しているか。

- ・行っていない。ドイツ税関調査室は、輸入積送品についてのみ責務を果たす(国境措置)。インターネット上で、企業の動向を監視するのは警察の責任範囲である。

⑦税関において、意匠権の被疑侵害品が、当該意匠権を侵害しているとの最終的な見極め

⁶⁵ “Central Customs Authority for Intellectual Property Law” (知的所有権中央税関局)

⁶⁶ “The Customs”

はどのように行うか。

- ・ドイツ税関係官は、イントラネット情報データベースを使って活動している。このデータベースには、申請から得られる、権利保有者、その知的所有権及び正規品と模造品との違いを表す詳細などについてすべての情報が含まれている。

⑧意匠権者が意匠権侵害者を自ら告発する場合、どのような手続きが必要か。

- ・権利保有者は法的手続きを開始することができる。詳細は、Website(www.ipr.zoll.de)を参照のこと。

⑨税関において意匠権侵害との判断を行う際に、当該意匠権の権利内容の確認はなにを参照しているか。

- ・ドイツ税関係官は、イントラネット情報データベースを使って活動している。このデータベースには、申請から得られる、権利保有者、その知的所有権、及び正規品と模造品との違いを表す詳細などについて、すべての情報が含まれている。また、国際知的所有権機関(WIPO)から得た、知的所有権に関する情報(該当品の有効期限や図面など)も含まれている。

⑩税関において意匠権侵害との判断を行う際に、被疑侵害品が分解されており組立てれば、意匠公報に掲載された登録意匠と同じになると判断された場合、分解されている状態でも意匠権の侵害と認定するか。

- ・ここでの問題点は、税関係官が、問題の製品が本当に一部品であり、どの製品の部品なのか、知る必要があるということである。それぞれの製品を詳細にわたって知ることは、ほとんど不可能である。ケースバイケースで判断されるべきことである。

⑪税関において意匠権侵害との判断を行う際に、被疑侵害品がパッケージなどで包装されており、流通状態では意匠公報に掲載されている登録意匠が購買者によって見ることができない状態である場合、意匠権の侵害と認定するか。

- ・製品の梱包は問題ではない。税関係官は、製品を梱包から取り出してから、疑惑があるかどうか意見を述べることになる。

⑫意匠権によっては、破線等によって物品の一部をディスクレームしているものがある。

このような意匠権について税関において意匠権侵害との判断を行う際に、破線であらわされた部分をどのように考えるか。

- ・現在までにそのような事例が発生したことがない。

⑬税関において意匠権侵害との判断を行う際に、過去の裁判所の判例又は内外知的財産庁の審査・審決等を参照するか。

- ・税関係官がどの情報を考慮するのは、申出のあった申請にある、違いを表す詳細(すなわちイントラネット情報データベースの情報)による。権利保有者から司法判断や判例

の提示があれば、それを考慮する。

- ⑭知的財産権侵害やデザイン模倣の判断について職員に対して研修を行うことはあるか。
また、そのような研修施設はあるか。
- ・そのような訓練は、2種類ある。その一つは、“Zentralstelle Gewerblicher Rechtsschutz” 担当者及び対訴訟税関教育・技術センター担当者による訓練で、もう一つは、権利保有者が、知的所有権係争製品を識別する訓練(別施設)を申し出るものである。
- ⑮知的財産権侵害やデザイン模倣の研修で意匠権侵害、つまり権利と同一又は類似するかどうかを判断するような具体的な実践トレーニングや意匠公報の解釈の研修も行っているか。また、研修受講者の研修受講の成果を確認するような仕組みづくりはされているか。
- ・知的所有権保護に関する一週間の訓練講座には、意匠侵害調査も含んでいる。知的所有権侵害及び意匠模倣を特定する能力をつけることも、訓練講座の一部である。

ドイツ税関からの追加説明

ドイツ税関当局は、製品輸出及び輸入品の検査(特に第3国国境を越える製品物流)を管轄している。権利侵害調査も国境管理の仕事である。権利者は、税関当局の調査を要請する申請を、“Zentralstelle Gewerblicher Rechtsschutz”(知的所有権中央事務所)に対し申し出ることができる。この申請には、権利保有者自身やその代理人についての情報、有する知的所有権(登録番号、有効期限)、正規品と模造品らしきものに関する情報(写真や図面などで違いを特定できる詳細)が含まれる。

税関当局による対応を要請するためには、申請が受理される必要がある。要請が認められれば、ドイツ国内のすべての税関事務所が、作業開始のために申請データへの電子アクセスを実施し、正規品と模造品との違いを特定するためにこれらの情報を使用する。正規品の製造者からの情報に基づいて、ある製品が模造品ではないかと疑惑を持った税関事務所があれば、その製品の搬出を停止し、その権利保有者に対し、権利が侵害されている可能性があるとの通知を行う。詳しい情報は Website (www.ipr.zoll.de)をご覧ください。

税関における意匠権侵害の取締りについて、欧州の実務者に以下の質問をして回答を得た。

質問1：

税関は、TRIPS 協定第52条(申立)もしくは第58条(職権による行為)に基づいて調査・摘発の取締りをどのようなタイミングで行っているか。また、税関に対して意匠権者の申告等が必要な場合は、申請手続きについて紹介している ホームページあるいは資料(マニュアル)などがあればご教示いただきたい。

欧州実務者回答 1 :

EU の所轄税関当局一覧は、欧州委員会の Website に掲載されている⁶⁷。

欧州実務者回答 2 :

OHIM は「国」ではない。EU では税関差押えに関する法律があり、EU で統一されているのではなく、各国の税関が対応している。EU 内でも国が違えば手続きは異なる。差押え期間については Regulation 1383/2003 に定められている。

質問 2 :

税関が差止めた被疑侵害輸出入品について、意匠権を侵害しているとの最終判断が確定した場合、それらの侵害品はだれによってどのような処分がなされるか。

欧州実務者回答 1 :

知的所有権の執行に関する指令を履行する枠組みの中で、税関が差押えた模倣品を破棄するために、現在、手続きが簡素化されている。これにより、輸入者が異議を唱えない場合、あるいは所定期間内に異議を唱えることができなかつた場合は、法的手続きや輸入者の合意を得なくとも破棄を行なえるようになる。

欧州実務者回答 2 :

上記質問 1 の回答 2 と同じ。

質問 3 :

税関や警察に対して、侵害をしているかいないかの判断結果について不服を感じることもあるか。ある場合は、判断のどのような点か。

欧州実務者回答 1 :

コメントなし

欧州実務者回答 2 :

税関や警察はそのような判断することができない。裁判所の判断である。

⁶⁷http://ec.europa.eu/taxation_customs/resources/documents/customs/customs_controls/counterfeit_piracy/right_holders/contactlist_intervention_en.pdf(最終アクセス日：2014年2月13日)

3. 中国【実体審査なし、ハーグ協定未加盟】

3. 1. 制度の枠組み

- (1) 中華人民共和国専利法⁶⁸第 2 条に「本法でいう発明創造とは発明、実用新案、意匠を指す。」と規定し、「意匠とは、製品の形状、図案又はその結合及び色彩と形状、図案の結合に対して行われ、優れた外観を備え、かつ工業への応用に適した新たな設計を指す。」として、中国専利法(以下、「法」と略す場合もある。)で意匠を保護している。
- (2) 中国専利法第 23 条に保護要件が規定されている。また、中国専利法第 25 条には登録を受け入れられないものの規定がある。

中国専利法第 23 条 ⁶⁹

特許権を付与する意匠は、既存の設計に属さないものとする。また、いかなる部門又は個人も同様の意匠について、出願日以前に国務院専利行政部門に出願しておらず、かつ出願日以降に公開された特許文書において記載されていないこととする。

特許権を付与する意匠は、既存の設計又は既存の設計的特徴の組み合わせと比べて明らかな違いがあることとする。

特許権を付与する意匠は、他者が出願日以前に取得した合法的権利と衝突してはならない。

本法でいう既存設計とは、出願日以前に国内外において公然知られた設計を指す。

(第 24 条略)

第 25 条 以下に掲げる各号には特許権を付与しない。

(一)科学上の発見

(二)知的活動の規則及び方法

(三)疾病の診断及び治療方法

(四)動物と植物の品種

(五)原子核変換方法を用いて取得した物質

(六)平面印刷物の図案、色彩又は両者の組み合わせによって作成され、主に表示を機能とする設計前款第(四)号で掲げた製品の生産方法に対しては、本法

⁶⁸ 2009 年 10 月 1 日施行 中華人民共和国専利法

<http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20091001.pdf>(最終アクセス日:2014 年 2 月 13 日)

⁶⁹ 中国専利法、専利法実施細則、審査指南の翻訳は特許庁 Website に掲載された日本語版による。

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryous/sonota/fips/mokuji.htm>(最終アクセス日:2014 年 2 月 14 日)

の規定に基づき特許権を付与
することができる。

- (3) 中国専利法第 31 条、中国専利法実施細則 35 条によると、類似する 10 意匠まで含めた複数意匠出願をすることができる。

中国専利法第 31 条

一件の発明又は実用新案の特許出願は、一つの発明又は実用新案に限られる。一つの全体的な発明構想の二つ以上の発明又は実用新案は、一件の出願として提出することができる。

一件の意匠特許出願は、一つの意匠に限られる。同一製品における二つ以上の類似意匠、あるいは同一種類でかつセットで販売又は使用する製品の二つ以上の意匠は、一件の出願として提出することができる。

中国専利法実施細則 35 条

専利法第 31 条第 2 項の規定に基づき、同一製品における複数の類似意匠を一件の出願として提出する場合、当該製品におけるほかの設計は簡単な説明で指定された基本設計と類似しなければならない。一件の意匠特許出願における類似意匠は 10 を超えてはならない。(以下略)

中国専利法第 40 条の規定によると、意匠出願について方式審査(予備審査)が行われ、新規性などを判断する実体審査を経ることなく登録される⁷⁰。

中国専利法第 40 条

実用新案及び意匠の特許出願に対して予備審査を行い、これを却下する理由が存在しない場合、国务院専利行政部門が実用新案特許権又は意匠特許権を付与する決定を下し、相応する特許証書を交付する。同時に登記して公告し、実用新案特許権及び意匠特許権は公告日から有効となる。

中国専利法第 42 条の規定によると、意匠権の権利存続期間は出願日から 10 年とされている。

中国専利法第 42 条

発明特許権の期限は 20 年とし、実用新案特許権と意匠特許権の期限は 10 年とする。ともに出願日から起算する。

⁷⁰ 2013 年 2 月 6 日公表の改正された専利審査指南において、審査官は意匠出願が明らかに新規性の規定に合致していないかについて審査を行うとされた。

- (4) 中国には中国専利法第 61 条に基づく評価書制度があり、意匠権の付与決定公告がなされた後に、意匠権者等は評価報告書の作成を国家知識産権局へ請求をすることができる。

中国専利法第 61 条

特許権利侵害を巡る紛争が新製品製造方法の発明特許に関連する場合、同様の製品を製造する部門又は個人はその製品の製造方法が特許の方法と違うことを証明する証拠を提出しなければならない。

特許権利侵害を巡る紛争が実用新案特許又は意匠特許に関連する場合、人民法院又は特許事務管理部門は特許権者又は利害関係者に対し、特許権侵害を巡る紛争を審議し、処理するための証拠として、國務院専利行政部門が関連の実用新案又は意匠について検索と分析、評価を行ってから作成した評価報告を提出するよう要求することができる。

- (5) 意匠権が付与された後、いかなる機関又は組織又は個人も意匠権者の許諾を得ずに、その意匠を実施してはならない。すなわち、経営の目的でその意匠製品を製造、販売、輸入してはならないとされる(法第 11 条)。
- (6) 國務院専利行政部門が意匠権付与を公告した日から、当該意匠権の付与が専利法の関連規定に合致していないと認めた場合は、何人も専利復審委員会に意匠権の無効を宣告する申請ができる(法第 45 条)。また、専利復審委員会の決定に対しては、決定の通知を受領した日から 3 か月以内に人民法院へ提訴ができる(法第 46 条)。
- (7) 意匠権の保護範囲は、図面又は写真が示す当該製品の意匠を基準とし、簡単な説明は、図面又は写真が示す当該製品に意匠の解釈に用いることができるとされる(法第 59 条第 2 段落)。
- (8) 意匠権者の許諾を受けずにその意匠を実施して、その意匠権を侵害し、紛争を引き起こした場合は、当事者が協議により解決する(法第 60 条第 1 段落)。協議を望まない場合又は合意することができなかつた場合、意匠権者又は利害関係者は人民法院に訴訟を提起することができ、また特許事務管理部門に処理を求めることもできる(法第 60 条第 2 段落)。
- (9) 権利行使の制限事項として、権利侵害者として告訴された者が、その実施する設計が既存設計に属することを証明する証拠を有している場合、意匠権侵害を構成しないとされる(法第 62 条)。
- (10) 意匠権の権利範囲を確定するにあたっては物品の機能及び用途が参酌され、「最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈 2009 年 12 月 28 日公布」には「人民法院は意匠に係わる物品の用途を基に、物品の種類の同一又は類似を認定しなければならない。物品の用途確定にあたって、意匠の簡単な説明、意匠の国際分類表、物品の機能、および物品の販売や実際の利用状況などの要素を参酌することができる。」とある。
- (11) 意匠権の間接侵害に類する規定として権利侵害責任法第 9 条に、権利侵害行為を

教唆、幫助した場合、行為者と連帯責任を負わなければならないとの規定がある。
(1 2) 意匠権侵害は、専利法において刑事罰の対象とされていない。

3. 2. 意匠権設定までの運用

(1) 願書の記載及び図面と権利範囲の関係

中国専利法第 27 条の規定に基づき意匠出願には、願書と図面のほか、意匠の簡単な説明を提出しなければならないとし、中国専利法実施細則⁷¹第 28 条第 1 項の規定に基づき、意匠の簡単な説明には、製品の名称、用途及び意匠の設計要点の明記し、設計要点が最も明瞭に示されている図面又は写真一枚を指定しなければならないとしている。

なお、製品の性能や内部構造の説明は、審査指南⁷²第三章「4.3 簡単な説明(6)」によると意匠の簡単な説明に用いてはならないとし、審査指南第三章「3. 審査手続」によると、方式審査で出願書類に欠陥が存在するものとされ、審査意見が通知され補正が求められることになる。この審査意見の通知は、関連する中国専利法又は専利実施細則の規定に基づいて、専利審査官が審査するものとしている。

専利法第 27 条

意匠特許の出願には、特許出願書、当該意匠の図面又は写真、及び当該意匠の簡単な説明等の書類を提出する。(以下、略)

専利法実施細則第 28 条

意匠の簡単な説明において、意匠製品の名称、用途及び意匠の設計要点を明記し、かつ設計要点が最も明瞭に示されている図面或いは写真を一枚指定しなければならない。正投影図の省略や色彩の保護を求める場合は、簡単な説明中にその旨を明記する。(以下、略)

中国における意匠の保護範囲は、図面又は写真が基準となるため、審査指南第三章「4.2 意匠の図面又は写真」において、立体製品の意匠については、物品の設計要点が 6 つの面に係わっている場合、6 つの正投影図を提出しなければならない」とし、専利保護を求める製品の意匠を明らかに示していなければならないとしている。意匠出願の図面としては、線図、写真のほか、審査指南第一部第三章「4.2.2 製図」において、「図面はコンピュータを含めた製図道具を使って作成してよい」とされ、CG 図を使うこともできる。線図に比べ、写真や CG 図のほうがより直接的な表現であるが、線図の場合は権利行使が難しいということもなく、意匠を明確に示すことができれば問題はない。

⁷¹ 2010 年 2 月 1 月施行 中華人民共和国専利法実施細

<http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/pdf/admin/20100201.pdf>(最終アクセス日：2014 年 2 月 13 日)

⁷² 2010 年 2 月 1 月施行 専利審査指南

http://www.jetro-pkip.org/html/ztshow_BID_201006221059.html(最終アクセス日：2014 年 2 月 13 日)

また、審査指南第三章「4.2 意匠の図面又は写真」では、「物品の設計要点が1つ又はいくつかの面にだけ係わっている場合、少なくとも係わった面の正投影図と立体図を提供し、簡単な説明において正投影図を省いた理由を明記しなければならない」と規定し、例えば冷蔵庫の背面など、通常の使用状態では使用者からは観察できない面については、このような面を開示しなくてもよい。この場合、権利行使に実質的影響はないものと考えられる。これは、使用状態ではあまり見えない背面や底面は、類否判断の際に通常考慮されないか、重要視されないのが一般的だからである。

中国の実務者に類似する物品の考え方について、以下のとおり質問をして回答を得た。

質問：

権利範囲における類似する物品の考え方に関連して、審査指南第四部第五章 5.1.1 には意匠の同一の判断についての考え方が規定されている。ここには「在确定产品的种类时、可以参考产品的名称、国际外观设计分类以及产品销售时的货架分类位置、但是应当以产品的用途是否相同为准。相同种类产品是指用途完全相同的产品。(製品の種別を確定する際に、製品の名称や国際意匠分類および販売時のラックの分類位置を参考にしてもよいが、製品の用途が同一であるか否かを基準にしなければならない。)」という記載があるが、意味内容が理解し難い。類似する物品と分類、類似する物品と販売時のラック分類位置等との関係について、より具体的に教示願いたい。

中国実務者回答 1：

同一物品・類似物品であるか否かを判断する際に、物品の名称、国際意匠分類、販売時のラック分類位置などを参考にして判断するが、判断のポイントはやはり、物品の用途が同一・類似であるか否かという点にある。例えば、実際に2つの物品が同一物品・類似物品であるか否かを判断する際、まず両物品の名称から判断し、物品の名称で両者の用途が同一・類似であると判断できる場合、その名称だけで両者が同一物品・類似物品であると判断できるが、名称だけでは判断できない場合には、さらに国際意匠分類、意匠の説明などを参酌して判断する。基本的には物品の名称及び国際意匠分類、意匠の説明により判断できるので、実務において、販売時のラック分類位置は通常、考慮されない。また、国際意匠分類はあくまでも参考であり、分類が妥当ではない場合はやはり物品の実際の用途に基づいて判断される。

中国実務者回答 2：

「特許審査指南」によって意匠が同一であるかを判断する基準として、案件に係る登録意匠は、対比設計と同一の種類の商品でなければならない。案件に係る登録意匠は、対比設計と同一の種類の商品であるかについて、案件に係る登録意匠と対比設計に係る商品の名称、国際意匠分類及び商品販売時のラックの分類位置を参考して判断する。例えば、案件に係る登録意匠の公告文献におけるロカルノ分類番号、名称、簡単な説明に記載の用途等、対比設計に係る商品の名称、通常の商品中における通常の商品の分類領域などの情

報を参考すればよい。これら情報は、案件に係る登録意匠と対比設計が同一の種類の商品であるかを判断する重要なものである。しかし、当該条項にも、「商品の用途が同一であるか否かを基準としなければならない」と明確に規定されている。したがって、案件に係る登録意匠と対比設計の実際の用途について、その販売及び使用中における実質的な役割は、判断時の主要な根拠とされている。

一つの事例を挙げて説明する。中国国家知的財産局特許複審委員会の第 WX5258 号無効宣告請求決定において、案件に係る登録意匠に係る物品は、包装箱(ロカルノ分類番号 09-03)であり、対比書類における商品は、ラベルであり、その名称に対応したロカルノ分類番号は 19-08 とされるべきである。特許複審委員会は、両者の分類番号が異なっているものの、両者は、同じ標識の役割を果たしており、それぞれショップのラックで放置される位置も一致していると判断したので、両者は、類似する種類の商品に係る意匠であると認定した。

(2) 物品名の表示

願書に記載した物品名(title of article)は方式審査又は無効宣言手続きにおける意匠専利の審査でどのように認定しているかについて、国家知識産権局は、規定(審査指南第三章「4.1.1 意匠を実施した商品の名称」)に基づき、例えば「ボールペン」、「万年筆」、「サインペン」、「シャープペン」等、具体的な商品名称であれば認めるとしている。

なお、中国ではアイコン、ロゴ、画像(graphic image)、模様などの 2 次元意匠権は 2014 年 2 月時点で認められていない。なお、スマートフォンなどの画像デザインは専利法上の意匠とは認められていない。

(3) 図面提出要件

「(1)願書の記載及び図面と権利範囲の関係」に記載したとおり、中国専利法第 27 条の規定により、意匠出願の際には、願書、当該意匠の図面又は写真及び当該意匠の簡単な説明等の書類を提出しなければならない。また、同条により、出願人が提出する図面又は写真は保護を求めた商品の意匠を鮮明に表示していなければならない。意匠の表現手法は実施細則及び審査指南に規定されている。

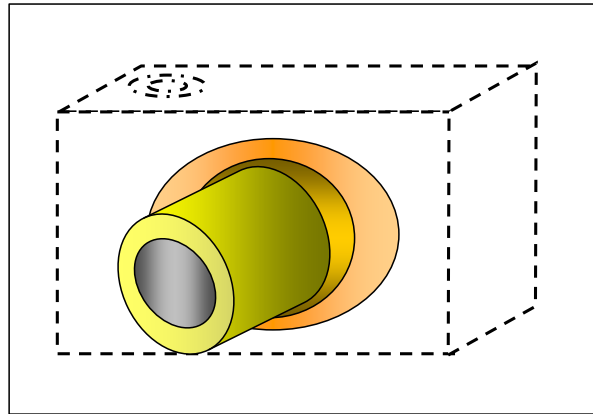
- a) 立体商品の意匠の場合は、商品の設計要点が 6 つの面に係る場合、6 つの正投影図を提出しなければならない(審査指南第一部分第三章 4.2)。
- b) 平面商品の意匠の場合は、商品の設計要点が 1 つの面だけに係る場合、当該面の正投影図だけを提出して良い(審査指南第一部分第三章 4.2)
- c) 展開図・断面図等は、形態の特定に必要な場合、展開図、断面視図、断面図、拡大図及び状態遷移図を提出しなければならない。
- d) 参考図は、意匠に係る商品の用途、使用方法又は使用する場所などを説明する場合に提出しても良い。
- e) 出願人が色彩の保護を求めた場合、カラーの図面又は写真を提出しなければならない(実施細則第 27 条第 1 文)。
- f) モノクロ写真、カラー写真のいずれも認められる。1 枚の写真の大きさは通常 A4 用

紙以下の大きさとしなければならない。

g) 図面はコンピュータを含めた製図道具を使って作成してもよいが、鉛筆、クレヨン、ボールペンなどで書いてはならない(審査指南第一部分第三章 4.2.2)

(4) 図面に記載した破線の意味

図面に記載した破線がもつ意味について、国家知識産権局に下図のデジタルカメラの部分についての意匠を提示して見解を求めたところ、以下の回答を得た。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じデジタルカメラの図を示して回答を得た。

デジタルカメラの部分についての意匠
(某数码相机部件的外观设计)

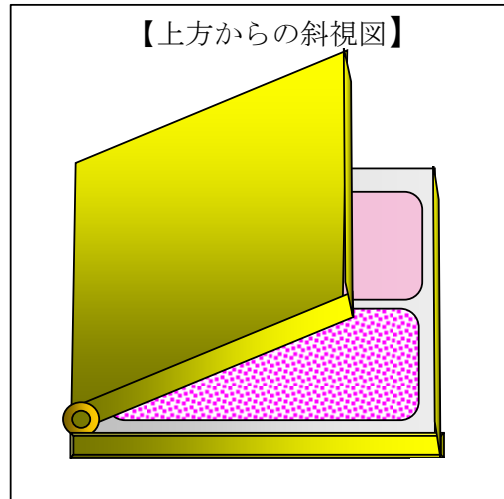
国家知識産権局回答者回答：

この例の場合、方式要件を満たさないとのオフィスアクションが通知されるが、出願人はこれに応答して破線を実線に描き変える補正をすることができるとしている⁷³。

(5) 図面又は写真によって開示されてない部分の扱い

下記の斜視方向から撮影した蓋を開いた状態の化粧品用ケースの写真一枚のみを国家知識産権局に提示し、その扱いについて回答を得た。

⁷³ 当該補正に関連した事項で、後段の「(7)パリ条約の優先権主張を伴う意匠出願の記載と優先権証明書の記載との相違」にも記載したが、国家知産権局の回答によると、日本のように実線と破線で図面を描き部分意匠が認められている国を第1国として、パリ優先権主張をして中国に出願した場合、破線を実線にした図面を提出した場合でも、優先権主張が認められる。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ化粧品の写真を示して回答を得た。

一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)
 (只通过(化妆盒)单视角透视图(图片)展示外观设计的实例)

国家知識産権局回答者回答：

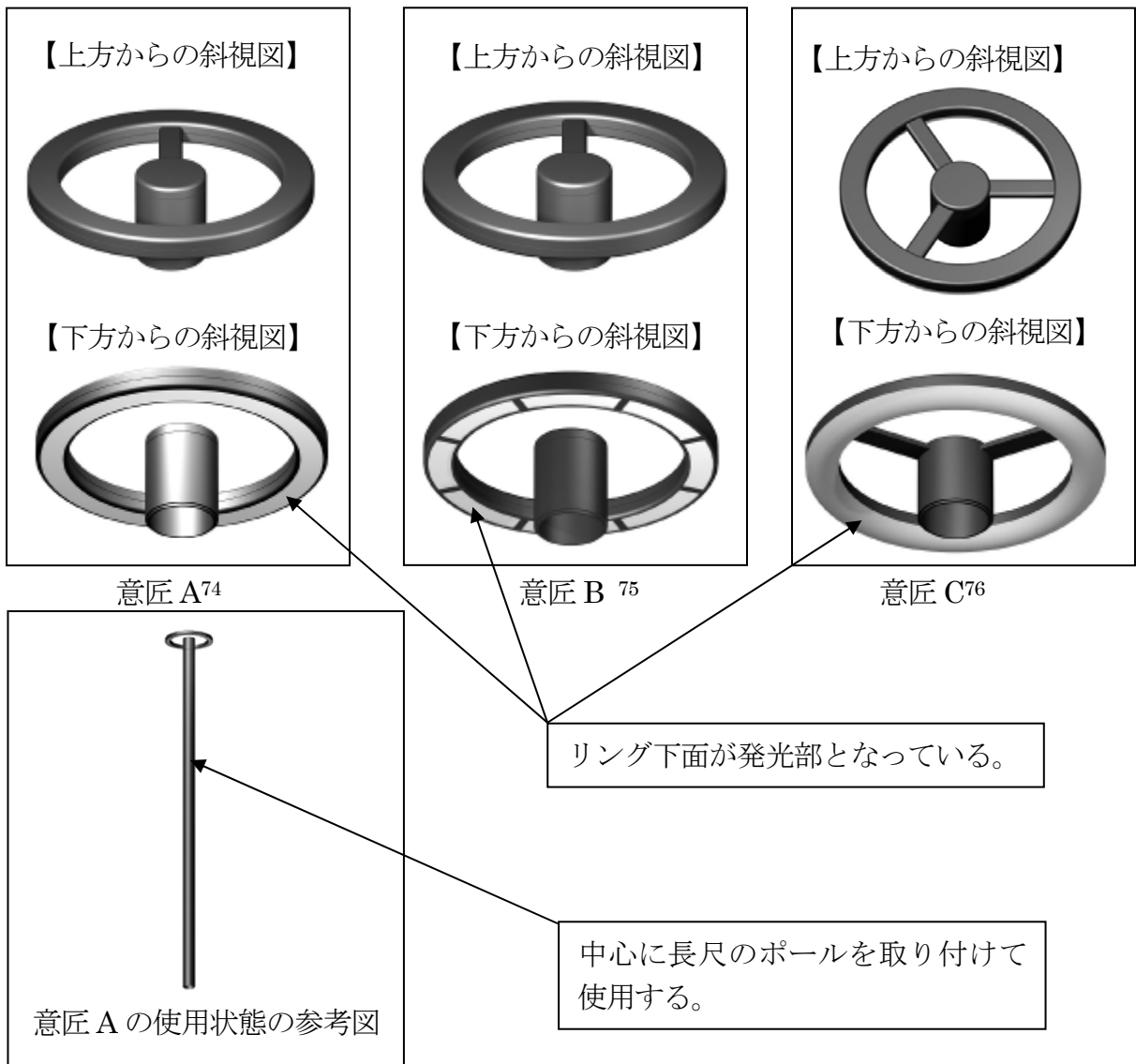
この例の場合、開示が不十分であり意匠が特定されないので、出願を拒絶するとしている。すなわち、立体製品・3D立体形状を有する製品は、製品それぞれの面における具体的な形状、図案又は色彩を鮮明に表示しなければ工業上の利用ができず、中国専利法第2条第4項に適合しないと判断される。立体製品の意匠に関しては、設計の要点として、基本的に六面図を提示する必要がある。

(6) 複数意匠の関係

以下の判断例について、それぞれの例で示される複数の意匠は類似関係にあり、一の出願に記載することができるかどうかについて、次のとおり、国家知識産権局の考え方が得られた。

【判断例1】

意匠A、意匠B、意匠Cはいずれも物品が「街路灯灯具本体」で同じであるが、意匠A、意匠B及び意匠Cは互いに発光面(底面)の形状が異なるとともに、意匠Cは発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なる。また、図面はCGで作成されている。



国家知識産権局回答者回答：

意匠 B、意匠 C はいずれも意匠 A に類似するとして一の出願に記載できる。

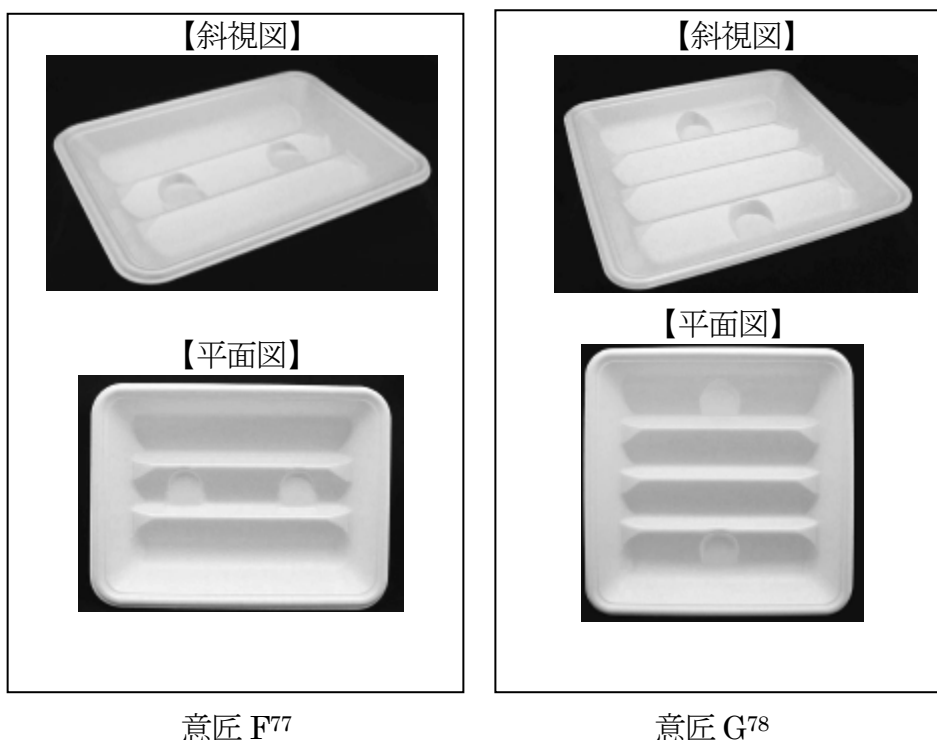
【判断例 2】

意匠 F 及び意匠 G は物品が包装容器で同じであるが、意匠 G は全体の形状底面の山形部の数、凹部の位置が意匠 F とやや異なる。

⁷⁴ 意匠登録第 135435 号(本意匠)

⁷⁵ 意匠登録第 1365854 号(意匠登録第 135435 号の関連登録)

⁷⁶ 意匠登録第 1421163 号(意匠登録第 135435 号の関連登録)



国家知識産権局回答者回答：

意匠 G は意匠 F に類似するとして一の出願に記載できる。

(7) パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の扱い

審査指南第三章「5.2 優先権主張」に基づき、方式審査においてパリ条約による優先権の主張を伴う出願の優先権が有効であることを確認しており、優先権証明書に記載された次の事項をチェックしている。

- ・ 出願日
- ・ 出願人
- ・ 図面
- ・ その他

基本的にパリ条約の加盟国又は当該加盟国の有効な出願又は国際出願を基礎にした優先権を有する意匠出願か、出願人がパリ条約の権利を有するか、規定の期間の出願であるか、優先権の主張の記載があるか、優先権の基礎出願の出願日、出願番号又は元受理機関の名称、後の出願の意匠の主体が同一であるかなどについて方式審査が行われる。

(8) パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の記載と優先権証明書の記載との相違

物品名の変更、説明の追加、修正、削除、表現物の表現形式の変更(例えば、線図を写真に変更)、表現物の表現形式を出願国の図面提出要件に合わせた変更であれば、基本的に優先日は確保されるが、優先権証明書の内容と意匠出願の内容において、意匠の主体が変化

⁷⁷ 意匠登録第 1373205 号(単独登録)

⁷⁸ 意匠登録第 1409656 号(単独登録)

しているときには優先権は認められない。

簡単な説明の内容が中国専利法の規定に適合しない場合、削除、補正又は校正ができる。

また、我が国のように物品を実線と破線でかき分けて部分意匠の出願が可能な制度が存在し、部分意匠出願を基礎として、中国への出願においてパリ条約による優先権主張した場合、優先権証明書に物品が実線と破線で記載されていても物品の全体が開示されているものとして、物品全体の意匠について優先日が認定される。

さらに、以下の■の場合も優先日が認定される。

	優先権証明書	変更	中国への出願
■	色彩付き線図	→	色彩なし線図
□	色彩なし線図	→	色彩付き線図
■	色彩付き線図	→	モノトーン陰影図
□	モノトーン陰影図	→	色彩付き線図
■	カラー写真	→	色彩なし線図
□	色彩なし線図	→	カラー写真
■	カラー写真	→	モノトーン写真
□	モノトーン写真	→	カラー写真

【参考審決】

無効審判請求の審決第 17985 号は、優先権の確認に関係したケースである。このケースにおいて、証拠 1 は米国の出願を基礎として優先権を主張した中国登録意匠である。しかし、証拠 1 の優先権の基礎となる米国意匠出願が意匠の一部をディスクレームしている出願であり、中国出願時に一部の破線が削除され、残りの破線が実線に変更されたため、証拠 1 の意匠は基礎出願の意匠を変えたものであり、優先権を主張できないと認定された。その結果、証拠 1 は出願日が本件意匠の申請日より後であるため、無効審判の証拠として適格ではないと判断された。

(9) 新規性喪失の例外規定(グレースピリオド)

中国専利法第 24 条において、出願日前 6 か月以内に中国政府が主催若しくは中国政府が認める国における国際展示会での展示や規定の学術会議等での発表、他者が出願者の同意を得ずに漏洩した場合は、新規性喪失の例外を認めている。

なお、登録された意匠が新規性喪失の例外の申請がなされているかに関連する情報は公報に掲載されないため、知りたい場合には包袋を取り寄せる必要がある。

(10) 保護要件

先行意匠に対する保護要件は、新規性(専利法第 23 条第 1 項第一段落、審査指南第 4 部第 5 章 5.)及び非自明性(同第二段落、審査指南第 4 部第 5 章 6.)が求められる。

新規性については、同一及び実質同一の範囲まで判断され、非自明性については寄せ集め、置換を含めた類似の範囲まで判断される。

専利法第 23 条

特許権を付与する意匠は、既存の設計に属さないものとする。また、いかなる部門又は個人も同様の意匠について、出願日以前に国務院専利行政部門に出願しておらず、かつ出願日以降に公開された特許文書において記載されていないこととする。

特許権を付与する意匠は、既存の設計又は既存の設計的特徴の組み合わせと比べて明らかな違いがあることとする。特許権を付与する意匠は、他者が出願日以前に取得した合法的権利と衝突してはならない。

本法でいう既存設計とは、出願日以前に国内外において公然知られた設計を指す。

審査指南第 4 部第 5 章

「5. 専利法第 23 条 1 項に基づく審査」⁷⁹

中国専利法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する保護要件の判断の主体は、審査指南第五章「4.判断の主体」において、無効宣言手続きにおける意匠専利の審査では、意匠に係わる物品の一般消費者の知識レベルや認知力を基に評価することとしている。

中国の実務者に判断主体に関して、以下の質問をして回答を得た。

質問：

中国専利法第 23 条第 2 項では、「特許権を付与する意匠は、既存の設計又は既存の設計的特徴の組み合わせと比べて明らかな違いがあることとする。」とされている。また、審査指南第四部第五章 4 によると当該規定の判断主体は、一般消費者であるとされている。しかし、一般消費者が特定意匠分野の「既存の設計又は既存の設計的特徴の組み合わせ」についての知識を有することを前提として、中国専利法第 23 条第 2 項を適用することは困難であるとの意見はないか。なお、日本では創作性の判断主体は、その意匠の分野の平均的知識を有する創作者とされている。

中国実務者回答 1：

この条文は現在多く適用されている。「一般消費者」について、審査指南第四部第五章 4 によれば、一般消費者とは、「本件意匠の出願日以前の同一種類または類似種類の物品の意匠及びそのデザインの慣用手法について常識的な認識を持っている者」であり、「デザインの慣用手法として、デザインの転用、寄せ集め、取替えなどがある」ということである。つまり、「一般消費者」の概念はかなり広い。このような原因があるためか、現在「法第 23 条第 2 項を適用することは困難である」との意見はまだ聞いていない。

⁷⁹ <http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20100201.pdf> を参照

中国実務者回答 2 :

「特許審査指南」第四部分第五章第 4 節では、「一般消費者」は、案件に係る登録意匠の出願日前の同一の種類又は類似する種類の製品に係る意匠及びその常用の設計手法について、常識的に知るものである。常用の設計手法は、設計の転用、寄せ集め、取替え等の手法を含む。しかし、このような「一般消費者」は、具体的な転用又は組み合わせ手法により示唆がなされていない場合(「特許審査指南」第四部分第五章第 6 節における示唆についての規定)に、動機や創作の能力を持っていないので、新しい設計を創作することができない。つまり、「一般消費者」は、既存の設計の常識を有し、常用の設計手法について常識的に知っているが、既存の設計を新しい設計として創作する能力を持っていない。

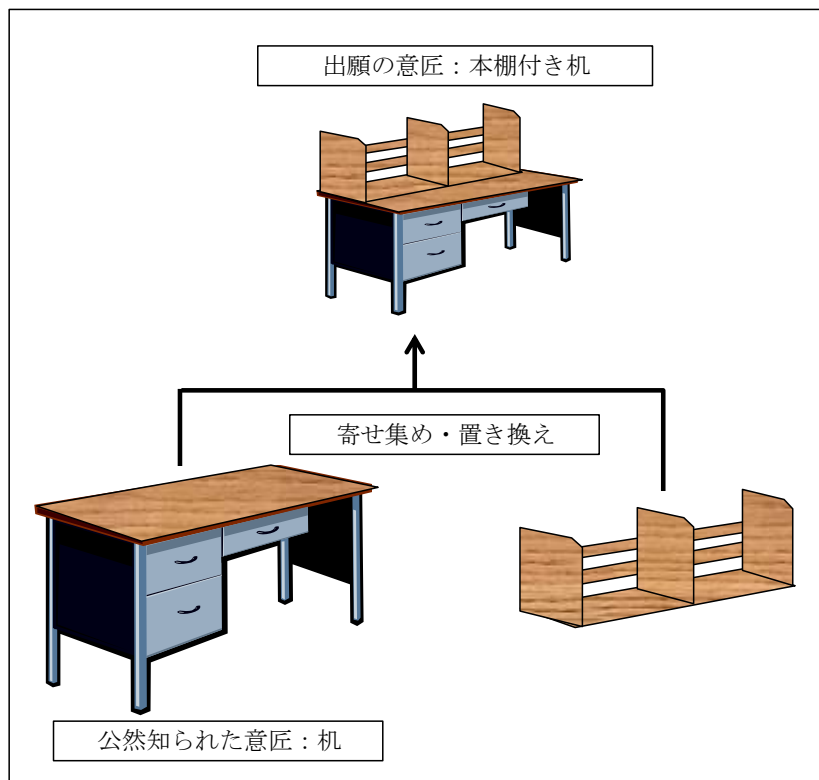
(1 1) 創作非容易性に関する参考判断例

以下の例について、中国の実務者の見解が得られたので参考として記載する。

【参考判断例 1】

その意匠の属する分野において、本立てを机に組み合わせることは当業者⁸⁰(一般消費者)にとってありふれた寄せ集め・置換であるものと考えられる。

“本棚付き机”



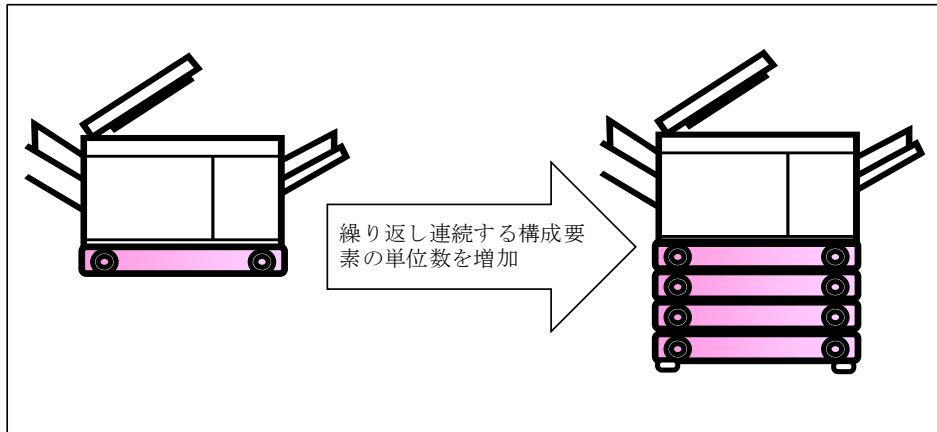
※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

⁸⁰ 日本の制度にあわせて「当業者」を判断主体とした質問に対して、中国実務者は、単に寄せ集め・置換は認められない、との回答であった。質問は主体を「当業者」としているが、実務者の回答の趣旨は中国実務の観点から認められないとのことであると考えられるので、「一般消費者」を追記した。【参考判断例 2】、【参考判断例 3】も同じである。

【参考判断例 2】

同じ引き出しの形状を有する電子複写機等の分野において、公然知られた意匠の繰り返し連続する構成要素の単位の数を適宜増減させることは当業者(一般消費者)にとってありふれた手法であるものと考えられる。

“電子複写機”



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

【参考判断例 3】

その意匠の属する分野において、おもちゃの形状を乗物の形状に模することは当業者(一般消費者)にとって商慣行上の転用であるものと考えられる。

“Toy Motorcycle”



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

3. 3. 意匠権設定後の運用

(1) 願書の記載と権利範囲

中国専利法 59 条第 2 項によると、意匠権の保護範囲は、図面又は写真に示す当該製品の意匠を基準とし、簡単な説明は、図面又は写真が示す当該製品の解釈に用いることができるとしている。例えば、製品の名称、用途の概要説明は、意匠と公知意匠と比較して、製品類の確認に与える影響を説明して、意匠の権利範囲に一定の影響を与えることを説明することができる。

願書に記載した物品名は、その名称のみで権利範囲が決定されることはなく他の要素も考慮され、他方、願書に添付する意匠の簡単な説明は、同一・実質同一・類似の判断の要素となり、権利範囲にも影響する。

なお、願書記載事項ではないが、中国国家知識産権局で付与される意匠分類は、審査指南第三章「12.意匠分類」によれば、意匠分類の目的は、

- ・意匠に係る物品の種別属性を決定し、
- ・登録意匠を分類して管理し、
- ・意匠のサーチを効率化し、
- ・分類記号に基づいて登録意匠を整理して公告するため

としている。

また、審査指南第五章「5.1.1 意匠の同一」によると、無効宣言手続における意匠専利の審査において、意匠の同一を判断する基準として、「製品の種類を確定する際に、物品の名称や国際意匠分類、及び販売時のラックの分類位置をを参考にしてもよい」と規定し、登録意匠に付与された意匠分類が判断の参考となり得る。

そのほか、複数デザイン一括出願を認めているため、意匠分類は1通の願書に含めることができるデザインか否か(物品あるいは物品分野)等を判断する要素でもある。

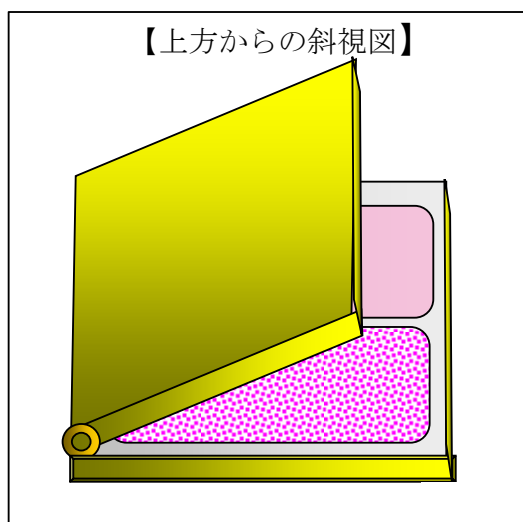
なお、「意匠の簡単な説明」に、物品の使用法、機能、用途を記載することは許され、2以上の用途を有する物品の場合、その用途を詳しく記載すれば、国家知識産権局が2つの分類記号を付与してくれる可能性もある。

また、審査指南第五章「5.1 判断基準」において、係争意匠と引例意匠を比較する際には、製品の外観のみを判断の対象とすることや、全体観察・総合判断の方式を用いて行わなければならないとし、無効宣言手続における意匠専利の審査における意匠の類否判断について規定している。

(2) 登録意匠の権利の有効性判断

下図のような化粧品用ケースについての意匠が意匠公報に掲載され、当該意匠が1つの斜視図(写真)のみで表現されており、底面など開示されていない部分がある場合、登録意匠の権利範囲をどのように考えるか、中国の実務者に見解を求めたところ、以下の回答を得た。

【参考判断例】



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ化粧品の写真を示して回答を得た。

一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)⁸¹

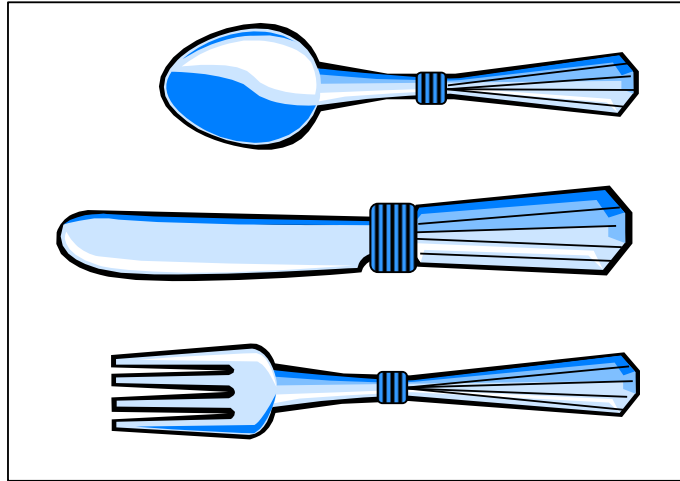
中国実務者回答：

- ・ 次のように開示が不十分であり意匠が特定できないので、権利として成立しないか、無効事由を含んだ権利である。
- ・ ・ 1 図での出願は自国の規定に違反する。
- ・ ・ 蓋表面の凹凸等の形状が不明である。
- ・ ・ 光の反射等で形・色が特定できない。

(3) 意匠の単一性

日本で認められる「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」についての組物の意匠の例について、下図のように柄部の特徴的が共通するスプーン、フォーク、ナイフの意匠のセットを一意匠として出願をすることができるかについては、審査指南第三章「9.2 セット製品の意匠」に規定されており、中国の事務者によれば、例えば物品名を「食器セット」の一意匠として出願ができる。その場合の意匠の説明は「セット物品 1 がスプーン、セット物品 2 がフォーク、セット物品 3 がナイフであり、この 3 つはセットである。」などと記載すればよいようである。

⁸¹ 中国の実務者には日本語で質問をした。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

柄部の特徴的な意匠が共通するスプーン、フォーク、ナイフのセット⁸²

中国ではセットとして登録になった意匠でも、セットを構成する各意匠は独立して権利行使することができる。すなわち、セットもの又は組物の意匠権は、同じ物品で構成されるセットもの又は組物全体としての実施及びセットものを構成するいずれかの物品単独の実施にも意匠権の効力が及ぶ。

また、無効審判が請求された場合にセットの一部が無効になってもそれ以外の意匠が生き残ることもあり得る。

(4) 変化する意匠

立体形状の変形おもちゃなど物品がその機能に基づいて形状が変化する意匠は、図面に表された形状が全て同一か類似する場合に権利が及ぶ。

(5) 意匠登録の無効

登録された意匠については、中国専利法第 45 条で日本の特許庁審判部に相当する専利復審委員会に無効宣告請求を行うことができる。無効理由としては、中国専利法実施細則第 65 条に保護対象非該当、工業利用性欠如、新規性欠如、創作非容易性欠如、他人の先行出願による開示、公序良俗を害するおそれのある意匠、物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠などを理由の根拠として証拠を示して請求することができるとしている。

無効の判断は、「全体的に観察して、総合的に判断する」という原則に基づいて、登録意匠と先行意匠との一致点及び差異点を判定し、差異点が全体の視覚効果にどのような影響を与えるかを判断し、影響が大きい場合は登録意匠がその範囲内に入っていないと認定し、影響が小さい場合はその範囲内に入ると認定する。

知識産権局による出願に係る意匠と公知意匠との同一、類似を判断する傾向と、裁判所

⁸² 中国の実務者には日本語で質問をした。

が意匠権侵害事件において登録意匠と被疑侵害品との同一、類似を判断する傾向に差異があるか否かについて中国の実務者に見解を求めたところ、以下の回答を得た。

中国実務者回答 1 :

知財庁による判断のほうが比較的緩く、人民法院による判断のほうが比較的厳しい。具体的には、例えば意匠の無効審判においては、公知意匠の転用や、複数の公知意匠の組み合わせも登録意匠の登録性を否定できるが、侵害訴訟においては、原則として登録意匠とイ号製品との一対一の比較で判断される。

中国実務者回答 2 :

中国では、意匠権の付与に関する知的財産局の判定基準は、「意匠権を付与する意匠は、既存の設計と同一又は実質的に同一になってはならず、既存の設計又は既存の設計の組合せと比べて明らかな違いがあることとする」ということである。意匠権侵害に関する人民法院の判定基準は、「権利侵害と訴えられた設計は、登録意匠と比べて全体の視覚的效果に差異がない場合に、人民法院は、両者が同一であると認定すべきである。全体の視覚的效果に実質的な差異がない場合に、両者が類似すると認定すべきである」ということである。

行政による権利の確定と、司法による権利侵害の判定とは、本質的に差異がないので、完全に一致するものであり、いずれも、工業製品の意匠を全面的で完全に保護し、特許権者の合法的な利益を保護し、権利侵害行為の取締りを厳しくすることを目的としている。実務的には、行政部門(国家知識産権局)と司法部門(人民法院)は、「中国専利法」及び関連法律法規を根拠としている。具体的に、案件の実質的な操作について、行政部門は、詳細な行政規制である「特許審査指南」を厳格に遵守して、行政機能を行行使すが、司法部門は、「最高人民法院による特許権侵害紛争事件審理における法律適用の若干問題に関する解釈」を厳格に遵守して、司法判断を行う。

判決例として、本田技研工業株式会社の第 01319523.9 号中国登録意匠「自動車」に対して中国の双環自動車メーカーなどが無効審判を請求して無効審決がされた後、本田技研工業が審決取消訴訟を提起し、第 1 審、第 2 審で無効審決が維持され、最高裁による再審で無効審決、第 1 審及び第 2 審の判決が取消された事件がある。

無効審判請求：第 8105 号審決

第 1 審：(2006)一中行初字第 779 号行政判決

第 2 審：(2007)高行終字第 274 号行政判決

再審：(2010)行提字第 3 号

また、最高人民法院行提字(2010)第 3 号行政判決では、類否判断について物品の類型に応じて一般消費者の認識レベルを認定し、意匠の全体的な視覚効果に対する各部分の影響を考慮すべきと判示されている。

3. 4. 著作権との関係

中国における意匠とは、製品の形状、模様又はそれらの組合せ及び色彩と形状、模様の組合せについて出された、美感に富み、工業的応用に適した新しいデザインを指す(専利法第2条4項)。また、著作権保護を受ける著作物は、文学、芸術、科学領域で、独創性を有し、かつ、有形的な形式でその知的創作成果を複製することができるものを指す(著作権法実施条例第2条)。通常、著作物と意匠権はそれぞれ著作権法と専利法の保護を受け、両権利の保護が重なる場合は多くないが、著作物にも該当するものを意匠権も取得した場合、両立して保護できる場合もあり得る。

すなわち、著作権者と意匠権者が同一のものである場合、その保護対象は、著作権と意匠権として何れも保護を受け(北京高等裁判所(2002)高民終字第279号民事判決書)、権利者は、著作権と意匠権の中で、自分にとって有利な権利を選定して権利行使できると考えられる。また、著作権者と意匠権者が異なる場合、先行の権利者の権利が保護を受ける。この点については、「最高裁判所専利権紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定」第15条に「裁判所が受理した専利権侵害紛争案件が、権利抵触に係る場合、法により先行権利を享有する当事者の合法的権利を保護しなければならない。」と規定され、同第16条に「専利法第23条にいう取得した先行の合法的権利とは、商標権、著作権、企業名称権、肖像権、著名商品の特有包装又は装飾の使用権等を含むものとする。」と規定されている。

3. 5. 意匠権侵害

3. 5. 1. 意匠権侵害についての事例検討⁸³

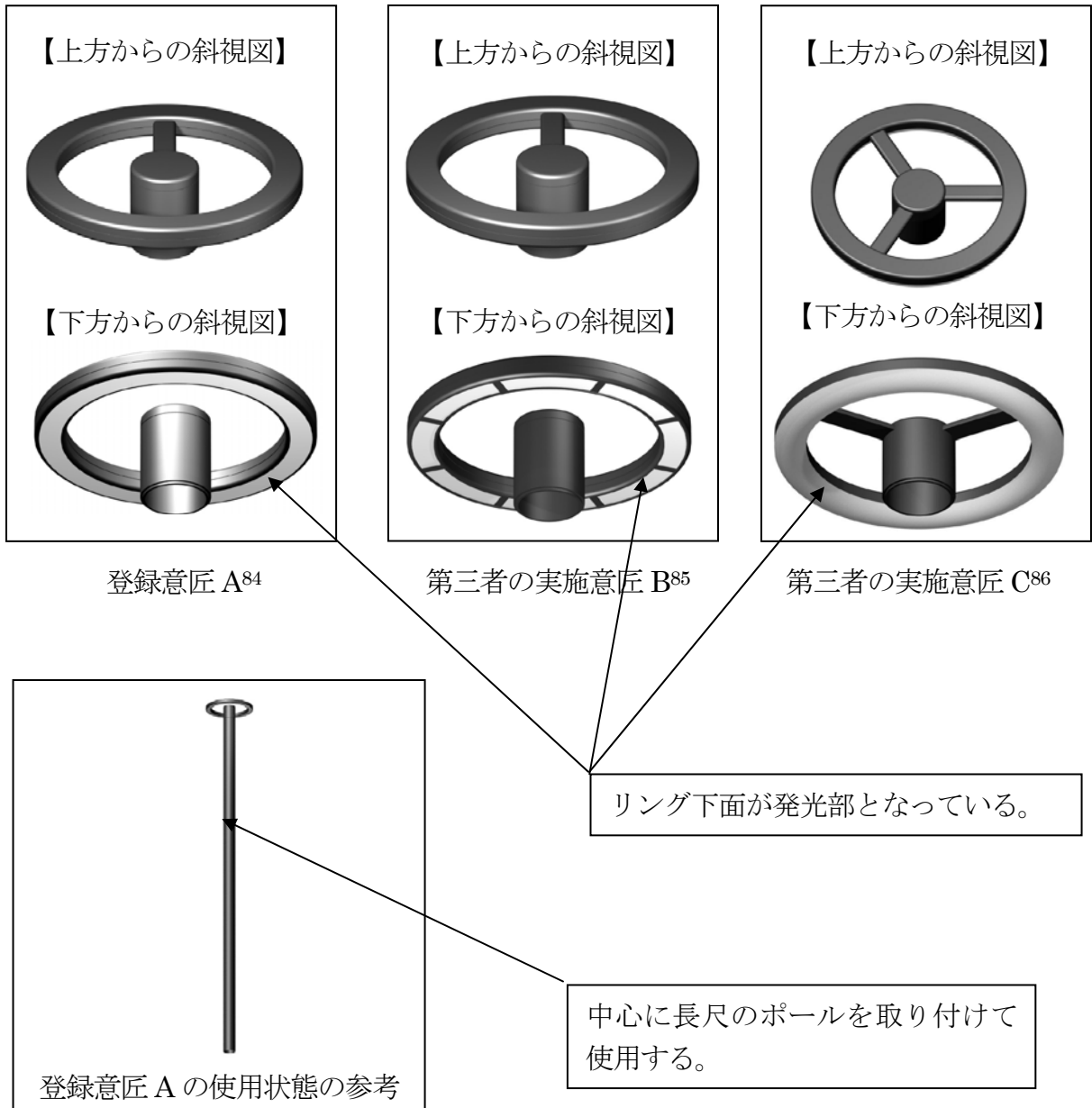
以下に中国の実務者が意匠権侵害について検討した結果を判断の参考例として示す。

【参考判断例1】

質問：

下の意匠A、意匠B、意匠Cはいずれも物品が「街路灯灯具本体」で同一であり、意匠Aは登録意匠で、意匠B、意匠Cは第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。登録意匠Aには対して、意匠B及び意匠Cは発光面(底面)の形状が異なるとともに、意匠Cは発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なる。図面はCGで作成されている。このとき、意匠B、意匠Cは、登録意匠Aの意匠権を侵害すると判断できるか。

⁸³ 知財庁は審査上、登録可否の観点から類否を見ているが、事実務者は、侵害・非侵害となるか等効力範囲の観点から類否を見ている。



中国実務者回答：

意匠 B は登録意匠 A の意匠権を侵害するが、意匠 C は侵害しないと判断する。

さらに、上記の図に加えて下図の公知意匠を提示して以下の質問をしたところ、中国の実務者の見解は以下の回答のとおりであった。

質問

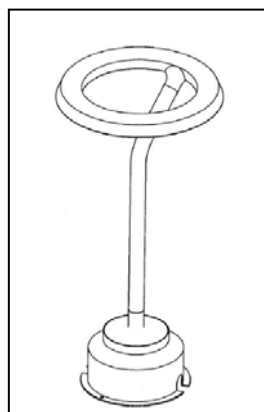
侵害・非侵害を判断する審理の過程で、登録意匠 A に対する以下の公知意匠が存在する

⁸⁴ 意匠登録第 1365435 号(本意匠)

⁸⁵ 意匠登録第 1365854 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

⁸⁶ 意匠登録第 1421163 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

ことが判明した。公知意匠は意匠Aの登録時の手続きでは考慮されなかった。このとき、意匠B、意匠Cは、登録意匠Aの意匠権を侵害するか。



公知意匠⁸⁷

中国実務者回答 1 :

意匠Bが登録意匠Aの意匠権を侵害すると判断される可能性は高い。意匠Cが登録意匠Aの意匠権を侵害しないと判断される可能性は高い。

理由

意匠B：登録意匠Aとの差異点は、リング下面の発光部が細いリブにより8つの部分に均一に分けられている点のみにある。この差異点は意匠全体における割合が少なく、視覚効果に与える影響が小さいと思われる。

意匠C：登録意匠Aとの差異点は、①リングが、放射状に配置される3本の棒によりポールに連結される点と、②リング下面の発光部がやや太い点とにある。差異点①は視覚効果に与える影響が大きいと思われる。

公知意匠はA、B、Cのいずれに比べても差異が大きいため、類否判断にあまり影響がないと思われる。

中国実務者回答 2 :

登録意匠A、意匠B、意匠Cは、いずれも「街路灯の灯具本体」である。登録意匠Aの使用状態の参考図によって、当該意匠の通常の使用時の状態が示されている。「審理の過程で登録意匠Aに対する公知意匠が存在することが判明した」ので、意匠B、意匠Cが登録意匠Aの意匠権を侵害するかを判断する時に、当該公知意匠と、登録意匠A、意匠B、意匠Cとのそれぞれの類似程度を重要な根拠としている。公知意匠について、その名称がまだ知らないため、公知意匠に係る物品は、街路灯であるか、それとも電気スタンドなどの他の灯具であるか、分からない。中国意匠制度によって、部分意匠が保護されていないので、仮に以下の条件を設定する。即ち、公知意匠に係る物品は、灯具と設定される場合に、当該灯具は、上部の灯体部(発光円盤を含む)、当該発光円盤を支持する折り曲げ形状のポ

⁸⁷ 意匠登録第 1350510 号(単独登録)

ール、下部の略円台形状の基台部からなり、そのうち、ポールの中部と基台部との形状は、当該公知意匠に備えられている機能によって決まったものであるので、注意や考慮をする必要がない。

1、公知意匠は、全体的に登録意匠 A と大きく異なっている。その相違点(即ち、登録意匠 A の公知意匠への貢献)は、主として、「公知意匠には、登録意匠 A の有する中心のポールがない」こと、「公知意匠の支持バーは、折り曲げられて下方に延びた形状を呈しているが、登録意匠 A の支持バーは、平らでまっすぐになって、中心ポールに向かっている形状を呈している」こと、「公知意匠の発光円盤の側面は弧面形状を呈し、発光部の直径が発光円盤の上半部の直径より大きくなるが、登録意匠 A の発光円盤における発光部の側面は、垂直になり、上記の弧面を有しない」こと、である。

2、意匠 B と登録意匠 A は、全体形状が類似しており、いずれも、発光円盤の円心に中心ポールが設けられ、当該中心ポールと発光円盤との間に支持バーが設けられている。両者の発光円盤、中心ポールの形状、大きさ、及び相対的な位置は、ほぼ完全に同じであり、支持バーの形状、位置及び数もほぼ完全に同じである。相違点として、意匠 B は、登録意匠 A と比べて、発光円盤の発光部の表面には、均一に分布し、同等の間隔を開け、中心ポールから径方向に沿っている 8 つの縞状のものが設けられている。意匠 B と公知意匠とを比較して、次のことが分かった。即ち、意匠 B と登録意匠 A が類似する所は、一般消費者が注意すべき主要な部位であり、上記「1」に記載の登録意匠 A と公知意匠との相違点(即ち、登録意匠 A の公知意匠への貢献)をほぼ完全にカバーしている。両者の差異は、局部的で微細な変化にあるので、一般消費者が特に注意しないと、このような微細な変化が見られない。したがって、意匠 B と登録意匠 A は、類似意匠である。

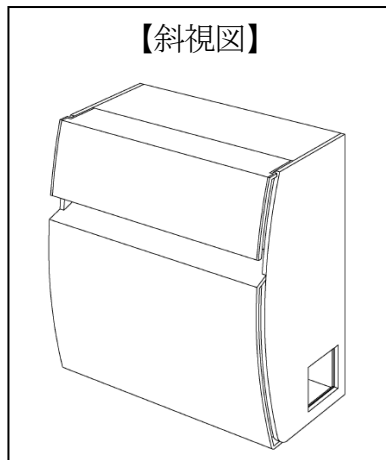
3、意匠 C と登録意匠 A を比較して、いずれも、発光円盤の円心に中心ポールが設けられ、当該中心ポールと発光円盤との間に支持バーが設けられ、両者の中心ポールの形状、大きさ、及び発光円盤に対応した位置がほぼ完全に同じであり、支持バーの形状もほぼ完全に同じである。その相違点は、「意匠 C の発光円盤の発光部の表面が弧面を有し、その直径が発光円盤の上半部の直径より少し大きくなる」こと、「意匠 C の支持バーが 3 つあり、お互いに 120 度の夾角を形成して中心ポールに繋がっている」こと、である。さらに、意匠 C と公知意匠を比較して、両者は、発光円盤全体がほぼ完全に同じであり、発光部や、発光円盤において上半部と発光部における高さの割合がほぼ同じである。その相違点は、「中心ポール及び支持バーが異なっている」ことである。したがって、公知意匠とは異なった意匠 C の設計特徴は、中心ポールと支持バーにある。当該意匠 C の設計特徴は、意匠 C が登録意匠 A と類似するかを判断する過程において、全体的な視覚効果に顕著な影響をさらにもたらした設計特徴である。この設計特徴について、意匠 C と登録意匠 A は類似しているが、支持バーの数による変化だけは、一般消費者の注意を十分に引くことができない。意匠 C と登録意匠 A は類似意匠である。

【参考判断例 2】

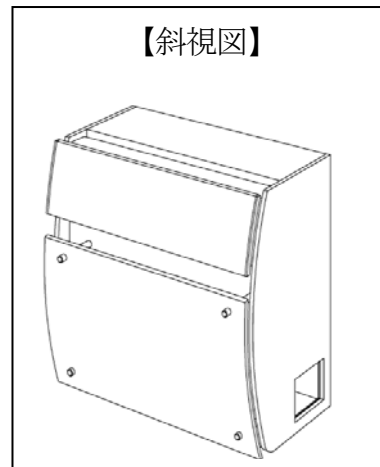
質問：

下の意匠 D 及び意匠 E はいずれも物品が郵便受箱で同一であり、意匠 D は登録意匠で、

意匠 E は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 E は、前面のカバー形状が登録意匠 D とやや異なる。このとき、意匠 E は、登録意匠 D の意匠権を侵害すると判断できるか。



登録意匠 D⁸⁸



第三者の実施意匠 E⁸⁹

中国実務者回答：

意匠 E は登録意匠 D の意匠権を侵害すると判断できる。

【参考判断例 3】

質問：

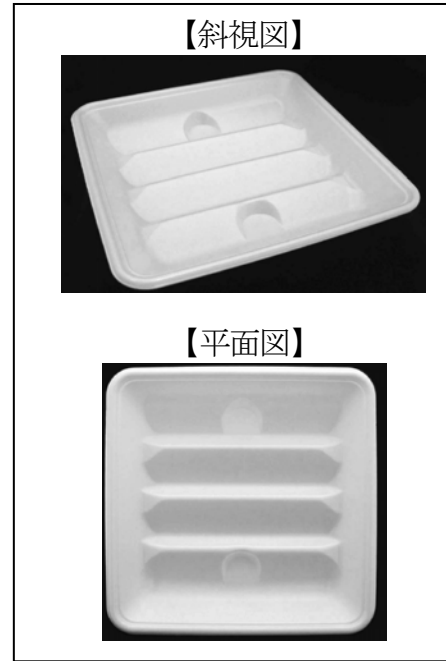
下の意匠 F 及び意匠 G はいずれも物品が包装容器で同一であり、意匠 F は登録意匠で、意匠 G は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 G は、全体の形状、底面の山形部の数、凹部の位置が登録意匠 F とやや異なる。このとき、意匠 G は、登録意匠 F の意匠権を侵害すると判断できるか。

⁸⁸ 意匠登録第 1374144 号(本意匠)

⁸⁹ 意匠登録第 1411875 号(意匠登録第 1374144 号の関連登録)



登録意匠 F⁹⁰



第三者の実施意匠 G⁹¹

中国実務者回答：

意匠 G は登録意匠 F の意匠権を侵害するか否かの判断が微妙で、侵害の可能性は 55% と思料する。両者を対比すると、G は、全体の形状、底面の山形部の数、凹部の位置が登録意匠 F と異なるが、登録意匠 F の設計がそもそも簡単であるので、当該部分の相違点は、全体的な視覚効果にある程度影響を与えらると思料する。中国の「全体観察、総合判断」との意匠類否判断原則に基づくと、意匠 G が侵害になる可能性はあまり大きくないと思料する。

さらに、上記の図に加えて下図の公知意匠を提示して以下の質問をしたところ、中国の実務者の見解は以下の回答のとおりである。

質問

侵害・非侵害を判断する審理の過程で、登録意匠 F に対する下図の公知意匠が存在することが判明した。公知意匠は意匠 F の登録時の手続きでは考慮されなかった。このとき、意匠 G は、登録意匠 F の意匠権を侵害すると判断されるか。

⁹⁰ 意匠登録第 1373205 号(単独登録)

⁹¹ 意匠登録第 1409656 号(単独登録)



公知意匠⁹²

中国実務者回答 1 :

意匠 G が登録意匠 F の意匠権を侵害しないと判断される可能性は高い。

理由

意匠 G と登録意匠 F との差異点は、リブの配置と、穴の位置にある。この 2 つの差異点は視覚効果に与える影響が大きいと思われる。また、公知意匠も考えると、意匠 G は登録意匠 F よりも、公知意匠に近いといえる。

中国実務者回答 2 :

意匠 F、意匠 G は、「包装容器」である。登録意匠 F の使用状態の参考図によって、当該意匠の通常使用時の状態が示されている。「審理の過程で登録意匠 F に対する公知意匠が存在することが判明した」ので、意匠 G が登録意匠 F の意匠権を侵害するかを判断する場合に、当該公知意匠と、登録意匠 F、意匠 G とのそれぞれの類似程度を重要な根拠としている。仮に以下の条件を設定する。即ち、公知意匠は、「包装容器」と設定される場合に、当該容器の底面には、平行に配列された坂部が三つ設けられており、お互いに間隔を開けている坂部における同じな斜面には、半円形の凹部が設けられている。

- 1、登録意匠 F と公知意匠を比較して、その相違点(即登録意匠 F の公知意匠への貢献)は、主として、「登録意匠 F の底面には 2 つの山形部が設けられているが、当該山形部の全体形状が公知意匠の坂部と異なっており、そのうち、1 つの山形部の同一の側面には二つの同じな半円形の凹部が設けられている」こと、である。
- 2、意匠 G と公知意匠を比較して、山形部、半円形凹部を含む基本的な設計要素はほぼ

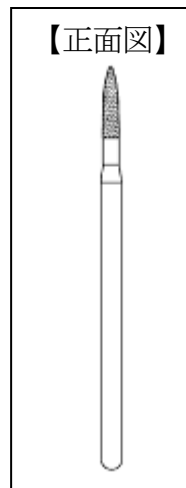
⁹² 意匠登録第 1314199 号(単独登録)

同じであり、両者は、全体形状、底面の山形部の数、半円形凹部の位置がやや異なっている。さらに、意匠 G と公知意匠を比較して、両者の類似する所は、「底面には、突出した凸部が 3 本設けられており、半円形凹部は、それぞれ相互に間隔を開けている凸部の斜面に設けられている」こと、である。両者の相違点は、主として、「意匠 G の底面における凸部が山形部に形成されており、外輪廓形状が公知意匠の坂部と異なっている」こと、「両者の半円形凹部の外輪廓形状も異なっている」ことである。したがって、公知意匠とは異なった意匠 G の設計特徴は、山形部と半円形凹部にある。当該意匠 G の設計特徴は、意匠 G が登録意匠 F と類似するかを判断する過程において、全体の視覚的効果に顕著な影響をさらにもたらした設計特徴である。この設計特徴について、意匠 G と登録意匠 F が類似するものである。山形部の数や凹部の位置による両者の差異は、当該設計特徴に対して全体の視覚的効果に十分に影響をもたらしていないので、意匠 G と登録意匠 F は類似意匠である。

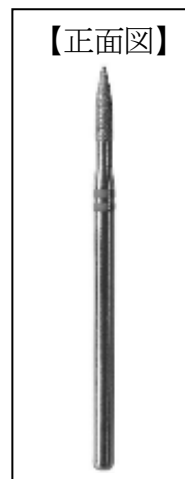
【参考判断例 4】

質問：

下の意匠 H 及び意匠 I はいずれも物品が歯科用回転器具で同一であり、意匠 H は登録意匠で、意匠 I は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 I は側部に、登録意匠 H にはない二重の輪状模様が付されている。このとき、実施意匠 I は、登録意匠 H の意匠権を侵害すると判断できるか。なお、意匠に係る物品である「歯科用回転器具」は、人工歯の形態を研削して修整するためのものであり、歯科用電気エンジン又は歯科用ハンドピースに装着して回転させながら使われるものである。また、本器具は軸対象に加工されている。



登録意匠 H⁹³



第三者の実施意匠 I⁹⁴

中国実務者回答：

意匠 I は登録意匠 H の意匠権を侵害すると判断できる。

⁹³ 登録意匠第 1377111 号(本意匠)

⁹⁴ 登録意匠第 1377517 号(意匠登録第 1377111 号の関連登録)

3. 5. 2. 意匠権侵害の救済

中国では意匠権侵害に対する訴えは、裁判所へ訴訟を提起するか、あるいは行政機関へ行政取締りを申立てることができる。

メリットとデメリットについては、以下の表のとおりであり、裁判所へ訴訟を提起する方が十分な救済が得られることもあり、行政取締りより利用が多いようである。

	メリット	デメリット
裁判所	<ol style="list-style-type: none"> 1.損害賠償を請求できる 2.通常、司法公正性を保証できる 3.複雑な事件でも、処理できる 4.判決の結果を強制執行できる 5.注目されるので、マスコミで宣伝できる 6.相手に強いプレッシャーをかける 	<ol style="list-style-type: none"> 1.時間と費用が掛かる 2.証拠を十分に収集・確保する必要がある 3.手続が複雑である
行政機関	<ol style="list-style-type: none"> 1.実地検証手続きを通じて、証拠入手できる 2.証拠に対する要求は、訴訟ほど厳しくない 3.早めに処理してくれる 4.実地検証で見つけた在庫と金型を廃棄できる 	<ol style="list-style-type: none"> 1.損害賠償金を請求できない。 2.ある地域の担当官の知財レベル、法律レベルが高くない場合があり得る。 3.地方保護主義のリスクがあり得る。

実務上、意匠権者は、被疑侵害者に警告書を発送することは多いが、警告書には、通常、侵害行為の中止を記載し、損害賠償の請求はあまり記載しないことが多い(特別の事情がある場合を除く)。この場合、損害賠償金を要求しないことを条件として、被疑侵害行為の差止を要求するのである。

また、中国には内容証明郵便制度がないので、被疑侵害者に警告状を送付する際、直接郵送するケースが多いが、公証人の立会いで送付することもある。警告書を送付した場合、被疑侵害者は、意匠権を侵害していない理由などを書面回答書にて記載して送付する場合もあるが、一般には、警告書を無視するか、あるいは口頭にて侵害差止を承諾することもある。

意匠権侵害については、行政機関に救済を求めるか、裁判所へ訴訟を提起できるが、警察への告訴はできない。

意匠権の類否判断による効力範囲について、中国の実務者に見解を聞いたところ以下のとおりであった。

質問：

自国の意匠権の類否判断による効力範囲(知財庁(行政)、裁判所、税関それぞれでの判断)について、意見があれば教示願いたい。また、日本の類否判断と比較することができる場合は、日本の類否判断との差異や普段感じていること教示願いたい。

中国実務者回答 1：

自国の意匠権の類否判断による効力範囲について

中国の意匠権は、類似の範囲にまで効力が及ぶ。裁判所と税関との判断には実質的な違いはないが、知識産権局(行政)の判断は対比の対象が異なるため、上述した回答 3-1 のような違いがある。

日本の類否判断との差異や普段感じていることについて

中国では、これまで意匠の類否判断において、公知意匠の存在が軽視されていたが、最近の中国最高裁の判決からすれば、日本と同じように、登録意匠における公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌して類否を決する傾向にあるようだ。

中国実務者回答 2：

地方知識産権局、人民法院、税関のいずれでも、意匠権の権利範囲の紛争を処理する中、「専利法」及び「専利法実施細則」を遵守するとともに、「最高人民法院による特許権侵害紛争事件審理における法律適用の若干問題に関する解釈」を遵守して、類否判断を行う。それら部門は、類否判断の基準が本質的に異なっていないが、それぞれ履行する機能及びその後の監督だけが異なっている。勿論、個別な案件を処理する中、各部門にとって、機能が異なっており、専門知識についての認識及び把握が異なっているため、相応の処理や結果が異なっている。しかし、当事者は、司法ルートを通じて救済を求めることができる。同時に、それら部門は必要に応じて協同で法律を執行することができる(例えば、税関は、差押えられた権利侵害疑義貨物を調べる時に、知的財産の管理部門から協力を求めるなど)。

中国の実務者に利害関係者間の仲介について、以下の質問をして回答を得た。

質問：

意匠権(外観設計権利)の権利範囲に関する紛争に関して、利害関係者間の仲介は地方知識産権局が行うと聞いている。この場合、地方知識産権局に対して、地方人民法院はどのような役割を果たすのか。

中国実務者回答 1：

意匠権(外観設計権利)の権利範囲に関する紛争に関して、法律上、地方知識産権局より利害関係者間の仲介を行うことはないと思われる。専利法 60 条及び専利実施条例第 85 条によれば、地方知識産権局は、下記の紛争について、利害関係者間の仲介(或いは調停)を行うことができる。

(1) 専利権侵害の紛争

(2) 専利出願権及び専利権の帰属の紛争

(3) 発明者、創作者の資格の紛争。

(4) 職務発明創造の発明者、創作者の奨励及び対価の紛争

(5) 発明特許出願が公開された後、特許権が付与される前に、その発明を実施した者が適切な対価を支払わなかった場合の紛争。

意匠権(外観設計権利)の権利範囲に争いがあった場合、利害関係者は審判委員会に無効審判を請求するか、或いは、裁判所又は地方知識産権局が意匠権侵害紛争を審理する際、権利範囲の確定に争いがあった場合、専利法第 59 条に基づき、その権利範囲を確定すべきで、権利範囲について仲介などは行わないと思われる。

中国実務者回答 2 :

意匠権の権利範囲に関する紛争について、当事者は、地方の知的財産局で仲介を求めてもよいが、人民法院に訴訟を提起してもよい。人民法院は裁判の手續きによって、双方の当事者に対し仲介を含むなどの処理を行うことができる。当事者が、仲介で紛争を解決し、和解協定を結んだ場合又は請求を取り下げた場合の以外に、地方の知的財産局による仲介案件の決定に不服がある場合、当事者は、規定された期限内に関連人民法院に行政訴訟を提起することができる。

3. 5. 3. 意匠権侵害に関する判例

(1) 意匠権の効力範囲の認定が争点になった裁判例

一審：陝西省西安市中等裁判所(2011)西民四初字第 00016 号

裁判所の判断：

本件において、係争意匠権(意匠権番号 ZL200930270347.8)には、12 枚の図面があり、簡単な説明には、意匠権製品が各生地によるタイツセットであり、その中には、タイツセットの腰保護部分の図面、タイツセットの腕保護部分の図面、タイツセットの足保護部分の図面などが含まれると記載している。ここでいう、タイツセットの腰保護部分、タイツセットの腕保護部分、タイツセットの足保護部分は、各々独立した図面の形式でその意匠を表示したので、各々独立した図面は意匠権の保護範囲に属すると認定できる。したがって、簡単にタイツセットの全ての部分が揃ってこそ意匠権の保護範囲であると認定してはいけず、タイツの一つ部分の意匠の使用行為が意匠権の保護範囲に属しないと認定してもいけない。

(2) 直接侵害が争点となった判例

一審：広東省中山市中等裁判所(2010)中中法民三初字第 83 号民事判決

二審：広東省高等裁判所(2011)粵高法民三終字第 229 号民事判決

再審：最高裁判所民事裁定書(2011)民申字第 1406 号

裁判所の判断：

被疑侵害意匠と係争意匠(意匠権番号 ZL200630173653.6)は、装飾模様上の差異点

を有するものの、両者とも花の模様で、模様の題材が同一であり、たんす本体の装飾の配置は、基本的に同一である。したがって、係争意匠における百合の花の模様を、単純に牡丹の花の模様に置き換えている被疑侵害意匠の方法は、実質的に係争意匠の意匠を採用しているといえる。簡単な置き換えにより生じたかかる差異点は、全体の視覚的効果に対して局部的かつ細微な部分に影響を及ぼし、一般消費者の知識レベルと認知能力によって判断した場合、当該差異点は、被疑侵害意匠と係争意匠を区別するためには十分でなく、全体の視覚的効果における被疑侵害意匠と係争意匠との間の全体の視覚的効果において類似しているか判断することに対して、実質的に影響をもたらさない。上記をまとめれば、被疑侵害意匠と係争意匠は類似し、被疑侵害意匠は係争意匠権の権利範囲に入っていると言える。

3. 6. 税関・警察等での取締り

(1) 知財犯罪が社会秩序と国家利益に深刻な危害を与える場合は、警察の捜査を経て、検察院により公訴が提起される(最高人民法院による「中華人民共和国刑事訴訟法」執行の若干の問題に関する解釈第1条)。

(2) 中国知的財産権税関保護条例で、税関における「申立てに基づく保護」と「職権に基づく保護」という二種類のモデルに区別して、侵害品の輸入を阻止している。

(3) 税関における知的財産権侵害に基づく過去5年間の摘発件数の件数

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
知的財産権侵害に基づく摘発件数/年	11,135	65,810	21,073	18,188	15,690

(4) 税関における運用

以下は中国の税関に質問をして得た回答である。

①税関において、意匠権の被疑侵害品が当該意匠権を侵害しているとの最終的な見極めはどのように行うか。

- ・税関の職員が、申請者の提示する意匠権者の意匠と侵害疑義物品を参照して対比する。
- ・知的財産庁などの知的財産を取り扱う専門官庁へ侵害の有無を意見照会する。
- ・税関職員が判断できない場合は権利者へ通知する。権利者は裁判所へ訴訟を提起することができる。

②意匠権者が意匠権侵害者を自ら告発する場合、どのような手続きが必要か。

- ・侵害が疑われる物品が発見され、輸入又は輸出が保留され、その物品を留め置くよう税関に要請する場合、知的財産所有者は、輸入港又は輸出港の税関へ申請しなけ

ればならない。関連する知的財産権が中国海関総署(General Administration of Custom of China; GACC)に記録されていない場合、権利者は、前記申請に加えて、書類と証拠(the documents and evidence)も提出しなければならない。侵害が疑われる物品を留め置くよう税関に要請する場合、知的財産権者は、申請に加えて、侵害の事実が明らかに存在することを証明するのに十分な証拠も、税関へ提出しなければならない。

③税関において意匠権侵害との判断を行う際に、当該意匠権の権利内容の確認はどの項目を参酌しているか。

- ・意匠公報に掲載された物品名を考慮する。
- ・意匠公報に掲載された物品の機能・用途を考慮する。
- ・意匠公報に掲載された図や写真を考慮する。
- ・意匠公報に掲載された参考図あるいは知財庁での審査時に提出された意匠見本等を考慮する。

④意匠の表現方法として線図による表現と写真による表現が認められている場合に、税関において意匠権侵害との判断を行う際に、線図と写真ではどちらの権利が広く認定される傾向にあるか。

- ・どちらもあり得る。

⑤税関において意匠権侵害との判断を行う際に、過去の裁判所の判例又は内外知的財産庁の審査・審決等を参酌するか。

- ・意匠権侵害との判断に際し、過去の判決、審決を参酌する。
- ・意匠権侵害との判断に際し、審査の過程で行われた先行意匠との類否判断を参酌する。

⑥知的財産権侵害やデザイン模倣の判断について職員に対して研修を行うことはあるか。またそのような研修施設はあるか。

- ・職員に対する知的財産権侵害やデザイン模倣の研修を行っている。なお、通常は、権利者が税関職員に対して研修を提供する⁹⁵。

税関における意匠権侵害の取締りについて、中国の実務者に以下の質問をして回答を得た。

質問 1 :

税関は、TRIPS 協定第 52 条(申立)もしくは第 58 条(職権による行為)に基づいて調査・摘発の取締りをどのようなタイミングで行っているか。また、税関に対して意匠権者の申告等が必要な場合は、申請手続きについて紹介している ホームページあるいは資料(タイトル)などがあれば教示を願いたい。

中国実務者回答 1 :

⁹⁵ 中国税関からの回答原文は次のとおりである。‘Usually, right holders will provide such trainings to the customs officers.’

中国において、税関における意匠権侵害の取締は、意匠権者の申立により行うこともあるし、税関が職権により意匠権侵害製品を調査、取締することもある。意匠権者の申立の行政取締の場合、意匠権者が税関に、被疑侵害品の差押えの請求を提出し、且つ法律に規定した担保を提供した時点で、税関は、被疑侵害品に対する差押えを行う。

もし、意匠権者の請求が関係法律に合致しておらず、あるいは担保を提供しなかった場合、税関は請求を棄却し、書面にて意匠権者に通知する。税関が被疑侵害品について差押えた後、意匠権侵害に該当すると認定する場合、侵害品を没収して、法により処理する。

税関の職権による調査及び取締の場合、税関が意匠権侵害製品をを発見したら、該製品の通関を中止し、意匠権者に通知し、意匠権者は、通知を受領してから3作業日以内に差押えの請求書及び担保金を提出した時点で、税関は、被疑侵害製品を差押える。税関が被疑侵害品について差押えた後、意匠権侵害に該当すると認定する場合、侵害品を没収して、法により処理する。

なお、意匠権者の申告手続及び税関の職権による手続について、下記の税関のリンク(中国語)をご参照いただきたい⁹⁶。

中国実務者回答 2 :

意匠権を保有する権利者は、知的財産の税関登録システム⁹⁷を通じて、税関総署へ税関登録申請を提出することができる。税関総署は全ての申請書類を受け取ってから30の営業日以内に、登録を認めるかとの決定を下し、書面で申請人に通知する。認めない場合に、理由を説明する。申請が認められれば、登録認定通知書を発送する。

税関は、職権をもって処理する中、輸出入貨物が知的財産権を侵害する疑いがあると発見する場合には、書面で知的財産権の権利者又はその代理人に通知する。知的財産権の権利者は、通知の送達日から3つの営業日以内に、差押えさえを申請し、相応的な担保を提供することができる。税関は申請を受けた後、権利侵害疑義貨物を差押え、書面で知的財産権の権利者に通知し、税関の差押えさえリストを荷受人又は荷主に送付する。知的財産権の権利者は期限を過ぎて申請を提出せず又は担保を提供しない場合に、税関は自発的に貨物を差押えない。貨物を差押えた後、税関は、差押えた日から30の営業日以内に、差押えられた権利侵害疑義貨物が知的財産権を侵害するかを調べて認定する。認定できない場合に、即座に書面で知的財産権の権利者に通知する。権利侵害疑義貨物を差押えされる中、知的財産権の権利者は、関連倉庫、保管及び処置などの費用を納付すべきであり、納付しないと、関連費用は保証金から差し引かれる。

当方の経験では、各税関の状況が異なっているので、税関から権利者へ権利侵害疑義貨物差押え通知書を送付する日から、税関が調べや認定を終えて権利者に処理結果通知書を

⁹⁶ <http://www1.customs.gov.cn/zscqbh/>(中国税関サイトにおける紹介内容、中国語)

<http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/borderenforcement-cninjp.pdf#search=%E4%B8%AD%E5%9B%BD+%E7%A8%8E%E9%96%A2+%E7%9F%A5%E7%9A%84%E8%B2%A1%E7%94%A3%E6%A8%A9>(日本税関サイトにおける紹介内容)

⁹⁷ インターネットを利用した中国税関総署 Website からの知的財産権届出登記については、次の文献に詳しい説明がある。于春生 “中国の知的財産権税関保護制度の趣旨と実態” 知財管理 Vol.63 No.6 2013 p819-830

送る日まで、一般的に、3-6 か月の時間がかかる。

質問2：

税関が差止めた被疑侵害輸出入品について、意匠権を侵害しているとの最終判断が確定した場合、それらの侵害品はだれによってどのような処分がなされるか。

中国実務者回答1：

差押えた権利侵害の疑いのある貨物が税関の調査を経て知的財産権を侵害すると認定された場合、税関が没収するが、その後の手続は、場合により異なり、通常、下記の処分方式がある。

- ①没収された意匠権を侵害する貨物を社会公益事業に用いることができる場合は、税関は、関連公益機関に引き渡して社会公益事業に用いる。
- ②意匠権者に買い取りの意思がある場合は、税関は、有償で意匠権者に譲渡することができる。没収された意匠権侵害品を社会公益事業に用いることができず、かつ意匠権者に買い取りの意思がない場合は、税関は、権利侵害の特徴を取り除いた後、法に従い競売することができるが、権利侵害の特徴を取り除くことができないときは、税関は、意匠権侵害品を廃棄する。

中国実務者回答2：

差押えられた権利侵害疑義貨物は、税関が調べた後に知的財産権を侵害していると認定した場合に、税関により没収される。税関は知的財産権侵害の貨物を没収した後、知的財産権侵害の貨物に係る状況を書面で知的財産権の権利者に通知する。被没収された知的財産権侵害の貨物が、社会の公益事業に利用可能な場合に、税関は、社会の公益事業で使用するよう当該貨物を関連公益機構に転送する。知的財産権の権利者は、購買する意欲がある場合に、税関は、有料で知的財産権の権利者に譲渡することができる。没収された知的財産権侵害の貨物が、社会の公益事業に利用されない場合、かつ知的財産権の権利者は購買する意欲がない場合に、税関は、権利侵害に係る特徴を削除した後、法律によってオークションを行うことができる。しかし、商標を模倣した輸入貨物について、特殊な状況以外に、貨物の商標標識を削除せずビジネスルートに入ることが認められない。権利侵害に係る特徴が削除できない場合に、税関は、当該貨物を廃棄する。

質問3：

税関や警察に対して、侵害をしているかいないかの判断結果について不服を感じることもあるか。ある場合は、判断のどのような点か。

中国実務者回答1：

税関による侵害をしているか否かの判断結果について、弊所の知っているかぎり、特に不服を感じることはあまりないが、税関の職員の知財レベルにより、技術性や専門性の高い特許、実用新案、意匠侵害判断において、うまく判断できない可能性は確かにある。もし、税関が侵害要否を判断できない場合、意匠権者に対して、差押えた被疑侵害製品につ

いて裁判所へ提訴するとともに、証拠保全を申請するよう知らせる。その場合、意匠権者は、税関の規定した期限以内に、裁判所へ証拠保全を申請することを通じて、被疑侵害製品に関する差押えを保留したうえ、被疑侵害製品に対する権利行使を行うことができる。

中国実務者回答 2 :

税関のスタッフは、一般的に職権をもって貨物を検査する。他人の意匠権を侵害する疑いがある場合に、まず、権利者と連絡をとる。その後の行政行為は、一般的に、権利者の申請又は確認によるものである。なお、一般的に、権利侵害の事実が容易に認定できるため、不服を感じる事が少ない。

4. 大韓民国【実体審査あり⁹⁸、ハーグ協定加盟準備中】

(本節では、大韓民国(以下、「韓国」という。)の呼称に合わせて「意匠」を「デザイン」と表記することがある。)

4. 1. 制度の枠組み

4. 1. 1 保護対象(新法第 2 条 1 項)

(1) デザイン保護法(2011 年 12 月 2 日 法律第 11111 号、以下「法」と略す場合もある)⁹⁹によって、デザインは保護され分類に応じて実体審査が行われるデザイン審査登録と、実体審査を行わずに登録されるデザイン一部審査登録がある(法第 2 条第 4 項～6 項)。

(2) 保護対象である、デザインは、デザイン保護法第 2 条第 1 号(新法第 2 条第 1 項)に、「「デザイン」とは、物品(物品の部分(第 12 条(新法第 42 条)は除く)及び文字体を含む、以下同じ)の形状・模様・色彩又はこれらを結合したものであって、視覚と通して美感を起こさせるものをいう。」と定義されている。

4. 1. 2 保護要件(新法第 33 条)、出願審査(新法第 58 条、62 条)、登録(新法第 90 条)

(1) 保護要件として、新法第 33 条には、工業上利用性、新規性、創作非容易性等が規定されている。

(2) 機能の確保に不可欠な形状のみからなるデザインは保護されない(法第 6 条第 4 項、新法第 34 条第 4 項)。

(3) デザイン出願は、実体審査が行われる(新法第 58 条、62 条)。

(4) デザイン権が設定登録された場合には、デザイン権者の氏名・住所及びデザイン登録番号等大統領令で定める事項をデザイン公報に掲載して登録公告をしなければならない(新法第 90 条第 3 項)。

4. 1. 3 デザイン権

(1) デザイン権は設定登録した日から発生して、デザイン登録出願日後 20 年になる日まで存続する。ただし、関連デザインに登録されたデザイン権の存続期間満了日は、その基本デザインのデザイン権存続期間満了日とする(新法第 91 条第 1 項)。

(2) デザイン権者は、業として登録デザイン又はこれと類似するデザインを実施する権利を独占する(法第 41 条、新法第 92 条)。登録デザインの保護範囲は、デザイン登録出願書の記載事項及びその出願書に添付した図面・写真又は見本と図面に記載されたデザインの説明に表現されたデザインにより定められる(法第 42 条、新法第 93 条)。

(3) デザイン権の効力が及ばない範囲は法第 44 条、新法第 94 条に規定されている。

(4) 間接侵害につき、登録デザイン又はこれと類似したデザインに関する物品の生産にのみ使用する物品を業として生産・譲渡・貸与・輸出又は輸入、業としてその物品の譲渡又は貸与の申出をする行為と規定されている(法第 63 条、新法 114 条)。

⁹⁸ 一部の物品分野では無審査で登録される。

⁹⁹ 2014 年 7 月 1 日から新法(2013.05.28 法律第 11848 号(全文改正)、以下「新法」)が施行される。

<http://www.choipat.com/menu31.php?id=23&category=0&keyword=>(最終アクセス日：2014 年 2 月 17 日)。

- (5) 何人もデザイン権が設定登録された日からデザイン一部審査登録公告日後3か月になる日まで、その登録が一定の保護要件を満たさないことを理由に特許庁長にデザイン一部審査登録異議申立をすることができる(法第29条の2、新法第68条)。デザイン一部審査登録異議申立に対する却下決定及び異議申立棄却決定に対しては不服することができない(新法第73条第6項)。
- (6) 利害関係人又は審査官は、デザイン登録が一定の保護要件を満たさない場合には、無効審判を請求することができる(法第68条第1項、新法121条)。審決に不服のある当事者等は特許法院へ提訴することができる(法第75条、新法第166条)。

4. 1. 4 デザイン権侵害の救済

- (1) デザイン権侵害に対しデザイン権者は民事的救済手段として、権利を侵害した者または侵害するおそれのある者に対し、その侵害の差止めまたは予防を請求(民事訴訟提起)することができる(法第62条、新法第113条)。さらに、故意または過失により、他人の権利を侵害した者に対し、その侵害による損害賠償請求(法第64条、新法第115条)、信用回復措置請求(法第66条、新法第117条)をすることができる。
- (2) デザイン権に対する刑事罰は、デザイン権等を侵害した者は7年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金に処されると規定されている(法第82条第1項)。

[備考]

2014年7月施行予定の新法では、図面等で表現されていない部分の権利主張不可、ハーグ協定への加盟、国際意匠分類の採用などの全文改正が行われている。

4. 2. デザイン権設定までの運用

(1) 願書の記載

デザイン登録を受けようとする者は、氏名、住所、デザインの対象となる物品などの事項を記載するとともに、デザインの対象となる物品とその説明及び創作内容の要点などを記載した図面を添付したデザイン審査登録出願書又はデザイン無審査登録出願書を特許庁長に提出しなければならない(法第9条、新法第37条)。

韓国特許庁(以下、「KIPO」という。)回答者の回答によれば、出願の際に分類を記載することは規定されておらず、任意とされている。

韓国の実務者によると、KIPOでは、基本的にデザイン分類は願書等の出願書類の物品名を基準に判断するが、物品名だけではデザインの種類が不明な場合には出願書類のうちデザインの説明および図面をともに考慮するようである。

デザイン保護法第9条第2項(新法第37条第2項)には、「デザインの対象となる物品(The article that is the object of the design)¹⁰⁰」を記載した図面(drawing specifying …)を願書に添付し

¹⁰⁰ KIPOの英訳による。

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=96024&catmenu=ek07_02_01_04(最終アクセス日：2014年2月13日)

なければならないとされている。このことから図面によって開示するものは「意匠の複製物(a reproduction of the design)」でなければならないと考えられる。

(2) 物品名の表示

願書に記載した物品名(title of article)は方式審査又は実体審査でどのように認定しているかについて、KIPO は、例えば「ボールペン」、「万年筆」、「サインペン」、「シャープペン」等、具体的な製品名称であれば認めるとしている。新法第 41 条によると、デザイン登録出願を産業通商資源部令で定める物品類区分に従うこと、新法第 37 条第 9 項では、一部審査出願も同部令で定める物品に限定する旨、規定している。

なお、韓国の実務者によると、KIPO では、画像(graphic image)は、物品の一部として保護しており、画像の意匠であることは、願書の物品名、意匠の説明、図面などから判断している。また、スマートフォンの表示画像のような変化する画像も一意匠として出願ができるとのことである。

(3) 図面提出要件

デザイン登録出願をする場合、願書に図面を添付しなければならない(デザイン保護法第 9 条、新法 37 条第 2 項)。図面の要件はデザイン保護法施行規則¹⁰¹(2012 年 12 月 31 日)第 5 条に次のように規定されている。

デザイン保護法施行規則 第 5 条(出願書等)

①法第 9 条第 1 項 及び第 4 項によりデザイン審査登録出願または類似デザイン審査登録出願をしようとし、またはデザイン無審査登録出願をしようとする者は、別紙第 3 号書式のデザイン登録出願書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

- 1.図面若しくは写真または見本 1 通(複数デザイン登録出願の場合にはデザインごとに 1 通)
- 2.代理人により手続きを踏む場合にはその代理権を証明する書類 1 通
- 3.その他法令で定めた証明書類 1 通

②第 1 項第 1 号による図面は、次の各号の区分によって作成するが、登録を受けようとするデザインの全体的な形態を 1 個以上の図面を利用して明確に表現しなければならない。

- 1.立体デザインの場合:別紙第 4 号書式の立体デザイン図面
- 2.平面デザインの場合:別紙第 5 号書式の平面デザイン図面
- 3.字体デザインの場合:別紙第 6 号書式の字体デザイン図面

③削除 <2011.3.31>

④法第 9 条第 3 項により見本で図面に替えるときには、見本 1 個とその見本を撮影した

¹⁰¹ デザイン保護法施行規則(知識経済部令第 279 号)

<http://www.choipat.com/menu31.php?id=25&category=0&keyword=>(最終アクセス日:2014 年 2 月 17 日)

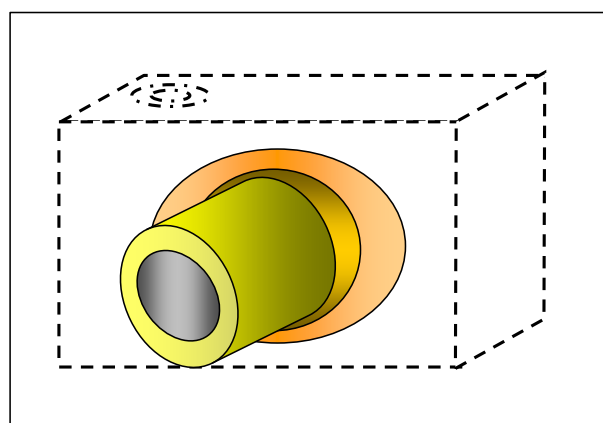
写真1枚を提出しなければならない。この場合、見本の規格は厚さ1センチメートル、横15センチメートル、縦22センチメートル以内でなければならない。但し、薄い布または紙等を使用する場合には、横と縦の和を200センチメートル以下にすることができる。

⑤法第2条第1号の2による字体デザインの図面は、別表6の通りである。

韓国の実務者によると、韓国で画像デザインは特定物品の部分デザインとして出願が可能である。一部審査分野に該当するため実体審査をしていないが、異議申立や無効審判において画像デザインに対する先行デザイン調査が必要な場合、基本的に画像デザインが具現された当該物品分野に関する先行画像デザインの範囲内でサーチを行っているとのことである(ただし、必要に応じて異なる物品に関する画像デザインにまで拡大してサーチを行うこともある)。

(4) 図面に記載した破線の意味

図面に記載した破線がもつ意味について、KIPOに下図のデジタルカメラの部分についての意匠を提示したところ、KIPO回答者の回答によれば、この例のように破線部内に実線が表されている場合、実線によって保護を受けようとする部分は破線部との関係で意味をもち、破線による表現を参酌して物品全体に対する部分の位置、大きさ、範囲を判断している。ただし、破線を実線に描き変えると意匠の内容が(要旨)が変更されるため、出願方式を満たさない補正不可能な出願として出願人にその旨の通知した後に出願を却下している。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じデジタルカメラの図を示して回答を得た。

デジタルカメラの部分についての意匠¹⁰²

なお、デザイン審査基準¹⁰³(2007年7月26日)第3条には、部分デザインの表現についての説明がある。

¹⁰² KIPOへは日本語で質問をした。

¹⁰³ デザイン審査基準(2007年7月26

日)http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=3082&catmenu=m02_03_03#(韓国語)(最終アクセス日:2014年2月17日)

デザイン審査基準第3条3. チ

部分デザインとしてデザイン登録を受けようとする部分が明確でない場合

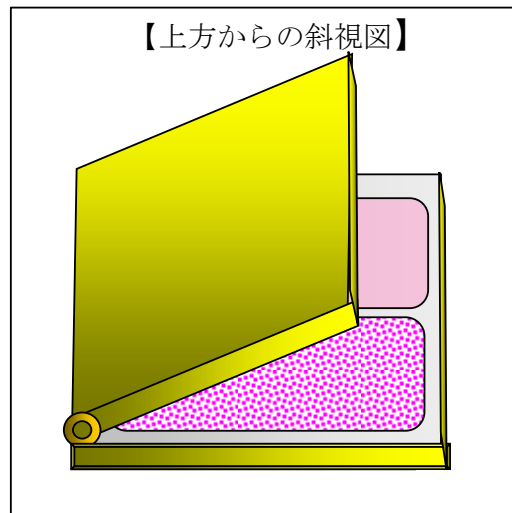
- (1) 全体デザインのうち部分デザインとしてデザイン登録を受けようとする部分を実線で表現し、それ以外の部分を破線で表現する方法によらない又はこれと相応する表現方法によらず、部分デザインとしてデザイン登録を受けようとする部分が明確に特定されない場合
(例)彩色(coloring) 又は境界線(boundary)などで表現して部分デザインとして登録受けようとする部分を特定したものと認めることができる場合
- (2) デザイン登録を受けようとする部分を図面等で特定している方法についての説明が必要と認められる場合に、その趣旨を「デザインの説明」欄に書いていない場合
- (3) 部分デザインとしてデザイン登録を受けようとする部分の境界が不明確な場合に、その境界が1点鎖線又はこれと相応する方法で図示されない又はそれに関する説明が必要と認められる場合にその趣旨を「デザインの説明」欄に書いていない場合

韓国のある企業は、ある製品において例えその物品(製品)全体のデザインが至って標準的であっても他者の競争相手の物品(製品)と比べて、その物品(製品)の部分が非常に独特のものである場合、すべての民生品を対象として出願をするとしている。その理由として、部分意匠(権)の適応範囲は物品全体の意匠権より広いことを挙げている。例えば、当該部分がきわめて独特なデザインを有する場合、他社の物品(製品)は全体ではなく部分的に模倣するものと思われる。そのような場合、模倣製造者に、部分意匠権を利用して侵害しないよう要請することが可能である。

また、韓国の別の企業は、部分意匠制度は第三者からの物品の一部のみを使用した意匠権侵害を防ぐために有効であるとしている。

(5) 図面又は写真によって開示されていない部分の扱い

下記の斜視方向から撮影した蓋を開いた状態の化粧品用ケースの写真一枚のみを KIPO に提示し、その扱いについて回答を得た。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ化粧品の写真を示して回答を得た。

一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)¹⁰⁴

KIPO 回答者回答：

上記の例の場合、底面や背面など物品全体が開示されていないことから、開示が不十分であり意匠が特定されないため、出願を拒絶している。

(6) 複数意匠の関係

韓国の 2011 年のデザイン保護法第 11 条の 2(複数意匠登録出願)の規定により、デザイン無審査登録出願(デザイン一部審査登録出願)は 20 意匠までを 1 つの出願で提出することを可能としているが、デザイン保護法第 11 条の 2 第 3 項において、基本デザインに類似する意匠を出願できるものとしている。

このため、基本デザインに類似しない意匠を含めて出願した場合や、基本デザイン登録出願が無効、取下げ、放棄された場合には、韓国特許庁から拒絶理由が通知され、デザイン保護法第 17 条に基づいて、補正によって基本デザイン登録出願に類似しない意匠を削除するか、デザイン保護法第 19 条に基づいて出願を分割することになる。

【参考】

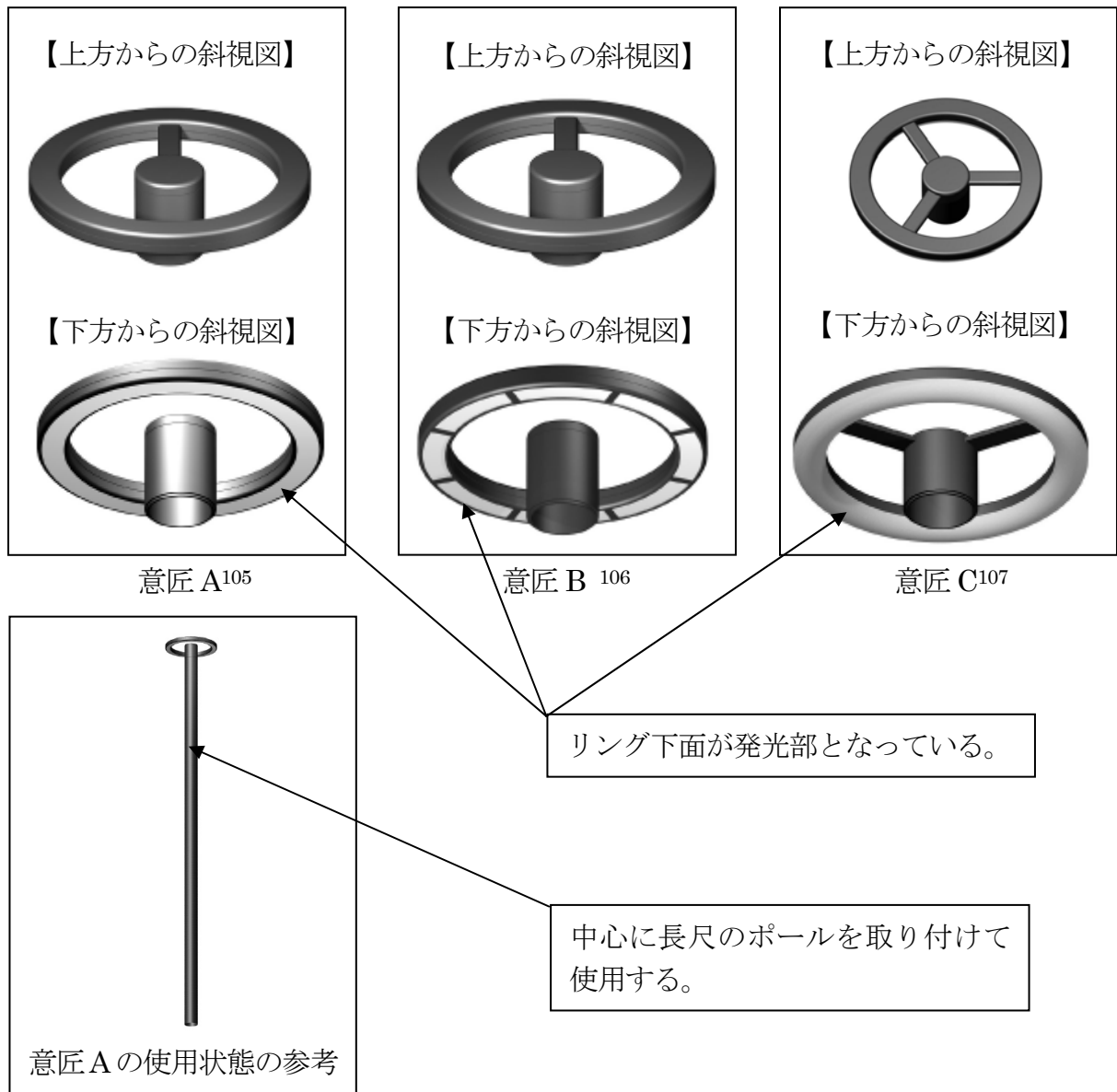
韓国では、複数意匠一括出願に関しては 2013 年に改正され、2013 年のデザイン保護法(2014 年 7 月施行予定)第 41 条では、デザイン審査登録出願、デザイン一部無審査登録出願のいずれに関わらず、同じ物品類に属する物品であれば、100 までの意匠を 1 つの出願で提出することを可能としている。

以下の判断例について、それぞれの例で示される複数の意匠は類似関係にあり、一の出願に記載することができるかどうかについて、次のとおり、KIPO の考え方が得られた。

¹⁰⁴ KIPO へは日本語で質問をした。

【判断例 1】

意匠 A、意匠 B、意匠 C はいずれも物品が「街路灯灯具本体」で同じであるが、意匠 A、意匠 B 及び意匠 C は互いに発光面(底面)の形状が異なるとともに、意匠 C は発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なる。また、図面は CG で作成されている。



KIPO 回答者回答：

意匠 B は意匠 A に類似するとして、意匠 A を本意匠として類似意匠登録を受けることができるが、意匠 C と意匠 A は非類似であり別個の出願をしなければならない。

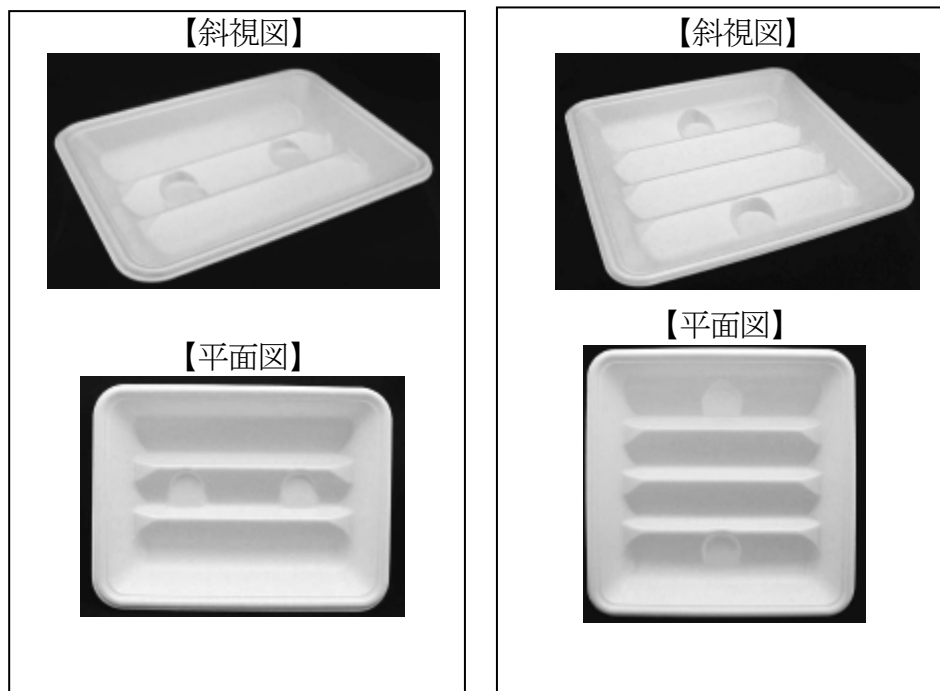
¹⁰⁵ 意匠登録第 1365435 号(本意匠)

¹⁰⁶ 意匠登録第 1365854 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

¹⁰⁷ 意匠登録第 1421163 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

【判断例 2】

意匠 F 及び意匠 G は物品が包装容器で同じであるが、意匠 G は全体の形状底面の山形部の数、凹部の位置が意匠 F とやや異なる。



意匠 F¹⁰⁸

意匠 G¹⁰⁹

KIPO 回答者回答：

意匠 F と意匠 G は非類似であり、別個の出願をしなければならない。

(7) パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の扱い

パリ条約による優先権主張を伴う出願の手続については、デザイン保護法第 23 条(新法 51 条)及びデザイン保護法施行規則第 10 条に規定され、デザイン登録出願書に主旨と最初に出願した国名及び日付を記載し、優先権証明書は出願日から 3 か月以内に提出することとされている。また優先権の認定等の具体的運用についてはデザイン審査基準第 20 条に規定されており、方式審査又は実体審査においてパリ条約による優先権の主張を伴う出願の優先権が有効であることを確認するために、優先権証明書に記載された次の事項をチェックしている。

- ・ 出願日
- ・ 出願人
- ・ 物品名
- ・ 図面

¹⁰⁸ 意匠登録第 1373205 号(単独登録)

¹⁰⁹ 意匠登録第 1409656 号(単独登録)

(8) パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の記載と優先権証明書に記載との相違
 デザイン審査基準第20条には、パリ条約による優先権の認定について、「大韓民国に出願されたデザインと優先権主張の基礎となる最初の出願は、同一性がなければならない。」こと及び「この場合、記載形式まで同一の必要はなく、内容上大韓民国に出願されたデザインと同一性が認められることが優先権証明書に明示されたことのみで足りる。」ことを規定している。このため、同一性を維持する程度の範囲内の表現物の軽微な変更は許されるものの、例えば、出願における意匠が全部が実線による線図で表現された物品全体の意匠であるのに対して、パリ条約による優先権証明書に開示された意匠は物品全体が破線で権利範囲である部分が実線による線図で表現された部分の意匠であった場合、パリ条約による優先権の主張は認められないとして、物品全体の意匠について優先日は認定されない。

KIPO 回答者の回答によれば、次のような変更例の場合、許容される(■の印)のは、カラー写真からモノトーン写真への変更に限られるとのことであった。

	優先権証明書	変更	韓国への出願
<input type="checkbox"/>	色彩付き線図	→	色彩なし線図
<input type="checkbox"/>	色彩なし線図	→	色彩付き線図
<input type="checkbox"/>	色彩付き線図	→	モノトーン陰影図
<input type="checkbox"/>	モノトーン陰影図	→	色彩付き線図
<input type="checkbox"/>	カラー写真	→	色彩なし線図
<input type="checkbox"/>	色彩なし線図	→	カラー写真
<input checked="" type="checkbox"/>	カラー写真	→	モノトーン写真
<input type="checkbox"/>	モノトーン写真	→	カラー写真
<input type="checkbox"/>	線図	→	3Dフォーマットによるもの
<input type="checkbox"/>	3Dフォーマットによるもの	→	線図

(9) グレースピリオド(新規性喪失の例外規定)

デザイン保護法第8条(新法第36条)において、「デザイン登録を受けることができる権利を有した者のデザインが第5条第1項各号又は第2号に該当することになった場合、そのデザインはその日から6か月以内にその者がデザイン登録出願したデザインに対して同条第1項および第2項を適用するにおいては同条第1項第1号又は第2号に該当しないものと見なす。」と規定し、デザイン登録出願時に願書にその旨を記載し、出願日から30日以内に証明書を提出することで新規性喪失の例外が認められる。

この場合、韓国特許庁で発行するデザイン公報には新規性喪失の例外規定の申請があったか否かの情報は掲載されないため、当該デザイン登録の有効性(出願前の新規性喪失)に疑問がある場合には当該出願に関する特許庁のデータベース点検、出願包袋の閲覧や複写申請、特許庁コールセンターへの問い合わせなどを通して確認することとなる。

【参考】

韓国では、新規性喪失の例外に関しては2013年に改正され、2013年のデザイン保護法(2014年7月施行予定)第36条では、新規性喪失の例外の申請時期が緩和され、従来の出願時の申請に加えて、拒絶理由通知に基づく意見書提出時の申請、デザイン一部審査登録の異議申立て答弁書提出時の申請、無効審判答弁書提出時の申請が認められることになる。

(10) 保護要件

デザイン保護の要件は、デザイン保護法第5条第1項第1号及び第2号(新法33条1項)に新規性について規定され、同第3号には「第1号又は第2号に該当するデザインに類似したデザイン」も新規性の要件として規定されている。また、同第2項(新法33条第2項)には創作非容易性について「デザイン登録出願前にそのデザインが属する分野で通常の知識を有した者が、第1項第1号または第2号による該当するデザインの結合によるか、または国内で広く知られている形状・模様・色彩又はこれらの結合によって容易に創作することができるデザイン(第1項各号の1に該当するデザインを除く。)に対しては、第1項の規定にかかわらずデザイン登録を受けることができない。」と規定されている。

そのほか、デザイン保護法第6条(新法34条)において、国旗等の公共機関等の標章と同一又は類似するデザイン、公序良俗を害する恐れのあるデザイン、他人の業務と混同するデザイン、物品の機能を確保するのに必要不可欠な形状のみからなるデザインは、デザイン登録を受けることができないデザインとして規定されている。

上記について、判断主体に関して以下のようなKIPO回答者の考え方が得られた。

新規性の判断主体は、「一般需要者」であり、創作非容易性の判断主体は「デザイン分野の当業者」である。

【関連判例】

- ① デザインの類否を判断するにおいては、これを構成する各要素を部分的に分離して対比するのではなく、全体と全体とを対比観察して見る人の心に喚起される美感と印象が類似するかによって判断するべきであり、この場合デザインを見る人の注意を最も引きやすい部分を要部として把握しこれを観察して一般需要者の審美感に差異が生じるか否かの観点からその類否を決定しなければならない(大法院 2005年5月13日付言渡し 2004フ 301 判決参照)。
- ② デザイン保護法第5条第2項は、そのデザインが属する分野で通常の知識を有する者が第1項第1号または第2号に該当するデザインの結合によって容易に創作できるものはデザイン登録を受けることができないと規定している(大法院 2010年5月13日付言渡し 2008フ 2800 判決)。
- ③ 登録デザインがその出願前に国内又は国外で公知となり又は公然実施されたデザインや、その出願前に国内又は国外で頒布された刊行物に掲載されたデザインと同一若しくは類似の場合は、それに関する登録無効の審決がなくてもその権利範囲を認めることができない(大法院 2008年9月25日付言渡し 2008ド 3797 判決)。

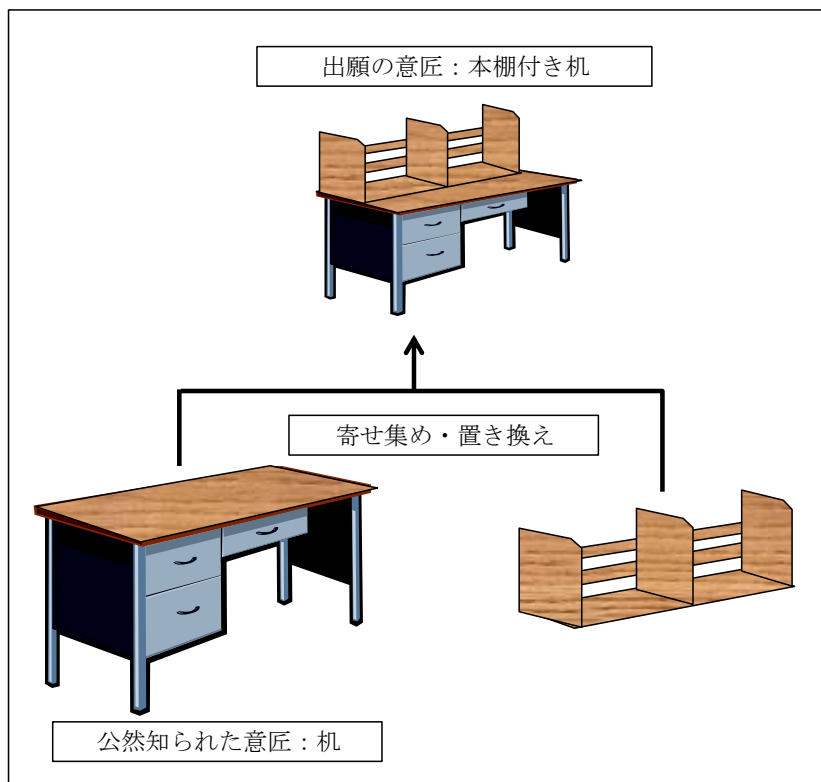
- ④ デザイン保護法第 5 条第 2 項は、デザイン登録出願前にそのデザインが属する分野で通常の知識を有する者が国内で広く知られた形状・模様・色彩若しくはこれらの結合により容易に創作できるデザインについてはデザイン登録を受けることができないと規定しているところ、その趣旨はデザインがどんなに新規性があるものだとしても創作性が低ければこれを独占排他的な権利として保護する価値がないというところにある(特許法院 2000 年 12 月 1 日付言渡し 2000 ホ 4152 判決)。

(1 1) 創作非容易性に関する判断例

以下の例について、KIPO の判断が得られたので紹介する。

【判断例 1】

“本棚付き机”



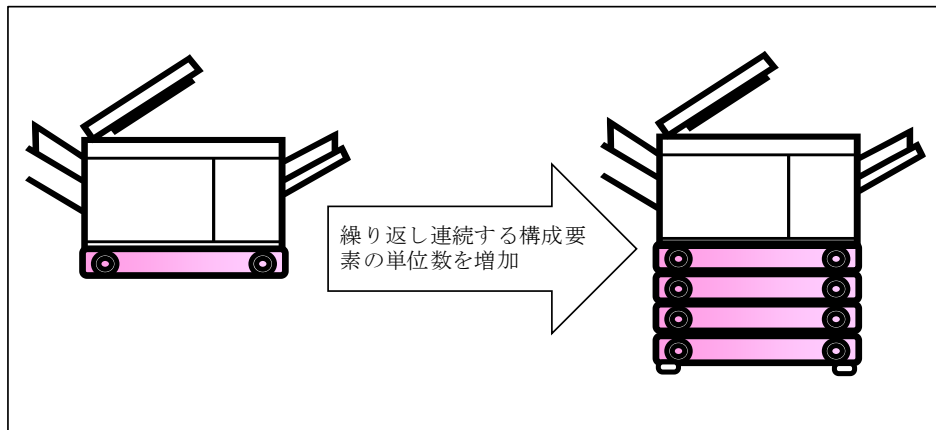
※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

KIPO の回答：

寄せ集め・置換の意匠は登録を受けられない。

【判断例 2】

“電子複写機”



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

KIPO 回答者回答：

構成比率の変更又は連続する単位の数の増減による意匠は登録を受けられない。

【判断例 3】

“Toy Motorcycle”



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

KIPO 回答者回答：

商慣行上の転用による意匠は登録を受けられない。

4. 3. デザイン権設定後の運用

(1) 願書の記載と権利範囲

デザイン保護法第 43 条(新法 93 条)において、「登録デザインの保護範囲は、デザイン登録出願書の記載事項及びその出願書に添付した図面・写真又は見本と図面に記載されたデザインの説明に表現されたデザインにより定められる。」と規定し、物品名、デザインの説明及び創作内容の要点、図面等によって登録デザインの保護の範囲が定められるとしている。

デザインの説明と権利範囲について、KIPO 回答者によると以下のとおりである。

KIPO 回答者回答：

デザインの説明は、同一・実質同一・類似の判断(無効審判においては権利範囲の判断)に影響するとしている。

また、韓国の実務者からは以下の考えが得られた。

韓国実務者回答：

出願書の物品名の欄に具体的な製品名称を記載するようになっており、その権利は当該物品と同一または類似の物品にまで及ぶ。審査基準によれば、同一物品とは用途と機能が同じもの、類似物品とは用途が同一で機能が異なるものをいい、非類似物品とは機能に関わらず用途が相異なるものをいう。意デザインの説明は、同一・実質同一・類似の判断の要素となり、権利範囲に影響する。

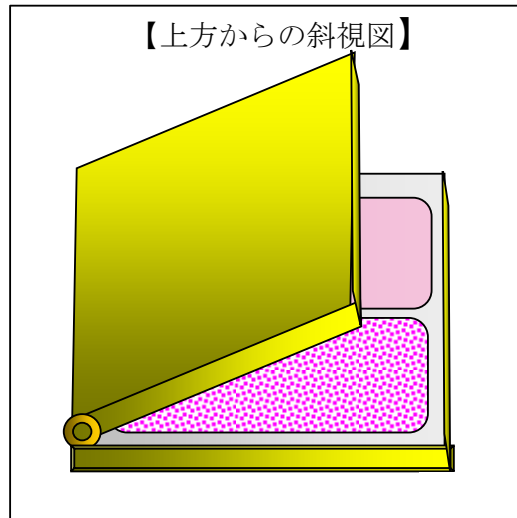
なお、韓国には、デザイン保護法 69 条(新法 122 条)において、「デザイン権者・専用実施権者又は利害関係人は、登録デザインの保護範囲を確認するためにデザイン権の権利範囲確認審判を請求することができる。」とし、権利範囲を確認する審判を請求することができる。

(2)登録意匠の権利範囲の参考判断例

韓国実務者に意匠の図面を提示して見解を求めたところ、以下の回答を得た。

【参考判断例 1】

下図のような化粧品用ケースについての意匠が意匠公報に掲載され、当該意匠が 1 つの斜視図(写真)のみで表現されており、底面など開示されていない部分がある場合、登録意匠の権利範囲をどのように考えるか。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ化粧品の写真を示して回答を得た。

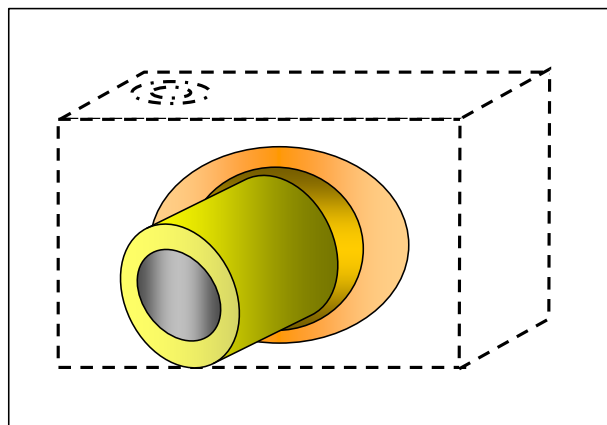
一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)¹¹⁰

韓国実務者回答：

図面等で表現されている部分のみの権利である。すなわち、見えていない部分はないものとして取り扱われる(見えている部分だけが権利となっている)。図面等で表現されていない部分がディスクレームされた権利とされる(見えていない若しくは表されていない部分は権利から除かれている)。

【参考判断例 2】

図面に記載した破線がもつ意味について、韓国の実務者に下図のデジタルカメラの部分についての意匠を提示した。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じデジタルカメラの図を示して回答を得た。

デジタルカメラの部分についての意匠¹¹¹

韓国実務者回答：

破線部は権利範囲外であるが、実線部との相対的な関係(破線部内における実線部の位

¹¹⁰ 韓国実務者には日本語で質問をした。

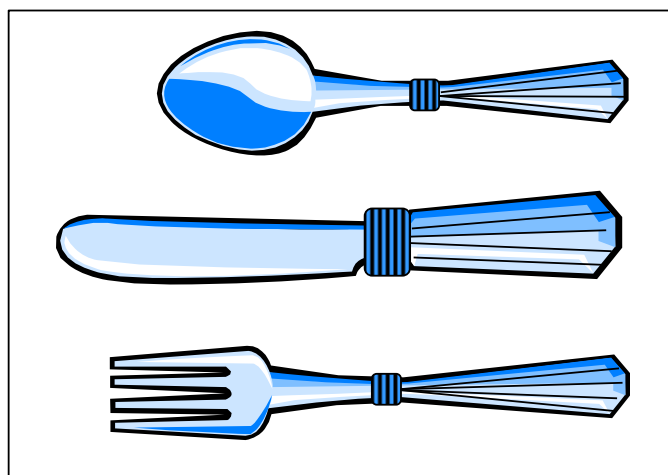
¹¹¹ 韓国実務者には日本語で質問をした。

置・大きさ・範囲等)が考慮された上で、実線部の以下の項目が同一・実質同一・類似していれば、意匠権は及ぶ。

(3) 意匠の単一性

デザイン保護法第12条(新法42条)において、「2以上の物品が組物として同時に使用される場合、当該組物のデザインが組物全体として統一性があるときには、1デザインとしてデザイン登録を受けることができる。」と規定し、組物のデザインが認められており、知識経済部令で86の組物が1デザインとしてデザイン登録を受けられるとしている。

この韓国の組み物に関し、日本で認められる「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」について、下図のように柄部の特徴的が共通するスプーン、フォーク、ナイフの意匠のセットを一意匠として出願をすることができるかについては、韓国の実務者の回答では、例えば物品名を「一組のスプーン、フォーク及びナイフ」の一意匠として出願ができ、その場合、特にセットものであることの説明を記載する必要はないとしている。すなわち、デザインの共通性などに関する説明記載は必須事項ではなく選択事項であるとのことである。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

柄部の特徴的な意匠が共通するスプーン、フォーク、ナイフのセット¹¹²

ここで留意することは、セットもの又は組物の意匠権は、同じ物品で構成されるセットもの又は組物全体としての実施にのみ意匠権の効力が及ぶことである。

ある企業は、セットの一部として売却された又は使用された物品の例として、オーディオ機器セット、GUI(グラフィカル・ユーザー・インターフェース)を挙げたが、GUIについては有効性が状況によって異なり、有効である場合もあればない場合もあることを指摘している。

(4) 変化する意匠

立体形状の変形おもちゃなど物品がその機能に基づいて形状が変化するデザインについ

¹¹² 韓国実務者には日本語で質問をした。

て、韓国の実務者は以下の見解を示している。

①動的デザインと静的デザイン間

動的デザインの停止状態、動作中の基本的主体をなす姿態が静的デザインと類似すれば類似のデザインとみて効力が及ぶ。ただし、動作の内容が特異であれば類似しないデザインとみて効力が及ばない。逆の場合、静的デザインが動的デザインの停止状態または動作中の基本的主体をなす姿態と類似すれば類似のデザインとみて効力が及ぶ。

②動的デザイン相互間

停止状態、動作中の基本的主体をなす姿態、動作の内容などを全体として比較して類否を判断する。

また、変化する一意匠としての特徴とともに個々の画像の特徴も認めて登録されることが考えられるものであるから、いずれかの画像に同一・実質同一・類似するものがあれば権利は及ぶとしている。

(5) 意匠登録の無効

デザイン保護法第 68 条(デザイン登録の無効審判)(新法 121 条)で無効事由が規定されている。

デザイン審査登録出願、デザイン無審査登録出願は、いずれも登録後は特許審判院に無効審判を請求することが可能である。さらに、その後は、特許法院への審決取消訴訟、大法院へと不服を申立てることができる。

無効理由として、保護対象非該当、工業利用性欠如、新規性欠如、創作非容易性欠如、他人の先行出願による開示、公序良俗を害するおそれのある意匠、他人の業務に係る物品と混同のおそれのある意匠、物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠、条約に違反して登録された意匠などがある。なお、登録デザインが先行デザインと同一又は類似の範囲内に入ると判断されれば無効事由があることになる。

なお、方式審査あるいは実体審査において拒絶の理由にはなるが、無効事由とはならない要件として、一デザイナー一出願に違反した場合、類似デザインにのみ類似のデザインを類似デザインとして出願した場合、審査登録出願の対象である物品を無審査登録出願した場合(逆の場合も含む)、施行令で定めた物品の区分に基づく物品名の記載に違反した場合、複数デザイン出願要件(無審査登録出願の場合、20 以内のデザインなら 1 デザイン登録出願が可能)に違反した場合、組物のデザインの出願要件に違反した場合がある。

また、異議申立は、デザイン無審査登録についてのみ特許庁に申立が可能である。

KIPO による出願に係る意匠と公知意匠との同一、類似を判断する傾向と、裁判所が意匠権侵害事件において登録意匠と被疑侵害品との同一、類似を判断する傾向に差異があるか否かについて韓国の実務者に見解を求めたところ、以下のとおりの回答であった。

韓国実務者回答 1 :

デザイン間の類似判断は両デザイン間の類似性、公知デザインの有無、当該物品に対する既存のデザイン登録のバリエーションなどを総合して案件ごとに個別に判断することになる。よって、デザインの類似判断の動向について特別に申し上げる特異点はない。併せて、デザインの類似判断傾向において KIPO と法院との間に特に目立った違いがあるようにもみられない。

韓国実務者回答 2 :

当方としては、KIPO と裁判所は、ほぼ同じ見解ではないかと考えている。

4. 4. 著作権との関係

デザイン保護法第 45 条第 3 項(新法第 95 条)には「デザイン権者・専用実施権者・通常実施権者は、登録デザイン若しくはこれと類似のデザインがそのデザイン登録出願日前に生じた他人の著作権を利用し又は抵触する場合には、著作権者の許諾を受けなければ自己の登録デザイン又はこれに類似するデザインを業として実施することができない。」と規定されているが、現行法においてデザイン権と著作権が重疊的に保護される可能性を排除することはできず、デザイン保護法では上記のような規定を通して著作権との抵触関係を調整している。また、著作権の中には応用美術という項目があり、一部はデザインと重複する可能性もある。

4. 5. デザイン権侵害

4. 5. 1. デザイン権侵害についての事例検討¹¹³

権利行使を行う場合、基礎となる意匠権における意匠の開示として、侵害が認められやすい意匠の開示方法または開示程度はどのようなものかについて、韓国の実務者は以下の点を挙げている。

- ・使用者から見えない面はデザインの重要部分になることができないので、必ずしもすべての面を開示する必要はなく、過度にすべての面を詳細に開示したり記載する場合、かえって権利範囲を狭くさせる可能性がある。
- ・写真は場合によって歪曲が生じる可能性があるため線図による図面や CG を基本図面として提出し、権利範囲の解釈に役立つ使用状態図写真を参考図として提出することが実務上多い。

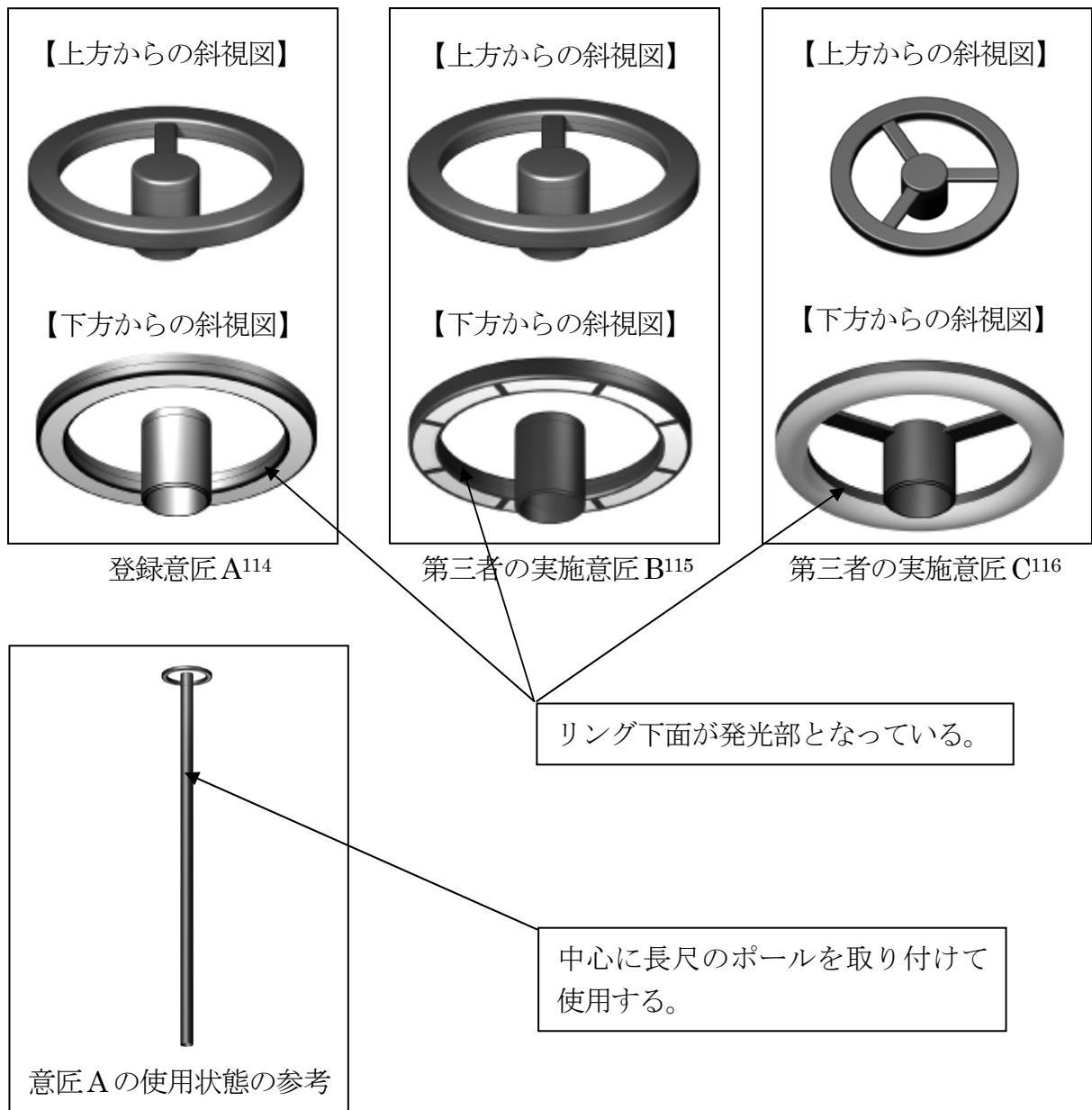
以下に韓国の実務者が意匠権侵害について検討した結果を判断の参考例として示す。

¹¹³ 知財庁は審査上、登録可否の観点から類否を見ているが、事実務者は、侵害・非侵害となるか等効力範囲の観点から類否を見ている。

【参考判断例 1】

質問：

下の意匠 A、意匠 B、意匠 C はいずれも物品が「街路灯灯具本体」で同一であり、意匠 A は登録意匠で、意匠 B、意匠 C は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。登録意匠 A には対して、意匠 B 及び意匠 C は発光面(底面)の形状が異なるとともに、意匠 C は発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なる。図面は CG で作成されている。このとき、意匠 B、意匠 C は、登録意匠 A の意匠権を侵害すると判断できるか。



114 意匠登録第 1365435 号(本意匠)

115 意匠登録第 1365854 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

116 意匠登録第 1421163 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

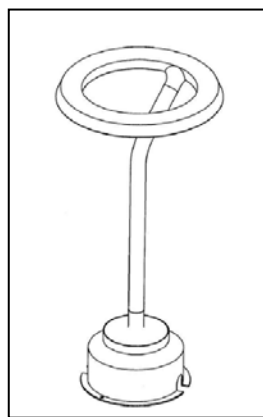
韓国実務者回答：

登録デザイン A が当該物品分野で斬新なデザインに該当するかどうか(類似する形状の先行デザインが多数共存登録されていないか)、A の構成のうちすでに公知となって類似判断から除外し、重要度を低く見なければならぬ部分があるかどうか、発光面の形状および支持体の A デザインにおける重要度を考慮して B と C のデザインとの類似性を判断する。もし A が斬新なデザインであればその類似の幅を広くみて、支持体の数の差は当業者であれば誰でも加えることができる水準の商業的変形とみなし B と C をいずれも類似のデザインとみることができる。

さらに、上記の図に加えて下図の公知意匠を提示して以下の質問をしたところ、韓国の実務者の見解は以下の回答のとおりである。

質問：

侵害・非侵害を判断する審理の過程で、登録意匠 A に対する以下の公知意匠が存在することが判明した。公知意匠は意匠 A の登録時の手続きでは考慮されなかった。このとき、意匠 B、意匠 C は、登録意匠 A の意匠権を侵害するか。



公知デザイン¹¹⁷

韓国実務者回答 1：

公知デザインにもかかわらずデザイン登録 A が有効であるという前提で意見を申し上げれば、この前提であれば公知デザインですすでに公知となった部分といえる発光円盤とボールの結合自体は類否判断において重要度を低くみなせばならず、類似の幅も比較的狭くみて類否を判断しなければならないはずである。したがって、登録デザイン A の特徴的な部分は発光円盤を中心ポールが支持する支持バーが与える審美感であるといえる。

デザイン B の場合、登録デザイン A の特徴的な部分である支持バーの審美感が完全に同一で、ただ発光面(底面)の形状にのみ違いがあるところ、この程度の差異は当業者であれば誰でも加えることができる程度の商業的変形に過ぎない部分であって全体的な審美感に大きな差異はないので、登録デザイン A を侵害しているとみる余地がある。

¹¹⁷ 意匠登録第 1350510 号(単独登録)

デザイン C の場合、登録デザイン A の特徴的な部分である支持バーの数を 1 つから 3 つに増やした点が最も目立つ差異とみられ、発光面(底面)の形状にもわずかな違いがあるが、審美感に影響を与えるほどの差異とはみられない。したがって、登録デザイン A で支持バーの数を増やす程度のことは依然として当業者であれば誰でも加えることができる程度の商業的変形に過ぎないこととみることができ、登録デザイン A を侵害しているとみる余地がある。

韓国実務者回答 2 :

- ・意匠 B : 侵害
- ・意匠 C : 非侵害

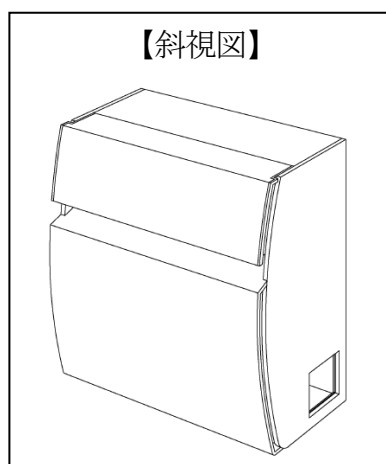
公知デザインが先行意匠として存在していたとしても、長尺のポールの底面との接合構造がまったく異なるため、公知デザインと意匠 A の全体的な印象は異なる。したがって意匠 A は有効であるが、意匠 A と意匠 B の唯一の違いは、下方からの斜視図のリング下面のみである(形状は同じだが、意匠 B には、リング下面に複数の線や溝がある)。

意匠 C については、上方からの斜視図は意匠 A と異なり、非常に目立つため、意匠 C は意匠 A を侵害していないと考えられる。

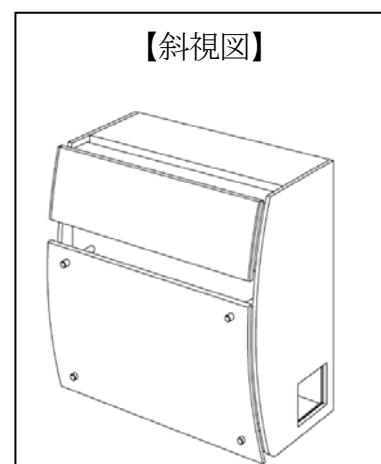
【参考判断例 2】

質問:

下の意匠 D 及び意匠 E はいずれも物品が郵便受箱で同一であり、意匠 D は登録意匠で、意匠 E は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 E は、前面のカバー形状が登録意匠 D とやや異なる。このとき、意匠 E は、登録意匠 D の意匠権を侵害すると判断できるか。



登録意匠 D¹¹⁸



第三者の実施意匠 E¹¹⁹

¹¹⁸ 意匠登録第 1374144 号(本意匠)

¹¹⁹ 意匠登録第 1411875 号(意匠登録第 1374144 の関連登録)

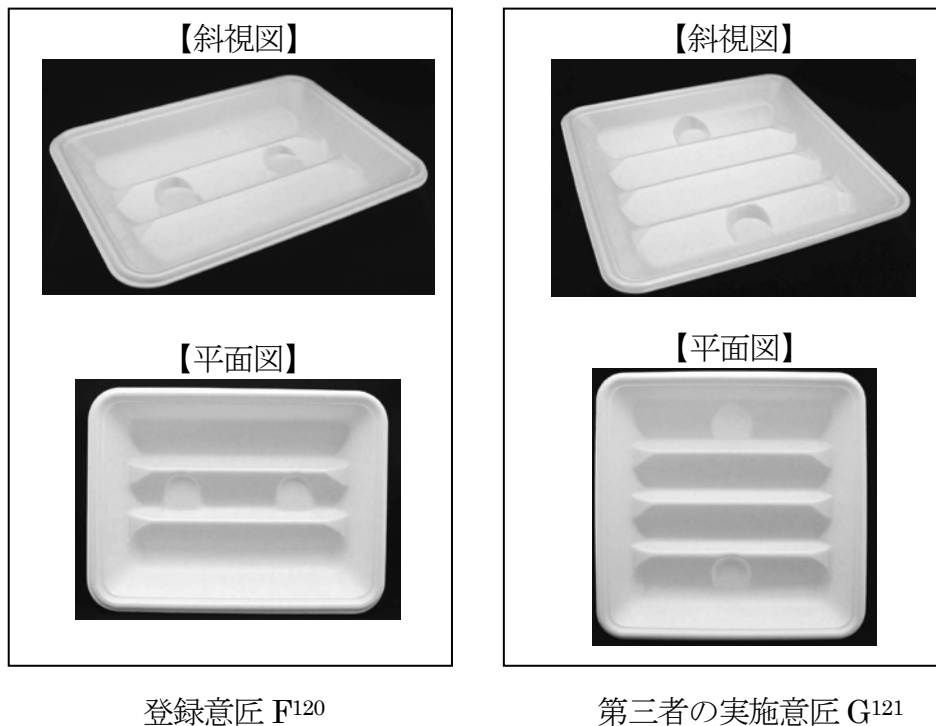
韓国実務者回答：

両デザインは一旦全体的な形状と構成要素の配置、模様などが類似し、一部微細な差異はあるが類似の審美感を呼び起こすものとみられるので、登録意匠 D の有効性を前提に侵害に該当する可能性があると考えられる。ただし、両デザインに共通する登録意匠 D の基本的な形状が当該物品分野ですでに公知となったものであって類否判断の要部になり難い場合には、両デザイン間には軽微な差異しかないとしても非侵害と判断される可能性もある。

【参考判断例 3】

質問：

下の意匠 F 及び意匠 G はいずれも物品が包装容器で同一であり、意匠 F は登録意匠で、意匠 G は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 G は、全体の形状、底面の山形部の数、凹部の位置が登録意匠 F とやや異なる。このとき、意匠 G は、登録意匠 F の意匠権を侵害すると判断できるか。



韓国実務者回答：

上述したとおり、登録デザイン F が当該物品業界で斬新なデザインに該当するならば、類似範囲を比較的広くみて底面の山形部の数、凹部の位置の違いにもかかわらず侵害と判断される可能性がある。

さらに、上記の図に加えて下図の公知意匠を提示して以下の質問をしたところ、韓国の

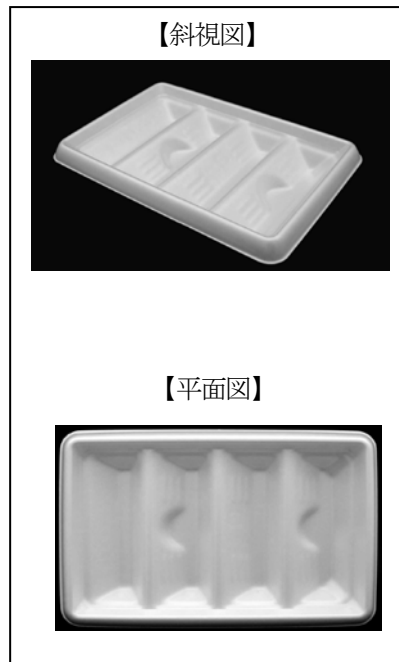
¹²⁰ 意匠登録第 1373205 号(単独登録)

¹²¹ 意匠登録第 1409656 号(単独登録)

実務者の見解は以下の回答のとおりであった。

質問：

侵害・非侵害を判断する審理の過程で、登録意匠 F に対する下図の公知意匠が存在することが判明した。公知意匠は意匠 F の登録時の手続きでは考慮されなかった。このとき、意匠 G は、登録意匠 F の意匠権を侵害するか



公知デザイン¹²²

韓国実務者回答 1：

登録デザイン F と公知デザインを全体的に対比観察すると、公知デザインによりすでに公知となった部分である底面の山形部、凹部がその支配的な特徴として類似し、ただ全体の形状の縦横の比、底面の山形部の数、凹部の位置などにわずかな違いがあるだけである。したがって、公知デザインとの関係において登録デザイン F の有効性がまず問題になると思われ、もし登録デザイン F の有効性を認めるとしても、公知となった部分を除いて類似範囲を比較的狭くみて類否を判断しなければならないところ、このような観点から両デザインを比較すればデザイン G と非類似のデザインとみる余地も少なくない。一方、デザイン G はすでに公知となったデザインを挙げて自由実施の抗弁をすることもできるとみられるので、結局非侵害に帰結する可能性が高いと考えられる。

韓国実務者回答 2：

意匠 G は登録意匠 F を侵害していないと考える。公知デザインを 90 度回転させると、

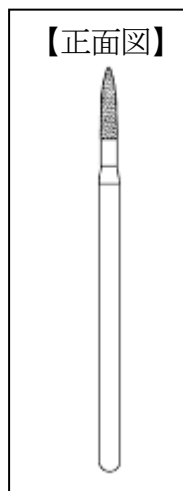
¹²² 意匠登録第 1314199 号(単独登録)

全体的な形状は意匠 A と似ており、容器のサイズはやや異なる。登録意匠 F の意匠権の範囲は非常に狭いと思われる。意匠 G は、サイズと山形部の数が、登録意匠 F と異なる。したがって、意匠 G は登録意匠 F を侵害していないと考えられる。

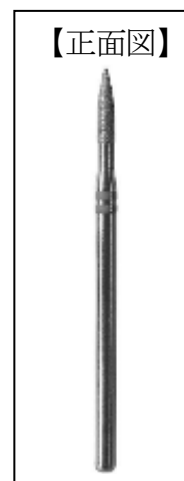
【参考判断例 4】

質問：

下の意匠 H 及び意匠 I はいずれも物品が歯科用回転器具で同一であり、意匠 H は登録意匠で、意匠 I は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 I は側部に、登録意匠 H にはない二重の輪状模様が付されている。このとき、実施意匠 I は、登録意匠 H の意匠権を侵害すると判断できるか。なお、意匠に係る物品である「歯科用回転器具」は、人工歯の形態を研削して修整するためのものであり、歯科用電気エンジン又は歯科用ハンドピースに装着して回転させながら使われるものである。また、本器具は軸対象に加工されている。



登録意匠 H¹²³



第三者の実施意匠 I¹²⁴

韓国実務者回答：

登録デザイン H が当該物品分野で斬新なデザインに該当するかどうか(類似する形状の先行デザインが多数共存登録されていないか)、登録デザイン H の構成のうちすでに公知となって類似判断から除外したり重要度を低く見なければならぬ部分があるかどうかなどを総合的に考慮して侵害か否かを判断する。両デザインに共通する登録デザイン H の基本的な形状が当該物品分野ですでに公知となったものであって類否判断の要部になり難い場合には、両デザイン間には軽微な差異しかないとしても非侵害と判断される可能性もある。

¹²³ 登録意匠第 1377111 号(本意匠)

¹²⁴ 登録意匠第 1377517 号(意匠登録第 1377111 号の関連登録)

4. 5. 2. デザイン権侵害の救済

デザイン保護法第 62 条、第 64 条、第 66 条(新法第 113 条、第 115 条、第 117 条)でデザイン権侵害に対する救済措置として、差止請求、損害賠償、侵害品の破棄、侵害に供した設備の除去の請求、信用回復措置請求などがある。その救済機関としては、裁判所、警察、税関、貿易委員会があり、それぞれ、以下のようなメリット、デメリットがある。

	メリット	デメリット
裁判所	- 侵害差止請求、損害賠償請求などの民事的救済はもちろん刑事上の救済も可能。	- 多費用/長期間を要す。 - 訴訟準備にもかなりの負担がかかる。
警察	- 少費用/短期間で済む。 - 侵害者に心理的圧迫を与えられる。 - これを駆け引き材料として交渉を行う場合、早期解決を試みることができる。	- 侵害が明白なケースでなければならぬ。 - 取締を促そうとするのであれば侵害規模ないし侵害品数量が多くなければならぬ。
税関	- 税関にデザイン登録をしておけば水際段階で侵害物品の流入を未然に遮断することができる。	- 税関職員がデザイン侵害か否かを判断することは容易でない。 - 輸入物品の3%程度のみをランダムに検討するので、税関登録をしても実際に侵害疑義品関連通知を受ける確率はそれほど高くない。
その他の機関	- 貿易委員会の措置 - 是正措置をとる場合、波及効果が高い。	- 貿易委員会はデザイン侵害事件の取扱経験が多くないため相当な法律アシストが必要。

また、デザイン保護法第 82 条(新法 220 条)の規定により、デザイン権の侵害は刑事罰の対象となり、デザイン権侵害時、7 年以下の懲役もしくは韓貨 1 億ウォン(約 920 万円)以下の罰金刑に処することができる。

意匠権侵害訴訟に至るまでの一般的な当事者間におけるやりとりは、次のとおりである。すなわち、意匠権利者は、侵害行為の中止、損害賠償の請求などを記載した警告状と意匠公報を内容証明郵便で、被疑侵害者宛に送付する。これに対して被疑侵害者は意匠権を侵害していないことの理由を記載した回答書を送付する。権利行使を行うことが相手方に知られることを避けるために、意匠権者は警告状を送付することなく被疑侵害者を裁判所に提訴するか警察に告訴することもある。これらは、それぞれのケースに応じて、侵害者に警告状などを発して侵害差止を要請し、戦略上証拠いん滅、逃走などを防ぐために警告状を送らずに直ちに法院への出訴や警察への告訴、取締を実施する。

なお、デザイン侵害事件に関しては刑事に進むケースは極めて稀で、民事事件がはるかに多い。

意匠権侵害に対して救済を求めて争う場合、民事訴訟で争う場合と刑事訴訟とする場合のメリット、デメリットは以下のとおりである。

	メリット	デメリット
民事訴訟	<ul style="list-style-type: none"> - 侵害差止請求、損害賠償請求、信用回復請求等が可能。 - 間接侵害の場合も適用される。 - 侵害差止請求は故意・過失を要しない。 	<ul style="list-style-type: none"> - 訴訟費用が高額になる。 - 判決の言渡しおよび執行までに長期間を要する。
刑事訴訟	<ul style="list-style-type: none"> - 訴訟費用が比較的低廉。 - 相手側に心理的圧迫を与えられる。 - これを駆け引き材料として交渉を通した早期解決を試みることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> - 故意を要する。 - 間接侵害の場合は適用されない。

意匠権に関して、韓国の実務者に以下の質問をして回答を得た。

質問 1 :

自国の意匠権の類否判断による効力範囲(知財庁(行政)、裁判所、税関それぞれでの判断)について、意見があれば教示を願いたい。また、日本の類否判断と比較することができる場合は、日本の類否判断との差異や普段感じていることを教示願いたい。

韓国実務者回答 1 :

韓国では関税法の改正により、2013年7月1日から税関に登録デザインを登録すれば税関でデザイン権侵害品を通関保留できる制度が施行されているが、施行されてからまだ日が浅いため税関でのデザイン類似判断事例もほとんど蓄積されていないものと思われ、特に論議されている事例もない。

その他に、日本と韓国のデザイン類否判断において、動向上の違いとして特に議論されていることはないと思われる。

韓国実務者回答 2 :

JPO の審査官は、先に登録または出願された意匠に対して、より広い範囲の意匠権を認めている。当方で、KIPO と JPO に対して同一の意匠を出願したところ、JPO の方から、第三者が先に登録または出願した意匠に基づく、より多くのオフィスアクションを受けた。

質問 2 :

デザイン保護法第 69 条「権利範囲の確認の審判」を実務者が利用するのは、どのようなときか。また、この審判を利用するメリットとデメリットは何か。

韓国実務者回答 1 :

権利範囲確認審判は侵害訴訟に先立ち登録デザインの権利範囲に属するか否かを特許審判院を通してあらかじめ確認し低廉な価格で紛争を早期解決できるというメリットがある。ただし、紛争の最終的解決は侵害訴訟によらなければならないところ、法院は権利範囲確認審判の審決に拘束されないというデメリットがあるため、実質的に権利範囲確認審判の活用度はそれほど高くはない。

韓国実務者回答 2 :

(回答なし)

質問 3 :

画像デザインの権利について、当該画像の「製造」(例えば、権利化された画像を含むプログラムを機器にインストールする行為)は権利侵害を構成するとされているが、この「製造」にはプログラム自体を製造する行為も含まれるか。

韓国実務者回答 1 :

デザイン権は登録デザインの対象となる物品を前提とするものなので、プログラム自体が画像デザインの対象になる物品であるとはみがない以上、プログラム自体を製造する行為は権利侵害を構成する画像の「製造」に含まれるとは言いがたい。

韓国実務者回答 2 :

含まれない。

質問 4 :

画像デザインの権利について、当該画像の「譲渡」は権利侵害を構成するとされているが、この「譲渡」にはプログラム自体を譲渡する行為も含まれるか。

韓国実務者回答 1 :

画像の「譲渡」についても上記と同様である。

韓国実務者回答 2 :

含まれない。

質問 5 :

画像デザインの権利について、当該画像のプログラムをダウンロードする行為は、画像デザインの「譲渡」あるいは「使用」に該当し、権利侵害と判断されるか。

韓国実務者回答 1 :

プログラム自体が画像デザインの対象になる物品であるとはみがないという点で、画像

のプログラムをダウンロードする行為も同じく画像デザインの「譲渡」あるいは「使用」に該当するとはみがたく、同じように侵害とは言いがたいと思料される。

韓国実務者回答 2 :

判断されない。

質問 6 :

デザイン保護法第 5 条第 1 項「新規性」の審査において、公知意匠との同一、類似を判断する際に、その意匠の周知度が考慮される場合はあるか。そのような審決、判例があれば教示願いたい。

韓国実務者回答 1 :

「新規性」の審査時には公知デザインが一度でも公知となっていれば足り、公知デザインの周知度までは考慮されない。

韓国実務者回答 2 :

そのような審判、裁判については、今まで聞いたことがない。

4. 5. 3. デザイン権侵害に関する判例

デザイン保護法第 2 条第 6 項(新法第 2 条第 7 項)で、「実施とは、デザインに関する物品を生産・使用・譲渡・貸与・輸出又は輸入し、その物品の譲渡又は貸与の請約(譲渡若しくは貸与のための展示を含む。以下同じ。)をする行為をいう。」とし、「直接侵害」に該当する行為として、製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出、輸入、譲渡若しくは貸渡しの申出がある。

また、デザイン保護法第 63 条(新法 114 条)において、「登録デザイン又はこれと類似したデザインに関する物品の生産にのみ使用する物品を業として生産・譲渡・貸与・輸出又は輸入し、業としてその物品の譲渡又は貸与の請約をする行為は、当該デザイン権又は専用実施権を侵害したものと見なす」と規定し、「間接侵害」に該当する行為として、業として、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為がある。

デザイン権侵害に関連する判例として、대법원 1991.9.24. 선고 90 후 2119 판결(最高裁判所 1991.9.24.宣告 90 후 2119 判決)及び대법원 2004.4.27. 선고 2002 후 2037 판결(最高裁判所 2004.4.27.宣告 2002 후 2037 判決)がある。

デザイン権の類否判断については、その判断主体を一般需要者が混同しているかいないかを基準にしなければならないと判示した判決がある(2001年6月29日宣告 2000 후 3388 判決)。

デザイン権の権利範囲に関する判例として、デザインの類否を判断するにおいては、これを構成する各要素を部分的に分離して対比するのではなく、全体と全体とを対比観察し

て見る人の心に喚起される美感と印象が類似するかによって判断すべきであり、この場合デザインを見る人の注意を最も引きやすい部分を要部として把握しこれを観察して一般需要者の審美感に差異が生じるか否かの観点からデザインの類否を決定しなければならない。以前からありふれて使用され単純で種々のデザインが多様に考案されたものや、構造的にそのデザインを大きく変化させることができないものなどはデザインの類似範囲を比較的狭く見なければならない。被告人が製作・販売したリベットボルトのデザインは、被害者の本件登録デザイン(登録番号第 399698 号)とはボルトヘッド部とネジ山の形状、リテーナー拡張部下段およびボルトヘッドの十字溝形状など人の注意を引きやすい特徴的な部分が互いに異なり、全体的な審美感において差異があるため、被告人は被害者のデザイン権を侵害したとみられないと判示した判決がある(民事訴訟-大法院 2011 年 3 月 24 日付言渡し 2010 ド 12633 判決)。

直接侵害に関する判例として、再生可能なバンパを回収したあとこれを洗浄し、キズの除去および塗布作業などを経て意匠登録された元来のバンパと同一の形状と色彩を備えたバンパに復元する程度にとどまった場合、これは登録された意匠に関する物品を新しく生産する行為に該当しないので、その意匠権を侵害したとみられないと判示した判決がある(刑事訴訟-大法院 1999 年 12 月 7 日付言渡し 99 ド 2079 判決)。

なお、ほとんどの民事・刑事判例が直接侵害に関する判例で、デザインと関連して間接侵害が争点になった判例に関する情報は得られなかった。

判決例によって、法律や審査基準などの変更が必要と判断される場合又は法律の解釈の変更が必要と判断される場合は、これらの修正を行う。

4. 6. 税関・警察等での取締り

韓国貿易委員会不公正貿易調査チームからのアンケート回答は以下のとおりであった。

- ・デザイン権侵害は刑事罰の対象とされ、親告罪である。
- ・デザインの模倣の取締りは、デザイン保護法、不公正貿易行為の調査及び産業被害救済法を基礎としている¹²⁵。
- ・意匠権侵害品の取締を担当する機関として、関税庁、警察¹²⁶、特許庁、貿易委員会がある。
- ・知的財産権侵害品の取締りのキャンペーン等、自国民への周知活動等は行っていない。
- ・デザインの模倣品がインターネット上で取引されているか否かは、被害の届け出があった際のみ調査している。

¹²⁵ 関税法でもデザイン権を侵害する物品を輸出入することができないと規定されている(関税法第 235 条)。

¹²⁶ 韓国の実務者に依頼し、韓国警察へアンケートへの回答を照会したが、韓国警察担当者から、警察でデザイン権侵害案件を扱ったことはほとんどなく、当該担当者も知識／経験がないほか、周囲にもあたってみたもののやはりアンケートに答えられるだけの適任者を探せなかったとの連絡があった。意匠権侵害は刑事罰の対象とされるが、警察での取締りは多くはないと考えられる。

- ・被害の届け出があった際に、輸入された物品であるか(関税庁通関資料等)、登録された権利であるかなど基本的な法的要件に該当するかどうかを検討後、調査開始の要否を決定する。
- ・デザイン権の被疑侵害品が当該デザイン権を侵害しているとの最終的な見極めは、侵害疑義物品の物品分野に精通している弁護士・弁理士が、デザイン権の範囲は登録意匠に類似する意匠にまで及ぶことを考慮して登録意匠に類似する意匠の製品を検討して行う。
- ・税関においてデザイン権侵害との判断を行う際に、過去の裁判所の判例、審決、審査の過程で行われた先行意匠との類否判断を参酌する。
- ・税関では職員に対する知的財産権侵害やデザイン模倣の研修は特には行っていない。
- ・過去5年の統計データは以下のとおりである。

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
知的財産権侵害に基づく摘発件数/年	3	5	13	5	8
意匠権侵害に基づく摘発件数/年	1	2	1	-	-
不公正貿易行為調査および産業被害救済に関する法律に基づく摘発件数/年	1	2	1		
摘発された具体的な製品	釣り竿ケース	オートバイ部品、釣り竿ケース	釣り竿ケース		

税関における意匠権侵害の取締りについて、韓国の実務者に以下の質問をして回答を得た。

質問1：

税関は、TRIPS 協定第 52 条(申立)もしくは第 58 条(職権による行為)に基づいて調査・摘発の取締りをどのようなタイミングで行っているか。また、税関に対して意匠権者の申告等が必要な場合は、申請手続きについて紹介している ホームページあるいは資料(タイトル)などがあれば教示願いたい。

韓国実務者回答1：

税関でのデザイン権登録を通じた取締りは 2013 年 7 月以降に可能になったところ、税関に登録された登録デザインに対する取締りはデザイン権者が登録デザインを税関に申請

した時点以降に行われる¹²⁷。

韓国実務者回答 2 :

意匠権者が、税関に対し、調査の開始を表明または申請した場合である。

質問 2 :

税関が差止めた被疑侵害輸出入品について、意匠権を侵害しているとの最終判断が確定した場合、それらの侵害品はだれによってどのような処分がなされるか。

韓国実務者回答 1 :

税関により通関保留されたデザイン登録の侵害可能性がある輸出入品に対して、法院によりデザイン権侵害判断が確定すれば、その判決の判示の趣旨通りに執行されるはずであるところ、概ね税関公務員により廃棄処分されるケースが多いと思われる。

韓国実務者回答 2 :

執行者：税関職員

処分の方法：破棄および没収

質問 3 :

税関や警察に対して、侵害をしているかいないかの判断結果について不服を感じることもあるか。ある場合は、判断のどのような点か。

韓国実務者回答 1 :

税関にデザイン権を登録して通関保留が可能になってから 6 か月ほどしか経っておらず、まだ税関からデザイン権侵害と関連して通知を受けたところがないため、税関と関連して特に意見はない。また、デザイン権侵害の場合、侵害が明白な場合でなければ刑事取締が行われることもないので、警察のデザイン権侵害判断に対して特に不当と感じたこともまだない。

韓国実務者回答 2 :

当方では経験していない。

4. 7. その他

韓国では、韓国特許情報院(Korea Institute of Patent Information: KIPDI)¹²⁸や

¹²⁷ 税関への登録デザインの申請手続に関する Website
http://www.customs.go.kr/kcshome/main/content/ContentView.do?contentId=CONTENT_000000000108&layoutMenuNo=90 (最終アクセス日：2014年2月13日)

Worldwide Intellectual Property Service(WIPS)¹²⁹が先行意匠調査サービスを提供している。先行意匠の調査サービス業務を行っており、価格を例示すると、国内公知資料(公報中心)のみを検索する国内用は付加税込みで 330,000 ウォン(約 3 万円)、米国・日本・ドイツ・OHIM・WIPO に登録された公報までを検討する海外用は付加税込みで 660,000 ウォン(約 6 万円)である。

調査サービスの品質は、検索技術自体はよい方だが、検索資料に対する類似性などに関する判断はまだ補完が必要であると評価されている。

なお、韓国では、意匠権侵害訴訟や無効手続において使用する証拠収集のための侵害品の特定や調査、無効事由調査は、特定の機関等に限られている。

特許庁が 580 万件にのぼる膨大な量のデザインデータベースを一般人が活用できるように整理・加工分析し、産業別トレンド把握、類似分析、紛争分析、産業動向分析などの結果をひと目でわかるようにプログラム化したものとして、デザインマップ¹³⁰がある。

ある企業は、先行意匠調査について、もし物品(製品)が自社に戦略的に重要である場合、出願に先行して自社物品の先行意匠調査をするし、自社が第三者から差止めの警告状を受け取った場合には、自ら調査すると同時にダブルチェックを行うため第三者のサービス業者に依頼するとしている。

¹²⁸ <http://www.kipi.or.kr/englishMain.do?jsessionid=E1FFBECAA2EC66E4F391B52C7FADAF52>(最終アクセス日：2014 年 2 月 17 日)

¹²⁹ <http://japan.wipscorp.com/main.do>(最終アクセス日：2014 年 2 月 17 日)

¹³⁰ <http://www.designmap.or.kr> (最終アクセス日：2014 年 2 月 13 日)

5. フランス【実体審査なし、ハーグ協定加盟】

5. 1. 制度の枠組み

- (1) フランス知的財産法¹³¹(以下、「法」と略す場合もある。)第Ⅱ部第Ⅴ巻に意匠の保護に関する規定がある。出願は、所定の方式を満たし、公序良俗に反していなければ、実体審査を経ずに登録となる(法第 L512 条 2)。また、公告予定日の前 6 月以内に一般的要件を満たすことを条件に、簡易方式の出願が認められる。
 - (2) 保護対象である意匠は、法第 511 条 1 に「製品の全体又は部分の外観であって、特にその製品の線、輪郭、色彩、形状、織り方又は材質の特徴に由来するものは、意匠又はひな形としての保護の適格性を有する。そのような特徴は、製品自体の特徴又はその装飾の特徴とすることができる。工業製品又は手工芸品は何れも製品とみなされ、それには特に複合製品に組み込まれる予定の部品、包装、外装、図形記号及び印刷書体が含まれるが、コンピュータプログラムは除かれる。」と規定されている。
 - (3) 意匠出願の審査は、方式及び意匠が公序良俗に反しないかについて行われる(法 L512 条 2)。意匠登録は、出願日から 5 年間効力を有し、この期間は 25 年を限度として 5 年単位で延長することができる(法 L513 条 1)。
 - (4) 無効審判制度や訂正審判制度はなく、権利の有効性は裁判所で争われ、無効と判断された場合は裁判所の判決により登録無効の宣言がなされる(法第 L512 条 4)。無効理由は次のとおりである(法第 L512 条 4)。
 - (a) 第 L511 条 1 から第 L511 条 8 まで(保護対象、新規性、独自性、複合製品の意匠、公序良俗違反、保護除外意匠)の規定が守られていない場合
 - (b) 所有者が、第 L511 条 9 (創作者又はその権原承継人)に基づく保護を享受することのできない者であった場合
 - (c) 出願後に公開された先の意匠の権利を侵害する場合
 - (d) 第三者の著作権を侵害する場合
 - (e) 先に保護された識別性のある標識を、所有者の許可なく使用するものである場合このうち、(b)、(c)、(d)及び(e)に掲げる無効理由は、示されている権利を有する者のみがこれを主張することができる。また、公訴官は、無効の理由を問わず、登録意匠に対して職権により無効訴訟を提起することができる。
- ただし、無効の理由が意匠に対して部分的にのみ影響をおよぼす場合において、意匠が修正された形態で保護の要件を満たし、かつ、その意匠の同一性が保持されるときは、登録はその修正された形態で維持することができる(法第 L 512 条 5)。
- (5) 意匠公告後は民事か刑事かを問わず訴訟手続きを開始することができる(法第 L521

¹³¹ フランス知的財産法(2006 年 3 月 1 日法律第 2006-236 号による改正) http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm(最終アクセス日: 2014 年 2 月 14 日)

条 2)。

- (6) 民事的救済は、侵害品の差押え(差止め)及び損害賠償の請求ができると解され(法第 L 521 条 1)、刑事罰は、本法によって保証された権利を知りながら行われた侵害行為に適用され、3 年の拘禁及び 300,000 ユーロの罰金が科される(法第 L 521 条 4)。
- (7) 法人に対しては、法第 L521 条 4 に定義する違反行為に関して刑法第 121 条 2 に規定する方法で有罪の宣告が行われることがある(法第 L521 条 5)。

5. 2. 意匠権設定までの運用

(1) 願書の記載

フランス工業所有権庁回答者によれば、意匠の特徴・機能の説明は、審査官・審判官等が出願を理解するためのみに利用される。ただし、フランスの実務者の回答によれば、説明は装飾的側面にのみ限定され、技術的な特性に関するものであってはならない。

出願人は分類を記載することは認められておらず、フランス工業所有権庁が分類を付与するとされる。

フランスの実務者によると、フランス工業所有権庁は出願を審査して方式要件が正しく満たされていない場合は、期限内に必要な調整を行えるように出願人にその旨を通知する。

(2) 物品名の表示

フランス工業所有権庁回答者の回答によれば、願書に記載した物品名(title of article)は、例えば「ボールペン」、「万年筆」、「サインペン」、「シャープペン」等、具体的な製品名称であれば認める。ただし、フランスの実務者の回答によれば、製品名称は権利範囲に影響しない。また、フランスの意匠登録フォームは、意匠に関する記述専用の箇所が存在する。出願人は意匠が組み込まれる、または適用されるよう意図された物の通常の指定を示さなければならない。この指定によると、その意匠はロカルノ分類の特定のクラスに属する。割当てられるクラスはフランス工業所有権庁によって決定される。「製品の表示」の記述は、その割り当てられるクラスを特定することが狙いである。

(3) 図面提出要件

出願には、出願に含まれる図形又は写真複製の総数を含めなければならない。1 の出願に含まれる複製が 100 を超えてはならない(フランス知的財産規則¹³²第 R512 条 3)。

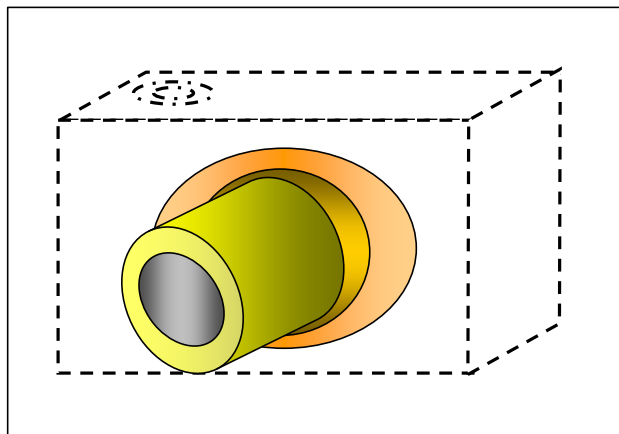
意匠を表現するために図面の数は特に限定されていない。例えば斜視図 1 枚のみでもよい。ただし、フランス意匠ガイドラインには、「図面に表現されていない特徴は保護されない。したがって、同一の対象物に対しては、様々な角度又は様々な状態での表現を検討し、すべての特徴が確かに保護されるようにする。例として、バッグの場合、開いた状

¹³² フランス知的財産規則(2005 年 12 月 30 日布告第 2005-1756 号による改正)http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm(最終アクセス日: 2014 年 2 月 14 日)

態と閉じた状態にあるバッグの図面を添付することができる。」との注意が記載されている。6面図の他、斜視図、展開図、拡大図なども認められるが、断面図は認められない場合が多い。意匠とは製品の外観であり、内部構造や製品の機能は保護を受けることができないからである。

(4) 図面に記載した破線の意味

フランス工業所有権庁からの回答によれば、破線部は保護を求めない部分であるとし、記述していても意味を持たず、審査の判断時にもないものとして取り扱う。



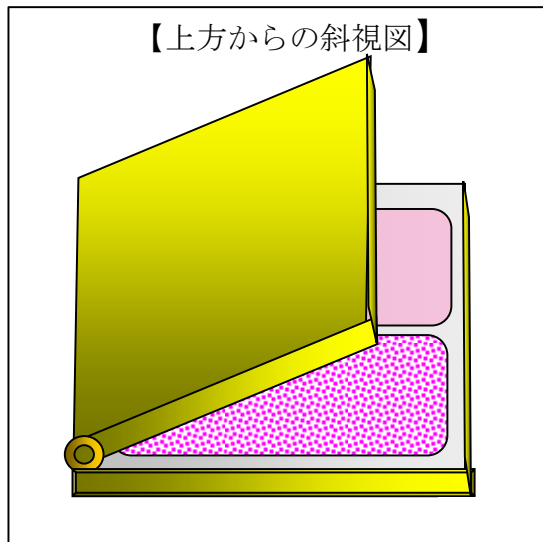
※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じデジタルカメラの図を示して回答を得た。

デジタルカメラの部分についての意匠 (Design of a part of a digital camera)

また、回答によれば、製品の指定が実質上「カメラレンズ」であるならば、部分意匠として受け付けるとしている。

(5) 図面又は写真によって開示されていない部分の扱い

下記の斜視方向から撮影した蓋を開いた状態の化粧品用ケースの写真一枚のみをフランス工業所有権庁に提示し、その扱いについて回答を得た。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ化粧品の写真を示して回答を得た。

一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)
 (Example of a design disclosed only by one perspective view (photograph) alone
 (cosmetic case))

フランス工業所有権庁回答者回答：

上記の例の場合、図面等で表現されていない部分についてはディスクレームされたものとして意匠を認定して審査をすることとしている。

Cass. com., 20 févr. 2007, n° 05-14.272

構成部品は、最終使用者による通常の商品使用中において可視的である必要があり(法第L511条5)、この要求に関して、当該商品の組立を担当する専門家への確認は許容されないとした本判例により確認できる。

(6) 複数意匠の関係

(フランス工業所有権庁では無審査で登録していることもあり、他国で質問した「街路灯灯具本体」、「包装容器」の具体例を用いた質問はしていない。)

(7) パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の扱い

パリ条約による優先権主張を伴う出願の手続について、フランス工業所有権庁は、「優先権の主張はFIPCの規則R512-5に準拠する必要がある。優先権の主張は申請日から直近3か月で受理する必要がある、その申請日に関しては、以前の申請日から6か月未満であり、デザインは同一でなければならない。そうでなければ、この主張は棄却される」としている。そして、方式審査又は実体審査においてパリ条約による優先権の主張を伴う出願の優先権が有効であることを確認するために、優先権証明書に記載された出願日、出願

人、創作者、物品名、意匠の説明、意匠に係る物品の説明、図面をチェックしている。

(8) パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の記載と優先権証明書に記載との相違

パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の記載と優先権証明書に記載との相違について、フランス工業所有権庁は、説明の追加、修正であれば優先日を確保できるとしている。

また、同庁は、出願における意匠が、全部が実線による線図で表現された物品全体の意匠であるのに対して、パリ条約による優先権証明書に開示された意匠は物品全体が破線で権利範囲である部分が実線による線図で表現された部分の意匠であった場合、優先権はFIPCの規則 R512-5 に準拠して優先権の主張は申請日から直近 3 か月で受理する必要があり、その申請日に関しては、以前の申請日から 6 か月未満であり、デザインは同一でなければならないので、この場合は優先権が認められないとしている。

したがって、同庁は、次のような変更例の場合、■が許容されるとしている。

	優先権証明書	変更	フランスへの出願
■	色彩付き線図	→	色彩なし線図
■	色彩なし線図	→	色彩付き線図
■	色彩付き線図	→	モノトーン陰影図
■	モノトーン陰影図	→	色彩付き線図
□	カラー写真	→	色彩なし線図
□	色彩なし線図	→	カラー写真
■	カラー写真	→	モノトーン写真
■	モノトーン写真	→	カラー写真

なお、工業所有権庁回答によれば、簡易出願を公告するために正式な図面を提出する際には図面の変更はできない。

(9) グレースピリオド(新規性喪失の例外規定)

フランスの実務者の回答によれば、グレースピリオドに関する情報は公報に記載されない。意匠の創作者による公開は新規性喪失となるが、創作者又はその承継人(創作者又はその系商人による行動、あるいはこれによって提供された情報の結果の場合は第三者)による意匠の開示を扱うグレースピリオドがあり、意匠の登録出願より 12 月前か、あるいは優先権主張の場合は優先日より 12 月前である(法第 L511 条 6)。

(10) 保護要件

保護要件としては可視性(法第 L511 条 5)、新規性(法第 L511 条 3)、独自性(法第 L511 条 4)が求められ、技術的機能のみによって決定される商品の外観には認められない(法第 L511 条 8)。フランスの知的財産法によれば独自性の判断は「実質同一」が適用される(法第 L511 条 3)。

独自性・新規性の判断主体は知識のある観察者であり、一般消費者ではない(法第 L511

条4)。

法第 L511 条 4

意匠又はひな形は、それが識者に与える全体の視覚的印象が登録出願日前又は主張された優先日前に開示された何らかの意匠又はひな形のそれと異なる場合は、独自性を有する。

独自性を評価するに際しては、意匠又はひな形の開発における創作者の自由度が考慮される。

法第 L511 条 3

意匠又はひな形は、登録出願日又は主張された優先日時点において同一の意匠又はひな形が開示されていない場合に新規性があるものとみなされる。意匠又はひな形は、その特徴が重要でない細部においてのみ異なる場合は、同一であるものとみなされる。

TGI Paris, 15 févr. 2002, SARL ZYGOTE/SA HABITAT, JurisData n° 2002-180143;

Cass. com., 3 avr. 2013, n°12-13.356

意匠もしくはモデルは、それが知識のある観察者に与える総体的な視覚的印象が、登録出願の申請日以前、もしくは優先日以前に開示されたあらゆる意匠もしくはモデルとは異なる場合、個性を有するものとされる。個性を査定する際、創作者が意匠もしくはモデルの開発にあたって有していた自由度は考慮される(法第 L511 条 4)。

本判例では、知識のある観察者は、その個人的経験あるいは当該セクターに関する知識から、特殊な注意力を持った使用者であり、消費者ではないとされた。また、議論の対象となる全ての特徴を含んだ先行意匠のみが意匠の新規性を阻害できるとされた。

また、本判例により法第 L511 条 4、特に「全体の視覚的印象」に関する記載が法制化された。

TGI, 28 June 2012, N° RG: 11/09496

同一の意匠の先行開示の証拠が登録意匠の新規性、独自性を阻害した。

(1 1) 創作非容易性に関する参考判断例

(フランスは無審査で登録していることもあり、他国で質問した「本棚付き机」、「電子複写機」、「おもちゃ・オートバイ」の具体例を用いた質問に対する回答は、フランス工業所有権庁、実務者のいずれからも得られなかった。)

5. 3. 意匠権設定後の運用

(1) 願書の記載と権利範囲

フランスの実務者の回答によれば、物品名は権利範囲に影響しないとしている。最大10行50文字による意匠もしくはモデルの簡単な説明はオプションとして記載可能であるが、当該説明は装飾的側面のみ言及に限定され、また技術的な特性に関連するものであってはならない。当該説明は、記録用の目的のみを果たすものであり、その最終形式は、必要であればフランスのPTO¹³³によって作成される。

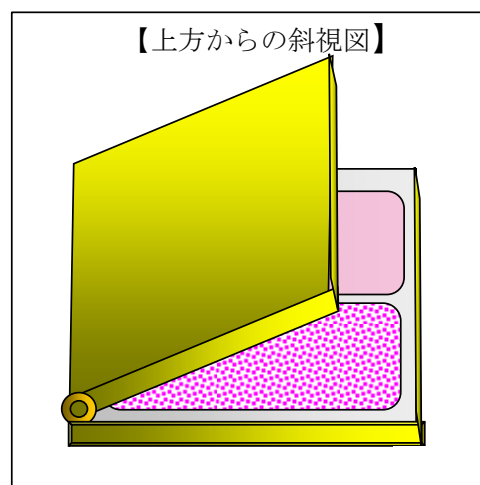
同実務者の回答によれば、「GUI」や「アイコン」等の画像そのもの及びグラフィックシンボル、ロゴ、タイプフェイスも保護対象である。また、画像の権利であることは図面によって決定される。

また、「画像の製造」とは「権利化された画像を含むプログラムを機器にインストールする行為」、「画像の使用」とは「権利化された画像を表示機器に表示すること」、「画像の譲渡・貸渡し・輸出入・貸渡し又は譲渡の申出」とは「権利化された画像を含むプログラムがインストールされた機器の譲渡やプログラムそのものの譲渡・貸渡し・輸出入、貸渡し又は譲渡の申出」とされ、所有権者の同意が無ければ、これらの行為もしくはこれらを目的とした所有は禁止される。

(2) 登録意匠の権利範囲の判断例

【参考判断例1】

下図のような化粧品用ケースについての意匠が意匠公報に掲載され、当該意匠が1つの斜視図(写真)のみで表現されており、底面など開示されていない部分がある場合、登録意匠の権利範囲をどのように考えるか、フランスの実務者に見解を求めたところ、以下のとおりであった。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ化粧品の写真を示して回答を得た。

一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)

(Example of a design disclosed only by one perspective view (photograph) alone (cosmetic case))

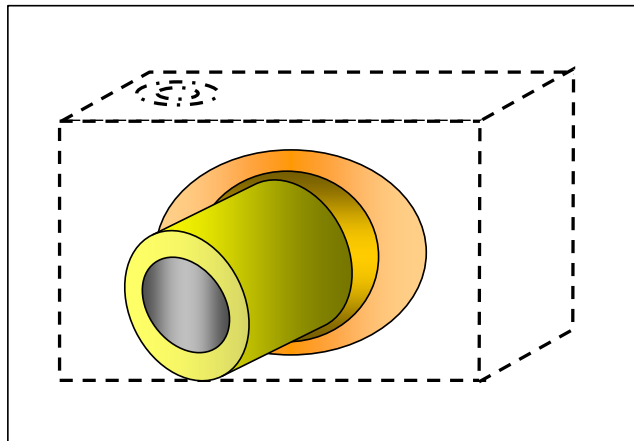
¹³³ PTO ; Patent Office ここでは、フランス産業財産庁をいう。フランス実務者が用いた用語を変更せずに記載した。以下、同様である。

フランス実務者回答：

図面等で表現されている部分のみの権利である。すなわち、見えていない部分は無いものとして取り扱われる。(見えている部分だけが権利となっている)

【参考判断例2】

図面に記載した破線がもつ意味について、フランスの実務者に下図のデジタルカメラの部分についての意匠を提示した。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じデジタルカメラの図を示して回答を得た。

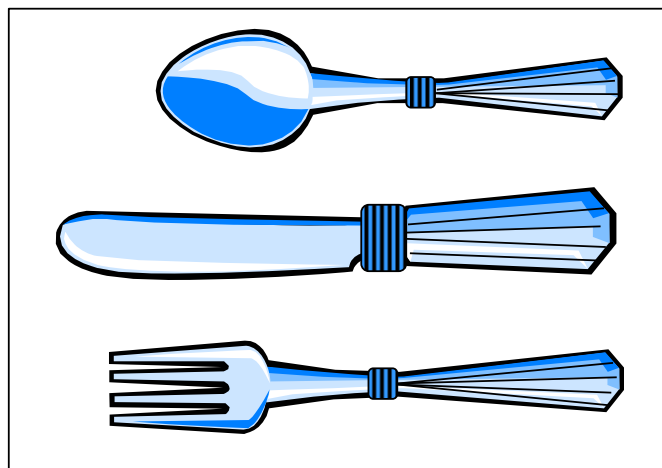
デジタルカメラの部分についての意匠
(Design of a part of a digital camera)

フランス実務者回答：

破線部は権利範囲外であるから、破線部の形状にかかわらず、実線部の形態が同一・実質同一・類似していれば、意匠権は及ぶ。

(3) 意匠の単一性

日本で認められる「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」についての組物の意匠の例について、下図のように柄部の特徴的が共通するスプーン、フォーク、ナイフの意匠のセットを一意匠として出願をすることができるかについて、フランスの実務者は、例えば物品名を「テーブルナイフ、フォーク、スプーン」として出願ができるとしている。一つの出願には、一つ以上の意匠もしくはモデルを含むことができるが、これは全ての意匠もしくはモデルがロカルノ分類における同一の分類に定義される限りにおいてである。各意匠もしくはモデルには、複数の対象ではなく一つの意匠のみを含めなくてはならない。

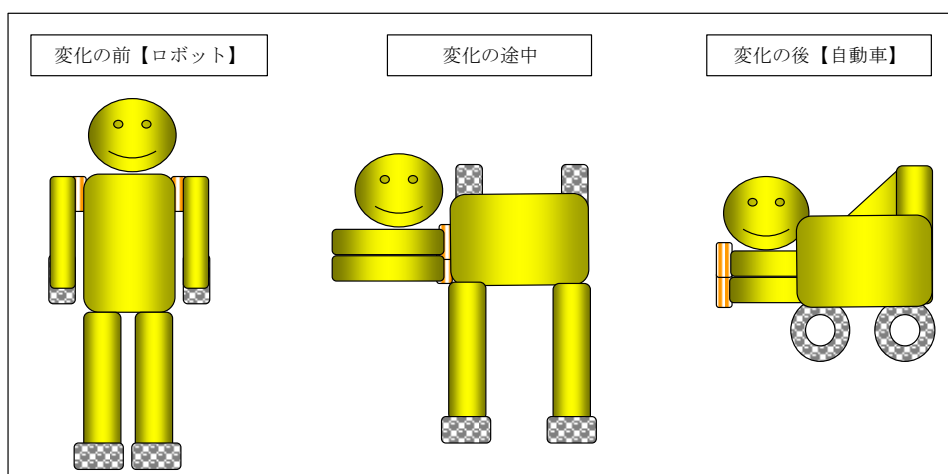


※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

柄部の特徴的な意匠が共通するスプーン、フォーク、ナイフのセット
 (A set of a spoon, folk and knife which share the distinctive design of the handle part)

(4) 変化する意匠

フランスの実務者は、以下のように変化する立体形状のおもちゃに対して、意匠権の効力は図面に表された形状が全て同一か類似する場合に権利が及ぶとしているが、「フランスの PTO は、このような出願には必ず異議を唱えるであろう。一つの形状に対して異なる意匠、各意匠が存在することを考慮する必要がある。」とコメントしている。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

物品がその機能に基づいて変化する意匠の例(立体形状変形おもちゃ)
 (Example of designs for which the article changes based on its function (changing stereoscopic toy))

また、以下のような変化する画像の意匠に対しては、画像の変化に連続性はあっても、各画像意匠は独立しており、別個に出願をしなければならないのではないかとしている。



変化する画像についての意匠
(Design containing changing graphic images)

(5) 意匠登録の無効

フランスの実務者の回答によれば、工業所有権庁は方式審査のみを行うので、フランスの法律制度においては、方式のチェックにおける拒絶の根拠となるが無効の根拠とはならない要件は存在しない。登録された意匠を無効にする場合、裁判所における訴訟により無効を争うのが唯一の方法である(法第 L512 条 4)。

無効事由としては、保護対象非該当、新規性欠如、他人の先行出願による開示、公序良俗規定違反、他人の業務に係る物品との混同のおそれ(独自性の欠如)、機能のみからなる意匠、条約違反が挙げられる。新規性においては、先行意匠に同一もしくは実質同一の意匠が存在することを証明しなくてはならない。独自性においては、総体的な視覚的印象が関連してくるため、先行意匠は完全に一致する必要はないが、知識のある使用者が受ける総体的な印象が既存の意匠と一致するとみなされた場合、その意匠は無効となる。

フランス工業所有権庁(行政)と裁判所(司法)の意匠権に関する判断の傾向についてフランスの実務者への質問をした回答は次の通りである。

フランス実務者回答：

当局(フランス工業所有権庁)によってなされる先行意匠の検査はない。裁判所による登録意匠と侵害しているとされる意匠との同一性／類似性の評価は、双方の類似性に基づき、この2つの意匠が知識を有するユーザーに与える全体的な印象による。意匠におけるデザイナーの自由度もまた考慮される。

また、意匠権の類否判断による効力範囲(フランス工業所有権庁(行政)、裁判所、税関それぞれでの判断)についてもフランスの実務者より以下の見解が得られている。

フランス実務者回答：

異なる意匠間での類似性／同一性の評価の際には、いくつかの状況が起こる可能性がある。まず、類似性／同一性の判定は、侵害訴訟の過程で行われる場合がある。もし、結論が侵害であるとされる場合は、もし登録されていれば、その侵害に当たる意匠はキャンセルされ、損害を伴う使用禁止が命じられると考えられる。また、類似性／同一性の判定は、他の登録または非登録意匠に対する侵害の訴訟理由となる登録意匠の正当性を評価するために行われる場合がある。ある意匠が、登録意匠の新規性／個別の性質を損なうものとして見なされた場合、後者はフランス知的財産法の第 L512-6 条によって絶対的な効力を持ってキャンセルされると思われる。よって、その所有者は、自身の意匠を使用する権利を有さず、また相手方または第三者に対してもその権利を持つことはないと考えられる。

5. 4. 著作権との関係

フランス工業所有権庁及びフランスの実務者の回答によれば、フランスでは意匠が独自性の条件を満たす場合、意匠登録しなくても自動的に著作権によって保護され、この意匠を登録することで著作権と意匠権とで二重の保護を受けることができる。

また、同実務者は、意匠の法的保護に関する 1998 年 10 月 13 日の欧州議会及び理事会指令 98/71/EC の条項 17 によると「本指令に従って加盟国もしくは加盟国について登録された意匠権によって保護された意匠は、かかる意匠がそのあらゆる形態において創作もしくは修理された日付をもって、かかる加盟国の著作権保護を受ける資格を有する。必要となる独自性の程度を含めた、かかる保護が与えられる範囲および条件は、各加盟国によって決断される。」とされており、工業意匠もしくはモデルの登録は、所有者がかかる同一の意匠もしくはモデルの著作権保護を実施することを妨げるものではない。フランスでは、意匠が独自性の条件に従い次第、即座に著作権によって自動的かつ登録無くして保護されており、またかかる意匠もしくはモデルを意匠およびモデル法に登録することで、これに関する二重保護を得ることが可能である。それでも、意匠もしくはモデルの登録は、権利および所有権の証拠という意味で所有者の立場をかなり強化できるため、多くの場合は好ましく、また推奨されることであるとしている。

5. 5. 意匠権侵害

5. 5. 1. 意匠権侵害についての事例検討¹³⁴

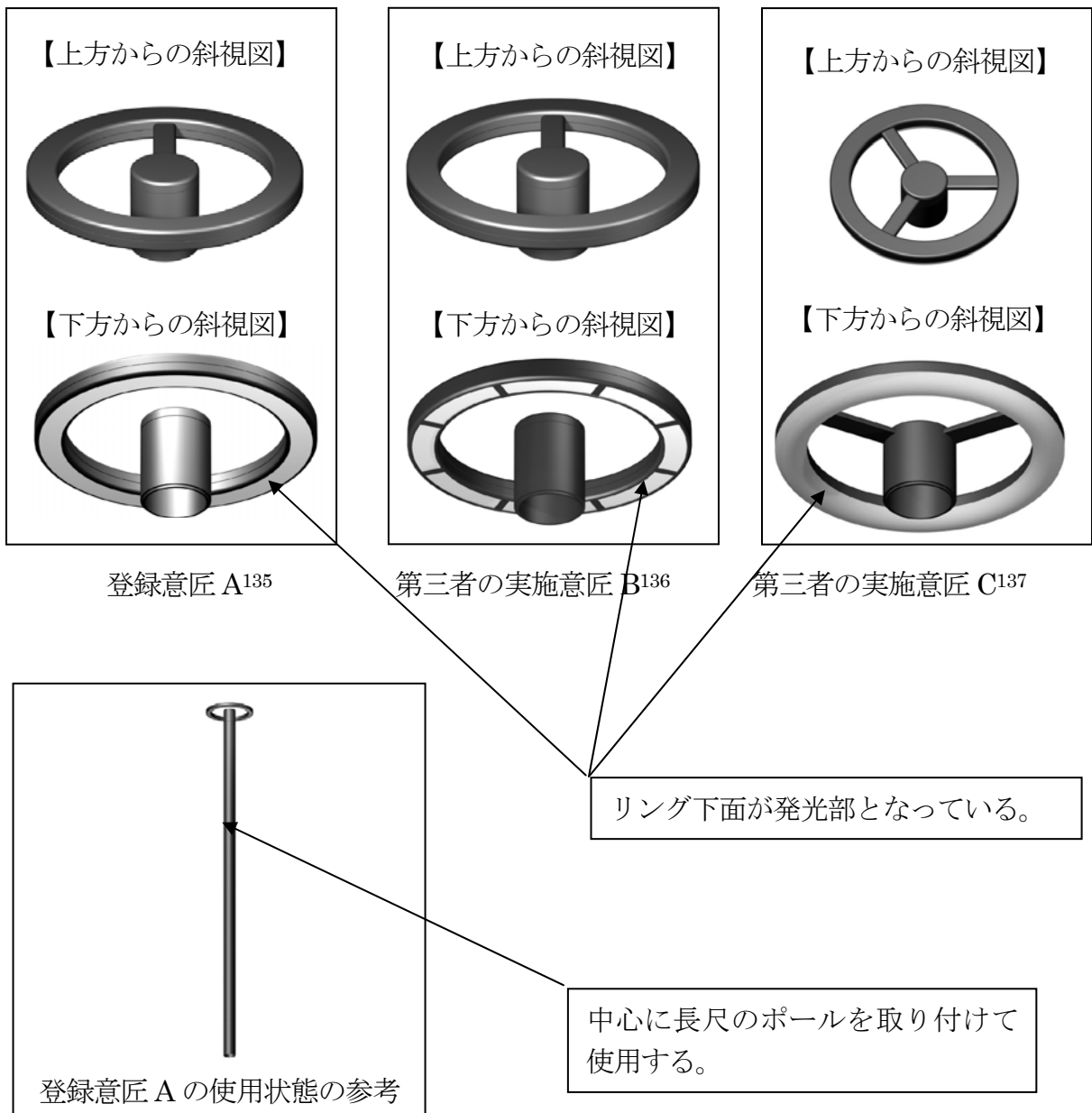
以下にフランスの実務者が意匠権侵害について検討した結果を判断の参考例として示す。

¹³⁴ 知財庁は審査上、登録可否の観点から類否を見ているが、事実務者は、侵害・非侵害となるか等効力範囲の観点から類否を見ている。

【参考判断例 1】

質問：

下の意匠 A、意匠 B、意匠 C はいずれも物品が「街路灯灯具本体」で同一であり、意匠 A は登録意匠で、意匠 B、意匠 C は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。登録意匠 A には対して、意匠 B 及び意匠 C は発光面(底面)の形状が異なるとともに、意匠 C は発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なる。図面は CG で作成されている。このとき、意匠 B、意匠 C は、登録意匠 A の意匠権を侵害すると判断できるか。



¹³⁵ 意匠登録第 1365435 号(本意匠)

¹³⁶ 意匠登録第 1365854 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

¹³⁷ 意匠登録第 1421163 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

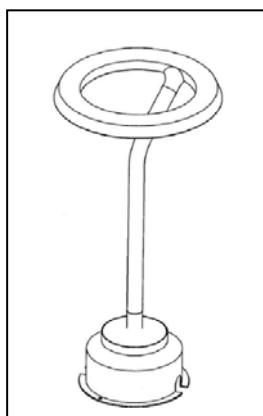
フランス実務者回答：

意匠 B 及び意匠 C のいずれも登録意匠 A の意匠権を侵害すると判断できる。この判断は要素が新規であり独自のであるとみなされる意匠の保護範囲による。保護がランプの丸い意匠に集中しているのであれば、意匠 B 及び C の双方は登録意匠 A を模造したものになる。反対に、保護が添付の形状に集中しているのであれば、意匠 B のみが登録意匠 A を模していることになる。しかしながら、法第 L 513 条・5 は「意匠もしくはモデルの登録によって与えられる保護は、知識ある観察者が総体的に異なる視覚的印象を受けることの無い、あらゆる意匠もしくはモデルに及ぶ」としており、この評価は保護された要素に関してのみ依拠することが明記されている。

また、公知意匠を示した場合の意匠権の侵害に関して、フランス実務者にヒアリングを実施し、以下の見解を得た。

質問：

侵害・非侵害を判断する審理の過程で、登録意匠 A に対する以下の公知意匠が存在することが判明した。公知意匠は意匠 A の登録時の手続きでは考慮されなかった。このとき、意匠 B、意匠 C は、登録意匠 A の意匠権を侵害するか。



公知意匠¹³⁸

フランス実務者回答：

登録手続き中は、先行権利の確認はない。法的措置の過程における意匠の開示は、もしこの登録意匠が完全に(新規性の欠如)、または一部、先行意匠を含み、この先行意匠がその登録意匠の出願日時時点で一般に開示されている場合は、この保護を制限することができるため、登録意匠に付随する保護範囲に影響を与える場合がある。ここで、公知の意匠が、出願日以降に開示された場合、登録意匠 A は新しいものとして見なされる。よって、意匠 B および公知意匠がともに、登録済みの意匠 A を侵害すると判断される場合がある。もし、公知意匠が出願日前に一般に開示されていた場合は、意匠 A に対抗することのできる先行

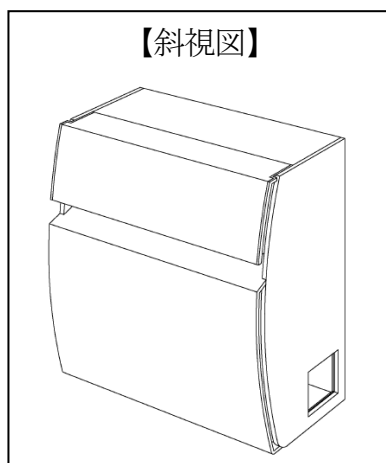
¹³⁸ 意匠登録第 1350510 号(単独登録)

意匠として考慮される可能性がある。公知意匠は、全体的な形状を意図的にカバーしており、発光面の丸いデザインのみではない。しかし公知意匠の丸い部分が、登録意匠 A の出願以前に開示されていれば、考慮に入れられると思われる。この場合、開示されたランプの丸いデザインで、意匠 C は登録意匠 A の偽造とはされないと思われる。意匠 B のみが、同じ取り付け部を再生していることから登録意匠 A の偽造となると考えられる。もし、公知意匠が登録意匠 A の出願日後に開示された場合、それは公知意匠には含まれず、意匠 B および C 双方による侵害は、ライトの丸い形状における先行意匠はないものとして、認められる場合があると思われる。

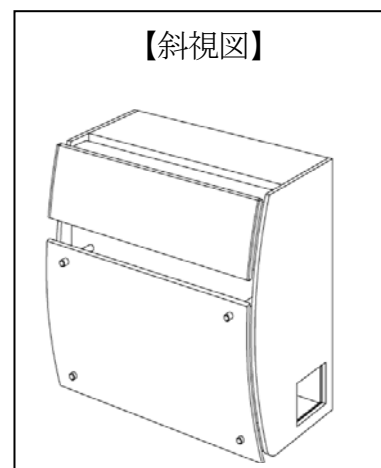
【参考判断例 2】

質問：

下の意匠 D 及び意匠 E はいずれも物品が郵便受箱で同一であり、意匠 D は登録意匠で、意匠 E は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 E は、前面のカバー形状が登録意匠 D とやや異なる。このとき、意匠 E は、登録意匠 D の意匠権を侵害すると判断できるか。



登録意匠 D¹³⁹



第三者の実施意匠 E¹⁴⁰

フランス実務者回答：

意匠 E は登録意匠 D の意匠権を侵害すると判断できる。

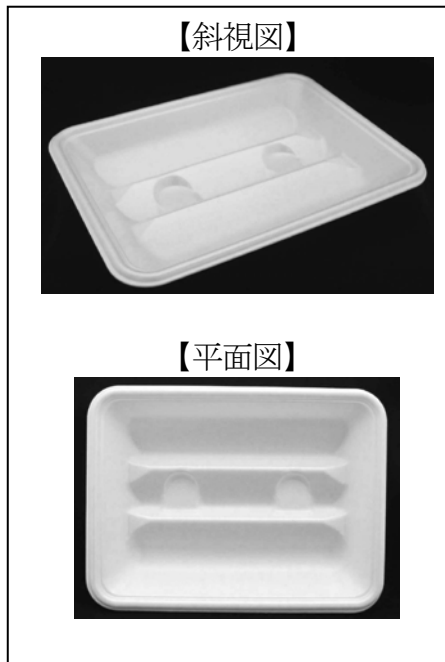
【参考判断例 3】

質問：

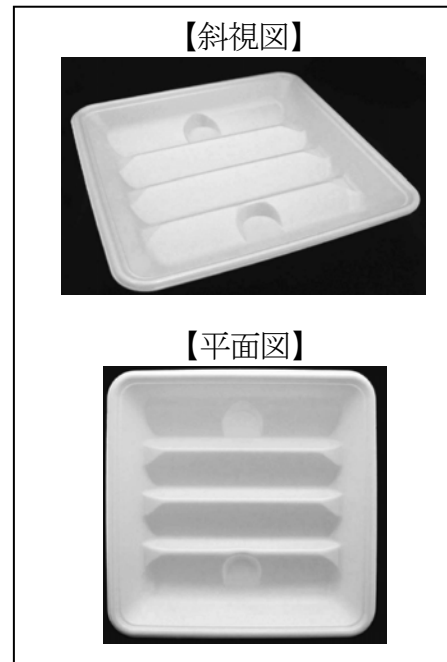
下の意匠 F 及び意匠 G はいずれも物品が包装容器で同一であり、意匠 F は登録意匠で、意匠 G は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 G は、全体の形状、底面の山形部の数、凹部の位置が登録意匠 F とやや異なる。このとき、意匠 G は、登録意匠 F の意匠権を侵害すると判断できるか。

¹³⁹ 意匠登録第 1374144 号(本意匠)

¹⁴⁰ 意匠登録第 1411875 号(意匠登録第 1374144 号の関連登録)



登録意匠 F¹⁴¹



第三者の実施意匠 G¹⁴²

フランス実務者回答：

法第 L 513 条 5 は「意匠もしくはモデルの登録によって与えられる保護は、知識ある観察者が総体的に異なる視覚的印象を受けることの無い、あらゆる意匠もしくはモデルに及ぶ」としている。このケースでは、登録意匠に添付された新規性および個性の範囲によって回答が左右されることになる。

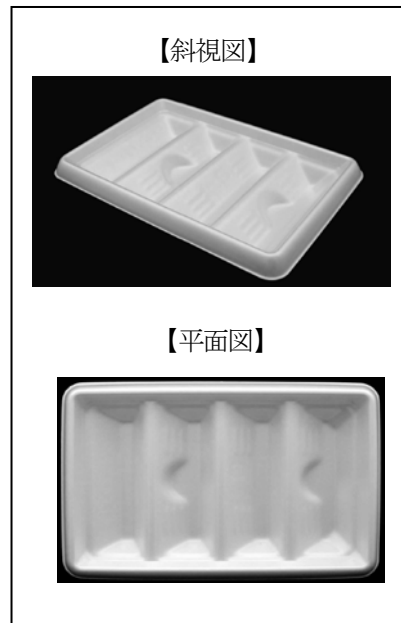
また、下記公知意匠を示した場合の意匠権の侵害に関して、フランス実務者にヒアリングを実施し、以下の見解を得た。

質問：

侵害・非侵害を判断する審理の過程で、登録意匠 F に対する以下の公知意匠が存在することが判明した。公知意匠は意匠 F の登録時の手続きでは考慮されなかった。このとき、意匠 G は登録意匠 F の意匠権を侵害するか。

¹⁴¹ 意匠登録第 1373205 号(単独登録)

¹⁴² 意匠登録第 1409656 号(単独登録)



公知意匠¹⁴³

フランス実務者回答：

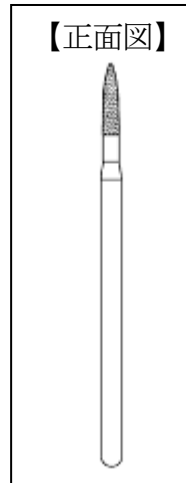
公知意匠が、登録意匠 F の出願日後に開示されていた場合、それは先行意匠には含まれないと考えられる。逆に、公知意匠が登録意匠 F の出願日前に開示されていた場合、登録意匠 F に付随する保護範囲に及ぶとして考慮されるものと考えられる。しかし、どちらの場合も、容器の全体的な形状(長方形)は、新しいものではないというのが当方の見解である。公知意匠および意匠 G のくぼんだ部分は、登録意匠 F とは数が、そして、そのくぼんだ部分の円形部の位置が異なる。もし、その円形部を含むくぼんだ部分の形が新しいもので、公知意匠は登録意匠 F の出願以前に開示されていなかったと仮定した場合、意匠 G は登録意匠 F を侵害しているとして見なされる場合があると考えられる。

【参考判断例 4】

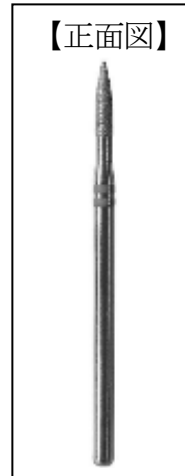
質問：

下の意匠 H 及び意匠 I はいずれも物品が歯科用回転器具で同一であり、意匠 H は登録意匠で、意匠 I は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 I は側部に、登録意匠 H にはない二重の輪状模様が付されている。このとき、実施意匠 I は、登録意匠 H の意匠権を侵害すると判断できるか。なお、意匠に係る物品である「歯科用回転器具」は、人工歯の形態を研削して修整するためのものであり、歯科用電気エンジン又は歯科用ハンドピースに装着して回転させながら使われるものである。また、本器具は軸対象に加工されている。

¹⁴³ 意匠登録第 1314199 号(単独登録)



登録意匠 H¹⁴⁴



第三者の実施意匠 I¹⁴⁵

フランス実務者回答：

この意匠は、その技術的機能によって決定付けられるものと見なされる可能性があるが、そうではない場合、総体的に類似した視覚的印象を与えるものと見なされるかもしれない。この答えは、登録意匠に添付された新規性および独自性の範囲による。

5. 5. 2. 意匠権侵害の救済

フランスの工業所有権庁及びフランスの実務者の回答によれば、登録された意匠の所有者の同意なくして、製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出、輸入、譲渡又は貸渡しの申出が直接侵害行為とみなされる。また、同実務者の回答によれば、知的財産法には、間接侵害に関する明確な規定が含まれていないが、間接侵害は侵害商品を取得する適当な方法の提供又は共犯と関連するとしている。さらに同実務者は、画像意匠の直接侵害行為についても同様であるとして、法第 L. 513-4 CPI 「意匠もしくはモデルの所有者の同意が無い場合、意匠もしくはモデルを構成する商品の作成、提供、市場への売り出し、輸入、輸出、使用もしくはこれらを目的とした所有は禁止されることとする。」を挙げている。

同実務者の回答によれば、裁判所が意匠の無効を決定できる唯一の機関であり、侵害に対するあらゆる処置を取り、侵害の結果被った損害賠償を与えることができる(法第 L512 条 4、L521 条 1～13)。

救済機関としての裁判所と税関のメリット・デメリットは以下のとおりである。なお、警察、フランス工業所有権庁へ直接に救済を求めることはできない。

¹⁴⁴ 登録意匠第 1377111 号(本意匠)

¹⁴⁵ 登録意匠第 1377517 号(意匠登録第 1377111 号の関連登録)

	メリット	デメリット
裁判所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害賠償が得られる可能性がある。 ・ 侵害を止めるために必要なあらゆる処置を言い渡せる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意匠の有効性が見直される。 ・ 手続が遅い場合がある。 ・ 判決の予想がつかない場合がある。
税関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄託した意匠の所有者による書面上の要求があれば、所有者が主張する当該意匠の侵害商品を通関過程で保留することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一度限りの行為であり、将来に向けた決定ではない。

同実務者の回答によれば、差止請求、損害賠償その他金銭的請求、侵害品の破棄・侵害に供した設備の除去の請求が可能である(法第 L521 条 6、8)。また、意匠権侵害は刑事罰の対象であり、罰金刑と懲役刑の併科刑となる。法第 L521 条 10 によれば 3 年以下の禁固又は 300,000 ユーロ以下の罰金が課せられる。民事訴訟と刑事訴訟のメリット・デメリットについては以下のとおりとしている。

	メリット	デメリット
民事訴訟	出願者は、あらゆる方法で事実の証拠を提供できる。出願者は損害賠償を取得できる場合がある。	被告人は、意匠の有効性を問うことができる。
刑事訴訟	出願者は告訴して、捜査もしくは裁判所の権限に訴えることができる。	出願者は手続きを管理する能力を有しておらず、また一般的に損害賠償は民事法廷で与えられるよりも額が低い。

同実務者の回答によれば、侵害行為が認められた場合、侵害行為の中止、損害賠償の請求などを記載した警告状を被疑侵害者に送付する場合と、警告状を送付せず、直接裁判所に提訴する場合と、状況により使い分けられる。

また、同実務者の回答によれば、登録意匠は通常の使用状態では使用者からは観察できない面(例えば、冷蔵庫の背面など)も開示し、物品のすべての面が見えるような意匠の表現が権利行使の際には有利であり、また、意匠を表現する方法は、線図による図面よりも写真又は CG の方が裁判所に容易に意匠を理解してもらえるので権利行使の際には有利であるとしている。

製造、提供、市場への投入、輸入、輸出、保護されたグラフィック・イメージの使用または所有は侵害であるが、それが個人使用または非商業目的での使用、実験用、または通常使用に適合し、意匠の通常の活用に損害をもたらさない説明または指導目的の使用を除く。よって、プログラム自体を製造することは侵害に相当すべきものではない。また、画像デザインの権利について、当該画像の譲渡は権利侵害を構成するが、この譲渡行為はグラフィック・イメージの譲渡にのみ関わるものである。

5. 5. 3. 意匠権侵害に関する判例

フランスの実務者は、この主題に関連する判決はフランスには存在しないとしている。すなわち、フランスの裁判所による判決の大半は、著作権侵害に関連するものであり(例えば、「英国皇太子」と「カモフラージュ」のモチーフの組み合わせにまつわる CA Paris, 20 mars 2013, N° 10/01437)、意匠法が実施されるのは非常に数例であるが、その場合の成功率はあまり高くない(例えば、登録されたロゴが新規性と個性の不履行を理由に無効化された CA Aix en Provence, 18 march 2010, N° 09/03598)。

5. 6. 税関・警察等での取締り

税関における意匠侵害の取締りに関し、税関当局は、保護された意匠を特定し、潜在的な侵害に関して入手可能な情報を提供している意匠の所有者からの書面によるリクエストを必要とする。これにより、偽造品の疑いを持った場合、税関がその品物に関与し、差し止めることが可能となる¹⁴⁶。

フランスの実務者によれば、税関が偽造品の疑いのある品物を見つけた場合、その品物を留保し、IP所有者にその品物が偽造品であるという確認を取るために連絡する。もし、IP所有者がその品物が偽造品であると確認した場合、そしてIP所有者がいかなる法的措置もとらなかった場合、税関は、その品物が数多くあるか否かに関わらず、またはその品物の所有者がそれらの法的な出所を正当化できるか否かに関わらず、品物を押収し、裁判所の決定なくそれらを破壊する場合がある。その品物が多数である、またはその事案の成行きおよび品物の所有者の態度によっては、税関は裁判所に問い合わせるその事案を裁判所に提出する場合がある。IP所有者は、一旦税関が品物を保留していることを通知されると、裁判所に出向いて損害請求することが可能である。税関からの通知後、その所有者は、行動を起こすまでに10日間(腐りやすい物に関しては3日間)を必要とする。税関は、実際には純正製品を見つける場合も有り得る。この場合、IP所有者がその製品が本物であることを税関に知らせる必要がある。

5. 7. その他

公共機関は先行意匠調査サービスを行っていないが、先行意匠調査を行っている民間企業はある。

海外からの直接の依頼に応じて代理人を推薦する機関はない。

¹⁴⁶ リクエストフォームの URL <http://www.douane.gouv.fr/page.asp?id=499>(最終アクセス日: 2014年2月14日)

6. ロシア【実体審査あり、ハーグ協定未加盟】

6. 1. 制度の枠組み

- (1) ロシア民法第4法典(以下、「法」と略す場合もある。)第7編・知的活動の成果及び識別手段に関する権利¹⁴⁷において、意匠を保護する規定がある(法第1345条第1項)。
- (2) 意匠とは、物品の外観を決定する工業的に又は職人により製造された当該物品の美術的業現及びデザイン表現である(法第1352条第1項)。
- (3) ロシア特許庁になされた意匠出願は方式審査が行われる(法第1391条第1項、法第1391条2項で準用される法第1384条)。方式審査が肯定的な結果の場合、意匠の出願の実体審査(特許請求された意匠の本法第1352条に基づく特許性の確認を含む。)が実施される(法第1391条第1項)。
- (4) 意匠の付与に関する情報は公報に掲載される(法1394条第1項)。意匠付与に関する情報を公開した後は、何人も、出願書類及び調査報告書を閲覧する権利を有するものとされる(法第1391条第2項)。
- (5) 意匠に係る排他的権利の存続期間は、出願日から15年である(法第1363条第1項)。
- (6) 意匠は、一定の保護要件を満たさない場合は存続期間中のいかなる時においても全部又は一部が無効と認められ得る(法第1398条第1項)。
- (7) 無効理由を知った何人も特許紛争協議会あるいは司法手続により異議を申立てることができる(法第1398条第2項)。紛争協議会に対する不服申立ては知的財産裁判所(2013年2月1日運用開始)へ行うことができ、当該裁判所の決定については上級審へ控訴が可能であり、最終的には最高裁まで争うことができる。
- (8) 意匠権の保護に関連する紛争は、裁判所により解決されるものとする(法第1406条)。
- (9) 侵害が生じた場合に、民事、行政又は刑事訴訟手続により知的財産権を保護すると規定されているが知的財産権は民法により保護されることが最も一般的である。
- (10) 意匠の対象が、国境付近又は国内市場において侵害された場合権利者は、民事事件よりも行政事件を提起するケースが多い。訴訟費用が民事事件より安価となるのが主な理由である。
- (11) 刑事事件を扱うのは警察及び検察であり、刑事責任を負うのは自然人のみであるため普通裁判所で審理が行われる¹⁴⁸。

6. 2. 意匠権設定までの運用

¹⁴⁷ 2010年改正2010年10月19日改正法施行 ロシア連邦民法第4法典第7編知的活動の成果及び識別手段に対する権利 <http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryous/sonota/fips/mokuji.htm>(最終アクセス日:2014年2月14日)

¹⁴⁸ JETRO 模倣品対策マニュアル ロシア編2012年 http://www.jetro.go.jp/world/russia_cis/ru/ip/pdf/2011_mohou.pdf(最終アクセス日:2014年2月10日)

(1) 願書の記載

意匠の保護範囲は、願書に記載した「本質的特徴の一覧表」(クレーム)によって定義される。「意匠を使用する目的と分野」は、「意匠の表現(Description of Design)」に記載される必要があり、また意匠が属するロカルノ分類に影響を及ぼす。

ロシア特許庁の回答者は、願書に記載した物品名として、例えば、「筆記具」等、包括的な製品群を表す名称を認めている。

ロシア特許庁の回答者¹⁴⁹によれば、出願人が意匠分類を記載することは必須である。

一方、ロシアの実務者によれば、出願人がロカルノ分類を記載するが、ロシア特許庁の審査官は、実体審査の間に(During the substantive examination)意匠のロカルノ分類を検証し、必要があればこれを修正する。審査官は「意匠の表現(Description of Design)」に記載されている「意匠を使用する目的と分野」の記載に従ってロカルノ分類を決定する。意匠分類に間違いがあってもロシア知財庁が出願人に対応を求めることはせず、出願人は何もする必要はない。意匠分類は1通の願書に含めることができる意匠の権利範囲(物品あるいは物品分野)等を決定する要素であり、出願に係る意匠の属する意匠分野あるいは製品分野を決定するものである。また、出願に係る意匠の物品の類似する物品や物品分野を決定するものでもある。

ロシア特許庁の回答者によれば、意匠の説明は、審査官・審判官等が出願等を理解するためのみに利用される。

(2) 物品名の表示

願書に記載した物品名(title of article)は方式審査又は実体審査でどのように認定しているかについて、ロシア特許庁の回答者は、例えば「筆記具」等、包括的な製品群を表す名称を認めている。

なお、画像(graphic image)は保護対象としている。意匠がパターンである場合、そのパターンが使用されている製品名を記載しなくてはならない。タイプフェースも意匠として保護される。

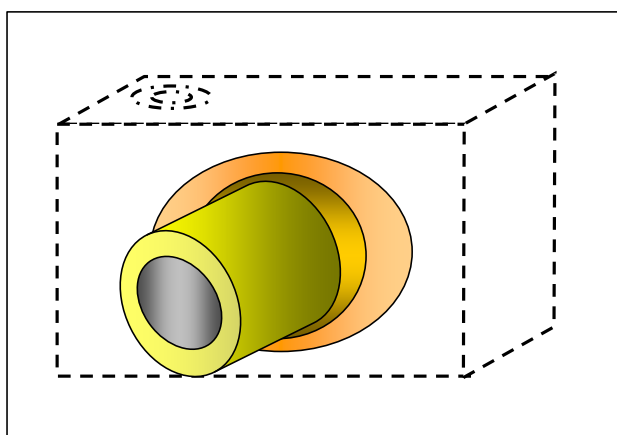
(3) 図面提出要件

意匠出願には、「物品の外観の全面的かつ詳細な認識を示す物品に係る一連の表現」が含まなければならない(法第 1377 条 1.(2))。物品に係る一連の表現は、図面の他、写真若しくは CG による特定が可能である。図面に代えて、写真若しくは CG を提出する場合に個別手数料の納付は不要である。なお、見本による意匠の特定はできない。意匠の権利範囲を定める意匠の特徴点は、意匠の図面により再現されなければならないためである。なお、CG による意匠の特定は、静止した図形のみ認められている。他の条件は、写真による意匠の特定と同じである。

¹⁴⁹ ロシア特許庁の回答者の所属部、ポジション(審査官、審判官等)の記載を求めたが回答が得られなかった。

(4) 図面に記載した破線の意味

保護を受けようとする部分の実線で、それ以外の本体部分が破線で表されている意匠が出願された場合の取り扱いについて、デジタルカメラの部分意匠を示して、ロシア特許庁に回答を求めた。ロシア特許庁回答者によれば、破線を実線に描き変えると意匠の内容(要旨)が変更されるため、出願方式を満たさない補正不可能な出願として出願人にその旨の通知した後に出願を却下するとことであった。



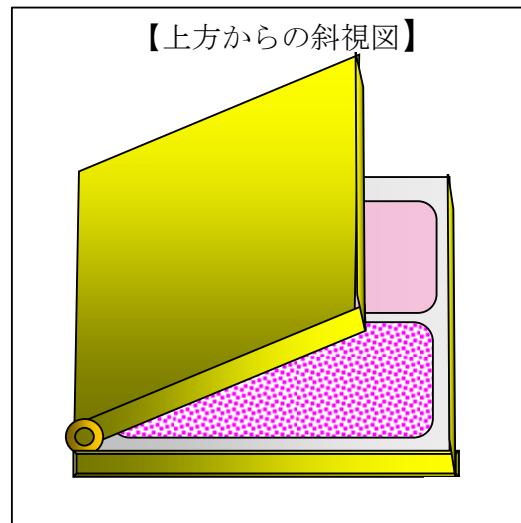
※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じデジタルカメラの図を示して回答を得た。

デジタルカメラの部分についての意匠
(Design of a part of a digital camera)

また、ロシアの実務者は、意匠出願の保護対象は完成品あるいは製品の独立した一部分の外観に関連したものでなくてはならないと述べて、上図には完成品、あるいは製品の独立した一部分のいずれも表示されていないため、かかる製品はロシアで産業意匠の特許を取得することはできない、点線が利用されるのは、産業意匠の主な審美性および/あるいは人間工学的な特徴(本質的ではない特徴)を定義しないか、出願人が保護を希望しない製品部分(性能)を示す場合であるとしている。さらに、破線を実線に描き変えると意匠の内容(要旨)が変更されるため、補正が認められず、出願人にその旨の通知した後に出願が却下されるとしている。

(5) 図面又は写真によって開示されてない部分の扱い

下の斜視方向から撮影した蓋を開いた状態の化粧品用ケースの写真一枚のみをロシア特許庁の回答者に提示し、その扱いについて以下の回答を得た。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ化粧品の写真を示して回答を得た。

一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)
 (Example of a design disclosed only by one perspective view (photograph) alone
 (cosmetic case))

ロシア特許庁では、図面等で表現されている部分だけで意匠を認定して審査をする。すなわち、見えていない部分は無いものとして取り扱う。図面等で表現されていない部分についてはディスクレームされたものとして意匠を認定して審査をする。

民法は「物品の外観の全面的かつ詳細な認識を示す物品に係る一連の表現」を要求している(第 1377 条 2.2)。開閉、折り畳み、変形などが可能な物品は、閉じた図および／又は開いた図によるこれらの物品の図像により表示することができる(ロシア意匠規則改正案 9.2.3 物品の図像一式に関する要件 (3)6 段)。

(6) 複数意匠の関係

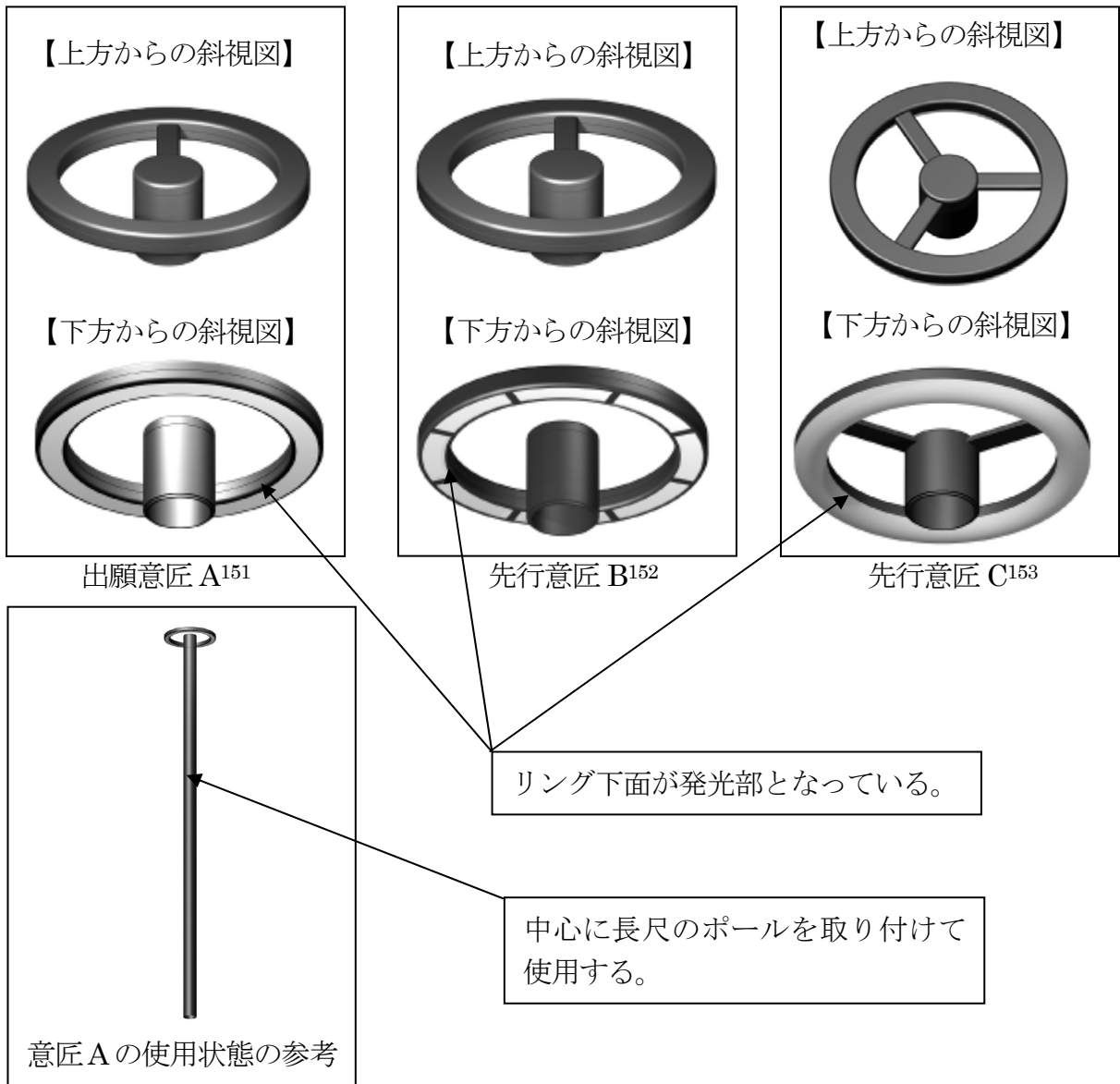
以下の判断例について、出願に係る意匠が先行意匠によって拒絶されるかどうかについて、次のとおり、ロシア特許庁の回答者の考え方が得られた¹⁵⁰。

【判断例 1】

下の出願に係る意匠 A、先行意匠 B、先行意匠 C はいずれも物品が「街路灯灯具本体」で同じであるが、意匠 A、先行意匠 B 及び先行意匠 C は互いに発光面(底面)の形状が異なるとともに、先行意匠 C は発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なる。図面は CG で作成されている。

このとき、意匠 A についての出願は先行意匠 B あるいは先行意匠 C によって拒絶されるか。

¹⁵⁰ ロシア特許庁へは、日本でのこれらの意匠の情報(登録の有無、本意匠一関連の関係など)は一切開示せずに回答を求めた。



ロシア特許庁回答者回答：

意匠 A についての出願は、先任意匠 B あるいは先任意匠 C のいずれによっても拒絶されうる。

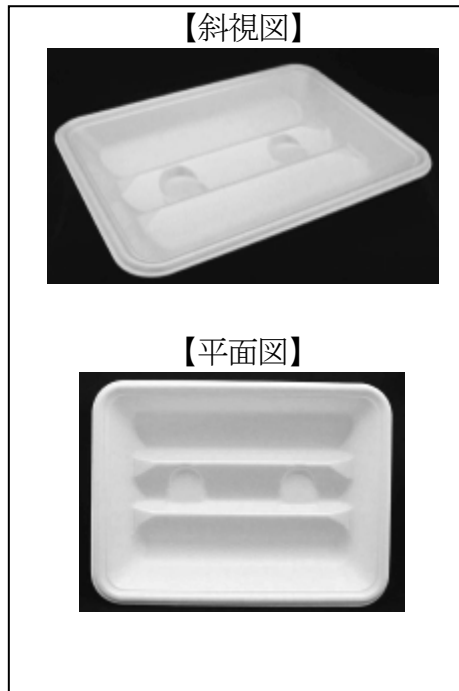
【判断例 2】

下の出願に係る意匠 F 及び先任意匠 G は物品が包装容器で同じであるが、先任意匠 G は、全体の形状、底面の山形部の数、凹部の位置が意匠 F とやや異なる。このとき出願に係る意匠 F は先任意匠 G によって拒絶とされるか。

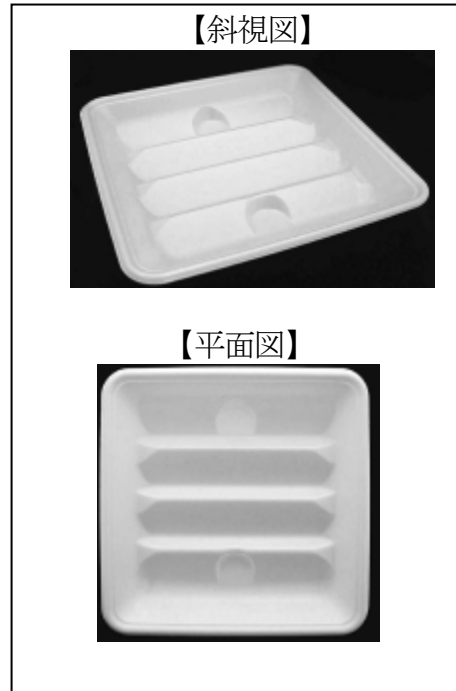
¹⁵¹ 意匠登録第 1365435 号(本意匠)

¹⁵² 意匠登録第 1365854 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

¹⁵³ 意匠登録第 1421163 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)



出願に係る意匠 F¹⁵⁴



先行意匠 G¹⁵⁵

ロシア特許庁回答者回答：

意匠 F についての出願は先行意匠 G によって拒絶とはされない。ただし、意匠の本質的特徴の一覧表に開示されている特徴の組合せが、最も近い類似物に関する情報により知られている場合には、先行意匠 G を基に拒絶される可能性がある。

(7) パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の扱い

意匠の優先権は、工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国で最初に出願された日に確立され、工業意匠がその日から 6 か月以内にロシア特許庁に出願されることを条件とする。パリ条約の優先権を主張する出願が出願人の責を超える理由により規定の期間内に出願されない場合、この期間はロシア特許庁により 2 か月を限度として延長される。条約による優先権の確立は出願人(又はその代理人)によるロシア特許庁への最初の出願の認定書の複写の提出による(民法第 1382 条、(意匠)規則 22.3.2.1(改正規則 9.1))。

方式審査又は実体審査においてパリ条約による優先権の主張を伴う出願の優先権が有効であることを確認するために、優先権証明書に記載された出願日、出願人、図面をチェックしている。条約による優先権の認定は意匠出願の実体審査(substantive examination)の期間中に担当官(an expert)により実施される。

(8) パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の記載と優先権証明書の記載との相違

パリ条約による優先権主張を伴った意匠出願の願書又は図面の記載が優先権証明書の記

¹⁵⁴ 意匠登録第 1373205 号(単独登録)

¹⁵⁵ 意匠登録第 1409656 号(単独登録)

載との違いについて、ロシア特許庁の回答者は、物品名の変更であれば優先日は確保されるとしている。

パリ条約による優先権主張を伴った意匠出願における意匠が、全部が実線による線図で表現された物品全体の意匠であるのに対して、パリ条約による優先権証明書に開示された意匠は物品全体が破線で、権利範囲である部分が実線による線図で表現された部分の意匠であった場合、パリ優先権の主張を伴った出願は優先権の主張は認められないとして、物品全体の意匠について優先日は認定されない。

パリ条約による優先主張の主張を伴った意匠出願における意匠と、パリ条約による優先権証明書に開示された意匠との対比において、それぞれが色彩付きの図・線図・陰影のみの図・写真等、異なっている場合、パリ優先権の主張を伴った出願の優先日は認められるか否かという質問に対して、ロシア特許庁の回答者は、ロシア特許庁へ出願された物品の外観の表現はパリ条約の優先権を主張する最初の出願の認定された複写にある物品の表現と同一でなければならないとしている。

(9) グレースピリオド(新規性喪失の例外規定)

グレースピリオドの情報は公報に掲載されない。ロシアの法規は出願に関する情報の開示を提供せず、さらに第三者による意匠登録への異議申立の提出に関する猶予期間を提供しない。

(10) 保護要件

法第 1352 条には意匠の特許性の要件について、「物品の外観を決定する、工業的に又は職人により製造された当該物品の美術的表現及びデザイン表現は、意匠として保護されるものとする。意匠が、その本質的特徴において、新規かつ独自である場合に、当該意匠に対し法的保護が付与されるものとする。意匠の本質的特徴には、物品の外観の審美的及び／又は人間工学的特性を決定する特徴(形態構造、装飾及び色彩の組み合わせを含む。)が含まれるものとする。」と規定されている。すなわち、保護要件としては新規性・独自性(法第 1352 条)が求められ、新規であっても独自性が無ければ登録されない。また、図面の外に詳細なクレーム(本質的特徴の一覧表)が要求され、意匠を文章で示さなければならない(現在、クレームを不要とする法改正が進行中である¹⁵⁶)。なお、新規性・独自性の判断主体について、明確な定義は見当たらなかったが、文献情報¹⁵⁷によると「情報に通じている消費者」とされる。

新規性についてロシア特許庁の回答者は、意匠は物品に反映される基本的な特徴及び「本質的特徴の一覧表」(クレーム)で規定される範囲が一般に優先日前に世界で得られる意匠の情報でなければ新規と定義され、新規性を決定する時、ロシア連邦で特許された意匠(特に同一出願人によるもの)で優先日の早いものを考慮するとしている。また、意匠は、物品に反映される基本的な特徴及び意匠の基本的な特徴のリストで規定される範囲が、一般に優先日前に世界で得られる意匠の情報により知られる場合、新規性の要件と矛盾するもの

¹⁵⁶ ロシア知的財産権最新情報セミナー(JETRO)2013年10月7日

¹⁵⁷ ロシア知的財産権最新情報セミナー(JETRO)2013年10月7日

と定義される。

独自性について同庁は、意匠はその本質的な特徴が物品の特別な外観の創造的な性質により決定されるのであれば独自性があると定義され、この条件は例え新規なものであっても創造的な性質を持たない意匠を特許する可能性を除外するものであるとしている。混同を生じるほどの類似について考察する際は、所定および同種の目的を有する物品の外観を定義づける既知の解決策に関する情報(類似物の数)を考慮に入れると共に、所定の目的を有する物品の外観の解決策を開発する際の意匠創作者の制約、とりわけ物品の機能的特徴も考慮に入れる(意匠創作者の裁量の範囲の認定)。工業意匠は、権利請求された工業意匠の本質的特徴の集合体によりもたらされる全体的な視覚的印象が、最も近い類似物の本質的特徴の集合体によりもたらされる全体的な視覚的印象と一致する場合に、混同を生じるほど類似しているとみなされる(ロシア意匠審査基準：意匠出願の審査に関する勧告、2.3 工業意匠の独自性の分析(1)第1段階、4段落後半)。

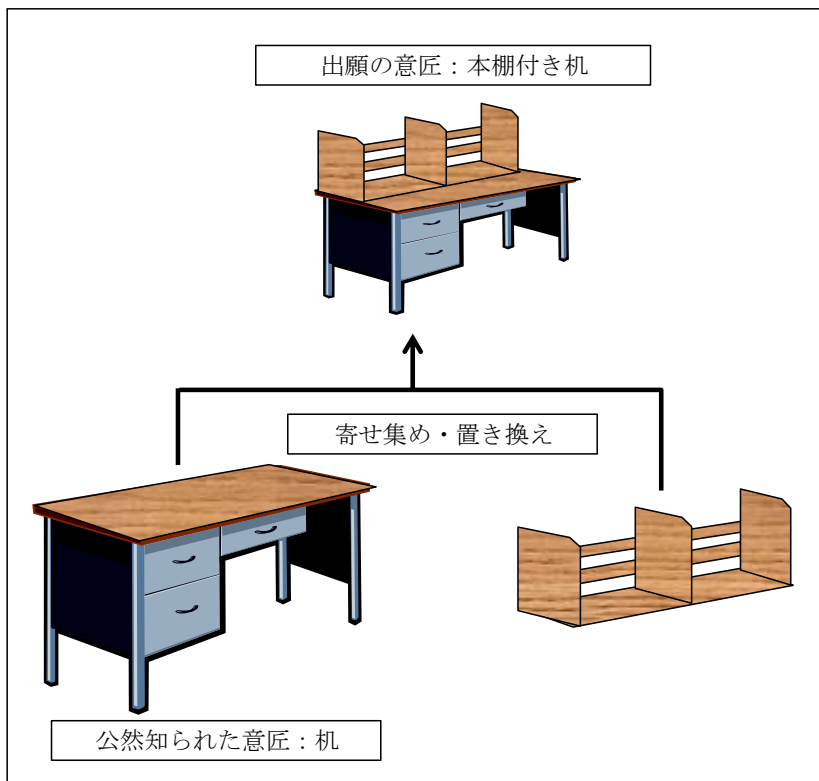
これらの点について、ロシアの実務者は、次のように述べている。すなわち、意匠の新規性とは、製品のイラストに反映され、かつ意匠の本質的特徴の一覧に含まれている本質的特徴の全体性が、意匠の優先日以前に世の中に流通した情報を通じて知られていない場合である。意匠が先行技術と同一である場合、かかる意匠は新規性の基準を満たさないものとする。意匠が先行技術と紛らわしいまでに酷似している場合、かかる意匠は独自性の基準を満たさないものとする。

(11) 創作非容易性に関する参考判断例

ロシア特許庁からは回答が得られなかった。以下の例について、ロシアの実務者の見解が得られたので参考として記載する。

【参考判断例 1】

“本棚付き机”



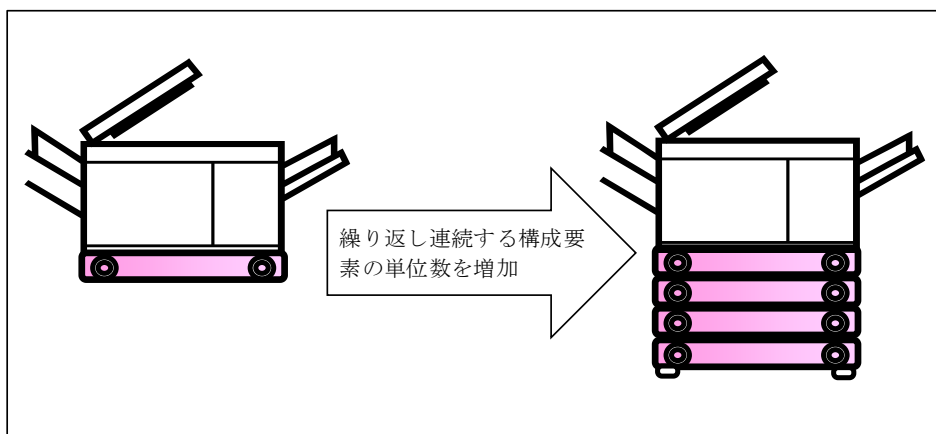
※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

ロシア実務者回答：

その意匠の属する分野において、本立てを机に組み合わせることは当業者にとってありふれた寄せ集め・置換であるものと考えられる。

【参考判断例 2】

“電子複写機”



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

ロシア実務者回答：

同じ引き出しの形状を有する電子複写機等の分野において、公然知られた意匠の繰り返し連続する構成要素の単位の数を適宜増減させることは当業者にとってありふれた手法であるものと考えられる。

【参考判断例3】

“Toy Motorcycle”



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

ロシア実務者回答：

その意匠の属する分野において、おもちゃの形状を乗物の形状に模することは当業者にとって商慣行上の転用であるものと考えられる。

6. 3. 意匠権設定後の運用

(1) 願書の記載と権利範囲

願書に記載した物品名(title of article)は権利範囲にどのように影響するかについてロシアの実務者は、例えば、「筆記具」等、願書に包括的な製品群を表す名称が物品名とすることが認められており、その権利範囲は、製品群である「筆記具」全般に及ぶとしている。

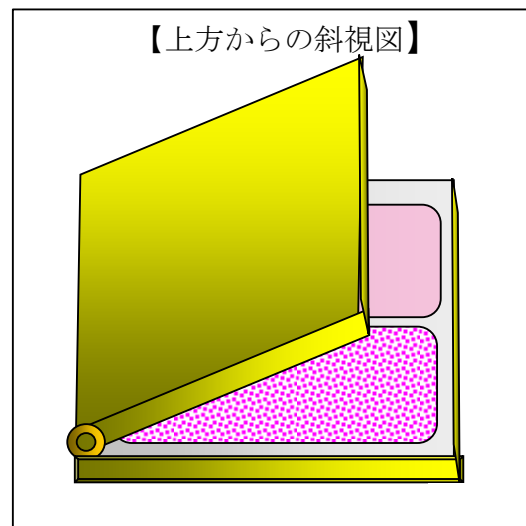
すなわち、製品名は、保護の適用範囲に影響を及ぼすものであるから、製品名にはより一般的な表現(例えば筆記具)を使用することで保護の適用範囲も広がる。

なお、ロシアの実務者の見解として、物品名は権利範囲に影響しないという意見もあったが、これは権利範囲がクレームで規定されることを念頭に置いた見解と思われる。

(2) 登録意匠の権利範囲の判断例

【参考判断例1】

下図のような化粧品用ケースについての意匠が意匠公報に掲載され、当該意匠が1つの斜視図(写真)のみで表現されており、底面など開示されていない部分がある場合、登録意匠の権利範囲をどのように考えるか、ロシアの実務者に見解を求めたところ、以下のとおり。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ化粧品の写真を示して回答を得た。

一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)

(Example of a design disclosed only by one perspective view (photograph) alone (cosmetic case))

ロシア実務者回答1：

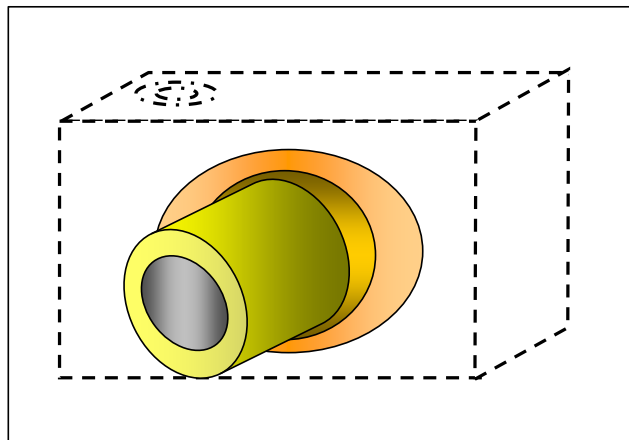
図面等で表現されている部分のみの権利である。すなわち、見えていない部分は無いものとして取り扱われる(見えている部分だけが権利となっている)。図面等で表現されていない部分がディスクレームされた権利とされる(見えていない若しくは表されていない部分は権利から除かれている)。

ロシア実務者回答2：

図面等で表現されている部分のみの権利である。すなわち、見えていない部分は無いものとして取り扱われる。(見えている部分だけが権利となっている)

【参考判断例 2】

図面に記載した破線がもつ意味について、ロシアの実務者に下図のデジタルカメラの部分についての意匠を提示した。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じデジタルカメラの図を示して回答を得た。

デジタルカメラの部分についての意匠
(Design of a part of a digital camera)

ロシア実務者回答：

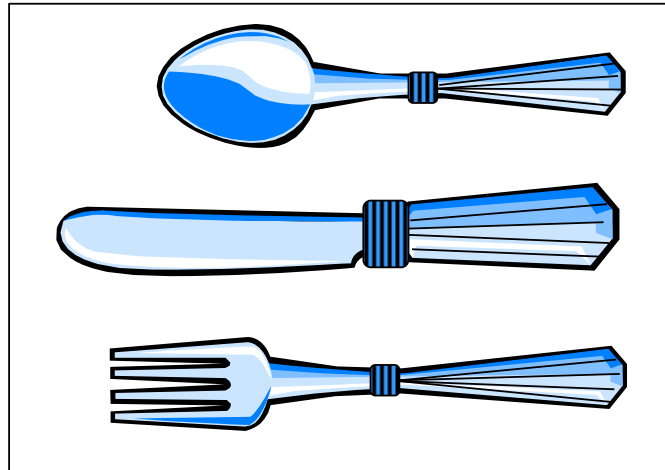
物品の一部を保護することができるのは、発光機器のような複数の異なる物品において使用することができるものである。当該方法で保護することにより、その他の部分の影響をうけることなく、および多数の申請を請求することなく、デザイン部分を含むいかなる物品に対しても共通させることを可能とする。

(3) 意匠の単一性

日本で認められる「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」についての組物の意匠の例について、下図のように柄部の特徴的が共通するスプーン、フォーク、ナイフの意匠のセットを一意匠として出願をすることができるかについて、ロシアの実務者は、例えば物品名を「一式の銀食器類」の一意匠として出願ができるとしている。そして、セットもので権利を認めもらうために、デザインの共通性などの説明が必要である。例えば、一式の銀食器類とは、スプーン、フォークとナイフという構成要素によって特徴付けられる。スプーン、フォークとナイフの取手部分は末端にかけて広がる楕円形となっており、また背面は上下の二部分によって構成されており、輪郭は外側に広がった後に内側で交わることを説明する。さらに、クレームの記載例として、次のように示している。

「次の内容によって特徴付けられる、一式の銀食器類。

- －構成要素の内訳：スプーン、フォークとナイフ；
- －スプーン、フォークとナイフの取手部分は末端にかけて広がる楕円形となっており、また背面は上下の二部分によって構成されており、輪郭は外側に広がった後に内側に入る。」



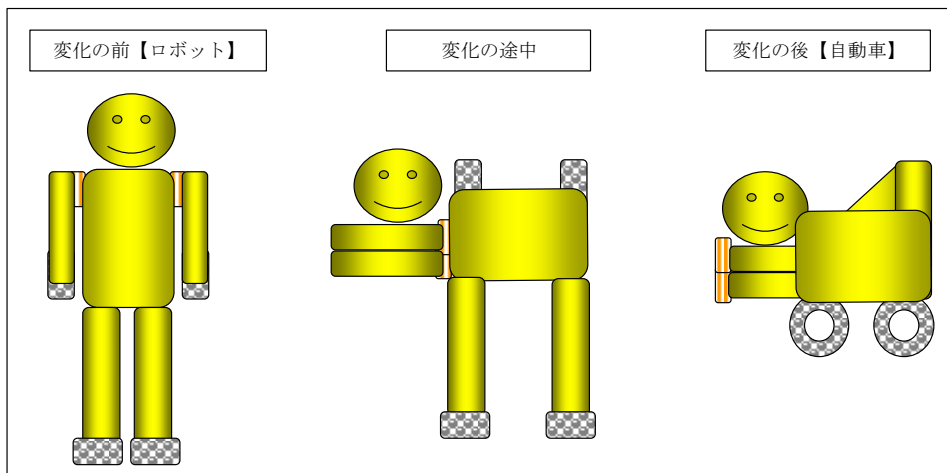
※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

柄部の特徴的な意匠が共通するスプーン、フォーク、ナイフのセット
 (A set of a spoon, folk and knife which share the distinctive design of the handle part)

同実務者は、セットもの又は組物の意匠権は、同じ物品で構成されるセットもの又は組物全体としての実施にのみ意匠権の効力が及ぶとしている。

(4) 変化する意匠

ロシアの実務者は、以下の例のような変化する意匠の意匠権の効力は、最初の形態及び最後の形態に加えて変化する過程における形態にまで及ぶとしている。



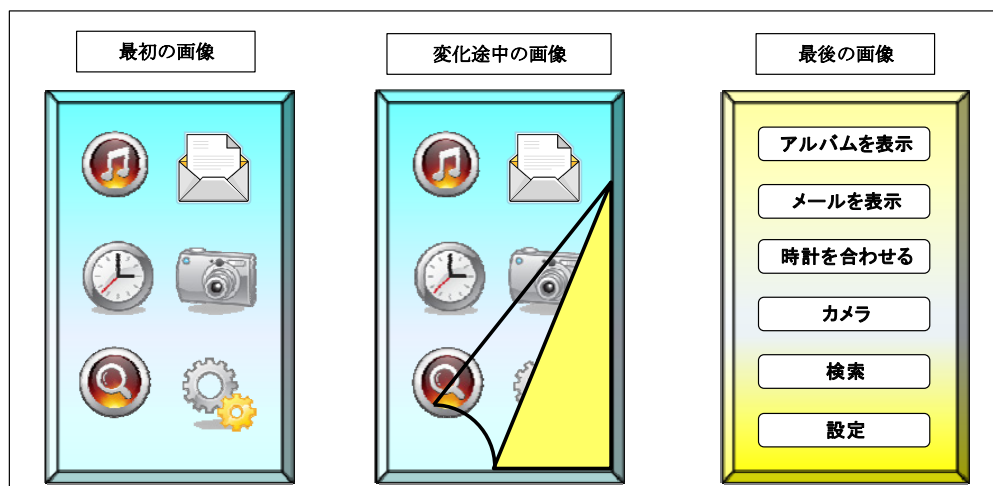
※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

物品がその機能に基づいて変化する意匠の例(立体形状変形おもちゃ)
 (Example of designs for which the article changes based on its function (changing stereoscopic toy))

また、以下の例のような変化する画像の意匠に対して、同実務者は、ロシアの法律の下では、静止状態の意匠のみ出願可能である。以下の図では、アイコンが画面の変化中にその外観を変化させており、いわば別のアイコンになっている。アイコンの異なる外観を保

護する際には、三つの意匠出願を行うことが可能である、としている。

- 1)一つの意匠に関する申請(一つ目の画像)、
- 2)一つの意匠に関する申請(二つ目の画像)、そして
- 3)一つの意匠に関する申請(最後の画像)



変化する画像についての意匠
(Design containing changing graphic images)

また、別のロシアの実務者は、変化する画像は一意匠として認められ出願ができるとしており、実績が少ない状況で見解が分かれている。

なお、画像の保護については、当該方法で保護することにより、その他の部分の影響をうけることなく、および多数の申請を請求することなく、デザイン部分を含むいかなる物品に対しても保護することを可能とするという意見があった。

(5) 意匠登録の無効

ロシアにおいて、方式審査あるいは実体審査において拒絶の理由にはなるが無効事由とはならない要件は明らかではないが、ロシア特許庁の回答者はこの点に関する質問に対して次のように回答している。ロシアにおけるロシア連邦の工業意匠に関する特許を求める出願の提出とともに方式審査が開始される。出願の方式審査の結果により、出願人が出願の登録及び審査を実施する費用を支払わなかった場合、書類に欠落があった場合、要求の受領の日から2か月以内に補正書類が提出されなかった場合に取下げられたものとみなされる。取下げられたとみなされる出願については実体審査は実施されない。意匠の単一性の要求を満たさない場合、出願の取下げについての議論の対象にはならない。出願人が、単一性要求を満足する意匠(または一群の意匠)の特定をせず、およびそのように考えられる場合、「本質的特徴の一覧表」に特定される最初の意匠に関して審査が実施される。

登録された意匠の有効性判断を争って、登録を無効にするためには、特許紛争評議会に対する異議申立申請をする。意匠権(意匠特許)は、以下の場合において、その有効期間中いかなる時でも、部分的もしくは全体的に無効となることがある。

- a)意匠が特許要件を満たさない場合(新規性および独自性において)、
- b)意匠特許を付与された出願内容に該当する、意匠の「本質的特徴の一覧表」には記載されていない特徴が存在する場合、
- c)意匠特許が発行された、単一かつ同一の優先日に同じ意匠が複数出願された場合、
- d)意匠特許が発行された際に、実際は作者もしくは所有者でない人物がそのように記載されているか、あるいは実際は作者もしくは所有者である人物がそのように記載されていない場合

知財庁と裁判所の意匠権に関する判断の傾向に関して、ロシアの実務者から以下の見解を得た。特許庁および裁判所は、意匠の関連事項を審査する際に、同一の法律を指針としている。実務経験から申して、両機関による意匠発行の評価に大きな差異は見られない。意匠の登録が特許庁によって拒否された事例がある。この決定は、特許紛争に関する司法機関 **the Chamber of Patent Disputes** に上訴することができる。後者は、特許庁に同意することも、決定を覆して特許を与えることもできる。**the Chamber of Patent Disputes** が特許庁の特許発行拒否を確認した場合には、出願者はその決定を裁判所に上訴できる。この場合にもまた、裁判所は、特許紛争に関する司法機関 **the Chamber of Patent Disputes** に同意し特許発行拒否を確認することもできるし、特許庁に特許の発行を強制することもできる。この見解の相違は正常であり、裁判所または特許庁が意匠の審査に関して異なるアプローチを取っていることにはならない。

登録意匠の事例における裁判所のアプローチは、関連するロシアの法律、すなわちロシア民法の第 1358 条の第 3 項に従っている。本条項は、意匠に係る物品の表現に顕され、かつ意匠の本質的特徴の一覧表に明記されたすべての本質的特徴を含む場合には、該工業意匠は、該製品において使用されたと見做される、と規定している。裁判所の任命による審査を利用することは正常な実務である。その結果として、該出願者の意匠のすべての本質的特徴が被告の製品において使用されたかどうかを評価するために裁判所により用いられる専門家(an expert)の見解が存在する。

6. 4. 著作権との関係

ロシア特許庁の回答者は、意匠権と著作権の関係について次のように述べている。すなわち、ロシアの法制度は芸術作品と工業意匠の知的財産権に別々の保護を提供している(法第 1225 条)。芸術作品は、意匠及び、応用された及び装飾的芸術を含み、著作権法の下で保護される(民法第 70 章)。工業意匠は特許法の下で保護される(法第 72 章)。特許権の対象は造形の分野での知的活動の結果であって工業意匠の要件を満たすものである(民法第 1349、第 1 段落)。物品の外観を決定する、工業的に又は職人により製造された物品のデザインが保護される(法第 1352 条、第 1 段落)。工業意匠はロシア連邦の管轄下における工業意匠に関するロシア連邦特許として認定された法的保護を得る。

法第 1352 条：意匠の特許性の要件

1. 物品の外観を決定する、工業的に又は職人により製造された当該物品の美術的表現及びデザイン表現は、意匠として保護されるものとする。

意匠が、その本質的特徴において、新規かつ独自である場合に、当該意匠に対し法的保護が付与されるものとする。

意匠の本質的特徴には、物品の外観の審美的及び／又は人間工学的特性を決定する特徴(形態構造、装飾及び色彩の組み合わせを含む。)が含まれるものとする。

法第 1259 条：著作権の客体

1. 著作権の客体は、著作物の価値及び目的並びにその表現の態様にかかわらず、次に掲げる学術、言語及び美術の著作物である。

…….

絵画、彫刻、グラフィックス、デザイン、劇画、漫画及びその他の造形美術の著作物

装飾・応用美術及び舞台芸術の著作物……

が含まれる。

コンピュータプログラムもまた著作権の客体とみなされ、言語の著作物として保護される。

ロシアの実務者の回答によれば、著作権および意匠を扱う法律の引用条項は、著作権と意匠権(意匠特許)によって全く同一の製品を保護できることを示唆している。これら二種類の保護の関係性に関する条項は存在しない。実際には、産業意匠の特許が無い場合でも製品の著作権を保護できたケースがある。

6. 5. 意匠権侵害

6. 5. 1. 意匠権侵害についての事例検討¹⁵⁸

以下にロシアの実務者が意匠権侵害について検討した結果を判断の参考例として示す。

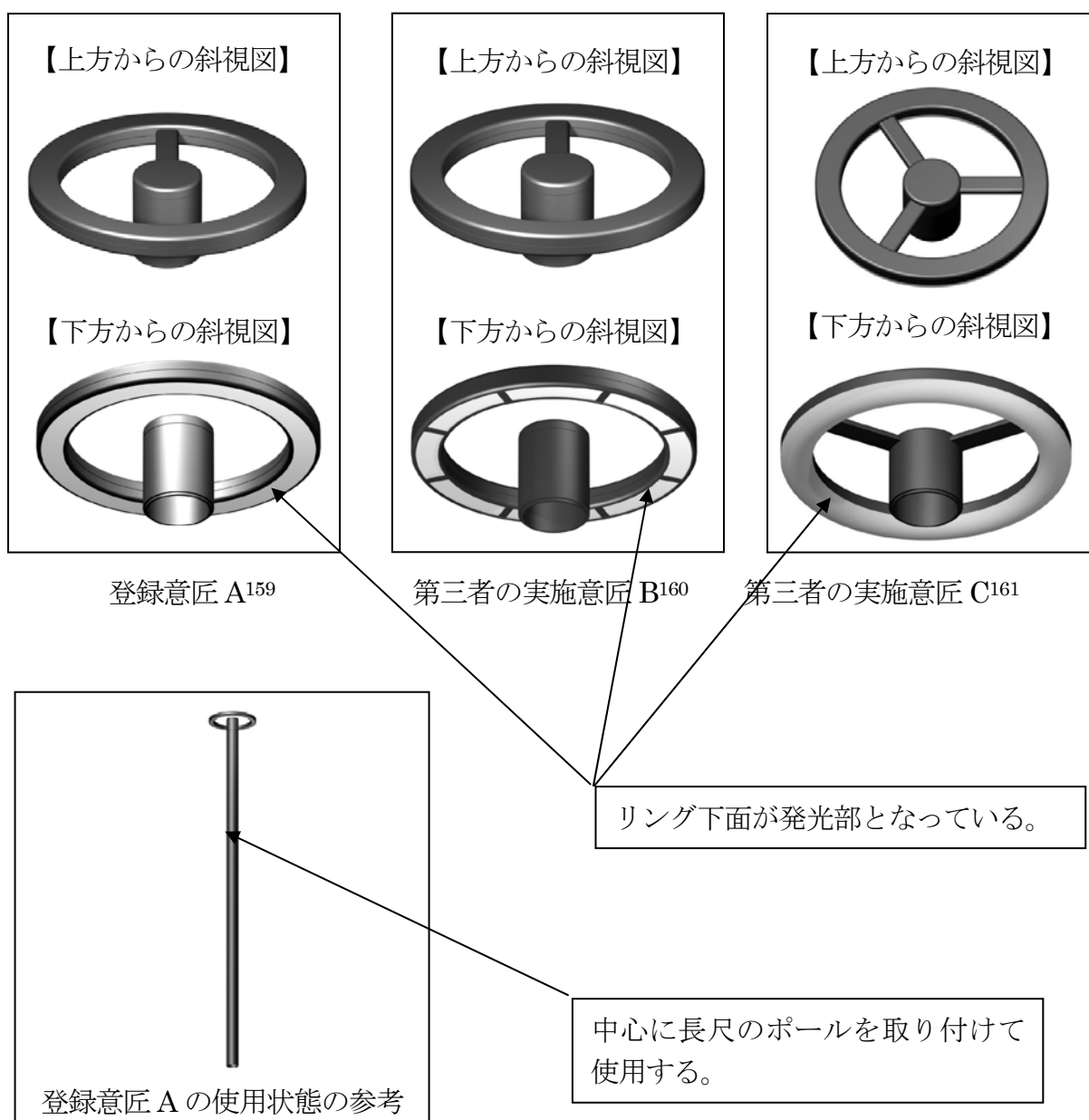
【参考判断例 1】

質問：

下の意匠 A、意匠 B、意匠 C はいずれも物品が「街路灯灯具本体」で同一であり、意匠 A は登録意匠で、意匠 B、意匠 C は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。登録意匠 A には対して、意匠 B 及び意匠 C は発光面(底面)の形状が異なるとともに、意匠 C は発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なる。図面は CG で作成されている。

¹⁵⁸ 知財庁は審査上、登録可否の観点から類否を見ているが、実務者は、侵害・非侵害となるか等効力範囲の観点から類否を見ている。

このとき、意匠 B、意匠 C は、登録意匠 A の意匠権を侵害すると判断できるか。



ロシア実務者回答：

侵害しているとされる製品において、特許のあらゆる本質的特徴を発見できなくてはならない。この場合、専門家の意見を求められる可能性がある。このケースに至っては、侵害とみなされる可能性が高いであろう。

また、下記公知意匠を示した場合の意匠権の侵害に関して、ロシアの実務者にヒアリン

¹⁵⁹ 意匠登録第 1365435 号(本意匠)

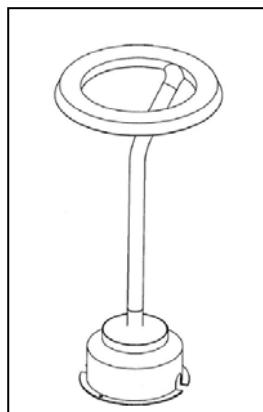
¹⁶⁰ 意匠登録第 1365854 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

¹⁶¹ 意匠登録第 1421163 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

グを実施し、以下の回答を得た。

質問：

侵害・非侵害を判断する審理の過程で、登録意匠 A に対する以下の公知意匠が存在することが判明した。公知意匠は意匠 A の登録時の手続きでは考慮されなかった。このとき、意匠 B、意匠 C は、登録意匠 A の意匠権を侵害するか。



公知意匠¹⁶²

ロシアの実務者回答 1：

ロシアにおいては、意匠の保護の範囲は、意匠の「本質的特徴の一覧表」によって決定される。該品目の画像に見出され、かつ該工業意匠の本質的特長のリストに与えられる工業意匠のすべての本質的特長をその品目が含む場合には、工業意匠は、該品目において使用されたと見做されなければならない。登録意匠 A の「本質的特徴の一覧表」なくして、意匠 B および C が登録意匠 A を侵害しているか否かを判定することは不可能である。

ロシアの実務者回答 2：

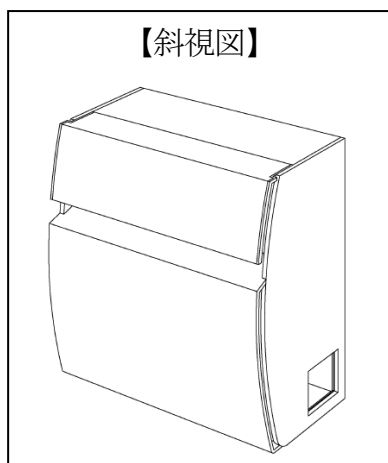
ロシアの法律（ロシア連邦民法第 1358 条）に従って、製品の画像に反映され、意匠の「本質的特徴の一覧表」に列挙された意匠のすべての本質的な特徴を当該製品が含む場合に、その特許を受けた意匠は製品において使用されたと見做される。意匠 B および意匠 C が登録された登録意匠 A を侵害しているかどうかを分析するためには、登録された登録意匠 A の本質的な特徴の正確な内容を知る必要がある。分析を行う際には、登録された登録意匠 A の各特徴を意匠 B および意匠 C に含まれる特徴と比較する。登録された登録意匠 A の本質的な特徴の内容に列挙されたすべての特徴を意匠 B が含む場合には、登録意匠 A が意匠 B において使用され、そして意匠 B が登録された意匠 B を侵害していると判断する可能性が高い。意匠 C に関しても同じ分析を行う。従って、本質的な特長の完全な内容を見ないうちには、いかなる回答も与えることができない。

¹⁶² 意匠登録第 1350510 号(単独登録)

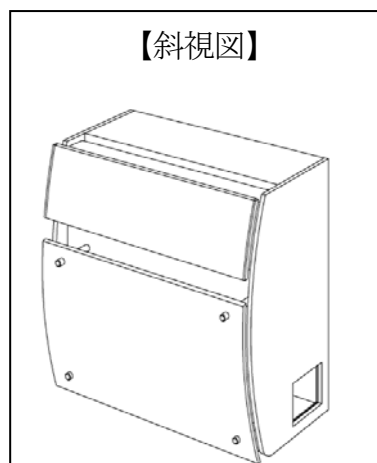
【参考判断例 2】

質問：

下の意匠 D 及び意匠 E はいずれも物品が郵便受箱で同一であり、意匠 D は登録意匠で、意匠 E は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 E は、前面のカバー形状が登録意匠 D とやや異なる。このとき、意匠 E は、登録意匠 D の意匠権を侵害すると判断できるか。



登録意匠 D¹⁶³



第三者の実施意匠 E¹⁶⁴

ロシアの実務者回答：

日本の雑誌「パテント」2010年 Vol63.No.12「ロシアにおける模倣品対策」Vladimir Biriulin 著にて紹介された、類似ケースを確認いただきたい。（同誌には、意匠権と侵害意匠との構造上の相違は侵害があったとする大筋の結論に影響するものではない主旨の例が記載されている。）

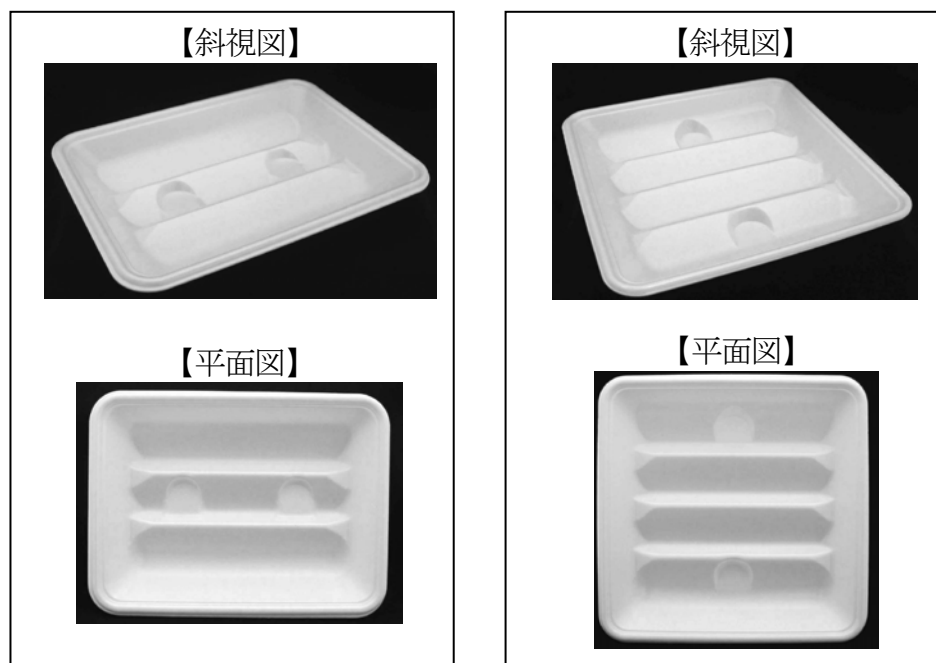
¹⁶³ 意匠登録第 1374144 号(本意匠)

¹⁶⁴ 意匠登録第 1411875 号(意匠登録第 1374144 号の関連登録)

【参考判断例3】

質問：

下の意匠 F 及び意匠 G はいずれも物品が包装容器で同一であり、意匠 F は登録意匠で、意匠 G は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 G は、全体の形状、底面の山形部の数、凹部の位置が登録意匠 F とやや異なる。このとき、意匠 G は、登録意匠 F の意匠権を侵害すると判断できるか。



登録意匠 F¹⁶⁵

第三者の実施意匠 G¹⁶⁶

ロシア実務者回答：

専門家の意見が必要となるかもしれない。未登録の意匠には、特許意匠の全般的な印象に変化を与えない程度の細かい構造的な変更点があると言える。これが証明された場合、裁判所はこれを侵害のケースとみなすかもしれない。

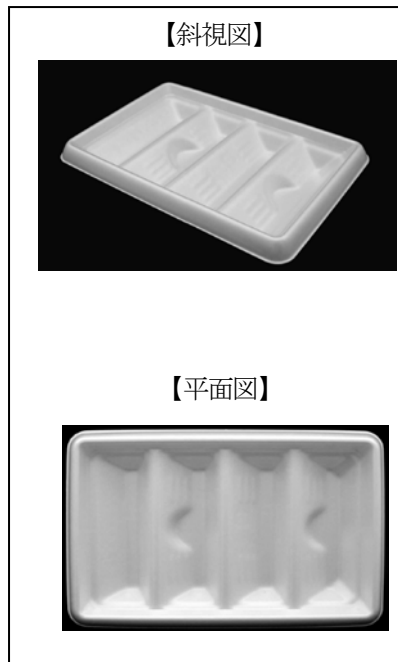
また、下記公知意匠を示した場合の意匠権の侵害に関して、ロシアの実務者にヒアリングを実施し、以下の見解を得た。

質問：

侵害・非侵害を判断する審理の過程で、登録意匠 F に対する下図の公知意匠が存在することが判明した。公知意匠は意匠 F の登録時の手続きでは考慮されなかった。このとき、意匠 G は、登録意匠 F の意匠権を侵害するか。

¹⁶⁵ 意匠登録第 1373205 号(単独登録)

¹⁶⁶ 意匠登録第 1409656 号(単独登録)



公知意匠¹⁶⁷

ロシア実務者回答 1 :

ロシアにおける意匠の保護の範囲は、意匠の「本質的特徴の一覧表」によって決定される。該品目の画像に見出され、かつ該工業意匠の「本質的特徴の一覧表」に与えられる工業意匠のすべての本質的特徴をその品目が含む場合には、工業意匠は、該品目において使用されたと見做されなければならない。登録意匠 F の「本質的特徴の一覧表」なくして、意匠 G が登録意匠 F を侵害しているか否かを判断することは不可能である。

ロシア実務者回答 2 :

ロシアの法律（ロシア連邦民法第 1358 条）に従って、製品の画像に反映され、意匠の「本質的特徴の一覧表」に列挙された意匠のすべての本質的な特徴を当該製品が含む場合に、その特許を受けた意匠は製品において使用されたと見做される。これはつまり、登録意匠 F が登録された意匠 G を侵害しているかどうかを分析するためには、登録された意匠 G の本質的な特徴の正確なリストを知る必要がある。分析を行う際に、登録された意匠 G の各特徴を意匠 E に含まれる特徴と比較する。登録された登録意匠 F の本質的な特徴のリストに列挙されたすべての特徴を意匠 F が含む場合には、意匠 G が登録意匠 F において使用され、そして登録意匠 F が登録された意匠 G を侵害していると考えられる。

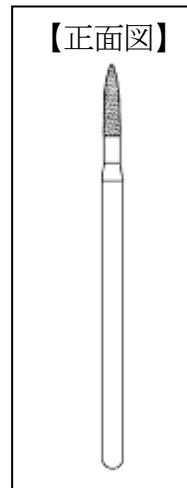
【参考判断例 4】

質問 :

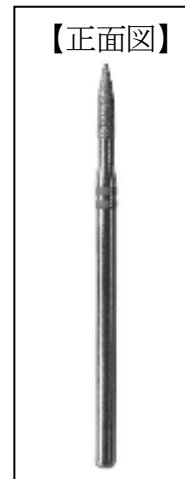
下の意匠 H 及び意匠 I はいずれも物品が歯科用回転器具で同一であり、意匠 H は登録意匠で、意匠 I は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 I は

¹⁶⁷ 意匠登録第 1314199 号(単独登録)

側部に、登録意匠 H にはない二重の輪状模様が付されている。このとき、実施意匠 I は、登録意匠 H の意匠権を侵害すると判断できるか。なお、意匠に係る物品である「歯科用回転器具」は、人工歯の形態を研削して修整するためのものであり、歯科用電気エンジン又は歯科用ハンドピースに装着して回転させながら使われるものである。また、本器具は軸対象に加工されている。



登録意匠 H¹⁶⁸



第三者の実施意匠 I¹⁶⁹

ロシア実務者回答：

専門家の意見が必要となるかもしれない。未登録の意匠には、特許意匠の全般的な印象に変化を与えない程度の細かい構造的な変更点があると言える。これが証明された場合、裁判所はこれを侵害のケースとみなすかもしれない。

6. 5. 2. 意匠権侵害の救済

ロシアの実務者は、意匠権が侵害された場合に救済を求める機関として裁判所と警察を挙げている。そして、意匠権の侵害に関しては、当事者のどちらかが私人である場合は一般裁判所、両当事者が法人である場合は商事裁判所によって担当されるという。裁判所は非常に頻繁に活用されている。場合によっては警察が関与して、侵害しているとされる対象物を使用停止にして証拠書類を提出することがある。

救済機関として裁判所、警察等のメリット・デメリットは以下のとおりである。

	メリット	デメリット
裁判所	裁判所における手順は簡単で、比較的安く収まる。第一審裁判所の場合は	なし

¹⁶⁸ 登録意匠第 1377111 号(本意匠)

¹⁶⁹ 登録意匠第 1377517 号(意匠登録第 1377111 号の関連登録)

	\$15,000 以内。	
警察	警察は関与した際に報告書を作成するが、これは貴重な証拠書類となって以後の審問にて使用される。	時折、警察に訴えても直ぐには動いてくれない場合がある。このような時は、時宜にかなって行動が取られるかが重要となってくる。
税関	意匠特許の所有者が、意匠を侵害したとされる対象物がいつ国境を越えるかを把握している場合、一般的に税関は協力してくれるため、所有者は即座に訴訟を起こすことが可能となる。	法律は、税関が国境で意匠管理を行う義務を課してはいない。
知的財産権庁	知的財産権庁は、侵害への対処を行っていない。	

ロシア特許庁の回答者によると、工業意匠の登録がロシア連邦の管轄域内で法的保護が付与されたものである場合、上記に述べられた活動は意匠の使用の定義の範囲に該当するとして、意匠に係る物品に対する直接侵害に該当する行為として、製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出、輸入、譲渡若しくは貸渡しの申出を挙げ、その根拠は同法 1358 条第 2 段落であるとしている。ロシアの実務者は、画像意匠についても同様の行為が直接侵害に該当するとしている。また、同実務者は、間接侵害に関する法律条項は存在しないが、間接侵害の内容はロシアにおいては侵害の恐れがある行為として認識される可能性があるとしている。そして、間接侵害に該当する行為として、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を業としての譲渡、貸渡し又は輸出のために所持する行為を挙げている。

裁判所は意匠の創造性に関する査定は行わない。裁判所は特許が存在しており、それが特許庁によって認可されたという事実から審理を開始する。そのため、裁判所の役割は特許が侵害されているか否かを確認する点にある。

意匠権の民事的救済として請求できる内容は、差止請求、損害賠償その他金銭的請求、侵害品の破棄、侵害に供した設備の除去の請求、信用回復措置請求などである。なお、意匠権の侵害は刑事罰の対象となっているが、これまでに適用された例はないようである。

意匠権侵害訴訟に至るまでの一般的な当事者間のやりとりについては、侵害者に対して警告通知を発する義務はないものの、常識として行うのが望ましい。警告通知を与えることで侵害を停止し、訴訟を回避できる場合もある。

ロシアの実務者からは、権利行使を行う場合、基礎となる意匠権における意匠の開示として、侵害が認められやすい意匠の開示方法又は開示の程度として、登録意匠は通常の使用状態では使用者からは観察できない面(例えば、冷蔵庫の背面など)も開示し、物品のすべての面が見えるような意匠の表現が権利行使の際には有利であるとする意見や、願書において、意匠に係る物品の使用方法、機能、用途などを記載できる場合は、できるだけ詳細に記載した方が権利行使の際に有利であるとする意見がある。

意匠権侵害に対して救済を求めて争う場合、民事訴訟で争う場合と刑事訴訟とする場合のメリット、デメリットは以下のとおりである。

	メリット	デメリット
民事訴訟	民事訴訟によって、侵害を停止させ損害を請求できる。	無し
刑事訴訟	侵害を停止できる。 ¹⁷⁰	無し

工業意匠が製品に使用されていると見なされるのは、かかる製品がその表象内、および工業意匠の「本質的特徴の一覧表」(クレーム)における本質的特徴を含んでいる場合である。意匠権者は、侵害しているとされる製品のあらゆる本質的特徴が、特許に存在することを裁判所で証明しなくてはならない。

特許法の対象として登録された意匠の場合の意匠権の効力の範囲は、「本質的特徴の一覧表」に列挙される、登録された意匠のすべての本質的特長を当該製品が含む場合には、該製品に延長される。上で注意したように、意匠侵害事例において問題の製品が出願者の工業意匠のすべての特徴を含むかどうかを確定するために、裁判所は、専門家の見解に依存することがある。

著作権の対象としてのデザインの場合には、効力の範囲は一般に、問題の製品の全般的な外観に基づく。著作権を有するデザインと被告の製品との間にある程度の紛らわしい類似性または同一性が存在するかどうかを確定するために、アプローチは、登録商標における場合とまったく同様である。そのような事例において、裁判所の任命による審査ならびに世論調査の結果が利用可能である。

6. 5. 3. 意匠権侵害に関する判例

ロシア特許庁の回答者は、裁判所における意匠権に関する判決がなされたとき、判決例によって、法律や審査基準などの変更が必要と判断される場合又は法律の解釈の変更が必要と判断される場合は、これらの修正を行うとしている。

意匠特許 No 41872A を所有するドイツの会社は、ロシアの会社を当該権利侵害で訴えた。第一審裁判所は、この主張を全面的に認めた。この際裁判所は、被告の製品が特許で保護されている製品の全ての本質的特徴を取り込んでいる旨を記載した、選定専門家による報告書を参照した。被告は控訴したがこれは失敗に終わり、続いて破棄院に告訴した。被告は、自分の製品が特許で保護されている原告製品のあらゆる本質的な特徴を取り込んでいた訳では無く、特許製品のシリンダーには開口部が三つであるが、彼の製品はこれが二つであったということを主張した。ドイツの会社は破棄院での審問には出廷せず、また被告に対する解答も提示しなかった。裁判所は被告の申立てを認めず、ドイツの会社の主

¹⁷⁰ ロシア実務者の回答では、刑事訴訟のメリットが民事訴訟と「同じ(same)」とあったが、刑事訴訟では損害賠償の請求はできないので、ここでは侵害の停止ができることを意味すると解される。

張を認めた、前審の判決を維持した。理由は、開口部が三つではなく二つであった点は製品の本質的な特徴を変更するものではなく、またその人間工学的品質(the ergonomic quality)に影響を及ぼすものでも無いと見なしたからである。

注釈:

このケースは、ロシアの裁判所が外国の知的財産権所有者に有利な判決を下す傾向があるのではないかという、時折話題に昇る疑問に答えるものであったと言える。ドイツの会社は裁判所に出廷しなかったにも関わらず、その主張を認める判決を得られた。

ロシアのアイスクリーム製造会社は、アイスクリームのラベルに関する意匠特許 No 52995 を所有していた。この会社は、同一のラベルを使ってアイスクリームを製造していた別のロシアの会社を告訴した。両当事者は、専門家によって作成された相容れない報告書を提示した。第一審裁判所は、原告の主張を認めなかったため控訴となった。控訴裁判所は、特許庁の専門家による更なる報告書の作成を命じた。特許庁の専門家による報告書は、意匠の色とグラフィック上の処理は意匠特許のあらゆる本質的な特徴を含んでいた訳では無いと述べた。そのため、裁判所は第一審で下された判決を維持した。

なお、一般的には意匠関連の訴訟は数が非常に少ない。

6. 6. 税関・警察等での取締り

ロシアは、ベラルーシ、カザフスタンとともに税関機構を構成し、事前に登録がなされている税関登録簿に基づいて知財対象物の権利保護措置を講じているが、当該知財対象物は、商標権、著作権・隣接権、原産地表示、サービスマークを対象としており、意匠権は税関機構における保護対象となっていない。

関税同盟の関税法の第 46 章および 2010 年 11 月 27 日 No. 311-FZ の連邦法の第 42 章「ロシア連邦における税関規制に関して」は、権利所有者が税関 IP 登録簿において特定の IP 主題の記録を取得した時の税関保護メカニズムを規定している。それにもかかわらず、税関当局は、IP が登録簿に記録されていなくても、商品を一時停止する資格を有する。

しかし、(発明および実用新案と同じく(alongside with))特許としての工業意匠は、そのような登録簿に記録されないという事実が払われなければならない。しかし、デザインは、著作権として保護され、かつ著作権としてのデザインは登録簿に記録され、所有者は税関による保護を享受できる。著作権の資格を有するためには、デザインは、創造性によって特徴づけられなければならない。商品の検査および差押えのタイミングは、種々の要因に依存するが、合理的な期間を逸脱することはない。税関により輸入品が登録簿に記録されたデザインに類似することが見出された場合には、税関は、当該製品の解放を一時停止し、輸入者および権利所有者の双方に通知する。該デザインが登録簿に記録されて

いない場合でも、税関が、該輸入品が模倣品であることを確信する合理的根拠を有する場合には、商品の解放は7日間一時停止される。意匠特許が存在し、どの税関チェックポイントを通して侵害商品がロシアに入国できるかを所有者が知っている場合には、所有者は、その税関事務所に商品入国の通知を依頼できる。税関は通常、協力的であり、特許所有者に期待される引き渡しを通知することができるが義務ではない¹⁷¹。

6. 7. その他

意匠の有効性判断を争う場合、ロシアには助言ができる民間企業および独立した弁護士がいる。

ロシアでは公共機関が先行意匠調査サービスを行っている。

意匠権侵害訴訟や無効手続において使用する証拠収集のための、侵害品の特定や調査、無効事由調査について、民間の法律事務所や調査機関に制限は加えられていない。

工業意匠の法的保護を規定する文書はロシア特許庁の Website(ロシア語)で入手できる¹⁷²。

¹⁷¹ 参考 URL

http://www.customs.ru/index.php?option=com_content&view=article&id=59:deiat-adm3&catid=18:deiat-adm-cat&Itemid=1830(最終アクセス日：2014年2月14日)

¹⁷² <http://www.rupto.ru>

民法(第4部)はロシア特許庁の Website：(英語)で入手できる。

http://www.rupto.ru/rupto/portal/883567fd-fbd2-11e0-e807-8e000200001f?lang=enhttp://www.customs.ru/index.php?option=com_content&view=article&id=59:deiat-adm3&catid=18:deiat-adm-cat&Itemid=1830(最終アクセス日：2014年2月14日)

7. インド【実体審査あり、ハーグ協定未加盟】

7. 1. 制度の枠組み

- (1) 2000 年法律第 16 号改正インド意匠法¹⁷³(以下、「法」と略す場合もある。)により意匠が保護されている。
- (2) インド意匠法 2 条(d)によれば、『「意匠」とは、手工芸的、機械的、若しくは化学的の如何を問わず又は分離若しくは結合の如何を問わず、工業的方法又は手段により、2 次元若しくは 3 次元又はその双方の形態かを問わず、物品に適用される線又は色彩の形状、輪郭、模様、装飾若しくは構成の特徴に限られるものであって、製品において視覚に訴え、かつ、視覚によってのみ判断されるものを意味する。ただし、構造の態様若しくは原理又は実質的に単なる機械装置であるものを含まず、1958 年商標及び商品標法第 2 条(1)(v)において定義された商標、インド刑法第 479 条において定義された財産標章又は 1957 年著作権法第 2 条(c)において定義された芸術的作品も含まない。』と定義されている。
- (3) インド特許意匠商標庁へなされた意匠出願は実体審査が行われる。法第 5 条第 1 項では、インド特許意匠商標庁長官(以下、「長官」という。)は、当該登録前に、出願について当該意匠が本法(新規性、創作性、公序良俗違反等)及びそれに基づいて制定された規則により登録できるか否かに関して、任命された審査官による審査に付託し、当該付託に関する審査官の報告書を検討しなければならないとされている。
- (4) 長官は、意匠の登録後できる限り速やかに、当該意匠についての詳細を所定の方法で公告させるものとし、その後当該意匠は公衆の閲覧に供される(法第 7 条)。
- (5) 意匠権の存続期間は登録日から 10 年間当該意匠権を有する(法 11 条第 1 項)。10 年間の満了前に意匠権期間の延長申請が所定の方法で長官に対してされたときは、長官は、所定の手数料の納付により、意匠権期間を、最初の 10 年間の満了時から、次期の 5 年間延長する(法 11 条第 2 項)。
- (6) 所定の不登録事由を有する意匠登録に対して利害関係人は、意匠の登録後いつでも意匠登録の取消申請を長官に提出することができる(法第 19 条第 1 項)。
- (7) 取消申請に対する長官の命令に対しては高等裁判所に上訴し(法第 36 条)、長官は、いつでも当該取消申請を高等裁判所に付託することができ、高等裁判所はこのような付託された申請について決定をしなければならないとされている(法第 19 条第 2 項)。
- (8) 意匠権侵害に対しては、侵害者は次の責任を負うものとされる(法第 22 条第 2 項)。契約債務として取り立てられるべき 25,000 ルピーを超えない金額を登録意匠所有者に支払うこと又は意匠所有者が前記違反に対する損害賠償金の取立てを求め、かつ、その違反の繰返しに対する差止め命令を求めて訴訟を提起したときは、裁定さ

¹⁷³ インド意匠法(2000 年法律第 16 号改正, 2001 年 5 月 11 日施行)

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm(最終アクセス日:2014 年 2 月 14 日)

れた損害賠償金を支払い、かつ、差止め命令に従い差止められること。

(9) インド意匠法に刑事罰の規定はない。

(10) 意匠権の効力範囲については法第 22 条第 1 項に規定されており、当該意匠が登録されている物品区分の何らかの物品に、当該意匠又はその不正の明らかな模倣を適用することに対して排他的権利を有する。ただし、意匠の開示内容がどのように参酌されるかについて明確な規定はない。

(11) 販売する物品に意匠番号等の表示を怠るときは、意匠所有者は、自己の意匠権の侵害に関する罰金又は賠償金を回収する権利を有しないとされる(法第 15 条第 1 項)。

(12) 意匠には、構造の態様若しくは原理又は実質的に機械装置であるものは含まず、商標、財産標章、芸術的作品も含まないとされ、これらは意匠権の保護対象とはならない(法第 2 条)。

(13) 間接侵害に関する明確な規定はないが、直接侵害を構成する行為として、意匠を適用した物品を販売用に公開若しくは開示させること、すなわち侵害を導く行為が該当するとされている(法第 22 条第 1 項)。

7. 2. 意匠権設定までの運用

(1) 願書の記載

インド意匠法第 6 条第 1 項において、物品の登録においては、物品区分の一部又は全部に関して登録することができるとされており。また同第 47 条第 2 項において登録するための物品分類を規定することができるとされている。物品の分類に関しては、インド意匠規則 10 条に記述されている。インドの実務者からは、インドにおいては出願人が願書に意匠分類を記載することが義務づけられているとの情報を得ている。分類は、出願に係る意匠の属する分野もしくは製品分野を決定するものであり、また、意匠の物品と類似する物品分野を決定するものである。あわせて出願の管理やサーチを効率化するためにも使用される。

インド意匠規則第 14 条(1)により、出願に必要な意匠の写しには、図面、写真、トレーシング又はコンピュータグラフィクスを含むその他表示又は当該意匠の見本が必要であるが、特徴についての記載は不要であり、記載しても削除されるようである。また、意匠がいくつかの部分からなり、制限または説明なしに登録された場合は、付与される排他的権利は、分離した登録が可能であっても、全体としての意匠に限定され、個別の部分には及ばない。

機能及び目的の説明は、出願への応答において審査官が要求した場合に提出することが可能であるが、特徴の説明を行うことはできない。また、機能及び目的の説明は、当該意匠の権利の範囲には影響しない。

インド意匠法第 6 条 特定物品に関する登録

- (1) 意匠は、所定の物品区分に含まれた物品の一部又は全部に関して登録することができる。
- (2) 何らかの物品の該当する区分に関して生じる疑義については、長官が決定し、当該事項に関する長官の決定を最終的なものとする。
- (3) 意匠が、1 物品区分に含まれた物品に関して既に登録されている場合は、当該物品区分に含まれた 1 又は 2 以上の他の物品に関する意匠所有者の登録出願は、次に掲げる理由で拒絶されることはなく、またその登録が無効にされることもない。(a) 当該意匠がそのように先に登録された事実のみによって、当該意匠が新規性若しくは創作性を有する意匠でないとする理由又は (b) 当該意匠がそのように先に登録された物品に適用されている事実のみによって、当該意匠がインド若しくは何れかの外国において先に公開されているとする理由 ただし、そのように後にする登録は、当該意匠権期間が先の登録から発生する意匠権期間を超えないことを条件とする。
- (4) 何人かが何らかの物品に関して意匠登録を出願し、
 - (a) 当該意匠が他の物品に関して他人により先に登録されている場合又は
 - (b) 当該出願に係る意匠が、同一の物品又はその特質を変更する程十分でないか若しくはその同一性に影響する程実質的でない修正若しくは変更を施した他の物品に関して、他人により先に登録された意匠からなる場合において、当該出願が係属している間のいつでも出願人が先に登録された意匠の登録所有者になったときは、本条前記規定は、出願人が出願時に同意匠の登録所有者であったかの如く適用される。

インド意匠法第 47 条 規則を制定する中央政府の権限

- (1) 中央政府は、官報告示により、本法の目的を達成するための規則を制定することができる。
- (2) 特に、当該規則には、前記権限の原則を害することなく、の事項のすべて又は何れかを規定することができる。すなわち、
 - (a) 願書様式、その特許庁に対する提出方法及び第 5 条(2)によりそれに添えるべき手数料。
 - (b) 第 5 条(5)により登録を実施すべき期間
 - (c) 第 6 条(1)による登録のための物品分類 (以下略)

インド意匠規則 10 条 物品分類

- (1) 意匠登録及び本規則の目的で、物品は、本規則第 3 附則に規定の通り分類しなければならない。
- (2) 特定種類の物品の属する分類に関して疑義が生じたときは、必要な場合はいつでも出願人と協議の上、長官がこれを決定する。

インド意匠規則第 14 条 表示

- (1) 規則 11 により必要とされる意匠の写し 4 通は、当該意匠について全く類似する図面、写真、トレーシング又はコンピュータグラフィックスを含むその他の表示とし又は当該

意匠の見本でなければならない。

- (2)意匠を組物に使用しようとするときは、願書に添付される各表示には、当該意匠を当該組物に含まれる物品に使用しようとする各種取合せの全てを示さなければならない。
- (3)意匠を適用しようとするのが単一物品か又は組物かを問わず、当該意匠の各表示は、A4サイズの丈夫な用紙(210mm×296.9mm) (ただし厚紙ではない)の片面上のみに掲載しなければならない。図は、当該用紙上に垂直位置にその詳細が鮮明に見える大きさに配置しなければならない。2以上の図を示すときは、これらについては、可能であれば、同一用紙上に示し、かつ、各図には(例えば、透視図、正面図、側面図と)表示しなければならない。
- (4)意匠が組物に使用されるときは、所定の物品が組物を構成するか否かの疑義は、長官がこれを決定する。
- (5)長官の見解として見本が特許庁の記録に適さないときは、それらは表示で代替される。
- (6)語句、文字又は数字が意匠に不可欠なものでない場合は、それらは表示又は見本から取り除かれる。それらが意匠に不可欠なものである場合は、長官は、それらの排他的使用の権利の部分放棄の文言挿入を請求することができる。
- (7)繰返し表面模様から構成される意匠の各表示は、完全な模様並びに長さ及び幅で当該繰返しの十分な部分を示し、かつ、寸法は少なくとも縦 13.00cm、横 10.00cm でなければならない。
- (8)生存者の名称又は表示が意匠上に示される場合において、長官は、必要と認めるときは、当該意匠の登録手続の前に前記生存者からの同意を提出させる。死亡者の場合は、長官は、それらの者の名称又は表示が掲載されている意匠の登録手続の前に、それらの者の法定代理人からの同意を請求することができる。
- (9)写真は、ホッチキスの針やセロテープなどといった方法によらず、強い接着剤でのみしっかりと表示用紙に張り付けなければならない。
- (10)写真を表示用紙に添付する場合は、4通の表示用紙のうちの1通はセロハントレーシングペーパー又は他のペーパーで覆ってはならない。

(2) 物品名の表示

インド意匠規則第 11 条(2)において、願書には意匠が適用される区分及び意匠が適用される品目(単数あるいは複数)を記述しなければならないと規定しており、「ボールペン」、「万年筆」、「フェルトペン」及び「シャープペンシル」など特定の製品名を指定し、記述することが要求される。しかし、権利の範囲は、出願において指定された区分全体に延長される。

インド意匠規則第 11 条 出願

- (1)意匠登録を求める法第 5 条に基づく願書には、意匠の表示 4 通を添付しなければならない、当該願書及び意匠の表示の各通には日付を付し、かつ、出願人又はその代理人が署名しなければならない。
- (2)願書には、意匠が登録されるべき分類及び当該意匠が使用されるべき 1 又は複数の物品

を記載しなければならない。

(3) 2以上の物品分類に同一意匠を登録しようとするときは、物品分類ごとに別個の出願をしなければならず、また願書には、1又は2以上の既存登録の各番号を記載しなければならない。

(4)長官により請求される時、出願人は、当該物品の使用目的を記述しなければならない。

(3) 図面提出要件

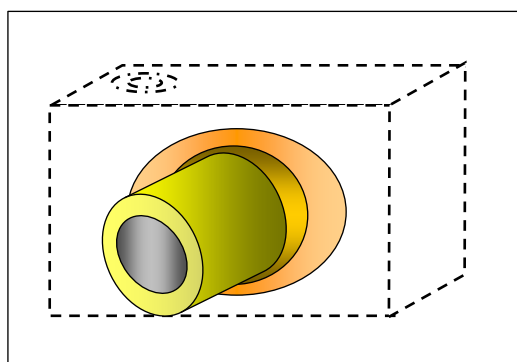
願書とともに、意匠を表す表示用紙2通を提出しなければならない(意匠規則上は4通を義務付けている(意匠規則¹⁷⁴11)が、「意匠審査の実務及び手続の手引き」によれば、電子化が進んでいるため、2通で十分とのことである)。

意匠の表示用紙には、登録の請求対象である物品の正確な表示を記載しなければならないが、図面に代えて、写真、トレーシング、コンピュータグラフィックスといった方法で意匠を表現することができる。図面の枚数については、特に規定がないが、斜視図は原則として必要である。また、大きさについても、鮮明に視認できる大きさであればよい。

(4) 図面に記載した破線の意味

図面に記載した破線の持つ意味について、インドの実務者に確認したところ、以下の回答を得た。

表現において保護が追求されない品目の要素を指摘するために破線を用いることができ、請求される意匠の部分でない要素を特定する。しかし、審査官は、審査報告の発行時に破線を拒絶し、図面から破線を除去するよう求める。それゆえ、曖昧さが存在する可能性があるが、実際には破線は許可されない。従って保護の対象とする意匠の特長は、図面においては実線で示されねばならない。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じデジタルカメラの図を示して回答を得た。

デジタルカメラの部分についての意匠
(Design of a part of a digital camera)

¹⁷⁴ インド意匠規則(2008年S.O.1460(E)号改正, 2008年6月17日施行)<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryous/sonota/fips/mokuji.htm>(最終アクセス日: 2014年2月14日)

(5) 図面又は写真によって開示されていない部分の扱い

(インド特許意匠商標庁に質問をしたが回答が得られなかった。)

(6) 複数意匠の関係

(インド特許意匠商標庁に質問をしたが回答が得られなかった。)

(7) パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の扱い

(インド特許意匠商標庁に質問をしたが回答が得られなかった。)

(8) パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の記載と優先権証明書に記載との相違

(インド特許意匠商標庁に質問をしたが回答が得られなかった。)

(9) グレースピリオド(新規性喪失の例外規定)

インド意匠法では、米国等の国々に存在するような猶予期間は与えられない。優先日のような情報は官報に掲載される。産業見本市に関して、出願者が行う展示の事前通知が官報に掲載される場合もある。

(10) 保護要件

インド意匠法第2条(d)において、意匠に関して定義されている。保護要件は法第4条に規定されている。また、インド意匠規則第12条において、新規性について願書に記述するように求められている。

第4条 一定の意匠の登録禁止 次の意匠は、登録することができない。

(a) 新規性若しくは創作性のないもの又は

(b) 登録出願の出願日前又は該当するときは優先日前に、有形の形態の公開により若しくは使用により又は他の何らかの方法でインドの何れかの場所又は何れかの外国において、公衆に対して開示されたもの又は

(c) 周知意匠又は周知意匠の組合せから有意に識別できないもの又は

(d) 中傷的な又はわいせつな事項を包含し又は含むもの

インド意匠法第2条 定義 本法において、主題又は内容に相反する事項がない限り、

(a) 「物品」とは、何らかの製品又は物質であって、人工のもの又は部分的に人工で部分的に天然のものを意味し、かつ、製造して個別に販売することができる物品の何らかの部品を含む。

- (b) 「長官」とは、第 3 条に掲げた特許意匠商標長官(Controller-General of Patents、Designs and Trade Marks)を意味する。
- (c) 「意匠権」(copyright)とは、意匠が登録されている区分における物品に当該意匠を適用する排他的権利を意味する。
- (d) 「意匠」とは、手工芸的、機械的、若しくは化学的の如何を問わず又は分離若しくは結合の如何を問わず、工業的方法又は手段により、2次元若しくは3次元又はその双方の形態かを問わず、物品に適用される線又は色彩の形状、輪郭、模様、装飾若しくは構成の特徴に限られるものであって、製品において視覚に訴え、かつ、視覚によってのみ判断されるものを意味する。ただし、構造の態様若しくは原理又は実質的に単なる機械装置であるものを含まず、1958年商標及び商品標法第2条(1)(v)において定義された商標、インド刑法第479条において定義された財産標章又は1957年著作権法第2条(c)において定義された芸術的作品も含まない。
- (以下略)

インド意匠規則 12 条 新規性の陳述

出願人は、願書及び各表示上に、出願人が自己の意匠に関して主張する新規性についての簡単な陳述を記入することができ、また、如何なる場合でも長官によりその旨を請求されたときは、それを記入しなければならない。

新規性(Novelty)、創作性(Originality)、周知意匠又は周知意匠の組合せから有意に識別できないこと(Non-obviousness/Creative Difficulty)についての、判断主体及び対比する公知意匠の範囲の考え方について、インドの実務者に質問したところ、以下の回答を得た。

新規性：

判断は、意匠が適用される物品の区分における共通の職業知識および使用法を有する理性的な人の見地からである。

新規性は意匠が適用される物品の区分における共通の職業知識および使用法を有する理性的な人の見地から決定されなければならないと、いかなる場合にも法律は特段、規定してはいない。しかし、次の判例は、この趣旨で引用される。

M/s Brighto AutoIndustries Vs Shri Raj Chawla (ILR 1978 (I) Delhi)

名誉裁判所 the Honorable Court は次のように判断した-----「新規」は一般に、先行するものと異なることを意味し、独創的とは著者の創造によるものを意味すると解釈される。新規性に関しては、視覚が、究極の調停者でなければならず、判定は、一般の視覚的な印象によらなければならない。その新規性または独創性の認知を保証するためには、検討中の意匠と同一の、またはこれにきわめて類似した意匠が前もって発表または登録されていないことが必要不可欠である。先に存在する意匠の僅かな、取るに足らぬ、または微小な変形は、変更がもたらした性質が実質的でなければならないことを考慮すると、登録のためにはその資格を有しない。意匠の全体が新規であることは、登録を正当化する上で必要

ではない。新規性は、部分に限られていてよい。しかし、その部分は、重要なものでなければならず、登録がその前記の部分のみに求められるのでない限り、意匠の全体に明確なアイデンティティーを与える能力が十分にならない。

さらに、通常の商業的変種とは異なる本質的に新規または独創的なものによって、事前に存在したものと明確に区別されない限り、いかなる意匠も新規または独創的と見做されてはならないことに特別な注意を払うことは、裁判所の義務であると判断された。

創作性：

判断は、意匠が適用される物品の区分における共通の職業知識および使用法を有する理性的な人の見地からである。根拠として、新規性で示した判例が引用される。先行意匠との関係も同判例が根拠となる。

周知意匠又は周知意匠の組合せから有意に識別できないこと：

意匠が適用される物品の区分における共通の職業知識および使用法を有する理性的な人の見地から判定されなければならない。インドの意匠実務および手続きに関するマニュアルは、この点に関してイギリスの判例を引用している。

In the matter of Phillips V Harbro Rubber Co. (1919)36RPC 79 at P 85(CA)

これは、この点に関して、すでに市場に存在する異なる品目の1つ以上の重要な主要特長を持ち来たって、何らの精神活動をも伴わずにそれを生産する意思を適用することにより単なる組み合わせを含むに過ぎない意匠を登録することによって意匠の登録を獲得することは、製造業者に対し許されていないと、明確に指摘している。そのような製品をすでに製造している製造業者は、不当になされた登録に対しビジネスを行う圧力下であり、独占の問題である。そのような品目の単なる外形またはパターンの変更が意匠の登録を正当化するとしたら、それは圧迫的であろう。それは、経済活動を全体として妨げるのみならず、当該品目の他者による製造を妨害するであろう。

さらに、別のイギリスの判例**In the matter of Clark's Registered Design (1896) 13 RPC 351 at page 362, (Lopes LJ)**がこのマニュアルで引用されている。これは、2つ以上の旧来の特長の新規の組み合わせが正当な登録の十全な主題を構成することは、確定した法であると規定している。しかし、その組み合わせは、自明なものであってはならず、装飾、パターン形状、または構成に関して全体として新規または独創的である創造性あるものを産まなければならない。

(1 1) 創作非容易性に関する参考判断例

以下の例について、インドの実務者の見解が得られたので参考として記載する。

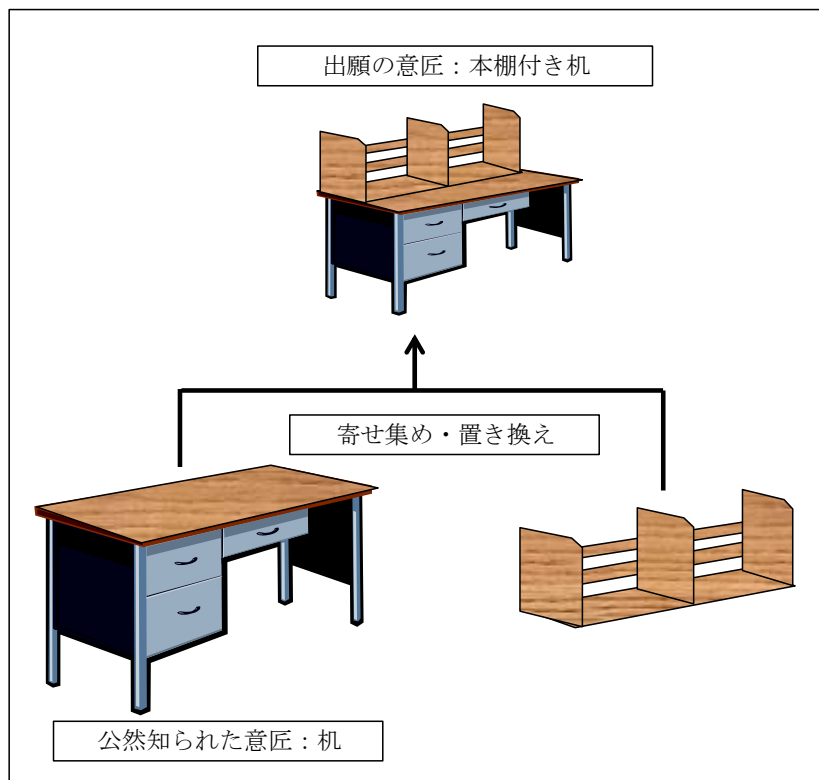
これらの事例は、インド 2000 年意匠法第 4 条(c)に基づく意匠登録に必要な、「公知の意匠または公知の意匠の組合せから有意に識別できる」という条件を満たさないため、インド 2000 年意匠法のもとで登録することはできない。さらに、その意匠の多くのバリエー

ション、当業者が簡単に作ることでできる商業的バリエーションと見なされるかもしれない。

【参考判断例1】

その意匠の属する分野において、本立てを机に組み合わせることは当業者にとってありふれた寄せ集め・置換であるものと考えられる。

“本棚付き机”

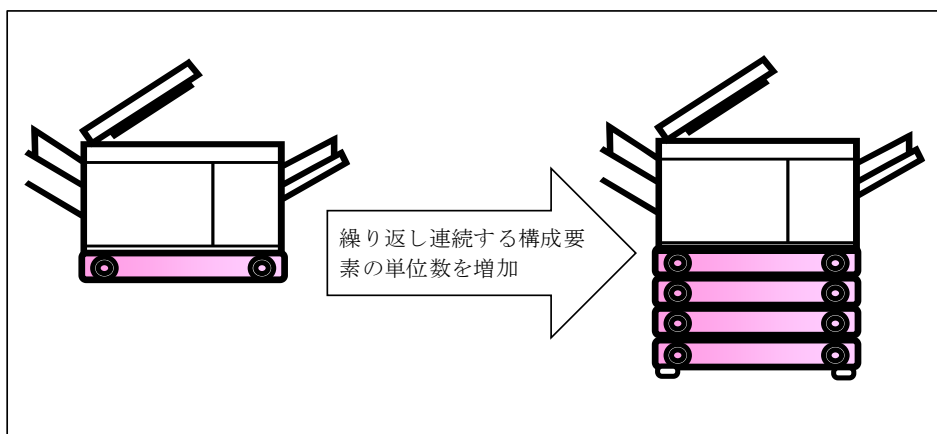


※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

【参考判断例2】

同じ引き出しの形状を有する電子複写機等の分野において、公然知られた意匠の繰り返し連続する構成要素の単位の数を適宜増減させることは当業者にとってありふれた手法であるものと考えられる。

“電子複写機”



【参考判断例3】

その意匠の属する分野において、おもちゃの形状を乗物の形状に模することは当業者にとって商慣行上の転用であるものと考えられる。

“Toy Motorcycle”



7. 3. 意匠権設定後の運用

(1) 願書の記載と権利範囲

インドにおいて意匠の説明は、審査官、審判官等が出願等を理解するために使用され、権利範囲には影響を及ぼさない。

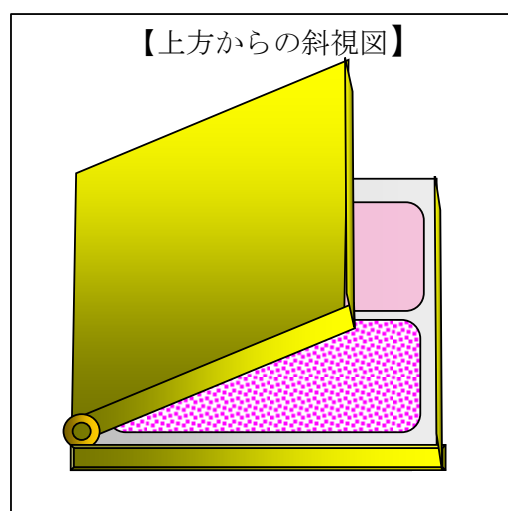
インドにおける意匠分類は、出願にかかるデザインの属するデザイン分野を決定するものであり、権利範囲の外延を示すものである。また、出願の管理やサーチを効率化するためにも使用される。

また、機能/目的の説明は、当該意匠の権利の範囲に影響しない。

(2) 登録意匠の権利範囲の参考判断例

【参考判断例1】

下図のような化粧品用ケースについての意匠が意匠公報に掲載され、当該意匠が1つの斜視図(写真)のみで表現されており、底面など開示されていない部分がある場合、登録意匠の権利範囲をどのように考えるかインドの実務者に見解を求めたところ、以下の回答を得た。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ化粧品の写真を示して回答を得た。

一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)

(Example of a design disclosed only by one perspective view (photograph) alone (cosmetic case))

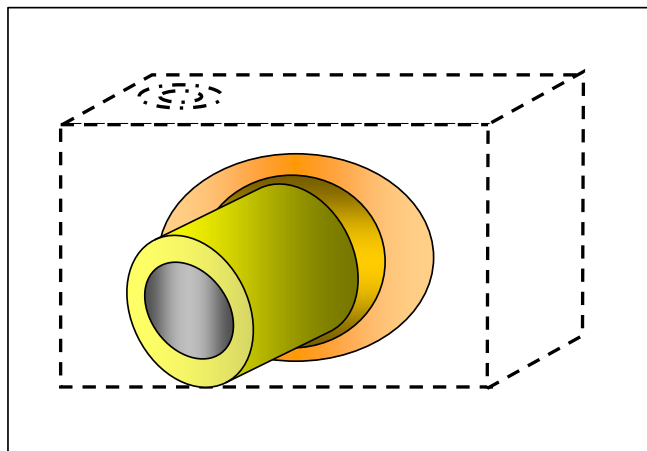
インド実務者回答：

意匠公報では、当該表現のうち最良の図(単数または複数)のみを提供するが、実際には当該意匠のすべての図が意匠の登録の物理的証明書に提供される。意匠保護の範囲に関しては、当該意匠のすべての図を考慮に入れて判定される。透視図のみが提出された場合

には、審査官は、意匠の性質を明確に理解するために該品目の異なる図を要求することができる（透視図、正面図、側面図等々が、2003年意匠規則14条(3)に列挙されている）。しかし、意匠が透視図のみを伴って登録された場合には、意匠保護の範囲は、透視図において見ることができる部分に限られる。図面に表現されていない部分に関しては、保護は与えられない。

【参考判断例2】

図面に記載した破線がもつ意味について、インドの実務者に下図のデジタルカメラの部分についての意匠を提示した。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じデジタルカメラの図を示して回答を得た。

デジタルカメラの部分についての意匠
(Design of a part of a digital camera)

インド実務者回答：

インドには部分的な意匠制度それ自体は存在しない。しかし、意匠が品目の一部分に適用される場合には、意匠が適用される部分を含む品目の全体に対し意匠登録が得られる。さらに、意匠の新規性が意匠の一部分に存する場合には、その部分の意匠の新規性を強調して新規性の文言が挿入される。したがって、そのような場合、「新規性の文言」は、ある程度までインドにおける部分的意匠制度としての機能を務める。

白黒の図面において、保護が追求される意匠の特長のみを強調するために着色を用いることができる。そのような場合、請求権が着色によって表示される部分のみに制限されること、およびそのために与えられた色彩が意匠の一部分ではないことが明確に指摘されなければならない。

表現において保護が追求されない品目の要素を指摘するために点線を用いることができる。点線は、請求される意匠の部分でない要素を特定する。しかし、審査官は、審査報告の発行時に一般に点線を拒絶し、図面から点線を除去するよう依頼する。それゆえ、曖昧さが存在するが、実際の問題として、点線は許可されない。保護が追求される意匠の特長は、図面において実線で示されねばならない。

さらに、デジタルカメラのレンズ部がインド意匠法に従って与えられる品目の定義を満足する場合には、そのレンズ部は、カメラとは別途に意匠保護の主題となることができる。

第 2(a)条 物品: 「物品」とは、製造する物品、および人工的な、または部分的に人工的で部分的に自然の、実体を意味し、別途に製造・販売されることができる品目の一部分をも含む。

その部分が別途に[品目として]製造・販売できない限り、品目の意匠部分(単数または複数)は意匠として登録可能でない。

したがって、意匠は、品目の部分に過ぎないが、別途に販売できるものに対して登録することができる。そのような部分に対する意匠は、別の意匠として登録することが要求される。

In Marico Limited v. Raj Oil Mills Limited AIR 2008 (Bom) 111: 2008 (37) PTC 109 (Bom DB)

原告上訴人は、1999 年以来、意匠品目「パラシュート・キャップ」の登録された所有者であった。被告は、2006 年に類似を申立てられたキャップを使用し始めた。

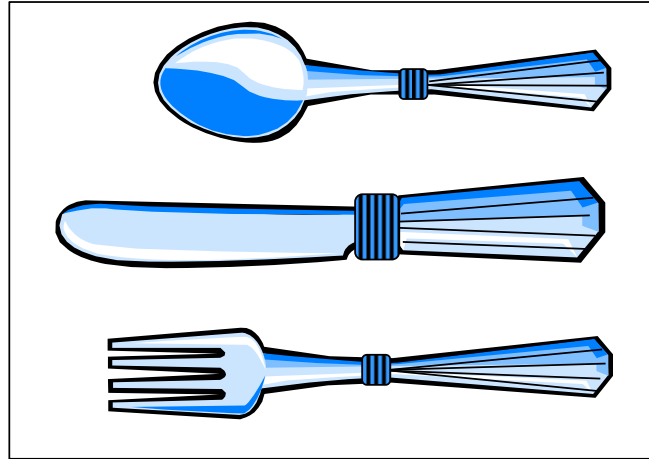
キャップの意匠侵害の原告による訴えは、該キャップは意匠法に言う「品目」には当たらないとする単独裁判官により棄却された。ボンベイ高等裁判所の裁判官は、単独裁判官の判決を覆し、「別途に製造・販売できる」との文言は、その上に意匠が作られる品目のみならず、別途に販売される製品をも含むとの見解を示した。したがって、別途に販売することができる製品の部分の意匠登録は許可された。

したがって、カメラのレンズ部が別途に製造・販売できる場合には、別途の意匠保護の主題となり得る。

(3) 意匠の単一性

日本で認められる「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」についての組物の意匠の例について、下図のように柄部の特徴的が共通するスプーン、フォーク、ナイフの意匠のセットを一意匠として出願をすることができるかについては、インドの実務者から以下の回答を得ている。

2003 年意匠規則第 2 条(e)が関連する条項がある。例えばティー・セット、ゴルフ・クラブのセット、ペン・セット、オーディオ装置のセット、テーブル食器類のセットについて、意匠規則の規則 2(e)は、「セット」を定義して、同一の一般的な特長を有し、通常一緒に販売される、または一緒に使用することを意図される、すべて同一の意匠を有する、特徴を変更もしくは実質的に特徴の同一性に影響するには不十分な修正を受け、もしくは受けたくない、複数の品目を意味するとしている。意匠保護は、セットを構成する各品目には及ばない。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

柄部の特徴的な意匠が共通するスプーン、フォーク、ナイフのセット
(A set of a spoon, folk and knife which share the distinctive design of the handle part)

(4) 変化する意匠

インドの実務者によれば、立体形状の変形おもちゃなど、物品がその機能に基づいて形状が変化する意匠は、意匠法に従う「意匠」の定義にしたがって、機能のみによって決定される形状または構成の特長であり登録可能ではない。意匠保護の範囲は、変化の過程において観察される構成をカバーしない。それは、意匠の機能的様相を構成し、インド意匠法(2000年)に従い登録を禁じられている。したがって、意匠権は、変化の過程にある形状へ延長されない。しかし、中間に介在する形状が完成品として示され、そのような中間に介在する形状の別の図も可能な場合には、すべての当該の中間に介在する形状は、意匠の定義の他の条件が満足されれば、意匠保護の主題であると考えられる。

(5) 意匠登録の無効

インド意匠法第19条に基づき、利害関係者が意匠登録後に以下の理由で意匠長官に対し取消し申請を提出することができる。意匠登録取消しの申立ては、以下のいずれかの理由に基づいて申請することができる：

- i. 当該意匠が以前にインドで登録されている。
- ii. 当該意匠がその登録日以前にインドまたは他の国で公開されている。
- iii. 当該意匠が新規性または創造性のある意匠ではない。
- iv. 当該意匠がこの意匠法の元では登録可能ではない。
- v. 当該意匠が第2条(d)により定義された意匠ではない。

また、拒絶の理由には該当するが、無効事由とはならない要件があるかを、インドの実務者に質問をしたところ以下の回答を得た。

インド実務者回答：

インド意匠法の条項によって意匠が登録可能ではない場合はその意匠を取消しにする

ことができると定める意匠法第 19 条の包括的条項のため、インドではこのような状況は生じない。したがって、取消しの理由は拒絶の理由とほぼ同じ境界を持つ。

以下にインド意匠法に基づく意匠の無効に関連する条項が解釈された、ある重要な訴訟について紹介する。

Reckitt Benkiser India Ltd. vs. WYETH Ltd. 2013(54)PTC90(Del2000 年意匠法に基づく「先に公開されている」が何を意味するのかを考慮したデリー高等裁判所の合議審が参照された。

争点:

この事例では、以下の争点/解釈が法廷により検討された。

- a. 海外の協定国で先に登録された意匠が、意匠法の第 19 条(1)(a)により、インドで後に登録された意匠の取消しの理由となるかどうか。
- b. 海外のパリ条約加盟国において意匠登録を出願してから 6 か月以内にインドでその意匠の意匠登録を出願しなかった場合の帰結。
- c. 同法の第 4 条(b)と合わせて読む場合の第 19 条(1)(b)の「先に公開されている」の意味。
- d. 海外の提携国の意匠登録機関の記録に存在する文書が、先に公開されたことを意味するかどうか。

判決:

a. 判決は、現行の意匠法の第 19 条に類似する 1911 年旧意匠法第 51 条 A に言及しつつ、現行の意匠法の第 19 条(1)(a)の起草に関して、議会在 1911 年意匠法の第 51 条 A(1)で用いられたのと同じ言葉、つまり「インドで登録されている」を用いたことに注目した。しかし、議会は第 19 条(b)に関して、意識的に新しい要素を取り入れた。判決は、取消しの理由としての「先に公開されている」が、もはやインドにおける先の公開に限定されず、他の国における先の公開も含むよう拡大されていることを指摘した。判決は、これは議会在意識的に「またはその他の国」という言葉を意匠法の第 19 条(1)(a)に入れなかったため、外国での意匠登録は第 19 条(1)(a)に含まれる理由とはなり得ないことを示すことを指摘した。判決はしたがって、同法第 19 条(1)(a)により、インドで登録された意匠のみが、その後にインドで登録された他の意匠の解消の理由となり得るとした。判決は更に、この解釈は意匠法第 44 条(1)が同法第 19 条(1)(a)の範囲を拡大解釈することを認めるものではないとした。海外のパリ条約加盟国で登録された意匠が(法定要件の 6 か月以内に)インドで登録されると、その意匠はインドで先行登録された意匠となる。したがって、このような登録は、インドで後に登録された(海外での登録の先行日の後に)出願された意匠の取消しの理由となり得る。

b. 裁判所はこの優遇措置について、海外で登録された意匠が第 19 条(1)(a)に基づいてインドで登録された意匠を取り消そうとする際には、海外の協定国における出願日から 6 か月以内にインドで登録出願行われた場合にのみ利用できることを警告している。この

基準が満たされない場合は、出願者は優先権を失う。その場合、インドにおける類似の意匠の 6 か月（または外国人所有者がインドで出願するまで）の期間中の登録は、海外での登録意匠に優先する。ただしこれは外国人の意匠所有者が意匠法第 22 条(3)に基づいて、先に公開されていることを理由に侵害行為を弁護するのを妨げることにはならない。[第 19 条(1)(a)を第 4 条(b)と合わせて読む。]

c. 判決は、インドまたは海外で「有形の形態または使用または他の方法で」公衆に対して公開された意匠の登録を禁止する同法第 4 条(b)を考慮した。判決は、これが単なる公開ではなく、登録を禁止されるような、使用または有形の形態または他の方法による公開であるとした。「他の方法」という言葉の意味は、「有形の形態」または「使用」により導かれる。そのため書類上の意匠は、意匠の視覚的インパクトが有形の形態または使用において我々がその意匠を見た時と似ている場合のみ公開とみなされる。判決は、2008 年に報告された(10) SCC 657、 *Bharat Das Tools Ltd. v. Gopal Glass Work's Ltd* の事例に関するインド最高裁判所の所見および、2006 年に報告された (33) PTC 434 Cal、 *Gopal Glass Works Ltd. v. Assistant Controller of Patents and Design*(特許・意匠審査長補佐) の事例におけるカルカッタ高等裁判所¹⁷⁵の単独裁判の所見と一致し、英国特許庁の Website からダウンロードされた文書は、「有形の形態または使用または他の形態」の要件を満たすのに十分な明瞭さをもたらすものではないため、先に公開されていることには当たらないとの見解を与えた。

d. 判決は、何が公開を意味するのかは、個別的に決定しなければならない事実問題であるとした。したがって、単に提携国の意匠登録機関の記録に意匠が記録されているからといって、その全ての場合が公開されたことになるとは言えない。先に公開されたと判定されるのは、登録意匠が公開され、意匠の特定の物品への利用が視覚的に判定できるほど明瞭に示される場合に限られる。

(6) 画像意匠

インドでは画像意匠の保護についてどのように考えるかをインドの実務者に質問をして以下の回答を得た。

インド実務者回答：

この点に関しては曖昧さが存在する。インド意匠法の付属書類 3 における下位区分 14-04 は、意匠が適用される商品として特に「スクリーン・ディスプレイおよびアイコン」を規定している。しかし、意匠法の第 2(d)条における意匠の定義は、「意匠とは、人手による、または機械的、または化学的を問わず、工業的工工程または手段により、・・・任意の品目に適用された・・・形状、構成の特長のみをいい、完成品において視覚に訴え、視覚

¹⁷⁵ 都市名は 2001 年に Kolkata(コルカタ)に変更されているが、裁判所名は現在も **Calcutta High Court**(カルカッタ高等裁判所)とされているので現行名称を記載した。 <http://calcuttahighcourt.nic.in/>(最終アクセス日：2014 年 2 月 6 日)

のみにより判断されるものを意味する」として意匠を定義している。本法に従う意匠の定義において、意匠の品目への適用に関して「電子的工程または電子的手段」への言及がない。この理由により、コントローラー・オブ・デザインは、画像、視覚的イメージ、グラフィカル・ユーザー・インターフェース (GUI)、またはアイコン等々への登録の授与に躊躇しがちである。

しかし、当方は、インド意匠法に従って GUI またはアイコンが意匠として登録された少数の事例を見出した。

さらに、2001年の意匠規則において、規則10「商品の分類」は「スクリーン・ディスプレイおよびアイコン」の名称の下に区分14-04を含む。しかし、アイコンそれ自体は、通常「雑」の名称の下に区分14-99、の下に登録されている。

しかし、近年は、区分1404または14-99のいずれにおいてもGUIまたはアイコンの登録が見られない。そのような主題で多数の意匠出願が申請されたのは確かであろう。しかし、GUIまたはアイコンの登録可能性に関する曖昧性、およびインドの裁判所における判例法の欠如により、インド意匠局 Indian Design Office は、そのような意匠出願を拒絶している。

販売の目的のためのグラフィック・イメージの製造は、2000年の意匠法の第22(1)(a)条の範疇に入る。これは、意匠権で保護されたグラフィック・イメージを含むプログラムを設備にインストールすることを含む。本条項は、意匠保護の期間中は、何人も、意匠が登録された物品の区分の任意の品目に該意匠または該意匠の詐欺的もしくは自明な模倣を販売の目的で適用する、もしくは適用させる、または意匠をそのように適用可能にする意図で行動することは、非合法であると規定している。

意匠権で保護されたグラフィック・イメージを表示装置に表示するためのグラフィック・イメージの使用、またはグラフィック・イメージが意匠権で保護されたグラフィック・イメージの写しであることを知りつつ当該グラフィック・イメージを販売のために露呈させるためのグラフィック・イメージの使用は、2000年の意匠法の第22(1)(c)条の範疇に入る。本条項は、意匠保護の期間中は何人も、該意匠または該意匠の詐欺的もしくは自明な模倣が登録所有者の同意なくして意匠登録の物品の区分の品目に適用されたと知りながら、当該品目を販売目的で公表もしくは露呈する、または公表もしくは露呈させることは、非合法であると規定している。

意匠権により保護されたグラフィック・イメージを含むプログラムがインストールされた装置の譲渡、またはプログラム自体の譲渡は、2000年の意匠法の第22(1)(a)条の「販売目的で適用する、または適用させる」の範疇に入る。

意匠権により保護されたグラフィック・イメージを含むプログラムがインストールされた装置の賃貸、またはプログラム自体の賃貸は、2000年の意匠法の第22(1)(a)条の「販売目的で適用する、または適用させる」の範疇に入る。

2000年の意匠法の第22(1)(b)条は、意匠保護の期間中は何人も、意匠が登録された区分に属する品目を販売目的で輸入し、それに該意匠または該意匠の詐欺的もしくは自明な模倣を適用することは、非合法的であると規定している。

上述の条項は、該意匠または該意匠の詐欺的もしくは自明な模倣が適用された品目の輸入のみを規制する。したがって、意匠権で保護されたグラフィック・イメージを含むプログラムがインストールされた装置の輸入は、インド意匠法の第22(1)(b)条により禁止された行為である。

グラフィック・イメージに関連した輸出に関しては、インド意匠法の第22(1)(a)条および第22(1)(c)条により規定される。この条項は、該意匠または該意匠の詐欺的もしくは自明な模倣の任意の品目への販売目的での適用、または当該品目の販売目的での露呈を規制する。意匠により保護されたグラフィック・イメージの輸出は、これらの条項により間接的に規制される。インド意匠法においては、保護された意匠が適用された品目の輸出を直接的に禁止する条項は存在しない。

意匠権により保護されたグラフィック・イメージを含むプログラムがインストールされた装置を譲渡または賃貸のため（譲渡または賃貸の目的で表示することを含む）提供する、またはプログラム自体を譲渡または賃貸のため提供することは、インド意匠法の第22(1)(c)条の範疇に入る。この条項は、それが海賊版であることを知りながら海賊版の品物を販売目的で公表もしくは露呈する、または公表もしくは露呈させることは、非合法であると規定している。

7. 4. 著作権との関係

インド意匠法に基づく意匠の定義より、著作権法で定義された芸術作品は意匠としては登録することができない。また、2000年意匠法のもとで登録された物品に使用された絵画や写真は著作権を所有する資格を持たない。またインド著作権法においては、登録されるが登録されていない意匠に対する著作権は、その著作権者またはその許諾を得た他の者により、当該意匠が適用された物品が産業的過程により 50 回を超えて複製されたときに消滅するとされている。

著作権法第 2 条(c)

芸術的作品とは以下のものを意味する。

- (1) 絵画、彫刻、スケッチ（図形、地図、図表、図面）または版画、写真.....
- (2) 何らかの建築作品、および
- (3) その他の芸術的工芸品。

著作権法第 15 条(1)

意匠法に基づき登録された意匠に対しては、著作権法に基づく著作権は存続しないものとする。

著作権法第 15 条(2)

登録されうるが登録されていない意匠に対する著作権は、その著作権者またはその許諾

を得た他の者により、当該意匠が適用された物品が産業的過程により 50 回を超えて複製されたときに消滅するものとする。

7. 5. 意匠権侵害

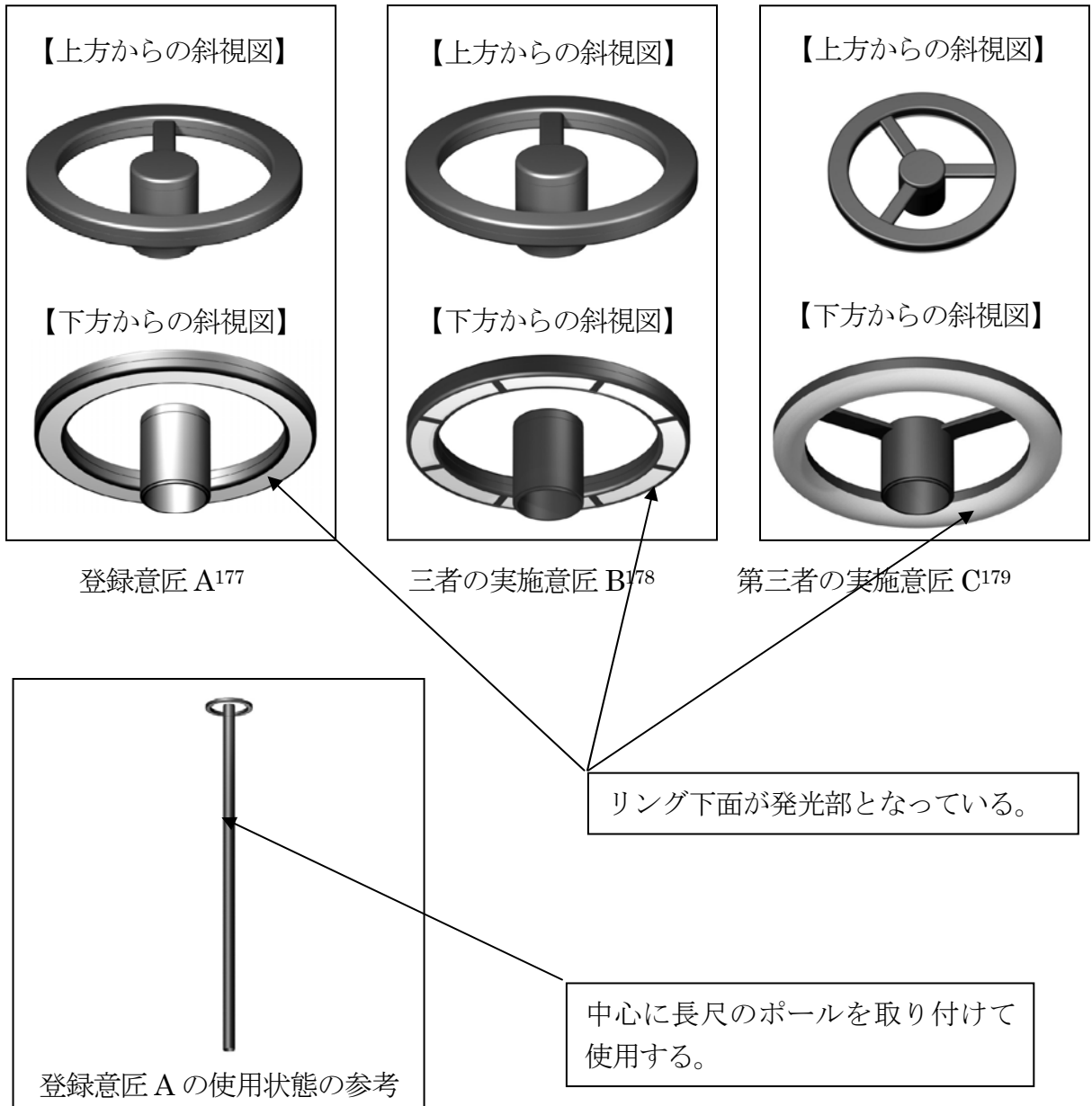
7. 5. 1. 意匠権侵害についての事例検討¹⁷⁶

以下にインドの実務者が意匠侵害について検討した結果を判断の参考例として示す。

【参考判断例 1】

質問：下の意匠 A、意匠 B、意匠 C はいずれも物品が「街路灯灯具本体」で同一であり、意匠 A は登録意匠で、意匠 B、意匠 C は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。登録意匠 A には対して、意匠 B 及び意匠 C は発光面(底面)の形状が異なるとともに、意匠 C は発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なる。図面は CG で作成されている。このとき、意匠 B、意匠 C は、登録意匠 A の意匠権を侵害すると判断できるか。

¹⁷⁶ 知財庁は審査上、登録可否の観点から類否を見ているが、実務者は、侵害・非侵害となるか等効力範囲の観点から類否を見ている。



インド実務者回答：

その意匠が適用される物品区分の業界共通の知識と技術を持つ分別のある人間の視点から見て、もし意匠 B と意匠 C の上記の機能が単に産業的バリエーションに過ぎず、意匠 B と意匠 C が意匠 A の本質的特長を広く用いているなら、意匠 B と意匠 C は意匠 A を侵害していることになる。

¹⁷⁷ 意匠登録第 1365435 号(本意匠)

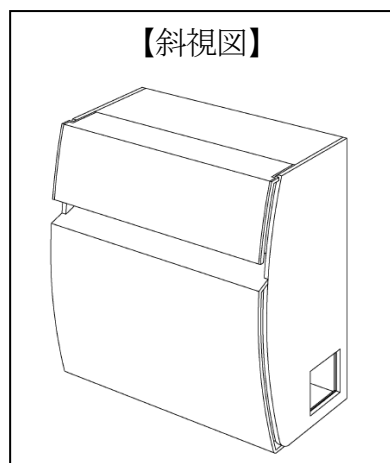
¹⁷⁸ 意匠登録第 1365854 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

¹⁷⁹ 意匠登録第 1421163 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

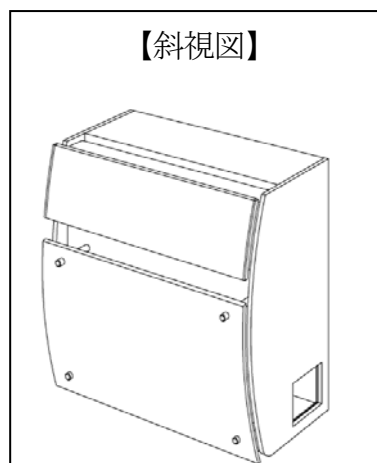
【参考判断例 2】

質問：

下の意匠 D 及び意匠 E はいずれも物品が郵便受箱で同一であり、意匠 D は登録意匠で、意匠 E は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 E は、前面のカバー形状が登録意匠 D とやや異なる。このとき、意匠 E は、登録意匠 D の意匠権を侵害すると判断できるか。



登録意匠 D¹⁸⁰



第三者の実施意匠 E¹⁸¹

インド実務者回答：

意匠 E の追加の特性は意匠 D の取るに足りない変化であるため、意匠 E は不正な模倣と見なされるかもしれない。

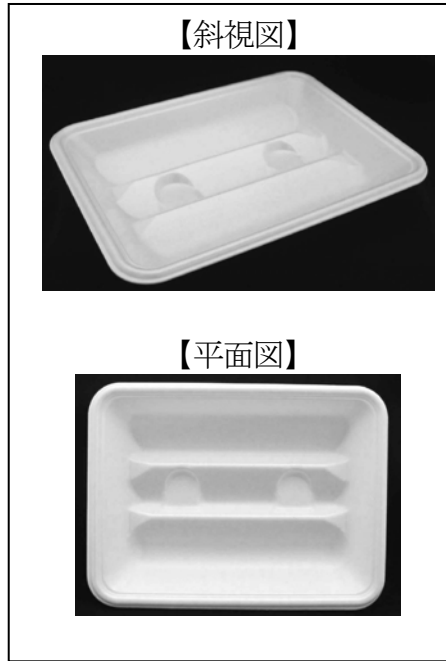
【参考判断例 3】

質問：

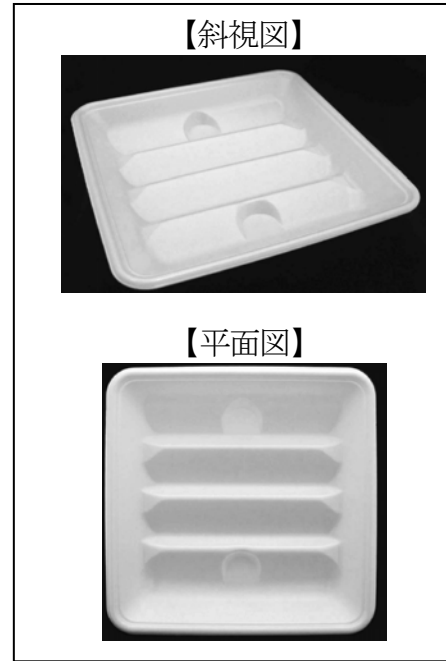
下の意匠 F 及び意匠 G はいずれも物品が包装容器で同一であり、意匠 F は登録意匠で、意匠 G は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 G は、全体の形状、底面の山形部の数、凹部の位置が登録意匠 F とやや異なる。このとき、意匠 G は、登録意匠 F の意匠権を侵害すると判断できるか。

¹⁸⁰ 意匠登録第 1374144 号(本意匠)

¹⁸¹ 意匠登録第 1411875 号(意匠登録第 1374144 号の関連登録)



登録意匠 F¹⁸²



第三者の実施意匠 G¹⁸³

インド実務者回答：

意匠 G は、公知の意匠の組合せから有意に識別することのできない、意匠 F の単なる商業的バリエーションと見なされるかもしれない。

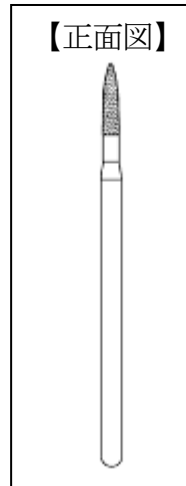
【参考判断例 4】

質問：

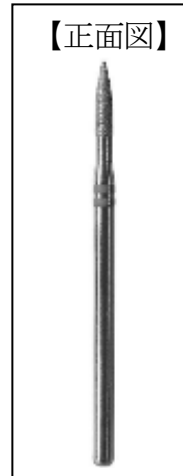
下の意匠 H 及び意匠 I はいずれも物品が歯科用回転器具で同一であり、意匠 H は登録意匠で、意匠 I は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 I は側部に、登録意匠 H にはない二重の輪状模様が付されている。このとき、実施意匠 I は、登録意匠 H の意匠権を侵害すると判断できるか。なお、意匠に係る物品である「歯科用回転器具」は、人工歯の形態を研削して修整するためのものであり、歯科用電気エンジン又は歯科用ハンドピースに装着して回転させながら使われるものである。また、本器具は軸対象に加工されている。

¹⁸² 意匠登録第 1373205 号(単独登録)

¹⁸³ 意匠登録第 1409656 号(単独登録)



登録意匠 H¹⁸⁴



第三者の実施意匠 I¹⁸⁵

インド実務者回答：

意匠 I の本質的特徴が先の意匠 H の本質的特長に類似していることを考慮して、二重リングの模様は取るに足りない変化とみなされるかもしれない。

7. 5. 2. 意匠権侵害の救済

インドでは意匠侵害に対する訴えは、裁判所へ訴訟を提起する。侵害訴訟においては、被告はインド意匠法第 19 条の理由を抗弁に援用することができ、その訴訟は高等裁判所に移される。訴訟においては差止請求、損害賠償その他金銭的請求を行うことができる。また訴訟手続きにおいては、意匠が同法第 19 条に記されている理由により無効とされることがある。

しかし最近、意匠権所有者達はインドの侵害製品の輸入を禁止するための救済手段として、関税当局を通じた国境対策を利用し始めている。

メリットとデメリットについては、以下の表のとおりである。

	メリット	デメリット
裁判所	侵害製品の製造、侵害製品の展示、侵害製品の輸入など、あらゆる種類の侵害行為に対する効果的な救済手段である。	弁護士費用が高すぎる、また仮差止め命令が出ない場合は、時間がかかる。訴訟の終了に 2、3 年を要する。
税関	比較的費用がかからず、侵害製品の輸入を止めるために効果的な救済手段である。	侵害製品の輸入のみの場合は適用できる。侵害行為がインドで起こった場合は、この救済手段は用いることができない。

¹⁸⁴ 登録意匠第 1377111 号(本意匠)

¹⁸⁵ 登録意匠第 1377517 号(意匠登録第 1377111 号の関連登録)

7. 5. 3. 意匠権侵害に関する判例

AIR 1981 Del 95 –B. Chawla & Sons v. Bright Auto Industries 事件では、被疑侵害品は普通の商取引上の変形で、その形状は市場に普通にある商品のよく認識された形状であると説示し請求を棄却した。

インドの実務者の意匠権侵害事件の判例についての回答は以下のとおりである。

インド実務者回答：

インドには、幫助侵害を扱う判例法は存在しない。裁判では、侵害行為とされる行為は法定要件を考慮して扱われてきた。

Whirlpool India 社 Vs. Videocon Industries 社 2012 (52) PTC 209 (BOM)

申立ての概要:

洗濯機を含む消費者製品のメーカーである Whirlpool India 社 (原告)が、ボンベイ高等裁判所において、洗濯機を含む消費者製品の製造に携わる Videocon Industries 社 (被告) に対しとりわけ被告による Whirlpool 社の登録意匠 第 223833 号と第 223835 号の侵害、および非難される意匠を持つ被告の洗濯機を原告の洗濯機としての詐称通用を制限する終局的差し止め命令のため、また損害賠償、その他の間接的救済のため、訴訟を起した。この訴訟においては、原告は仮差し止め命令の申立通知書も取得した。

原告の主張を要約すると以下の通りである:

1. 原告は 2009 年 7 月 15 日から効力を有する意匠登録番号第 223833 号および第 223835 号を持つ 2 つの意匠の登録所有者である。これら 2 つの意匠登録は有効で存続しており、また原告はこれらの意匠に関して法の定める保護を受ける資格を有する。
2. 前述の意匠出願の提出時には、新規性は意匠の全体的な「形状と形態」に関して表明されているものの、この訴訟申立てにおいては、原告は「独自の円形の洗淨部分とコンパクトで右寄りの制御版」の独占権を要求した。
3. 被告は原告の登録意匠、その形状と形態を被告の洗濯機に不正かつ/または偽造的に模倣、採用、利用、適用することにより、前述の原告の登録意匠を侵害した。
4. また、被告は自らの洗濯機を原告のものとして詐称通用している。なぜなら異議を唱えられている原告の洗濯機は、原告の洗濯機と事実上同一かつ/または偽造的に類似した意匠、形状、形態を持ち、原告の洗濯機を装っているからである。

途中の段階で、被告は以下の抗弁を行った:

1. 原告自身多少変化のあるほとんど同一の2つの登録意匠を持っており、そのため、2000年意匠法第4条を考慮して、原告の意匠は新規性があるとも独創的であるとも言えない。またしたがって、色彩設計、線、模様、装飾の構成のような大きな変化のある製品を製造している被告は、自社の洗濯機を製造する資格を持つ。
2. 原告の意匠は新規でもオリジナルでもなく、同じものがインドで、またインド国外でも先に公開されている。したがって、原告の前述の意匠登録は無効であり、先に公開されていることを理由に取り消される可能性がある。(被告は2000年意匠法の第22条(3)に基づき、この理由を抗弁に援用できる。)
3. 原告の意匠は公知の意匠の組合せでしかなく、したがって2000年意匠法の第4条(c)に基づく禁止事項に該当する。
4. いずれにしても被告の意匠と原告の意匠には大きな違いがあり、したがって被告の意匠が原告の意匠の明らかな／不正な模倣であるとは言えない。
5. 原告は詐称通称を決して証明していない。なぜなら a) 原告はその意匠またはその意匠のいわゆる創造性のある特性が業務上の信用と評判を獲得したことを証明できなかった。b) 単に2つの意匠が類似しているだけでは不十分であり、原告は被告が市場で競合する意匠に対し虚偽表示を行ったことも示すべきである。また c) 問題の製品は鑑識眼のある顧客が買う高級品であり、彼らは必要な調査を行った後にしか購入しない。したがって彼らが2つの製品を混同することはありえない。

判決:

単独裁判官は、原告に有利な判決を下し、登録意匠の侵害と詐称通用の両方に関して、被告に対し中間差し止め命令を出した。単独裁判官は「目だけで判断する」テストを用いた。単独裁判官は、写真を精査した結果、原告の意匠の独自性は、基本的に、他のメーカーの製品の両側が長方形である形状と比べて、その一方の長方形の形状と他方の半円形の形状にあることが明瞭になったとした。

単独裁判官は、原告の意匠が新規でもオリジナルでもなく、すでに公開されていた意匠の模倣であったという被告の主張を退けた。単独裁判官は、原告の意匠は異議なく登録されたという事実を考慮して、原告は登録された意匠を自社の製品に有利なよう独占的に利用する資格を持つとした。

単独裁判官は、被告は単にいくつかの異なる配色を使用し、またいくつかの異なる線を入れるか、または異なる装飾を持たせているが、原告の意匠の基本的な形状と形態を模倣しているとの見解を与えた。つまり、一方に長方形の形状、他方に取っ手用の jettison パネルのついた半円形の形状は、原告の登録意匠を模倣したものであり、したがって原告の権利は侵害されているとした。単独裁判官は、被告が原告の意匠の印象的で新規性のある要素を模倣したとし、またその模倣を「気まぐれ」としてとした。

詐称通用に関して、とりわけ「目だけで判断する」テストを用いて、被告の製品が原告の製品の模造品であると判定されることを理由に、裁判官は被告の主張を退けた。単独裁判官は、消費者が意匠の類似性にだまされる、現実的で説得力のある可能性があるとし、また詐称通用の行為も立証されたとした。また Videocon 社が販売した製品は Whirlpool 社がその登録意匠のもとで販売した製品よりも遥かに安価であることも指摘した。

更なる訴訟

被告は単独裁判官の命令に異議を申立て、ボンベイ高等裁判所の合議審(Division Bench)による控訴審を希望した。しかし、合議審は、単独裁判官の下した決定/認定を支持し、この控訴を棄却した

Tarun Sethi & Ors. v. Vikas Budhiraja & Ors. MIPR2012(3)18

申立ての概要

原告1番と2番の合資会社である原告3番は、創造的なカプセル型のドアスプリングと薄くて軽い鉄製のハンドルおよびこれら二つの配置から成る、2006年1月5日付、意匠登録第202794号で登録されたドアスプリングの意匠権所有者であった。その意匠の創造的で新規性のある本質的特長は、ドアスプリングの形状と形態であり、それが被告のドアスプリングに特徴的であり、特有のものであると原告は主張した。被告らはドアスプリングに関して原告が登録した意匠と同じ意匠を持つドアクローザーを製造していた。そのため原告らは彼らのドアスプリング中の登録意匠の侵害について、被告らに対してデリー高等裁判所で訴訟を起した。被告の主張は以下の通り:

- A. 原告らは前述の意匠の登録を受けながら、僅かな違いのあるカプセル型ドアクローザー/ドアスプリングが彼らの出願日よりずっと以前に市場に出回っていたことを十分認識していた。
- B. 2002年4月18日に、原告はこれもカプセル型の形状である、登録番号第188784号のドアスプリングに関する意匠登録を取得した。また訴訟を起こす基盤となっている第202794号の登録意匠は商業用バリエーションに過ぎず、意匠出願第188784号で登録された意匠とそれほど違いはない。
- C. 被告らはカプセル型ドアクローザー/ドアスプリングを2000年から製造しており、2003年8月以降製品の宣伝も行っている。

争点:

とりわけ、以下の争点が持ち上がった:

- (i) 被告の製品が原告の登録された製品と同一であるかどうか、またもしそうであれば、それが原告の登録意匠の侵害になるかどうか。

(ii) 202794号で登録された原告のカプセル型ドアクローザー/ドアスプリングがすでに公開された意匠であるかどうか。

判決:

a. 判決によると、原告の登録を精査した結果、登録中の図に示されるように、原告はドアスプリングの形状と形態に対してのみ新規性を主張しており、ドアスプリングに適用されている模様、装飾、色については原告は新規性を主張しなかった。さらに、告訴の中に提示されている主張は、原告の登録意匠は、ドアスプリングの独自のカプセル型の形状と鉄製の薄くて軽いハンドル、およびその2つの配置から成るということである。原告によれば、原告の意匠の独創的で新規性のある本質的特長はドアスプリングの形状と形態であった。判決は、この事例において審査すべき唯一の問題は、原告のドアスプリングの形状と形態が先に公開されていたかどうかということであるとした。判決によれば、原告の登録意匠および原告が製造・販売しているドアクローザーを精査した結果、この製品は一つのカプセル、2つのカプセルを持つ2つの蝶番、それぞれ4つの穴、カプセル中央にある丸棒の4つの穴の一つにフィットする鉄の棒から成ることが分かる。縁の丸いカプセルはクロムめっきされており、両側にそれぞれ一つずつ別々に固定されているように見える。カプセルの真ん中にクロムめっきされた円形棒があった。被告が製造および/または販売した製品は、被告の製品には鉄の棒の脚に2つのクロムめっきされたローラーがあるという点を除いて全く同じものであった。また、原告の製品には、鉄の棒の下部に固定されたクロム色の装飾的なプラスチック製部品があった。これは、しかし被告の製品にはみつからなかった。そのため、判決により被告の意匠は原告の意匠と似ていないとされた。

b. 2000年意匠法第2条(d)の「意匠」の定義により、判決は新規性の要素は、形状、形態、模様、装飾または物品に適用される線又は色の構成に限られるとした。判決は、特定の意匠がその中に新規性を持つか否かは、第一に人間の目で決定しなければならない必要問題であるとした。特定の形状や模様または非常に類似した形状または模様が公開または使用された場合、その形状または模様を取り入れた意匠は新規性のある意匠とは言えない。判決は、以前に公開された形状または意匠を大幅に変更しないような、技能者であれば誰でも作ることのできる単なるバリエーションまたは修正は、意匠に新規性を持たせるには不十分であるとした。

c. 判決は、カプセル型ドアクローザー/ドア用蝶番は、原告がドアの蝶番に関して2006年1月5日、第202794号として受けた意匠登録よりもずっと以前に市場に出回っていたとした。原告は登録時に、新規性をドアスプリングの形状と形態に対してのみ主張した。2006年1月5日以前に宣伝されたドアスプリングの形態と、第202794号として登録された原告のドアスプリングの意匠には相違点がない。判決は、2006年1月以前に市場で販売されていた製品には、原告の製品と同様、カプセル、穴のある2つのちょうつがい、カプセル中央にある丸棒の穴の一つにフィットする鉄の棒が含まれていたとした。判決は、ちょうつがいの配置を変えただけでは、物品の形状を変えることにはならないとした。判決は、2006年1月1日以前に市場で販売されていた製品の形状は、原告の製品の

形状と同じであり、どちらもカプセル型で、カプセル中央に棒がある、また 2006 年 1 月 5 日以前に市場で販売されていた製品の形態と原告の製品の形態においてさえ、違いは見られないとした。判決は、意匠の新規性はドアのちょうつがいの形状と形態においてのみ主張されており、ちょうつがいまたはクロムめっきされ別々に固定されたたカプセルの端の部分の配置に関しては主張されていないため、新しい意匠の登録資格を得るための新規性の要素をもたらすような、新規性や違いのあるものは原告の意匠には見られないとした。裁判所は従って訴訟を棄却した。

アイコンやグラフィック画像の意匠権侵害が争点になるような判例法はまだ存在しない。ただし法律が模様に関連する事例はある。そのような事例の一つは、**Falcon Tyres Limited v. TVS Srichakara Tyres Ltd.**、 2008 (3) MIPR 221 である。

この事例では、原告はドラゴンと名づけられたタイヤを製造しているのに対して、被告の製造するタイヤはチャレンジャーとして知られている。上訴人が作成したタイプされた書類一式の中に、問題の 2 つのタイヤのカラー写真を見ることができる。写真を少し見ただけでも、2 つのタイヤの意匠や模様がはっきり異なっていることが、裸眼でも見えるほど明瞭に示されている。ただいくつかの模様が特定の角度からは似ているように見えるという理由で、原告が登録した意匠がコピーされたと言うことはできない。これらのタイヤは一見したところ似ていないが、詐称通用につながるものである。

意匠侵害および詐称通用の唯一のテストは、AIR 1968 Cal 109 (111) に記されている、原告と被告の製品における特性の同一性である。これは次の通りである：「定義はそれ自体特性の同一性が目で決定できるということを強調している。すなわち 2 つを探しながら、その全体的総観的見通しを得るということである。機能の同一性は、2 つの意匠があらゆる点で同一でなければならず、どこにも違いがあってはならないことを必ずしも意味しない。」「原告のタイヤと被告のタイヤには多くの違いがある」ことを強調する議論を退け、AIR 2000 Mad 497 において決定されている侵害行為を引用しつつ、判決は以下のように述べた。「オリジナルと不正品の違いが何であれ、考慮されるのは全体の実質的類似点だけであり、顕微鏡検査で発見されるような不明瞭で微小な相違点は考慮されないことがこれまで強調されて来た。」

7. 6. 税関・警察等での取締り

税関での保護を求めるためには、意匠権利者は Indian Customs and Central Excise Electronic Commerce/Electronic Data interchange (EC/EDI) Gateway(ICEGATE)へ一般保証証書及び損害填補保証書を提出しなければならない。ICEGATE は、一定の輸入品が知的財産権を侵害している疑いがあると信じる理由がある場合、税関長が当該物品の通関を保留する。保留又は差止めの対象となった物品が実際に権利者の権利を侵害していることが明らかであり、当該権利についての訴訟が係属中でない場合、副税関長は当該物品を破棄する。

8. 台湾【実体審査あり、ハーグ協定未加盟】

8. 1. 制度の枠組み

- (1) 台湾専利法¹⁸⁶(2013年1月1日施行。以下「専利法」と略す場合もある)第1条に「本法で専利とは、次に掲げるものをいう。1.発明特許 2.登録実用新案 3.登録意匠」とあり、専利法に意匠の規定がある。
- (2) 保護対象
専利法に保護対象である意匠が定義されている。

専利法第121条

意匠とは、物品の全部又は一部の形状、模様、色彩又はこれらの結合であつて、視覚に訴える創作を指す。物品に応用するコンピュータ作成アイコン(computer-generated icons、icons)(以下、「アイコン」という。)及びグラフィカル・ユーザー・インターフェース(以下、「GUI」という。)も、本法により出願し、意匠登録を受けることができる。

- (3) 台湾経済智慧財産局(以下、「智慧財産局」という。)へ行われた意匠出願は実体審査がおこなわれる(法第134条)。
- (4) 出願された意匠は、許可査定後、出願人は査定書送達後3か月以内に証書料及び1年目の登録料を納付しなければならず、当該費用が納付された後はじめて公告がなされる(法第142条で準用される法第52条)。
- (5) 意匠権の存続期間は、出願日から起算して12年をもって満了とする。類似意匠権の存続期間は、原意匠権の存続期間と同時に満了するものとされる(法第135条)。
- (6) 意匠権に無効理由が存在する場合は、何人も特許主務官に対して無効審判を請求することができる(法第141条)。審決に不服がある場合は、智慧財産局を經由して經濟部訴願審議委員会に行政不服を申立てることができる(訴願法第58条第1項)。
- (7) 經濟部訴願審議委員会の訴願決定に不服の場合は、知的財産裁判所に行政訴訟を提起することができる(訴願法第90条、智慧財産法院組織法第2条)。さらに知的財産裁判所の裁判については、法律に別段の定めがある場合を除き、最終審行政裁判所(最高行政裁判所)に上訴又は抗告することができる(智慧財産案件審理法第32条)。
- (8) 民事的救済として、意匠権者は、侵害者に対してその排除等を、故意・過失による場合は損害賠償を請求することができる(法第142条で準用する法第96条)。侵害訴訟の提起は知的財産裁判所に行い判決に不服がある場合は知的財産裁判所の上告委員会に控訴することができる。さらに所定の要件を満たす場合に最高裁判所に上告することができる。

¹⁸⁶ 新専利法(2011年12月21日改

正)<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryousonota/fips/mokuji.htm>

- (9) 意匠権侵害に対する刑事罰については 2003 年に廃止された¹⁸⁷。
- (10) 法第 136 条に、意匠権者は、他人がその同意を得ずに当該意匠又は当該意匠と類似する意匠を実施することを排除する権利を専有し、意匠権の範囲は、図面を基準とし、かつ、説明書を参酌することができるものと規定されている。
- (11) 意匠の類否判断の主体に関して専利法に規定はないが、智慧財産局が公表している「専利侵害鑑定要点」(Guideline for Analysis in Patent Infringement)第 3 章第 2 節第 4 項において、一般需要者の視点により判断すべきとしている。
- (12) 商業的でない未公開行為等には意匠権の効力がおよばない(法第 142 条で準用する法第 59 条)。
- (13) 間接侵害の規定はないが、民法第 185 条共同侵害の規定で、教唆者及び幫助者は共同行為者とみなされ、当規定が意匠権侵害にも適用され損害賠償請求の対象行為とされるとの学説がある。

8. 2. 意匠権設定までの運用

(1) 願書の記載

法第 125 条の規定に基づき意匠出願のときに説明書及び図面を備えて提出する必要がある。また、法第 126 条の規定に従って、説明書及び図面は当該意匠が所属する分野の通常知識を有する者がその内容を理解して実現できるものである必要がある。分類は記載要件とはされておらず任意であり、智慧財産局が付与するとしている。

台湾では願書上にデザインの特徴に関する説明や、物品の機能や用途の説明を記述することが認められている。物品にかかる説明は、同一・実質同一・類似の判断(無効審判においては権利範囲の判断)に影響し、原簿の一部となる。

出願の留意点として、法第 126 条によれば、説明書及び図面は、当該意匠が所属する技芸分野の通常知識を有する者がその内容を理解し、それに基づいて実現することができるよう、明確かつ十分に開示しなくてはならないとされている。

専利法第 125 条

意匠登録の出願は、意匠登録出願人が願書、説明書及び図面を備えて、特許主務官庁にこれを提出するものとする。意匠登録の出願は、願書、説明書及び図面が全て揃った日を出願日とする。出願時に、説明書及び図面の中国語による翻訳文を提出せず、外国語で提出し、かつ、特許主務官庁が指定する期間内に中国語による翻訳文が補正された場合、当該外国語書面が提出された日を出願日とする。

前項の指定期間内に中国語による翻訳文を補正しなかった場合、その出願を受理しない。ただし、処分前に補正した場合、補正した日を出願日とし、当該外国語書面は提出さ

¹⁸⁷ 特技懇 2005.1.28.No.236,p.59

れなかったと見なす。

専利法第 126 条

説明書及び図面は、当該意匠が所属する技芸分野の通常知識を有する者がその内容を理解し、それに基づいて実現することができるよう、明確かつ十分に開示しなくてはならない。(以下略)

(2) 物品名の表示

願書に記載した物品名(title of article)は、デザインが採用されているその物品を明確に示していなければならない。従って、無関係な物品名は認められない。方式審査又は実体審査でどのように認定しているかについて、智慧財産局に質問したところ、例えば「ボールペン」、「万年筆」、「サインペン」、「シャープペン」等、具体的な製品名称であれば認めるとしている。また、「筆記具」等の包括的な製品群を表す名称も認めるとしている。

(3) 図面提出要件

「(1)願書の記載」のとおり、出願時には図面を提出しなければならない(法第 125 条)。専利法施行細則¹⁸⁸33 に図面の要件が規定されている。

細則 33

意匠の図面は、1 の透視図と 6 面図(すなわち、正面図、背面図、左側面図、右側面図、上面図、底面図)又は 2 以上の透視図の形で表示しなければならない。意匠が境目のない平面に使用される場合は、意匠の平面図及び模様を提出しなければならない。前段落に規定した意匠の図面には、補助図面を追加することができる。

図面は、工業製図法を使用して作成し、インクをもって明確に描かれているものであるか又は写真若しくはコンピュータ出力でなければならない。色彩を主張するときは、物品に使用する色彩を示す色彩配合を、全ての色彩を対象とする産業用色彩ガイドコードによる説明又は色彩カードと共に提出しなければならない。

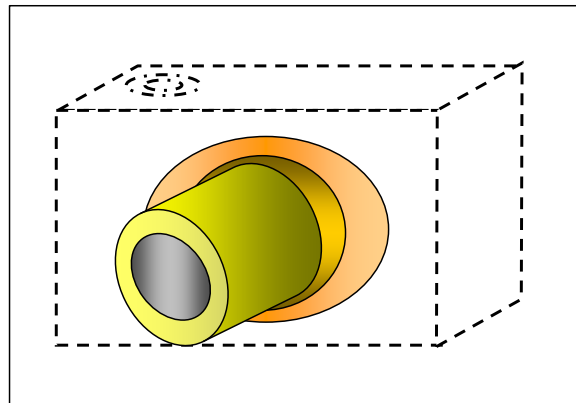
何れかの図における開示が、意匠内容以外のものであるときは、その図には、参考図である旨を付記しなければならない。必要なときは、参考図を、意匠における創作の説明に記載しなければならない。

(4) 図面に記載した破線の意味

図面に記載した破線が持つ意味について、智慧財産局の回答者に下図のデジタルカメラの部分についての意匠を例示したところ、破線部内に実線が表示されている場合には、実線によって保護を受けようとする部分は破線部との関係で意味を持ち、破線による表現を

¹⁸⁸ 専利法施行細則(2004年4月7日改正公布, 2004年7月1日施行, 2008年8月19日改正公布)http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm(最終アクセス日: 2014年2月14日)

参酌して物品全体に対する部分の位置、大きさ、判断を判断するとしている。

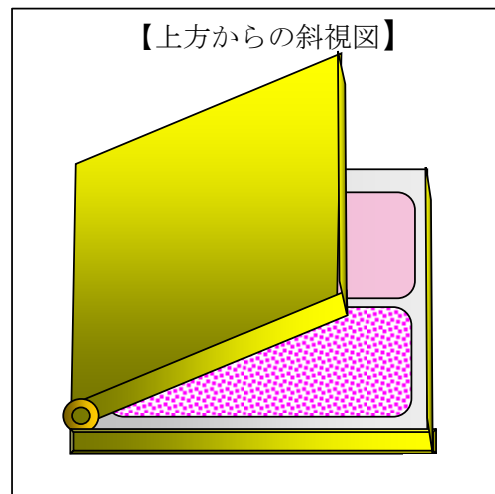


※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じデジタルカメラの図を示して回答を得た。

デジタルカメラの部分についての意匠
(Design of a part of a digital camera)

(5) 図面又は写真によって開示されていない部分の扱い

下記の斜視方向から撮影した蓋を開いた状態の化粧品ケースの写真一枚のみを智慧財産局の回答者に例示し、その扱いについて回答を得た。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ化粧品の写真を示して回答を得た。

一枚の斜視図(写真)により開示された意匠の例(化粧品ケース)

(Example of a design disclosed only by one perspective view (photograph) alone
(cosmetic case))

智慧財産局回答者回答：

上記の例の場合、開示が不十分であり意匠が特定されないので、出願を拒否する。本斜視図では、底面や背面の状況、上蓋表面の凹凸、光の反射で形・色が特定できず、ヒンジ部などの細部が不明確である。はすなわち、立体製品・3D 立体形状を有する製品は、製品それぞれの面における具体的な形状、図案又は色彩を鮮明に表示しなければ工業上の利

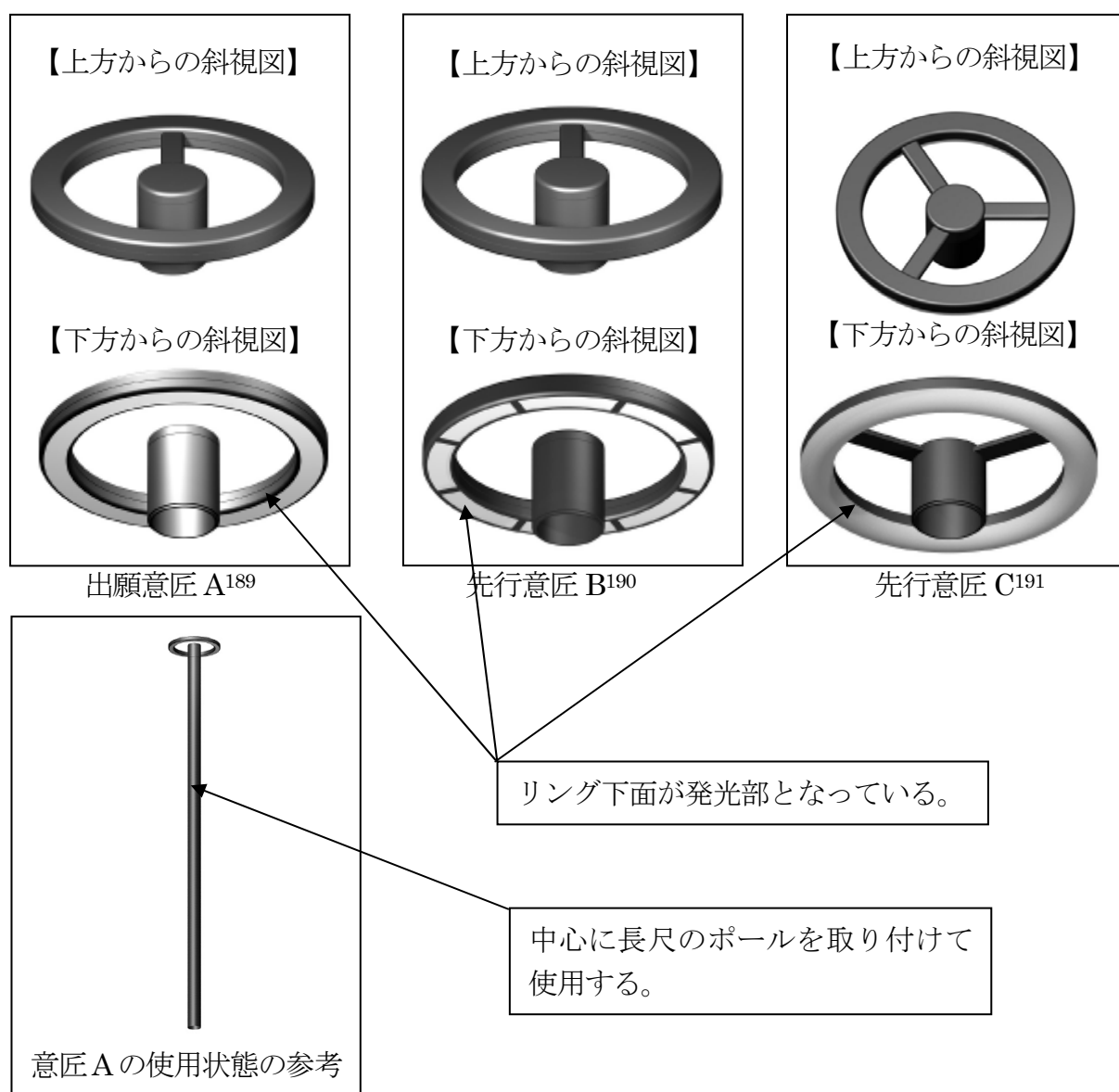
用ができず、台湾専利法第 121 条に適合しないと判断される。

(6) 複数意匠の関係

以下の判断例について、出願に係る意匠が先行意匠によって拒絶されるかどうかについて、次のとおり、智慧財産局の考え方が得られた。

【判断例 1】

意匠 A、意匠 B、意匠 C はいずれも物品が「街路灯灯具本体」で同じであるが、意匠 A、意匠 B 及び意匠 C は互いに発光面(底面)の形状が異なるとともに、意匠 C は発光円盤を中心ポールに指示する支持体の数が異なる。また、図面は CG で作成されている。



189 意匠登録第 1365435 号(本意匠)

190 意匠登録第 1365854 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

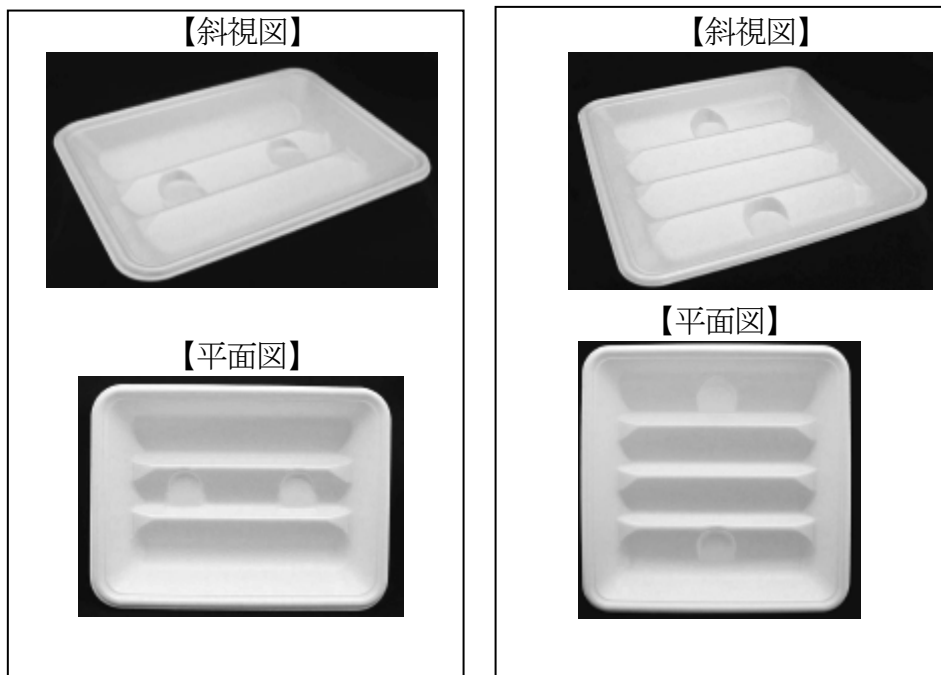
191 意匠登録第 1421163 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

智慧財産局回答者回答：

意匠 A についての出願は、先行意匠 B によっては拒絶とされうるが、先行意匠 C によっては拒絶とされない。

【判断例 2】

意匠 F 及び意匠 G は物品が包装容器で同じであるが、意匠 G は全体の献上底面の山形部の数、凸部の位置が F とやや異なる。



意匠 F¹⁹²

先行意匠 G¹⁹³

智慧財産局回答者回答：

意匠 F についての出願は先行意匠 G によって拒絶とはされないとしている。

(7) パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の扱い

智慧財産局の回答者によると、方式審査においてパリ条約による優先権の主張を伴う出願の優先権が有効であることを確認するために、優先証明書に記載された次の事項をチェックしているとのことである。

- ・ 出願日
- ・ 物品名
- ・ 図面

(8) パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の記載と優先権証明書の記載との違い

物品名の変更、説明の追加・修正・削除、意匠の表現物(図面、写真など)の追加・削除、

¹⁹² 意匠登録第 1373205 号(単独登録)

¹⁹³ 意匠登録第 1409656 号(単独登録)

表現物の表現形式の変更(例えば、線図を写真に変更など)、表現物の表現形式の出願国の図面提出要件に合わせた作図への変更、表現物の軽微な変更であれば、基本的に優先日は確保される。差異は、優先権証明書の開示に先行基礎(antecedent basis)が存在する程度でなければならない¹⁹⁴。

また、パリ条約による優先権証明書が、破線を含むものであっても物品の全体が開示されているとして、物品全体の意匠について優先日は確保される。さらに、以下の■の場合も優先日が確保される。

	優先権証明書	変更	台湾への出願
■	色彩付き線図	→	色彩なし線図
□	色彩なし線図	→	色彩付き線図
■	色彩付き線図	→	モノトーン陰影図
□	モノトーン陰影図	→	色彩付き線図
■	カラー写真	→	色彩なし線図
□	色彩なし線図	→	カラー写真
■	カラー写真	→	モノトーン写真
□	モノトーン写真	→	カラー写真

(9) グレースピリオド(新規性喪失の例外規定)

グレースピリオドに関連する情報は公報に掲載されない。知りたい場合には智慧財産局のオンラインサービスにより包袋を閲覧することにより確認することが可能である(ただし 2003 年以降公開の意匠)。

(10) 保護要件

先行意匠に対する保護要件は、新規性(法第 122 条第 1 項)と創作性(法第 122 条第 2 項)が求められる。

新規性については同一又は類似の範囲までが判断され、新規性を有する意匠であっても当業者先行技術に基づいて容易に思いつくものであるときは、創作性が欠如するとされ、登録を受けることができない。

専利法第 122 条

産業上利用することのできる意匠で、次の各号のいずれかに該当しなければ、本法により出願し、意匠登録を受けることができる。

1. 出願前に既に同一又は類似の意匠が刊行物に記載された場合
2. 出願前に既に同一又は類似の意匠が公然実施された場合
3. 出願前に既に公然知られた場合

¹⁹⁴ 智慧財産局の回答原文は次のとおりである。

“The degree of difference must have antecedent basis in the original disclosure of priority documents.”

意匠が、前項各号の事情に該当しなくても、それがその所属する技術分野の通常知識を有する者が出願前の従来技芸に基づいて容易に思いつくものであるときは、意匠登録を受けることができない。出願人が次の各号のいずれかの事情を有し、かつ、その事実の発生後6か月以内に出願した場合、当該事実は、第1項各号又は前項に言う意匠登録を受けることのできない事情に該当しない。

1. 刊行物に発表された。
2. 政府が主催する展覧会又は政府の認可を受けた展覧会で展示された。
3. その意図に反して漏洩した場合

出願人が前項第1号及び第2号の事由を主張する場合、出願時に事実及びその事実が生じた年月日を明記し、並びに特許主務官庁が指定した期間内に証明書類を提出しなければならない。

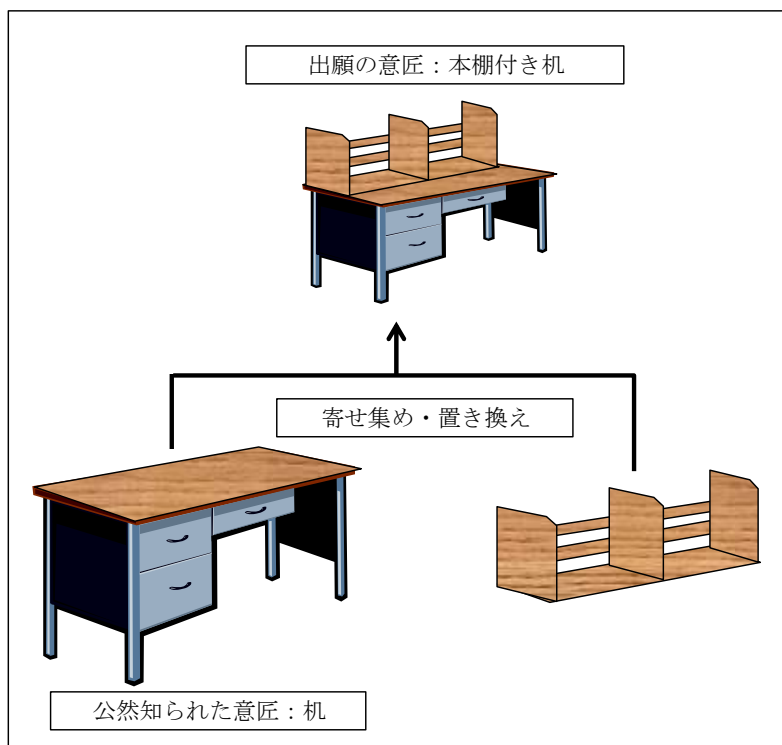
(11) 創作非容易性に関する参考判断例

以下の例について、智慧財産局の回答者の判断が得られたので紹介する。

【判断例1】

その意匠の属する分野において、本立てを机に組み合わせることは当業者にとってありふれた寄せ集め・置換として捉える。

“本棚付き机”



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

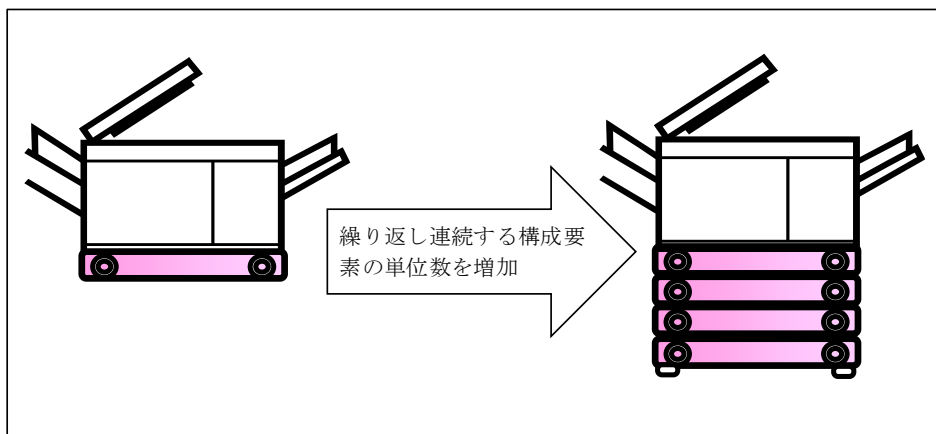
智慧財産局回答者回答：

寄せ集め・置換の意匠(本棚付き机)は登録を受けられない。

【判断例2】

同じ引き出しの形状を有する電子複写機等の分野において、公然知られた意匠の繰り返し連続する構成要素の単位の数を適宜増減させることは当業者にとってありふれた手法と捉える。

“電子複写機”



智慧財産局回答者回答：

構成比率の変更又は連続する単位の数の増減による意匠(電子複写機)は登録を受けられない。

【判断例3】

その意匠の属する分野において、おもちゃの形状を乗物の形状に模することは当業者にとって商慣行上の転用として捉える。

“Toy Motorcycle”



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

智慧財産局回答者回答：

その意匠の属する分野において、おもちゃの形状を乗物の形状に模することは当業者にとって商慣行上の転用であるものと考えられる。

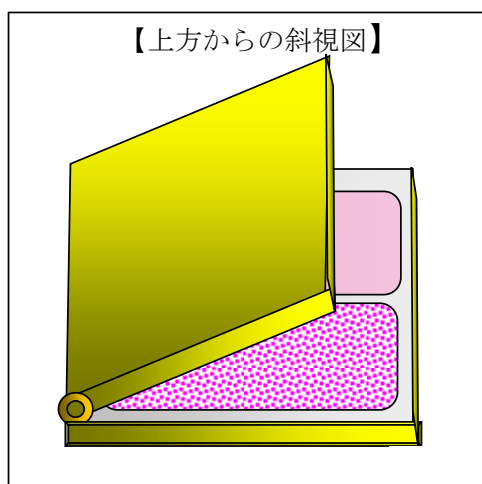
8. 3 意匠権設定後の運用

(1) 願書の記載と権利範囲

意匠の分類に関して願書への記載は任意であるが、複数デザイン一括出願を認めているため、意匠分類は1通の願書に含めることができるデザインの権利範囲(物品あるいは物品分野)等を決定する要素である。また、物品が意匠と同一または類似かどうかの判断において、分類が参考として使用される可能性がある。

(2) 登録意匠の権利範囲の参考判断例

下図のような化粧品用ケースについての意匠が意匠公報に掲載され、当該意匠が1つの斜視図(写真)のみで表現されており、底面など開示されていない部分がある場合、登録意匠の権利範囲についてどのように考えるか台湾の実務者に見解を求めたところ、以下の回答を得た。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ化粧品の写真を示して回答を得た。

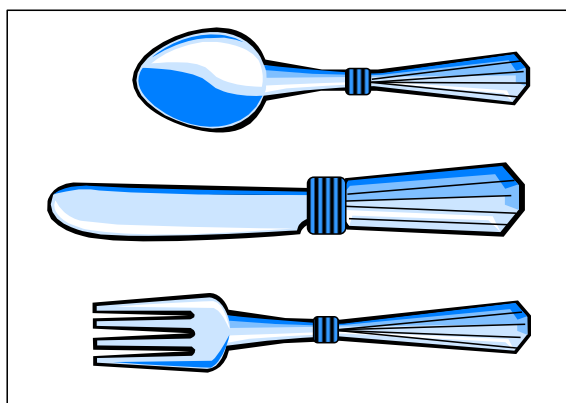
一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)
 (Example of a design disclosed only by one perspective view (photograph) alone
 (cosmetic case))

台湾実務者回答：

このような1図での出願は自国の規定に違反するため登録されないと考えるが、仮に登録された場合は、図面等で表現されていない部分がディスクレームされた権利とされる(見えていない若しくは表されていない部分は権利から除かれている)。

(3) 意匠の単一性

日本で認められる「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」についての組物の意匠の例について、下図のように柄部の特徴的が共通するスプーン、フォーク、ナイフの意匠のセットを一意匠として出願をすることができるかについては、例えば物品名を「食卓用食器セット」の一意匠として出願ができる。その場合の意匠の説明は「...という共通の特徴を有する食卓用食器セットに関するものである」などと記載すればよいようである。また、特にセットものであることの説明を記載する必要はないようである。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

柄部の特徴的な意匠が共通するスプーン、フォーク、ナイフのセット
 (A set of a spoon, folk and knife which share the distinctive design of the handle part)

台湾では、セットもの又は組物の意匠権は、同じ物品で構成されるセットもの又は組物全体としての実施にのみ意匠権の効力が及ぶとされている。

(4) 変化する意匠

立体形状の変形おもちゃなど、物品がその機能に基づいて形状が変化する意匠は、図面に表された形状が全て同一か類似する場合に権利が及ぶ。変化する画像も一意匠として認められ出願が可能である。

(5) 意匠登録の無効

台湾において、登録された意匠の有効性判断を争って、登録を無効にすることができる制度及びそのような手続きを行う方法として、知財庁における登録後(公告後)異議申立制度が存在する。

また、登録が無効になる事由としては、保護対象非該当、工業利用性欠如、新規性欠如、創作非容易性欠如、他人の先行出願による開示、公序良俗違反である意匠、物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠が挙げられる。先行意匠との関連に関しては、登録意匠は、先行意匠とまったく同一か類似している場合、あるいは先行意匠に基づいて当業者が容易に思い付くことができる場合、無効理由があるとみなされる(専利法第122条第1項、2項)。

8. 4. 著作権との関係

台湾専利法第124条において、「2. 芸術的創作」は意匠登録を受けることができないという規定が存在する。著作権法に基づく保護対象は、通常、専利法の同規定によって除外される。

8. 5. 意匠権侵害

8. 5. 1 意匠権侵害についての事例検討¹⁹⁵

以下に台湾の実務者が意匠権侵害について検討した結果を判断の参考例として示す。

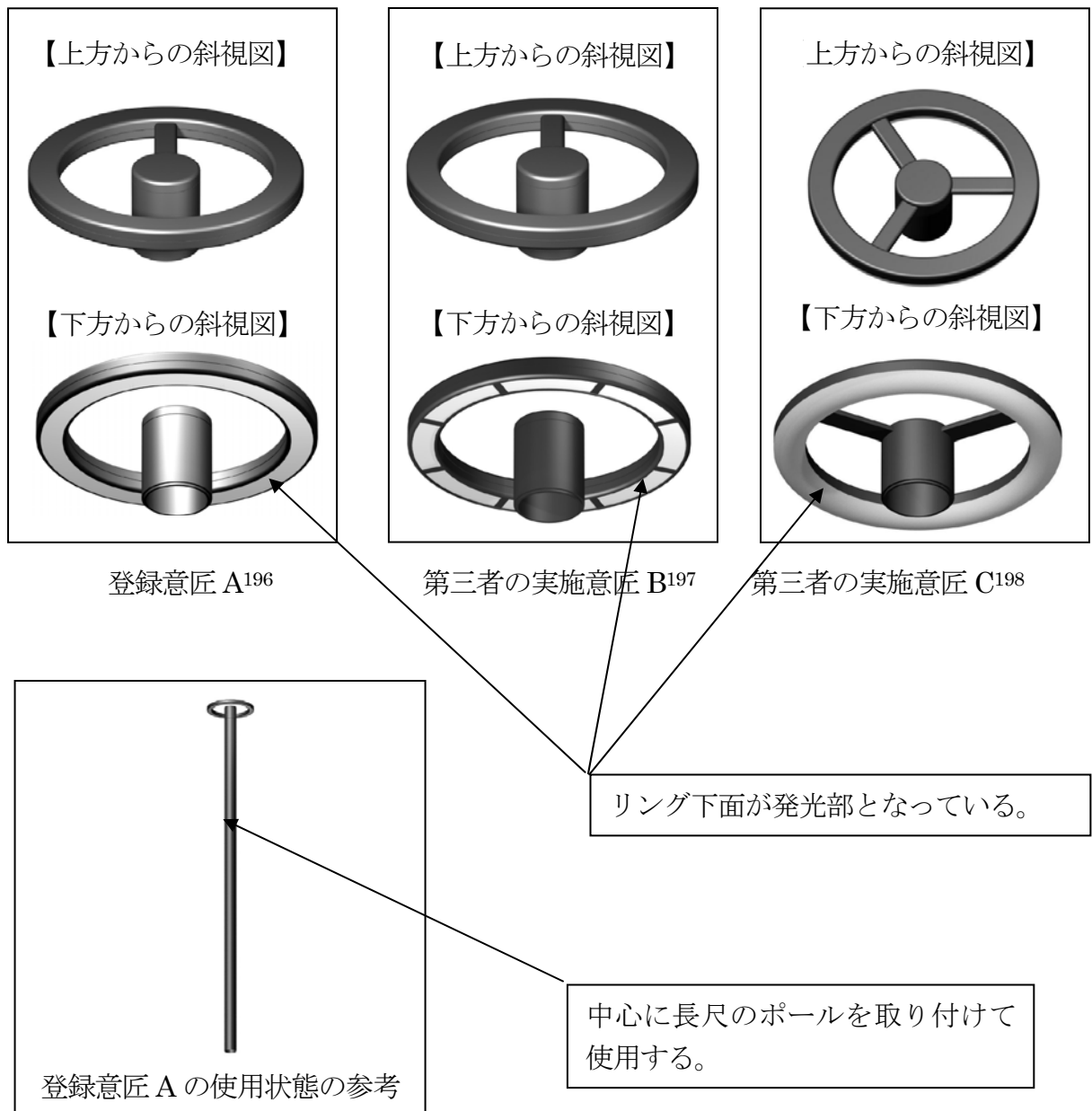
【参考判断例1】

質問：

下の意匠A、意匠B、意匠Cはいずれも物品が「街路灯灯具本体」で同一であり、意匠Aは登録意匠で、意匠B、意匠Cは第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。登

¹⁹⁵ 知財庁は審査上、登録可否の観点から類否を見ているが、事実務者は、侵害・非侵害となるか等効力範囲の観点から類否を見ている。

録意匠 A には対して、意匠 B 及び意匠 C は発光面(底面)の形状が異なるとともに、意匠 C は発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なる。図面は CG で作成されている。このとき、意匠 B、意匠 C は、登録意匠 A の意匠権を侵害すると判断できるか。



台湾実務者回答：

意匠 B 及び意匠 C のいずれも登録意匠 A の意匠権を侵害すると考える。

¹⁹⁶ 意匠登録第 1365435 号(本意匠)

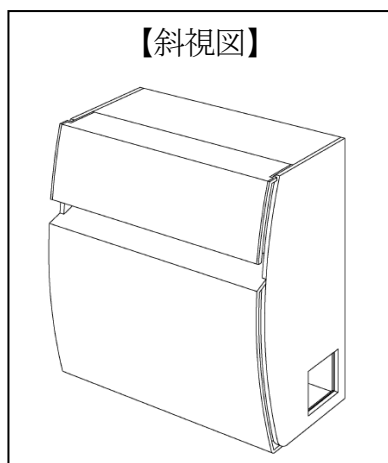
¹⁹⁷ 意匠登録第 1365854 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

¹⁹⁸ 意匠登録第 1421163 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

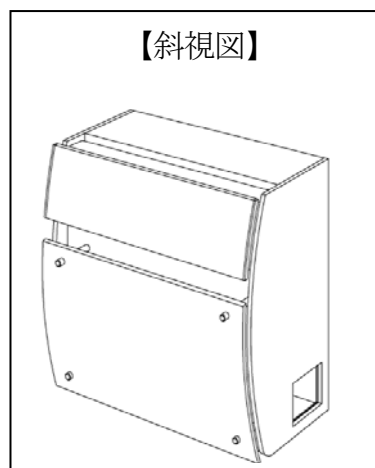
【参考判断例 2】

質問：

下の意匠 D 及び意匠 E はいずれも物品が郵便受箱で同一であり、意匠 D は登録意匠で、意匠 E は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 E は、前面のカバー形状が登録意匠 D とやや異なる。このとき、意匠 E は、登録意匠 D の意匠権を侵害すると判断できるか。



登録意匠 D¹⁹⁹



第三者の実施意匠 E²⁰⁰

台湾実務者回答：

意匠 E は登録意匠 D の意匠権を侵害すると考える。

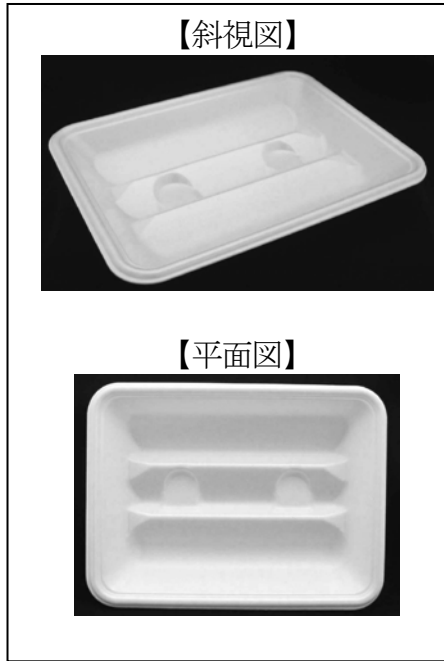
【参考判断例 3】

質問：

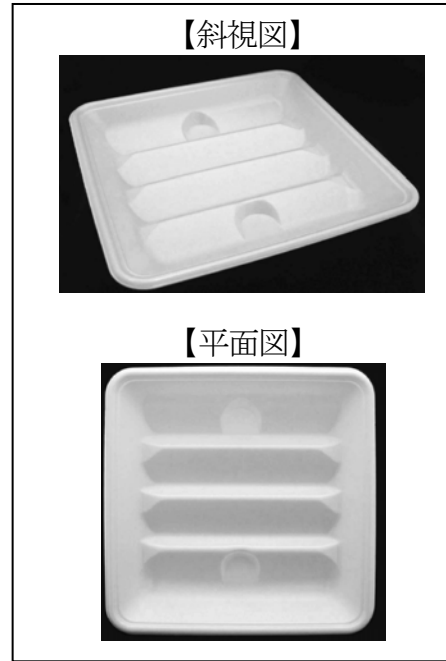
下の意匠 F 及び意匠 G はいずれも物品が包装容器で同一であり、意匠 F は登録意匠で、意匠 G は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 G は、全体の形状、底面の山形部の数、凹部の位置が登録意匠 F とやや異なる。このとき、意匠 G は、登録意匠 F の意匠権を侵害すると判断できるか。

199 意匠登録第 1374144 号(本意匠)

200 意匠登録第 1411875 号(意匠登録第 1374144 号の関連登録)



登録意匠 F²⁰¹



第三者の実施意匠 G²⁰²

台湾実務者回答：

意匠 G は登録意匠 F の意匠権を侵害すると考える。

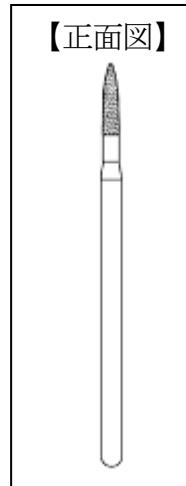
【参考判断例 4】

質問：

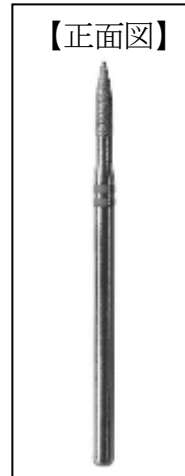
下の意匠 H 及び意匠 I はいずれも物品が歯科用回転器具で同一であり、意匠 H は登録意匠で、意匠 I は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 I は側部に、登録意匠 H にはない二重の輪状模様が付されている。このとき、実施意匠 I は、登録意匠 H の意匠権を侵害すると判断できるか。なお、意匠に係る物品である「歯科用回転器具」は、人工歯の形態を研削して修整するためのものであり、歯科用電気エンジン又は歯科用ハンドピースに装着して回転させながら使われるものである。また、本器具は軸対象に加工されている。

²⁰¹ 意匠登録第 1373205 号(単独登録)

²⁰² 意匠登録第 1409656 号(単独登録)



登録意匠 H²⁰³



第三者の実施意匠 I²⁰⁴

台湾実務者回答：

意匠 I は登録意匠 H の意匠権を侵害すると考える。

8. 5. 2. 意匠権侵害の救済

台湾では意匠権侵害に対する訴えは、裁判所へ訴訟を提起する方法がある。救済を求める方法は、損害賠償と差し止めのみである。具体的には下記の民事救済が請求可能である。

- ・差止請求
- ・損害賠償その他金銭的請求
- ・侵害品の破棄、侵害に供した設備の除去の請求
- ・信用回復措置請求

また意匠権の侵害は刑事罰の対象とはならない。

8. 5. 3. 意匠権侵害に関する判例

近時の判例として「電子プレーヤー意匠権侵害事件」(知的財産法院 100 年度民事第 7 号)では、意匠権の効力範囲に関する判断手法が明確に判示されている。

8. 6. 税関・警察等での取締り

(1) 税関における侵害品に対する措置は、貿易法第 17 条において「輸出入業者は、我が国又は他国の法律で保護されている知的財産権を侵害してはならない。」と規定されており、税関法第 15 条知的財産権侵害品全般について輸入禁止と規定しているのに対し、著作権法・商標法では、規制対象である旨規定しているが、意匠を含む専利法では税関によ

²⁰³ 登録意匠第 1377111 号(本意匠)

²⁰⁴ 登録意匠第 1377517 号(意匠登録第 1377111 号の関連登録)

る水際取締に関する明確な規定がない。

(2) 税関配合執行専利商標及び著作権益保護措施作業要点の第3項においても意匠も対象とされているが、実際に処理対象となった事例はないようである²⁰⁵。

(3) 警察等における意匠権侵害に基づく摘発件数

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
意匠権侵害に基づく摘発件数/年	549,453	494,886	489,238	249,269	112,478
摘発された具体的な製品	音楽DVD、映像DVD、ゲームDVD、ゲームカートリッジ、音楽ソフト				

(4) 台湾警察における運用

デザインの模倣品取締りについて台湾警察での運用を質問したところ、以下のコメントが得られた。

- ・台湾警察はデザインの模倣品がインターネットで取引されているか調査を行い自ら査察するか、第三者による検挙を行う。原告(提告人(plaintiff))²⁰⁶が著作権者の資格を有することを判断した後、調査の手続きをとって、被検挙者を検察機関の調査に移送する。
- ・警察等において意匠権侵害の判断を行う際、当該意匠権の権利内容の確認は、意匠公報に掲載された物品名、物品の機能・用途、意匠公報に掲載された図や写真、参考図あるいは知財庁での審査時に提出された意匠見本等を考慮する。
- ・意匠権侵害の判断を行う際に、被疑侵害品が分解されており、組立てれば、意匠公報に掲載された登録意匠と同じになると判断された場合、分解された状態では侵害品と認定しない、あるいは認定できない。
- ・知的財産権侵害品(模倣品・海賊版)防止の宣伝活動について、知恵財産局は、民衆に対して行い、台湾教育部²⁰⁷又は智慧財産権警察保護大隊は、学生に対して行う。

(5) 税関における知的財産権侵害に基づく摘発件数

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
意匠権侵害に基づく摘発件数/年	274	318	255	113	88

²⁰⁵ AIPPI JAPAN 平成19年「各国における意匠権侵害に対する行政・刑事・民事救済制度とその運用に関する状況調査研究報告書」

²⁰⁶ 「提告人」が台湾警察の回答原語であるが、ここでは前文の第三者をさすと解される。

²⁰⁷ 台湾教育部は、台湾の行政院に属する教育文化政策に関する業務全般を担当する省庁である。

(6) 税関における運用

税関における運用を台湾財政部關務署²⁰⁸に質問したところ、以下のコメントが得られた。

- ・「専利及び著作権保護のための税関執行マニュアル」又は「著作権又はコピーライト侵害品の税関仮留実施方法」に基づいて、台湾税関は、著作権の国境保護を実施している。
- ・台湾税関は、司法機関の決定により専利権侵害事件として、関連する商品の輸出停止を仮留処分として執行する。
- ・「商標権」又は「著作権」の保護のため、我が税関は、取締の強化又はコピー品を識別する職員の能力向上に対して、定期的に研修している。ただし、上述した侵害の疑いのある商品の入関について、税関の職員は、自ら侵害の認定を行わず、権利人又は代理人に通知し、現物を確認してもらう。これと同時に侵害したか否かの証明できる資料の提供を求める。

(7) その他

意匠権者が意匠権侵害者を自ら告発する場合、意匠権侵害の事実が疑われる証拠を示した告発書類、意匠権侵害の事実が明示された証拠(侵害品)を示した告発書類、侵害(同一・類似等)であることを証明する弁護士等の鑑定書が必要となる。

²⁰⁸ 台湾財政部關務署 税関検査グループ 取締チーム(中華民國(臺灣) 財政部關務署 關務查緝組 関務取締班)から回答を得た。

9. カナダ【実体審査あり、ハーグ協定未加盟】

9. 1. 制度の枠組み

- (1) 意匠は、カナダ意匠法²⁰⁹(2001年c.34により改正。以下、「法」と略す場合もある)で保護されている。カナダの司法制度は、成文化された民法制度を使用するケベック州を除き、英国の慣習法(コモンロー)制度に基づいている。これには連邦裁判所の基盤となる制度も含む。成文化された法律が支配はするが、これは法律の一般的な枠組みを与えるのみであり、カナダ意匠法にも該当する。
- (2) 保護対象である意匠は意匠法第2条に、『「意匠」又は「工業意匠」とは、完成品における形状、輪郭、模様若しくは装飾の特徴及びそれら特徴の組合せであって、視覚に訴え、かつ、視覚によってのみ判断されるものをいう。』と規定されている。
- (3) 「キット」とは、完成品を作るために組み立てることができる完全な又は実質的に完全な数の部品をいう。
- (4) 有用物品に適用される専ら物品の実用的機能に支配される特徴又は製造若しくは組立についての何らかの方法又は原理については、権利の保護は一切およばないものとされる(法第5.1条)。
- (5) 法第6条に従い、登録済みの他の意匠と同一でない又はそれと混同するほどに酷似していないか、公序良俗に反しないかの実体審査が行われて、登録されると登録証が発行され、意匠権に関わる排他権が、意匠の登録によって取得できる(法第9条)。なお、意匠の排他権の存続期間は登録日から10年間である(法第10条第1項)。
- (6) 意匠権者の同意を得ていない次の行為は侵害とされる；登録意匠若しくは実質的に差異がない意匠が適用された物品の、製造、輸入、販売、貸与又は販売・貸与目的での申出若しくは展示又はキットについてのこれらの行為(法第11条第1項)。間接侵害についての明文規定はないが、法第11条第1項にはキット(完成品を構築するために組立可能である完全な数又は実質的に完全な数の部品)に関する製造等が直接侵害として規定されている。
- (7) 意匠が、実質的に差異がないかを審理するにあたっては登録意匠が以前に公開された意匠と相違する程度を参酌することができる(法第11条第2項)。
- (8) 民事的救済を求め意匠権侵害訴訟を管轄裁判所(連邦裁判所又は州地方裁判所)に提起できる(法第15条第1項)。救済措置は差止め、損害賠償若しくは損失利益の回収、懲罰的損害賠償命令並びに侵害され得た物品若しくはキットの処分命令も含まれる(法第15.1条)。
- (9) カナダ意匠法には、特許のような再審査制度(カナダ特許法第48.1条第1項)はなく、意匠権の無効審理は連邦裁判所に請求する。不服のある場合は連邦上訴裁判所へ上訴でき、さらに、カナダ最高裁判所に上告できる。

²⁰⁹ カナダ意匠法(2001年c.34により改正、2012年10月31日施行)http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm(最終アクセス日：2014年2月14日)

(10) 意匠法及び意匠法規則には明確な罰則規定はなく、カナダ刑法でも意匠権に直接かかわる犯罪はない。

9. 2. 意匠権設定までの運用

(1) 願書の記載

願書に記載した意匠の説明について、カナダ知的財産庁(以下、「CIPO」という。)では、機能や用途についての記載は認めず、削除させている。すなわち、視覚的な特徴についての言及のみが認められるため、審査官はその「記載」が機能や用途に関するものか否かを判断し、機能や用途に関するものは削除するよう要請する。当該説明は、審査官・審判官等が出願等を理解するために利用され、原簿の一部にもなるが、視覚的な特徴に関する「記載」に限られ、機能や用途の記載は認められない。

願書には意匠の説明を記載しなければならない。意匠の説明は例えば次のようなものである。

- －「意匠には、図に示す通り xxx の輪郭に特徴がある。」
- －「意匠には、図に示す通り xxx の輪郭、形状および装飾に特徴がある。」

願書に記載された説明は、意匠の登録可能性を決定する際に検討される。知的財産庁は区分決定のためその物品について追加の説明を求める場合がある。

また、意匠分類は願書の記載事項とされておらず、分類は CIPO が判断して付与している。

(2) 物品名の表示

願書に記載した物品名(title of article)は方式審査又は実体審査でどのように認定しているかについて、CIPO は、例えば「ボールペン」、「万年筆」、「サインペン」、「シャープペン」等、具体的な製品名称であれば認めるとしている。

なお、画像(graphic image)は物品の一部として保護される。

(3) 図面提出要件

意匠出願には、意匠の図面又は写真及び意匠の説明書を含まなければならないとされている(意匠法第4条(a))。なお、意匠の図面や写真はカラーでも提出可能であるが、色については権利の主張ができず、出願および登録は白黒となる²¹⁰。図面の様式は意匠規則²¹¹に次の規定がある。

²¹⁰ 2011年3月「カナダの知的財産法の構造、運用と保護」日本貿易振興機構(JETRO)<https://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000704/report.pdf>(最終アクセス日:2014年2月14日)

²¹¹ カナダ意匠規則(SOR/2008-268により2008年10月5日最終改正 2012年10月31日施行)http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm(最終アクセス日:2014年2月14日)

意匠規則 第 9.1 条

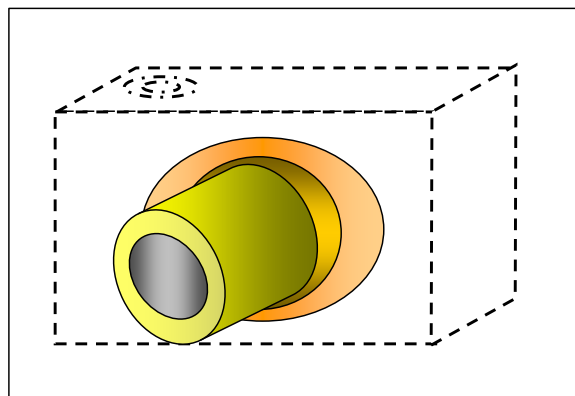
- (1) 図面は、少なくとも2.5cmの余白を有していなければならない。
- (2) 図面又は写真による図はすべて、次のものでなければならない。
 - (a) 意匠の特徴をはっきりと正確に確認することができるのに十分な品質のものであること
 - (b) 意匠が適用される物品をはっきりと正確に示していること及び
 - (c) 物品を単独で示していること
- (3) ただし、複数の図を含む出願の場合において、意匠が適用される物品の一部ではないものであって、それが物品又は物品の特徴がどのようなものであるかを明確にする一助になる場合は、単一図面による単一図によりその背景を示すことができる。
- (4) 図面は、次のように示さなければならない。
 - (a) 意匠を明確な実線で
 - (b) 意匠の一部を構成しない物品の部分を全体的に明確な実線で又は全体的に明確な点線で及び
 - (c) もしあれば、背景を明確な点線で
- (5) (4)の適用上、点線は、次のものから構成される破線をいう。
 - (a) 均等間隔の短いダッシュ
 - (b) 均等間隔の点又は
 - (c) 均等間隔でかつ交互の短いダッシュ及び点

(4) 図面に記載した破線の意味

図面に記載した破線がもつ意味について、CIPO に下図のデジタルカメラの部分についての意匠を提示したところ、この例のように破線部内に実線が表されている場合、実線によって保護を受けようとする部分は破線部との関係で意味をもち、破線による表現を参酌して物品全体に対する部分の位置、大きさ、範囲を判断するとしている。

CIPO は、実線で表現された物品の部分の意匠として出願を受け付ける。破線を実線に補正することは、その補正が全体意匠を実質的に変更しないものでない限り、認められない。

また、カナダの実務者は、図面の不一致を修正する場合を除き、点線を実線に変更することは認められない、そのような修正がされた場合は知的財産庁がさらに措置をとっている。



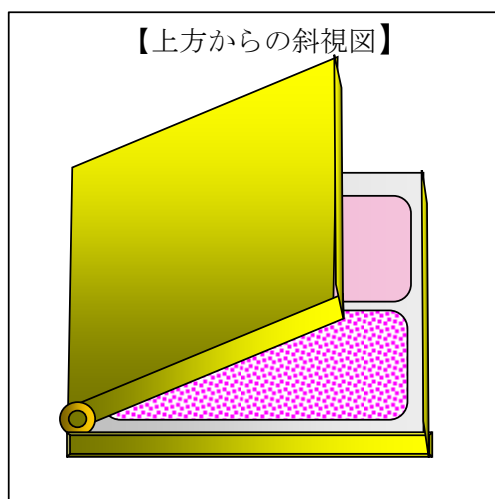
※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じデジタルカメラの図を示して回答を得た。

デジタルカメラの部分についての意匠
(Design of a part of a digital camera)

ある企業は、別々に購入されたサブアセンブリー(小組立部品)から、物品の部分が構成される場合に部分意匠制度を利用するとしている。その例として、鉄道車両の運転台へ設置する運転用コンソール(制御装置)を挙げている。また、完成品のサブセット(部分集合)が差別化的な価値があるなら、このサブセット(部分集合)を保護することは許されると説明している。

(5) 図面又は写真によって開示されていない部分の扱い

下記の斜視方向から撮影した蓋を開いた状態の化粧品用ケースの写真一枚のみを CIPO に提示し、その扱いについて回答を得た。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ化粧品の写真を示して回答を得た。

一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)
(Example of a design disclosed only by one perspective view (photograph) alone
(cosmetic case))

CIPO 回答者回答：

図面等で表現されている部分だけで意匠を認定して審査をする。すなわち、見えていない部分は無いものとして取り扱う。ただし、審査官が装飾、形状、輪郭、模様などの特徴を審査できない場合は、拒絶理由通知が出され、出願のさらなる補正が必要になることがあるとしている。

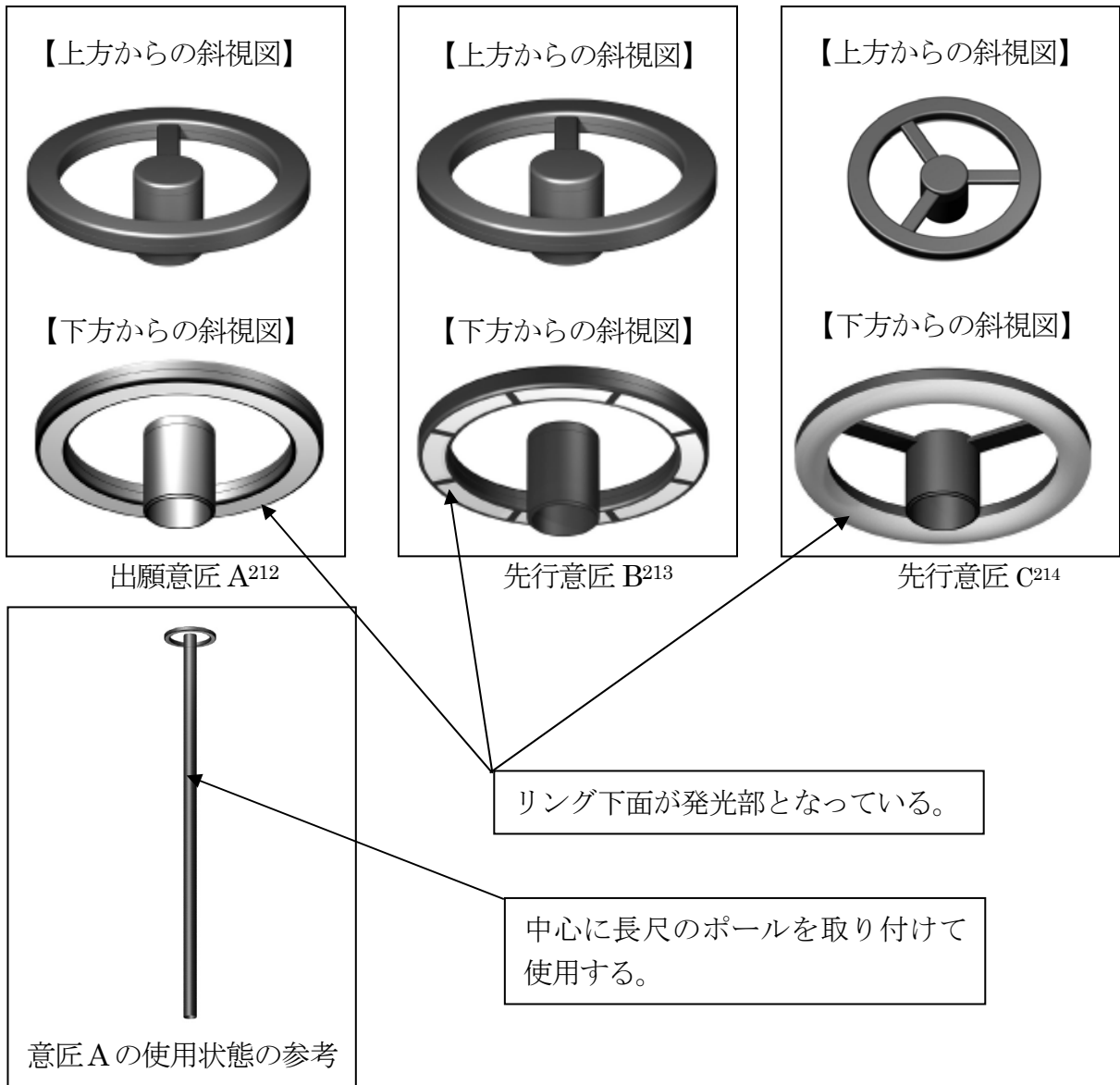
(6) 複数意匠の関係

以下の判断例について、出願に係る意匠が先行意匠によって拒絶されるかどうかについて、次のとおり、CIPO の考え方が得られた。

【判断例 1】

下の出願に係る意匠 A、先行意匠 B、先行意匠 C はいずれも物品が「街路灯灯具本体」で同じですが、意匠 A、先行意匠 B 及び先行意匠 C は互いに発光面(底面)の形状が異なるとともに、先行意匠 C は発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なる。図面は CG で作成されている。

このとき、意匠 A についての出願は先行意匠 B あるいは先行意匠 C によって拒絶されるか。



CIPO 回答者回答：

意匠 A についての出願は、先行意匠 B あるいは先行意匠 C のいずれによっても拒絶されうる。ただし、こうした判断は、技術水準などさまざまな要因に左右される。

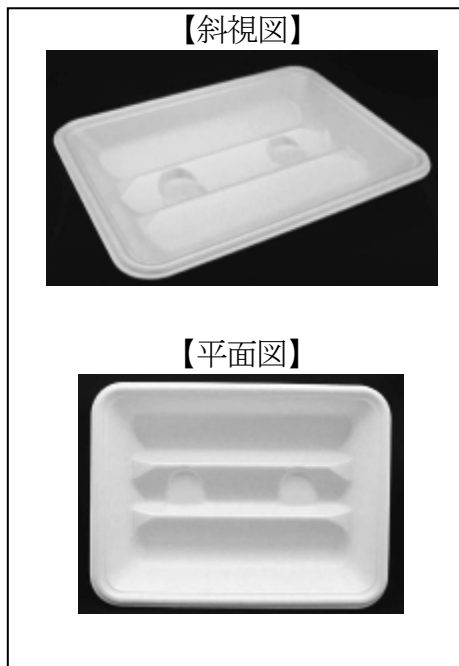
【判断例 2】

下図の出願に係る意匠 F 及び先行先行意匠 G は物品が包装容器で同じであるが、先行先行意匠 G は、全体の形状、底面の山形部の数、凹部の位置が意匠 F とやや異なる。このとき出願に係る意匠 F は先行先行意匠 G によって拒絶とされるか。

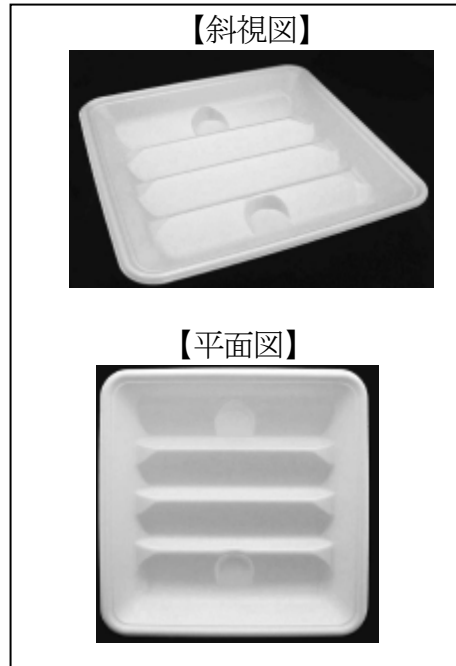
²¹² 意匠登録第 1365435 号(本意匠)

²¹³ 意匠登録第 1365854 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

²¹⁴ 意匠登録第 1421163 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)



出願に係る意匠 F²¹⁵



先行意匠 G²¹⁶

CIPO 回答者回答：

意匠 F についての出願は先行意匠 G によって拒絶とされうる。ただし、こうした判断は、技術水準などさまざまな要因に左右される。

(7) パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の扱い

パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願は、出願日の他に、出願番号と、出願を行った国名の記載が要求される。ただし、CIPO ではこれらの情報の検証は実施していない。

以下に関連規定を記載する。

意匠法

第 29 条(1)：

規則に従うことを条件として、ある者がカナダにおいて行った工業意匠登録出願であって、その者又はその者の前権利者が外国において若しくは関して同一工業意匠の登録を先に正規に出願をしたものは、次の場合は、同一工業意匠の登録出願が当該外国において又は関して最初に行われた日にカナダにおいて出願された場合と同様な効力及び効果を有するものとする。

- (a) 外国出願が行われた最先の日から 6 月以内にカナダにおいても出願し、かつ
- (b) 当該出願人がカナダにおける出願に関して規則に従って優先権を主張し、更に
その他所定の要件を遵守している場合

²¹⁵ 意匠登録第 1373205 号(単独登録)

²¹⁶ 意匠登録第 1409656 号(単独登録)

意匠規則

第 20 条(1) :

法律第 29 条(1)に規定する 6 月以内に提出される優先権主張については、書面で行い、かつ、外国において又は関して意匠登録出願を最初にした日、国名及びその国により当該出願に付与された番号を表示しなければならない。

第 20 条(2) :

優先権を求める意匠の登録前に何時でも、当該意匠と同一か又は混同を生じる程に類似する意匠について出願がされた場合は、長官は、優先権を主張する出願人にその旨を書面で通知し、かつ、次の書類を提出するよう求めなければならない。

(a) 当該主張が基礎とする外国出願の認証謄本及び

(b) (a)にいう出願がされた特許庁からの出願日を示した証明書

第 20 条(3) :

優先権主張は、当該認証謄本及び証明書が提出されるまで停止される。

意匠部実務マニュアルの 3.4 項²¹⁷にも関連事項がある。

(8) パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の記載と優先権証明書の記載との相違 CIPO では、優先権書類の写しの提出が必要でないため、両者の比較は行われない。

(9) グレースピリオド(新規性喪失の例外規定)

グレースピリオドの情報は、公報に掲載していない。

意匠法第 6 条(3)で定めるように、カナダでは、意匠が開示された場合の出願に関するグレースピリオドは 1 年である。

CIPO に提出された出願は、審査過程において調査が実施され、当該意匠が 1 年以上前に公開されているか否かを審査官(調査官)が判断する。1 年以上前に公開されている場合、出願は受理できない。

第 6 条(3) :

大臣はカナダにおける登録出願が次の場合は、意匠の登録を拒絶する。

(a) 本項の施行日以後にカナダでされた出願の場合は、カナダ又は外国における当該意匠の公開後 1 年を超えているとき又は

(b) 本項の施行日前にカナダでされた出願の場合は、カナダにおける当該意匠の公開後 1 年を超えているとき

²¹⁷ カナダ意匠部実務マニュアルの 3.4 項

<http://www.cipo.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr00262.html#n3.4>(最終アクセス日 : 2014 年 2 月 21 日))

(10) 保護要件

カナダの実務者によると、CIPO の著作権・意匠部は、意匠出願の実体審査を実施しているが、先行意匠に対する保護要件で審査をしているのは独創性(Originality)のみである。カナダ意匠法第 6 条(1)及び第 6 条(3)に保護要件が規定されている。

第 6 条

(1): 大臣が登録済みの他の意匠と同一ではない又はそれと混同する程に酷似していないと認定した場合は、大臣は当該意匠を登録するものとし、図面又は写真及び説明書は、この部によって必要とされる登録証と共に当該意匠の所有者に返却する。

(3): 大臣はカナダにおける登録出願が次の場合は、意匠の登録を拒絶する。

(a) 本項の施行日以後にカナダでされた出願の場合は、カナダ又は外国における当該意匠の公開後 1 年を超えているとき又は

(b) 本項の施行日前にカナダでされた出願の場合は、カナダにおける当該意匠の公開後 1 年を超えているとき

カナダ意匠法および意匠規則では、規定を判断する際の判断主体には直接言及していないが、審査官が出願処理と、カナダ意匠データベースで必要な調査(係属中の出願も含む)を行い、意匠が独創的か否かを判断する。意匠法では、独創性の基準を規定していないが、裁判所がこれまでに示してきた原則が、独創性についての判断を下す際に適用されている。そのような指針となる原則の一部を以下に示す。

- ①カナダ最高裁判決「Clatworthy & Son v. Dale Display (1929)、 S.C.R. 427」: 独創的な意匠を成すには、新たな意匠と従来のものとの間に、実質的な違いがなければならない。
- ②「Bata Industries Ltd. v. Warrington Inc. (1985) 5 C.P.R. 339」: まったく新しい意匠を創作する、または既存の意匠の新たな使用を思いつくときは、少なくとも意匠創作者のひらめきを伴うものと思われる。なお、「独創的」が、「特徴や形式が目新しい、発明的、創造的」と辞書(Concise Oxford Dictionary 第 6 版、1976 年)で定義されている点にも注目すべきである。
- ③意匠を比較して「実質的」な違いがあるか否かの判断は、視覚によってのみ判断される印象の問題である。
- ④それぞれの意匠は全体として見なければならず、並べて違いを比較するだけのテストであってはならない。また、それぞれの意匠を別々に見る場合は、記憶の不完全性を考慮に入れ、視覚に訴えるかどうかを判断すべきである。参照: 『Russell-Clarke on Copyright in Industrial Designs』第 5 版(1974 年)Sweet & Maxwell 社(London)p.36 ~38。「Re: Paramount Pictures Corporation Industrial Design Application (1981)、 73 C.P.R. (2nd) 273」。
- ⑤「Dover Ltd. V. Nurnberger Celluloidwaren Fabrik Gebruder Wolff (1910)、 27

R.P.C. 175 p. 179」：意匠が登録されるには、「登録に関わる物品の種類について、新規または独創的でなくてはならない。すなわち、物品の分類(class)ではなく、物品の種類(kind)であり、物品の一般的な特徴や用途を考慮した種類である。ある意匠は、石炭バケツに関しては新規であっても、ボンネット帽に関しては新規でないかもしれない。一方で、ガスランプのシェードの意匠は、オイルランプで既に使われていた場合、新規とは言い難い」。このようにして、実施する調査の範囲が、ある程度狭められる。例えば、石炭バケツに関する出願が提出された場合、容器の分類の調査を実施するが、衣料品の分類(ボンネット帽)は調査しない。

- ⑥意匠は、特に物品の性質に関して、実質的な独創性を有している必要があり、サイズや割合を変えただけでは、独創的な意匠とはならない。白黒はっきりした規則ではない。割合は、考慮すべき要因である。
- ⑦サイズや割合のみが異なる意匠を登録することは、同業の他の意匠創作者を不当に制限することになる。参照：「Re: LeMay v. Welch (1884)、 28 Ch. D. 24」、「Canadian Wm. A. Rogers, Limited v. International Silver Company of Canada, Limited Ex. Cr. (1932)、 p.66.」、「Angelstone Ltd. v. Artistic Stone Ltd. C.P.R. Vol. 33; 156 at p. 170」。
- ⑧人気は「独創性」を判断する要素ではない。ある物品の「意匠」が、形状、模様、装飾、輪郭などの装飾的特徴が同じである、類似の物品よりもはるかに人気が高くなることもある。人気の理由としては、色彩、サイズ、材質、販売店の種類(デパート vs 街角の店)、店における物品の位置、棚における位置、宣伝、物品の価格などが考えられる。
- ⑨その業界で使われている意匠に、その変種(variant)を加えただけでは、独創的な意匠となるには不十分である。特定の物品または、ある分類の物品との関連で既知の変異型は、実質的な違いを成さない。—重要な審査の側面。参照：「Phillips v. Harbro' Rubber Co (1920)、 37 R.P.C. 233」、「Kaufman Rubber Company, Ltd. v. Miner Rubber Company Limited Ex. C.R. 26」

カナダの実務者は、独創性の判断主体は需要者であるとして、その根拠として、Bodum USA Inc および PI Design AG の Trudeau Corporation (1889) Inc.に対する申立：2012 FC 1128：「裁判所の見解では、申立てられた違反製品の分析はそれを受ける需要者がどう見るかという視点から裁判所が行なうべきである…」 「その形に注目し、製造工程と素材および色(Bata、上記 345 ページ)は考慮せずに、証拠として提出された先に存在した制作物と問題とされている工業デザインとを比較した結果、裁判所はデザインに実質的な違いはない」との判例を挙げている。

- (1 1) 創作非容易性に関する参考判断例
(CIPO からは回答が得られなかった。)

9. 3. 意匠権設定後の運用

(1) 願書の記載と権利範囲

願書に記載した物品名(title of article)は権利範囲にどのように影響するかについて、カナダの実務者は、例えば、「筆記具」等、願書に包括的な製品群を表す名称が物品名とすることが認められており、その権利範囲は、製品群である「筆記具」全般に及ぶとしている。

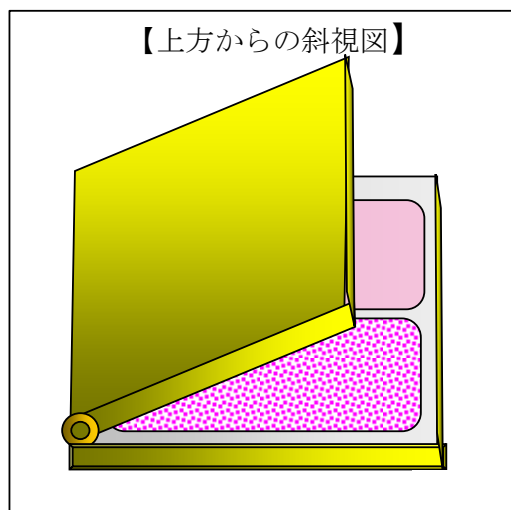
画像に関する意匠は、物品名、意匠の説明、図面により判断されるが、Global Upholstery Co. Ltd. Et Al. の Galaxy Office Furniture Ltd. に対する申立てにおいて、ET AL. 29 C.P.R. (2d) 145「勿論、図を無視することはできない。…それでもなお、ここに文章として記述された言葉は意匠を定義するものとして適切であり、図は説明の明確性をまったく損なっていないと思われる。私の見方では、文章説明と図の両方を見て…」と説示している。

意匠分類は、意匠の権利範囲には関係がなく、出願の管理やサーチを効率化するために用いられている。

(2) 登録意匠の権利範囲の判断例

【参考判断例1】

下図のような化粧品用ケースについての意匠が意匠公報に掲載され、当該意匠が1つの斜視図(写真)のみで表現されており、底面など開示されていない部分がある場合、登録意匠の権利範囲をどのように考えるか、カナダの実務者に見解を求めたところ、以下のとおり。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ化粧品の写真を示して回答を得た。

一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)
(Example of a design disclosed only by one perspective view (photograph) alone
(cosmetic case))

カナダ実務者回答 1 :

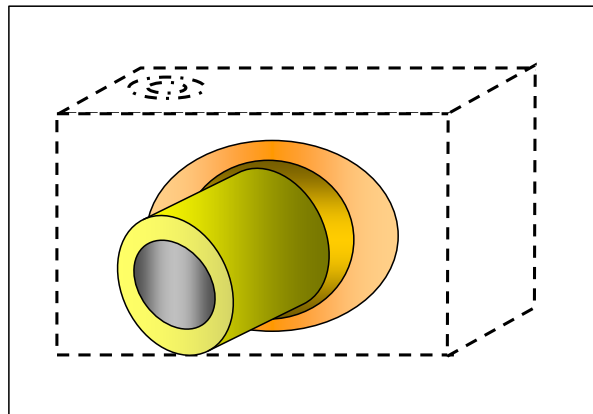
- ・以下の点で出願の要件に反する。
- ・・底面や背面など、物品全体が開示されていない。
- ・・上蓋表面の凹凸等の形状が不明である。
- ・・光の反射により形状が特定できない。

カナダ実務者回答 2 :

- ・図面等で表現されていない部分がディスクレームされた権利とされる。

【参考判断例 2】

図面に記載した破線がもつ意味について、カナダの実務者に下図のデジタルカメラの部分についての意匠を提示した。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じデジタルカメラの図を示して回答を得た。

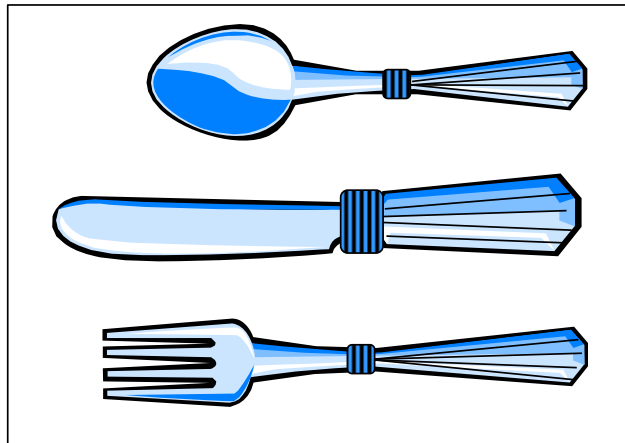
デジタルカメラの部分についての意匠
(Design of a part of a digital camera)

カナダ実務者回答 :

意匠権の範囲は点線で示された部分には拡大適用されない、実線で示された部分の意匠権は、実線で示された意匠に同一あるいは類似の意匠を持つ物品の、その同じ部分に対して適用されるとしている。

(3) 意匠の単一性

日本で認められる「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」についての組物の意匠の例について、下図のように柄部の特徴的が共通するスプーン、フォーク、ナイフの意匠のセットを一意匠として出願をすることができるかについて、カナダの実務者は、例えば物品名を「一組のナイフ・フォーク類」の一意匠として出願ができるとしている。その場合の意匠の説明は、ナイフ・フォーク類の柄の外表面にある装飾に特徴がある点などを記載すればよいようである。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

柄部の特徴的な意匠が共通するスプーン、フォーク、ナイフのセット
(A set of a spoon, folk and knife which share the distinctive design of the handle part)

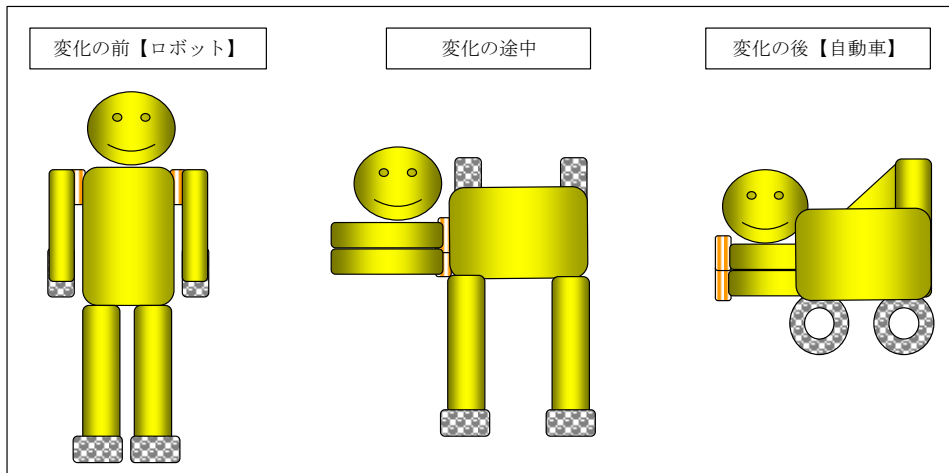
同実務者の見解は次のとおりである。

このセットは個々の物品よりむしろ全体として見るべきである。セットの登録意匠侵害は、あるキットが組み立てに完全、あるいはほとんど完全な部品を含んでいる場合に起こりえる(意匠法 第 11 条)。意匠侵害についての検証点は、REGINA v. PREMIER CUTLERY LTD. 55 C.P.R. (2d) 134 のケースでは下記のとおりであった。

- (1) 一方の意匠が他方により本件について混同したか
- (2) もし先に登録された意匠がなければ、侵害を申立立てられた物品の意匠は存在したか
- (3) 侵害を申立てられた物品は他の先に存在する意匠よりもオリジナルに近いか独自性侵害のようなケースは、実際に目で見て決める問題である。

(4) 変化する意匠

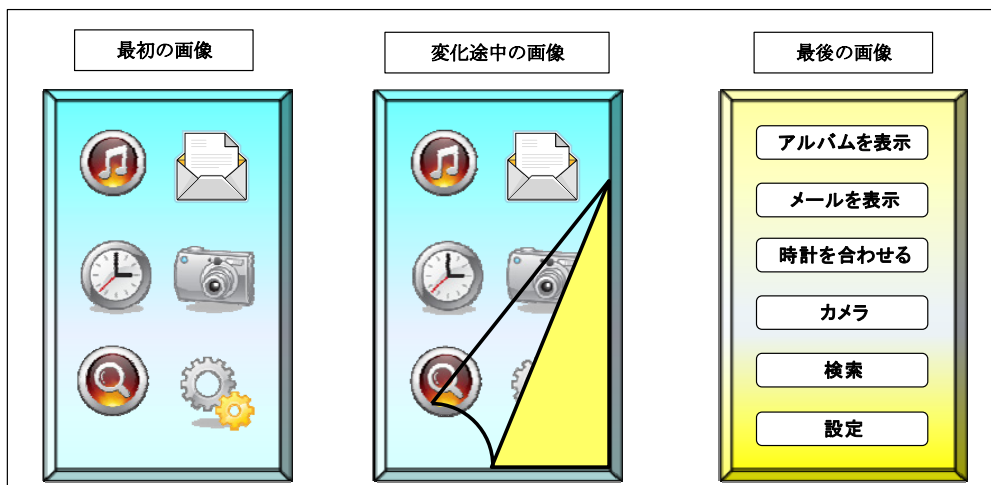
同実務者の見解では、下図のように変化する意匠の事例は把握していないが、登録された意匠は全体として見るべきであり、個々の形状ではない、侵害については「一組のナイフ・フォーク類」の検証点がこのケースにも適用できると考えるとしている。



物品がその機能に基づいて変化する意匠の例(立体形状変形おもちゃ)

Example of designs for which the article changes based on its function
(changing stereoscopic toy)

また、以下のような変化する画像の意匠に対しては、各図は一つのアプリケーションの異なる形と見ることができるので、画像の変化に連続性はあっても、各画像意匠は独立しており、別個に出願をしなければならないのではないかとしている。



変化する画像についての意匠

(Design containing changing graphic images)

(5) 意匠登録の無効

登録意匠については、連邦裁判所が「同裁判所の適当と認めるところに従い」(意匠法、第22条(1))、登録を抹消あるいは内容を変更する場合がある。

第 22 条(1) :

司法長官の情報に基づいて又は十分な事由のない工業意匠登録簿への記入脱落若しくは十分な理由のない同登録簿への記入によって権利を侵害された者による訴訟時に、連邦裁判所は、同裁判所の適当と認めるところに従い登録簿への記入、記入抹消若しくは記入変更の命令を発し又は当該申請を却下することができる。

以下の判例がある。

- － Bodum USA Inc と PI Design AG の Trudeau Corporation (1889) Inc. に対する申立て、2012 FC 1128)
- － Algonquin Mercantile corporation の Dart Industries Canada Ltd. に対する申立て、1 C.P.R. (3d) 75

9. 4. 著作権との関係

意匠権と著作権の関係については、著作権法第 64 条(2)及び(3)に規定されている。ただし、カナダの実務者は、工業意匠として登録されうる意匠である場合には、著作権の保護は適用されないとしている。

第 64 条(2) :

意匠の題材となる有用な物品もしくは美術的著作物に付された意匠に著作権が存在する場合に、カナダにおいて著作権を有する者または外国において著作権を有する者の権限に基づき、

- (a) 当該物品が 50 を超える数量で複製されている場合、または
- (b) 当該物品がプレート、版木もしくは鋳型であって、50 を超える有用な物品の生産に使用されている場合、以下のことをしても、いかなる者の著作権または人格権も侵害されない。
- (c) 当該物品の意匠、もしくは当該物品の意匠と実質的に違いのない意匠を、
 - (i) 当該物品を作成することにより、または
 - (ii) 物品の図面、もしくはその他の複製を何らかの材料形態で作成することにより複製すること、あるいは
- (d) 前項(c)で述べたように作成される物品、図面もしくは複製であって、著作権が存在する意匠もしくは美術的著作物に関して、著作権者が独占権を有しているものを扱うこと

第 64 条(3) :

前項(2)は、美術的著作物が以下のものとして、または以下のものに関して使用される限りにおいては、その著作物の著作権もしくは人格権について該当しない。

- (a) 物品の表面に付される、図示もしくは写真による表示

- (b) 商標もしくはその表示、またはラベル
- (c) 織り模様もしくは編み模様のある材料、または反物や surface covering(カバー、被覆)、衣服の製作に適した材料
- (d) 建物もしくは建物の模型のような建築作品
- (e) 実在または架空の存在、行事もしくは場所の表示であって、形状、輪郭、模様、装飾などの特徴として物品に付されるもの
- (f) 組物として販売される物品、ただし、50 を超える数量で製作される場合を除く
- (g) その他、規則で定められる著作物または物品

9. 5. 意匠権侵害

9. 5. 1. 意匠権侵害についての事例検討²¹⁸

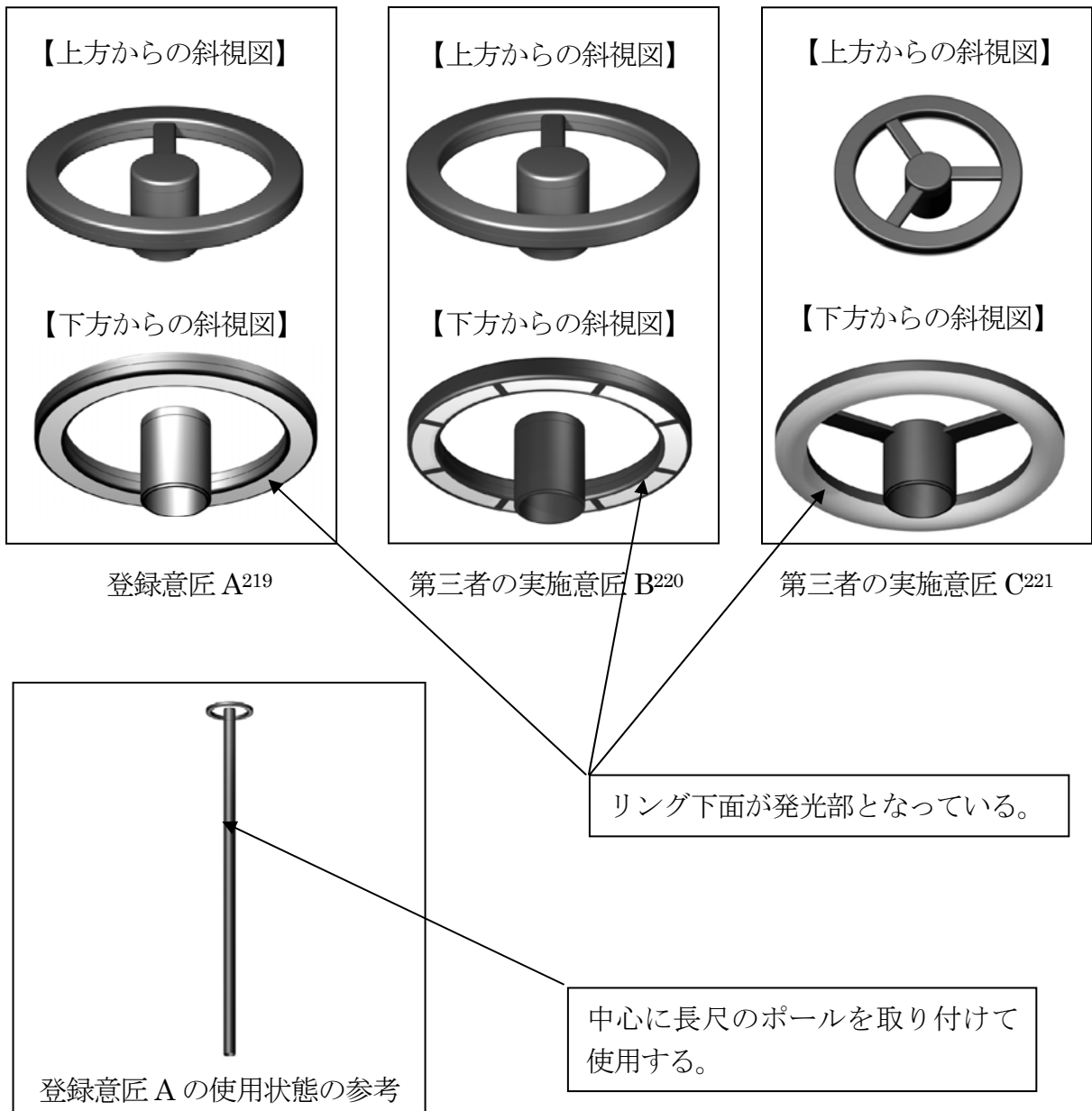
以下にカナダの実務者が意匠権侵害について検討した結果を判断の参考例として示す。

【参考判断例 1】

質問：

下の意匠 A、意匠 B、意匠 C はいずれも物品が「街路灯灯具本体」で同一であり、意匠 A は登録意匠で、意匠 B、意匠 C は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。登録意匠 A には対して、意匠 B 及び意匠 C は発光面(底面)の形状が異なるとともに、意匠 C は発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なる。図面は CG で作成されている。このとき、意匠 B、意匠 C は、登録意匠 A の意匠権を侵害すると判断できるか。

²¹⁸ 知財庁は審査上、登録可否の観点から類否を見ているが、事実務者は、侵害・非侵害となるか等効力範囲の観点から類否を見ている。



カナダ実務者回答 1 :

先行意匠に依存すると思われる。

カナダ実務者回答 2 :

カナダにおける侵害の判断は、先行技術に基づいて、そして登録対象が先行技術と比較してどの程度差別化されているかによって評価される。例えば、もし先行技術であるすべての街灯柱が四角形であるなら、意匠 B と意匠 C が登録意匠 A を侵害している。逆に、街灯柱が先行技術の部分であり、円形状の形であり、軸が保持される方法が際立った特徴

²¹⁹ 意匠登録 1365435 号(本意匠)

²²⁰ 意匠登録 1365854 号(意匠登録 1365435 号の関連登録)

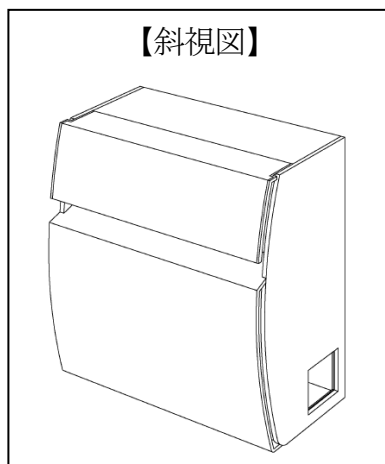
²²¹ 意匠登録 1421163 号(意匠登録 1365435 号の関連登録)

である場合、意匠 B と意匠 C は登録意匠 A を侵害しているとは言えないだろう。そうは言っても差異はとても重要であると思われるので、登録意匠 A を侵害していると言えるだろう。

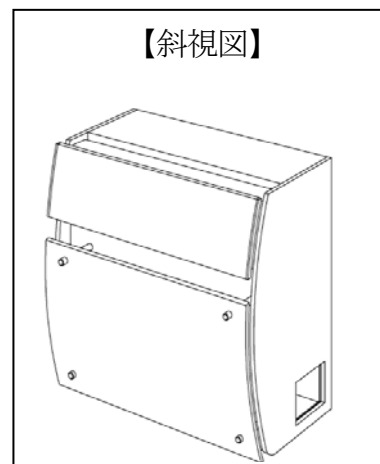
【参考判断例 2】

質問：

下の意匠 D 及び意匠 E はいずれも物品が郵便受箱で同一であり、意匠 D は登録意匠で、意匠 E は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 E は、前面のカバー形状が登録意匠 D とやや異なる。このとき、意匠 E は、登録意匠 D の意匠権を侵害すると判断できるか。



登録意匠 D²²²



第三者の実施意匠 E²²³

カナダ実務者回答 1：

先行意匠に依存すると思われる。

【参考判断例 3】

質問：

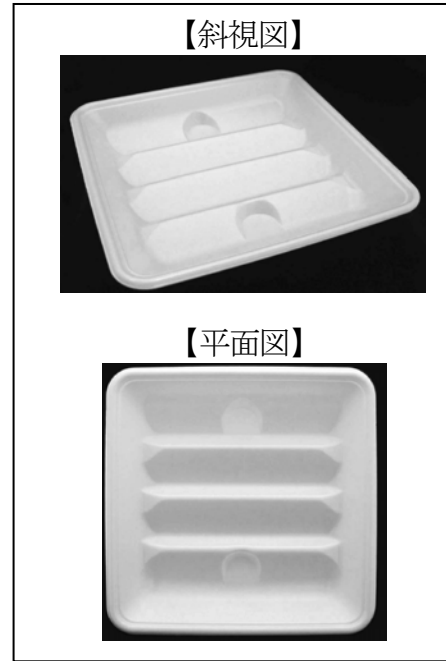
下の意匠 F 及び意匠 G はいずれも物品が包装容器で同一であり、意匠 F は登録意匠で、意匠 G は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 G は、全体の形状、底面の山形部の数、凹部の位置が登録意匠 F とやや異なる。このとき、意匠 G は、登録意匠 F の意匠権を侵害すると判断できるか。

²²² 意匠登録第 1374144 号(本意匠)

²²³ 意匠登録第 1411875 号(意匠登録第 1374144 号の関連登録)



登録意匠 F²²⁴



第三者の実施意匠 G²²⁵

カナダ実務者回答 1 :

先行意匠に依存すると思われる。

カナダ実務者回答 2 :

意匠登録の文章による説明(description)がどのように記載、描かれているかによる。様相(トレイの波の数)は長さや数によって変化する可能性がある则表示することは可能である。

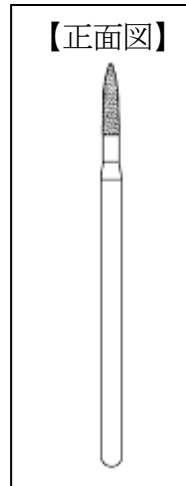
【参考判断例 4】

質問:

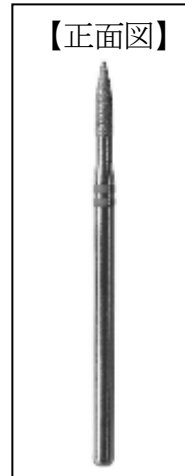
下の意匠 H 及び意匠 I はいずれも物品が歯科用回転器具で同一であり、意匠 H は登録意匠で、意匠 I は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 I は側部に、登録意匠 H にはない二重の輪状模様が付されている。このとき、実施意匠 I は、登録意匠 H の意匠権を侵害すると判断できるか。なお、意匠に係る物品である「歯科用回転器具」は、人工歯の形態を研削して修整するためのものであり、歯科用電気エンジン又は歯科用ハンドピースに装着して回転させながら使われるものである。また、本器具は軸対象に加工されている。

²²⁴ 意匠登録第 1373205 号(単独登録)

²²⁵ 意匠登録第 1409656 号(単独登録)



登録意匠 H²²⁶



第三者の実施意匠 I²²⁷

カナダ実務者回答 1 :

先行意匠に依存すると思われる。

9. 5. 2. 意匠権侵害の救済

CIPO は、意匠に係る物品に対する直接侵害に該当する行為として、製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出、輸入、譲渡若しくは貸渡しの申出を挙げ、その根拠は上記 9. 1. に記載した法第 11 条第 1 項であるとしている。

また、間接侵害に該当する行為は、裁判所によるケースバイケースの判断にゆだねられているため、回答できないとしている。この点について、カナダの実務者は、カナダでは「寄与侵害」の概念はないが、裁判所では「侵害の誘発」として検討すると考えられている。

意匠権侵害に対する裁判所への提訴については、法第 15 条(1)に「排他権の侵害に係わる訴訟については、…裁判管轄権を有する如何なる裁判所にも提訴することができる。」と規定されている。

意匠権の保有者は、侵害を申立てられた側に書面による警告書及び登録された意匠の写しを書留で送り、侵害行動の停止、損害補償などを要求する。これに対して、侵害を申立てられた側は侵害の事実がないと信じる理由を説明する書面を権利者に回答するのが一般的である。

意匠権の侵害は、刑事罰の対象とされていない。

9. 5. 3. 意匠権侵害に関する判例

意匠の類否判断に関し、何をもって意匠の侵害をするかを決定するにあたっては、裁判所は「自身の目を用い」て、保護された製品が疑いの持たれた製品と類似か同一かを目で

²²⁶ 登録意匠第 1377111 号(本意匠)

²²⁷ 登録意匠第 1377517 号(意匠登録第 1377111 号の関連登録)

見て識別するとの判例がある(Carr.Harris Ltd v. Reliance Products Ltd(1969) 58 CPR62)。

CIPO は、判決例によって法律や審査基準などの変更が必要と判断される場合又は法律の解釈の変更が必要と判断される場合は、これらの修正を行うとしている。

判例として、以下のものがある。

- Bodum USA Inc, PI Design AG の Trudeau Corporation (1889) Inc に対する申立て、2012 FC 1128:
- Algonquin Mercantile Corporation の Dart Industries Canada Ltd.に対する申立て、1 C.P.R. (3d) 75
- Benisti Import-Export Inc. の 150512 Canada Inc. に対する申立て、20 C.P.R. (4th) 534
- Hanson International Inc. の Whirley Industries Inc. に対する申立て、22 C.P.R. (4th) 57: 「他者に知的財産権の侵害を誘導したり侵害させる行為」は、次のことを要件とする。「他者をもって知的財産権を侵害するように導く、あるいは (a) 故意に (c) 他人に知的財産権の侵害を (b)誘導し、実際にさせること(例えば、購入による利用が侵害となることを知った上での販売提供)」

9. 6. 税関・警察等での取締り

(1) 税関による侵害品の輸入差止めは、カナダ国境サービス庁の管轄であるが、商標法及び著作権法では、裁判所に侵害品を差押える命令を出す権限を認めているが、意匠法には規定がなく処理はなされていないようである。

(2) 警察は知的財産権侵害の多くに、法的な権威をもって介入することができ、カナダ連邦警察は侵害防止のための専門の小分隊を組織している。しかし、人力的制限もあり、警察は一般的に公衆の安全が脅かされている場合、侵害が犯罪組織の資金源になっている場合のみ介入する。

(3) 意匠の権利に関する決定は、連邦裁判所が執行する。

9. 7. その他

CIPO の著作権・意匠部は、意匠登録出願を処理する際に、先行意匠の調査を行うが、カナダでは、登録意匠はオンラインのデータベースで公開されており、知財分野の代理人や弁護士だけでなく、一般の人々も自由にアクセス、検索できる。

先行意匠調査を行っている公共機関はないが、民間企業はある。

ある企業は、意匠の調査について、出願前に自社で調査はするものの、権利化後には第

三者から警告を受けた場合以外は調査をしていないとしている。

関連文献

- ・ 意匠部実務マニュアル²²⁸
- ・ カナダ意匠データベース検索ページ²²⁹
- ・ カナダ意匠法²³⁰
- ・ カナダ意匠規則²³¹
- ・ カナダ著作権法²³²

²²⁸ <http://www.cipo.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr00256.html>(最終アクセス日：2014年2月14日)

²²⁹ <http://www.cipo.ic.gc.ca/app/opic-cipo/id/bscSrch.do?lang=eng>(最終アクセス日：2014年2月14日)

²³⁰ <http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/I-9/FullText.html>(最終アクセス日：2014年2月14日)

²³¹ <http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-99-460/FullText.html>(最終アクセス日：2014年2月14日)

²³² <http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/FullText.html>(最終アクセス日：2014年2月14日)

10. ブラジル【実体審査なし、ハーグ協定未加盟】

10. 1. 制度の枠組み

- (1) ブラジル産業財産法第2編²³³に意匠に関する規定が設けられており、意匠は産業財産法(以下、「法」と略す場合もある。)により保護されている。
- (2) 保護対象としての意匠の定義は、産業財産法第95条に「物品の装飾的造形体又は製品に利用することができる線及び色彩の装飾的配置であつて、その外形に新規かつ独創的な視覚的効果をもたらし、工業生産のためのひな形にすることができるものは、意匠とみなされる。」と規定されている。
- (3) 法106条に従い、出願が方式要件の規定を満たしている場合は、自動的に公告され、同時に登録されるとともに登録証が交付される。登録は出願日から10年間効力を有するが、5年を単位として3回の延長を受けることができる(法108条)。なお、意匠権者は存続期間中いつでも、ブラジル産業財産庁(以下、「INPI」という。)に登録対象の新規性及び独創性の審査を請求することができる(法第111条)。
- (4) 行政上の無効手続はINPIにおいて行われ、登録の日から5年間、職権により又は正当な利害関係を有する者が登録の無効を申請することができる(法第113条)。INPIの決定に対しては審判請求をすることができる(法第212条)。審決はINPIにおける終局的な判断であり(法第215条)、異議申立は連邦裁判所への出訴となる。
- (5) 意匠権者には、第三者がその同意を得ることなく意匠に係る製品等を生産、使用、販売、販売の申出、輸入を阻止する権利を与えられる(法第109条で準用する法第42条)。
- (6) 意匠権の効力のおよばない範囲として、第三者が私的に、かつ商業目的でなく行う行為等が規定されている(法第109条で準用する法第43条)。
- (7) 間接侵害の規定はないが、侵害行為を他人が行うのを援助する行為を直接侵害の一態様として規定している(法第109条で準用する法第42条)。
- (8) 司法上の無効手続として、INPI又は利害関係人は意匠権の存続期間中いつでも連邦裁判所に無効訴訟を提起することができる(法第118条で準用する法第56条、57条)。
- (9) 登録意匠を含む製品又は誤認混同を生じさせるおそれのある実質的模造品を権利者に許可なく製造することが侵害行為と規定されている(法第187条)。また、意匠保護の対象に該当しないものとして純芸術作品(法第98条)、公序良俗に反するもの、対象物が通常又は一般的に備える必然的な形状又は技術若しくは機能的配慮によって本質的に決定される形状(法第100条)が規定されている。
- (10) 意匠権侵害に対する刑罰は、3か月以上1年以下の禁錮又は罰金である(法第187条)。

²³³ ブラジル産業財産法(2001年2月14日法律第10.196号により改正された1996年5月14日法律第9.279号)<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryousonota/fips/mokuji.htm>(最終アクセス日:2014年2月14日)

(1 1) 意匠権侵害の民事的救済として、権利者は民事訴訟を提起することができ(法第 207 条)、差止め請求(法第 209 条第 2 項)、損害賠償請求(法第 209 条第 1 項)を請求することができる。

(1 2) 意匠権侵害事訴訟は、一般に州裁判所が管轄権を有する。

10. 2. 意匠権設定までの運用

(1) 願書の記載

INPI によると以下のとおりであった。

願書に記載した意匠の特徴や物品の機能(function)及び用途(purpose of use)の説明について、説明は、審査官・審判官等が出願等を理解するためのみに利用するものであって特徴や機能についての記載は認めず、削除させている。この点について、ブラジルの実務者の中には、特徴、機能および/または物品の用途に関する記載は任意であるとする意見もあった。

意匠の説明は形状の説明であるべきである。物品の目的は記述してもよいが、長所、特徴、機能、製造様式などの詳細や材料については記述してはならない。これらの記述は原簿の一部になる。

意匠分類は、最終的には INPI によって付与されるので、出願人が意匠分類を付与していたとしてもその情報は審査時に変更されることがある。したがって、出願人は意匠の区分けを自らすることはできない。ただし、出願人は意匠出願の分野は明らかにしなければならない。

(2) 物品名の表示

願書に記載した物品名(title of article)は方式審査又は実体審査でどのように認定しているかについて、INPI は、3次元の物品の場合、例えば「ペンに当てはまる形状」であるか、線及び色彩の取り合わせの場合、「ペンに当てはまる装飾柄」であるかにより認定しているとしている。

ブラジルでは、画像そのものを保護対象としており、画像の権利であることは図面によって決定する。なお、意匠の物品名や説明は保護の範囲に影響しない。また、書体(フォント)も保護され得る。ロゴは意匠としては保護されない。グラフィック記号は認められるが、ブラジルの規則では、保護を求める要素には、文章、ロゴ、脚注、見出し、既知の記号、標章、その他の表現は含まないと規定されている。

(3) 図面提出要件

出願には、図面又は写真等を含めなければならない(産業財産法第 101 条)

意匠規則によれば、図面及び写真は、次の事項を満たさなければならない(意匠規則

11.4. 図面又は写真

11.4.1. 図面又は写真は、次でなければならない。

- a) 頁にはアラビア数字で連続番号を付し、指定事項を参照する頁の番号及び総数を示さなければならない。好ましくは斜線で区切る(例えば 1/5...5/5、1/5 は明細書が 5 頁の場合の最初の頁を示す。)
- b) 三次元対象物の場合は常に斜視図を含めなければならない。かつ対象物の完全な外観のために必要とされるだけの数の図(正面図、背面図、平面図、底面図及び側面図)を含めることができる。
- c) 明瞭に、かつ詳細が明らかになる縮尺で作成しなければならない。1つの頁に幾つかの図を含めることができるが、その場合は互いに明確に分離されるようにし、かつ連続番号を付さなければならない。
- d) アラビア数字で連続番号を付したイラストを含めなければならない。同一の対象物について1以上の図がある場合、かかる図は、図の数に応じて、かかる対象物の番号に小数の番号を加えて識別しなければならない。
例えば、ティーポット・セットの場合は、ティーポット(図 1.1 から図 1.5 まで)、カップ(図 2.1 から図 2.4 まで)、小皿(図 3)及び皿(図 4.1 及び図 4.2)
- e) 該当する場合、明細書と同一の数的参照を含める。
- f) 白黒の図面又は写真の場合、対応する着色の範囲を表示する。
- g) 着色した写真又は図面の場合、必要な複写をカラーで提出する。

11.4.2. 写真の場合は、登録期間にわたって鮮明に維持されなければならない。登録更新の際には、新しい複写を提出しなければならない。

11.4.3. 内部の詳細に関するイラストで装飾的な特徴を表していないものは、意匠保護の趣旨には該当しない。

11.4.4. 図面又は写真における番号及び文字は、少なくとも 0.32cm の高さでなければならない。

11.4.5. 図面又は写真は、線によって枠取りしたり、境界づけをしたりしてはならず、紙の上に次の最小の余白をとって表示しなければならない。

上部の余白 2.5cm、好ましくは 4cm

左側の余白 2.5cm、好ましくは 3cm

右側の余白 1.5cm

下部の余白 1cm

(4) 図面に記載した破線の意味

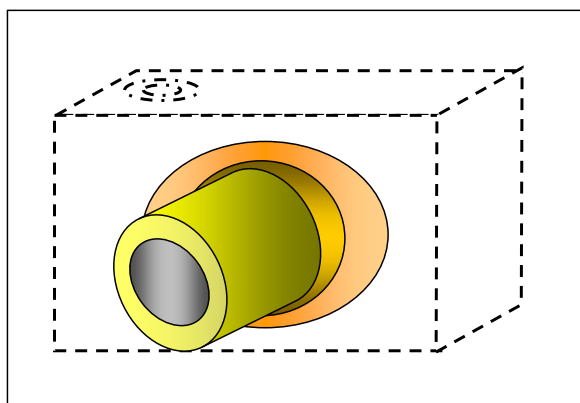
図面に記載した破線がもつ意味について、INPI に下図のデジタルカメラの部分について

234 ブラジル意匠規則(法律第 129 号, 1997 年 5 月 15 日施行)
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm(最終アクセス日: 2014 年 2 月 14 日)

ての意匠を提示したが、回答が得られなかった。

ブラジルの実務者によると、これは、破線の使用がブラジルでは認められないことによる。ブラジルでは、このような部分の意匠出願がなされた場合、物品全体を示していない図面は図面提出要件や方式要件を満たさないとされて拒絶理由となり、何らかのオフィスアクションが通知される。これに対し、出願人は破線を実線に描き変える補正をすることが認められている(部分意匠を全体意匠にする補正が認められている)。すなわち、実線が意匠の対象物を明示しているなら、破線部分は削除しなければならない。その破線が対象物の一部分でなく全体を示すのであれば、破線部分は実線で書かなければならない。

例外として、別々に製造することができ、最終製品の一部をなす物品は、実線で表し、残りの部分を破線で表すことはある。

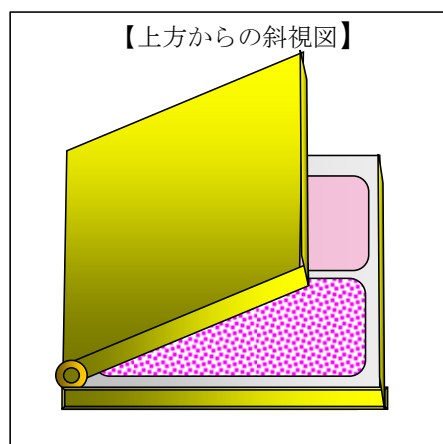


※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じデジタルカメラの図を示して回答を得た。

デジタルカメラの部分についての意匠
(Design of a part of a digital camera)

(5) 図面又は写真によって開示されてない部分の扱い

下記の斜視方向から撮影した蓋を開いた状態の化粧品用ケースの写真一枚のみを INPI に提示し、その扱いについて回答を得た。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ化粧品の写真を示して回答を得た。

一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)
(Example of a design disclosed only by one perspective view (photograph) alone
(cosmetic case))

INPI 回答者回答：

開示が不十分であり意匠が特定できないので、出願を拒絶する。その理由は以下のとおり。

- ・このような 1 図での出願は自国の規定に違反し、認定できない。
- ・底面や背面など、物品全体が開示されていない。
- ・蓋を閉じた状態が不明である。
- ・上蓋表面の凹凸等の形状が不明である。
- ・蓋と本体を止めているヒンジ部など細部の形状が不明確である。
- ・物品は蓋が閉じられた形状を示さなければならない。

(6) 複数意匠の関係

(INPI は無審査で登録していることもあり、他国で質問した「街路灯灯具体」、「包装容器」の具体例を用いた質問はしていない。)

(7) パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の扱い

パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の扱いについては、法第 99 条に「第 16 条の規定は、意匠登録に準用する。ただし、同条(3) に規定した期間は 90 日に変更する。」と規定されており、第 16 条には特許出願の優先権に関する事項が規定されている。

法第 16 条

ブラジルと協定を締結している国において又は国際機関においてされた出願であって、国内出願の効力を生じるものには、当該協定に定められている期限内の優先権が与えられるものとし、また、当該出願は、前記の期間内に生じた出来事によって無効とされ又は不利な扱いをされることはない。

- (1) 優先権の主張は出願時に行わなければならない。また、当該主張は 60 日以内に、ブラジルにおける出願日前の他の優先権をもって補充することができる。
- (2) 優先権の主張は、原出願国が交付した適切な書類であって、出願番号、出願日、名称、明細書、並びに該当する場合は、クレーム及び図面を含むものによって証明しなければならない。当該書類には、出願に関する識別情報を含む出願証明書又は同等の書類の自由翻訳文を添付しなければならない。翻訳文の内容については、出願人が全面的に責任を負うものとする。
- (3) 証拠書類は、出願時に提出しなかったときは、出願日から 180 日以内に提出しなければならない。
- (4) ブラジル国内において効力を有する条約に基づいてされた国際出願の場合は、(2)にいう翻訳文は、国内処理の開始日から 60 日以内に提出しなければならない。
- (5) ブラジルにおいてされた出願が、原出願国からの書類に忠実に記載されている場合は、出願人は自由翻訳文に代え、その趣旨の陳述書を提出することができる。
- (6) 優先権が譲渡によって取得されている場合は、その関係書類は、出願日から 180 日以

内又は該当するときは、国内処理の開始日から 60 日以内に提出しなければならないが、原出願国における領事認証は求められない。

(7) 本条に定めた期限内に証拠を提出しなかった場合は、優先権は失効する。

(8) 優先権の主張を伴ってされた出願の場合は、早期公開の請求には、優先権証明書を添付しなければならない。

方式審査又は実体審査においてパリ条約による優先権の主張を伴う出願の優先権が有効であることを確認するために、INPI では優先権証明書に記載された出願日、出願人、図面をチェックしている。

(8) パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の記載と優先権証明書の記載との相違

パリ条約による優先権主張を伴った意匠出願の願書又は図面の記載が優先権証明書の記載との違いについて、INPI は、物品名の変更、説明の追加・修正、説明の削除、意匠の表現物(図面、写真など)の追加、表現物の表現形式の変更(例えば、線図を写真に変更など)、表現物の表現形式の、出願国の図面提出要件に合わせた作図への変更であれば優先日は確保されるとしている。

また、破線の扱いについて、INPI は、パリ条約による優先権証明書に破線で表現された物品であっても物品の全体が開示されているとして、物品全体の意匠について優先日は認定されるとしている。

INPI によると、次のような変更例は、許容される(■の印)としている。

	優先権証明書	変更	ブラジルへの出願
■	色彩付き線図	→	色彩なし線図
■	色彩なし線図	→	色彩付き線図
■	色彩付き線図	→	モノトーン陰影図
■	モノトーン陰影図	→	色彩付き線図
■	カラー写真	→	色彩なし線図
■	色彩なし線図	→	カラー写真
■	カラー写真	→	モノトーン写真
■	モノトーン写真	→	カラー写真

(9) グレースピリオド(新規性喪失の例外規定)

グレースピリオドの情報は公報に掲載していない。

利害関係者のみが、訴訟登録後に、無効を訴える行政手続きや司法手続きをとることができる。

グレースピリオドの請求を記録する必要はない。ただし出願人は、公開によって無効が起きる可能性がある場合は法によるグレースピリオドの期間を得るべきこと証明する準備をしておかなければならない。その証拠提示が要求されるのは、許可された意匠の価値を登録者の要求によって審査する場合、あるいは特許庁または第三者による裁判が取消手続

きを開始する場合である。

(10) 保護要件

保護要件として、新規性、創作非容易性、工業上の利用性が求められる。

新規性について、意匠は技術水準でないときは新規とみなされ、技術水準は出願日前にブラジル又は外国において本条(3)及び第 99 条の規定を損なうことなく、使用その他の手段により公衆の利用に供された全てのものをもって構成されることが法第 96 条に規定されており、その判断主体は一般市民である。

新規性に関する先行意匠の範囲について、INPI は「同一」としているが、ブラジルの実務者は同一とするものと実質同一とするものがあつた。同一とする根拠について、新規性とは意匠が技術水準にあるものとは異なるものであるべきという概念であり、異なっていれば、新規性の要件は満たされるとする意見があつた。

創作非容易性について、意匠が先行する他の物品とは異なる視覚的形狀をもたらす場合はその意匠は独創性であるとみなすことが法第 97 条に規定されており、その判断主体はその技術に通常程度の習熟度のある人である。

創作非容易性に関する先行意匠の範囲について、INPI は「実質同一」としているが、ブラジルの実務者は実質同一とするものと類似の範囲を含むとするものがあつた。類似の範囲を含む根拠として、既存の意匠との関連で新規であるというだけでは十分ではなく、その形状が視覚的に異なるものでなければならない。したがって、出願する意匠を、既知の物品と隣り合わせで並べたときに混同し得ないものとするのが妥当である。さらに、視覚的な形状があること自体によって、物品を創作する際に最低限の努力を伴うことも証明しなければならないとする意見があつた。

工業上の利用性について、工業の意匠は物品の装飾的造形又は製品に利用することができる線及び色彩の装飾的配置であつて、その外形に新規かつ独創的な視覚的成果をもたらす、工業生産のためのひな形にすることができるものは意匠とみなされることが法第 95 条に規定されており、その判断主体はその技術に通常程度の習熟度のある人である。産業財産法や規則で具体的に規定されているわけではないが、ブラジルの審査官は通常、登録の図面に示されている物品とまったく同一の形状が、工業生産において再現しやすいものであるべきという認識を適用している。

意匠登録の要件の判断主体に対して、ブラジル産業財産法第 96 条「新規性」の判断主体は「一般市民」と、また同法第 97 条「独創性」の判断主体は「当該技術に通常程度の習熟度のある人」とされている。これに関し、「ブラジルの知的財産法およびそれに関連した法令は、新規性を評価する人物の能力について規定していない。同法によれば、意匠は、それがブラジル国内あるいは海外で申請手続きがなされた日付より以前から一般的に利用され、あるいはその他の方法により知られていたあらゆる従来技術に含まれているものでないのであれば、新しいものとみなされる。同法の規定にそぐわないような見方が示された判例は存在しないようである。同様に、ブラジルの知的財産法およびそれに関連した法令は、独自性を判断する人物の能力について規定していないが、この点に関しても、知的財産法の規定にそぐわないような見方が示された判例は存在しないようである。意匠は、

それが既存の物に比べて特徴的な視覚的配置を備えているのであれば、独自性があるとみなされる、とだけ知的財産法には記されている。しかしながら、ブラジル知的財産協会は、その意匠委員会において特許商標庁の職員と協議し、独自性を判断する人は意匠の関連分野に「精通し携わっている人」と定義する指示を出す可能性について議論を行ったことがある。

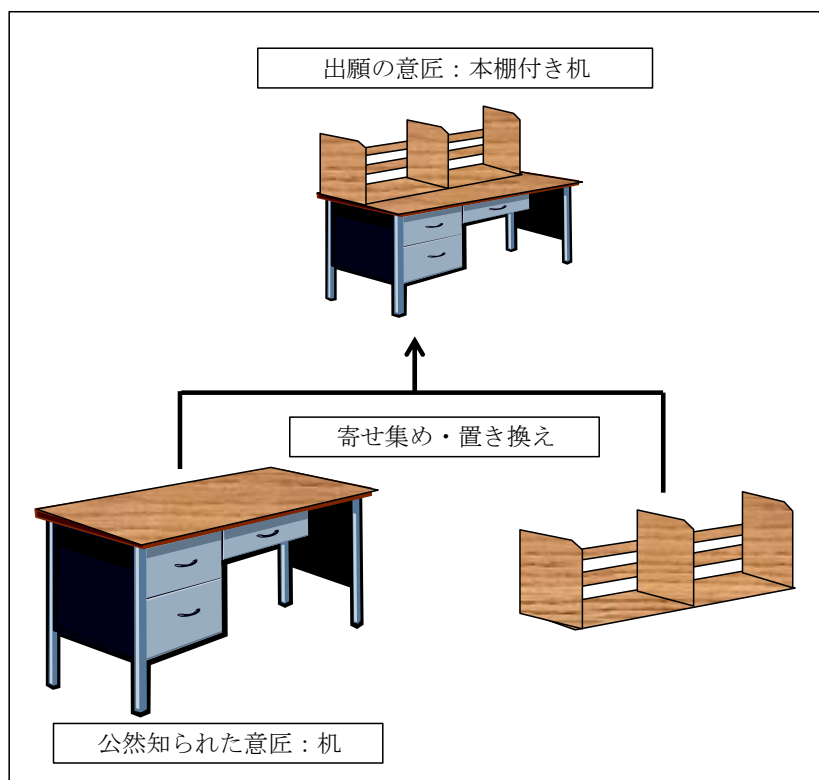
(11) 創作非容易性に関する参考判断例

創作の困難さについて法律が特段予見した部分はない。ただし独創性については述べられている。独創性については、法第 97 条に「意匠が、先行する他の物品とは異なる視覚的形状をもたらす場合は、その意匠は独創的であるとみなす。」と規定されている。なお、公知の要素の結合であっても、独創的な視覚的成果と認められることがある。

以下の例について、ブラジルの実務者の見解が得られたので参考として記載する。ブラジルにおいて、既知の要素を組み合わせた結果として独創的な物品の外観が得られるということは考えられるが、INPI が先行技術との関連で以下の参考判断例の各物品を独創的とみなす可能性は極めて低いとしている。

【参考判断例 1】

“本棚付き机”



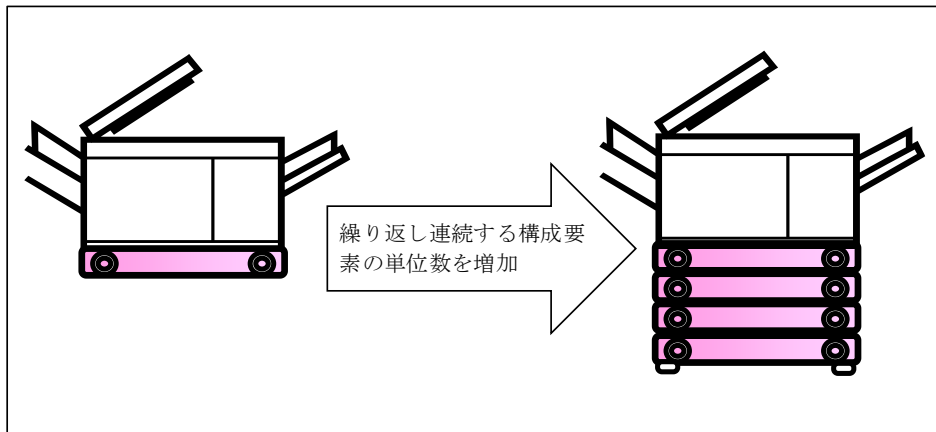
※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

ブラジル実務者回答：

その意匠の属する分野において、本立てを机に組み合わせることは当業者にとってありふれた寄せ集め・置換であるものと考えられる。

【参考判断例 2】

“電子複写機”



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

ブラジル実務者回答：

同じ引き出しの形状を有する電子複写機等の分野において、公然知られた意匠の繰り返し連続する構成要素の単位の数を適宜増減させることは当業者にとってありふれた手法であるものと考えられる。

【参考判断例 3】

“Toy Motorcycle”



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

ブラジル実務者回答：

その意匠の属する分野において、おもちゃの形状を乗物の形状に模することは当業者にとって商慣行上の転用であるものと考えられる。

10. 3. 意匠権設定後の運用

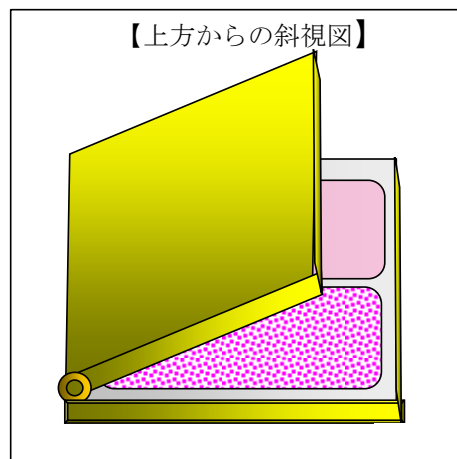
(1) 願書の記載と権利範囲

願書に記載した物品名(title of article)は権利範囲にどのように影響するかについて、ブラジルの実務者は、物品名のみでは権利範囲は決定せず、他の要素が影響するとしている。規則では、出願人は意匠の出願の分野ならびに名称を明示しなければならない(例えば名前は「ボールペンに適用する構造」、出願の分野は「筆記用具」)が、権利範囲との関係については法では規定されていない。

(2) 登録意匠の権利範囲の判断例

【参考判断例1】

下図のような化粧品用ケースについての意匠が意匠公報に掲載され、当該意匠が1つの斜視図(写真)のみで表現されており、底面など開示されていない部分がある場合、登録意匠の権利範囲をどのように考えるか、ブラジルの実務者に見解を求めたところ、以下のとおりであった。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ化粧品の写真を示して回答を得た。

一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)
(Example of a design disclosed only by one perspective view (photograph) alone
(cosmetic case))

ブラジル実務者回答1：

一つの図面による出願は登録要件に反する。出願人は対象物を詳しく見ることのできる

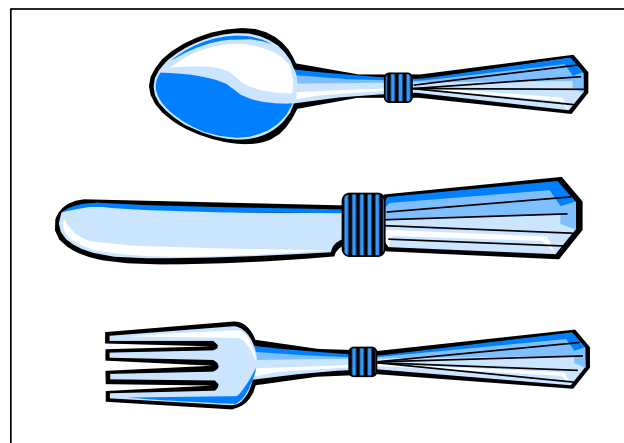
画像を提出すべきである。

ブラジル実務者回答 2 :

図面等で表現されていない部分がディスクレームされた権利とされる(見えていない若しくは表されていない部分は権利から除かれている)。または、開示が不十分(1 図面での出願は規定に違反、底面や背面など物品全体が開示されていない、蓋を閉じた状態が不明であり、意匠が特定できない)であり、権利が成立しないか、無効事由を含んだ権利である。

(3) 意匠の単一性

日本で認められる「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」についての組物の意匠の例について、下図のように柄部の特徴的が共通するスプーン、フォーク、ナイフの意匠のセットを一意匠として出願をすることができるかについて、ブラジルの実務者は、例えば物品名を「カトラリーセットに適用する形状」の一意匠として出願ができる。要求事項として、出願内容はセットとしての意匠であると明記すると有効であるが、意匠の一般的特徴についての説明は不要であるとしている。



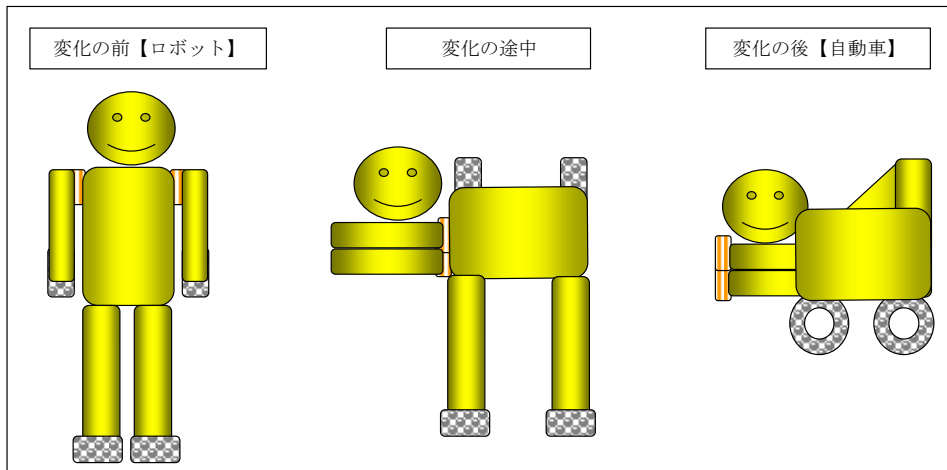
※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

柄部の特徴的な意匠が共通するスプーン、フォーク、ナイフのセット
(A set of a spoon, folk and knife which share the distinctive design of the handle part)

セットもの又は組物の意匠権は、同じ物品で構成されるセットもの又は組物全体としての実施及びセットものを構成するいずれかの物品単独の実施にも意匠権の効力が及ぶ。

(4) 変化する意匠

同実務者の見解では、以下の例のような変化する意匠について、ロボットと車を同一の登録内で保護することはできない。同一の主な視覚的特徴を保つ単一対象物の変化形と認めることができないからであると考えている。また、意匠権の効力は、最初の形態及び最後の形態にのみ意匠権の効力が及ぶとする見解もあった。

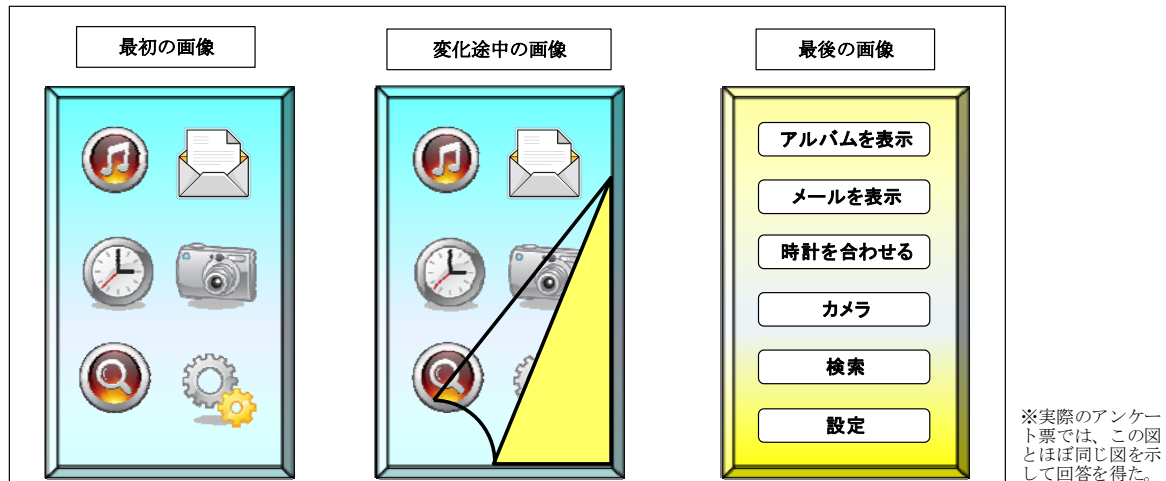


物品がその機能に基づいて変化する意匠の例(立体形状変形おもちゃ)
 (Example of designs for which the article changes based on its function
 (changing stereoscopic toy))

同実務者は、以下のような変化する画像の意匠に対しては、変化する画像は一意匠として認められ出願ができる。法律はまだ整備されていないが、上記のような一連の画像は単一の画像であり、保護対象となると考える。最後の画像は1枚目、2枚目、3枚目の画像と同一の主な特徴を保っていないため除外される可能性もあるとしている。

別の実務者は、ブラジルにおける、変化するグラフィック画像が意匠権で保護された実例については認識していないが、1つの意匠としては認められないのではないかとと思われる。すなわち、画像の変化に連続性はあっても、各画像意匠は独立しており、別個に出願をしなければならないのではないかと。ただし、ブラジルにおいて、変化するグラフィック画像が意匠保護された実例についても、また、そのような意匠の保護の範囲をどのように解釈するかについても認識していないとしている。

また、以下の変化する画像の例の権利として、変化する一意匠としての特徴とともに個々の画像の特徴も認めて登録されると考えられるものであるから、いずれかの画像に同一・実質同一・類似するものがあれば権利が及ぶとしている。



変化する画像についての意匠
(Design containing changing graphic images)

(5) 意匠登録の無効

ブラジルには、方式審査あるいは実体審査において拒絶の理由にはなるが無効事由とはならない要件はない。ただし、ブラジルの実務者の見解として、方式規則に適合していない出願は拒絶され得るが、いったん登録されれば、産業財産法の規定を満たしているか否かによって(仮に、産業財産の配下にある方式規則に適合していない場合でも)、無効となるかどうかは疑わしいとの意見もある。

異議申立は、INPI に対して登録後(公告後)に行う。

登録無効は、裁判所に対して申立てる。登録無効の事由となるのは、保護対象非該当、新規性欠如、創作非容易性欠如、他人の先行出願による開示、公序良俗を害するおそれのある意匠、他人の業務に係る物品と混同のおそれのある意匠、物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠、独創性の欠如がある。

無効の判断において対象とされる先行意匠は、提示された先行意匠を中心に同一性の範囲を認め、登録意匠がその範囲内に入っていれば無効事由があると考えられる。

判決例として次のものがある。

事例 1 :

無効訴訟 番号 2008.51.01.805451-9 において、ブラジルの玩具製造業 Plaintiff 社が子供用自動車に関する 2 件の工業意匠登録に対し異議を申立てた。1 つは車体に、もう 1 件は大人が車を押す取手部分にかかるものであった。Plaintiff 社は問題の工業意匠が取手も含め自社の以前の登録内容に酷似していると主張。INPI(被告の中の一当事者であった)ならびに担当の裁判専門家による和解の申出があった後、裁判所は、問題の子供用自動車は「異なる意匠と装飾的外形」を持つという見解を示した。Plaintiff 社はこれに対し上告し、第二巡回裁判所の第一上告審議会は原判決を覆した。報告担当判事は、問題の車は「外見

を形作る基本的考え」がほぼ同一であるため、平均的な消費者は同一の会社の製品であると確信するであろうと述べ、またこういった混乱は正に法が禁じているものであるとした。

事例 2 :

意匠登録 DI5400029-7 は知財庁による行政無効手続によって無効宣言がなされた。しかしこの意匠登録は裁判所において有効と判断された(事件番号 第 2004.51.01.520066-0)

事例 3 :

意匠登録 DI6500758-1 は裁判所における無効訴訟において、登録無効と宣言された(事件番号 第 2007.51.01.800063-4)

ブラジルにおいては、登録された意匠と特許を侵害しているとされる意匠の同一性もしくは類似性の判断に関して、明確な傾向というものは見られない。これは通常、裁判官（また、時として裁判官に任命された技術的な専門家）の裁量によるものである。加えて、このような裁判において従うべき指示などは出されない。しかしながら、登録が申請された意匠と公知の意匠の間の同一性もしくは類似性に関しての知的財産事務所が行う分析は、特許登録により保護される範囲に、ひいては特許侵害の有無についても大きな影響を及ぼす。

知財庁(INPI)による登録された意匠と公知意匠との同一、類似を判断する傾向、無効審判における同一・類似を判断する傾向と、裁判所が意匠権侵害事件において登録意匠と被疑侵害品との同一、類似を判断する傾向に差異があるか否かについてブラジルの実務者に回答を求めたところ、次のとおりであった。

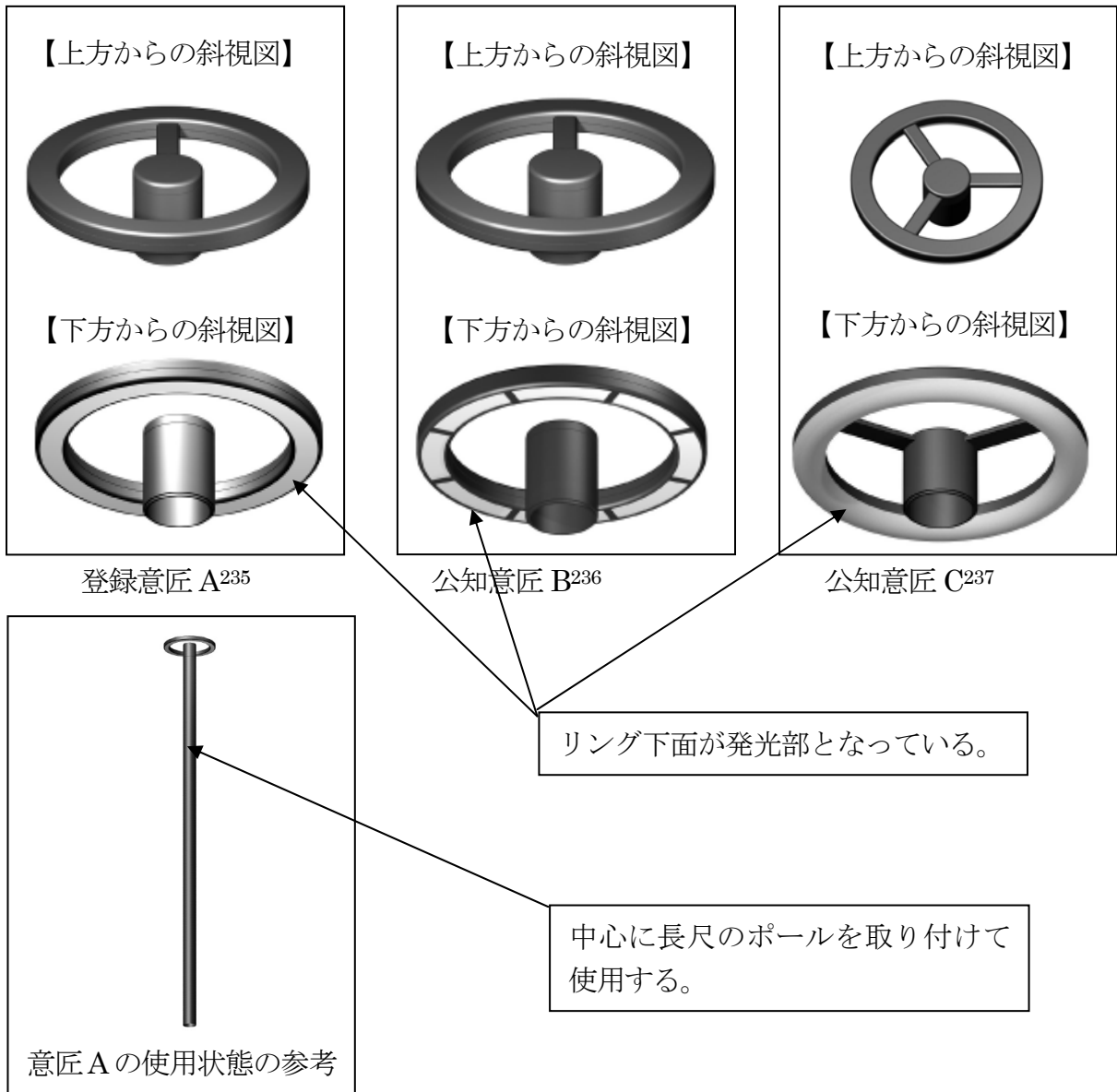
ブラジル実務者回答

INPI が関わる争い（無効手続など）では、INPI(行政官庁) による意匠権比較に関する判断と、司法（法務官庁）の判決は比較的近い。ただし、侵害訴訟では、INPI が関与しないために、登録意匠と侵害を主張された意匠との間の独創性／類似性についての法廷の判決は、無効に比べて技術的な面に踏み込まない傾向があり、判決は、訴訟対象製品の全般的な外観、例えば「混同しやすさ」などにより重きをおいたものとなっている。

INPI に次の 2 つの判断例を示し、それぞれの判断例で示される登録意匠は先行する公知意匠によって登録無効とされるか否かについて質問をしたところ、その回答は以下のとおりであった。

【判断例 1】

意匠 A、意匠 B、意匠 C はいずれも物品が「街路灯灯具本体」で同じであるが、意匠 A、意匠 B 及び意匠 C は互いに発光面(底面)の形状が異なるとともに、意匠 C は発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なる。また、図面は CG で作成されている。



INPI 回答者回答：

登録意匠 A は公知意匠 B あるいは公知意匠 C のいずれによっても登録無効とされうる。

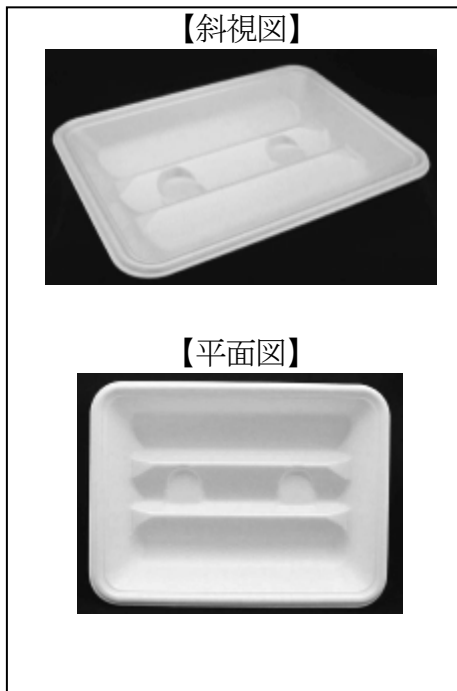
【判断例 2】

意匠 F 及び意匠 G は物品が包装容器で同じであるが、意匠 G は全体の形状底面の山形部の数、凹部の位置が意匠 F とやや異なる。

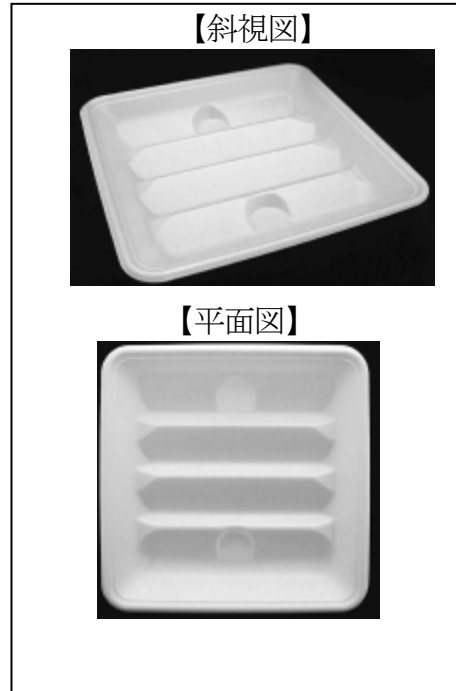
²³⁵ 意匠登録第 1365435 号(本意匠)

²³⁶ 意匠登録第 1365854 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

²³⁷ 意匠登録第 1421163 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)



登録意匠 F²³⁸



公知意匠 G²³⁹

INPI 回答者回答：

登録意匠 F は公知意匠 G によって登録無効とされうる。

10. 4. 著作権との関係

意匠の保護対象は、法第 95 条に「工業の意匠は、物品の装飾的造形又は製品に利用することができる線及び色彩の装飾的配置であって、その外形に新規かつ独創的な視覚的成果をもたらし、工業生産のためのひな形にすることができるものは意匠とみなされる。」と規定されている。

著作権の保護対象は、法第 7 条に「保護対象となる知的作品とは、著作者から精神的に発せられ、何らかの手段又は物理的媒体により表され、有形無形の別を問わず、既知の又は将来創作されるあらゆる創造物である。」と規定されており、次のものが挙げられている。

- 1) 文芸、美術的又は学術的著作物の内容
- 2) 会議、演説、講演その他類似の著作物
- 3) 演劇用及び楽劇用の著作物
- 4) 書面又はその他の形式により舞台での演技が決められている舞踊及びパントマイム（無声劇）の著作物
- 5) 楽曲（音符の形式によるかどうかを問わない）

²³⁸ 意匠登録第 1373205 号(単独登録)

²³⁹ 意匠登録第 1409656 号(単独登録)

- 6)視聴覚著作物（音声を伴うかどうかを問わない、映画の著作物を含む）
- 7)写真の著作物及び類似の手法により制作された著作物
- 8)素描、絵画、版画、彫刻、写真、石版画及びキネティックアート
- 9)図解、地図及びその他同じ性質の著作物
- 10)地理学、工学、地形学、建築学、景観学、遠近法学及び科学の主題に関する図面（project）、設計図及び美術作品
- 11)新たな知的著作物として発表される原作物の翻案、翻訳及びその他の変形
- 12)コンピュータプログラム
- 13)編集物又は要約、選集、百科事典、辞書、データベース、並びにその内容の選別、順序又は配置の面において知的創作物としての特徴を有するその他の著作物

ブラジルの実務者は、ブラジルの著作権法では、著作権保護が可能な著作物は、何らかの手段によって表現された、あるいは何らかの媒介物によって固定された精神の創造物であり、有形無形を問わず、既知のものあるいは将来的に生産されるものであるとしている。一方、工業意匠は工業意匠規則で次のように定義されている。「…物品の装飾的造形体又は製品に利用することができる線及び色彩の装飾的配置であって、その外形に新規かつ独創的な視覚的成果をもたらし、工業生産のためのひな形にすることができるものは意匠とみなされる。」（法第 95 条）著作権法が芸術および科学的な業績の保護を目的としているのに対し、工業意匠は工業的環境により再生産できる造形体を対象としている。論理的には、著作権で保護可能な業績と工業意匠は異なった特性を持っているため、ある業績を工業意匠と著作権の対象として重複して保護することはできないし、別々の法律で保護することもできない。

また、別の実務者は、それぞれの権利による工業製品の保護の要件は、保護の範囲によって異なる。著作権の場合、ブラジル著作権法第 10 条(n° 9610/1998)が、科学分野では、文学的／芸術的な形式の著作物には保護が与えられるが、科学的／芸術的な内容には保護は及ばないと定めている（ただし、その他の規定によって、無形財産に対して認められた権利を損なわないことを条件とする）。同様に、著作権法では、著作物において実現されるアイデアの工業的／商業的利用に対する保護は除外される。意匠権については、産業財産法第 98 条が、純粹に芸術的な性質を有する作品は意匠とみなさないと規定している。したがって、ブラジルでは意匠権と著作権の併存はあると言える。ただし、それぞれの権利による保護の範囲は国内法で明確にされているため、侵害された権利保護製品の側面に応じて、厳密な範囲の権利行使が、別々に行われるとしている。

10. 5. 意匠権侵害

10. 5. 1. 意匠権侵害についての事例検討²⁴⁰

²⁴⁰ 知財庁は審査上、登録可否の観点から類否を見ているが、実務者は、侵害・非侵害となるか等効力範囲の観点から類否を見ている。

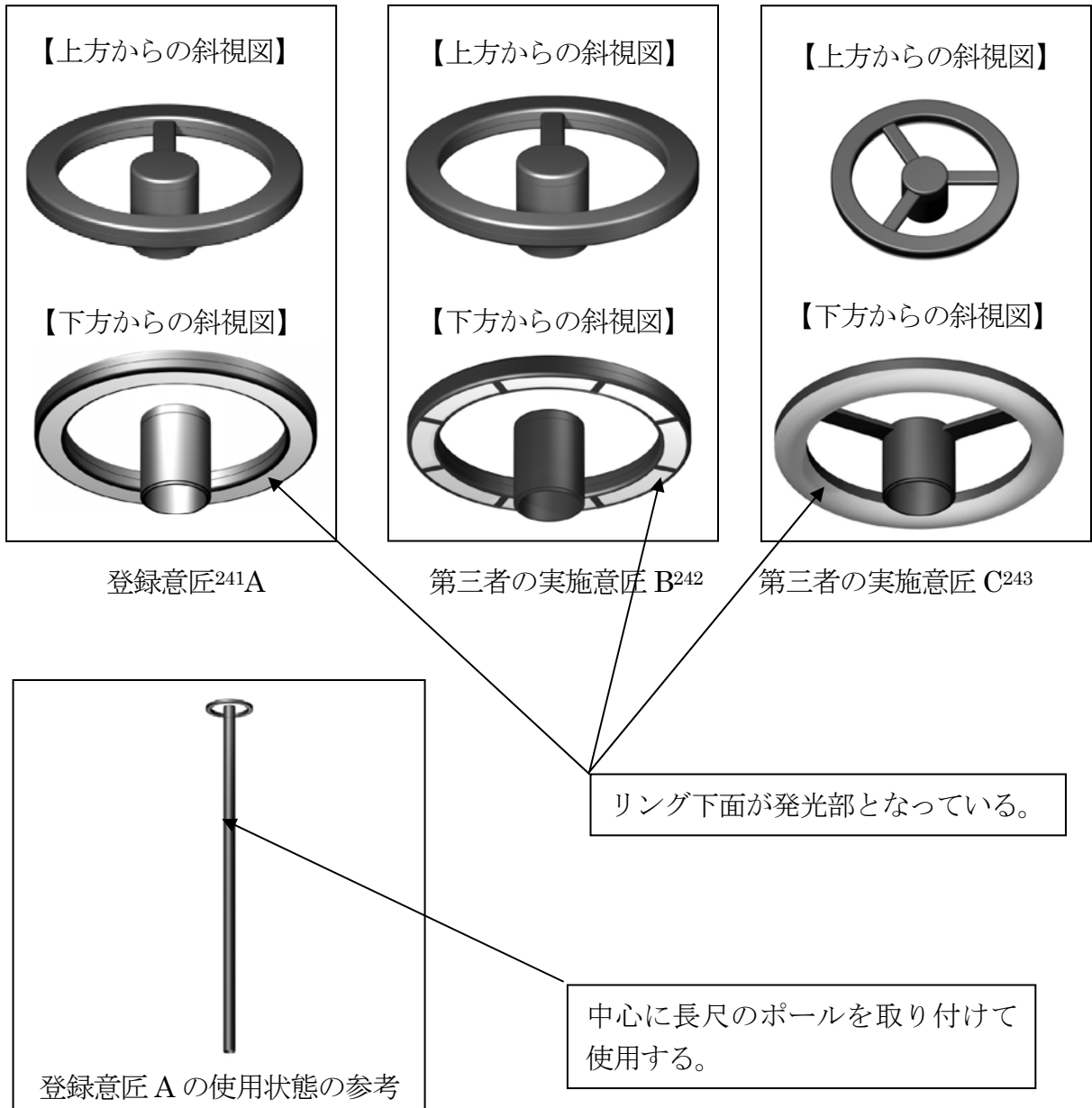
権利行使を行う場合、基礎となる意匠権における意匠の開示として、侵害が認められやすい意匠の開示方法又は開示程度はどのようなものかについて、意匠を表現する方法は線図による図面よりも写真又はCGの方が裁判所に容易に意匠を理解してもらえるので権利行使の際には有利であるとするブラジルの実務者の意見もあった。

以下にブラジルの実務者が意匠権侵害について検討した結果を判断の参考例として示す。

【参考判断例1】

質問：

下の意匠A、意匠B、意匠Cはいずれも物品が「街路灯灯具本体」で同一であり、意匠Aは登録意匠で、意匠B、意匠Cは第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。登録意匠Aには対して、意匠B及び意匠Cは発光面(底面)の形状が異なるとともに、意匠Cは発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なる。図面はCGで作成されている。このとき、意匠B、意匠Cは、登録意匠Aの意匠権を侵害すると判断できるか。



ブラジル実務者回答 1 :

意匠 B は登録意匠 A の意匠権を侵害するが、意匠 C は侵害しないと判断できる。

ブラジル実務者回答 2 :

意匠 B 及び意匠 C のいずれも登録意匠 A の意匠権を侵害すると判断できる。ただし、上記の例では、先行技術が開示されていないため、意匠 A の保護の範囲を判断するのは容易ではない。

²⁴¹ 意匠登録第 1365435 号第(本意匠)

²⁴² 意匠登録第 1365854 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

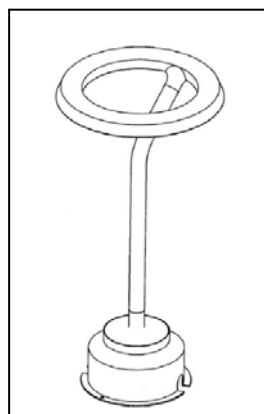
²⁴³ 意匠登録第 1421163 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

また、下記公知意匠を示した場合の意匠権の侵害に関して、ブラジルの実務者にヒアリングを実施し、以下の見解を得た。

質問

侵害・非侵害を判断する審理の過程で、登録意匠 A に対する以下の公知意匠が存在することが判明した。公知意匠は意匠 A の登録時の手続きでは考慮されていなかった。

このとき、意匠 B、意匠 C は、登録意匠 A の意匠権を侵害すると判断されるか。



公知意匠²⁴⁴

ブラジル実務者回答 1 :

意匠 B と意匠 C が登録されている登録意匠 A の特許権を侵害していると主張することは可能である。意匠 B と意匠 C は、公知意匠にはない重要な特徴を登録意匠 A と共有しているからである。中心にある円筒状の部分、またそこから外周に向かって伸びる 1 つあるいは複数の支えがそうである。しかしながら、公知意匠によって、登録意匠 A の特許によって保護される範囲は狭まったということは、注目すべき重要な点である。

ブラジル実務者回答 2 :

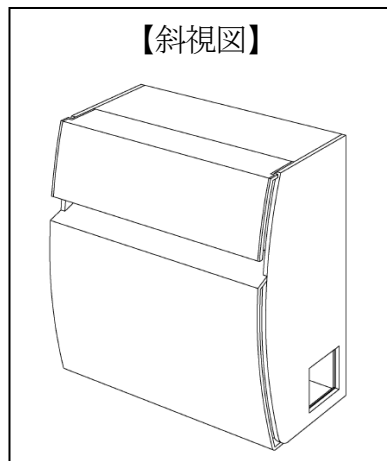
侵害訴訟中に、被告または国選の専門家により、登録意匠 A の独創性または新規性を否定する先行技術文献が発見された場合、この情報や書類は裁判官により考慮され、訴訟は退けられる。

【参考判断例 2】

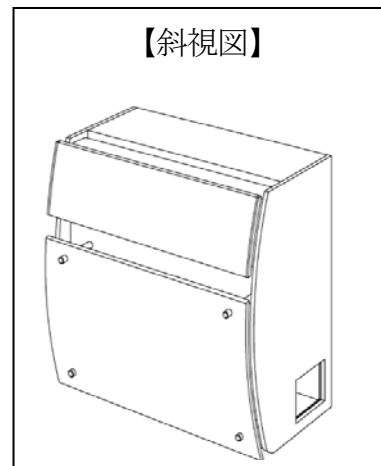
質問：

下の意匠 D 及び意匠 E はいずれも物品が郵便受箱で同一であり、意匠 D は登録意匠で、意匠 E は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 E は、前面のカバー形状が登録意匠 D とやや異なる。このとき、意匠 E は、登録意匠 D の意匠権を侵害すると判断できるか。

²⁴⁴ 意匠登録第 1350510 号(単独登録)



登録意匠 D²⁴⁵



第三者の実施意匠 E²⁴⁶

ブラジル実務者回答 1 :

意匠 E は登録意匠 D の意匠権を侵害すると判断できる。

ブラジル実務者回答 2 :

意匠 E は登録意匠 D の意匠権を侵害すると判断できる。

【参考判断例 3】

質問 :

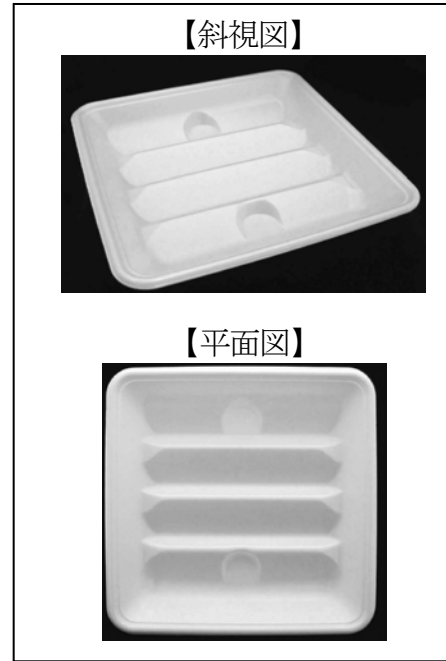
下の意匠 F 及び意匠 G はいずれも物品が包装容器で同一であり、意匠 F は登録意匠で、意匠 G は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 G は、全体の形状、底面の山形部の数、凹部の位置が登録意匠 F とやや異なる。このとき、意匠 G は、登録意匠 F の意匠権を侵害すると判断できるか。

²⁴⁵ 意匠登録第 1374144 号(本意匠)

²⁴⁶ 意匠登録第 1411875 号(意匠登録第 1374144 号の関連登録)



登録意匠 F²⁴⁷



第三者の実施意匠 G²⁴⁸

ブラジル実務者回答 1 :

意匠 G は登録意匠 F の意匠権を侵害しないと判断できる。

ブラジル実務者回答 2 :

意匠 G は登録意匠 F の意匠権を侵害すると判断できる。

また、下記公知意匠を示した場合の意匠権の侵害に関して、ブラジルの実務者にヒアリングを実施し、以下の見解を得た。

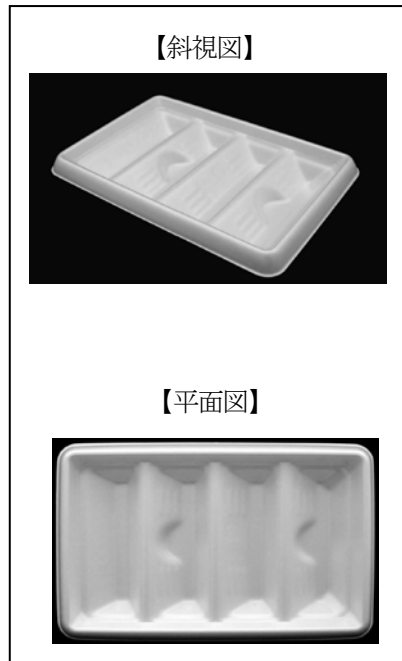
質問 :

侵害・非侵害を判断する審理の過程で、登録意匠 F に対する下図の公知意匠が存在することが判明した。公知意匠は意匠 F の登録時の手続きでは考慮されなかった。

このとき、意匠 G は、登録意匠 F の意匠権を侵害すると判断されるか。

²⁴⁷ 意匠登録第 1373205 号(単独登録)

²⁴⁸ 意匠登録第 1409656 号(単独登録)



公知意匠²⁴⁹

ブラジル実務者回答 1 :

公知意匠が存在する以上、登録されている意匠 F に対する意匠 G による特許権の侵害はないと考える。逆に、意匠 G が登録意匠 F の特許権を侵害しているとの主張に対する抗弁として、登録意匠 F の登録特許は公知意匠をも包含しており、ゆえにその特許は無効であると主張できる可能性がある。

ブラジル実務者回答 2 :

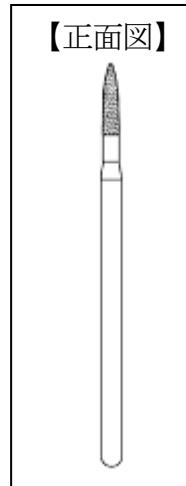
侵害訴訟中に、被告または国選の専門家により、登録意匠 F の独創性または新規性を否定する先行技術文献が発見された場合、この情報や書類は裁判官により考慮され、訴訟は退けられる。

【参考判断例 4】

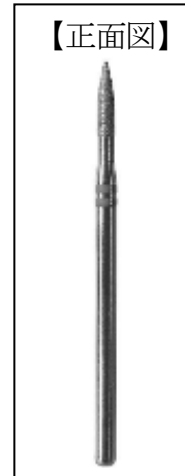
質問 :

下の意匠 H 及び意匠 I はいずれも物品が歯科用回転器具で同一であり、意匠 H は登録意匠で、意匠 I は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 I は側部に、登録意匠 H にはない二重の輪状模様が付されている。このとき、実施意匠 I は、登録意匠 H の意匠権を侵害すると判断できるか。なお、意匠に係る物品である「歯科用回転器具」は、人工歯の形態を研削して修整するためのものであり、歯科用電気エンジン又は歯科用ハンドピースに装着して回転させながら使われるものである。また、本器具は軸対象に加工されている。

²⁴⁹ 意匠登録第 1314199 号(単独登録)



登録意匠 H²⁵⁰



第三者の実施意匠 I²⁵¹

ブラジル実務者回答 1 :

意匠 I は登録意匠 H の意匠権を侵害すると判断できる。

ブラジル実務者回答 2 :

意匠 I は登録意匠 H の意匠権を侵害すると判断できる。

10. 5. 2. 意匠権侵害の救済

INPI は、意匠に係る物品に対する直接侵害に該当する行為として、製造、譲渡、貸渡し、輸出、輸入、譲渡若しくは貸渡しの申出を挙げ、間接侵害に該当する行為として、業として、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為を挙げている。

ブラジルの実務者の見解として次のものがある。画像意匠についても同様の行為が直接侵害に該当する。販売、販売のための展示または提供、在庫としての保管、経済的な目的で使用するための秘匿または受取なども、直接侵害となる。

間接侵害について、ブラジルの実務者は、業として登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為、及び登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を業としての譲渡、貸渡し又は輸出のために所持する行為が該当するとしている。ブラジルの法律では、間接侵害は特許のみで、意匠については想定していないとする見解もある。

²⁵⁰ 登録意匠第 1377111 号(本意匠)

²⁵¹ 登録意匠第 1377517 号(意匠登録第 1377111 号の関連登録)

法第 42 条

特許はその権利所有者に対して、第三者がその同意を得ることなく次に掲げるものを生産し、使用し、販売の申出をし、販売し又はそれらの目的で輸入することを阻止する権利を与える。

(I) 特許の対象である製品

(II) 特許された方法又はその方法により直接得られた製品

(1) 更に、特許所有者には、第三者が本条にいう行為を他人が行うのを援助することを阻止する権利が与えられる。

(2) (II)にいう方法特許の権利は、製品の所有者が、特定の司法決定を通じ、その製品を特許により保護されている方法とは異なる製造方法によって取得したことを証明しなかったときは、侵害されたものとみなされる。

ブラジルの実務者によれば、権利保有者は、侵害に対する救済行為を裁判所に求めることが多い。特にブラジルの判事は差し止めと言う救済命令ができ、これは通常、侵害に対し即効性があるからである。工業意匠の侵害は犯罪であるが、警察がそれに対抗できる力は小さい。こうした犯罪に対する捜査や告発は被害者からの請求に依存するためである。例えば、捜査および差押えの手続きは警察の職権で行うことはできない。特許および登録商標法では公的な無効化手続きについて定めているが、INPI が出す決定は登録の無効を宣言するのみである。INPI は侵害の差し止めについていかなる権限も持たない。

救済機関としての裁判所、警察、知的財産権庁のメリット、デメリットは以下のとおりである。ただし、ブラジルの実務者は、意匠が扱われた事件は1件のみで、その判断について意見はないが、いずれにしてもこのような問題は行政機関(CADE)ではなく、裁判所で扱われるものであると理解しているとしている。

	メリット	デメリット
裁判所	ブラジルの裁判費用は比較的安い(特に他国との比較において)。判事による差し止め命令は侵害に対し即効性がある傾向がある。	手続き全体に非常に時間がかかる。平均して訴訟は通常完了まで4～5年かかる。リオ・デ・ジャネイロ、サンパウロおよびリオ・グランデ・ド・スル以外の裁判所では、判事が知的財産を含む訴訟の知識や経験に乏しい。
警察	警察が行う手続きは無料。警察には概して侵害者が恐れを抱くだけの強制的な力がある。	警察にはこの種の犯罪に対する職務的権限がない。 警察官は権力乱用批判を受ける可能性を避けるためこの種の犯罪への取り組みは非常にためらいがちである。
知的財産権庁	行政的な無効手続きは単純で比較的低料金である。関与する第三者が異	INPI は侵害行為に対する法的な差し止め権限を何ら持たない。

(INPI) ²⁵²	議を出すことで手続きが開始する。INPI は手続きの開始を官報で告知し、所有者に 60 日間見解を出す猶予を与える。その後、INPI 長官により手続きが決定される。この決定に対し不服申立てはできない。	
-----------------------	--	--

意匠権の民事的救済として請求できるのは、差止請求、損害賠償その他金銭的請求、侵害品の破棄、侵害に供した設備の除去の請求などである。これらの措置はブラジルの法律で認められているが、個別の事件や裁判官／裁判官の判断に大きく左右される。また、意匠権の侵害は刑事罰の対象とされ、罰金刑と懲役刑の併科刑がある。特許および登録商標法における罰則は、罰金あるいは労働を伴う懲役とされている。罰金は刑法が一日あたりの罰金を定めているため侵害者の平均日給に基づき算出され、違反者の収入によって 10 日から 360 日の範囲である。一日あたりの罰金限度額は国の最低賃金によって算出される。それがブラジルで得ることのできる最低賃金だからである。このことから、一日あたりの罰金は最低賃金の 30 分の 1 から 5 倍までの範囲とされる。ゆえに侵害者は最低賃金の 3 分の 1(最低罰金は 10 日分であるため)から 1800 倍(5×360)の支払いを命じられることとなる。違反者が高額所得者で最高罰金に懲罰的効果が薄い場合、刑法で判事が最高罰金の 3 倍までの支払いを侵害者に課すことができる。つまり最低賃金の 5400 倍である。2014 年 1 月 3 日現在、最低賃金は 724.00 レアル(約 300.00 米ドル)である。懲役の場合、違反者は準開放型あるいは開放型刑務所に収監される。どちらでも囚人は刑務所内外で労働または勉強をすることができるが、就寝は刑務所内でなければならない。開放型は準開放型より柔軟であり、前者において囚人が入る施設はセキュリティが低くなっている。ただし、ブラジルにおける登録意匠侵害に対する罰則は、1~3 か月の禁固、または罰金であるが、禁錮の期間を考えると、侵害の罰として刑務所へ行く可能性は低い。

意匠権侵害訴訟に至るまでの一般的な当事者間におけるやりとりは、意匠権利者が、侵害行為の中止、損害賠償の請求などを記載した警告状と意匠公報を内容証明郵便で、被疑侵害者宛に送付し、被疑侵害者は意匠権を侵害していないことの理由を記載した回答書を送付したり、権利行使を行うことが相手方に知られることを避けるために、意匠権者は警告状を送付することなく被疑侵害者を裁判所に提訴するか警察に告訴したりする。ブラジルでは両方の方法とも可能であり、案件に適用する法的方法によって変わってくる。通常は、権利保有者が侵害者に警告書を送り、後者が問題の違反行為を認めない場合に訴訟に持ち込まれる。

意匠権侵害に対して救済を求めて争う場合、民事訴訟で争う場合と刑事訴訟とする場合のメリット、デメリットは以下のとおりである。

²⁵² ブラジルの実務者による回答であるが、ここでは INPI における無効手続きも意匠権侵害の救済措置と解釈している。質問趣旨と異なる回答であるがそのまま記載した。

	メリット	デメリット
民事訴訟	損害賠償金が得られ、侵害を止めることができる。 民事裁判所の判決は刑事裁判の判決よりも効果的といえる。	判決が侵害と損害があったことを認めても、違反者が現金も自分名義の財産も持たないために権利保有者には一銭も支払われないことがある。
刑事訴訟	刑務所に入ることは、通常は恐れられるものである。 有罪となった場合、その情報は本人の犯罪履歴として記録され社会的な負い目となりうる。	損害賠償金を得ることも、侵害行為の差止判決を得ることもできない。 知的財産に対する犯罪には刑事判決に情状酌量の余地が与えられる。 犯罪行為の損害賠償を支払う義務はない。

権利行使を行う場合、基礎となる意匠権における意匠の開示として侵害が認められやすい意匠の開示方法又は開示程度はケースバイケースになると思われる。一般的には、意匠の技術的詳細を可能な限り提供することは重要であり、こうした情報によって判事や裁判所の専門家が侵害をよく理解できるようになる。また、裁判所に専門家でない者(例えば判事など)が問題の技術を理解できる情報を提供することは望ましく、例えば元の製品と侵害している製品のサンプルを判事に提出するのは大変有効である。そのようにして情報が提供されれば、通常、侵害についての評価は問題の意匠が消費者に混乱をもたらす可能性について確認するだけで済む。

ブラジルの実務者の経験によると、意匠侵害の争いが和解で解決されず訴訟に至る主な理由は以下の二つある。

- 1) 損害賠償金額又は実施料について当事者間で合意が得られなかった場合。
- 2) 被疑侵害者が意匠権者の意匠を侵害していないと確信しているか又は意匠が無効であると確信をしている場合。

知財庁と裁判所の意匠権に関する判断の傾向に関して、ブラジルの実務者から以下の見解を得ている。知財庁や裁判所(税関はこのような分析には加わらない)による同一性もしくは類似性に関する判断においては、従来の技術に照らし合わせて類似した特徴が多ければ多いほど、保護の範囲にはより制限が課されるという傾向がある。

10. 5. 3. 意匠権侵害に関する判例

比較的よく起こる訴訟は直接侵害に関するものや登録済の意匠の無効を訴えるもので、先行する意匠についての情報に基づいたものである。

意匠の保護対象に該当するかが争われた事件があり、**Must Match** 修理用部品の形態は、技術及び機能の見地から不可欠とみなされる形状なので法第 100 条 1 項 2 号より登録され

ないと判示した(2010.51.01.809326-0、リオ・デ・ジャネイロ連邦裁判所【第一審】)。

意匠登録 DI6100243-7 についての侵害訴訟(事件番号 第 01162342920018190001)では、裁判所は、色彩は非侵害立証するのに十分ではないとの判断を下した。

アイコン、ロゴ、画像(graphic image)、模様などの 2 次元的意匠権に関する判例はこれまでにない。

なお、INPI は、判決例が法律や審査基準などに影響を与えることはないとしている。

10.6. 税関・警察等での取締り

(1) 税関は連邦収税局の管理下に属するが、国境管理は連邦警察が管轄する。

(2) 税関は、職権により又は利害関係人からの請求に基づき、偽造、改作又は模造された標章又は虚偽の出所表示がされている製品を通関の際に差押えることができると定めている(法第 198 条)。本条は法第 7 章通則に規定されているため意匠権の侵害品にも適用があるものと解される。

(3) また、産業財産権に関する刑事訴訟並びに捜査及び押収の予備手続きは、法第 7 章の条文による変更を加えたうえで、刑事訴訟法の規定に規制される(法第 200 条)。

(4) ブラジル税関は、TRIPS 協定の第 52 条および第 58 条について非常に狭い解釈をしている。ブラジル税関規定 (Decree 6.759/2009) によれば、税関が措置をとる対象は商標に限られ、特許や意匠は含まれていない。ただし、権利者が、その意匠権を侵害している製品がブラジルに輸送されていることを知った場合は、輸入者に対し、あるいはブラジル税関に対してでも侵害訴訟を申請し、法廷に禁止命令を承諾するよう求めることが可能であり、その場合、当該製品は差押えられる。

(5) 製品が法廷の命令により差押えられる場合、通常、原告/意匠所有者が要求し、法廷が認めるのは、その製品の破棄である。

(6) 執行者として、意匠登録権利者のみが、予防措置として権利を侵害しているとされる製品の差押え、もしくは没収を要請することができる。侵害が最終的に確認されるまで誰がその物品を保持するかは裁判官の裁量による。ブラジルにおける判例によれば、必ずしも意匠登録権利者ではなく、権利を侵害した者が、その物品を保持するようと言い渡される場合もありえる

10. 7. その他

ブラジルでは公共機関は先行意匠調査サービスを行っていないが、民間の調査会社はある。

意匠権侵害訴訟や無効手続において使用する証拠収集のための、侵害品の特定や調査、無効事由調査について、民間の法律事務所や調査機関に制限はない。

海外出願人からの直接代理を行う代理人を推薦する機関としてブラジル知的財産権代理人協会(ABAPI²⁵³)がある。ABAPI は、日本の出願人の代理を務められるブラジルの代理人の完全なリストを有している。現地事務所の中には日本語での意匠事件訴訟に対応できる日本デスクを設置して日本語での意匠事件の訴訟に対応できるよう取り組んでいる法律事務所もある。

代理人の業務については、INPI による 1998 年 8 月 25 日付、産業財産に関する代理人業務の職業行為についての規則、基準規則 142 条がある。

²⁵³ <http://www.abapi.org.br/>(最終アクセス日：2014 年 2 月 16 日)

1 1. オーストラリア【実体審査なし、ハーグ協定未加盟】

1 1. 1. 制度の枠組み

- (1) 意匠はオーストラリア意匠法²⁵⁴(2010年法律 No.96により改正された2003年 No.147、以下、「法」と略す場合もある)により保護されている。
- (2) 保護対象である意匠はオーストラリア意匠法第5条に「製品に関連して、その製品の1又は複数の視覚的特徴からもたらされる製品の全体的な外観をいう」と定義されている。なお、法第25条に従い、最低出願要件を満たすか否かを登録官は判断し、満たしている場合には公告され、規則が定める期間内(優先日から6月)に出願人は登録の請求をすることによって登録を受けることができる。意匠の登録期間は出願日から5年又は更新された場合には出願日から10年としている(法第46条)。
- (3) 法第63条では、何人かが審査することを請求するか、裁判所が命令した場合には登録官は審査しなければならないとし、法第65条で意匠が登録可能な意匠であるか否か等の取り消し理由が存在するか否かを検討しなければならないとしている。また、登録意匠の取消は、何人も、連邦第一審裁判所又は州第一審裁判所に申請をすることができる(法第93条、84条第2項)。第一審裁判所の判決に対し、連邦裁判所(Full Federal Court)に控訴することができ(法第87条)、さらに連邦最高裁判所(High Court of Australia)に上告することができ最終審となる。
- (4) 意匠権侵害に対する民事的救済として、差止め、損害賠償又は利益返還の請求を求めて、連邦第一審裁判所又は州上級第一審裁判所へ提訴できる(法第73、75条)。侵害訴訟において被告は、反訴として法第93条に基づく意匠登録の取消を申請することができる(法第74条)。
- (5) 意匠権の侵害行為に対する罰則規定はないが、意匠が登録されている旨の虚偽の表明に対しては刑事罰が科される(法第132条)。
- (6) 意匠権者は、登録意匠を具現する製品の使用、製造、製造の申出、輸入、販売、貸渡し、処分等の申出に関して排他権を有する(法第10条第1項)。
- (7) 侵害行為として、登録意匠と同一であるか全体的な印象において実質的に類似する意匠を具現した製品に関して上述の行為をなすことと規定されている(法第71条第1項)。
- (8) 全体的な印象において実質的に類似するかを決定するかについては、裁判官は、法第19条、すなわち、当該評価は意匠間の差異よりも類似性に重点を置くものとされる等の規定を考慮するものとされている(法第71条第3項)。
- (9) 一定の修理部品については意匠権の効力は及ばない(法第72条)。
- (10) 間接侵害の規定はないが、排他権の対象として使用、販売等を目的に当該製品を保持する行為を規定しており(法第10条第1項)また、侵害行為として、当該製品(侵

²⁵⁴ オーストラリア意匠法(2012年法律No.35まで改正された2012年5月24日編集の2003年 No.147)<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryousonota/fips/mokuji.htm>(最終アクセス日:2014年2月14日)

害品)を販売・使用等の目的で保有することを直接侵害の一態様として規定している(法第71条第1項(e))。

1 1. 2. 意匠権設定までの運用

(1) 願書の記載

オーストラリアにおける意匠の出願願書には、物品についての説明と図面の提出が求められる。図面に関して、斜視図は不要であり、写真でもよい。見本及びひな形の提出は認めない。なお、意匠の説明は、審査官・審判官等が出願等を理解するためにのみ使用される。オーストラリア知財庁回答者によると、新規性や識別力に関して出願者が説明に記載することは、意匠全体との関係に対して注意を払うべきであるが、特徴、機能、使用目的の記載に関しては審査(視覚的特徴が同一又は類似しているかどうかの判断)にはほとんど影響がないとの情報を得ている。

意匠分類は願書に出願人が記載事項することはできず、オーストラリア知財庁が付与するとしている。

(2) 物品名の表示

願書に記載した物品名(title of article)は方式審査又は実体審査でどのように認定しているかについて、オーストラリア知財庁は、例えば、「ボールペン」、「万年筆」、「サインペン」、「シャープペン」等、具体的な製品名称であれば認める、「筆記具」等、包括的な製品群を表す名称を認める、「文房具」等、物品の分野を表す名称を認めるとしている。

また、物品名自体を提示しても問題はない。上記の「物品グループ」や「物品の対象分野」が許容範囲かどうかは、内容次第である。つまり、表示物が所定の物品を明確に提示してある場合(例えば鉛筆の写真など)、広義の名称(「文具」等)でも許容される。しかし、物品の提示があいまいである可能性があり、広義の名称(「電子機器」等)が提示されている場合、出願者はロカルノ協定に厳密に抵触しないように表題の変更を求められる可能性がある。

(3) 図面提出要件

意匠出願は、(a) 出願において開示された意匠の表示に関連して、規則が定める要件及び(b) 規則が定めるその他の要件を「最低出願要件」として、これらを満たしたものを意匠出願として認める(意匠法第21条(2))。

「表示(representation)」とは、意匠を組み込んだ製品の図面、透写図若しくは見本、又は当該の図面、透写図若しくは見本の写真をいう(意匠法第5条)。

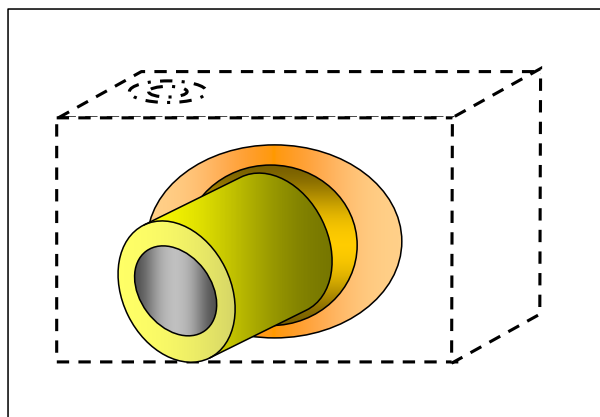
意匠法上、表現方式の規定は存在しないが、意匠規則²⁵⁵・附則に図面作図様式が規定さ

²⁵⁵ オーストラリア意匠規則(2012年特別法規書 No.66 まで改正された 2012年10月1日編集の 2004年 No.117) <http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryousonota/fips/mokuji.htm>(最終アクセス日: 2014年2月14日)

れており、また、同様に写真・デジタル画像の作成様式が規定されている(意匠規則 附則 2 様式要件 「5 表示に関する追加要件」並びに「6 写真及びデジタル画像」)。

(4) 図面に記載した破線の意味

図面に記載した破線がもつ意味関し、オーストラリアの実務者にのデジタルカメラの部分について意匠を提示して意見を求めたところ、現行(2003年)意匠法では判例法が明確でなく、意匠全体に対して実線で示された特徴に重点が置かれるが、破線箇所がどの程度退けられるかは実際には不明であるとの情報を得ている。

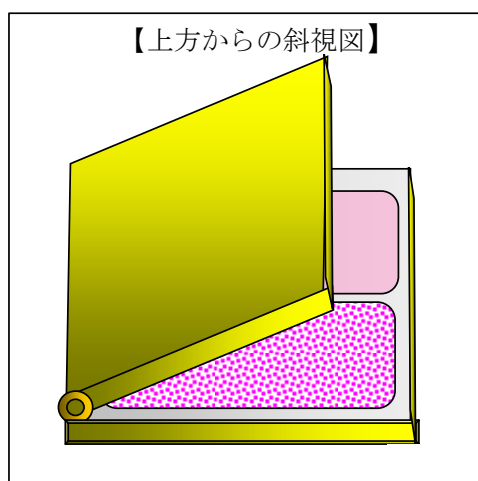


※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じデジタルカメラの図を示して回答を得た。

デジタルカメラの部分についての意匠
(Design of a part of a digital camera)

(5) 図面又は写真によって開示されてない部分の扱い

下記の斜視方向から撮影した蓋を開いた状態の化粧品用ケースの写真一枚のみをオーストラリア知財庁に提示し、その扱いについて回答を得た。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ化粧品の写真を示して回答を得た。

一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)
(Example of a design disclosed only by one perspective view (photograph) alone
(cosmetic case))

オーストラリア知財庁回答者回答：

同様な事例として World of Technologies (Aust) Pty Ltd v. Tempo (Aust) Pty Ltd (2007 年 FCA 114) が存在する。本事例では、引用文献に物品の正面斜視図しか掲載されていなかったが、審査官はその引用文献には載っていない物品を横から見たときに得られる印象を推測できる状態にあった。見えない角度から見た印象を推測する必要がある場合、以下の点を考慮する。

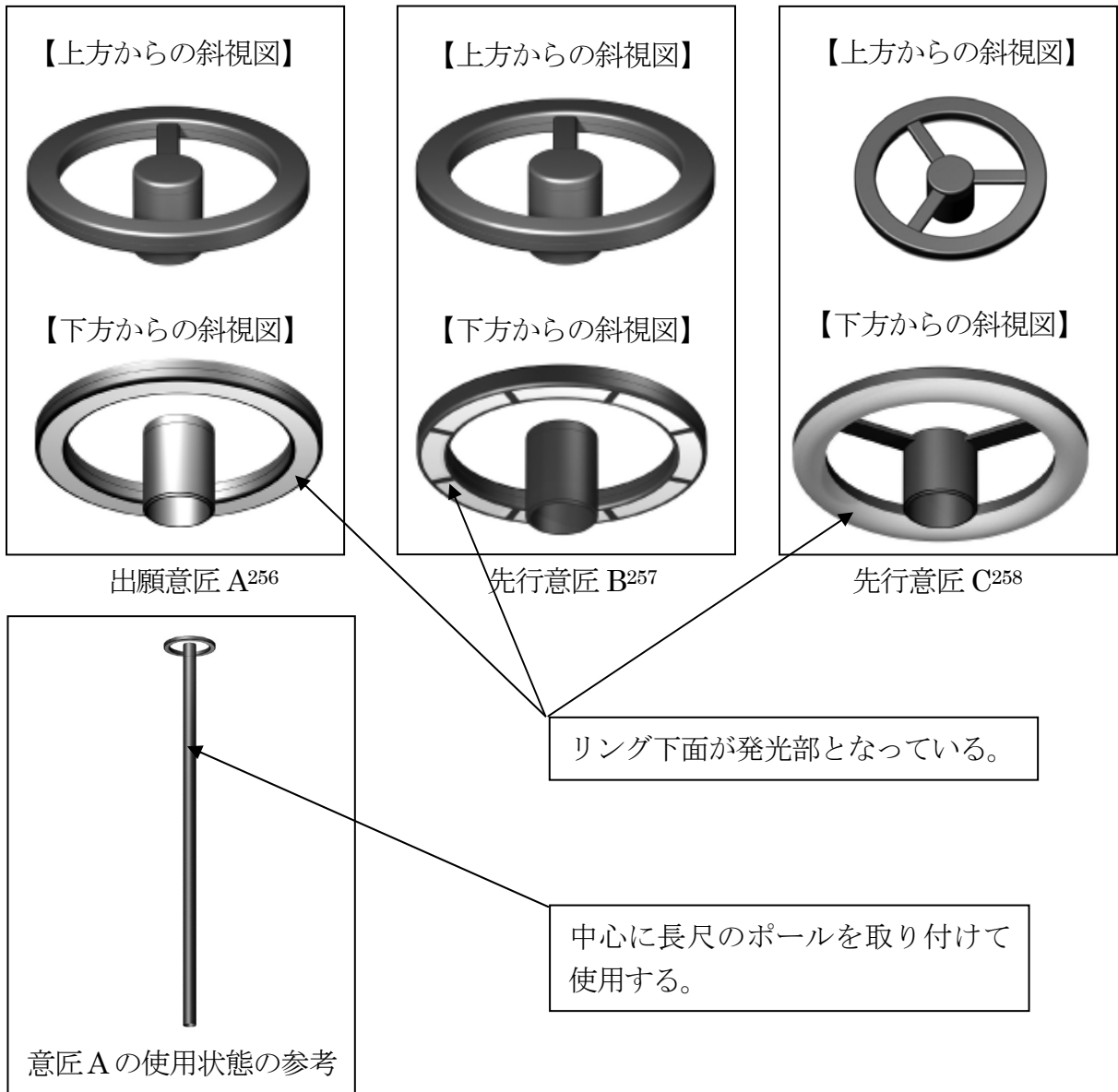
- ・物品の推定上または実際の対称性
- ・提示されている視野から「隠れた」側の外観にある制約
- ・そのような物品について推測されるその他の外観
- ・「隠れた」側に存在すると思われる特徴の本質(物品の「隠れた」側に何らかの「異常な」視覚的特徴があると推測する根拠はない。)

(6) 複数意匠の関係

以下の判断例について、出願に係る意匠が先行意匠によって拒絶されるかどうかについて、次のとおりオーストラリア知財庁の考え方が得られた。

【判断例 1】

意匠 A、意匠 B、意匠 C はいずれも物品が「街路灯灯具本体」で同じであるが、意匠 A、意匠 B 及び意匠 C は互いに発光面(底面)の形状が異なるとともに、意匠 C は発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なる。また、図面は CG で作成されている。



オーストラリア知財庁回答者回答：

どれも似たような特徴を持っているので、どれかが拒絶の根拠となる可能性はある。明確に答えるには、意匠法 2003 年の第 19 条で挙げられた要素（それ以外の先行技術、機能上あるいは市場の要求による意匠上の制約）や、物品に精通している使用者の基準の検証が必要である。

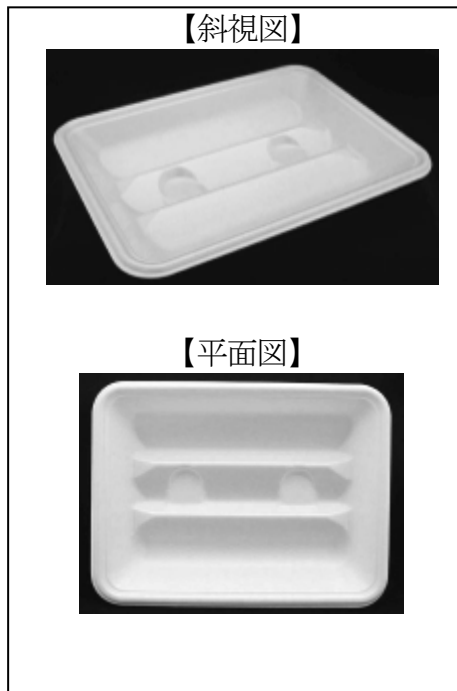
【判断例 2】

意匠 F 及び意匠 G は物品が包装容器で同じであるが、意匠 G は全体の形状底面の山形部の数、凹部の位置が意匠 F とやや異なる。

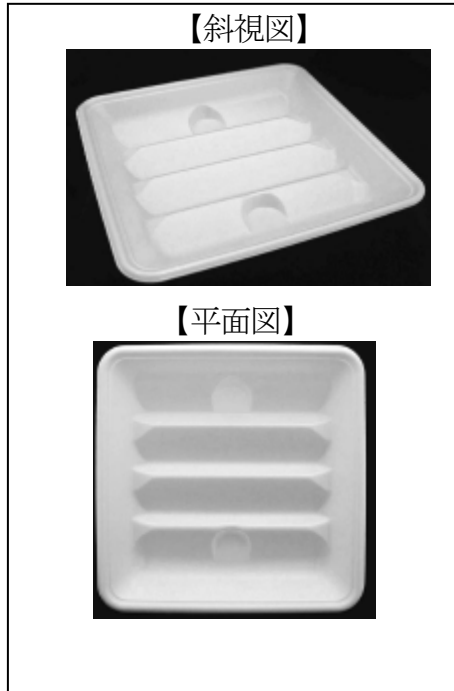
²⁵⁶ 意匠登録第 1365435 号(本意匠)

²⁵⁷ 意匠登録第 1365854 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

²⁵⁸ 意匠登録第 1421163 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)



出願意匠 F²⁵⁹



先任意匠 G²⁶⁰

オーストラリア知財庁回答者回答：

どれも似たような特徴を持っているので、どれかが却下の根拠となる可能性はある。明確に答えるには、意匠法 2003 年の第 19 条で挙げられた要素（それ以外の先行する技術、機能上あるいは市場の要求による意匠上の制約）や、物品に精通している使用者の基準の検証が必要である。

(7) パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の扱い

オーストラリア知財庁回答者の回答によれば、方式審査又は実体審査においてパリ条約による優先権の主張を伴う出願の優先権が有効であることを確認するために、優先権証明書に記載された次の事項をチェックしている。

- ・ 出願日
- ・ 物品名
- ・ 図面
- ・ その他

これらは常にチェックされるわけではない。優先権請求日からオーストラリアでの出願日までの間にサイテーションが発生する場合に備えて優先日を確定しなければならない場合、審査官は請求書類のみを考慮する。

²⁵⁹ 意匠登録第 1373205 号(単独登録)

²⁶⁰ 意匠登録第 1409656 号(単独登録)

(8) パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の記載と優先権証明書に記載との相違

オーストラリア知財庁回答者の回答によれば、物品名の変更、説明の追加・修正、説明の削除、意匠の表現物(図面、写真など)の追加、意匠の表現物(図面、写真など)の削除、表現物の表現形式の変更(例えば、線図を写真に変更など)、表現物の表現形式の、出願国の図面提出要件に合わせた作図への変更、表現物の軽微な変更であれば、変更の度合いにもよるが意匠の主体が変化しない限り、基本的に優先日は確保される。

また、パリ条約による優先権証明書に破線で記載されていても物品の全体が開示されているものとして、物品全体の意匠について優先日が認定される。

さらに、以下の■の場合も優先日が認定される。なお、これらの変更が許容されるかどうかは、代理人が請求書類にオーストラリアでの出願内容と同一の意匠が開示されていると認識するか否かによる。

	優先権証明書	変更	オーストラリアへの出願
■	色彩付き線図	→	色彩なし線図
■	色彩なし線図	→	色彩付き線図
■	色彩付き線図	→	モノトーン陰影図
■	モノトーン陰影図	→	色彩付き線図
■	カラー写真	→	色彩なし線図
■	色彩なし線図	→	カラー写真
■	カラー写真	→	モノトーン写真
■	モノトーン写真	→	カラー写真

(9) グレースピリオド(新規性喪失の例外規定)

グレースピリオドについては、意匠法第 17 条(1)に規定されている。

第 17 条 一定の事柄は意匠の新規性及び識別性を決定する上で無視しなければならない

(1) 意匠が新規性及び識別性を有するか否かを決定する目的のために、当該決定をなす者は、次の事項を無視しなければならない。

(a) 意匠の登録所有者又は登録所有者の前権原者の同意を得て、規則が定める状況において行われる意匠の公開又は使用及び

(b) 意匠の登録所有者又は登録所有者の前権原者から意匠を派生させた又は取得した別の者が、意匠の登録所有者の同意なしに行う意匠の公開又は使用
ただし、当該意匠に関する意匠出願が所定の期間内に行われる場合に限る。

(10) 保護要件

先行意匠に対する保護要件は、新規性と識別力が求められる(オーストラリア意匠法第 15~18 条)。新規性及び識別力については同一及び実質同一の範囲まで判断される。

オーストラリア意匠法第 15 条 登録可能な意匠

- (1) 意匠が、その意匠に対する先行技術基準であつて、その意匠の優先日前に存在したものと比較して、新規性及び識別性を有する場合は、その意匠は、「登録可能な意匠」である。
- (2) 意匠(「指定意匠」)に対する「先行技術基準」は、次のもので構成される。
- (a) オーストラリアで公に使用される意匠及び
 - (b) オーストラリア国内又は国外において、文献に公表された意匠及び
 - (c) それに関連して、次の各基準が満たされている意匠
 - (i) その意匠が、意匠出願において開示されていること
 - (ii) その意匠が、指定意匠よりも先の優先日を有すること
 - (iii) その意匠を開示する文献が第 60 条に基づいて最初に公衆の閲覧に供されたのが指定意匠の優先日以後であること

オーストラリア意匠法第 16 条 全体的な印象において同一の又は実質的に類似する意匠

- (1) 意匠は、当該意匠に対する先行技術基準の部分を構成する意匠と同一でない限り、新規性を有する。
- (2) 意匠は、当該意匠に対する先行技術基準の部分を構成する意匠と、全体的な印象において実質的に類似しない限り、識別性を有する(第 19 条を参照)。
- (3) 第 15 条(2)(c)に従うことを条件として、意匠の新規性及び識別性は、当該意匠の優先日以後のオーストラリアにおける意匠の単なる公開若しくは公共の使用又は同一の若しくは後の優先日を有する別の意匠の登録によって影響されるものではない。

オーストラリア第 17 条

一定の事柄は意匠の新規性及び識別性を決定する上で無視しなければならない

- (1) 意匠が新規性及び識別性を有するか否かを決定する目的のために、当該決定をなす者は、次の事項を無視しなければならない。
- (a) 意匠の登録所有者又は登録所有者の前権原者の同意を得て、規則が定める状況において行われる意匠の公開又は使用及び
 - (b) 意匠の登録所有者又は登録所有者の前権原者から意匠を派生させた又は取得した別の者が、意匠の登録所有者の同意なしに行う意匠の公開又は使用
- ただし、当該意匠に関する意匠出願が所定の期間内に行われる場合に限る。
- (2) 意匠が新規性及び識別性を有するか否かを決定する目的のために、当該決定をなす者は、次の事項を無視しなければならない。
- (a) 意匠の登録所有者又は登録所有者の前権原者により又はその同意を得て、次の何れかの者(その他の者又は機関は除く)に与えられた情報
 - (i) 政府、州又は領域
 - (ii) 当該意匠を調査することを政府、州又は領域によって認容された者及び(b) (a)(ii)に記載された調査の目的で行われる事柄

第 18 条 一定の意匠は新規性及び識別性を有さないものとして取り扱ってはならない

(1) 本条は、次の場合に適用する。

(a) ある美術的著作物に関し、1968 年著作権法に基づく著作権が存在しており、かつ

(b) 対応する意匠についての登録出願が、当該著作権の所有者により又はその同意を得てされた場合

(2) 当該意匠は、本法の適用上、その美術的著作物について先にされた使用のみを理由として、新規性及び識別性を有さないもの又は公開されていたものとして、取り扱ってはならない。ただし、その使用が次の場合に該当していたときは、この限りでない。

(a) 先の使用が、その意匠が産業上利用された製品であって、第 43 条(1)(a)の適用上、規則に指定されているもの以外の製品に係わる販売、賃貸又は販売若しくは賃貸のための展示からなるか又はこれを含んでいた場合及び

(b) 先の使用が、その美術的著作物の著作権所有者により又はその同意を得てなされたものである場合

(3) 本条において、

「産業上利用された」は、1968 年著作権法第 77 条に基づく規則によって付与される意味を有する。

(1 1) 創作非容易性に関する参考判断例

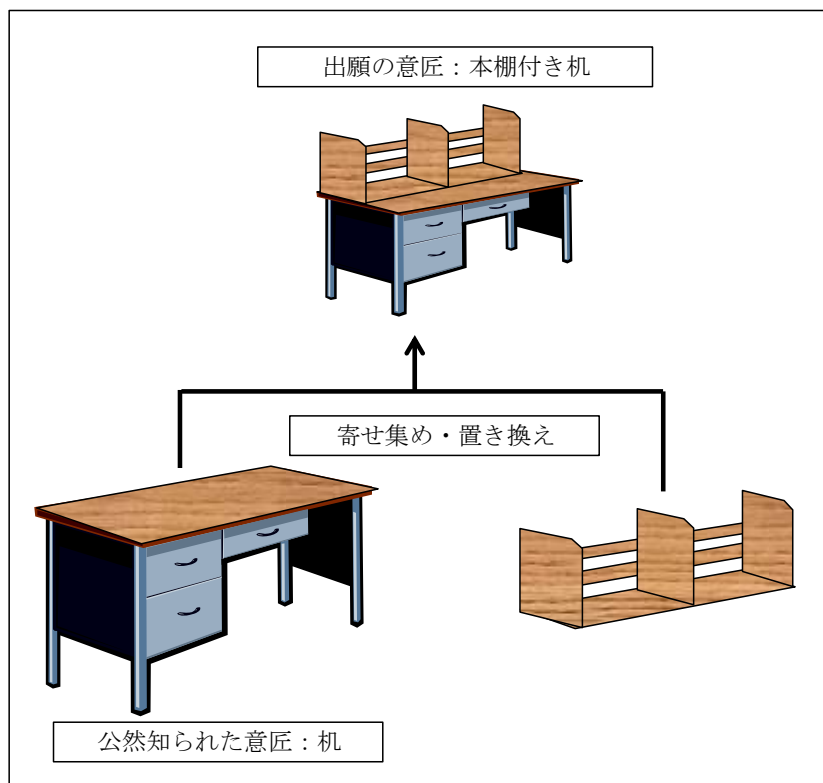
オーストラリアには創作非容易性の規定はないが、以下の例について、オーストラリア知財庁の見解が得られたので参考として記載する。

オーストラリア知財庁は、いずれの例もオーストラリア法で拒絶される可能性があるとしている。さらに、識別力の審査には、意匠と先行技術との類似性の「量的および質的な度合いと重要度」を考慮する必要性が含まれており、意思決定者はこの点を当該物品（またはその類似品）に通じている人の観点で考えるとしている。

【判断例 1】

その意匠の属する分野において、本立てを机に組み合わせることは当業者にとってありふれた寄せ集め・置換であるものと考えられる。

“本棚付き机”

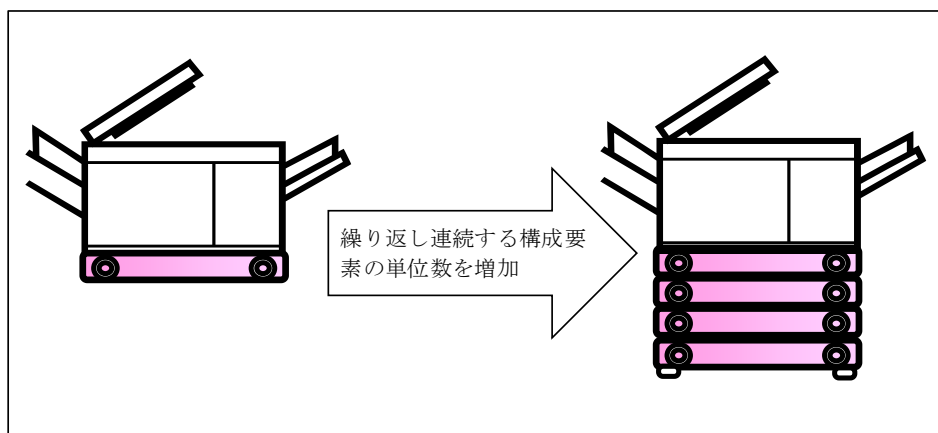


※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

【判断例 2】

同じ引き出しの形状を有する電子複写機等の分野において、公然知られた意匠の繰り返し連続する構成要素の単位の数を適宜増減させることは当業者にとってありふれた手法であるものと考えられる。

“電子複写機”



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

【判断例 3】

その意匠の属する分野において、おもちゃの形状を乗物の形状に模することは当業者に

とって商慣行上の転用であるものと考えられる。

“Toy Motorcycle”



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

1 1. 3. 意匠権設定後の運用

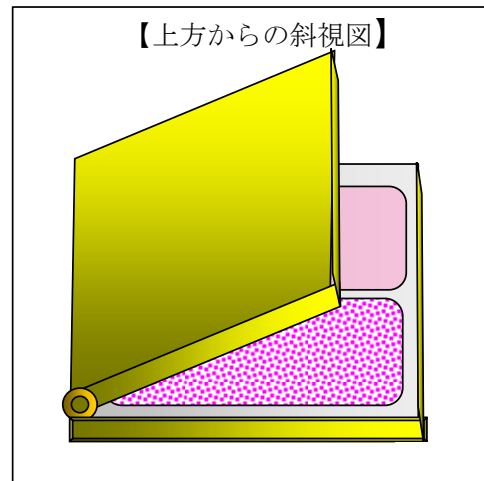
(1) 願書の記載と権利範囲

願書に記載した物品名は、その名称のみで権利範囲が決定されることはなく他の要素も考慮される。例えば、「ボールペン」、「万年筆」、「サインペン」、「シャープペン」等、願書に具体的な製品名称を記載することとされており、その権利は、願書に記載された当該物品のみに及び、また、「筆記具」等、願書に包括的な製品群を表す名称が物品名とすることが認められており、その権利範囲は、製品群である「筆記具」全般に及ぶとしている。ただし、意匠出願は特定の1製品について行わなければならない、製品の集合体に関して申請することはできない。また、願書に記載した意匠の特徴や物品の機能及び用途の説明に関して、特徴及び用途についての記載は認められず削除される。説明が権利範囲に影響する例としては、実際の自動車と玩具の自動車の例が挙げられる。寸法、操作、組み立て方法等、意匠の機能に関する情報は方式に関する異議申立てにつながる。

(2) 登録意匠の権利範囲の参考判断例

【参考判断例】

下図のような化粧品用ケースについての意匠が意匠公報に掲載され、当該意匠が1つの斜視図(写真)のみで表現されており、底面など開示されていない部分がある場合、登録意匠の権利範囲をどのように考えるか、オーストラリアの実務者に見解を求めたところ、以下のとおりの回答を得た。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ化粧品の写真を示して回答を得た。

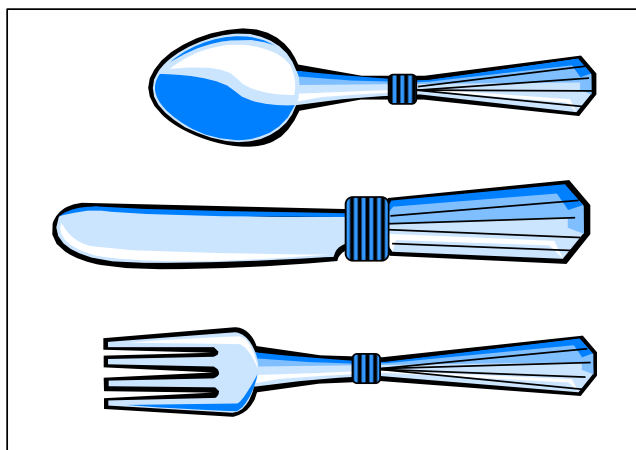
一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)
(Example of a design disclosed only by one perspective view (photograph) alone
(cosmetic case))

オーストラリア実務者回答：

図面等で表現されていない部分がディスクレームされた権利とされる(見えていない若しくは表されていない部分は権利から除かれている)。

(3) 意匠の単一性

日本で認められる「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」についての組物の意匠の例について、下図のように柄部の特徴的が共通するスプーン、フォーク、ナイフの意匠のセットを一意匠として出願をすることができるかについては、例えば物品名を「スプーンとフォークとナイフセット」、「カトラリー(食卓用金物)のセット」の一意匠として出願ができる。また、特にセットものであることの説明を記載する必要はない。セットもの又は組物の意匠権は、同じ物品で構成されるセットもの又は組物全体としての実施及びセットものを構成するいずれかの物品単独の実施にも意匠権の効力が及ぶ。意匠の有効範囲はその物品のタイトルによる。例えば、「スプーン、フォーク、ナイフのセット」というタイトルなら、それらの物品に限定される。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

柄部の特徴的な意匠が共通するスプーン、フォーク、ナイフのセット
(A set of a spoon、 folk and knife which share the distinctive design of the handle part)

(4) 変化する意匠

立体形状の変形おもちゃなど物品がその機能に基づいて形状が変化する意匠は、図面に表された形状が全て同一か類似する場合に権利が及ぶ。携帯電話の画面等における連続して変化する画像についても、画像の変化に連続性はあっても、各画像意匠は独立しており、別個に出願をしなければならない。オーストラリア意匠法では、グラフィック・イメージそのものや、変遷、変化するグラフィック・イメージを含む製品に関する規定はない。

(5) 意匠登録の無効

登録された意匠の有効性については、知財庁における無効審判、裁判所における無効裁判の請求、提訴を行うことができる。意匠が登録された後の実体審査の結果、登記官が登録取消しの根拠があると判断した場合、かかる意匠登録は取消される(オーストラリア意匠法第 68 条)。実体審査は、意匠保有者、裁判所、それ以外の者(第三者)の要請、あるいは登記官の独自判断で実施される。

登録無効の事由として下記が挙げられる。

- ・新規性の欠如
- ・他人の先行出願による開示
- ・既知の先行技術に照らして識別性に欠ける
- ・所有者が無資格である
- ・必要以上の人に資格が与えられている
- ・不正行為、不正な表現、不正な提案などによって登録を取得している、あるいはある著作物の意匠と一致しており、著作権が切れている

オーストラリア意匠法第 68 条 審査後の登録取消

(1) 本条は、次の場合に、登録意匠に関連して適用する。

(a) 登録官が、意匠を審査した結果、当該意匠登録の取消理由が立証されたと認め、かつ、

第 66 条に基づいて行われる請求において提案されるように登録簿が補正されたとしても、当該理由が除去されない筈であると認める場合及び

(b) 意匠登録が、第 48 条(1)に基づき効力停止になっていない場合

(2) 登録官は、次の事項を行わなければならない。

(a) 関連当事者に対し、意匠登録が取り消されたことを記載する通知を出すこと及び

(b) 第 115 条に基づいて登録簿へ記入すること

(3) 登録官はまた、意匠登録が取り消されたこと及び当該意匠は登録されたことがないものとみなすことを記載する、規則が定める様式の通知を公告しなければならない。

(4) 登録官は、次の場合を除き、本条に基づき意匠登録を取り消すことができない。

(a) 登録官が、登録所有者に対して聴聞を受ける合理的な機会を与えている場合及び

(b) 該当するときは、意匠登録の取消理由を除去する目的で、登録官が登録所有者に対し、関連する登録意匠を補正するための合理的機会を与えており、かつ、登録所有者がそれを行わなかった場合

(5) 登録官は、当該意匠に関する関連手続が係属中の間は、本条に基づいて意匠登録を取り消してはならない。

(6) 本条に基づく登録官の決定に対しては、連邦裁判所に上訴することができる。

オーストラリア意匠法第 66 条 登録の補正

(1) 本条は、登録官が、登録意匠を審査する過程で、意匠登録の取消理由が立証されたと認める場合に適用する。

(2) 登録官は、意匠の登録所有者に対して、その旨の通知書を出さなければならない。

(3) 意匠の登録所有者は、取消理由が除去されるような方法で、登録官が登録簿を補正するよう請求することができる。

(4) (3)に基づく請求は、規則が定める方法で行わなければならない。

(5) 登録官は、規則が定める方法で当該請求を検討し、処理しなければならない。

(6) 補正は、次の内容であってはならない。

(a) 意匠登録の範囲を増大させるもの又は

(b) 原意匠出願、表示又はその他の書類において実質的に開示されていない事項を含めることによって登録の範囲を変更させるもの

新規性喪失による登録の取消例

① Apple Inc. [2013] ADO 1 (3 April 2013) (Section 68 for lack of distinctiveness)

(第 68 条の識別可能性欠如に関して)2013 年 4 月 3 日、Apple Inc. [2013] オーストラリア意匠局 1

② Extreme Kayaks & Watersports Pty Ltd v Viking Kayak International Pty Ltd

[2010] オーストラリア意匠局 1 (25 June 2010) (Section 51、 lack of entitlement)

(第 51 条、登録資格の欠如に関し)2010 年 6 月 25 日、Extreme Kayaks & Watersports Pty Ltd v. Viking Kayak International Pty Ltd [2010] オーストラリア意匠局 1

識別力の欠如による登録の取消例

World of Technologies (Aust) Pty Ltd v Tempo (Aust) Pty Ltd [2007] FCA 114 (14 February 2007) at para 69 (Section 93 for lack of distinctiveness)

(第93条 識別可能性の欠如に関して)World of Technologies (Aust) Pty Ltd v. Tempo (Aust) Pty Ltd [2007] FCA 114 (14 February 2007) 判決文第69段落

オーストラリアの法律のもとでの新規性の判断は非常に狭い範囲での同一性検証で行われる可能性がある。実際には、新規性の欠如は self-anticipation の場合にのみ起こり、意匠の有効性に関する多くの反論は相違点の欠如を論拠に行われる。したがって、裁判所の判断は証拠として提出された先行意匠に基づいて行われ、知財庁が自ら提出する先行意匠も審理対象となることを勧告すると、新規性の判断に関しては知財庁と裁判所の判断が異なることは稀である。

識別性の検証とは、「意匠は、当該意匠に対する先行技術基準の部分を構成する意匠と、全体的な印象において実質的に類似しない限り、識別性を有する」と定義される。この審理は製品に精通する者の判断基準を用いて行われる。すなわち、その意匠が関係する製品、もしくはその製品に関連する製品に詳しい人が判断する基準という意味である。必然的に、その製品に精通する者が持つ印象が関連し、そうでない者が何気なく見た印象ではない。その点において、製品に精通する者はしばしば対象製品のある側面に対して特別な興味を持つ場合がある。すなわち、その印象は、必然的に製品の様々な特徴に対して精通者が認める相対的な意義に依存する。第三者から知財庁に提供される情報には、その確証として精通者が持つ意匠に対する印象が提供される場合があるので、全体的印象において実質的な類似性が明らかに認められない限り、知財庁は意匠を却下することを躊躇する。さらに、知財庁の審査官は、精通者の評価に関して意匠保有者が提出する証拠を無視することに抵抗を覚え、また、第三者からの証拠が得られない場合、個人的見解を優先することにも抵抗を覚えるのが通常である。

一方、裁判所は、「製品に精通する者」と考えられる者からの証拠を通常持っており、対象の意匠の全体的な印象が実質的に類似しているか否かを審理する立場にある。どちらの裁判当事者も平等に取り扱い、審理対象を「蓋然性比較」の検証を基に判断する。

オーストラリア意匠法は、知財庁と裁判所に対して、「対象物の相違点より類似点を重視する」旨の指導をしている。

究極的には、審理は、対象の意匠が全体的印象において実質的に類似しているかについて行われる。先行意匠からの相違点のみを特定して識別性が認められるとする事は排除される。相違点のみを詳細に説明する事は説得力に欠ける場合が多く、関連する特徴点が全体的印象に実質的影響を与えていることを更に立証しなければならない。同様に、相違のある特徴点が全体的印象に大きな影響を与えている時に、ある意匠の特徴点の大半が比較対象と同一であるとする主張も一般的には説得力がない。

例えば、ある類似製品は競合する意匠と多くの共通点を持ち、1点だけ異なっていたとする。精通者が、それらの共通点はどれも同程度の重要性があると判断する一方で、唯一異なっている特徴点は、全体的印象に対してさほど重要でないと考える場合、相違点より

も類似点を重要視するという観点から、両者は全体的印象において実質的に類似していると結論付けられるだろう。一方、精通者が、相違点が全体的印象の形成にとって重要な特徴であると判断した場合は、その相違点はそれ以外の類似点を全部合わせた特徴点よりも、重要性において上回ることがありえる。

知財庁と裁判所の意匠権に関する判断の傾向に関して、オーストラリアの実務者より以下の見解を得ている。識別性と権利侵害の有無を判断する際に、意匠の先進性を考慮する事も以下の2点において重要である。

- a. 先行意匠の成熟度が高い場合、精通者は競合する意匠の細かい点まで良く認識する可能性がある。反対に成熟度が低い場合には識別性があるとみなされる為には差異が大きくなければならない可能性がある。
- b. 権利侵害の有無を評価する際には、対象の意匠と侵害主張の対象となっている製品との差異及びその意匠と先行意匠との差異、その両方の差異度合いを比較する事になる。主張対象製品と対象意匠との相違度合いが、対象意匠と先行意匠との相違度合いよりも小さければ侵害と判断される可能性が高くなる。

オーストラリア意匠法で侵害と判断される為には、登録済み意匠に対して、当該意匠が全く同一であるか全体的印象において類似している事が求められる。したがって、検討する点は識別性に関する上記の説明と同じである。

11. 4. 著作権との関係

意匠法と著作権法が重複する分野は、「芸術的な質を伴うか否かが問われない、絵画、彫刻、線画、版画や写真」が含まれる「芸術的作品」である。意匠法第18条の規定では、芸術的作品の著作権保有者が、それを意匠として登録申請する事を認めている。同一作品の先行使用の事実は、意匠としての識別可能性と新規性の評価に関しては無視され、意匠としての登録を妨げるものではない。ただし、先行使用とは、その意匠が工業的に利用された製品の販売等の実績を言い、また、著作権保有者自らもしくはその許諾を得た場合の先行使用に限る。

11. 5. 意匠権侵害

11. 5. 1. 意匠権侵害についての事例検討²⁶¹

以下にオーストラリアの実務者が意匠権侵害について検討した結果を判断の参考例とし

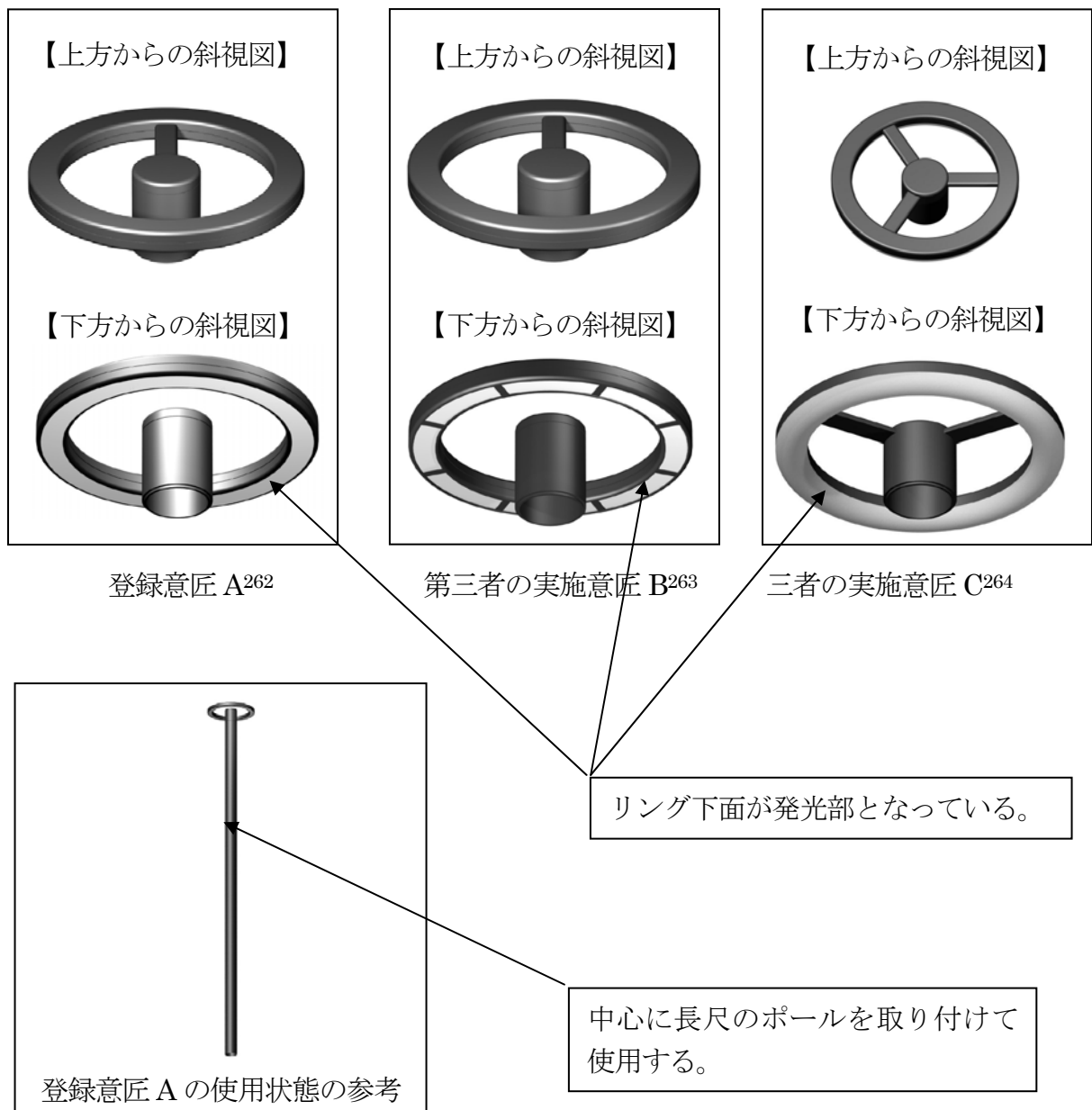
²⁶¹ 知財庁は審査上、登録可否の観点から類否を見ているが、実務者は、侵害・非侵害となるか等効力範囲の観点から類否を見ている。

て示す。

【参考判断例 1】

質問：

下の意匠 A、意匠 B、意匠 C はいずれも物品が「街路灯灯具本体」で同一であり、意匠 A は登録意匠で、意匠 B、意匠 C は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。登録意匠 A には対して、意匠 B 及び意匠 C は発光面(底面)の形状が異なるとともに、意匠 C は発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なる。図面は CG で作成されている。このとき、意匠 B、意匠 C は、登録意匠 A の意匠権を侵害すると判断できるか。



262 意匠登録第 1365435 号(本意匠)

263 意匠登録第 1365854 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

264 意匠登録第 1421163 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

オーストラリア実務者回答：

意匠 B は登録意匠 A の意匠権を侵害するが、意匠 C は侵害しないと判断する。ただし、意匠 B 及び C は意匠 A と同一ではない。したがって、侵害であると断定するには B と C が A と十分に類似しているかどうかを審査しなければならない。十分な類似性を審査するには以下の要素を検討すべきである。

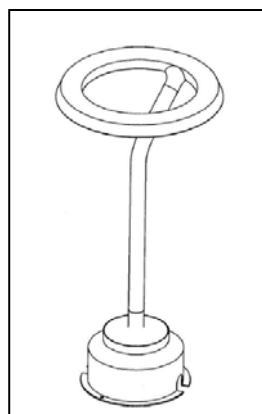
- ・当該意匠の先行技術基準の発展状況を考慮する
- ・意匠を開示した出願書に、具体的な外観上の特徴を新規で識別性があるとする陳述(新規性及び識別性に関する陳述書)を含む場合、
 - (i) それらの特徴を特に考慮し、さらに
 - (ii) それらの特徴が意匠の一部にのみ関連する場合は、意匠のその部分だけを、あくまでも意匠全体に照らして考慮する
- ・意匠の一部のみが別の意匠と著しく類似する場合は、意匠全体に照らして当該部分の量、質、重要性に応じて考慮する
- ・意匠の創作者が意匠を刷新する自由を考慮する
- ・当該意匠に関わる物品、またはそれに類似する物品に精通している使用者の基準を適用しなければならない(精通した使用者の基準)

また、下記公知意匠を示した場合の意匠権の侵害に関して、オーストラリアの実務者にヒアリングを実施し、以下の見解を得た。

質問：

審侵害・非侵害を判断する審理の過程で、登録意匠 A に対する以下の公知意匠が存在することが判明した。公知意匠は意匠 A の登録時の手続きでは考慮されていなかった。

このとき、意匠 B、意匠 C は、登録意匠 A の意匠権を侵害すると判断されるか。



公知意匠²⁶⁵

²⁶⁵ 意匠登録第 1350510 号(単独登録)

オーストラリア実務者回答 1 :

オーストラリア意匠法では、侵害と判断されるためには、対象品が、登録済みの意匠と同一であるか、全体的印象において実質的に類似している事が要件となっている。同法の下で非常に類似していると判断される為の要件は以下の通りである。

- 1) 対象品が、全体的印象として、登録済み意匠と同一であるか非常に類似している判断を下す者には、2つの意匠の相違点より類似点に重点を置く事が求められる。
- 2) また、その者は、
 - (a) その意匠の先行意匠の制作状況を勘案しなければならず、また、
 - (b) その意匠が開示された意匠出願が、意匠の特定の視覚的特徴に新規性及び識別性があるとする陳述書(新規性及び識別性の陳述書)を含んでいる場合は：
 - (i) それらの特徴を特に考慮すること、および、
 - (ii) それらの特徴が当該意匠の一部についてのみ関連する場合—当該意匠の当該部分を特に考慮するが、ただし意匠全体としても考慮すること、および
 - (c) 当該意匠の一部のみが別の意匠と実質的に類似している場合は、意匠全体において、当該部分の量、質及び重要性を考慮すること、および
 - (d) 意匠創作者の革新の自由度を考慮しなければならない。
- 3) 意匠が開示された意匠出願が、意匠の特定の視覚的特徴に関して、新規性及び識別性の陳述書を含んでいない場合は、その者は、意匠全体の外観を考慮しなければならない。
- 4) 1)、2)及び3)を適用するにあたり、その者は、意匠が関連する製品又は意匠が関連する製品に類似する製品に精通した者の基準(standard of a person who is familiar with the product)を適用しなければならない(情報に通じた使用者の基準(the standard of the informed user))。

登録意匠 A は、照明リングが中央部の柱もしくは棒に接着されている形状から判断し、先行意匠から異なるものと考えられる。

意匠 B については、登録意匠 A の意匠権を侵害していると判断される可能性がある。意匠 B は、リング下面が区切られている以外は登録意匠 A と同一である。その製品に精通している者が、この意匠の全ての特徴が同等の意義を持ち、リング下面の特徴は意匠の全体的印象に対して取るに足らないと考える場合、類似点が相違点より多いと判断され、両意匠は全体的印象において実質的に類似していると結論付けられ、したがって、意匠権の侵害ありと判定される。逆に、区切られた下部表面は意匠の全体的印象の大きな特徴を表していると精通者が考えた場合、意匠 B は権利を侵害していないという判定になる。

意匠 C は下部の表面と中心の柱から出ている支持構造が異なる点で登録意匠 A とは異なる物といえる。精通者が、登録意匠 A と公知意匠を区別するところの支持構造の相違点は大きな意味を持つと考える可能性がある。リング下面の特徴は意匠全体の印象に対して取るに足らないと考えられる可能性はあるが、類似点が相違点より多いと判断された場合でも、支持構造の特徴が意匠全体の印象に与える影響を勘案した場合、両意匠は全体の印象において実質的に類似はしていないと結論付けられ、したがって、意匠権の侵害なしとな

るものと思われる。

オーストラリア実務者回答 2 :

登録意匠 A を公知の意匠と比較すると、登録意匠 A の新規性また識別性は、街灯の垂直な支柱にはめる中心部分と、外側に向かって伸びる一本支え部分にあると言えるだろう。

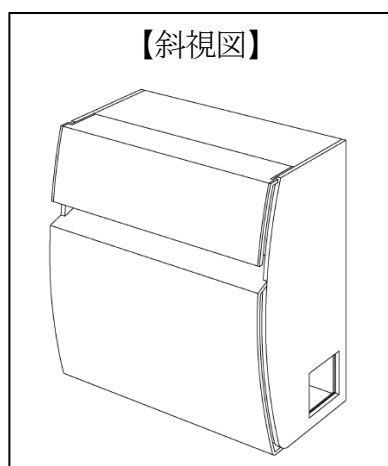
意匠 B の立体形状に示されている街灯の垂直な支柱にはめる中心部分、一本の支え部分、平たい底の部分（光を放射する面）を見ると、意匠 B は、全体的に与える印象が実質的に登録意匠 A と同じであると言える。公知意匠の底面のデザインがここには示されていないので、底面のデザインの違い（登録意匠 A は均一のデザインで、意匠 B はいくつかに分割されている）が全体的に与える印象にどれほど影響があるかを評価するのは困難である。

意匠 C に関して、登録意匠 A とは対照的に、意匠 C には 3 本の支え部分がある。意匠 C の中心部分も登録意匠 A に比べて短くなっている。登録意匠 A の平たい底面に対して、意匠 C の膨らんだ底面が与える印象の違いを評価するのは難しいが、おそらく、意匠 C は全体的に与える印象が実質的に登録意匠 A とは異なる、と判断されるだろう。それで、意匠 B は、登録意匠 A の権利を侵害しているとされる可能性が、意匠 C よりは高い。

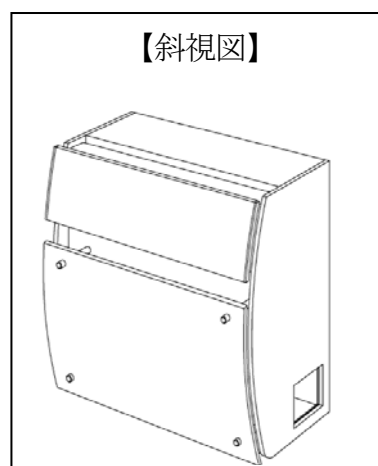
【参考判断例 2】

質問 :

下の意匠 D 及び意匠 E はいずれも物品が郵便受箱で同一であり、意匠 D は登録意匠で、意匠 E は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 E は、前面のカバー形状が登録意匠 D とやや異なる。このとき、意匠 E は、登録意匠 D の意匠権を侵害すると判断できるか。



登録意匠 D²⁶⁶



第三者の実施意匠 E²⁶⁷

オーストラリア実務者回答 :

意匠 E は登録意匠 D の意匠権を侵害すると判断できる。先行意匠情報がない場合は事

²⁶⁶ 意匠登録第 1374144 号(本意匠)

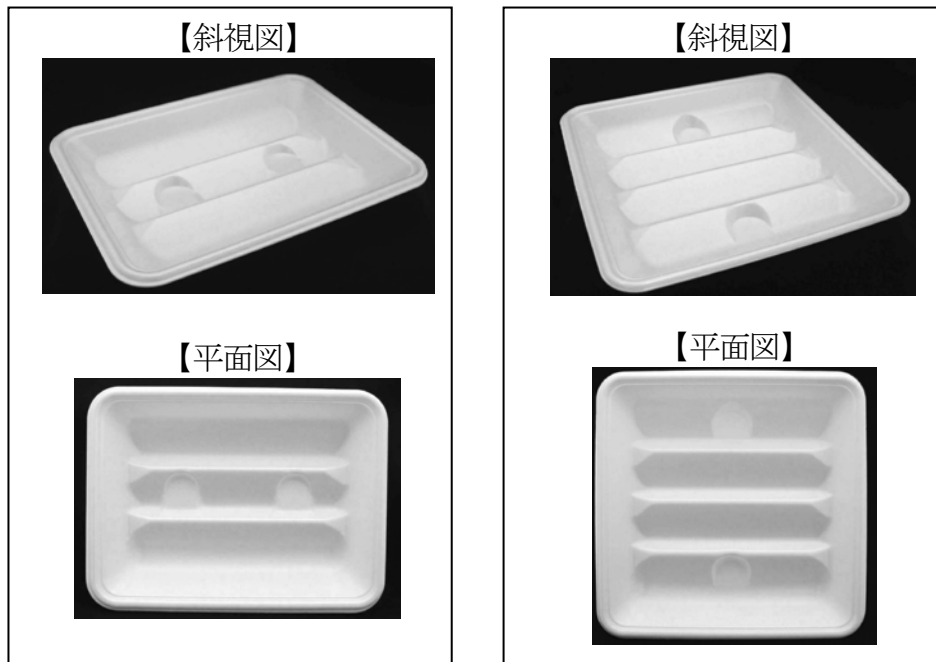
²⁶⁷ 意匠登録第 1411875 号(意匠登録第 1374144 号の関連登録)

例1と同じである。

【参考判断例3】

質問：

下の意匠F及び意匠Gはいずれも物品が包装容器で同一であり、意匠Fは登録意匠で、意匠Gは第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠Gは、全体の形状、底面の山形部の数、凹部の位置が登録意匠Fとやや異なる。このとき、意匠Gは、登録意匠Fの意匠権を侵害すると判断できるか。



登録意匠 F²⁶⁸

第三者の実施意匠 G²⁶⁹

オーストラリア実務者回答：

意匠Gは登録意匠Fの意匠権を侵害しないと判断する。先行技術情報がない場合は事例1と同じである。

また、下記公知意匠を示した場合の意匠権の侵害に関して、オーストラリアの実務者にヒアリングを実施し、以下の見解を得た。

質問：

侵害・非侵害を判断する審理の過程で、登録意匠Fに対する下図の公知意匠が存在することが判明した。公知意匠は意匠Fの登録時の手続きでは考慮されなかった。

このとき、意匠Gは、登録意匠Fの意匠権を侵害すると判断されるか。

²⁶⁸ 意匠登録第1373205号(単独登録)

²⁶⁹ 意匠登録第1409656号(単独登録)



公知意匠²⁷⁰

オーストラリア実務者回答 1 :

登録意匠 F が意匠 G の権利を侵害しているとは考えていない。一部の特徴は同一か類似しているが、それらの共通点は周知の意匠、例えば公知意匠に見られる。さらに、意匠全体の印象は両意匠間でかなり異なっている。個々の意匠を特徴づける箇所的位置と数から言って外観全体が異なっているといえる。したがって登録意匠 F が意匠 G の権利を侵害しているとは判断されないと考える。

オーストラリア実務者回答 2 :

公知意匠に比べ、意匠 G では、長方形のトレイの底を並行して横切る 2 つの隆起部分がある点、また、その 2 つの隆起部分の間、片方の隆起部分の傾斜面に 2 つのくぼみをつけている点に、新規性また識別性が認められるだろう。

意匠 G と登録意匠 F の類似した特徴には、隆起部分の形状（例えば、傾斜角度、容器の壁と接する部分の形状など）、端の形状、またくぼみの形状が含まれる。くぼみの形状は意匠 G、登録意匠 F、公知意匠において同じように見えるので、その点を使って登録意匠 F が意匠 G の意匠権を侵害しているとは言えない。意匠 G とは対照的に、意匠 F はほぼ正方形であり、3 つの隆起部分がある。隆起部分にある 2 つのくぼみの輪郭も、意匠 G と登録意匠 F では異なる。

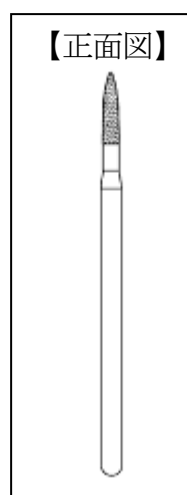
類似点をより重視して考慮したとしても、意匠 G と登録意匠 F の特徴は、全体的に与える印象を相互に異ならせるのに十分と言えるほどの違いがある。それで、登録意匠 F は、意匠 G の権利を侵害していないと言える。

²⁷⁰ 意匠登録第 1314199 号(単独登録)

【参考判断例 4】

質問：

下の意匠 H 及び意匠 I はいずれも物品が歯科用回転器具で同一であり、意匠 H は登録意匠で、意匠 I は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 I は側部に、登録意匠 H にはない二重の輪状模様が付されている。このとき、実施意匠 I は、登録意匠 H の意匠権を侵害すると判断できるか。なお、意匠に係る物品である「歯科用回転器具」は、人工歯の形態を研削して修整するためのものであり、歯科用電気エンジン又は歯科用ハンドピースに装着して回転させながら使われるものである。また、本器具は軸対象に加工されている。



登録意匠 H²⁷¹



第三者の実施意匠 I²⁷²

オーストラリア実務者回答：

意匠 I は登録意匠 H の意匠権を侵害しないと判断する。ただし、正確に判断を行うには本情報では不足であり、イメージが不鮮明である。

1 1 . 5 . 2 . 意匠権侵害の救済

オーストラリアでは意匠権侵害に対する訴えは、裁判所へ訴訟を提起することができる。2003 年意匠法に基づき、管轄裁判所(オーストラリア連邦裁判所、連邦巡回裁判所もしくは州の最高裁判所)における裁判が権利執行の唯一の方法である。オーストラリア知財庁は、意匠登録機関として意匠権の管理を所轄しているが、意匠権の権利執行そのものには関与しない。オーストラリア税関は、知的財産権に基づく、輸入に対する異議申立書といわれる知的財産権行使の通知は受け付けるが、あくまでも著作権と商標権の侵害に関するものである。税関当局の執行手続きの多くは知的財産権法令および関税に関する法令で規定されるが、意匠法で付与される権利に基づく輸入に対する異議申立書の規定はない。

命令できる賠償金額に制限がある所轄裁判所も存在するが(特にオーストラリア連邦巡

²⁷¹ 登録意匠第 1377111 号(本意匠)

²⁷² 登録意匠第 1377517 号(意匠登録第 1377111 号の関連登録)

回裁判所)、2003年意匠法の下で与えられる所轄裁判所の権限には以下が含まれる。

- ・行為差し止め命令
- ・損害賠償支払い命令、もしくは当該侵害から被告が得た利益(不当利益)の返還命令(損害賠償と不当利益の返還は、勝訴した側に対して金額を支払う命令)。

意匠権の類否判断による効力の範囲に関して、現行の意匠法(2003年)では、全体的に与える印象の実質的な類似性を評価する際、相違点よりも類似点の方に重きを置くよう変更が加えられている。これにより、意匠の有効性や登録に関する基準が確実に引き上げられ、同時に、意匠登録による保護が強化されている。

1 1. 5. 3. 意匠権侵害に関する判例

(意匠権侵害に関する判例の情報は取得できなかった。)

1 1. 6. 税関・警察等での取締り

(1) 意匠法には、オーストラリア商標法第131条～143条に規定されるような税関 CEO による侵害輸入商品の差押え等に関する特段の条項はない。

(2) 一般的に商標権や著作権の侵害や模造品に対しては、刑事訴追をすることが多く、オーストラリア連邦警察が州警察の協力を得て効果をあげているようであるが、意匠権の侵害品については処理がなされていないようである。

(3) オーストラリア税関は、知的財産の検閲や侵害の恐れのある商品の差押えを行なっているが、意匠法(2003年)に記された権利に基づいて特に行われているものではない。オーストラリア税関では、登録商標や著作権資料のための知的財産の表示を登録できるようになっている。

(4) オーストラリアでは、意匠権の侵害は警察による捜査の対象とはならない。一方、オーストラリア知財庁は、意匠登録に関連した行政上の役割を果たしており、そのような権利に関する法の執行に積極的に関わっていない。

1 2. インドネシア【実体審査なし、ハーグ協定未加盟】

1 2. 1. 制度の枠組み

- (1) 意匠は、インドネシア意匠法²⁷³(2000年12月20日法律第31号制定、以下「法」と略す場合もある。)により保護されている。
- (2) 意匠保護の対象である意匠はインドネシア意匠法で、『意匠』とは、形状、輪郭又は立体若しくは平面形状における線又は色彩からなる構図若しくは線及び色彩又はそれらの組み合わせに関する創作であって、美的価値を有し、立体又は平面図形に実現可能で、製品、物品、工業製品又は手工芸品の生産に使用されるものである』と規定されている(意匠法第1条(1))。
- (3) 法第29条で方式審査の後、公開された意匠が公開の終了日(公開から3か月)までに異議申立てがなかった場合は、登録証が発行され、出願日から有効とされる。なお、出願公開によって、第三者に異議申立の機会が3か月を与えられる(法第26条)。審査官による実体審査が行われるが、登録後の無効審判制度の規定はない。意匠の保護期間は出願日から10年間である(法第5条)。
- (4) 意匠登録の取消は、利害関係人により商務裁判所へ訴訟提起することができ(法第38条)、その判決に対する上訴は、最高裁判所へのみ破棄の申立てを提起することができる(法第40条)。
- (5) 民事的救済として、意匠権の侵害に対して意匠権者は、差止め及び損害賠償の請求を求めて商務裁判所に提訴することができる(法第46条)。また、法第48条で法第40条は準用されていないが、法第41条が準用されていることから、判決に対し最高裁判所へ上告できるものと考えられる。
- (6) 侵害に対する刑事罰は法第54条第1項、2項に懲役または罰金刑として規定されており、これらの犯罪行為は重罪とされる(法第54条)。
- (7) 意匠権の範囲は、意匠権者は自ら実施する意匠を実施する排他的権利を有し、他の者が承認を得ずに意匠権が付与された意匠の製品を製造、使用、販売、輸入、輸出及び／又は頒布することを禁止する権利を有する(法第9条第1項)。
- (8) 意匠権の効力範囲が法第9条第1項に規定するように文言通り「意匠権が付与された意匠」(登録意匠と同一の意匠)までであるかが問題となるが、意匠の「同一」の判断は、「実質的同一(類似)」であるかを見るべきであるとの考えを示した最高裁判所の判決があることから、効力は類似する意匠にまで及ぶと解される。
- (9) 意匠権の効力のおよばない範囲として、登録意匠の使用が研究及び教育を目的とし、意匠権者の利益を損なわない場合との規定がある(法第9条第2項)。
- (10) 間接侵害については特段の規定がない。

²⁷³ インドネシア意匠法(2000年12月20日法律第31号制定、2001年6月14日施行)http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm(最終アクセス日:2014年2月14日)

1 2. 2. 意匠権設定までの運用

(1) 願書の記載

インドネシア意匠法第 11 条(a)の規定に基づき意匠出願の時に、登録出願に係る意匠の見本、図面又は写真及び説明を提出する必要がある。図面については 6 面図及び等角投影図が必要である。また、一出願に複数の意匠が含まれる場合には、意匠毎にこれらの図面が必要である。

願書に記載した意匠の特徴や物品の機能及び用途の説明に関して、説明は、審査官・審判官等が出願等を理解するためのみに利用されるとされている。

意匠分類は願書の事項とされていなく、任意である。また、意匠分類は出願に係るデザインの属するデザイン分野もしくは製品分野を決定するものであるとされている。

インドネシア意匠法第 11 条

- (1) 出願は、インドネシア語での記載により総局に対して本法に規定する手数料の支払と共に提出される。
- (2) (1)に規定する出願は出願人又は代理人によって署名される。
- (3) 出願書類は次の項目を含む。
 - (a) 出願の年月日
 - (b) 創作者の名称、住所及び国籍
 - (c) 出願人の名称、住所及び国籍
 - (d) 代理人を通して出願される場合は、代理人の名称及び住所
 - (e) 出願優先権を伴う場合は、その出願の国名及び優先日
- (4) (3)に規定する出願書類には次の事項を伴う。
 - (a) 登録出願に係る意匠の見本、図面又は写真及び説明
(以下略)

(2) 物品名の表示

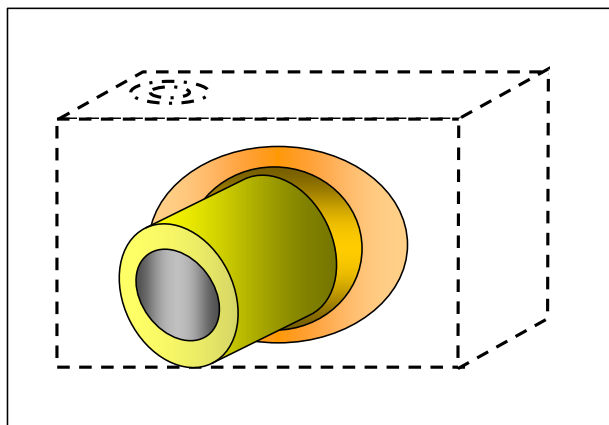
願書に記載した物品名(title of article)は方式審査又は実体審査でどのように認定しているかについて、インドネシア特許庁は、例えば「ボールペン」、「万年筆」、「サインペン」、「シャープペン」等、具体的な製品名称であれば認めるとしている。

(3) 図面提出要件

番号を記載した図面又は写真が出願に必要な資料とされている(意匠法第11 条)。表現手法に関して意匠規則第6 条(1)に、A4 サイズの白紙(100g/m² から200g/m²)を使用すること、連続番号を付すること、図面の外観を説明する情報を伴うこと、上部の余白は 2.5cm・下部左右の余白は2cm とすること、保護を求めない部分は点線で示すこと、図面データを記録したフロッピーディスクを添付してもよいこと等が規定されている。

(4) 図面に記載した破線の意味

保護を受けようとする部分を実線で、それ以外の本体部分が破線で表されている意匠が出願された場合の取り扱いについて、デジタルカメラの部分意匠を示して、インドネシア特許庁に回答を求めた。インドネシア特許庁回答者によれば、破線を実線に描き変えると意匠の内容(要旨)が変更されるため、出願方式を満たさない補正不可能な出願として出願人にその旨の通知した後に出願を却下するとことであつた。

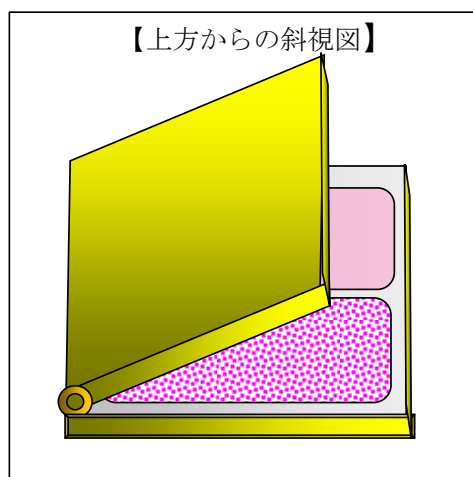


※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じデジタルカメラの図を示して回答を得た。

デジタルカメラの部分についての意匠
(Design of a part of a digital camera)

(5) 図面又は写真によって開示されない部分の扱い

下記の斜視方向から撮影した蓋を開いた状態の化粧品用ケースの写真一枚のみをインドネシア特許庁に提示し、その扱いについて回答を得た。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ化粧品の写真を示して回答を得た。

一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)
(Example of a design disclosed only by one perspective view (photograph) alone
(cosmetic case))

インドネシア特許庁回答者回答：

以下の理由により開示が不十分であり意匠が特定できないので、出願を拒絶するとしている。

- ・このような1図での出願は自国の規定に違反し、認定できない。
- ・底面や背面など、物品全体が開示されていない。
- ・蓋を閉じた状態が不明である。
- ・上蓋表面の凹凸等の形状が不明である。
- ・光の反射等で形・色が特定できない。
- ・蓋と本体を止めているヒンジ部など細部の形状が不明確である。

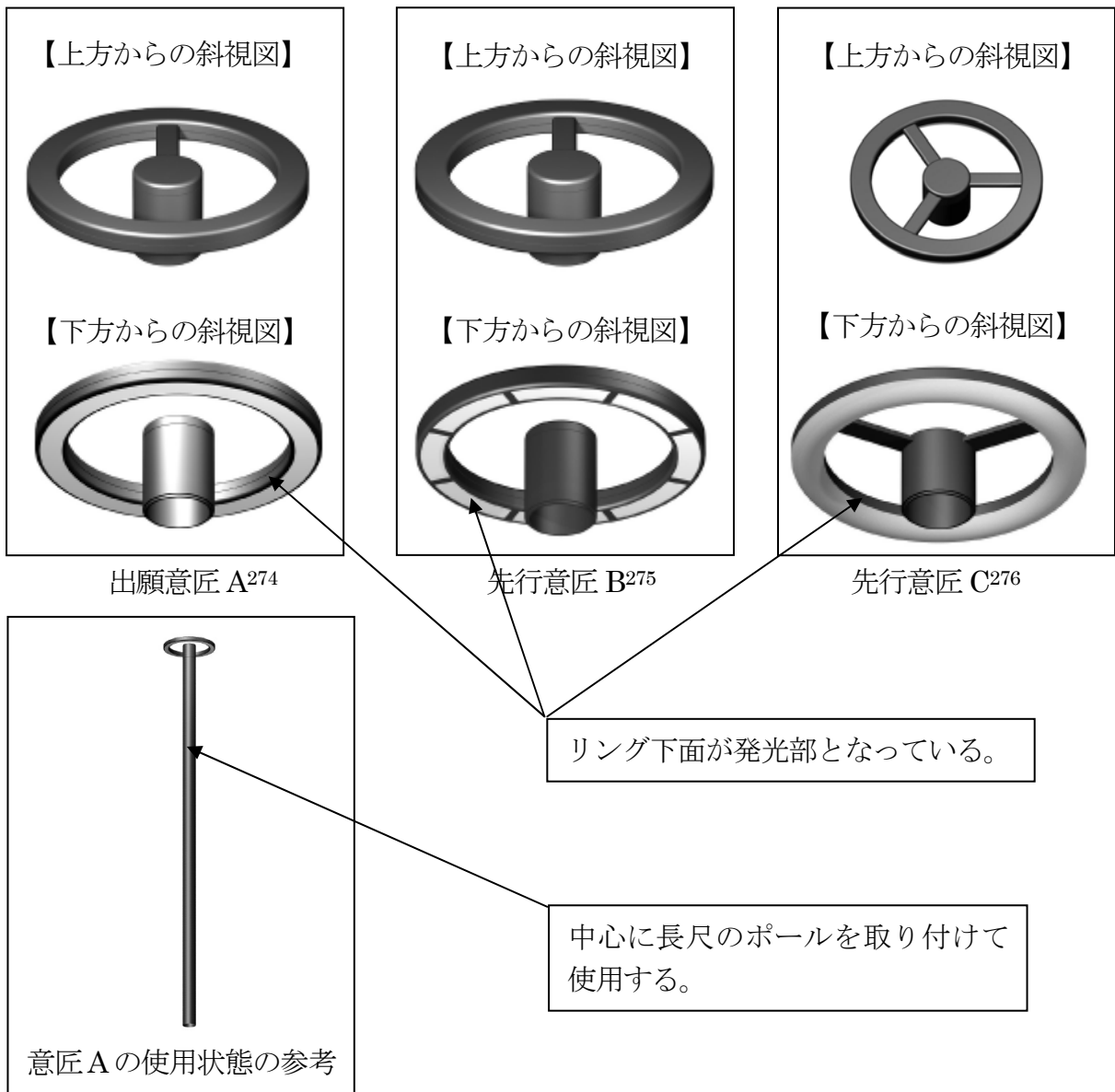
基本的に6面図を提示する必要がある。

(6) 複数意匠の関係

以下の判断例について、出願に係る意匠が先行意匠によって拒絶されるかどうかについて、次のとおりインドネシア特許庁の考え方が得られた。

【判断例1】

意匠A、意匠B、意匠Cはいずれも物品が「街路灯灯具本体」で同じであるが、意匠A、意匠B及び意匠Cは互いに発光面(底面)の形状が異なるとともに、意匠Cは発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なる。また、図面はCGで作成されている。



インドネシア特許庁回答者回答：

意匠 A についての出願は、先任意匠 B によっては拒絶とされうるが、先任意匠 C によって拒絶とはされない。

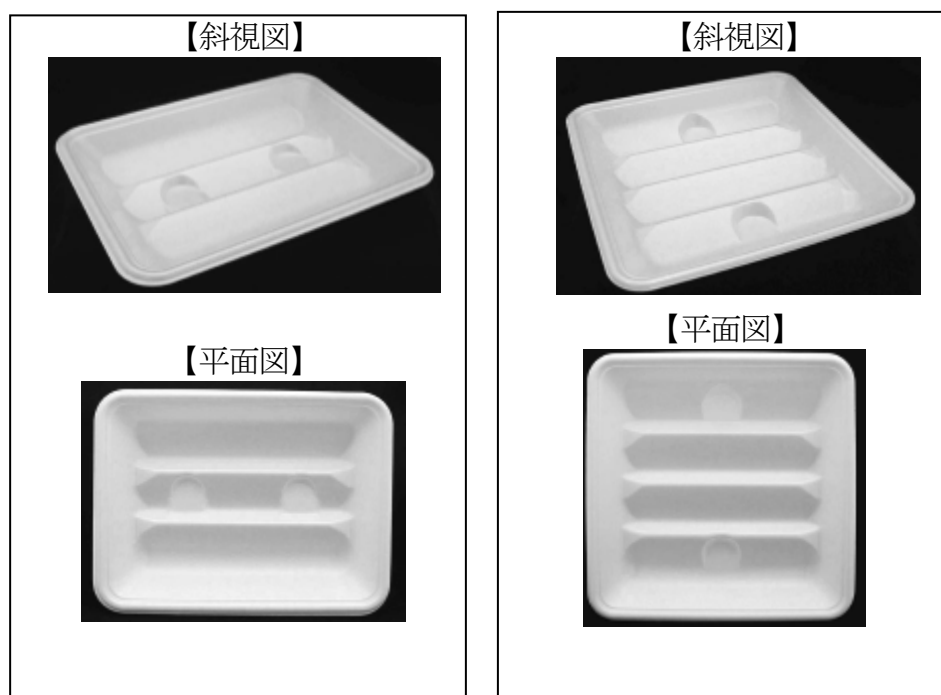
²⁷⁴ 意匠登録 1365435 号(本意匠)

²⁷⁵ 意匠登録 1365854 号(意匠登録 1365435 号の関連登録)

²⁷⁶ 意匠登録 1421163 号(意匠登録 1365435 号の関連登録)

【判断例 2】

意匠 F 及び意匠 G は物品が包装容器で同じであるが、意匠 G は全体の形状底面の山形部の数、凹部の位置が意匠 F とやや異なる。



出願意匠 F²⁷⁷

先行意匠 G²⁷⁸

インドネシア特許庁回答者回答：

意匠 F についての出願は先行意匠 G によって拒絶とはされない。

(7) パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の扱い

方式審査又は実体審査においてパリ条約による優先権の主張を伴う出願の優先権が有効であることを確認するために、優先権証明書に記載された次の事項をチェックしている。

- ・ 出願日
- ・ 出願人
- ・ 物品名
- ・ 意匠の説明
- ・ 意匠にかかる製品の説明
- ・ 図面

(8) パリ条約による優先権主張を扱い意匠出願の記載と優先権証明書の記載との相違

意匠の表現物(図面、写真など)の追加、意匠の表現物(図面、写真など)の削除、表現物の表現形式の変更(例えば、線図を写真に変更など)、表現物の表現形式の出願国の図面提出

²⁷⁷ 意匠登録第 1373205 号(単独登録)

²⁷⁸ 意匠登録第 1409656 号(単独登録)

要件に合わせた作図への変更であれば基本的に優先日は確保されるが、意匠の主体が変化したときには却下される。基本的に、保護範囲又は意匠を拡大又は変更しない限り、優先日は認められる。

(9) グレースピリオド(新規性喪失の例外規定)

グレースピリオドに関連する情報は公報に掲載されない。登録無効などの手続きを行おうとする第三者は、無効に関する訴訟手続きにおいて、グレースピリオドに関する情報を自ら入手する必要がある。

(10) 登録要件

先行意匠に対する登録要件に関して、先行意匠を中心にどのような範囲の意匠を対象とするかという質問に対して、インドネシア特許庁より以下の回答を得ている。

規定の種類	先行意匠の範囲(法律、政令、審査基準)			
	同一	実質同一	類似の範囲	その他
新規性	○	○		

インドネシア意匠法第2条

- (1) 意匠権は、新規な意匠に対して与えられる。
- (2) 意匠は、出願日において事前に公表された意匠と同一でない場合は、新規であるものとみなされる。
- (3) (2)の規定における事前の公表とは、次の日以前、インドネシアの国内又は国外で公開又は使用されたことを意味する。
 - (a) 出願日又は
 - (b) 出願が優先権を伴う場合は、優先日

新規性はインドネシアにおいて産業意匠を申請するのに主な要求基準で、産業意匠に関する2000年第31号の第2条に定められている。更に、かかる要求基準はそれが完全に同一なのか、かなりの割合で同一なのかを判断するのに産業意匠に大きな役割をはたしている。新規性に関する要求事項は、公知の意匠と同一、あるいは実質的に同じ意匠に当てはまる。登録に関する限り、要求を満たしているかどうかは意匠庁の職員の観点で精査される。意匠権訴訟においては、要求を満たされているかどうかは、意匠庁の専門家の助けを借りて、裁判所が判断することが多いようである。通常、創作非容易性が考慮に入れられることはない。インドネシアにおける主な事例(新規性を判断するため)のいくつかは、消費者と意匠の専門家の観点から判決が出された。例えば、商務裁判所、訴訟番号 No. 02/Desain Industri/2004/PN.Niaga /原告 Precision Tooling 株式会社.および被告 Andreas STIHL 株式会社の意匠登録取消が挙げられる。

(1 1) 創作非容易性に関する参考判例

インドネシアでは創作容易性の基準は適用されず、新規性のみで判断される。

1 2. 3. 意匠権設定後の運用

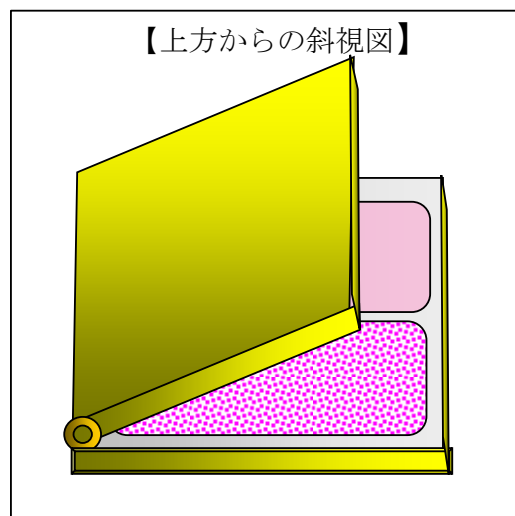
(1) 願書の記載と権利範囲

願書に記載した物品名の権利範囲は、その名称のみで権利範囲が決定されることはなく、他の要素も考慮される。また、願書に記載した意匠の特徴や物品の機能及び用途の説明は、審査官・審判官等が出願等を理解するために利用され、また原簿の一部になる。

(2) 登録意匠の権利範囲の参考判断例

下図のような化粧品用ケースについての意匠が意匠公報に掲載され、当該意匠が1つの斜視図(写真)のみで表現されており、底面など開示されていない部分がある場合、登録意匠の権利範囲をどのように考えるか、インドネシアの実務者の見解を求めたところ、以下を得た。

【参考判断例】



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ化粧品の写真を示して回答を得た。

一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)

(Example of a design disclosed only by one perspective view (photograph) alone (cosmetic case))

インドネシア実務者回答：

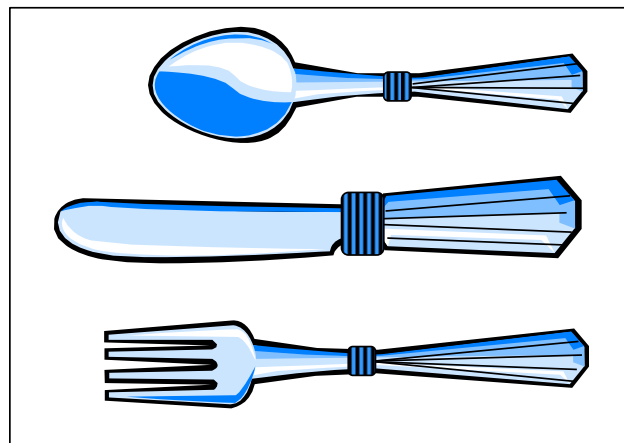
図面等で表現されている部分のみが権利となる。見えていない部分は無いものとして取り扱われる(見えている部分だけが権利となる)。

インドネシア意匠法にも、その実施についての政府規則にも、インドネシアにおいてグ

グラフィック・イメージを保護する規定は存在せず、グラフィック・イメージは意匠とは認められない。

(3) 意匠の単一性

日本で認められる「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」についての組物の意匠の例をについて、下図のように柄部の特徴的が共通するスプーン、フォーク、ナイフの意匠のセットを一意匠として出願をすることができるかについて、同実務者は、例えば物品名を「食器セット」の一意匠として出願ができる。特にセットものであることの説明を記載する必要はないとしている。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

柄部の特徴的な意匠が共通するスプーン、フォーク、ナイフのセット
(A set of a spoon, folk and knife which share the distinctive design of the handle part)

しかしながら、構成物品の中の1つだけ(例: スプーンのみ)に対して侵害があった場合、申請者が自分の意匠権を守るのは容易ではない。意匠権により保護されるのは組物全体(スプーン、フォーク、ナイフ)なのに対し、侵害されているのは部分的にすぎないためである。インドネシアでは、より十分な保護を受けられるよう、必ず別個に申請を行うことを申請者に勧めるとのインドネシアの実務者のコメントを得ている。

(4) 変化する意匠

インドネシアの意匠権によって保護される範囲に含まれるのは、最初の形状のみであり、出願人が変形後の形状も保護されることを主張するためには、その形状について個別に出願しなければならない。変化の過程も保護されず、単に参照されるのみである。それゆえ、変化の過程を保護されるように主張することはできない。

(5) 意匠登録の無効

登録された意匠の有効性については、インドネシア知財庁における登録後(公告後)異議申立を行うか、裁判所に無効裁判を提訴することにより判断を求めることができる。無効理由としては、保護対象非該当、新規性欠如、他人の先行出願による開示、公序良俗を害するおそれのある意匠、条約に違反して登録されたときなどがある。

判決例とし、訴訟番号 No: 02/Desain Industri/2004/PN.Niaga.Jkt.Pst.があり、意匠原告は新規性がないことを根拠に、意匠権を無効とすることを訴えた。その後、商務裁判所は、被告の意匠権が無効であるとの判決を下した例がある。また、本田技研工業 v. PT.Angol Sama Pertama Motor、知的財産総局 022K/N/HaKI/2005 は、本田技研が提訴した登録意匠の取消しに関する事件で、商務裁判所は登録意匠と先行意匠は異なる意匠であるとして登録意匠を維持したが、最高裁判所は意匠の「同一」の判断は、TRIPS 協定第 26 条第 1 項に規定される「実質的同一(類似)」であるかを見るべきであるとの考えを示し、登録意匠は先行意匠に類似するとして登録を取り消した例がある。

インドネシア知財庁と裁判所の意匠権に関する判断に関して、インドネシアの実務者から以下の回答を得た。

インドネシア実務者回答：

登録申請された意匠と公知の意匠との間の同一性もしくは類似性に関する知的財産事務所の判断の傾向と、意匠権侵害訴訟における、登録された意匠と意匠権を侵害しているとされる意匠との間の同一性もしくは類似性に関する商事裁判所の判断の傾向には、違いがあると考えられる。商事裁判所は、意匠権侵害訴訟において、登録された意匠と意匠権を侵害しているとされる意匠との間の類似性に関して、より多岐にわたる評価を行なうかもしれない。例えば、商事裁判所は、意匠登録時における申請者（通常は被告）の不誠実さを考慮に入れるかもしれない。また、一般に知的財産局は、産業意匠の専門的な問題についての専門知識を有していることから、知的財産権の専門的な問題に日常的に係っていない審査団と比較して知的財産権関連をより良く理解している。従って両者間においては見解にわずかな違いが生じることもある。審査団は国際協定、または消費者や意匠の専門家両方の観点を使用して登録済みの意匠と侵害を行っていると申立てられている意匠との間に独自性、類似性があるかどうかを判断する傾向がある。

12. 4. 著作権との関係

意匠と著作権の関係に関して、インドネシアの実務者から以下の見解を得た。

インドネシア実務者回答：

インドネシアにおいて、「著作権」とは、著作者又は権利を受けた者に与えられる排他的権利であって、現行法規による限定を損なうことなく、その著作物を公表又は複製し、若しくはそのための許可を与えるための権利をいう。また、「著作物」とは、著作者の作品であって、科学、芸術、文学の分野で独創性を示すものをいう。また、「意匠」とは、形状、輪郭又は立体若しくは平面形状における線又は色彩からなる構図若しくは線及び色彩又はそれらの組合せに関する創作であって、美的印象を与え、立体又は平面図形に実現可能で、製品、物品、工業製品又は手工芸品の生産に使用されるものである。

これらの定義によると、著作権はどのような形式であれ表現されるもの、つまりイメージであり、生産されるものではない。そのイメージが平面もしくは立体図形に実現され、美的印象を持ち、生産されたり取引されたりするのであれば、意匠として保護されるべきである。

インドネシアにおいては意匠の新規性の原則は、著作権に適用される独自性の原則とは区別される。「新しい」もしくは「新規性がある」とは、最初に出願されることにより、またその時点でその意匠が告知されたり公開されたりしていないことにより定義される。一方、「独自性がある」とは、起源や創作者から直接生み出されていることを意味する。

12.5. 意匠権侵害

12.5.1. 意匠権侵害についての事例検討²⁷⁹

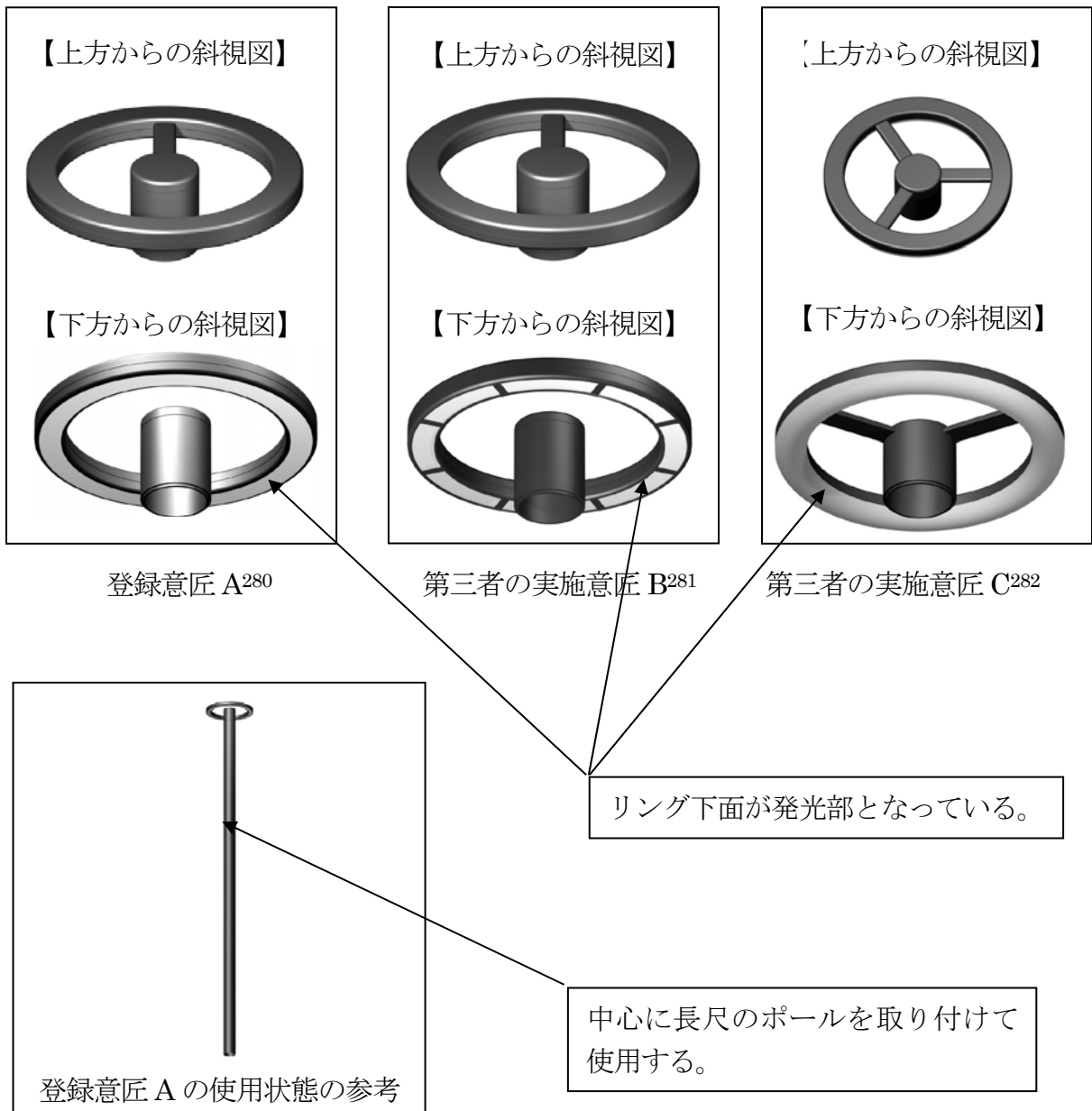
以下にインドネシアの実務者が意匠権侵害について検討した結果を判断の参考例として示す

【参考判断例1】

質問：

下の意匠A、意匠B、意匠Cはいずれも物品が「街路灯灯具本体」で同一であり、意匠Aは登録意匠で、意匠B、意匠Cは第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。登録意匠Aに対して、意匠B及び意匠Cは発光面(底面)の形状が異なるとともに、意匠Cは発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なる。図面はCGで作成されている。このとき、意匠B、意匠Cは、登録意匠Aの意匠権を侵害すると判断できるか。

²⁷⁹ 知財庁は審査上、登録可否の観点から類否を見ているが、実務者は、侵害・非侵害となるか等効力範囲の観点から類否を見ている。



インドネシア実務者回答：

意匠 B は登録意匠 A の意匠権を侵害するが、意匠 C は侵害しないと判断できる。

また、下記公知意匠を示した場合の意匠権の侵害に関して、インドネシアの実務者にヒアリングを実施し、以下の回答を得た。

質問

侵害・非侵害を判断する審理の過程で、登録意匠 A に対する以下の公知意匠が存在する

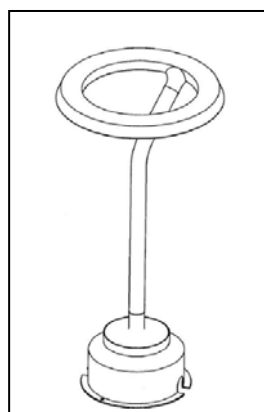
²⁸⁰ 意匠登録第 1365435 号(本意匠)

²⁸¹ 意匠登録第 1365854 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

²⁸² 意匠登録第 1421163 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

ことが判明した。公知意匠は意匠 A の登録時の手続きでは考慮されていなかった。

このとき、意匠 B、意匠 C は、登録意匠 A の意匠権を侵害すると判断されるか。



公知意匠²⁸³

インドネシア実務者回答 1 :

意匠 B は登録済みの登録意匠 A の権利を侵害していると言えるかもしれない。一方、意匠 C は登録意匠 A の権利を侵害していない。また、公知意匠は、登録された登録意匠 A とは大きく異なるを考える。したがって、この公知意匠は、登録意匠 A に対する権利の侵害を軽減するものとして用いることはできないと考える。

インドネシア実務者回答 2 :

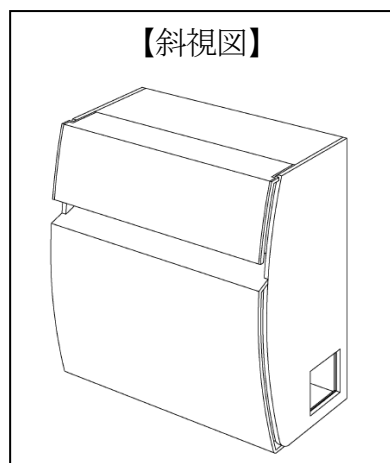
詳細に検討するには、登録意匠 A、意匠 B および意匠 C の写真を比較する必要がある。ただし、意匠訴訟に関して出された判決のいくつかの例に基づいた場合、裁判官は「意匠が既知の意匠または 既知の意匠の主要な要素の組合せと著しく異なるものでない場合は、新規性又は独創性のある意匠でないものとすることを定めることができる。」と定める貿易関連知的所有権に関する協定(TRIPS)の第 25 条第 4 節を参照する。裁判官がそれらの事例を決定するのに専門家の意見を求めることも多々ある。美的な印象を与える形、構造、またはラインもしくは色彩、またはラインおよび色彩の構成、または 3 次元または 2 次元の形においてそれらの構成が類似しているかどうかを検討する。

²⁸³ 意匠登録第 1350510 号(単独登録)

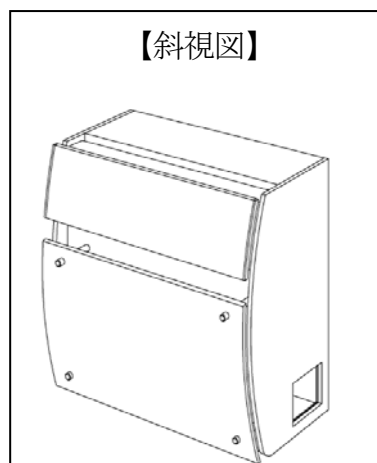
【参考判断例 2】

質問：

下の意匠 D 及び意匠 E はいずれも物品が郵便受箱で同一であり、意匠 D は登録意匠で、意匠 E は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 E は、前面のカバー形状が登録意匠 D とやや異なる。このとき、意匠 E は、登録意匠 D の意匠権を侵害すると判断できるか。



登録意匠 D²⁸⁴



第三者の実施意匠 E²⁸⁵

インドネシア実務者回答：

意匠 E は登録意匠 D の意匠権を侵害すると判断できる。

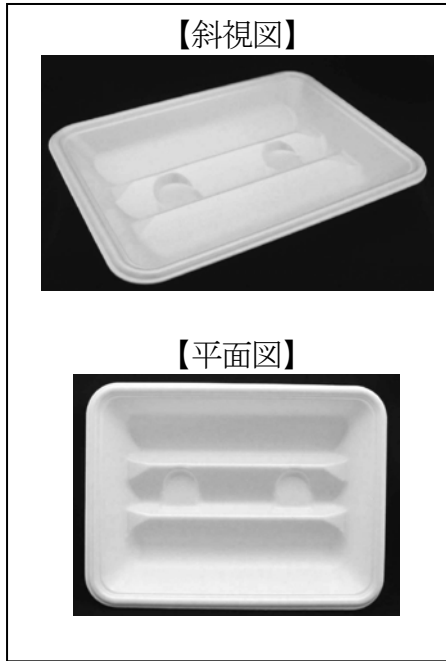
【参考判断例 3】

質問：

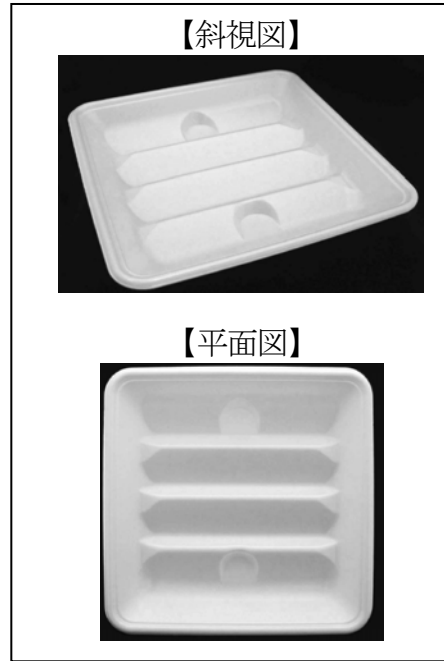
下の意匠 F 及び意匠 G はいずれも物品が包装容器で同一であり、意匠 F は登録意匠で、意匠 G は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 G は、全体の形状、底面の山形部の数、凹部の位置が登録意匠 F とやや異なる。このとき、意匠 G は、登録意匠 F の意匠権を侵害すると判断できるか。

²⁸⁴ 意匠登録第 1374144 号(本意匠)

²⁸⁵ 意匠登録第 1411875 号(意匠登録第 1374144 号の関連登録)



登録意匠 F²⁸⁶



第三者の実施意匠 G²⁸⁷

インドネシア実務者回答：

意匠 G は登録意匠 F の意匠権を侵害すると判断できる。

また、下記公知意匠を示した場合の意匠権の侵害に関して、インドネシアの実務者にヒアリングを実施し、以下の見解を得た。

質問：

侵害・非侵害を判断する審理の過程で、登録意匠 F に対する下図の公知意匠が存在することが判明した。公知意匠は意匠 F の登録時の手続きでは考慮されなかった。

このとき、意匠 G は、登録意匠 F の意匠権を侵害すると判断されるか。

²⁸⁶ 意匠登録第 1373205 号(単独登録)

²⁸⁷ 意匠登録第 1409656 号(単独登録)



公知意匠²⁸⁸

インドネシア実務者回答 1 :

意匠 G は、登録されている意匠 F の権利を侵害していると判断できるかもしれない。また、公知意匠は登録されている意匠 F とは大きく異なると思う。それゆえ、この公知の意匠の存在を、意匠 F の意匠権の有効性に対する反証として用いることはできないと考える。

インドネシア実務者回答 2 :

インドネシア産業意匠法における新規性は貿易関連知的所有権に関する協定 TRIPS 第 25 条第 4 節を参照し、それには「意匠が既知の意匠または 既知の意匠の主要な要素の組合せと著しく異なるものでない場合は、新規性又は独創性のある意匠でないものとする」ことを定めることができる。」と定められている(商務裁判所、訴訟番号 No. 02/Desain Industri/2004/PN.Niaga/原告 Precision Tooling 株式会社および被告 Andreas STIHL 株式会社)。これに基づいて、当該登録意匠 F に新規性があるかを決定することが重要な要素となる。登録意匠 F および意匠 G は類似の形で同じ組み立てで作られている。局面の形も類似している。よって、意匠 G は登録意匠 F を侵害していると考えられる。

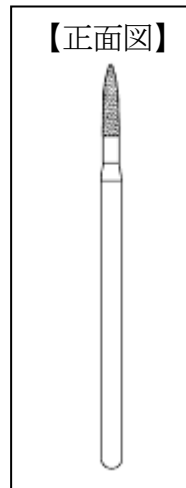
【参考判断例 4】

質問 :

下の意匠 H 及び意匠 I はいずれも物品が歯科用回転器具で同一であり、意匠 H は登録意匠で、意匠 I は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 I は

²⁸⁸ 意匠登録第 1314199 号(単独登録)

側部に、登録意匠 H にはない二重の輪状模様が付されている。このとき、実施意匠 I は、登録意匠 H の意匠権を侵害すると判断できるか。なお、意匠に係る物品である「歯科用回転器具」は、人工歯の形態を研削して修整するためのものであり、歯科用電気エンジン又は歯科用ハンドピースに装着して回転させながら使われるものである。また、本器具は軸対象に加工されている。



登録意匠 H²⁸⁹



第三者の実施意匠 I²⁹⁰

インドネシア実務者回答：

意匠 I は登録意匠 H の意匠権を侵害しないと判断できる。

12.5.2. 意匠権侵害の救済

インドネシアでは意匠権侵害に対する訴えは、裁判所、警察署、税関、知財庁へ提訴あるいは申立てを行うことができる。差止請求、損害賠償その他金銭的請求、侵害品の破棄、侵害に供した設備の除去の請求、信用回復措置請求が可能である。

メリットとデメリットについては以下の通りである。

	メリット	デメリット
裁判所	損害賠償を求めることができ、裁判所による審理にかけることのできる時間は法律によって定められているため、比較的短期間で結論が出る。	裁判所の決定に不満がある場合は、どちらの側も上告することができるので、判決をすぐに実行に移すのは難しい場合がある。
警察	権利の侵害が犯罪にあたる場合は効果的	時間がかかる可能性がある

²⁸⁹ 登録意匠第 1377111 号(本意匠)

²⁹⁰ 登録意匠第 1377517 号(意匠登録第 1377111 号の関連登録)

税関	侵害している商品が市場に出回らないようにする上で効果的	差押えを行なうための更なる法整備が必要
知財庁	工業意匠の保護を得、他人の権利を侵害するような申請を防ぐ上で効果的	申請された意匠の審査にどれほどの時間を要するか予測できない

意匠権の類否判断による効力範囲について、裁判所が類似性を判断するために使用する参照は、TRIPS 協定の第 25 条第 4 節で、これをインドネシア政府が批准している。

また日本の類似判断と比較すると、インドネシアにおいては、意匠の同一性もしくは類似性は、極めて狭い範囲で認められる。

1 2. 5. 3. 意匠権侵害に関する判例

(インドネシアの実務者からは意匠権侵害に関する判例の情報は得られなかった。)

1 2. 6. 税関・警察等での取締り

最高裁判所は 2012 年 7 月 30 日、(税関における)差止め命令に関する規則 2012 年第 4 号及び仮処分に関する規則 2012 年第 5 号をそれぞれ発効させた。これにより従来、関税法において可能とされながらも規則の不在によって執行できなかった著作権又は商標権の侵害貨物の差止めが可能になるが、意匠権は該当しない。しかし、規則 2012 年第 5 号により、すでに市場に出回った意匠権を含む知的財産権の侵害品について一時的に差押えることが可能になると考えられる。

2012 年 7 月 30 日に制定された仮処分決定に関するインドネシア共和国最高裁判所規則 2012 年第 5 号は以下の通りである。

仮処分決定とは裁判所が発布した指示で、産業意匠権、特許権、商標権、著作権における知的財産権侵害に対して申請者が申立てる申請に基づいて、すべての関連当事者に拘束力を有するもので、以下の目的で行われる：

- a. 知的財産権侵害が疑われる輸入品の輸入を防ぐ。
- b. 侵害者が証拠物品を排除することを防ぎ保全する。
- c. より大きな損害を防ぐために侵害を阻止する。

仮処分決定に関する最高裁判所規則 2012 年第 5 号の第 5 条 (4)に基づき、裁判所は申請が登録されてから(仮処分決定申請を受諾するか却下するかを)2 日のうちに決定するものとする。

申請の手続きはかかる規則原案に記載がある(但しインドネシア語)²⁹¹

インドネシアの法執行機関は産業デザインの保護に関する理解が限られているため、裁判が長引くことがある。

²⁹¹ http://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/ip/pdf/rule_2012-5_en.pdf(最終アクセス日：2014年2月14日)

1 3. タイ【実体審査あり、ハーグ協定未加盟】

1 3. 1. 制度の枠組み

- (1) 意匠は、タイ特許法(B.E.2542(1999年)3月21日法律(第3号)により改正されたB.E.2522(1979年)3月11日法律、1999年9月27日施行、以下「法」と略す場合もある)²⁹²の第Ⅲ章(法第56～65条)に意匠特許(以下、「意匠」という。)の規定がありこれにより保護されている。
- (2) 意匠出願は、タイ知的財産局(Department of Intellectual Property、以下、「DIP」という。)へ行う。
- (3) 意匠保護の対象は、タイ特許法第3条に『「意匠」とは、製品に特別な外観を与え、工業製品又は手工芸製品に対する型として役立つ線又は色の形態又は構成をいう』と規定されている。
- (4) 法61条に従い、省令に定める規則や手続きに従って出願されている場合には公告され、意匠特許の有効期間は、国内での出願の日から10年間とされている。なお、無効審判制度はないが、公告後の異議申立制度があり(法第64条、第65条で準用する第31条)、何人も意匠特許の有効性について異議を申立てることができる。当該意匠の利害関係人又は公訴官は、意匠無効の取消を裁判所に提出できるとされている(法第64条)。
- (5) 民事的救済として、侵害又は侵害のおそれのある場合に権利者は中央知的財産国際取引裁判所(CIPIT)に対して、差止め(法第77条の2)、損害賠償(法第77条の3)、没収(法第77条の4)を求めて提訴できる。CIPITの判決に不服のある場合は、最高裁判所へ上告できる。
- (6) 意匠権侵害に対する刑事罰は、2年以上の禁錮または40万バーツ以下の罰金またはその両方が科される(法第85条)。また、意匠出願人の虚偽陳述に対しては6か月以下の禁錮又は5000バーツの罰金又はその両方が科される(法第87条)。両罰規定があり法人も処罰の対象とされる(法第88条)。
- (7) 意匠権の効力は、調査研究を目的とした意匠の使用を除き、製品の製造において意匠を使用する権利又は意匠を具現化した製品を販売し、販売のために所持し、販売のため供給若しくは輸入する行為を排他できるとされる(法第63条)。
- (8) 意匠権の効力範囲が法第63条に規定するように文言通り「登録意匠」(登録意匠と同一の意匠)に限られるかが問題となるが、消費者の観点から当該意匠が生み出す印象が同じ意匠についても類似する意匠として意匠権の効力範囲とされるようである²⁹³。
- (9) 意匠権の効力の及ばない範囲は、意匠権の効力(法第63条)に「調査研究を目的とし

²⁹² <http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryousonota/fips/mokuji.htm>(最終アクセス日：2014年2月14日)

²⁹³ 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会「平成19年度 各国における意匠権侵害に対する行政・刑事・民事救済制度とその運用に関する状況調査研究報告書」2007.3,p167

た意匠の使用を除き」と規定されている。

(10) 間接侵害についての明文規定はないが、「販売のための所持」が直接侵害に該当すると規定されている(法第63条)。

13. 2. 意匠権設定までの運用

(1) 願書の記載

願書には、法第59条により、意匠の表示、意匠が用いられる物品名の表示、明確かつ正確なクレーム、その他規則に定められる他の事項を含まなければならないとされている。意匠出願に際しては、意匠の表示及びクレームを合せて提出しなければならない(タイ特許規則21号²⁹⁴第17条)、出願様式は工業意匠を実施する製品及び分類上のクラスを示すこととされている(規則21第18条)。また、製品の分類は国際意匠分類に従い、出願人は物品の分類を必ずしも記載しなくてもよいとされる(意匠特許出願の手引き(D)物品の種類)。

クレームには、意匠の重要となっているいずれかの特徴を記載しなければならない(意匠特許出願の手引き(2))。また、物品の素材、使用目的または利点について権利請求をしないこととされている。また、100語以内で意匠の説明を含むことができるとされている(規則21第20条)。

願書に記載した意匠の特徴や物品の用途及び機能の説明を記載した場合に、意匠の認定にどのように影響をするかをDIPに見解を求めたところ、DIP回答者から、機能・用途については記載を認めず、削除させているとの回答を得た。

(2) 物品名の表示

願書に記載する製品の名称の認定についてDIPに確認をしたところ、DIP回答者から、認定は行わない(The title of article is not determined.)との回答であった²⁹⁵。また、DIP回答者の回答では、意匠国際分類の表示は出願人の任意であるとのことであった。

(3) 図面提出要件

意匠出願に記載する意匠の表現物(保護を求める製品すべての特徴を示す写真又は図面)は表現物の数を明記しなければならない(法第59条、規則21号17条から23条)。また、表現としては写真又は図面に限られ、見本による出願は認められない(規則21号19条1項)。なお、表現物は白黒を基本とし、意匠が色彩の保護を求めるときは表示にも色彩を施すこととなっている(同2項)。

図面の提出要件としては、正投影図法の6面図及び斜視図を提出する旨が規定されてい

²⁹⁴ タイ特許規則(特許法(B.E.2522)に基づく省令第21号(B.E.2542)、以下「規則21号」)1999年9月24日公布 http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm(最終アクセス日:2014年2月14日)

²⁹⁵ 質問は、具体的な製品名称を認めるか、包括的製品群名称を認めるか、物品の分野を表す名称を認めるか、認定をしない、の選択肢からの選択回答であったため、「認定をしない」の意味を、これらの名称ではなく国際意匠分類に従った表示が認められると解したものと考えられる。

るが、反対側の面が同一形状の場合、一面だけを表示することとなっている。コンピュータグラフィックスで作図された図面を認められ、実線の使用、陰の使用、長尺物の中間省略や透明物の表現方法が規定されている。形態が変化する場合、形態が変化した状態を表現する場合は、変化した状態の全体をあらわさなければならない。分離する部分を有する場合、組み合わせた状態の物品全体の図をあらわさなければならない²⁹⁶。

また、写真で意匠を表現する場合、光線や影が入らないこと、物品の6面及び全体形状(斜視図)を写すこと、A4 サイズとすること、A4 サイズより小さい場合はA4 サイズの紙面に貼り付けた上、透明ビニルのラミネートをかけることなどが求められている²⁹⁷。

立体物の模様をあらわす場合は、6 面図及び斜視図を基本とするが、平面に広げられる衣服の場合は正面図と背面図の2 図で足りる²⁹⁸。布状物品で模様が四方に繰り返し連続する場合、四隅に囲み印を付し、繰り返し連続する模様の部分を示すこととされている²⁹⁹。

タイの実務者からは、意匠出願の意匠の表現に関して以下の回答を得た。

タイ実務者回答：

規則により、意匠出願には、正面図、背面図、左側面図、右側面図、上面図、底面図および透視図を示す、線画または写真による7つの図を含める必要がある。すべての図面または写真は、透視図を除いて、1次元とする必要がある。透視図は、3次元とする必要がある。線画または写真は、同一縮尺とし、相互に対応させる必要がある。

(4) 図面に記載した破線の意味

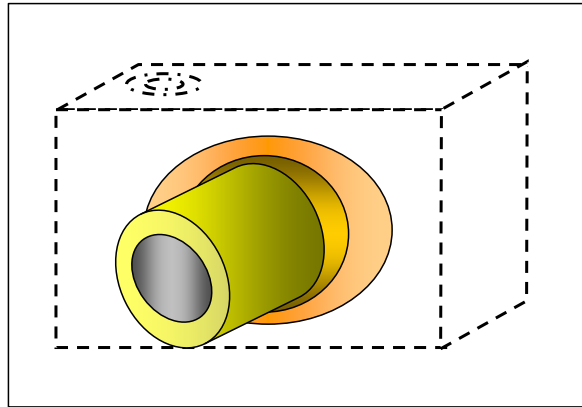
表示は、保護を求める製品のすべての特徴を示す写真又は図面をもって構成することができることとされ、破線又は点線での意匠の表現は認められないと解される(規則第19条、意匠特許出願の手引き 3.1 作図で表す場合)。破線の意味を確認するために DIP に下図のデジタルカメラの部分についての意匠を提示して、破線がどのような意味をもつか見解を求めたが、DIP からは回答は得られなかった。

²⁹⁶ 『意匠特許出願の手引き』 pp.25-35、3.1 作図で図面を表わす場合

²⁹⁷ 『意匠特許出願の手引き』 pp.36-39、3.2 写真で図面を表現する場合

²⁹⁸ 『意匠特許出願の手引き』 pp.40-41、4.1 立体である物品上の模様

²⁹⁹ 『意匠特許出願の手引き』 p.42、4.2 布状物品の模様

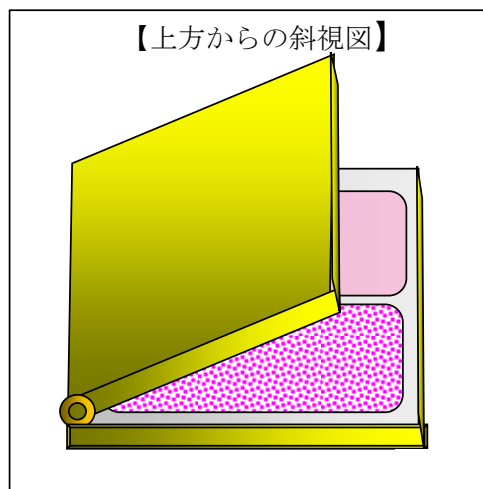


※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じデジタルカメラの図を示して回答を得た。

デジタルカメラの部分についての意匠
(Design of a part of a digital camera)

(5) 図面又は写真によって開示されていない部分の扱い

下記の斜視方向から撮影した蓋を開いた状態の化粧品用ケースの写真一枚のみを DIP に提示し、その扱いについて回答を得た。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ化粧品の写真を示して回答を得た。

一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)
(Example of a design disclosed only by one perspective view (photograph) alone
(cosmetic case))

DIP 回答者回答：

開示が不十分であり意匠が特定できないので、出願を拒絶する。具体的には以下の理由が該当する。

- このような 1 図での出願は自国の規定に違反し、認定できない。
- 底面や背面など、物品全体が開示されていない。
- 蓋を閉じた状態が不明である。

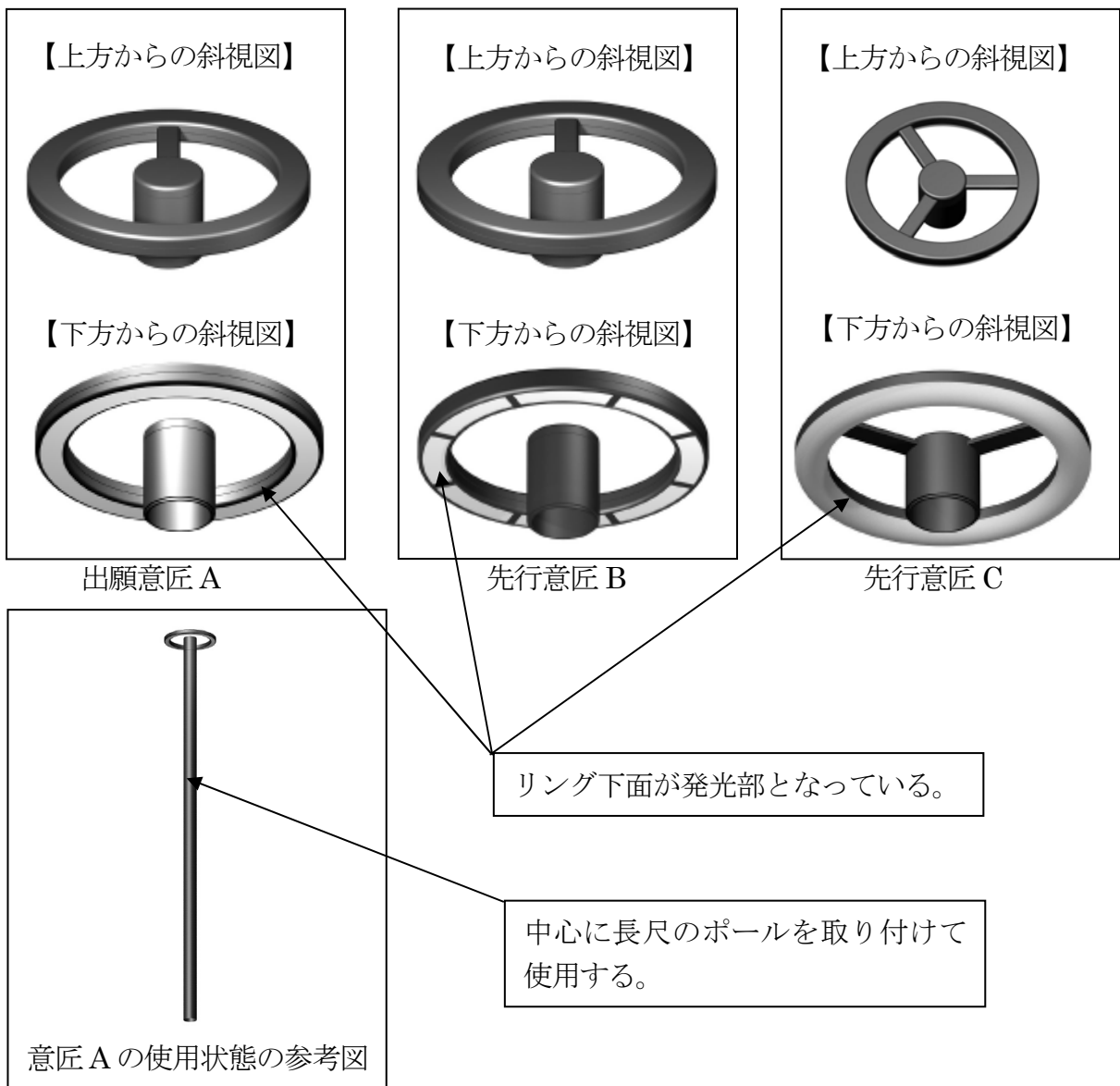
- ・上蓋表面の凹凸等の形状が不明である。
- ・光の反射等で形・色が特定できない。
- ・蓋と本体を止めているヒンジ部などの細部の形状が不明である。

(6) 複数意匠の関係

DIP に具体的な事例を提示して、意匠出願が先行意匠によって拒絶されるかどうかの見解を求めた。

【判断例 1】

出願意匠 A、先行意匠 B、先行意匠 C は、いずれも物品が「街路灯灯具本体」で同じであるが、出願意匠 A、先行意匠 B 及び先行意匠 C は互いに発光面(底面)の形状が異なるとともに、先行意匠 C は発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なる。図面は CG で作成されている。

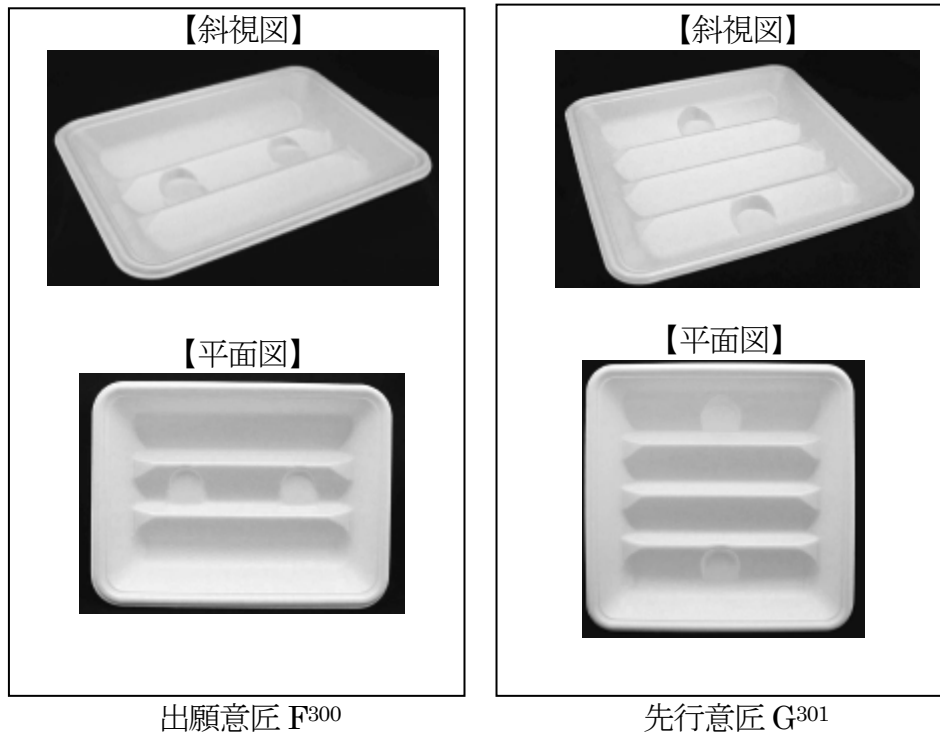


DIP 回答者回答：

意匠 A についての出願は、先行意匠 B によっては拒絶され得るが、先行意匠 C によっては拒絶されない。

【判断例 2】

出願に係る意匠 F 及び先行意匠 G は物品が包装容器で同じであるが、先行意匠 G は、全体の形状、底面の山形部の数、凹部の位置が意匠 F とやや異なる。



DIP 回答者回答：

意匠 F についての出願は、先行意匠 G によって拒絶とされうる。

(7) パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願について

パリ条約による優先権の主張は法第 60 条の 2 で規定されており、外国での最初の日から 6 月以内に国内で出願を行ったときはかかる最初の外国出願日を国内での出願日として主張することができる。

パリ条約による優先権の主張を伴う出願の優先権が有効であるかの確認のために優先権証明書に記載すべき項目は、DIP の見解によると以下のとおりであった。

- ・ 出願日
- ・ 出願人
- ・ 創作者

³⁰⁰ 登録意匠第 1373205 号(単独登録)

³⁰¹ 意匠登録第 1409656 号(単独登録)

- ・ 製品の名称
- ・ 図面

意匠及び製品の説明は、確認項目として選択されなかった。

(8) パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の記載と優先権証明書に記載との相違
 パリ条約による優先権主張を伴った意匠出願の願書又は図面の記載が優先権証明書の記載と違っていた場合にどの程度の違いであれば優先権が認められるかについての DIP の見解は以下のとおりであった。

- ・ 製品名の変更
- ・ 説明の削除
- ・ 意匠の表現物(図面、写真等)の削除

パリ条約による優先権証明書に、保護を求める部分を実線で示し、全体を破線で表現した意匠を、すべて実線で表現した物品全体の意匠に変更して出願をした場合にパリ条約による優先権主張は認められるかを DIP に質問したが、回答は得られなかった。

色彩の変更については DIP 回答者から下表の回答を得た。色彩を付した図面等への変更は認められないという結果になった。

	優先権証明書	変更	タイへの出願
■	色彩付き線図	→	色彩なし線図
□	色彩なし線図	→	色彩付き線図
■	色彩付き線図	→	モノトーン陰影図
□	モノトーン陰影図	→	色彩付き線図
■	カラー写真	→	色彩なし線図
□	色彩なし線図	→	カラー写真
■	カラー写真	→	モノトーン写真
□	モノトーン写真	→	カラー写真

(9) グレースピリオド(新規性喪失の例外)

政府後援又は公認のタイ国内で開催された博覧会でその意匠を展示した者が、その博覧会の開催日から 12 月以内に当該意匠について出願したときは、その博覧会の開催初日に出願を行ったものとみなされる(法第 65 条で準用される第 19 条)。DIP によれば、グレースピリオドの情報は意匠公報に掲載されないとのことである。第三者はグレースピリオドの申請された権利であることをどのようにして知るか DIP に見解を求めたが回答は得られなかった。

(10) 保護要件

法第 57 条には保護要件として以下の規定がある。

第三章 意匠特許

第 57 条

次の意匠は新規とみなされない。

- (1)特許出願の前に、国内で他人に広く知られ又は使用されていた意匠
- (2)特許出願の前に、国内外で文書又は印刷刊行物において開示又は記述されていた意匠
- (3)特許出願の前に第 28 条を準用する第 65 条に基づき公告されていた意匠
- (4) (1)、(2)又は(3)の意匠と外観が非常に似ているため模倣とされる意匠

出願公告後、出願人から審査請求があった場合又は法第 56 条の規定に違反しているとの異議申立がなされた場合に実体審査が開始される(省令 22 第 11 条)。

先行意匠との判断を要する登録要件は何か及びその判断主体について、タイの実務者へ質問をしたところ、新規性が該当し、タイ特許法が適用されるが、同法には新規性を検討する観点を定めておらず、判例も無いとの見解であった。

新規性の判断について、先行意匠を中心にどのような範囲の意匠が対象とされるかについて、先行意匠と同一、実質同一、類似の範囲を提示してタイの実務者の判断を求めたところ、類似の範囲(実質的な類似)との見解を得た。理由としては、以下のとおりである。

タイ特許法の第 57 条(4)によれば、意匠は、模倣と解釈される程度に先行意匠に類似している場合に先行意匠に類似していると判断される。また、侵害を主張されている意匠が登録意匠に類似しているか否かを検討するには、意思決定者は、侵害を主張されている意匠が実質的に登録意匠に類似しているか否かを決定しなければならない、という先例を作った最高裁判所の判決 No. 3914/2549 がある。これは侵害評価の判例であるが、これが有効性評価にも適用されるべきと考える。

- (1 1) 創作非容易性に関する参考判断例
(DIP に質問をしたが回答が得られなかった。)

1 3. 3. 意匠権設定後の運用

(1) 願書の記載と権利範囲

物品名が意匠権の権利範囲にどのように影響をするかをタイの実務者に確認したところ、物品名のみでは権利範囲は決定せず、他の要素が影響するとのことであり、以下の回答を得た。

タイ実務者回答：

製品意匠の権利の範囲は、以下で決定される。

- ・製品意匠の外観、形状および特徴を定める、提出された線画/写真
- ・製品意匠の形状、構造、模様、色など、権利の範囲が特定される、意匠出願の 1 件の

クレーム

審査官手引書によると、製品意匠の名称は、「おもちゃ」、「テーブルの骨組み」、「テーブルの脚」、「腕時計」など、どのように製品意匠が利用されるかを特定すべきである。また、タイトルは、提出された線画または写真と一致すべきである。しかし、名称は、製品意匠の便益、品質、材料、商用名を表してはならない。

審査官は、製品意匠がどのように見えるかよりも、製品意匠がどのように機能するかを名称に反映させることを希望している。例えば、前面挿入式の洗濯機では、洗剤をドラムに投入するユニットのタイトルを、「せっけん引出し」ではなく「洗剤&柔軟剤ディスペンサー」と付けることを審査官は希望する。名称は、製品意匠内部の仕組み/機能を表すことができるが、保護範囲は、依然として製品意匠の外観に限定される。「ボールペン」、「万年筆」または「フェルトペン」という表現は、単にペンの仕組み/機能に過ぎない。

意匠分類の役割について、権利範囲との関係についてタイの実務者の見解を求めたところ以下の回答があった。

タイ実務者回答：

意匠分類は出願の管理やサーチを効率化するためのものであり、意匠の権利の範囲は、外部形状および特徴、ならびに意匠出願の1件のクレームで決定される。

願書に記載した意匠の特徴や物品の機能及び用途の説明はその権利範囲に影響するかタイの実務者に見解を求めたところ次の回答を得た。

タイ実務者回答：

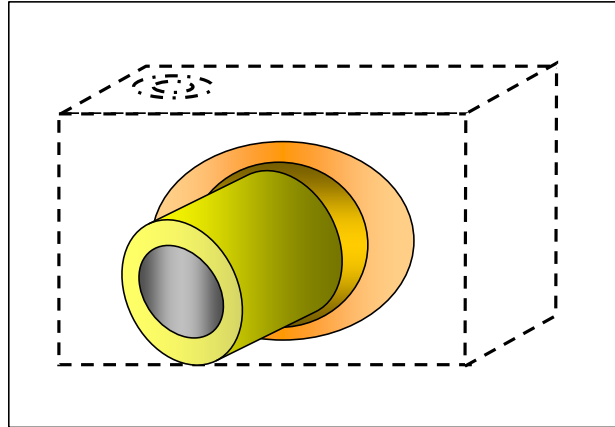
説明は審査官が出願等を理解するためにのみ利用される。意匠出願では、説明は必須ではない。しかし、100語を超えない長さで、出願人は説明の提出を希望することができ、審査官は製品意匠の利用に関する説明を求めることができる。製品意匠の名称又は製品意匠の外観および形状からは、製品意匠が何であるかについて審査官が適切な理解を得られない場合には、説明の提出が推奨される。機能は線画または写真から知ることができるため、説明では、機能ではなく、製品意匠の利用について説明すべきである。

(2) 登録意匠の権利範囲の参考判断例

タイの実務者に意匠の図面を提示して見解を求めたところ、以下のとおりであった。

【参考判断例1】

図面に記載した破線がもつ意味について見解を得るために、タイの実務者に下図のデジタルカメラの部分について意匠を提示した。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じデジタルカメラの図を示して回答を得た。

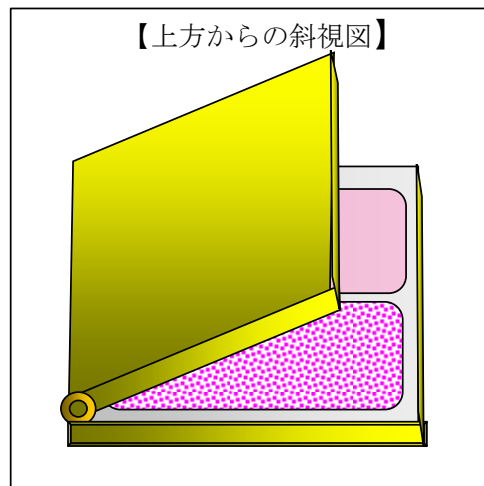
デジタルカメラの部分についての意匠
(Design of a part of a digital camera)

タイ実務者回答：

タイでは部分の意匠の保護は認められない。出願段階であれば、図面提出要件を満たさないとされ、何らかのオフィスアクションが通知される。これに対して、出願人は破線を実線に描き変え、部分意匠を全体意匠にする補正が認められている。

【参考判断例 2】

開示されていない部分を含んで表現された意匠を提示して、このような 意匠の権利範囲をどのように考えるかの見解を求めた。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ化粧品の写真を示して回答を得た。

一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)
(Example of a design disclosed only by one perspective view (photograph) alone
(cosmetic case))

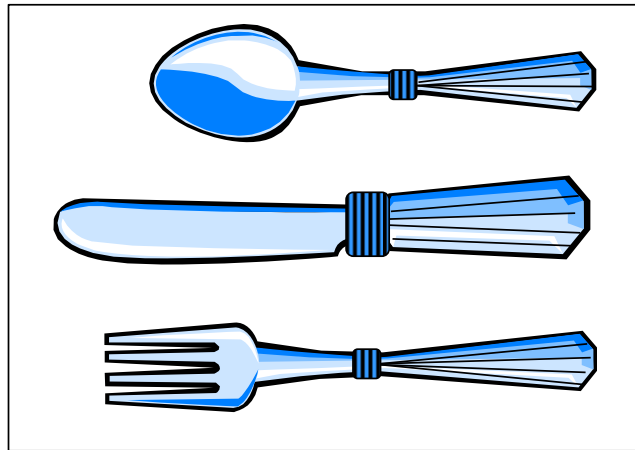
タイ実務者回答：

開示が不十分であり意匠が特定できないので、権利は成立しない。若しくは無効理由を

含んだ権利である。

(3) 意匠の単一性

日本で認められている下図のような組物「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」の意匠がタイでも認められるか、また、認められる場合に、権利範囲は組物の意匠全体の実施にのみ及ぶのか、あるいは単独の物品の実施にも及ぶのかタイの実務者の意見を求めた。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

柄部の特徴的な意匠が共通するスプーン、フォーク、ナイフのセット
(A set of a spoon, folk and knife which share the distinctive design of the handle part)

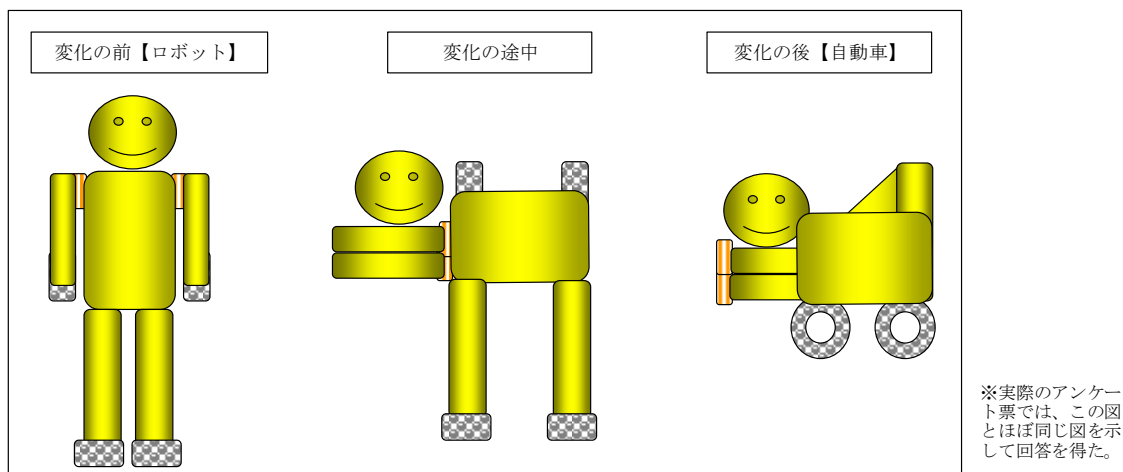
タイ実務者回答：

柄部の特徴的な意匠が共通していても、スプーン、フォーク、ナイフをそれぞれの意匠は独立しており、別個に出願をしなければならない。特定の部分の特色ある意匠を共有する10以上の製品意匠の出願を提出した場合、DIPは、納付手数料を割引する。

(4) 変化する意匠

下のような立体形状の変形おもちゃの物品がその機能に基づいて形状が変化する意匠の権利について、タイの実務者の見解では、意匠権の形態及び最後の形態のみ意匠権の効力が及ぶとのことであった³⁰²。また、変更過程における形状は、意匠の最終的な形状ではないため、タイでは保護対象とはならないとの見解も得た。

³⁰² タイでは一意匠一出願制度であるため、ここでの見解は、最初の形態と最後の形態が共通する場合を言うと考えられる。上記写真のように最初の形態と最後の形態が異なる場合は、2件の出願としなければならないと考えられる。



物品がその機能に基づいて変化する意匠の例(立体形状変形おもちゃ)
 (Example of designs for which the article changes based on its function
 (changing stereoscopic toy))

(5) 意匠登録の無効

意匠権の利害関係人又は公訴官は、無効意匠の取消を裁判所に請求することができる(法第64条第2文)。

タイの実務者により、取消理由の一つとして新規性欠如が指摘され、取消判断において提示された先行意匠の範囲は、その先行意匠を中心に同一性の範囲を認めて、登録意匠がその範囲内に入ると認定されれば取り消されるとのことであった。

また、方式審査あるいは実体審査において拒絶の理由となるが取消理由とはならない要件について、DIPに見解を求めたところ、DIP回答者から、一意匠一出願がそれに該当するとの回答を得た。

1 4. 4. 著作権との関係

意匠権と著作権の保護対象の関係を確認するために、DIPに意匠権の保護対象と著作権の調整規定の存否について見解を求めたが、DIP回答者によれば、法律では定められていないとのことであった。

1 4. 5. 意匠権の侵害

1 4. 5. 1. 意匠権侵害についての事例検討³⁰³

³⁰³ 知財庁は審査上、登録可否の観点から類否を見ているが、実務者は、侵害・非侵害となるか等効力範囲の観点から類否を見ている。

侵害に該当する行為は法第 63 条に、以下のように規定されている。

法第 63 条

特許権者以外の何人も、調査研究を目的とする意匠の使用を除き、製品の製造において特許意匠を使用する権利又は特許意匠を具現した製品を販売し、販売のため所持し、販売のため供給し若しくは輸入する権利を有さない。

法第 63 条に販売のための所持が規定されていることから、当該行為は意匠権の直接侵害に該当すると考えられる。

また、タイの実務者の判断では、日本意匠法 38 条の規定に類する間接侵害について規定されていないが、侵害を幫助した者あるいは共同で侵害行為を行った者は、刑法 B.E. 2499 (A.D. 1956) および 民商法 B.E. 2468 (A.D. 1925) に依拠して、措置を講じることができるとの見解であった。

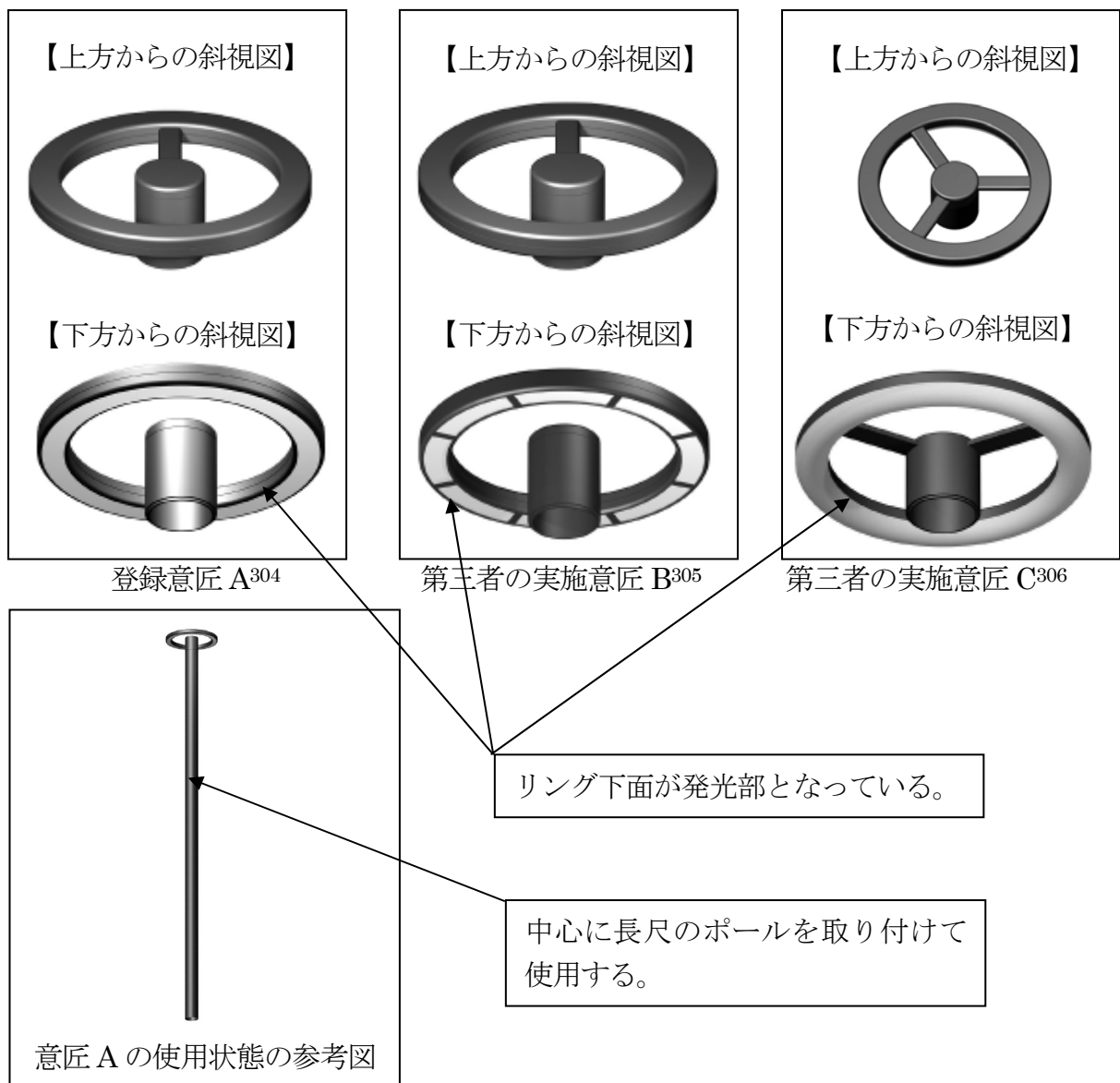
タイの実務者の見解では、意匠権侵害において権利行使に有利な意匠の表現としては、通常の使用状態では使用者から観察できない面(例えば、冷蔵庫の背面など)も開示し、物品のすべての面が見えるような意匠の表現が権利行使の際には有利であるとのことであった。

タイの実務者に意匠の図面を提示して見解を求めたところ、以下のとおり回答であった。

【参考判断例 1】

質問：

登録意匠 A、意匠 B、意匠 C は、いずれも物品が「街路灯灯具本体」で同じであるが、登録意匠 A、意匠 B 及び意匠 C は互いに発光面(底面)の形状が異なるとともに、先行意匠 C は発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なる。意匠 B、意匠 C を第三者が販売している場合に、これらの意匠は登録意匠 A を侵害するか。



タイ実務者回答：

意匠 B は登録意匠 A を侵害するが、意匠 C は登録意匠 A を侵害しない。

³⁰⁴ 意匠登録第 1365435 号(本意匠)

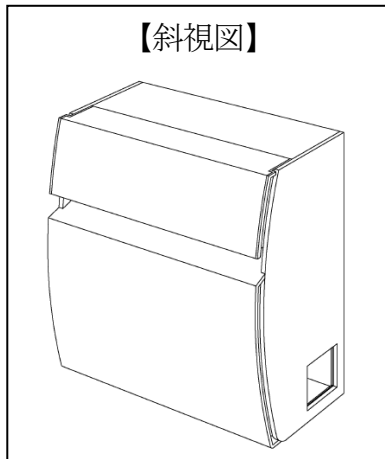
³⁰⁵ 意匠登録第 1365854 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

³⁰⁶ 意匠登録第 1421163 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

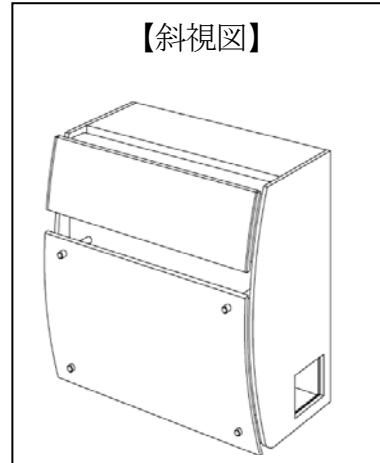
【参考判断例 2】

質問：

登録意匠 D、意匠 E は、いずれも物品が「郵便受箱」で同じであるが、意匠 E は前面カバーの形状が登録意匠とやや異なる。意匠 E を第三者が販売している場合に、この意匠は登録意匠 D を侵害するか。



登録意匠 D³⁰⁷



第三者の実施意匠 E³⁰⁸

タイ実務者回答：

意匠 E は登録意匠 D を侵害すると判断できる。

³⁰⁷ 意匠登録第 1374144 号(本意匠)

³⁰⁸ 意匠登録第 1411875 号(意匠登録第 1374144 号の関連登録)

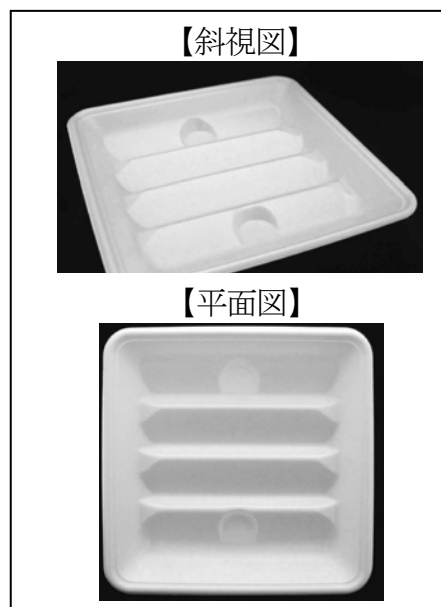
【参考判断例 3】

質問：

登録意匠 F、意匠 G は、いずれも物品が「包装容器」で同じであるが、意匠 G は全体の形状、底面の三角部の数、凹部の位置が登録意匠 F とやや異なる。意匠 G を第三者が販売している場合に、この意匠は登録意匠 F を侵害するか。



登録意匠 F³⁰⁹



第三者の実施意匠 G³¹⁰

タイ実務者回答：

意匠 G は登録意匠 F を侵害しないと判断できる。

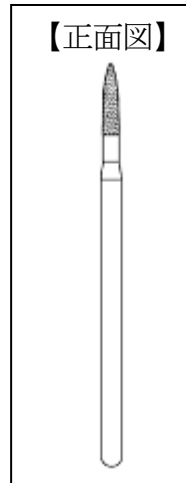
【参考判断例 4】

質問：

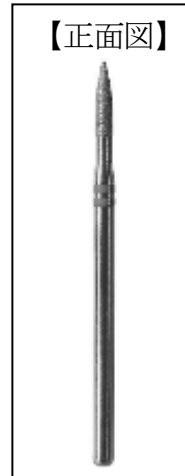
下の意匠 H 及び意匠 I はいずれも物品が歯科用回転器具で同一であり、意匠 H は登録意匠で、意匠 I は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 I は側部に、登録意匠 H にはない二重の輪状模様が付けられている。このとき、実施意匠 I は、登録意匠 H の意匠権を侵害すると判断できるか。なお、意匠に係る物品である「歯科用回転器具」は、人工歯の形態を研削して修整するためのものであり、歯科用電気エンジン又は歯科用ハンドピースに装着して回転させながら使われるものである。また、本器具は軸対象に加工されている。

³⁰⁹ 意匠登録第 1373205 号(単独登録)

³¹⁰ 意匠登録第 1409656 号(単独登録)



登録意匠 H³¹¹



第三者の実施意匠 I³¹²

タイ実務者回答：

意匠 I は登録意匠 H の意匠権を侵害すると判断できる。

1 4 . 5 . 2 . 意匠権侵害の救済

意匠権の救済を求める機関は、裁判所、警察、特別捜査局であり、それぞれのメリットとデメリットについてタイの実務者からは以下の見解を得た。

	メリット	デメリット
裁判所	法律の解釈がなされる。 裁判官が技術的経歴を有する。 和解が可能。 差止命令ができる。 損害賠償請求ができる。	手続き期間が長い。 費用がかかる。
警察(経済警察)	手続き期間が短い。 民事訴訟より費用がかからない。 逮捕および押収が可能。	特許登録機関次第ではあるが予備的見解が得られる。 和解が利用できない。
DSI (特別捜査局)	手続き期間が短い。 訴訟より費用がかからない。 逮捕および押収が可能。	特許登録機関次第ではあるが予備的見解を得られる。 和解が利用できない。

また、民事的救済として認められるのは、

- ・ 差止請求
- ・ 損害賠償その他金銭的請求

³¹¹ 登録意匠第 1377111 号(本意匠)

³¹² 登録意匠第 1377517 号(意匠登録第 1377111 号の関連登録)

- ・信用回復措置請求

とのことであった。

意匠権者と被疑侵害者の意匠権侵害訴訟に至るまでのやり取りについては、以下の見解を得た。

タイでは、意匠権者が訴訟提起前に警告書を送付することを法律で義務付けていない。意匠権者は、訴訟を進めることなく、友好的に侵害の中止を試みるために被疑侵害者に警告書を送付するか否かを選択することができる。しかし、被疑侵害者が法執行について知り、侵害活動を隠匿することを避けるために、警告書を送付することなく被疑侵害者に訴訟を提起することがより適切な場合もある。

意匠権侵害行為は刑事罰の対象とされ、罰金刑(最大 THB400,000)、懲役刑(最長 2 年間)及びその併科刑である(法第 85 条)。民事訴訟で争う場合と刑事訴訟とする場合のメリット、デメリットは以下のとおりであった。

	メリット	デメリット
民事訴訟	賠償請求が可能 優位の証拠を提出できる(証拠の優越)	侵害を直ちに止めることが非常に困難。仮差止命令を要求することができるが、管轄裁判所は、この種の差止命令を出すことに非常に慎重である。 裁判に時間がかかる。提訴から最高裁判所の判決を得るまでの合計期間はおよそ 3~4 年である。
刑事訴訟	警察が強制捜査を実施して侵害製品を差押える権限を有するため、侵害を直ちに止めることができる。	賠償を要求できない。侵害者に科される罰金は、国家に支払われる。 裁判に時間がかかる。告訴から最高裁判所の判決を得るまでの合計期間はおよそ 3~4 年である。 高い証拠水準(合理的な疑いを超える)が必要とされる。

1 4. 5. 3. 意匠権侵害に関する判例

意匠権の効力範囲の認定、直接侵害、間接侵害が争点となった判例について、タイの実務者に問い合わせたこと、以下の判例の紹介があった。

Tetra Pak (Thai) Co., Ltd. v. Miss Charinya Kanthapong を当事者とする最高裁判所の

事件番号 8170/2549 (A.D. 2006)

最高裁判所は、意匠権の効力の範囲を定めた。最高裁判所は、「意匠特許の新規性を検討する上で、対象となる意匠の外観に重点を置き、その利用または当該目的物の技術面は無視する必要がある。「新規性がある」とみなされる意匠とは、それが、他の意匠との違いに公衆の注意を引くことができるほど、他の意匠とは著しく異なることを意味する。」と判示した。

間接侵害(寄与侵害)が争われた意匠権侵害に関する判例はないとのことであった。

14.6. 税関・警察等での取締り

税関においては、輸入が排他権の対象とし(法第63条)刑事罰の対象とされているので(法第85条)、物品輸出入法第5条1項、第16条より知的財産侵害品たる輸出入禁止貨物等に該当し、関税法第27条に基づき罰金と禁錮刑の対象となり得る。

意匠権侵害品の取締りに関するタイ税関の見解は以下のとおりであった。

- ・ 知的財産権侵害品の調査・摘発を担当する部署は、税関または税関局 捜査・鎮圧事務所である。
- ・ 担当機関の場所は、国境及び空港における税関、捜査・鎮圧事務所である。
- ・ 調査・摘発する担当職員が通常勤務しているのは、税関である。

過去5年間の税関等における知的財産侵害に基づく摘発件数は以下のとおりである。

年度	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
摘発件数	651	648	759	628	747
摘発製品数	2,222,254	6,051,474	628,803	461,772	1,514,440

- ・ この件数の中に意匠権侵害はない。

知的財産権侵害品の取締りのキャンペーン等、自国民への周知活動は以下のとおりである。

1. 危険性の高い地域及びスワンブーミ国際空港における税関での展示
2. 知的財産権に関するパンフレット/ポスター
3. ターゲットにした集団(大学と10代の学生)に対する公的訓練

意匠権の侵害の判断については、税関局は、TRIPS協定に従って商標と著作権についてのみ輸出入を禁じられている製品の検査と差止を履行している(ので回答できない)。

1 4. ベトナム【実体審査あり、ハーグ協定未加盟】

1 4. 1. 制度の枠組み

- (1) 意匠は、ベトナム知的財産法³¹³(法律 36/2009/QH12 号、以下「法」という場合もある。)の第Ⅲ部「工業所有権」(法第 58～156 条)により保護されている。
- (2) 意匠保護の対象は、ベトナム知的財産法において「工業意匠とは、形状、線、寸法、色彩又はそれらの組み合わせにより表現された製品の外観である」と規定されている(知的財産法第4 条)。
- (3) 意匠出願は、ベトナム知的財産庁(National Office of Intellectual Property 以下、「NOIP」という。)に行い、意匠出願は方式審査(法第 109 条第 1 項)及び審査請求がなされた出願について実体審査が行われる(法第 113 条第 1 項、第 114 条第 1 項)。
- (4) 何人も公開後から登録前に NOIP に対して異議申立てをすることができる(法第 112 条)。
- (5) 意匠権の効力期間は、付与日に始まり出願日から 5 年の終りに満了し、5 年を単位とする 2 連続期間更新可能な効力とされる(法第 93 条第 4 項)。
- (6) 登録意匠に関しては、NOIP へ登録を無効とすることを請求することができる(法第 96 条)。
- (7) 保護された意匠を具現化した外観を備えた製品を製造すること、流通させること、輸入すること等を「実施(行使)」と定義し(法第 124 条第 2 項)、意匠権者は他人の当該行為を禁止すること、他人が行使することを許可する権利を有するとされる(法第 123 条)。
- (8) また、意匠権の侵害行為として、(登録)意匠若しくはそれとほとんど異なる他の意匠を実施することと規定されている(法第 126 条第 1 項)。
- (9) 権利行使の制限としては先使用权(法第 132 条第 1 項)以外には特段の規定はない。
- (10) 間接侵害については特に規定はないが、実施行為に意匠を具現化した外観を備えた製品を保管することが含まれており、直接侵害の一態様とされている(法第 124 条第 2 項(b))。
- (11) 他人の意匠権の侵害行為を犯した者は、当該侵害の内容に応じて民事救済、行政的救済又は刑事救済としての責任を負うとされる(法第 199 条)。民事的救済及び刑事的救済の裁判所の権限に属し、行政的救済の適応は、検察庁、警察庁、市場管理局及び人民委員会の権限に属するとされる(法第 200 条第 2 項、3 項)。
- (12) 民事的救済として、意匠権者は裁判所に差止め、損害賠償等の請求をすることができる(法第 202 条)。
- (13) 行政罰を受ける行為は、権利者等又は社会に対して損害を及ぼす侵害等とされて

³¹³ ベトナム知的財産法(2005 年 11 月 29 日裁可の法律第 50/2005/QH11 号(2006 年 7 月 1 日施行)を改正した 2009 年 6 月 19 日裁可の法律 36/2009/QH12 号(2010 年 1 月 1 日施行))<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryousonota/fips/mokuji.htm>(最終アクセス日:2014 年 2 月 14 日)

いる(法第 211 条)。また、行政罰は、警告あるいは罰金とされている(法第 214 条第 1 項)。

(1 4) 刑事罰は犯罪を構成する要因を有する意匠権の侵害行為を犯した個人に科される(法第 212 条)。

1 4. 2 意匠権設定までの運用

(1) 願書の記載

願書(工業意匠登録申請書)には、工業意匠の名称、国際意匠分類、出願人、代理人、創作者、出願人の署名、パリ優先権を主張する場合はその旨の記載、費用、願書添付チェックリストの記載が必要な事項とされる(省令 01/2007 ³¹⁴規則 33.4)。

ただし、国際意匠分類については、願書への記載は必須ではないが、分類が記載されていない場合、分類が間違っている場合は、NOIP はこれを修正し、分類費用が請求される。

願書に記載した意匠の特徴や物品の用途及び機能の説明は、意匠の認定にどのように影響をするかを NOIP に見解を求めたところ、NOIP 回答者の回答は次のとおりであった。

NOIP 回答者回答：

- ・機能については記載を認めず、削除させている。
- ・説明は、審査官が出願を理解するためのみに利用される。
- ・説明は、同一・実質同一、類似の判断(無効審判においては権利範囲の判断)に影響する。

ポイント 33.5.e(i)の要求に基づくと、意匠の説明は、意匠の特徴と物品の利用目的が記載されていることが好ましい。一方で物品の機能特徴は意匠の説明から除外されている。

(2) 物品名の表示

工業意匠の名称は、工業意匠が適用される製品の名称を記載する。NOIP 回答者によると、例えば、ボールペン、万年筆、サインペン、シャープペン等、具体的な製品名での記載が必要とのことである。

なお、ベトナムの実務者の見解では、GUI、アイコン等の画像自体が保護されることはなく、それを取り入れた物品の部分として保護されることになるとのことであった。現時点では、ベトナムにおいてそのような画像意匠が登録されたことはないとのことであった。

³¹⁴ 産業財産権に関する知的財産法の一部条項を詳細に規定し、その施行ガイドラインを提供する政府の 2006 年 9 月 22 日付政令第 103/2006/ND-CP 号の施行ガイドラインを提供する省令(以下、「改正省令 01/2007」) <http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryousonota/fips/mokuji.htm>(最終アクセス日：2014 年 2 月 14 日)

(3) 図面提出要件

出願には、一揃いの写真又は図面が必要とされる(知的財産法第103条)。出願人は、工業意匠の写真又は図面を5部提出しなければならない。写真又は図面は、当該分野に関する平均水準の知識のある者がその工業意匠の本質を特定できる程度に保護請求の工業意匠の特徴を表現し、かつ下記の従ったものであることが必要である(改正省令01/2007第33.6)。

- a)写真又は図面は、明瞭で、明確に描かなければならない；図面は、実線で表示しなければならない；写真又は図面の背景は、単一色で、工業意匠と対称をなすものでなければならない。写真又は図面には、保護請求の工業意匠に係る製品だけを表示しなければならない(その他の製品を添付しない)。
- b)写真又は図面は、同じ縮尺で、工業意匠を表示しなければならない。写真又は図面の工業意匠のサイズは、90mm x 120mm より小さくはならず、190mm x 277mm より大きくはならない。
- c)写真又は図面は、決められた方向から、立体図、正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図、底面図の順序で工業意匠を表示しなければならない。図は、正面で表示されなければならない。
- d)対称の図のある工業意匠の場合には、写真又は図面には、対称の図が要らないが、明細部分に属する写真又は図面の列挙部分にそれを明確化しなければならない。
- e)展開可能な工業意匠(例：箱、包装など)の場合には、工業意匠の参照図は、展開された状態の工業意匠の写真又は図面で代替することができる。
- f)工業意匠の複雑さに応じて、保護請求の工業意匠の際だった特徴を十分に表示するため、その他の角度からの写真、立体図、部分の断面、拡大図、製品の組立部品の写真などが必要となる可能性がある。
- g)使用状態の異なる各製品(例：蓋のある又は畳める製品)の場合には、異なる状態の製品の工業意匠の写真又は図面を提出しなければならない。
- h)完成品の部品の工業意匠の場合には、完成品の部品の設置、使用の位置を表示する写真又は図面を有しなければならない。
- i)工業意匠の各バリエーションについては、それぞれについて本規則の規定に従い十分に表示する写真又は図面を提出しなければならない。
- j)製品セットの場合には、本規則の規定に従い、製品セットの立体図及びそのセットの各製品の写真又は図面を提出しなければならない。

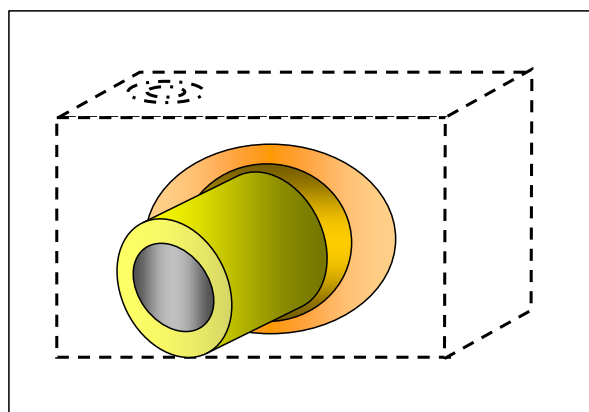
(4) 図面に記載した破線の意味

図面に記載した破線がもつ意味について、NOIPに下図のデジタルカメラの部分についての意匠を提示したところ次の回答を得た。

NOIP 回答者回答：

ベトナムでは部分的な意匠の保護はないとのことであった。このような部分の保護をもとめる出願がなされた場合は、方式要件を満たさないとのオフィスアクションが通知され、

出願人はこれに対して破線を実線に描き変える補正がすることができる。

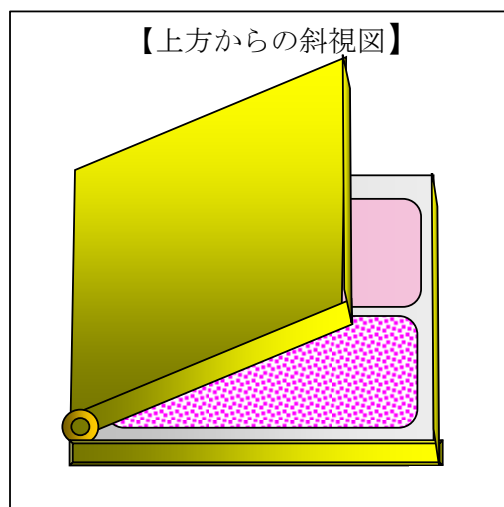


※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じデジタルカメラの図を示して回答を得た。

デジタルカメラの部分についての意匠
(Design of a part of a digital camera)

(5) 図面又は写真によって開示されていない部分の扱い

下記の斜視方向から撮影した蓋を開いた状態の化粧品用ケースの写真一枚のみを NOIP に提示して意匠の認定について質問をしたところ以下の回答を得た。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ化粧品の写真を示して回答を得た。

一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)

(Example of a design disclosed only by one perspective view (photograph) alone
(cosmetic case))

NOIP 回答者回答：

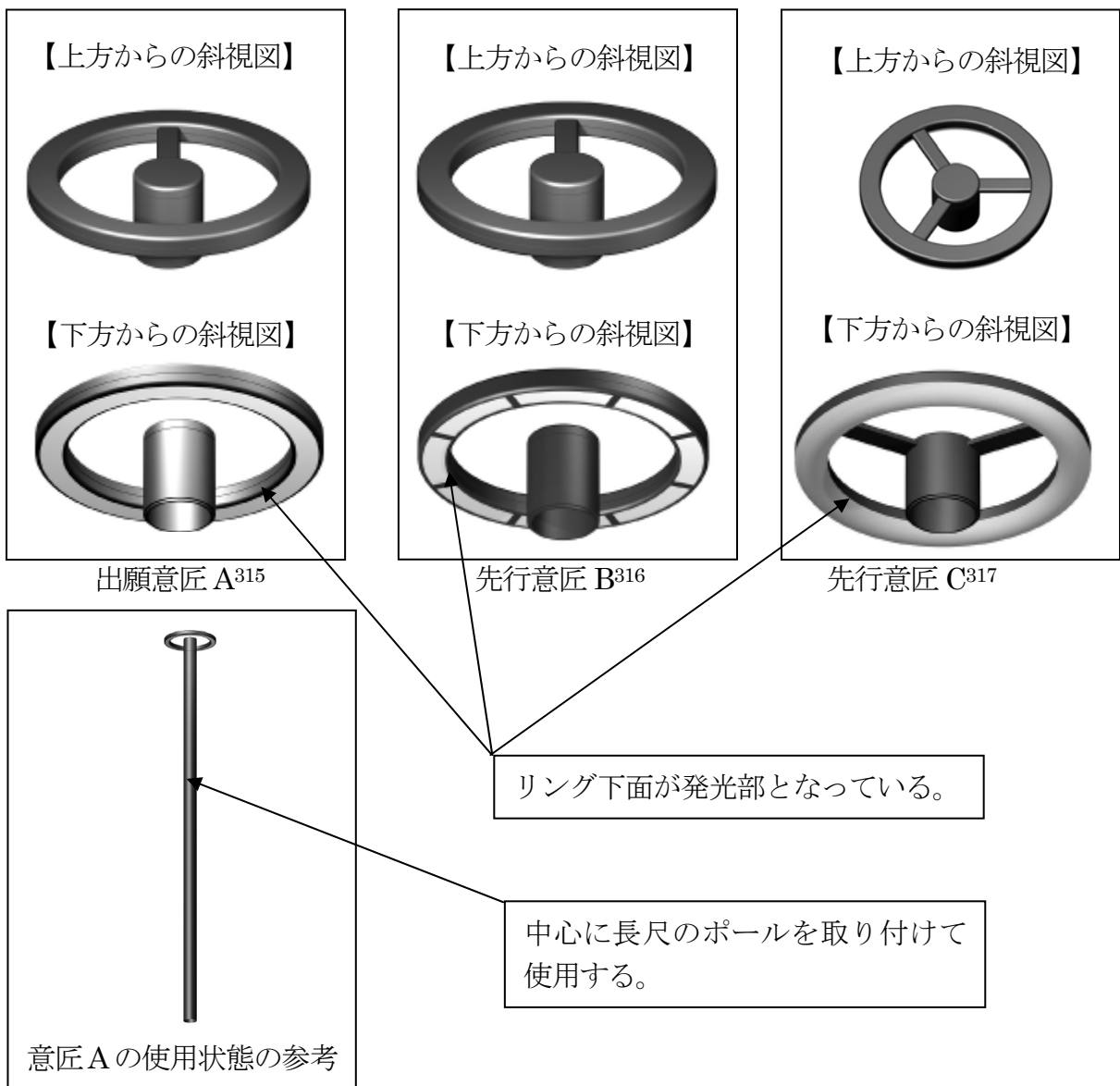
このような1図での出願は自国の規定に反し認定できない。したがって、開示が不十分であり意匠が特定できないので、出願を拒絶するとしている。六図面と斜視図(図面又は写真)は意匠出願に必須である。

(6) 複数意匠の関係

NOIP に以下のような判断例を示して、意匠出願が先行意匠によって拒絶されるかどうかの見解を求めた。

【判断例 1】

出願意匠 A、先行意匠 B、先行意匠 C は、いずれも物品が「街路灯灯具本体」で同じであるが、出願意匠 A、先行意匠 B 及び先行意匠 C は互いに発光面(底面)の形状が異なるとともに、先行意匠 C は発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なる。図面は CG で作成されている。



³¹⁵ 意匠登録第 1365435 号(本意匠)

³¹⁶ 意匠登録第 1365854 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

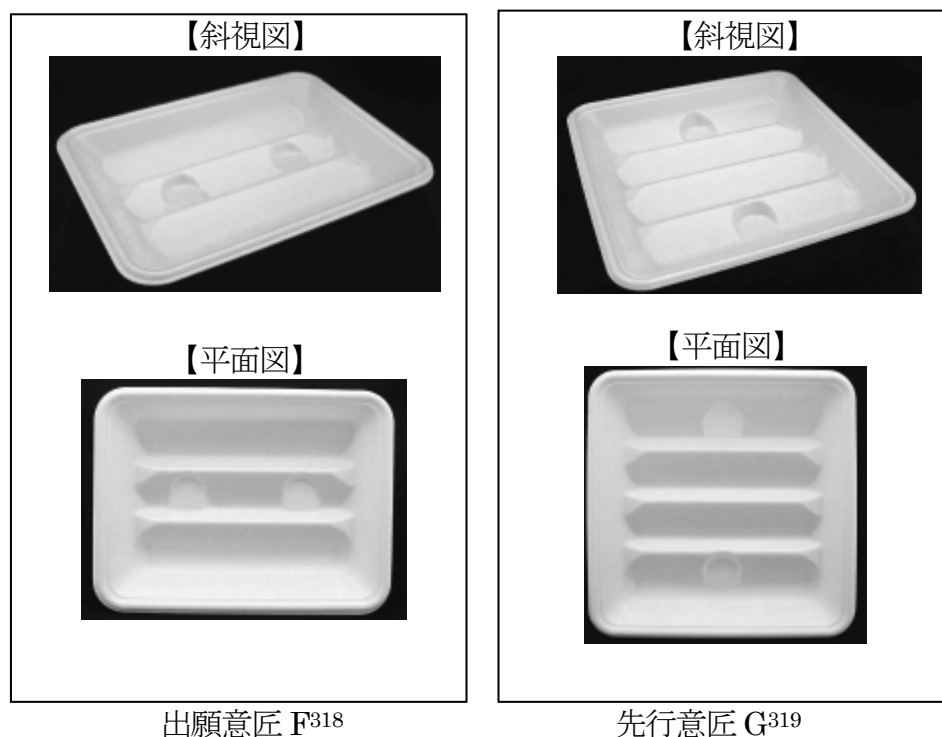
³¹⁷ 意匠登録第 1421163 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

NOIP 回答者回答：

意匠 A についての出願は、先行意匠 B によっては拒絶され得るが、先行意匠 C によっては拒絶されない。

【判断例 2】

出願に係る意匠 F 及び先行意匠 G は物品が包装容器で同じであるが、先行意匠 G は、全体の形状、底面の山形部の数、凹部の位置が意匠 F とやや異なる。



NOIP 回答者回答：

意匠 F についての出願は、先行意匠 G によって拒絶とはされない。

(7) パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の扱い

パリ条約による優先権主張は、法第 91 条に規定され、その具体的な運用は政令 103/2006 ガイドライン第 10 条に規定されている。

パリ条約による優先権の主張を伴う出願の優先権が有効であることを確認するために、優先権証明書に記載すべき項目は、NOIP 回答者の見解は以下のとおりであった。特に、優先権書類を発行した IP 当局と同様に、担当審査官は優先権書類の出願番号を考慮しなければならないとのことであった。

- ・ 出願日
- ・ 出願人

³¹⁸ 意匠登録第 1373205 号(単独登録)

³¹⁹ 意匠登録第 1409656 号(単独登録)

- ・製品の名称
- ・図面

(8) パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の記載と優先権証明書の記載との相違
 パリ条約による優先権主張を伴った意匠出願の願書又は図面の記載が優先権証明書の記載と違っていた場合にどの程度の違いであれば優先権が認められるかについての NOIP 回答者の回答は以下のとおりであった。

NOIP 回答者回答：

- ・表現物の表現形式の変更(例えば、線図を写真に変更など)
- ・表現物の軽微な変更

パリ条約による優先権証明書に、保護を求める部分を実線で示し、全体を破線で表現した意匠を、すべて実線で表現した物品全体の意匠に変更して出願をした場合にパリ優先権主張は認められるかを質問した。NOIP 回答者の回答は次のとおりであった。

NOIP 回答者回答：

パリ条約による優先権証明書に、破線であっても物品の全体が開示されていると認定し、物品全体の意匠についての出願の優先日が認められる。

色彩の変更については以下の NOIP 回答者の回答を得た。下表のように例示した変更はすべて認められるという回答であった。

	優先権証明書	変更	ベトナムへの出願
■	色彩付き線図	→	色彩なし線図
■	色彩なし線図	→	色彩付き線図
■	色彩付き線図	→	モノトーン陰影図
■	モノトーン陰影図	→	色彩付き線図
■	カラー写真	→	色彩なし線図
■	色彩なし線図	→	カラー写真
■	カラー写真	→	モノトーン写真
■	モノトーン写真	→	カラー写真

(9) グレースピリオド(新規性喪失の例外規定)

意匠出願が、学術的発表の形態、ベトナム国内博覧会又は公式若しくは公認の博覧会に展示された日から、6 か月以内に出願された場合は、新規性を欠くことはない(法第 65 条 (4)(b)(c))。グレースピリオドに関する情報は意匠公報に掲載されることはない。グレースピリオドの運用について、NOIP 回答者からの回答が次のように得られた。

NOIP 回答者回答：

猶予期間請求の提示を出願人に要求する具体的な規定は存在しないので、実際、出願人は意匠の審査官から連絡を受けた後でも、実体審査中に猶予期間の請求を提出することができる。猶予期間の請求があった場合、この情報は審査手続を担当する担当審査官によって考慮されるべきことである。

(10) 保護要件

法第 63 条に、新規であること、創造的であること、産業上の利用可能性があることが、意匠の保護要件とされている。また、法第 65 から第 67 条までに各要件についての詳細が規定されている。

また、法 109 条及び法 119 条に従い、意匠登録出願は出願日から 1 か月以内方式審査が行われ、法 110 条に従い、当該出願が方式上有効であるとして受理された日から 2 月以内に公開される。

また、方式上有効として受理された意匠登録出願は、法 114 条及び法 119 条に従って、実体審査が、公開日から 7 か月以内に行われる。

先行意匠との判断を要する保護要件は何か及びその判断主体について、NOIP 回答者から次の回答を得た。

NOIP 回答者回答：

新規性(Novelty)	厳密には定義されていないが、「新規性」は意匠の技術において、その技術分野における通常に熟練した者の観点から決定されるとしている。(法第 65 条、通達 01 のポイント 35.6.a、意匠審査基準の 42 項、43 項)
創造性(Creativity)	「創造性」は意匠の技術ににおいてその技術分野における通常に熟練した者の観点から観点から決定される。(法第 66 条、通達のポイント 35.6.a、意匠審査基準の 44.1 項)

また、ベトナムの実務者に新規性と独創性の判断主体についての見解を求めたところ以下の回答を得た。

ベトナム実務者回答：

新規性

新規性に関して判断主体については規定されていない。このため、いかなる観点から新規性を判断するかという問題に対する答えは明確ではない。しかし、実際には、新規性は創造性と同様の、すなわち「当業者」の観点により判断される場合が多いようである。現在までに、ベトナム国内の裁判所が工業意匠に関する紛争を扱った例は非常に少なく、また一般の有効性及びいかなる観点によるかという問題を扱った事例は存在しな

い。工業意匠の新規性判断に関する実際的経験は主に、NOIP が扱った事例に基づいている。NOIP は、法第 63 条の定める 3 つの要件すべて（即ち、新規性、創作性及び産業上の利用可能性）を同一の観点から決定しているようである。具体的には、意匠の新規性を判断する際には、NOIP の審査官はまず、意匠の持つ本質的な特徴がいかなるものであるかを確定し、その後、意匠の本質的特徴の集合体と、引用される意匠それぞれとの比較分析を行う。このような意匠の本質的及び非本質的特徴を判断する作業には、「直接利用者」が有する技能とは異なる特定の技能 が必要となる、

創造性

創造性は、「当業者が容易に意匠を創作することができない場合」に意匠は創作性を有すると規定する法第 66 条に従い、「当業者」の観点から判断される。「当業者」の概念は、科学技術省発行の『改正省令 (Circular) 01/2007』又は NOIP の『工業意匠審査に関するガイドライン (Guidelines on Examination of Industrial Design)』等の知的財産法の履行に関する「法的な」文書にてより詳細に定義されている。工業意匠又は発明特許は同一の当業者に対する概念を共有する。具体的には、『改正省令 01/2007』の第 23.6 a 項によれば、「当業者」とは、一般的な技術技能を有し、意匠における一般に入手可能である公知の知識を熟知している者をいう。国家知的所有権庁発行の『工業意匠審査に関するガイドライン』の第 44.1 条においては、当業者である人物は、その開示される言語や国を問わず、かつ文書の形式で開示されたかにかかわらず、出願日までに一般に開示されたあらゆる意匠に関する情報に精通していることが必要不可欠であると記載されている。しかし、いかなる観点によるかという問題が工業意匠の有効性を扱った事件において議論されたことはない。上述の法律による定義を超えて当業者の概念を理解する上で役立つことのできる判例のない現状では、工業意匠の新規性、創作性及び産業上の利用可能性に関する判断は、自らを当業者とみなす国家知的所有権庁の審査官による主観的な見方に負うところが大きいようである。

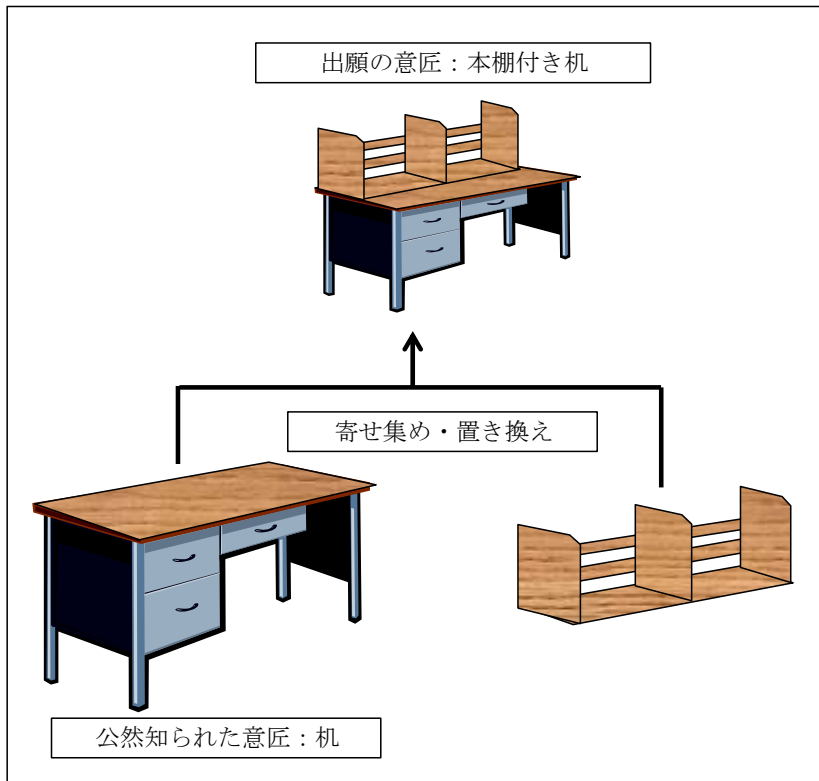
(1 1) 創作非容易性に関する参考判断例

以下の日本における創作非容易性についての判断例について、登録されるかの判断が NOIP 回答者から得られたので紹介する。

【判断例 1】

その意匠の属する分野において、本立てを机に組み合わせること。

“本棚付き机”



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

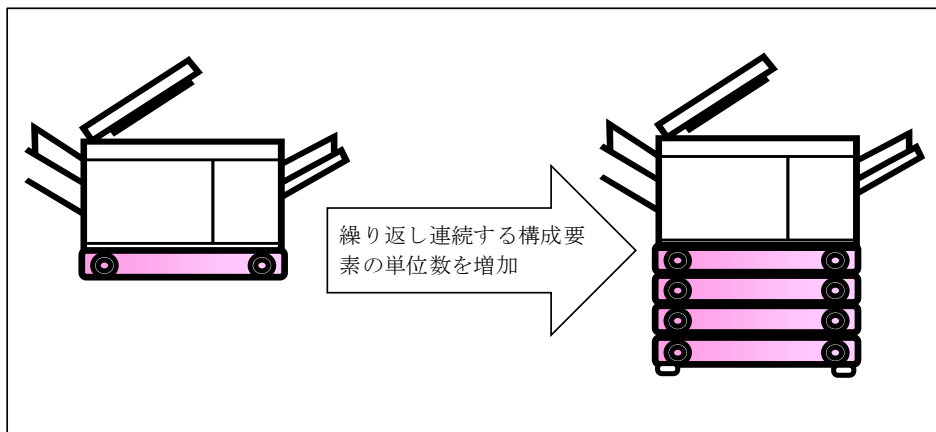
NIPO 回答者回答：

意匠登録を受けられない。

【判断例 2】

同じ引き出しの形状を有する電子複写機等の分野において、公然知られた意匠の繰り返し連続する構成要素の単位の数を適宜増減させること。

“電子複写機”



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

NIPO 回答者回答：

意匠登録を受けられない。

【判断例 3】

その意匠の属する分野において、おもちゃの形状を乗物の形状に模すること。
“Toy Motorcycle”



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

NIPO 回答者回答：

意匠登録を受けられない。

1 4. 3. 意匠権設定後の運用

(1) 願書の記載と権利範囲

物品名と意匠権の関係についてベトナムの実務者の見解を得た。

ベトナムにおいては、改正省令 01/2007 第 33.5a 項により、願書に記載する工業意匠の名称は「意匠を取り入れた製品の種類の名称」でなければならない。しかし、権利範囲が名称として記載される特定の製品に限定されるか又はその他類似する製品を含めるかどうかは法律上明確ではない。実際には、類似する製品にまで権利範囲が拡大された権利侵害の事件は多くないため、いかなる範囲の類似性をもって製品が意匠権を侵害するとみなさ

れるのかを判断する上で役立つとはいえない。NOIPの一部の審査官によれば、意匠権の保護対象に属する類似製品は、意匠の名称として記載された製品と同一の機能及び利用目的を有するものでなければならないとされている。また、意匠を取り入れた製品の機能及び利用目的は、工業意匠登録の際に願書の明細書に記載しなければならないとされ、権利範囲に影響を及ぼす要素の一つとみなされる。

意匠分類の役割についてのベトナムの実務者の見解を求めたところ、下記の3点についての回答があった。

- ・ 出願に係る意匠の属する意匠分野若しくは製品分野を決定するものである。
- ・ 出願に係る意匠の物品に類似する物品や物品分野を決定するものである。
- ・ 出願管理や、サーチを効率化するためのものである。

このことから、願書に記載した意匠分類は権利範囲を決定するものではないが、類否判断には参酌されるものと解される。

また、同実務者に、願書に記載した意匠の特徴や物品の機能及び用途の説明はその権利範囲に影響するかの見解を求めたところ、下記の回答が得られた。

- ・ 説明は、同一・実質同一・類似の判断の要素となり、権利範囲に影響を与える。
- ・ 説明が権利範囲に影響をする場合、用途及び機能が違う物品には意匠権の効力は及ばない。

改正省令 01/2007 第 33.5 項により、工業意匠の登録のための願書は、意匠の明細書を含む必要があり、明細書には以下の要素が含まれる。

- 意匠の名称
- 意匠を使用する目的と分野
- 最も類似する意匠
- 写真又は図面の一覧表
- 意匠についての記述
- 権利請求（あるいは保護の範囲）

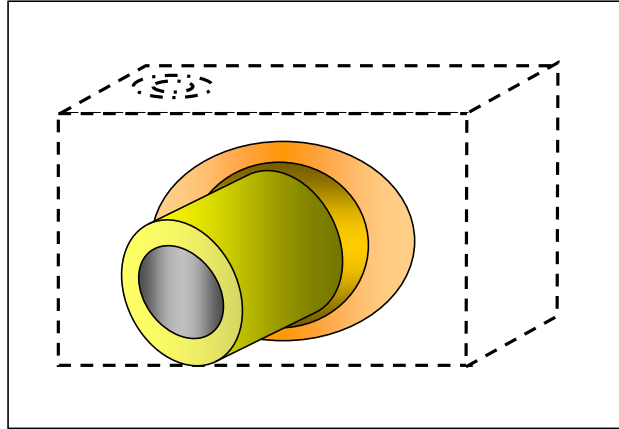
意匠の特徴又は意匠を取り入れた物品を使用する目的や機能の説明を含め、上記の要素はすべて、意匠の権利範囲を決定する要因となる可能性がある。「権利の範囲は異なる目的及び機能を有する他の物品には及ばない」との考えであるが、現時点では上記を確定するための法的規定又は事例は存在していない。

(2) 登録意匠の権利範囲の参考判断例

ベトナムの実務者に意匠の図面を提示して見解を求めたところ、以下のとおりであった。

【参考判断例 1】

図面に記載した破線がもつ意味について、ベトナムの実務者に下図のデジタルカメラの部分について意匠を提示した。



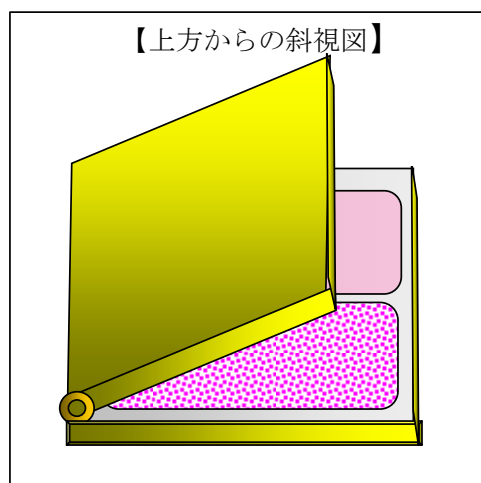
※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じデジタルカメラの図を示して回答を得た。

デジタルカメラの部分についての意匠
(Design of a part of a digital camera)

ベトナム実務者回答：

上記に例示された部分的な意匠はベトナムにおいては保護の対象とならない。工業意匠審査に関するガイドライン第 10.1 条により、ベトナムで保護対象となるためには、意匠が「特定製品への利用可能性を有する」ことが必要である。「特定製品への利用可能性」は、物品の一部が「独立して流通」する場合に限り、物品の一部に関してその要件満たすことができる。本ガイドライン第 10.4 条において、「独立して流通する」という概念とは、一定の数量で生産され、物品全体の機能に影響を及ぼすことなく交換することができる最終製品の「部品又は構成要素」を含むものと記載されている。物品全体から取り外し、あるいは物品を破壊することなく取り外すことができず、また交換の目的のために製造された類似する部品が存在しない場合において、物品の部品は本要件に合致しないものとみなされる。

【参考判断例 2】



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ化粧品の写真を示して回答を得た。

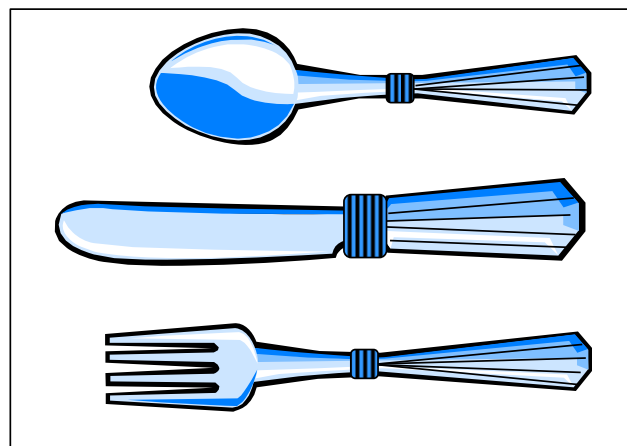
一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)
(Example of a design disclosed only by one perspective view (photograph) alone
(cosmetic case))

ベトナム実務者回答：

改正省令 01/2007 第 33.6 項の規定により、工業意匠の登録のためには、出願の際、当業者がそれをもとに意匠を特定できるような意匠の特徴すべてを表示した写真や図面数点の提出が必要である。そのため、写真又は図面は、意匠の斜視図、正面図、背面図、右側面図、左側面図、上面図、底面図を含む必要がある。意匠の特徴を完全に特定するために必要な場合、意匠の複雑さに応じて、審査官より横断図、拡大図等、その他の写真又は図面を求められる場合がある。したがって、上記のように単一の視点のみで表示された工業意匠は、ベトナムでの登録においては承諾されず、保護されない。

(3) 意匠の単一性

日本で認められている下図のような組物「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」の意匠がベトナムでも認められるか、また、認められる場合に、権利範囲は組物の意匠全体の実施にのみ及ぶのか、あるいは単独の物品の実施にも及ぶのかベトナムの実務者の意見を求めた。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

柄部の特徴的な意匠が共通するスプーン、フォーク、ナイフのセット
(A set of a spoon, folk and knife which share the distinctive design of the handle part)

ベトナム実務者回答：

スプーン、フォーク、ナイフのセットは一意匠として出願することができる。明細書の記述枠内において、当業者が各意匠に共通する特徴を特定できるよう、組物である各物品を包含する意匠について詳述することが必要となる。上記を例とすれば、組物を構成する物品の各意匠について個別に詳述した後、それらの意匠に共通する特徴について以下のように説明する。

「これらスプーン、フォーク及びナイフの組物は、柄の部分の意匠に共通の特徴を有する。

柄の部分は、柄の端にかけて徐々に幅が広がる細長い形状を持つ。

主要部分につながる柄の一端は、紐で斜めに結ぶように設計されている。

反対側の柄の端は、クロスカットにより先端が尖っている。

柄の部分は、対称的な2つの部分から構成されており、一方は無装飾で、もう一方

は縞模様の装飾が施されている。」

改正省令 01/2007 第 33.2b 項より、工業意匠登録の出願は「各物品が個別の工業意匠を有し、組物である物品の中の 2 つ以上の工業意匠につき保護を請求する場合において」単一性の要件を満たすとみなされる。上記の条項における解釈では、組物である物品のうちの 1 つの物品を包含する工業意匠は、同一の組物のうちのその他の物品を包含する工業意匠から独立して存在するとみなされるため、個別に保護する必要がある。これらすべての工業意匠が単独かつ同一の出願として申請されることは、組物である物品全体に対する保護範囲を何ら制限するものではない。現時点ではこのような特定の問題を実際に扱った事例はない。

(4) 変化する意匠

立体形状の変形おもちゃなど物品がその機能に基づいて形状が変化する意匠の権利について、ベトナムの実務者の見解では、意匠権の効力は、変化の形態を表現したすべてについて意匠権に係る意匠の形態が同一か類似する場合に権利が及ぶとされる。

(5) 意匠登録の無効

保護証書の付与の日における保護条件を満たさなかった場合に、何人も意匠登録の無効を NOIP に請求することができる(法第 96 条(3))。NOIP の裁定委員会が当該審判請求を判断する。NOIP の判断を不服とする場合、無効請求者は科学技術省及び/又は行政裁判所に上訴することができる。

無効請求の運用を確認するために、ベトナムの実務者に無効事由とされる要件を質問した結果、以下の回答を得た。

知的財産法の第 96 条に基づき、工業意匠の登録取消の根拠には以下の例が含まれる。

- (i) 出願者が意匠登録を受ける権利を有していないか又は譲渡されていない。
- (ii) 登録が承認された時点で工業意匠が保護に関する条件を満たしていない。

無効申請は基本的に NOIP により審判が行われる(意匠の有効性に関する紛争は、本事項に関する NOIP による判断に対する上訴中のみ行政裁判所において提起される)。裁判所及び NOIP 判断はベトナム国内において公表されず、当該情報への一般のアクセスは不可能である。状況を把握している限りでは、NOIP に対し意匠無効を請求した事例は非常に少なく、NOIP が自ら認可した意匠権を無効にすることはまれである。しかし、「金属棒」の意匠に関する部分的な登録無効の事例が公表されたことがあった。この意匠特許第 14163 号は金属棒の意匠の 10 の実施形態に対し登録されていたが、このうち第 1、2、4、6 番の 4 つの実施形態が意匠特許第 8106 号により保護される先行意匠と実質的に異なるものでないと判断された。これらの 4 つの実施形態は、NOIP の審決により無効とされた。

方式審査あるいは実体審査において拒絶の理由となるが無効事由とはならない要件について、NOIP 回答者の回答は次のとおりである。

NIPO 回答者回答：

図面が通達のポイント 13.7 と法第 109(2)(a)の方式要件は形式的に満たしていなかったという理由で意匠出願は拒絶されうる。意匠出願は更に、法 101 条(3)(b)に記載された申請書の統一という要求にも満たしていなかったことを理由として拒絶される。(この様な意匠出願は 2 つの実質的に異なる意匠が含まれている。)例え、このような出願がこれらの規定に反して登録されたとしても、上記に記載された理由で登録無効事由とすることはできない。

知財庁と裁判所の意匠権に関する判断の傾向についてベトナムの実務者に見解をもとめたところ次の回答を得た。

ベトナム実務者回答：

ベトナムでは知的財産権の侵害全般、特に意匠権侵害の問題が裁判所に提出されることはない。それゆえ、登録意匠とその権利を侵害しているとされる意匠の同一性、もしくは類似性に関する裁判所の判断の傾向については不明である。ベトナムでは、知的財産権の侵害全般、特に意匠権侵害の問題については、行政の執行機関による行政手続きによって扱われる。知的財産担当部局による類似性もしくは同一性の判断は、主に当該意匠が意匠保護に関する法的要求(独創性の基準を含む)を満たしているかを評価するという観点で行われている。一方、行政の執行機関により権利の侵害の有無が判断される際は、実際に当該意匠を使用した製品が商業利用されることにより一般の人々へ及ぼす混乱の度合いに注目することが多いようである。そのため、時には、登録意匠とその権利を侵害しているとされる意匠の同一性、もしくは類似性に関して行政の執行機関による意見と NOIP が下す意見が異なることもありえる。

知的財産法第 96 条 1 項により、登録済みの意匠が「登録が認められた時点での保護の条件を現在満たしていない」という根拠で失効する事があり得る。しかし「保護の条件」という概念が知的財産法第 63 条と第 64 条に基づく判断基準(主要な実質的条件を規定するもの)のみと解釈されるべきであるのか、あるいはその他の公式かつ実質的な検討基準まで拡大されるべきものなのか明確になっていない。NOIP の審議官もこの点で意見が分かれている(「保護の条件」は知的財産法第 63 条と第 64 条に限定されるべきと考える人とそれに反対する人がいる)。政府指針が示されていない事と意匠が無効になった事例が非常に少ない事が、この問題を不明確にさせている。実効上この点を問う事例がどのように結論付けられるかは不透明であり、その事例を担当する審査官の個人的見解に多く依存するものと考えられる。

ベトナム知的財産法(2005 年、2009 年改正)によれば、ベトナムにおける産業デザインの保護には以下の点が要求される。

- (a)新規性があること
- (b)独創性があること
- (c)産業上の利用が可能であること

ベトナム知的財産法(2005 年、2009 年改)によれば、第三者の申立てにより産業デザイ

ンの特許が無効とされるのは以下の場合である。

- (i)登録出願人が、登録を受ける権利を有さず、また当該権利を譲渡されてもいない。
- (ii)デザイン特許が認められた時点で、意匠の保護に関する要求事項を満たしていなかった。

産業デザインの特許を無効にする根拠は、形式的なものというより、実質的なものである。それゆえ、図面に関する要求事項は形式的なものであると考えられ、その要求を満たしていなかったとしても、デザイン特許を無効とする根拠にはなり得ないと思われる(図面に関する要求を満たしていない場合、形式の審査がなされる時点において意匠登録の申請自体が受け付けられない可能性はある)。

1 4. 4. 著作権との関係

意匠権と著作権の保護対象の関係を確認するために、NOIP に意匠権の保護対象と著作権の調整規定の存否について見解を求めたところ、以下の回答を得た。

NOIP 回答者回答：

実際には意匠法による内容の保護と著作権の関係を調整するための具体的な規定は存在しない。それゆえ、著作権侵害である場合に意匠権を行使することがあり、国内の施行当局や国民に対して深刻な混乱を及ぼしている。

1 4. 5. 意匠権侵害

1 4. 5. 1. 意匠権侵害についての事例検討³²⁰

意匠権侵害において、権利行使に有利な意匠の表現としてベトナムの実務者から以下の見解が得られた。

法第 103 条により、工業意匠の登録出願は「工業意匠の性質を表現し、すべての特徴を完全に明示するものであり、そしていずれの特徴が新しいものであるか明示的に特定する」ものでなくてはならない。さらに、改正省令 01/2007 第 33.5 条において、出願は「出願に同封された写真及び図面にて、工業意匠の性質及びその保護範囲を特定するに十分かつ必要である意匠のすべての特徴を完全に列挙する」必要があると明記されている。また、改正省令 01/2007 第 33.6 条において、写真及び図面は「当業者が当該写真及び図面をもとに工業使用を判定できるよう、すべての意匠の特徴を全体にわたり標示しなければならない」と定められている。この理由から、写真及び図面は、少なくとも意匠の斜視図、正面図、背面図、右側面図、左側面図、上面図、底面図を含むものでなくてはならない。意

³²⁰ 知財庁は審査上、登録可否の観点から類否を見ているが、実務者は、侵害・非侵害となるか等効力範囲の観点から類否を見ている。

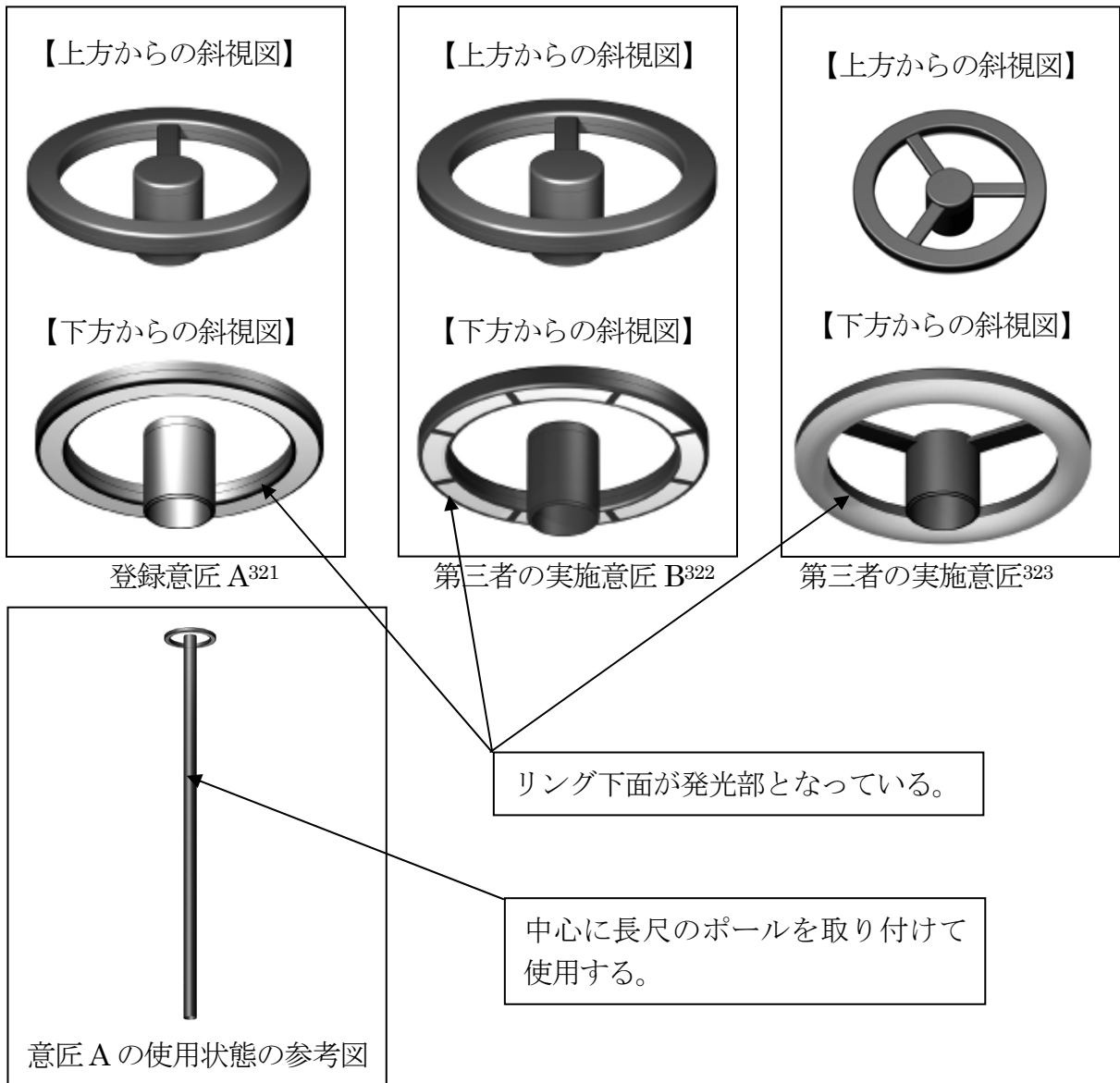
匠の特徴を完全に特定するために必要な場合、意匠の複雑さに応じて、審査官より横断図、拡大図等、その他の写真又は図面を求められる場合がある。意匠権の侵害が生じているか判断するために、裁判所(又は行政執行機関)は、侵害しているとする意匠が保護対象である意匠と実質的に異なるものであるか判断する必要がある。こうした判断は、登録時に開示された写真又は図面をもとに、保護対象の意匠の本質的特徴に関する記述を参考にして行われる。したがって、意匠を最大限まで開示することは意匠の性質を理解する上で役立つという点では望ましいが、実際上の理由から、意匠権者は登録の際に法令により要求される程度まで意匠を開示することで十分であると考えている。

ベトナム実務者に意匠の図面を提示して見解を求めたところ、以下のとおりであった。

【参考判断例 1】

質問：

登録意匠 A、意匠 B、意匠 C は、いずれも物品が「街路灯灯具本体」で同じであるが、登録意匠 A、意匠 B 及び意匠 C は互いに発光面(底面)の形状が異なるとともに、先行意匠 C は発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なる。意匠 B、意匠 C を第三者が販売している場合に、これらの意匠は登録意匠 A を侵害するか。



ベトナム実務者回答：

意匠 B は登録意匠 A を侵害するが、意匠 C は登録意匠 A を侵害しない。

意匠権の侵害が生じているかを判断するためには、侵害しているとする意匠が保護されている意匠と実質的に異なるものであるか判断する必要がある。このためには、侵害しているとする意匠との比較を行う前に、まず登録されている意匠の本質的特徴を確定する必要がある。上記の例において、意匠 B 及び登録意匠 A 両者が、中央に中空の支柱のある環状であり、環状部が細い棒によって支柱に連結していることがわかる。意匠 B は登録意匠 A と実質的に異なるものでないので、意匠 B は登録意匠 A を侵害していると判断される可能性がある。事実、意匠 B が登録意匠 A と異なる点は、発光面に複数の線が追加されている点のみである。このような線の追加は、2 つの意匠を区別するに十分な意匠の本質的特

³²¹ 意匠登録第 1365435 号(本意匠)

³²² 意匠登録第 1365854 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

³²³ 意匠登録第 421163 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

徴とみなすことはできない(改正省令 01/2007 第 33.7c 項、意匠の本質的特徴は「容易に判別でき、同種類の物品について他者と区別するのに十分かつ必要であるもの」でなければならない)。ただし、相違性の評価は先行意匠に大きく左右されるということも重要である。登録意匠 A に類似する先行意匠が数多く存在する場合、登録意匠 A の保護範囲が制限されることから、発光面への線の追加により意匠 B が登録意匠 A と実質的に異なるとみなされる可能性もある。

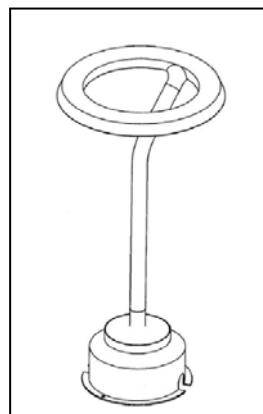
意匠 C に関しては、登録意匠 A と実質的に異なるとみなされ、登録意匠 A を侵害しないと判断される。実際、3 つの部分を接続する棒の特徴により、これら 2 つの意匠の視覚的な違いを容易に認識できる。

また、下記公知意匠を示して、意匠権の侵害に関してベトナムの実務者にヒアリングを実施し、以下の回答を得た。

質問：

侵害・非侵害を判断する審理の過程で、登録意匠 A に対する以下の公知意匠が存在することが判明した。公知意匠は意匠 A の登録時の手続きでは考慮されていなかった。

このとき、意匠 B、意匠 C は、登録意匠 A の意匠権を侵害すると判断されるか。



公知意匠³²⁴

ベトナム実務者回答：

意匠 B および意匠 C が、登録意匠 A の権利を侵害していると判断することは可能と考える。以下にその論拠を示す。

裁判所における審理の中で、公知意匠の存在が見つかった。そのような意匠は A の意匠登録時には考慮されなかった。しかしながら、公知意匠が存在するにしても、A の意匠特許は有効である。というのは、ベトナムの法律では、第三者の請求により NOIP によって出された意匠登録無効の裁定が出されるまでは、すでに与えられた A の意匠特許は完全に有効とされるからである。意匠 A の有効な意匠特許があるため、また、意匠 B および C

³²⁴ 意匠登録第 1350510 号(単独登録)

は実質的に登録意匠 A と類似の特徴を持っているため、意匠 B および意匠 C は登録意匠 A の権利を侵害していると判断することは可能である。つまり、登録意匠 A を保持している者は、前述の有効な意匠権に基づいて、意匠 B および意匠 C に対する自らの権利を行使することができる。注意する点として、実際のところ、ベトナムでは知的財産権の侵害全般、特に意匠権侵害の問題が裁判所に提出されることはまずない。ベトナムでは、知的財産権の侵害についてはそのほとんどが行政の執行機関によって扱われる。この点に関連して、法的また実際には、知的財産権侵害の裁判の係争中に NOIP に意匠特許の無効申請が提出され、それが行政の執行機関に知らされた場合は、NOIP による無効審査が終わるまで侵害裁判は休止される。

ベトナム実務者回答：

意匠権の侵害有無を決定するには、侵害被疑製品のデザインが、保護された工業意匠と実質的に異なっているか判断しなければならない。そのためには、侵害被疑製品のデザインと比較する前に、登録済み意匠の実質的な特徴を決定づける必要がある。

例では、意匠 B も登録意匠 A も、中空の支柱を中央に持つ環についてであり、その環は細い棒で支柱につながれている。意匠 B は、登録意匠 A と実質的な相違が無いため、登録意匠 A の意匠権を侵害していると判断されるであろうと考える。実際、意匠 B が登録意匠 A と異なるのは発光体の表面にいくつか付けられた線においてだけである。これらの付け加えられた線だけでは、2つのデザインの差異を区別させるに足る実質的な特徴点とは考えられない(改正省令 01/2007 の第 33.7c 項では、デザインの実質的特徴点は「容易に判別でき、同種類の物品について他者と区別するのに十分かつ必要であるもの」でなければならないとされている)。

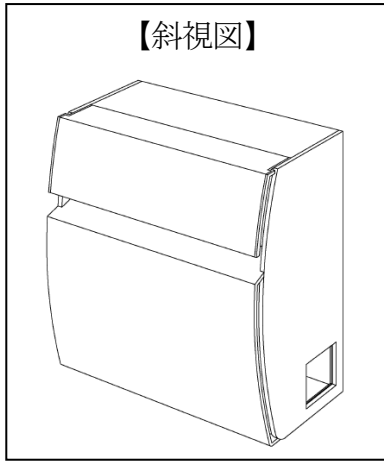
しかしながらそうは言うものの、相違点の評価は先行意匠そのものにかかなり依存するという事に留意が必要である。例えば、登録意匠 A に類似する先行のデザインが多数存在する場合、登録意匠 A に及ぶ保護の範囲が限定されたものとなり、よって意匠 B で追加された発光表面のいくつかの線は登録意匠 A と実質的に異なると考えられる可能性もある。

意匠 C については、登録意匠 A と実質的に異なると考えられた結果、登録意匠 A の意匠権を侵害していないと判断されるかもしれない。実際、接続する棒が 3 本あることで 2 つのデザインの差異が視覚的に容易に識別されるようになっている。加えて、意匠 C の環は登録意匠 A よりも細くなっており、電球も環のかなり外側に出ている一方、登録意匠 A では電球は環で覆われており環も太くなっている。

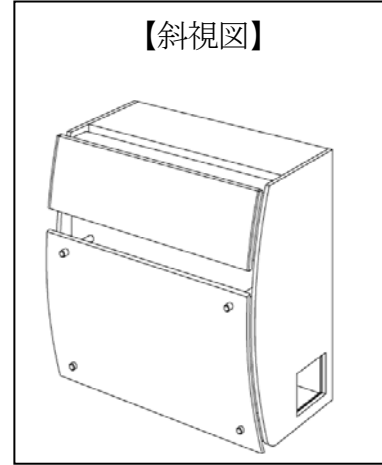
【参考判断例 2】

質問：

登録意匠 D、意匠 E は、いずれも物品が「郵便受箱」で同じであるが、意匠 E は前面カバーの形状が登録意匠とやや異なる。意匠 E を第三者が販売している場合に、この意匠は登録意匠 D を侵害するか。



登録意匠 D³²⁵



三者の実施意匠 E³²⁶

ベトナム実務者回答：

意匠 E は登録意匠 D を侵害すると判断できる。

意匠 E は、前面カバー下部の 4 つのツメや、郵便受け上面部の若干の変更等の重要な要素において登録意匠 D とわずかに異なる。すなわち、意匠 E は登録意匠 D と実質的に異なるとみなされるような要素を含まないことから、意匠 E は登録意匠 D と実質的に異なるものでなく、意匠 E は登録意匠 D を侵害すると判断されるであろう。

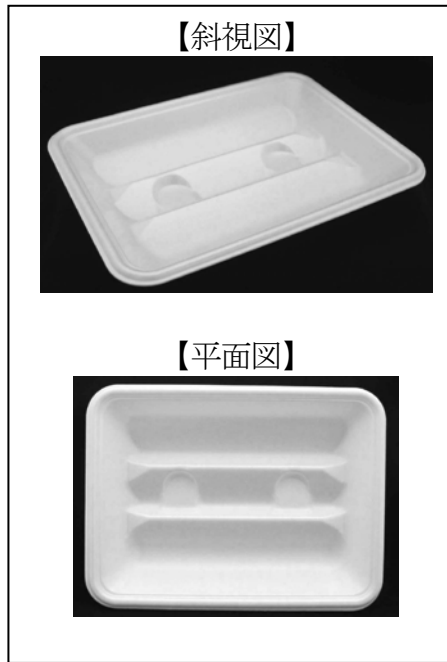
【参考判断例 3】

質問：

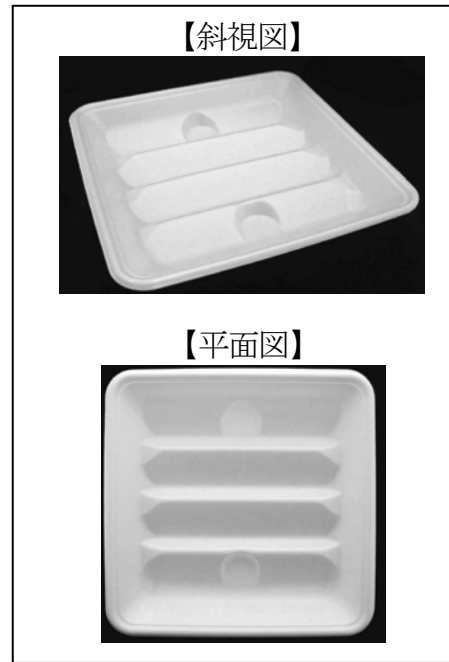
登録意匠 F、意匠 G は、いずれも物品が「包装容器」で同じであるが、意匠 G は全体の形状、底面の三角部の数、凹部の位置が登録意匠 F とやや異なる。意匠 G を第三者が販売している場合に、この意匠は登録意匠 F を侵害するか。

³²⁵ 意匠登録第 1374144 号(本意匠)

³²⁶ 意匠登録第 1411875 号(意匠登録第 1374144 号の関連登録)



登録意匠 F³²⁷



第三者の実施意匠 G³²⁸

ベトナム実務者回答：

意匠 G は登録意匠 F を侵害すると判断できる。

意匠 G は、登録意匠 F との比較において実質的に異なる要素を含まない。事実、底面の曲折した部分の本数及び凹状部の位置において、注目及び識別が容易ではない、些細な違いがあるに過ぎない。登録意匠 F の本質的特徴の単純な組み合わせであるとみなすことができる。したがって、意匠 G は登録意匠 F と実質的に異なるとみなすことはできない。しかし、ベトナムにおいては、類似性及び相違性の評価は審査官又は管轄当局の主観に左右される可能性があることに注意が必要である。

また、下記公知意匠を示した場合の意匠権の侵害に関して、ベトナムの実務者にヒアリングを実施し、以下の回答を得た。

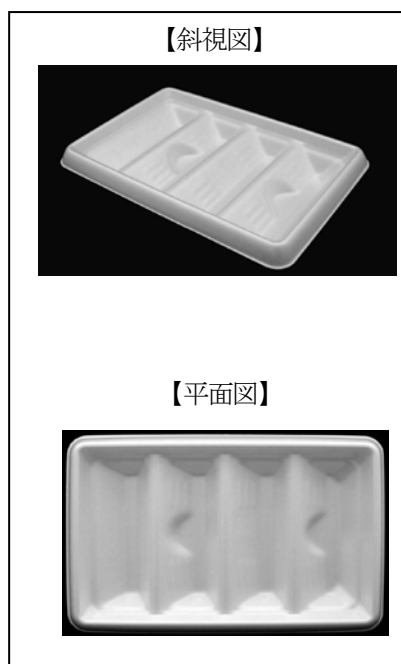
質問：

侵害・非侵害を判断する審理の過程で、登録意匠 F に対する下図の公知意匠が存在することが判明した。公知意匠は意匠 F の登録時の手続きでは考慮されなかった。

このとき、意匠 G は、登録意匠 F の意匠権を侵害すると判断されるか。

³²⁷ 意匠登録第 1373205 号(単独登録)

³²⁸ 意匠登録第 1409656 号(単独登録)



公知意匠³²⁹

ベトナム実務者回答：

意匠 G は登録意匠 F の権利を侵害していると判断することは可能である。以下にその論拠を示す。

裁判所における審理の中で、公知意匠の存在が見つかった。そのような登録意匠は F の意匠登録時には考慮されなかった。しかしながら、公知意匠が存在するにしても、登録意匠 F の意匠特許は有効である。というのは、ベトナムの法律では、第三者の請求により NOIP によって出された意匠登録無効の裁定が出されるまでは、すでに与えられた意匠 F の意匠特許は完全に有効とされるからである。

登録意匠 F の有効な意匠特許があるため、また、意匠 G は実質的に登録意匠 F と類似の特徴を持っているため、意匠 G は登録意匠 F の権利を侵害していると判断することは可能である。つまり、意匠 F の意匠特許を保持している者は、前述の有効な特許権に基づいて、意匠 G に対し自らの権利を行使することができる。

注意できる点として、実際のところ、ベトナムでは知的財産権の侵害全般、特に意匠権侵害の問題が裁判所に提出されることはない。ベトナムでは、知的財産権の侵害についてはそのほとんどが行政の執行機関によって扱われている。

この点に関連して、法的また実際には、知的財産権侵害の裁判の係争中に NOIP に意匠特許の無効申請が提出され、それが行政の執行機関に知らされた場合は、NOIP による無効審査が終わるまで侵害裁判は休止される。

³²⁹ 意匠登録第 1314199 号(単独登録)

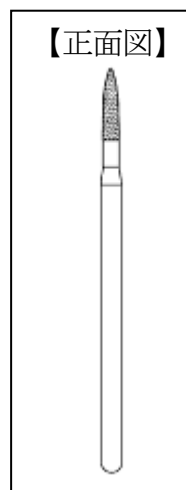
ベトナム実務者回答：

意匠 G は登録意匠 F に対して実質的に異なる要素が含まれていない。実際、底部にある角度の着いた部分の数とくぼんだ部分の位置が少々異なるだけでは容易に認知でき記憶に残る差異とはいえず、それ以外は意匠 G の実質的な特徴を単に組み合わせただけと考えられる。さらに、一般に知られている公知意匠があり、登録意匠 F と同様、角度のついた部分とくぼみを持つ部分という特徴を持ち、意匠 G と同様くぼみが 3箇所あったとした場合、意匠 G、上記の判断基準から考え、公知意匠と登録意匠 F から視覚的差異はない。したがって、意匠 G は登録意匠 F と実質的に異なるとは考えられず、意匠権を侵害していると判断される可能性がある。ただし、ベトナムにおいては、類似点や相違点の評価は審査官や所轄官庁の主観的判断にゆだねられる傾向にある事は留意が必要である。

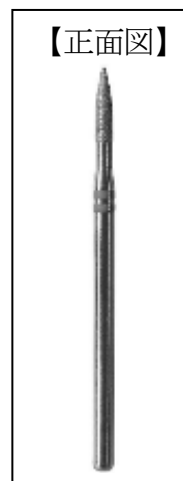
【参考判断例 4】

質問：

下の意匠 H 及び意匠 I はいずれも物品が歯科用回転器具で同一であり、意匠 H は登録意匠で、意匠 I は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 I は側部に、登録意匠 H にはない二重の輪状模様が付されている。このとき、実施意匠 I は、登録意匠 H の意匠権を侵害すると判断できるか。なお、意匠に係る物品である「歯科用回転器具」は、人工歯の形態を研削して修整するためのものであり、歯科用電気エンジン又は歯科用ハンドピースに装着して回転させながら使われるものである。また、本器具は軸対象に加工されている。



登録意匠 H³³⁰



第三者の実施意匠 I³³¹

ベトナム実務者回答：

意匠 I は登録意匠 H の意匠権を侵害しないと判断できる。

意匠 I が登録意匠 H と実質的に異なるかどうかを判断する上で、意匠 I の二重になった環状の部分を検討材料とすることができる。先行する歯科用回転器具が登録意匠 H と同一

³³⁰ 登録意匠第 1377111 号(本意匠)

³³¹ 登録意匠第 1377517 号(意匠登録第 1377111 号の関連登録)

の構造を有しているならば、意匠 I の二重の環状要素は実質的に異なるとみなすことが可能である。

特に、二重の環状要素は凸状又は凹状を形成することで、直ちに使用者に印象づけることができる。しかし、二重の環状模様を施した先行意匠が存在する場合には、登録意匠 H と意匠 I の間に実質的な相違はないものとみなされることになる。この例の限りでは、二重の環状模様を施した先行意匠が存在するという事実が明らかになっていないことから、意匠 I は登録意匠 H と実質的に異なるとみなされ、侵害は存在しないと判断することが可能である。しかし、ベトナムにおいては、類似性及び相違性の評価は審査官又は管轄当局の主観に左右される場合があることに注意が必要である。

14.5.2. 意匠権侵害の救済

意匠権の救済を求める機関は、裁判所、税関、行政機関であり、ベトナムの実務者から以下の見解を得た。

ベトナムの知的財産法において、一般的な知的財産権及び意匠権の侵害に対する救済は、行政手続又は民事訴訟手続（裁判所）、あるいはその両方を通じて取得することができる。損害への賠償を行う権限を有するのは裁判所のみであるが（行政機関は侵害者に対し行政処分を科すことができるが、損害賠償を科す権限はない）、ベトナムの意匠権者は裁判手続を効果の得られない選択であると考えられる場合が多く、行われることはまれである。非常に時間と費用がかかる反面、ベトナムの裁判官の知的財産権関連の事例に対する知識や経験が十分でなく、また知的財産権の固有性を踏まえた「事実認定」が利用できないこと、予備的差止命令の適用が困難であること、そして多額の損害賠償金を得られる可能性の低いことから、どのような結果が得られるかは予期できない。こうした理由から、当然意匠権者は自らの権利を行使するために行政措置を利用することが多くなる。司法ではなく行政による措置により、より迅速かつ有効な結果を得られることが示されている（ただし、救済は、罰金、侵害を防止するための差止命令、侵害する商品の破棄等の行政処分に制限される）。

以下の行政機関は意匠権行使の権限を有している。

- 科学技術省(MoST)下の産業財産権監査局
- 市場管理局
- 税関
- 地方の人民委員会(省及び県レベル)

上記のうち、科学技術省下の産業財産権監査局が知的財産権者により最も多く利用されるものと考えられる。科学技術省が国家知的所有権庁を監督する行政機関であり、知的財産権の侵害に効果的に対処するために必要な知的財産権関連の専門性を備えているとされることがその理由となっている。科学技術省の検査官は、ベトナム国内のその他の行政機関に比べて知的財産権の侵害に関してより優れた知識と経験を持つとされている。市場管理局もまた、知的財産権者により意匠権侵害の際に利用されるが、権限の範囲に制限があることから、市場の取引業者や店舗販売者が相手の場合に多く利用されている。

それぞれの機関のメリット、デメリットをまとめると以下のとおりとなる。

	メリット	デメリット
裁判所	<ul style="list-style-type: none"> -権利者は、差止救済を受けることができる。 -権利者は、損害賠償を受けることができる。 -権利者は、違反者による公的な謝罪及び是正を受けることができる。 -報道機関は知的財産権者を支持し、知的財産権関連の判例を積極的に報道する。 	<ul style="list-style-type: none"> -非常に時間がかかるため、費用が高い。 -裁判所は手続を「受理する」前に、訴訟を提起するための条件がすべて満たされていることを確認しなければならないため、非常に形式的である。 -知的財産権分野における知識及び経験が十分でないため、裁判官は専門家の意見なしに「受理」することを避けることから、準備期間が長引くことがある。 -裁判所での審理を行う前に、調停期間を実施する義務がある。 -知的財産権の固有性を踏まえた「事実認定」が不可能であること。権利者は、知的財産権を行使する上で適切でない民事訴訟法に基づいて利用できる一般の「事実認定」手続きを利用せざるを得ない。時間がかかり過ぎる場合は侵害者が証拠を隠滅し、違法行為を隠蔽する可能性が大きくなる。
警察(経済警察)	<ul style="list-style-type: none"> -警察が関与することで違反者に対し「抑止力的な」影響を与える。 	<ul style="list-style-type: none"> -警察は侵害に関する捜査に関与し、他の執行機関に協力することはできるが、意匠権の侵害に対する救済を行う権限を持たない。
税関	<ul style="list-style-type: none"> -効率的かつ迅速である。 -違反者に対する罰金及び行政措置が可能である。 -国境での権利を侵害する商品の監視を行うことが可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> -損害に対する賠償がない。 -罰金は個人の侵害者に対し、2億5千万ベトナムドン(8900米ドル)、あるいは法的主体の場合には5億ベトナムドン(1万7800米ドル)を最高限度額として制限される -国境において意匠権を侵害する行為のみ(商品の輸入及び輸送)に

		権限が制限される。
科学技術省 (MoST) 下の産業財産権監査局	<ul style="list-style-type: none"> -より効率的であり、裁判所より迅速である。 -知的財産権侵害への対応におけるより優れた知識と経験がある。 -違反者に対する罰金及び行政措置が可能である。 -科学技術省の検査官は、違反者の敷地内において立ち入り捜査を実施する権限を持つため、違反者による証拠隠滅、違法行為の隠蔽が難しくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> -損害賠償がない。 -罰金は個人の侵害者に対し、2億5千万ベトナムドン (8900 米ドル)、あるいは法的主体の場合には 5 億ベトナムドン (1 万 7800 米ドル) を最高限度額として制限される。
市場管理局 (MMA)	<ul style="list-style-type: none"> -より効率的であり、裁判所より迅速である。 -違反者に対する罰金及び行政措置が可能である。 -科学技術省の検査官は、違反者の敷地内において立ち入り捜査を実施する権限を持つため、違反者による証拠隠滅、違法行為の隠蔽が難しくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> -損害賠償がない。 -罰金は個人の侵害者に対し、2億5千万ベトナムドン (8900 米ドル)、あるいは法的主体の場合には 5 億ベトナムドン(1 万 7800 米ドル)を最高限度額として制限される。 -取引行為 (販売及び購入) 並びに国内市場の意匠権を侵害する商品の輸送のみに権限が制限される。(商品の販売又は輸送を行う違反者に対する市場管理局の対応の結果として製造現場の発見に至った場合を除き、製造、保管等のその他行為は市場管理局の管轄に属さない。)
地方の人民委員会(省及び県レベル)	<ul style="list-style-type: none"> -より効率的であり、裁判所より迅速である。 -違反者に対する罰金及び行政措置が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> -損害賠償がない。 -罰金は個人の侵害者に対し、2億5千万ベトナムドン (8900 米ドル)、あるいは法的主体の場合には 5 億ベトナムドン(1 万 7800 米ドル) を最高限度額として制限される -権限は地域的に制限される。

意匠権者と被疑侵害者の意匠権侵害訴訟に至るまでのやり取りについては、ベトナム実務者より以下の見解を得た。

ベトナムでは義務ではないが、訴訟提起する前に違反当事者に対し侵害停止要求状を送付することが望ましい。違反者による証拠の隠滅及び／又は違法行為の隠蔽を防止できる知的財産権の固有性を踏まえた「事実確認」が利用不可能であり、かつ多額の賠償金を取得できる可能性が低いため、民事訴訟は、ベトナムの意匠権者にとっての権利行使における最終手段とみなされている(侵害停止要求状又は行政措置等の他の手段から得られる結果が意に満たない場合に限り、裁判所を利用するなど)。通常の場合、知的財産権者は侵害停止要求状(相手方当事者により行われた侵害行為の法的根拠を詳述し、侵害を停止するとともに権利者の有する権利を尊重することを書面により誓約することを要請する)を書留郵便により、自分自身が送付するか、あるいは法定代理人が送付する。知的財産権者は侵害停止要求状において、違反者に損害賠償金の支払いを要求することもできるが、取得できる可能性は高くはない。多くの場合、被疑侵害者は侵害を停止することを書面で誓約するものの、損害賠償の支払いは拒否する。また、被疑侵害者は侵害が存在しないとする根拠を説明した返信を権利者宛に送付する場合がある。時には、侵害停止要求状を無視し、権利者又はその代理人による直接的な介入があるまで返答を一切行わない被疑侵害者もいる。被疑侵害者が自発的に侵害を停止することを権利者が望めない場合、被疑侵害者を裁判所で追及するか又は管轄当局に訴訟を提起し、被疑侵害者を「罰する」ことができる。権利者が被疑侵害者と直接合意による侵害の停止を望まず、被疑侵害者を「罰する」ことで侵害を停止する場合、侵害停止要求状を送付せずに行政当局に訴訟を提起することが望ましい。上述のように、行政当局は違反者の敷地内において立ち入り捜査を実施する権限を有するため、知的財産権者にとってより望ましい結果を迅速に得られる可能性がある。権利者が損害賠償を取得しようとする場合には、侵害停止要求状を事前に送付することの有無にかかわらず、裁判所にて訴訟を提起しなければならない。

意匠権の類否判断による効力の範囲に関するベトナム実務者の見解は以下の通りである。知的財産担当部局による類似性もしくは同一性の判断は、主に当該意匠が意匠保護に関する法的要求(独創性の基準を含む)を満たしているかを評価するという観点で行われる。一方、行政の執行機関により権利の侵害の有無が判断される際は、実際に当該意匠を使用した製品が商業利用されることにより一般の人々へ及ぼす混乱の度合いに注目することが多いようである。そのため、時には、登録意匠とその権利を侵害しているとされる意匠の同一性、もしくは類似性に関して行政の執行機関による意見と NOIP が下す意見が異なることもありえる。例えば、あるおもちゃの車の意匠は、意匠登録された(本物の)車に類似していることを理由に、保護されないか可能性もある。しかしながら、そのおもちゃの車の製品は、意匠に関して本物の車の権利を侵害しているとはみなされない可能性もある。

14. 5. 3. 意匠権侵害に関する判例

意匠権侵害に関する判例をベトナムの実務者に問い合わせたが、裁判所及びその他関係当局の審判はベトナム国内において発表されることなく、またかかる情報への一般のアクセスは不可能とのことであった。さらに、非公式の情報源から情報を取得することは可能

であるものの、これをしてはいないので、現時点では知る限りにおいて、意匠権の範囲に関する紛争の事例はないとのことであった。

1 4. 6. 税関・警察等での取締り

(1) 意匠権の輸出入の国境管理措置として、権利侵害容疑のある商品に係る税関手続の停止が規定されている(法第 216 条)。

(2) 国境措置の適用を請求する者は、資料及び証拠を提出することにより意匠権者であることを立証する必要がある、また、侵害容疑の商品を特定し発見するのに十分な情報を提供しなければならないとされる(法第 217 条)。

(3) 管理措置に服した商品が意匠権を侵害していないと認められる場合は、当該措置に服した者に対して損害賠償等を支払わなければならないとされる(法第 217 条)。

(4) 侵害品の取締りは経済警察により執行される。

ベトナムの実務者よりベトナム税関における意匠権侵害の取締りについて見解を求めたところ以下の回答を得た。

ベトナム実務者回答：

ベトナムは、世界貿易機関 (WTO) の TRIPS 協定 (知的所有権の貿易関連の側面に関する協定) に参加しているため、同協定の第 52 条 (申立て) および第 58 条 (職権による行為) にある、疑いのある物品に関する出入国管理のための税関手続は、ベトナム知的財産法 (2005 年、2009 年改正)、ベトナム関税法 (2001 年)、および第 44/2011/TT-BTC 号通知 (2011 年 4 月 1 日付) 等の法律にも反映されている。

税関職員による職権による行為に関して、法律には以下のとおり規定されている。「知的財産権の保護のための申請あるいは要請が書面によりなされていないが、税関の検閲時に知的財産権の侵害が疑われる輸入物品を発見した場合は、税関支部の長が (1) 権利を侵害しているとされる物品の検査を指揮し、そのサンプルを入手し、もしくは写真を撮影し、また、(2) 税関総局、あるいは地方税関の知的財産を担当する部署へ相談し情報交換を行い、権利を侵害しているとされる物品を引き渡し、あるいは差押えを行う。」(第 44/2011/TT-BTC 号通知 8 条 3 項)。実際に、職権による行為が行われる場合は同様の手続きが取られる。ベトナム国境における対策について Website に説明がある³³²。

³³² <http://ipenforcement.most.gov.vn/exec/mapsexc>(最終アクセス日：2014 年 2 月 15 日)

ベトナム税関により押収された輸出入品が、最終的に意匠権を侵害していることが認められた場合、税関がその物品に対する処分を行う。税関が下す制裁には以下のようなものがある。(1) 警告の発令 (2) 5億ベトナムドン(約17,800USドル)以下の罰金 (3) 権利を侵害している物品の没収。税関が行う追加措置には以下のようなものが含まれる。(1) 権利を侵害している意匠から権利を侵害する要素を取り除くこと (2) 権利を侵害している要素を取り除くことができない場合は物品を廃棄すること (3) 権利を侵害している物品を国外へ送り返すこと (4) 権利を侵害している物品を輸入することにより得た利益を回収すること(2013年8月19日付 第99/2013/ND-CP号通知11条および19条)。

関税法第57条に基づき、知的財産権を保有する者は、自らの権利が侵害されたと信じるに足る十分な証拠がある場合、侵害被疑製品の輸出入の仮差し止めを税関当局に申請する権利がある。この権利を行使するためには、権利者は税関当局に対して手続き開始の申請を行わなければならないが、以下の2種類がある。

1.侵害製品の一般的監視要請

2.特定の輸出入取引に対する通関処理中断申請

1の場合、権利者は所轄税関に対して自らの知的財産権の記録を申請し、権利を侵害する製品の監視と摘発を依頼する。申請受理後30日以内に税関が受諾か却下の返答をする。却下の場合、税関当局は理由を付した書面を交付しなければならない。受託の場合、監視と摘発が1年間行われ、その更新も可能である。2の場合、権利者は所轄税関に対して侵害被疑品の輸入手続きの一時的な中断措置を申請し、万が一侵害嫌疑の根拠が無いと判断された場合、侵害の被疑者と税関に対して損害賠償を行う能力を担保するために預託金を支払う。この申請に対して、税関は申請受け取り後24時間に手続きを行わなければならない。その後、侵害被疑品の輸入手続きが10日間中断される。この期間中、権利者は自らの主張を取りまとめて提出し、税関はその製品が実際に意匠権を侵害しているか、その場合どのような行政措置を取るかを決定する³³³。

³³³URL:<http://www.haiquan.hochiminhcity.gov.vn/web/haiquan/thutuchq/sohuutritue/ttttjsessionid=1D162BB49A0B0A4149C76F2A119FAC09>(最終アクセス日：2014年2月15日)

15. マレーシア【実体審査なし³³⁴、ハーグ協定未加盟】

15. 1. 制度の枠組み

- (1) 意匠は、マレーシア意匠法³³⁵(1996年12月1日法律552、以下「法」と略す場合もある)により保護されている。
- (2) 保護対象としての意匠はマレーシア意匠法第3条に規定されており、『「意匠」とは、工業的方法又は手段により物品に適用される形状、輪郭、模様又は装飾の特徴であって、完成した物品において視覚に訴え、郭、模様又は装飾の特徴であって、完成した物品において視覚に訴え、視覚によって判断されるものをいう。ただし、次に掲げるものを含まない。
 - (a)構成の方法若しくは原理
 - (b)物品の形状若しくは輪郭の特徴であって、
 - (i)当該物品が果たすべき機能によってのみ決定付けられるもの又は
 - (ii)意匠の創作者が、当該物品がその不可分の一部を構成することを意図している他の物品の外観に依存するもの』とされ、物品に適用されるものとしており、機能のみによるものを除外している。
- (3) 意匠出願は、マレーシア知的財産公社(以下、「MyIPO」。)に行う。
- (4) 登録要件は、意匠は、本法に従うことを条件として、新規性がない限り登録されないものとする(法第12条(1))。
- (5) 意匠登録出願が出願日を付与され、かつ、出願が取り下げられていない場合は、登録官は、出願が方式要件を遵守するか否かを決定するために審査を行わせるものとする(法第21条第1項)。
- (6) 意匠登録は、意匠登録出願日に効力を生じたとみなされ、その後5年間存続するものとする(法第25条第1項)。意匠登録の存続期間は、現行期間の満了前に延長申請が所定の様式でなされ、所定の延長手数料が納付されるときは、さらに各5年間の期間を連続する2期に亘り延長することができる(法第25条第2項)。
- (7) 知的財産公社における無効審判制度の規定はないが、何人も裁判所へ登録意匠の取消を申請することができる(法第27条)。
- (8) 民事的救済として、意匠権者は意匠権を侵害したか侵害するおそれのある者に対して、法的手続きを提起する権利を有し(法第33条)、裁判所は、損害賠償額又は利益の算定を裁定することができる。また、さらなる防止のための差止め命令等の措置もとることができる(法第35条(1))。
- (9) 意匠権の効力については、登録意匠の所有者は、登録意匠が適用されている何らか

³³⁴ マレーシア意匠法では、方式審査のみを行うこととされているが、運用上は新規性の審査がなされているようである。

³³⁵ マレーシア意匠法(2002年法律A1140により改正された1996年12月1日法律552、2003年3月3日施行)<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryousonota/fips/mokuji.htm>(最終アクセス日:2014年2月14日)

の物品を、販売、賃貸、事業のための製造、輸入、販売等の申出、陳列を排他する権利を有すると規定されている(法第 32 条第 1 項)。

- (1 0) 意匠権の侵害行為については、意匠権利者の同意なく、意匠又はその偽造若しくは明白な模造を登録対象である何らかの物品に適用する場合、それらの物品を販売、使用、賃貸等する行為と規定されている(法第 32 条第 2 項)。
- (1 1) 裁判所は、2 つの意匠の類否判断の手法として、その意匠の特定部分を個別に比較するのとは別に、それらの意匠の特徴部分及び意匠全体についての全般的な外観を比較して審理する。このような審理方式は、*CKE Marketing v Virtual Century & Anor* [2006] 1 MLJ 767 事件において判示された³³⁶。
- (1 2) 間接侵害についての規定はないが、侵害品の保管が直接侵害を構成する行為に該当する(法第 32 条第 2 項)。
- (1 3) 意匠の模倣品について取引表示法(*Trade Descriptions Act 1972*)に基づく行政的救済制度の適用の可能性がある。これは判例法上のパッシングオフ(*passing off*)に関する権利に基づくもので、意匠権利者は高等裁判所へ申立てを行うことができる。
- (1 4) 意匠権の侵害に対する刑事罰の規定はないが、意匠登録である旨の虚偽の表示をなす者は犯罪者であり、有罪判決の場合は 15、000 リンギット以下の罰金もしくは 2 年以下の禁固に処し又はこれらの刑を併科される(法第 37 条)。

1 5. 2. 意匠権設定までの運用

(1) 願書の記載

法第 14 条(1)により所定の出願様式で作成することとされて、意匠が適用される物品の所定数の表示を添付する。また、出願に係る意匠に関する新規性の陳述を含めることとされている。

原書における意匠に関する記載として、出願に係る意匠の新規性の陳述を含めることができる(法第 14 条(1)(c))。これは出願に係る意匠の先行意匠に対する特徴を出願人の判断で記載するものと解される。また、物品の用途、機能の記載の可否については規定がない。そこで、MyIPO に物品の用途、機能及び説明が意匠の類否判断に影響するかを質問した。回答は、「新規性の陳述」には、形状と構成 (3D)、模様と装飾(2D)、または 3D と 2D の両方の双方を含み、記載の標準様式があるとのことであった。

願書には国際意匠分類のクラス及びサブクラスを記載することとされている(意匠規則 6)。この意匠分類の出願人による記載は必須かどうかを MyIPO に確認したところ、記載することが出願人の義務であるとの MyIPO 回答者の回答を得た。

(2) 物品名の表示

願書に記載した物品名(*title of article*)は方式審査又は実体審査においてどのように認

³³⁶ AIPPI 平成 19 年「各国における意匠権侵害に対する行政・刑事・民事救済制度とその運用に関する状況調査研究報告書」2007.3,p191)

定されるか物品の範囲を複数段階特定して、該当する範囲の回答を MyIPO に求めたところ「我々は物品名を決定する際の(最新版)ガイドラインとして国際意匠分類(ロカルノ分類)を使用している。」とのことであった。意匠を適用する特定の物品は、意匠規則³³⁷により願書の記載事項とされている。この記載に国際意匠分類が使用されるものと判断される。

(3) 図面提出要件

出願には、所定数の意匠の表示の提出が必要とされる(法第16条)。

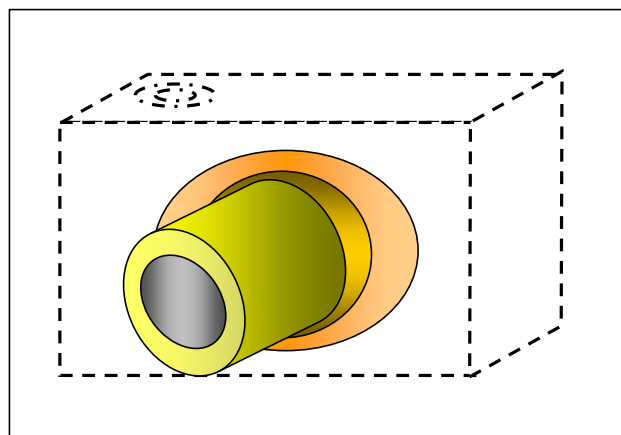
書類はA4 サイズの強靱な紙を使用し、片面のみの記載、ひび割れ・しわ・折り目が無いこと、左側余白を3cm 残すことが規定され、写真又は図面の大きさは12.5cm×9cm が指定されている。また、見本のサイズは20cm の立方体以下とされる(意匠規則10)

物品の定義から部分意匠制度はないが、意匠出願ガイドによれば「保護されるべき部分を実線で描き、その他の部分を点線で示す又はその部分を色のついたインキで囲む」手法が解説されており、この手法を使用する場合は「放棄(Disclaimer)」の陳述が必要としている(意匠出願ガイドライン 3.0 表現ガイド)。

(4) 図面に記載した破線の意味

実線と破線を用いて意匠を表現した例として下記のデジタルカメラの図面を MyIPO に示して、破線部の意味を質問した。MyIPO 回答者の回答は、破線部は保護を求めない部分であるとし、記述をしても全く意味を持たず、審査の判断にもないものとして取り扱うというもので、このような出願は新規性の陳述又は保護は実線部分に限られるとの条件で認められるとのものであった。

これから、保護される部分の解釈には、破線による表現が参酌されることはなく、願書の説明で実線部分が保護を求める部分であるとの記載が必要であることがわかった。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じデジタルカメラの図を示して回答を得た。

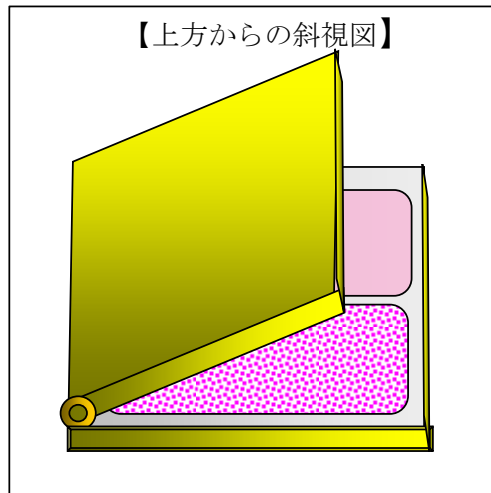
デジタルカメラの部分についての意匠
(Design of a part of a digital camera)

³³⁷ マレーシア意匠規則(1999年7月14日PU(A)351改正 1999年9月1日施行)

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm(最終アクセス日:2014年2月14日)

(5) 図面又は写真によって開示されていない部分の取り扱い

下記の斜視方向から撮影した蓋を開いた状態の化粧品用ケースの写真一枚のみを MyIPO に提示して、その扱いについて回答を得た。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ化粧品の写真を示して回答を得た。

一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)

(Example of a design disclosed only by one perspective view (photograph) alone (cosmetic case))

MyIPO 回答者回答：

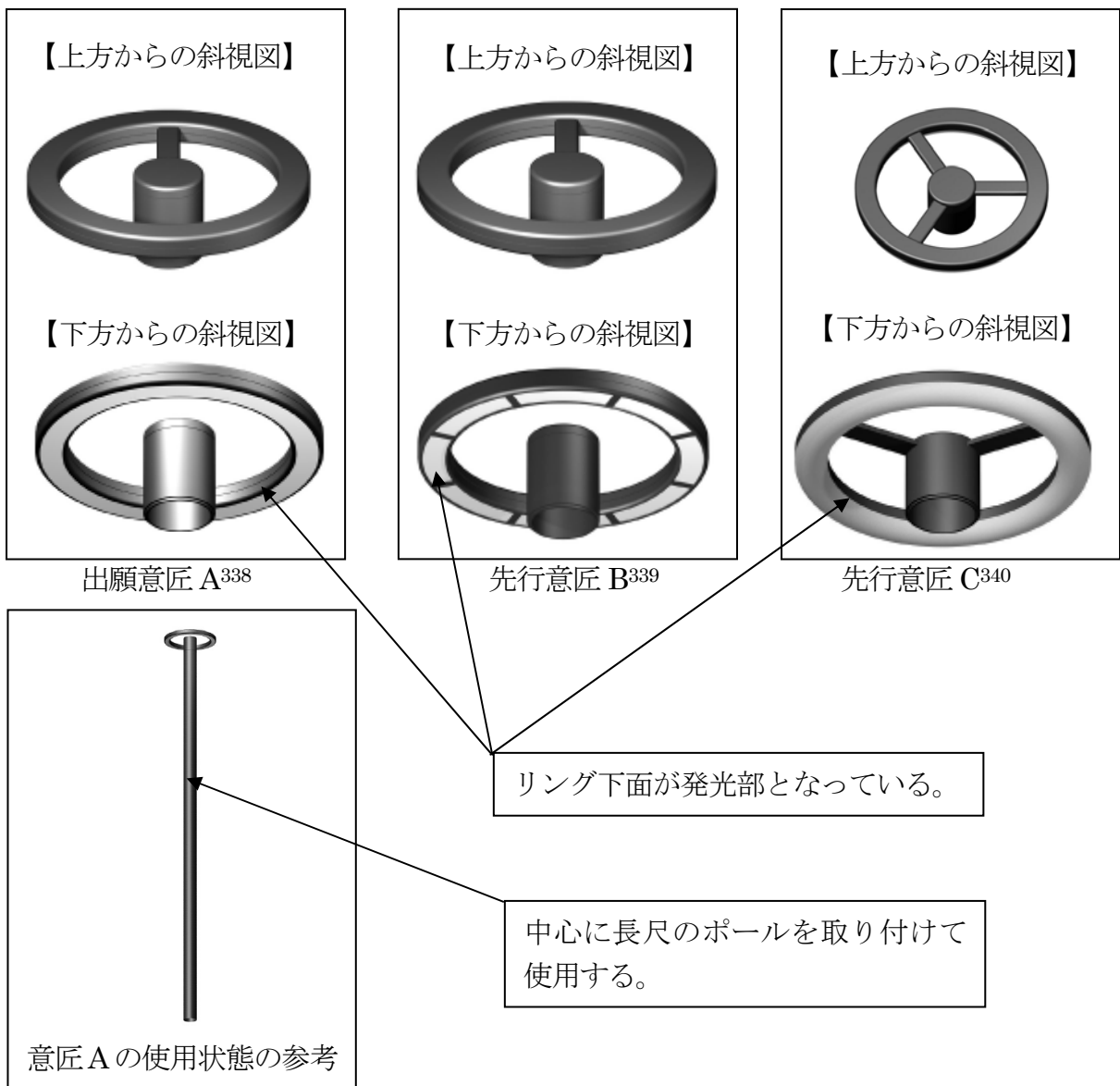
図面等で表現されている部分だけで意匠を認定し審査をし、見えていない部分はないものとして取り扱うというものであった。従って、このような一図面等の出願であっても意匠規則 10 の要件を満たし、意匠が認定され拒絶はされることはないものと判断される。

(6) 複数意匠の関係

法第 21 条によれば、審査は、方式審査のみを行うとの規定となっているが、MyPIO では、運用では新規性に関する実体審査が行われている。そこで、出願に係る意匠と意匠分類を同じくする先行意匠を示して、出願が登録されるか否かを MyPIO に質問をした。

【判断例 1】

出願意匠 A、先行意匠 B、先行意匠 C は、いずれも物品が「街路灯灯具本体」で同じであるが、出願意匠 A、先行意匠 B 及び先行意匠 C は互いに発光面(底面)の形状が異なるとともに、先行意匠 C は発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なる。図面は CG で作成されている。



MyPIO 回答者回答：

意匠 A についての出願は、先行意匠 B あるいは先行意匠 C のいずれによっても拒絶とされ得る。

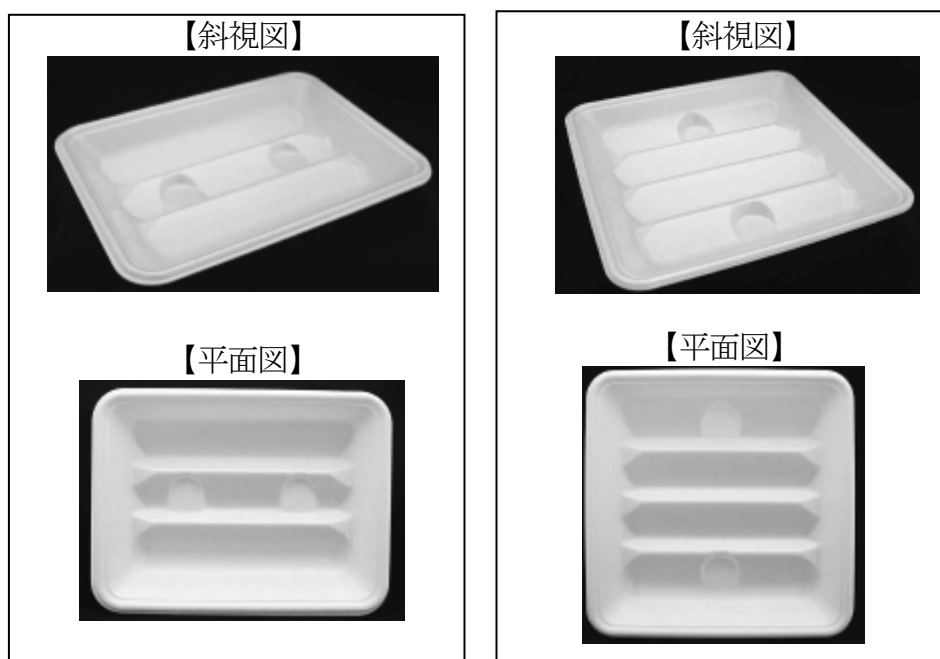
³³⁸ 意匠登録第 1365435 号(本意匠)

³³⁹ 意匠登録第 1365854 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

³⁴⁰ 意匠登録第 1421163 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

【判断例 2】

出願意匠 F 及び先行意匠 G は物品が包装容器で同じであるが、先行意匠 G は、全体の形状、底面の山形部の数、凹部の位置が意匠 F とやや異なる。



出願意匠 F³⁴¹

先行意匠 G³⁴²

MyPIO 回答者回答：

意匠 F についての出願は、先行意匠 G によって拒絶とされうる。

(7) パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の扱い

パリ条約による優先権主張を伴う出願による優先権所請書の記載事項について、MyIPO でチェックしている事項として以下の項目であるとの回答を得た。したがって、意匠の説明及び意匠が用いられる物品についての記載はチェックの対象外としている。

- ・出願日、出願人、創作者、図面

(8) パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の記載と優先権証明書に記載との相違

パリ優先権による主張を伴う出願の場合、登録官は出願人に対して先の出願がなされた官庁より真正であることを認証された先の出願の謄本を所定期間内に提出することができる(法第 17 条(3))。意匠出願に願書、図面の記載と謄本の記載の相違がどの程度であれば認められるかを MyIPO に質問をしたところ、変更できるのは物品名のみとの回答であった。しかし、次に示すとおり破線から実線への変更は色彩の変更が認められることから、表現物の表現形式の変更も認められるものと考えられる。

パリ条約による優先権証明書に、保護を求める部分を実線で示し、全体を破線で表現し

³⁴¹ 意匠登録第 1373205 号(単独登録)

³⁴² 意匠登録第 1409656 号(単独登録)

た意匠を、すべて実線で表現した物品全体の意匠に変更して出願をした場合にパリ優先権主張は認められるかを質問した。MyIPO 回答者の回答は、優先権証明書に、破線であっても物品の開示がされているとして、物品全体の意匠出願の優先権が認められるとの回答であった。

色彩の変更については MyIPO 回答者から次の回答を得た。

	優先権証明書	変更	マレーシアへの出願
■	色彩付き線図	→	色彩なし線図
□	色彩なし線図	→	色彩付き線図
■	色彩付き線図	→	モノトーン陰影図
□	モノトーン陰影図	→	色彩付き線図
□	カラー写真	→	色彩なし線図
□	色彩なし線図	→	カラー写真
■	カラー写真	→	モノトーン写真
□	モノトーン写真	→	カラー写真

(9) グレースピリオド(新規性喪失の例外規定)

意匠出願が公式又は公認の博覧会に展示から、出願から 6 か月以内の場合には、公衆に開示したとはみなされない(法第 12 条(3)(a))。MyIPO 回答者によれば、この事実は、意匠公報には掲載されないとのことである。

(10) 保護要件

マレーシア意匠法における実体的保護要件を確認するために法 12 条に規定される新規性以外に、非自明性、独自性、識別性、創作非容易性など先行意匠との判断を要する保護要件はないか及びその判断主体について、MyIPO 及びマレーシアの実務者へ質問をした。

保護要件は新規性(Novelty)のみであるとの回答を得た。判断主体については、的確な回答が得られなかったが、判断主体は「使用者」³⁴³との判決がある。

新規性について先行意匠との関係を質問した。先行意匠の範囲として同一、実質的同一、類似の範囲のいずれの範囲が対象とされるかを質問した。MyIPO 回答者及びマレーシアの実務者からも「類似の範囲」との回答を得た。上記のように新規性の法第 12 条(2)に規定のとおり「一般的に使用される、重要でない細部若しくは特徴においてのみ当該意匠と異なる意匠」は新規性を有しているとはみなされないとされていることから、このような

³⁴³ Redland Tiles 対 Kua Hong Brick Tile Works (1996) 2 MLJ 62 (HC)事件 侵害事件であるが、「意匠が侵害していると疑われるかの問題は、視覚のみによって判断されなければならないと判示された。」

JETRO 模倣品対策マニュアル マレーシア編

<http://www.globalipdb.jpo.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2013/09/8c130606fbbcf682d6c7a84b8a416602.pdf> (最終アクセス日：平成 26 年 1 月 20 日)

意匠を「類似の範囲」と解釈したものと解される³⁴⁴。

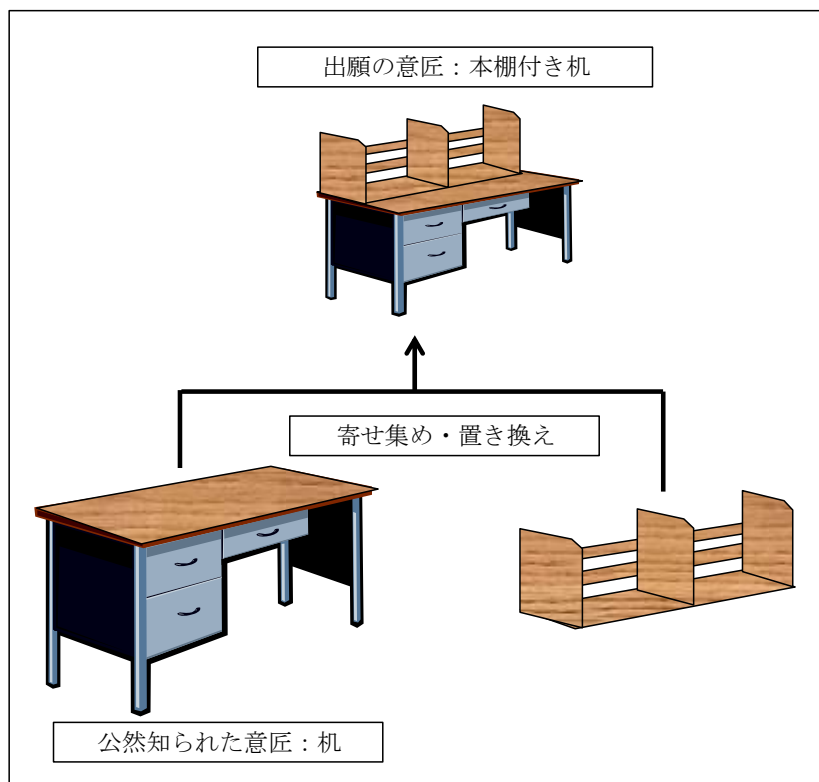
(1 1) 創作非容易性に関する参考判断例

日本意匠法第3条2項に該当する下記の3つの判断例を示して、登録可否をMyIPOに質問をした。MyPIO回答者は具体的な回答を避けて、新規性に関する問題のみを扱うということであった。このことから、例えば、公知の意匠を組み合わせただけの意匠が、「一般的に使用される、重要でない細部若しくは特徴においてのみ当該意匠と異なる意匠」に該当すれば、新規性がないとして登録要件を満たさないものと考えられる。

【判断例1】

その意匠の属する分野において、本立てを机に組み合わせること。

“本棚付き机”



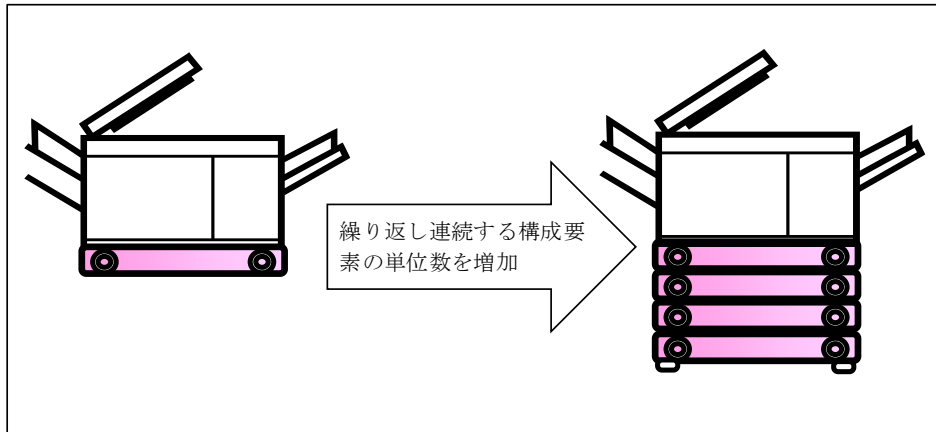
³⁴⁴Honda Giken Kogyo Kabushiki Kaisha 対 Allied Pacific Motor (M) Sdn Bhd& Anor [2005] 3 MLJ 30 事件 侵害事件であるが高等裁判所は、「2つの意匠に類似性があるかを判断する際に、登録意匠に関する原告と被告のそれぞれの表示を比較し、原告が宣誓供述書に掲載した写真及び図面を精査し、登録意匠が実施された実際の製品の物理的な外観を見た上で、審査した。」とされる。

<http://www.globalipdb.jpo.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2013/09/8c130606fbbcf682d6c7a84b8a416602.pdf> (最終アクセス日：平成26年1月20日)

【判断例 2】

同じ引き出しの形状を有する電子複写機等の分野において、公然知られた意匠の繰り返し連続する構成要素の単位の数を適宜増減させること。

“電子複写機”



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

【判断例 3】

その意匠の属する分野において、おもちゃの形状を乗物の形状に模すること。

“Toy Motorcycle”



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

15. 3. 意匠権設定後の運用

(1) 願書の記載と権利範囲

願書に記載した物品名は権利範囲にどのように影響するかをマレーシアの実務者に質問をした。回答は以下のとおりであった。例えば、「文房具」等、願書に物品の分野を表す名称が物品名とすることが認められており、その権利範囲は、「文房具」全般に及ぶとのことである。

意匠分類が権利範囲に及ぼす影響を質問した。回答は、以下のとおりであった。

- ・複数デザイン一括出願を認めているため、意匠分類は1通の願書に含めることができるデザインの権利範囲(物品あるいは物品分野)等を決定する要素である。
- ・出願に係るデザインの属するデザイン分野もしくは製品分野を決定するものである。

意匠の特徴や物品の機能・用途についての願書における記載が、権利範囲にどのような影響を与えるかの見解を求めた。結果は以下のとおりであった。

特徴及び機能に関する陳述は認められない。その理由は、1996年版マレーシア工業意匠法では、工業意匠について、一定の包括的定義を示している。法第3条によると、工業意匠とは、製造過程や方法により、ある物品に適用された形状、構造、模様、装飾の特徴である、と定義されている。そして、その完成品が示す特徴は一目でわかり目視確認できるもので、且つ次の事項を含まないものとされている。

(a)構造上の構築方法や原理；または

(b)製品の形状や構成上の特徴が次に該当する場合

(i) 当該製品が果たすべき機能のみで特定できるもの；または

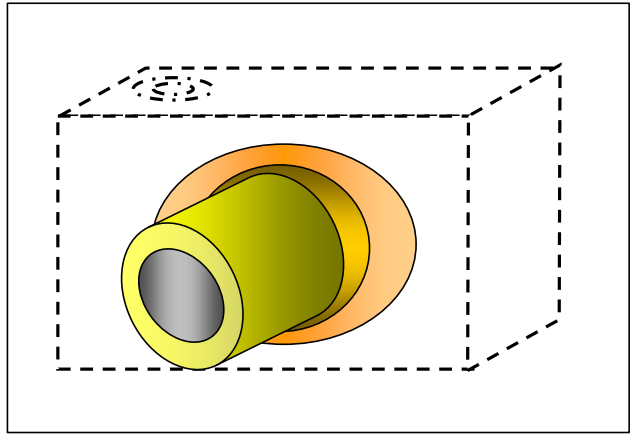
(ii)意匠の作者が意図して他製品の外見に依存し、完成品として成立させようとするもの

(2) 登録意匠の権利範囲の参考判断例

マレーシアの実務者に意匠の図面を提示して見解を求めたところ、以下のとおりであった。

【参考判断例2】

図面に記載した破線がもつ意味について見解を得るために、マレーシアの実務者に下図のデジタルカメラの部分について意匠を提示した。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じデジタルカメラの図を示して回答を得た。

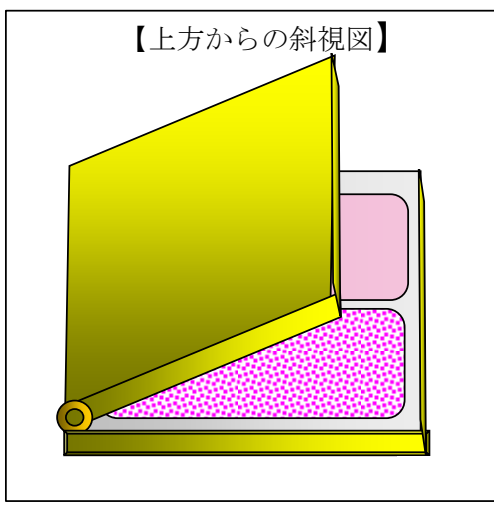
デジタルカメラの部分についての意匠
(Design of a part of a digital camera)

マレーシア実務者回答：

マレーシアでは、意匠の保護対象は製品形状及び構造の実線部分にある。点線部分が占める箇所は意匠保護対象ではない

【参考判断例1】

開示されていない部分を含んで表現された意匠を提示して、このような意匠の権利範囲をどのように考えるかの見解を求めた。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ化粧品の写真を示して回答を得た。

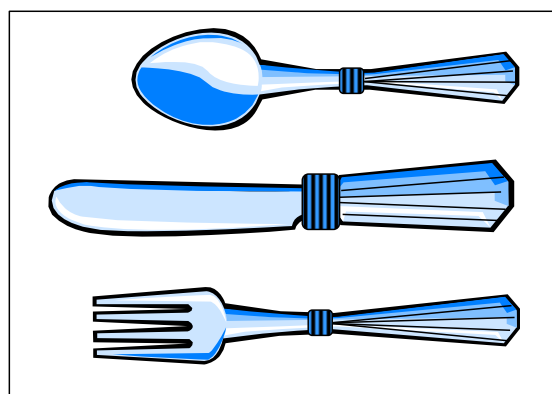
一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)
(Example of a design disclosed only by one perspective view (photograph) alone
(cosmetic case))

マレーシア実務者回答：

図面等で表現されている部分のみの権利である。すなわち、見えていない部分は無いものとして取り扱われる(見えている部分だけが権利となっている)ともまた、図面等で表現されていない部分がディスクレームされた権利とされる(見えていない若しくは表されていない部分は権利から除かれている)とも考えられる。

(3) 意匠の単一性

日本で認められている下図のような組物「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」の意匠がタイでも認められるか、また、認められる場合に、権利範囲は組物の意匠全体の実施にのみ及ぶのか、あるいは単独の物品の実施にも及ぶのかマレーシアの実務者の意見を求めた。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

柄部の特徴的な意匠が共通するスプーン、フォーク、ナイフのセット
(A set of a spoon、 folk and knife which share the distinctive design of the handle part)

マレーシア実務者回答：

1996年版マレーシア工業意匠法第3条の(1)は次のように規定から、セットもの意匠は求められる。願書には、意匠が保護対象となる製品セットのためだ、と決定づける陳述を含んでいならない。(権利範囲が全体のセットの実施のみについて及ぶかセットを構成する各物品の個別の実施にまで及ぶかについては明確な見解が得られなかった。)

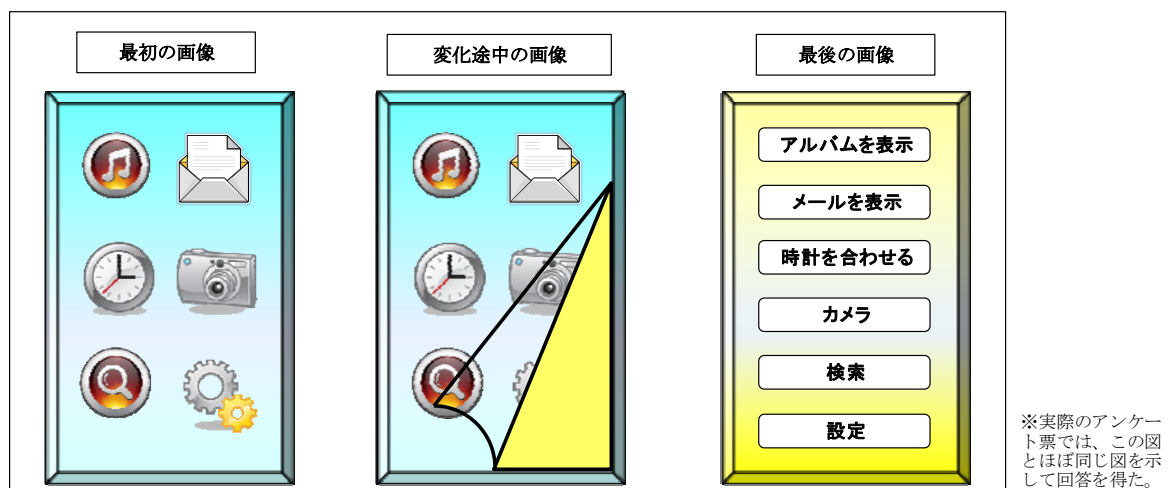
(4) 変化する意匠

物品が機能に基づいて変化する意匠の例として、形状が変化するおもちゃの権利を示して、このような意匠の権利範囲について見解を求めたところ、マレーシアでは、機能のみで規定する意匠の特徴では登録できないとの回答を得た。

以下の例にあるような遷移する画像の意匠のを保護しているかをマレーシアの実務者に質問したところ、画像そのものを保護対象としている。(例えば、「GUI」、「アイコン」を物品名(タイトル等)として記載する)との見解であった。法第3条から明確に画像は保護対象とされるか判断はできないが、運用では認められているものと解される。また、画像意匠に係る権利であることを何によって決定しているかを確認したところ、物品名称と図面

とのことであった。また、画像意匠の実施とは、当該画像の「製造」・「使用」する行為との見解を得た。しかし、画像の製造あるいは使用が具体的にどのような行為をいうかまでは、見解は得られなかった。

携帯電話画面の変化する画像について、以下のように変化する画像の意匠について、一の意匠として出願ができるかを確認をしたところ、同実務者は次のような見解であった。すなわち、グラフィック画像が変わる意匠は承認することができない。それぞれの画像にあるグラフィックは独立したものとして、別出願か、多意匠一出願として申請しなければならない。そのようにすれば同一口カルノ分類に属するためであるとしている。



変化する画像についての意匠
(Design containing changing graphic images)

(5) 意匠登録の無効

権利の無効を争うことのできる手段としては、裁判所に権利の無効を求めて提訴することができる(法第27条)。MyIPOでは、登録意匠の無効に関する手続きは行っていない。

無効理由に該当するものとして、

- ・新規性の欠如
- ・他人の先行出願による開示
- ・公序良俗を害する恐れのある意匠
- ・物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠

が該当するとされた。また、登録無効になった判例として下記事件が示された。

F&N Dairies (Malaysia) Sdn Bhd (上訴者)v. Tropicana Products、 Inc & Other (被告)
のケース(プトラジャヤ上訴裁判所)の事件³⁴⁵

³⁴⁵ 後段の「15. 5. 3 意匠権侵害に関する判例」と重複するが、マレーシア実務者が登録無効の重要判決として挙げているので、ここにも記載をした。

判決は上訴側の勝訴で、裁判所は次のことを認めた；すなわち被告の意匠 624 号は、1996 年版工業意匠法第 3 条(1)の工業意匠の定義に当たらず、したがって同法第 12 条に基づいた登録はできない、その根拠は：

- (i)完成物あるいは完成製品において、その特徴で人目を引く要素がない；
 - (ii)その意匠は、製品における形状または構造上の特徴が、当該製品が本来果たすべき機能によってのみ特定されるものであるため、工業意匠の定義から除外する。
- (b)以上の根拠だけでも、被告の意匠 624 号は「工業意匠」として登録するに値せず、したがって上訴人の、被告の意匠 624 号に効力はないとする上訴を認め、上訴人の訴えを認める。

審査において拒絶理由となるが無効事由とはならない要件があるかを MyIPO に質問をした。運用で新規性を審査しているため、拒絶理由と無効事由の関係を整理する趣旨で質問をした。MyIPO 回答者の回答は、形式要件は無効の根拠にはならないというものであった。

15. 4. 著作権との関係

意匠法の保護対象と著作権との関係について調整規定があるかを MyIPO へ質問をし以下の回答を得た。

MyIPO 回答者回答：

1978 年の著作権法第 7 節で定義される著作権の保護は、表現の範囲での創造物に適用されるのであり、アイデア、過程、動作方法に適用されるのではないと定義されている。一方、意匠法(IDA 1996)の第 3 節では、意匠の保護はあらゆる工業過程に適用されると定義されている。

15. 5. 意匠権侵害

15. 5. 1. 意匠権侵害についての事例検討³⁴⁶

マレーシアにおいて権利行使を行う場合、基礎となる意匠権における意匠の開示として、侵害が認められやすい意匠の開示方法または開示程度(開示程度)に関する見解を求めた。回答は、登録意匠は、通常の使用状態では使用者からは観察できない面(例えば、冷蔵庫の背面など)も開示し、物品のすべての面が見えるような意匠の表現よりも、意匠を表現する方法は、線図による図面よりも写真又は CG の方が裁判所に容易に意匠を理解してもらえるので権利行使の際には有利であるとのことであった。

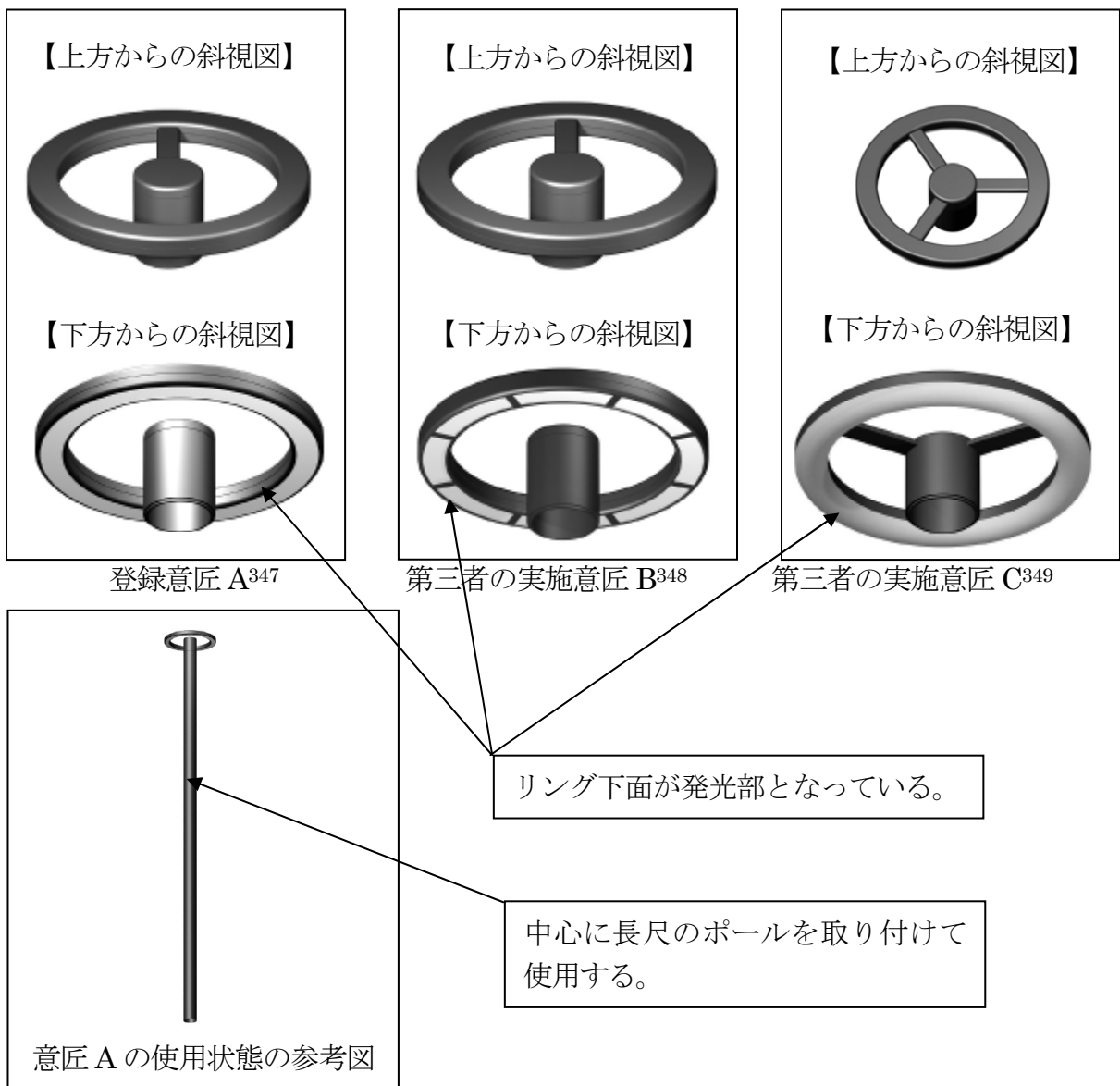
³⁴⁶ 知財庁は審査上、登録可否の観点から類否を見ているが、実務者は、侵害・非侵害となるか等効力範囲の観点から類否を見ている。

マレーシアの実務者が意匠権侵害について検討をした結果を判断の参考例として以下に示す。

【参考判断例 1】

質問：

登録意匠 A、意匠 B、意匠 C は、いずれも物品が「街路灯灯具本体」で同じであるが、登録意匠 A、意匠 B 及び意匠 C は互いに発光面(底面)の形状が異なるとともに、先行意匠 C は発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なる。意匠 B、意匠 C を第三者が販売している場合に、これらの意匠は登録意匠 A を侵害するか。



³⁴⁷ 意匠登録第 135435 号(本意匠)

³⁴⁸ 意匠登録第 1365854 号(意匠登録第 135435 号の関連登録)

³⁴⁹ 意匠登録第 1421163 号(意匠登録第 135435 号の関連登録)

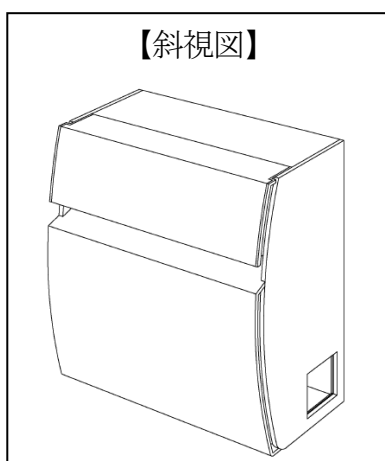
マレーシア実務者回答：

意匠 B は登録意匠 A を侵害するが、意匠 C は登録意匠 A を侵害しない。

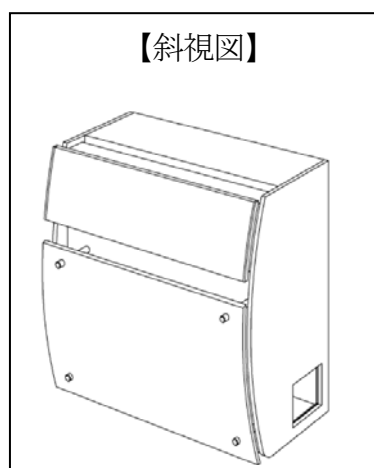
【参考判断例 2】

質問：

登録意匠 D、意匠 E は、いずれも物品が「郵便受箱」で同じであるが、意匠 E は前面カバーの形状が登録意匠とやや異なる。意匠 E を第三者が販売している場合に、この意匠は登録意匠 D を侵害するか。



登録意匠 D³⁵⁰



第三者の実施意匠 E³⁵¹

マレーシア実務者回答：

意匠 E は登録意匠 D を侵害すると判断できる。

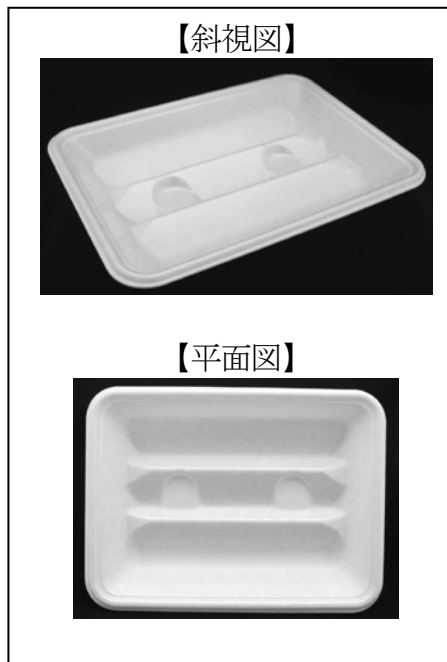
【参考判断例 3】

質問：

登録意匠 F、意匠 G は、いずれも物品が「包装容器」で同じであるが、意匠 G は全体の形状、底面の三角部の数、凹部の位置が登録意匠 F とやや異なる。意匠 G を第三者が販売している場合に、この意匠は登録意匠 F を侵害するか。

³⁵⁰ 意匠登録第 1374144 号(本意匠)

³⁵¹ 意匠登録第 1411875 号(意匠登録第 1374144 号の関連登録)



登録意匠 F



第三者の実施意匠 G

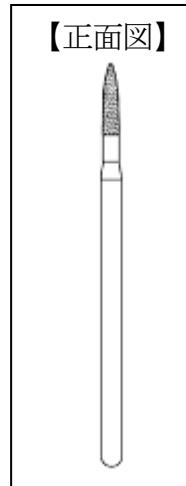
マレーシア実務者回答：

意匠 G は登録意匠 F を侵害すると判断できる。

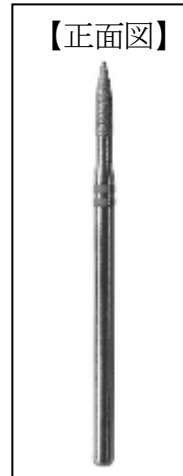
【参考判断例 4】

質問：

下の意匠 H 及び意匠 I はいずれも物品が歯科用回転器具で同一であり、意匠 H は登録意匠で、意匠 I は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 I は側部に、登録意匠 H にはない二重の輪状模様が付されている。このとき、実施意匠 I は、登録意匠 H の意匠権を侵害すると判断できるか。なお、意匠に係る物品である「歯科用回転器具」は、人工歯の形態を研削して修整するためのものであり、歯科用電気エンジン又は歯科用ハンドピースに装着して回転させながら使われるものである。また、本器具は軸対象に加工されている。



登録意匠 H³⁵²



第三者の実施意匠 I³⁵³

マレーシア実務者回答：

意匠 I は登録意匠 H の意匠権を侵害すると判断できる。

15.5.2. 意匠権侵害の救済

意匠権の直接侵害あるいは間接侵害に該当するかを行為について、日本意匠法で規定されている行為をすべて例示して MyIPO へ質問をした。MyIPO 回答者の回答は、生産、譲渡、貸渡し、輸出、譲渡若しくは貸渡しの申出が、直接侵害に該当し、意匠法には間接侵害の規定はないとのことであった。

マレーシアでは、侵害に対する救済を求めることのできる機関は裁判所が一般的である。裁判所に求めることのできる救済は、差止請求、損害賠償請求その他の金銭的請求、侵害品の破棄、侵害に供した設備の除去の請求である。

意匠権侵害訴訟にいたるまでの一般的な当事者間のやりとりは、権利者が警告状を送付することなく提訴するのではなく、侵害行為の中止等を記載した警告状を権利者が被疑侵害者に送付し、被疑侵害者がそれに対して回答書を送付するなどが行われるのが一般的なようである。

意匠権の侵害は、刑事罰の対象とはならない。従って、意匠権の侵害行為に対して罰金刑あるいは懲役刑が科されることはない。

15.5.3 意匠権侵害に関する判例

意匠権の効力範囲の認定、直接侵害、間接侵害が争点となった判例についてマレーシアの実務者に質問をしたところ、以下の事件が列举された。

³⁵² 登録意匠第 1377111 号(本意匠)

³⁵³ 登録意匠第 1377517 号(意匠登録第 1377111 号の関連登録)

1. Visiber Sdn. Bhd. v. Tan Meng Them & Others 事件

原告側主張

- 2007 年以降ロケット及びフレームの数種で工業意匠登録をしていた。
- 被告人に対し、恒久的措置として、出荷停止と損害処理についての命令を求める。
- 被告人は、とりわけその意匠そのものとも言える、写真フレーム及びロケットを販売することによって、原告の意匠登録所有者としての権利を侵害した。

裁判官の意見

- 違反複製物が明らかに登録意匠の模造品であることが、目視で比較した結果判明した場合に、工業意匠の侵害が成立する。
- 被告の数字ペンダントとフレームは、原告の意匠に対する、明らかな模倣である。他に違いがあっても、それは全く些細で取るに足らないものである。

判決

裁判官の救済措置：

- a) 被告に対し、あらゆる経路において第 3 者による侵害品の製造、宣伝、流通、販売を差し止める命令を与える。
- b) 原告の工業意匠侵害に対する損害についての調査を行う。

2. Tropicana Products Inc. v. F&N Beverages Manufacturing Sdn. Bhd 事件.

原告側の主張

- 被告に対し訴訟を起こし、工業意匠への侵害を申立てた。
- 2006 年 2 月 10 日にマレーシアにおいて登録された工業意匠の保有者であり、被告の意匠登録は、2009 年 4 月 21 日であった。
- 原告側の工業意匠を侵害しているとする特定のボトル使用を、被告に対し禁止する暫定措置を申請した。

被告人側主張

- 原告が主張するボトルの意匠は意匠登録出願時点において、もはや目新しいものではなかったので、その意匠権は有効ではない、として反論した。
- ボトル外面の渦巻き状意匠から成る、原告側の意匠の主たる特徴は、ポッカ・緑茶ボトルという形で、2004 年以來、公(おおやけ)になっている、と申立てた。
- さらに被告側は、F&N 設計による形状と意匠は、原告側意匠とは、たとえそれが新規であったにせよ、著しく違っていると主張した。

判決

判決は、工業意匠権の侵害が立証されたと認め、原告側の勝訴とした。そして裁判所は、原告所有の工業意匠への侵害に関して、差し止め、証拠開示、一般損害に関する措置を命令した。

3. F&N Dairies (Malaysia) Sdn Bhd (上訴人) v. Tropicana Products, Inc & Other (被告)の事件 (プトラジャヤ上訴裁判所)

この訴えに対する判決は、上訴人の勝訴で、被告人の意匠 624 号は、1996 年版マレーシア工業意匠法第 3 条(1)のもとでは、「工業意匠」の定義の内には入らず、よって同法 12 条により、次の根拠によって登録できないことを認めた。

- (i)完成物あるいは完成製品において、その特徴で「人目を引く」要素が成立していない。
- (ii)その意匠は、製品における形状または構造上の特徴が、当該製品が本来果たすべき機能によってのみ認識されるものであるため、工業意匠の定義から除外する。
- (b) 以上の根拠だけでも、被告の意匠 624 号は「工業意匠」として登録するに値せず、したがって上訴人の、被告の意匠 624 号に効力はないとする上訴を認め、上訴人の訴えを認める。

判決

被告が登録した工業意匠は、「人目に付く」要件を満たさず、またその形状及び特徴は、その機能と直接関連しているため、登録対象ではないことが証明された。したがって、上訴人の側に侵害はなかったものとする。

15. 6. 税関・警察等での取締り

王立関税消費税局(The Royal Customs &Excise Department)は、入国地点において、著作権のある商品や登録商標の付けられた商品の模倣品の輸入を阻止する権限を有する。商標法第 70D 条には当該規定があるが、意匠法にはない。意匠権侵害品が関税法第 2 条(1)の禁制品(prohibited goods)に該当すればこの権限で、当該物品の輸入を阻止することができるが、実務として処理はなされていないようである。

第Ⅲ部 課題に対する今後の対応についての考察

各国・地域の意匠制度、意匠権の効力範囲及び侵害の及ぶ範囲について知財庁、税関、警察、企業、法律事務所へのアンケート回答やヒアリングを分析した結果、以下の課題が抽出された。そこで、これらの課題に対する今後の対応について検討した。

1. 意匠権設定登録までの制度運用の検討(パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の記載と優先権証明書に記載との相違)

今回の調査では、15 か国を対象としている。これらの国において、実体審査を行う国は出願から設定登録までの過程が比較的似ているのに対し、無審査国は方式的な審査のみで登録となり公開される点は似ているものの、権利者等が実体的な判断を求めるとき、若しくは利害関係者が権利を無効にするときには、国ごとに手続きが異なっている。

このため、無審査国における権利の有効性判断、権利を無効にするための申請は、ユーザーが各国の手続き方法や運用方法を十分把握して行うことが重要であるため、本調査結果を意匠制度ユーザーに周知することが重要である。

そのほか、本調査では、パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願に係る意匠と優先権証明書に記載の意匠との同一性がどこまで求められるかを各国・地域の知的財産権庁に見解を求めているが、その結果、各国知的財産権庁の同一性判断とその運用は、国ごとにばらつきがあり、出願と優先権証明書の意匠の同一を厳しく判断される国がある一方で、第一国の出願から意匠に多少の修正が加わっていても認める国など様々であることがわかった。

これは、パリ条約には意匠の同一をどこまで見るかの具体的な規定はなく、各国の解釈に委ねられていることが一つの要因となっているものと解される。

そこで、各国間をまたがる優先権主張を伴う意匠出願に係る意匠と優先権証明書に記載の意匠に色彩の有無などの違いがあった場合にどこまで認めるか、国際的にその運用を調整する観点から各国と議論してはどうか。

2. 各国における意匠権の効力範囲の判断の相違

本調査研究では、各国実務者に登録意匠と第三者の実施意匠の参考例を示して、これらが登録意匠を侵害するかを質問した。

その結果、国により侵害とする場合としない場合の考え方にはばらつきがあり、権利範囲若しくは効力が及ぶ範囲は一樣ではないことが分かった。

もとより、TRIPS 協定には第 26 条に意匠の保護対象として「保護されている意匠の複製又は実質的に複製である意匠」と規定されているに過ぎず各国により法制度及び運用も異なること、またアンケート回答及びヒアリングの結果によるため主観的な判断も影響していることから、回答結果にある程度のばらつきがあっても不自然ではない。

このことから、各国で同じ権利範囲の意匠権を得ておくには、各国で出願内容を変えることも重要であり、権利範囲が狭いと考えられる国には、できる限り多くの実施する意匠を出願しておく必要があると考えられる。

一方、各国で意匠権を活用する企業にとっては、各国での権利行使結果の予見性を高めるために、各国での判断の論理や考え方のプロセスが近似していることが望まれるところであり、そのためには各国の類否の判断基準に関する情報交換などが必要ではないかと思われる。

また、各国の意匠制度の違いから、後述「3. 意匠権侵害の救済機関」のように意匠権侵害の取締りや意匠権侵害品の差止めに関しても取締機関、手続き方法などが国ごとに異なっており、刑事罰のない国においては、自らが裁判を提起して解決しなければならない国もある。これら各国における意匠権侵害の取締りや差止めの違いや手続き方法を意匠制度ユーザーに周知することも重要である。

3. 意匠権侵害の救済機関

意匠権侵害の救済手段については、意匠権侵害を刑事罰の対象とするか、意匠権侵害品を税関で取締るか等について、調査することができた範囲では各国・地域で多様であった。これは、刑事罰については TRIPS 協定第 61 条に「加盟国は、知的所有権その他の侵害の場合は… 刑事上の手続及び刑罰を定めることができる」、税関での取締りについては第 51 条に「加盟国は、この節の要件を満たす場合には、知的所有権のその他の侵害を伴う物品に関してこのような申立てを可能とすることができる」と規定されていることから、商標権及び著作権侵害物とは異なり、意匠権についてはこれらの制度による必須の保護対象としていないことが影響しているとも考えられる。

一方、近年の意匠権侵害模倣品の被害は大きく、企業のグローバル活動の障害となるものであり、裁判所のみによる民事的救済だけでは、十分な措置がとれない場合もあると考えられる。

そこで、日本の関係機関とも連携して、取締りが必要な各国の行政機関等の侵害模倣品に対する対応能力の向上を図るべく、情報交換や人材育成などの支援を進めてはどうか。

4. その他

今回の調査において、各国・地域の知的財産権庁に、アンケートにおいて、我が国において関連意匠とした類似する 2 つないしは 3 つの事例等を示し、それらが類似するか否かの見解を求めた。また、各国・地域の実務者に対するアンケート及びヒアリングにおいても同様の事例を示し、我が国で関連意匠とした意匠を、仮に 1 つを登録意匠とし、残りを他人の実施物とした場合に侵害しているか否かの見解を求めた。

その際、ほとんどの知的財産権庁及び各国の実務者から、2 つの意匠を比較するだけでは類否あるいは侵害を判断するのは難しく、2 つの意匠の周辺にある登録例や公知意匠がなければ、回答できないとの報告が寄せられ、提示した登録事例の意匠公報に掲載されている参考文献を提示しそれぞれから回答を得ることができた。

このことは、いずれの国・地域においても意匠権に関する類否や侵害判断をするにあた

っては、意匠権に類似する意匠や関連する意匠などの周辺情報がなければ、類否判断や侵害判断ができないことを意味している。

このため、意匠制度利用者は、いずれの国でも権利行使をする際には、知的財産権庁や裁判所、警察や税関などの取締りをする官庁に対し、登録意匠の周辺にどのような登録意匠や公知意匠が存在するかを提示することが重要であり、予め登録意匠の周辺情報を調査し準備しておく必要があると考える。

なお、我が国特許庁では、出願を審査し登録となった場合には、登録公報に審査の過程で審査官が判断の参考とした意匠を参考文献として掲載しているが、今回の各国・地域の知的財産権庁や実務者へのアンケートやヒアリングでこれらの情報が役立ったことから、我が国や各国で権利行使をする際には登録意匠に付与されている参考文献情報は、有益な情報と言えるため、我が国の優れた製品デザインのデザイン流出にならないよう配慮しつつ、より一層充実させることが必要ではないだろうか。

また、企業等の活動がグローバル化する中で、国内の公知意匠だけでなく海外の公知意匠についての情報も得ておく必要がある。

そこで、各国間で公知意匠を可能な限り公開し、意匠制度利用者が情報を共有できるようにする方策を検討することも一考の価値があるのではないだろうか。

資 料

海外アンケート項目

【US】



International Association for the Protection of Intellectual Property of Japan

Office Address
AIPPI-JAPAN
4F, Yusei Fukushi Korohira Bldg.
14-1, Toranomon 1-chome,
Minato-ku, Tokyo,
105-0001, Japan
Telephone : Tokyo (03) 3591-5301
Facsimile : Tokyo (03) 3591-1510

2013 年 月

各 位

「各国・地域の意匠権の効力範囲及び侵害が及ぶ範囲に関する調査研究」
アンケート調査のお願い

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、私ども、一般社団法人 日本国際知的財産保護協会(AIPPI JAPAN*)では、今年度、特許庁の委託を受けて「各国・地域の意匠権の効力範囲及び侵害が及ぶ範囲に関する調査研究」を行っております。

日本国においては、ハーグ協定ジュネーブ条約へ加盟をする方向で検討がなされています。それに先立って、国際受け付けた際の「意匠の認定」、審査における類否判断(意匠の権利範囲)の基準についても見直しの検討課題とされています。

そこで、本アンケート調査は、日本国意匠制度利用者の利便性向上、国際的調和を踏まえ、貴国・地域の意匠の制度及び意匠権に関する情報を賜り、これからの日本における議論の参考資料とすることを目的として行うものでございます。

本調査の趣旨をご理解の上、回答いただきますようお願い申し上げます。質問にご回答いただきますようご返信を、AIPPI(下記アドレス)まで、e-mail、Fax または郵便にて 月 日までに返送をお願い申し上げます。

*AIPPI JAPAN は、国際知的財産保護協会(AIPPI)日本支部として設立された公益団体です。詳しくは、国際本部あるいは日本支部のウェブサイトをご覧ください。 <https://www.aippi.org>
http://www.aippi.or.jp/english/index_e.htm

ご協力よろしくようお願い申し上げます。

敬具

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会
国際法制研究所
所長 川上溢喜

本調査に対するお問い合わせ先：
岩本 東志之
〒105-0001 日本国 東京都港区虎ノ門 1-14-1
郵政福祉琴平ビル 4 階
電話：+81-3-3591-5315
Fax：+81-3-3591-1510

意匠制度に関するアンケート

以下のアンケートに回答をお願いいたします。

記入日：____年__月__日

貴国名：_____

貴官庁名：_____

ご記入者名(可能であれば記載してください)：_____

ご記入者役職(可能であれば記載してください)：_____

ご担当部署：_____

I. 意匠の類似範囲について

1. 意匠の開示(disclosure)と意匠の類似(Similarity)の範囲についてお教えてください。

■質問 1-1-1 先行意匠と関係の判断を要する登録要件(新規性、非自明性、独自性、識別性、創作非容易性など)についてお伺いします。これらの規定で貴国において法定されているものはどれか、また、それらの規定を判断する際の判断主体は誰かをお教えてください。判断主体を規定している法律、政令、審査基準があれば該当する条文も併せてお教えてください。

参考に、日本では新規性と創作非容易性の規定があり、新規性の判断主体は需要者、創作非容易性の判断主体はその意匠分野の当業者です。

回答 1-1-1

規定の名称	判断主体(法律、政令、審査基準)

■質問 1-1-2 前問 1-1-1 でお伺いした先行意匠に対する登録要件についてお伺いします。これらの要件は先行意匠を中心にどのような範囲の意匠を対象とされますか。「同一」、「実質同一」、「類似の範囲」の中から選ぶか、いずれにも該当しない場合は「その他」に具体的に記載してください。また、それを規定している法律、政令、審査基準の該当する条文をお教えてください。

参考に、日本の意匠法においては、新規性は先行意匠に類似する意匠まで判断の対象としません。

※「同一」とは、完全同一又は大きさ等の変更のみを意味します。

※「実質同一」とは、図面から実施物を作った際に形状を多少変更せざるを得ない程度のものを意味します。

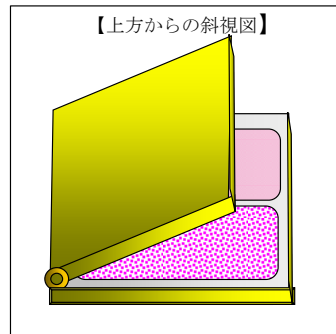
※「類似」とは、需要者が似ていると判断する程度のものを意味します。

回答 1-1-2

規定の種類	先行意匠の範囲(法律、政令、審査基準)			
	同一	実質同一	類似の範囲	その他

■質問 1-1-3 意匠出願に添付された図面、写真によって表現(expression)された意匠の認定についてお伺いいたします。図面あるいは写真によって開示されていない物品の部分がある場合その意匠をどのように認定しますか。次の中から該当するものをすべて選んでください。該当するものがない場合は自由記載欄にご説明ください。

参考として、下図は化粧品用ケースについての意匠ですが、出願図面にはこの写真のみが添付されているとお考えください。1つの斜視図(写真)のみで表現されているので、底面など開示されていない部分があります。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ化粧品の写真を示して回答を得た。

一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)

回答 1-1-3

図面等で表現されている部分だけで意匠を認定して審査をする。すなわち、見えていない部分は無いものとして取り扱う。

図面等で表現されていない部分についてはディスクレームされたものとして意匠を認定して審査をする。

開示が不十分であり意匠が特定できないので、出願を拒絶する。(具体的な理由について、以下の項目で当てはまるものすべてを選んで下さい。)

このような1図での出願は自国の規定に違反し、認定できない。

底面や背面など、物品全体が開示されていない。

蓋を閉じた状態が不明である。

上蓋表面の凹凸等の形状が不明である。

光の反射等で形・色が特定できない。

蓋と本体を止めているヒンジ部など細部の形状が不明確である。

その他、開示が不十分とする理由

(自由記載)

■質問 1-1-4 願書の記載についてお教えください。願書に記載した物品名(title of article)は方式審査上又は実体審査においてどのように認定していますか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものがない場合はその理由を自由記載欄にご説明ください。

回答 1-1-4

例えば、「ボールペン」、「万年筆」、「サインペン」、「シャープペン」等、具体的な製品名称であれば認める。

例えば、「筆記具」等、包括的な製品群を表す名称を認める。

例えば、「文房具」等、物品の分野を表す名称を認める。

具体的な規定がある(根拠となる規定等)

認定しない。

自由記載

■質問 1-1-5 願書の記載についてお教え下さい。出願人に分類を記載することを義務づけていますか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものがない場合はその理由を自由記載欄にご説明ください。

回答 1-1-5

義務

<input type="checkbox"/> 任意
<input type="checkbox"/> 出願人は記載することはできず、知財庁が付与する。
自由記載

■質問 1-1-6 願書の記載についてお教えてください。願書に記載した意匠の特徴や物品の機能(function)及び用途(purpose of use)の説明はその意匠の認定にどのように影響しますか。次の中から該当するものすべてを選んでください。該当するものがない場合はその理由を自由記載欄にご説明ください。

回答 1-1-6

<input type="checkbox"/> 特徴についての記載は認めず、削除させている。
<input type="checkbox"/> 機能についての記載は認めず、削除させている。
<input type="checkbox"/> 用途についての記載は認めず、削除させている。
<input type="checkbox"/> 説明は、審査官・審判官等が出願等を理解するためのみに利用される。
<input type="checkbox"/> 説明は、同一・実質同一・類似の判断(無効審判においては権利範囲の判断)に影響する。
<input type="checkbox"/> 原簿の一部になる。
自由記載

■質問 1-1-6 のオプション質問 願書に記載した意匠の特徴や物品の機能及び用途の説明が記載できない国の知財庁の方に質問をします。記載の内容が、意匠の特徴・機能・用途であるか否かの判断は、誰が何に基づいて行っていますか。自由記載欄にご説明ください。

回答

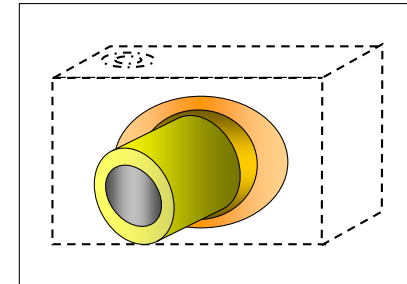
自由記載

■質問 1-1-7 物品の部分の意匠を保護する制度について質問をします。なお、物品の部分の意匠を保護はしない国の方は質問 1-1-8 に進んでください。

部分の意匠の保護は、保護を受けようとする部分を実線で、その他の部分を破線で表したり、また、色の使い分けによって区別する場合もあります。下図は、デジタルカメラの部分について

の意匠であり、保護を受けようとするカメラのレンズ部分が実線で、それ以外のカメラ本体部分などが破線で表されています。

このような意匠の表現で、貴国の制度下では、破線はどのような意味をもつでしょうか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものがない場合はその理由を自由記載欄にご説明ください。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じデジタルカメラの図を示して回答を得た。

デジタルカメラの部分についての意匠

回答 1-1-7

<input type="checkbox"/> 破線部は保護を求めない部分であるとし、記述していても全く意味をもたず、審査の判断時にもないものとして取り扱う。
<input type="checkbox"/> 破線部内に実線が表されている場合、実線によって保護を受けようとする部分は破線部との関係で意味をもち、破線による表現を参酌して物品全体に対する部分の位置、大きさ、範囲を判断する。
自由記載

■質問 1-1-8 前問 1-1-7 の図は、デジタルカメラの部分についての意匠であり、保護を受けようとするカメラのレンズ部分が実線で、それ以外のカメラ本体部分が破線で表されています。貴国の制度では、このような部分の意匠出願がなされた場合、どのような扱いをしますか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものがない場合はその理由を自由記載欄にご説明ください。

回答 1-1-8

<input type="checkbox"/> 方式要件を満たさないとのオフィスアクションを通知する。これに対し、出願人は破線を実線に描き変える補正をすることができる。
<input type="checkbox"/> 破線を実施に描き変えると意匠の内容(要旨)が変更されるため、出願方式を満たさない補正不可な出願として出願人にその旨の通知した後にし出願を却下する。

自由記載

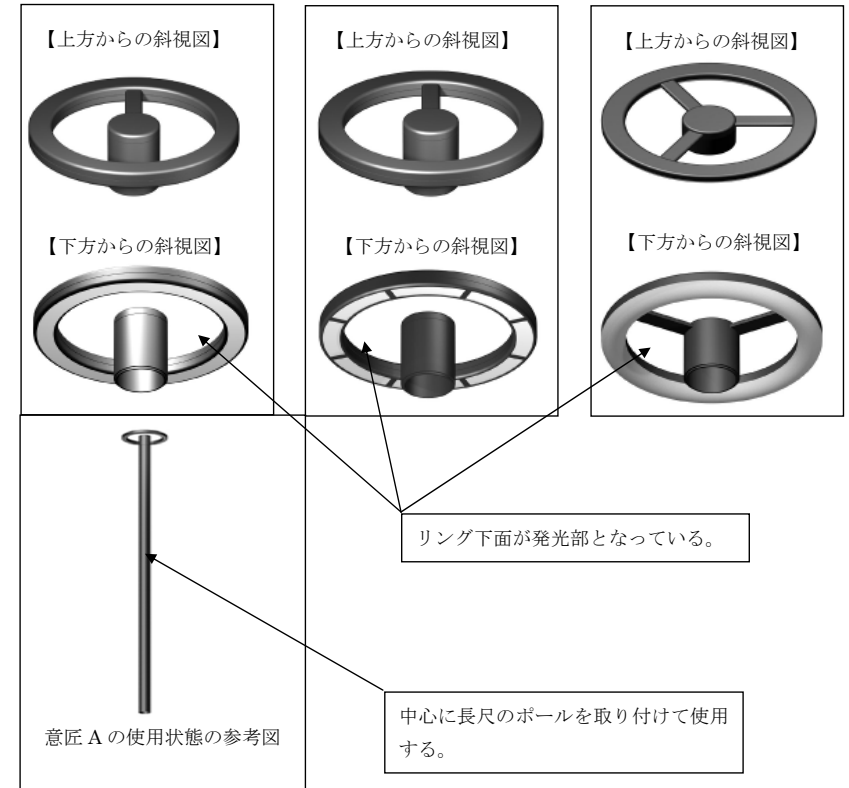
2. 具体例に基づいた複数意匠の関係についてお教えてください。

■質問 1-2-1 次に2つの具体例を示します。それぞれの具体例で示される複数の意匠は一つの創作コンセプトに該当し、実施例として一の出願に記載することができるでしょうか。各具体例の質問に沿って回答をしてください。

具体例の意匠は、貴国の図面提出要件を満たしているものとしてご回答下さい。

【具体例 1】 下の意匠 A、意匠 B、意匠 C はいずれも物品が「街路灯灯具本体」で同じですが、意匠 A、意匠 B 及び意匠 C は互いに発光面(底面)の形状が異なるとともに、意匠 C は発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なります。図面は CG で作成されています。

このとき、意匠 A、意匠 B、意匠 C を実施例として一の出願に記載できるでしょうか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものが無い場合は自由記載欄にご説明ください。



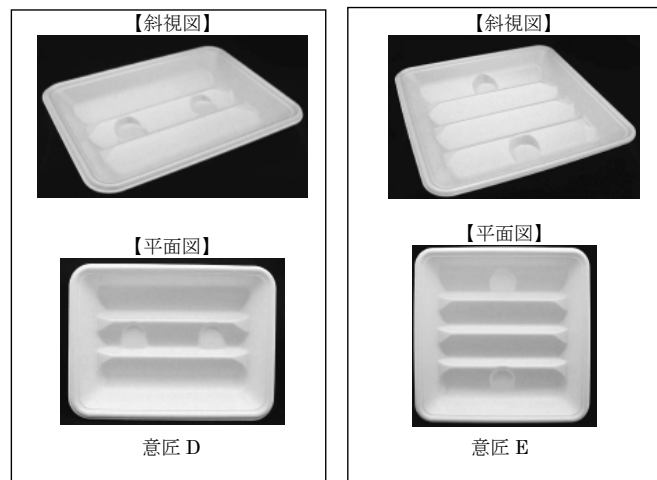
回答 1-2-1 【具体例 1】

- 意匠 A、意匠 B 及び意匠 C はいずれも実施例として一の出願に記載することができる。
- 意匠 A 及び意匠 B は実施例として一の出願に記載できるが、意匠 C は実施例として記載することはできず別個の出願(分割)をしなければならない。
- 意匠 A、意匠 B 及び意匠 C はいずれも実施例として一の出願に記載できるものではなく、すべて別個の出願をしなければならない。

自由記載

【具体例 2】 下の意匠 D 及び意匠 E は物品が包装容器で同じですが、意匠 E は、全体の形状、底面の山形部の数、凹部の位置が意匠 D とやや異なります。このとき意匠 D 及び意匠 E を実施

例として一の出願に記載できるでしょうか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものが無い場合は自由記載欄にご説明ください。



回答 1-2-1 【具体例 2】

<input type="checkbox"/> 意匠 D 及び意匠 E を実施例として一の出願に記載することができる。
<input type="checkbox"/> 意匠 D 及び意匠 E は実施例として一の出願に記載することはできず、別個の出願をしなければならぬ。
自由記載

3. 登録意匠の無効制度、無効事由についてお教えください。

■質問 1-3-1 貴国の法制度において、方式審査あるいは実体審査において拒絶の理由にはなるが無効事由とはならない要件はありますか。あれば、自由記載欄に記載してください。

参考に、日本の意匠法では、一の出願には一の意匠を含めることが登録要件とされていますが、この規定に違反して二つの意匠が含まれる出願が登録されても、無効事由とはなりません。

回答 1-3-1

自由記載

■質問 1-3-2 貴国における意匠法の保護対象と著作権との関係について、調整規定があればその具体的な内容を教えてください。自由記載欄に根拠となる法律の条文とともに記載してください。

参考に、日本では意匠法の保護対象である意匠は工業上利用できる物品ですが(意匠法第 2 条 1 項、第 2 項、第 3 条 1 項柱書)、著作権法の保護対象である著作物は思想又は感情を創作的に表現したもの(著作権法第 2 条第 1 項)と定義され、原則として意匠法の保護対象が著作権と重畳的に保護されることはありません。

回答 1-3-2

自由記載

II. 意匠権侵害について

1. 意匠権侵害に該当する行為の態様についてお教えください。

■質問 2-1-1 日本の意匠法では他人の登録意匠を許諾なく業として実施する行為は意匠権の侵害行為となります。ここで実施とは以下の行為をいいます。これらに該当する行為は「直接侵害」とされます。

(1) 直接侵害

意匠に係る物品に関する以下の行為

- (i) 製造
- (ii) 使用
- (iii) 譲渡
- (iv) 貸し渡し
- (v) 輸出
- (vi) 輸入
- (vii) 譲渡若しくは貸し渡しの申出

また、以下の行為は侵害とみなされ「間接侵害」とされています。

(2) 間接侵害

- (i) 業として、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、譲渡等(譲渡及び貸し渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。)若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための展示を含む。以下同じ。)をする行為。
- (ii) 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を業としての譲渡、貸し渡し又は輸出のために所

持する行為。

貴国の制度ではこれらのうちどの行為が侵害とされますか。次の中から該当するものをすべて選んでください。該当するものがない場合はその態様を自由記載欄に記載してください。

回答 2-1-1

(1)貴国において「直接侵害」に該当する行為	
<input type="checkbox"/>	製造
<input type="checkbox"/>	使用
<input type="checkbox"/>	譲渡
<input type="checkbox"/>	貸し渡し
<input type="checkbox"/>	輸出
<input type="checkbox"/>	輸入
<input type="checkbox"/>	譲渡若しくは貸し渡しの申出
	自由記載 [その他の行為]
(2)貴国において「間接侵害」に該当する行為	
<input type="checkbox"/>	業として、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為。
<input type="checkbox"/>	登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を業としての譲渡、貸渡し又は輸出のために所持する行為。
	自由記載 [その他の行為]

2. 意匠権侵害判例についてお教えてください。

■質問 2-2-1 裁判所における意匠権に関する判決がなされたとき、その判決例によって法律や基準は影響を受けますか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものがない場合は自由記載欄にご説明ください。

回答 2-2-1

417

<input type="checkbox"/>	判決例によって、法律や審査基準などの変更が必要と判断される場合又は法律の解釈の変更が必要と判断される場合は、これらの修正を行う。
<input type="checkbox"/>	判決例が、法律や審査基準などに影響を与えることはない。
	自由記載

■質問 2-2-2 意匠権の効力範囲の認定、直接侵害、間接侵害(Contributory Infringement)が争点となった意匠権侵害訴訟の判例がありましたらお教えてください。判例は過去 10 年ぐらいに判決が出されたものが好ましいですが、重要判例は古くてもよいのでお教えてください。

回答 2-2-2

自由記載

■質問 2-2-3 アイコン、ロゴ、画像(graphic image)、模様などの 2 次元的な意匠権が認められている国において、このような保護対象に関する意匠権侵害訴訟の判例がありましたら、判決が古いものでもかまいませんのでお教えてください。

回答 2-2-3

自由記載

III. 審査実務、その他について

1. パリ条約による優先権又はパリ条約にならった優先権(以下、あわせて「パリ条約の優先権」と言います)の主張を伴う意匠出願の扱いについてお教えてください。

■質問 3-1-1 パリ優先権の主張を伴う意匠出願の審査(方式審査及び実体審査のいずれも含む)についての法律、政令、審査基準、ガイドラインがありましたら具体的にお教えてください。

418

回答 3-1-1

自由記載 [法令など]

■**質問 3-1-2** 貴知財庁における方式審査または実体審査においてを担当審査官はパリ条約による優先権の主張を伴う出願の優先権が有効であることを確認するために、優先権証明書に記載されたいずれの事項をチェックしていますか。次の中から該当するものをすべて選んでください。該当するものがない場合は自由記載欄にご説明ください。

回答 3-1-2

出願日

出願人

創作者

物品名

意匠の説明

意匠に係る物品の説明

図面

その他(自由記載)

■**質問 3-1-3** 貴知財庁における方式審査または実体審査において、パリ条約による優先権主張を伴った意匠出願の願書又は図面の記載が優先権証明書の記載と違っていた場合、どの程度の違いであれば優先日は確保されますか。次の中から該当するものを選んでください。他にも優先日が確保される場合があれば自由記載欄に記入をしてください。

回答 3-1-3

物品名の変更

説明の追加、修正

説明の削除

意匠の表現物(図面、写真など)の追加

意匠の表現物(図面、写真など)の削除

表現物の表現形式の変更(例えば、線図を写真に変更など)

表現物の表現形式の、出願国の図面提出要件に合わせた作図への変更

表現物の軽微な変更

クレームの追加

自由記載

■**質問 3-1-4** 質問 3-1-3 に関連して更に質問をします。パリ条約による優先権主張を伴った意匠出願における意匠が、全部が実線による線図で表現された物品全体の意匠であるのに対して、パリ条約による優先権証明書に開示された意匠は物品全体が破線で、権利範囲である部分が実線による線図で表現された部分の意匠であった場合、パリ優先権の主張を伴った出願はどのように扱われますか。ただし、線種に関係なく物品の形状は同一であるとします。次の中から該当するものを選んでください。該当するものがない場合又は回答できない場合はその理由を自由記載欄にご説明ください。

回答 3-1-4

パリ条約による優先権の主張は認められないとして、物品全体の意匠について優先日は認定されない。

パリ条約による優先権証明書に、破線であっても物品の全体が開示されているとして、物品全体の意匠について優先日は認定される。

自由記載

■**質問 3-1-5** 質問 3-1-3 に関連して更に質問をします。パリ条約による優先主張の主張を伴った意匠出願における意匠と、パリ条約による優先権証明書に開示された意匠との対比において、それぞれが色彩付きの図・線図・陰影のみの図・写真等、異なっている場合、パリ優先権の主張を伴った出願の優先日は認められますか。ただし、表現の差異に関係なく物品の形状は同一であるとします。次の中から認められるものをすべてを選んでください。該当するものがない場合又は回答できない場合はその理由を自由記載欄にご説明ください。

回答 3-1-5

	優先権証明書	変更	貴国への出願
<input type="checkbox"/>	色彩付き線図	→	色彩なし線図
<input type="checkbox"/>	色彩なし線図	→	色彩付き線図
<input type="checkbox"/>	色彩付き線図	→	モノトーン陰影図
<input type="checkbox"/>	モノトーン陰影図	→	色彩付き線図
<input type="checkbox"/>	カラー写真	→	色彩なし線図
<input type="checkbox"/>	色彩なし線図	→	カラー写真
<input type="checkbox"/>	カラー写真	→	モノトーン写真
<input type="checkbox"/>	モノトーン写真	→	カラー写真
自由記載			

2. 意匠の登録要件としての「創作非容易性(creative difficulty)」に関連してお教えてください。

日本では、意匠登録の要件として新規性とともに創作非容易性も求められます。創作非容易性とは、下に示す規定の通り公然知られた意匠などから容易に創作ができないという要件です。

【創作非容易性】(意匠法第3条2項)

意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内又は外国において公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

■質問 3-2-1 質問 1-1-1 で貴国の法制度で創作非容易性が規定されていると回答された方に質問をします。日本では、創作非容易性がない意匠とされる7つの類型が審査基準に示されています。このうち3つの事例を以下に示しますので、貴国の法制度における創作非容易性などの規定の適用があり、登録を受けられないと考えられる事例、若しくは公告異議申し立てがあった場合に登録無効となる事例をすべて選んでください。また、他にも具体例が考えられる場合は、自由記載欄に説明をしてください。

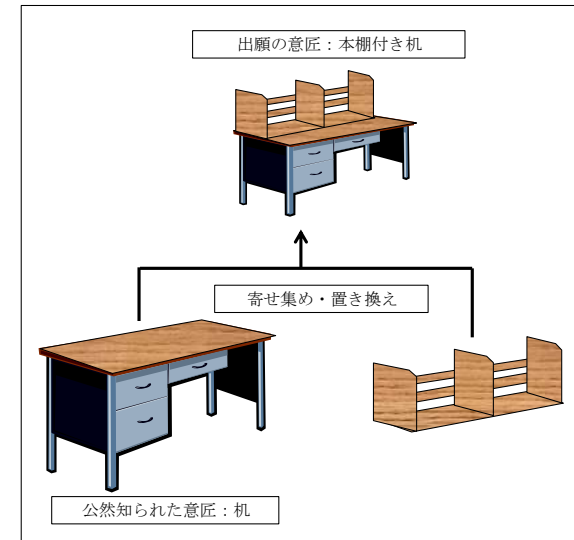
(1)寄せ集め・置換の意匠

公知の意匠を寄せ集めて創作した意匠や、公知の意匠の一部を別の公知の意匠の一部に置き換えることをいいます。

【具体的事例】

その意匠の属する分野において、本立てを机に組み合わせることは当業者にとってありふれた手法です。

“本棚付き机”



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

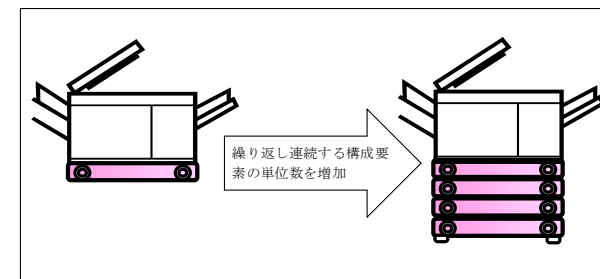
(2)構成比率の変更又は連続する単位の数の増減による意匠

公然知られた意匠の全部又は一部の構成比率又は公然知られた意匠の繰り返し連続する構成要素の単位の数を当業者にとってありふれた手法により変更したにすぎない意匠をいいます。

【具体的事例】

同じ引き出しの形状を有する電子複写機等の分野において、公然知られた意匠の繰り返し連続する構成要素の単位の数を適宜増減させることは当業者にとってありふれた手法です。

“電子複写機”



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

(3)商慣行上の転用による意匠

非類似の物品の間に当業者にとって転用の商慣行というありふれた手法がある場合において、転用された意匠をいいます。

【具体的事例】

その意匠の属する分野において、おもちゃの形状を乗物の形状に模倣することは当業者にとって商慣行上行われています。

“Toy Motorcycle”



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

回答 3-2-1

<input type="checkbox"/> (1)寄せ集め・置換の意匠(本棚付き机)
<input type="checkbox"/> (2)構成比率の変更又は連続する単位の数の増減による意匠(電子複写機)
<input type="checkbox"/> (3)商慣行上の転用による意匠(オートバイおもちゃ)
自由記載

3. グレースピリオド期間における意匠出願等の扱いについてお教えください。

■質問 3-3-1 意匠公報へのグレースピリオドに関する情報掲載について質問をします。貴国の制度下では、第三者の登録取消しあるいは登録無効手続の便宜のために、グレースピリオドに関する情報を意匠公報に掲載していますか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものがない場合は自由記載欄にご説明ください。

回答 3-3-1

<input type="checkbox"/> グレースピリオドの情報を公報に掲載している。
<input type="checkbox"/> グレースピリオドの情報を公報に掲載していない。
自由記載

■質問 3-3-2 前問 3-3-1 でグレースピリオドに関する情報を公報へ掲載しないと回答した知財庁の方へ質問をいたします。登録無効などの手続きを行おうとする第三者は、グレースピリオド申請のされた権利であることをどのようにして知り得ることができますか。自由記載欄に具体的に説明ください。

回答 3-3-2

自由記載

IV. 先行意匠調査のサービスについて

■質問 4-1-1 貴国では、公共機関(知財庁を含む)が、先行意匠の調査サービス業務をおこなっていますか。次の中から該当するものを選んでください。行っている場合は調査機関名を自由記載欄に記入をしてください。

回答 4-1-1

<input type="checkbox"/> 公共機関が先行意匠調査サービスを行っていない。
<input type="checkbox"/> 公共機関が先行意匠調査サービスを行っている。
自由記載 [調査機関名]

--

■**質問 4-1-2** 貴国では、意匠権侵害訴訟や無効手続において使用する証拠収集のための、侵害品の特定や調査、無効事由調査について、民間の法律事務所や調査機関に制限が加えられていますか。次の中から該当するものを選んでください。加えられている場合は活用できる機関を具体的に自由記載欄に記入してください。

回答 4-1-2

<input type="checkbox"/> 侵害品の特定や調査、無効事由調査について制限が加えられていない。
<input type="checkbox"/> 侵害品の特定や調査、無効事由調査について制限が加えられている。
自由記載 [調査できる機関]

V. 情報提供依頼

貴国の意匠審査基準及び審査ガイドラインが公表されておりましたら、入手先の Web Site の URL をお教えてください。

以上でアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

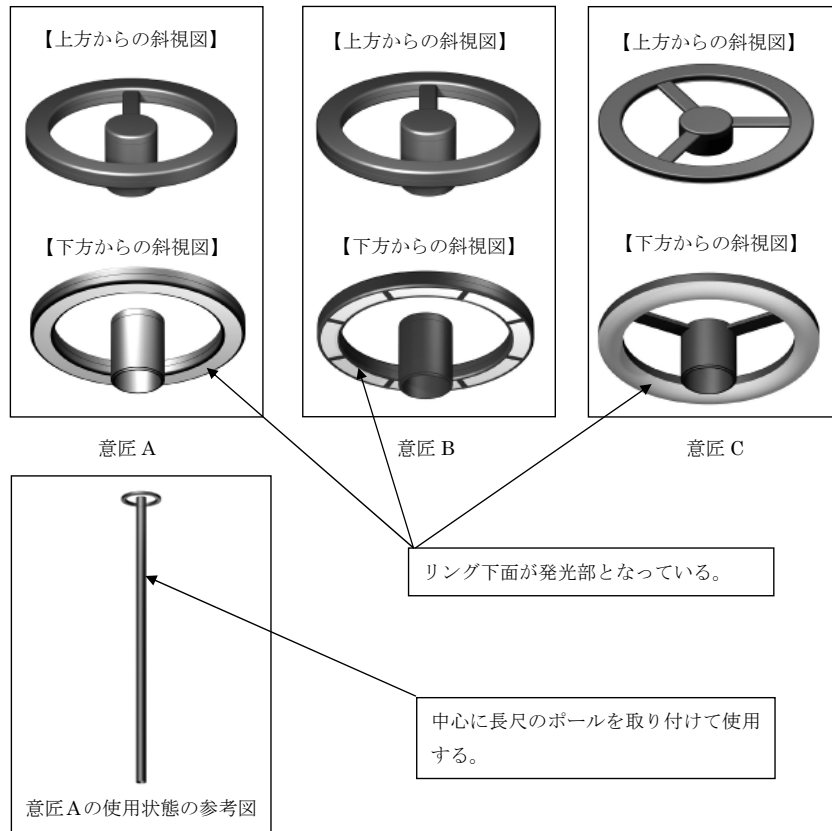
【CN】

2. 具体例に基づいた複数意匠の関係について教えてください。

■質問 1-2-1 次に4つの具体例を示します。それぞれの具体例で示される複数の意匠は類似関係にあり一の出願に記載することができるのでしょうか。各具体例の質問に沿って回答をしてください。なお、いずれの具体例についても、貴国の図面提出要件を満たしているものとしてご回答下さい。

【具体例 1】 下の意匠 A、意匠 B、意匠 C はいずれも物品が「街路灯灯具本体」で同じですが、意匠 A、意匠 B 及び意匠 C は互いに発光面(底面)の形状が異なるとともに、意匠 C は発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なります。図面は CG で作成されています。

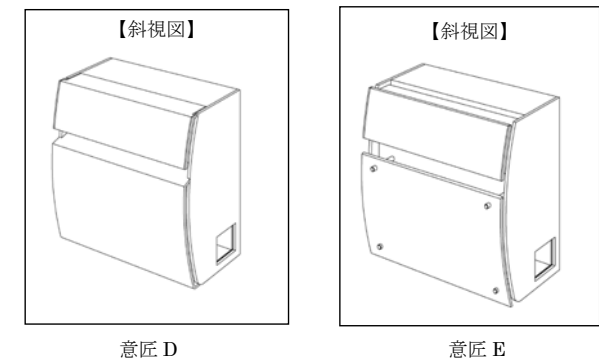
このとき、意匠 A、意匠 B、意匠 C を類似しているとして一の出願に記載できるでしょうか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものが無い場合は自由記載欄にご説明ください。



回答 1-2-1 【具体例 1】

<input type="checkbox"/> 意匠 B、意匠 C はいずれも意匠 A に類似するとして一の出願に記載することができる。
<input type="checkbox"/> 意匠 B は意匠 A に類似するとして一の出願に記載できるが、意匠 C と意匠 A は非類似であり別個の出願をしなければならない。
<input type="checkbox"/> 意匠 B、意匠 C はいずれも意匠 A と非類似であり、別個の出願をしなければならない。
自由記載

【具体例 2】 下の意匠 D 及び意匠 E はいずれも物品が郵便受箱で同じですが、意匠 E の前面のカバーの形状が意匠 D とは異なります。このとき意匠 E は意匠 D に類似するとして一の出願に記載できるでしょうか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものが無い場合は自由記載欄にご説明ください。

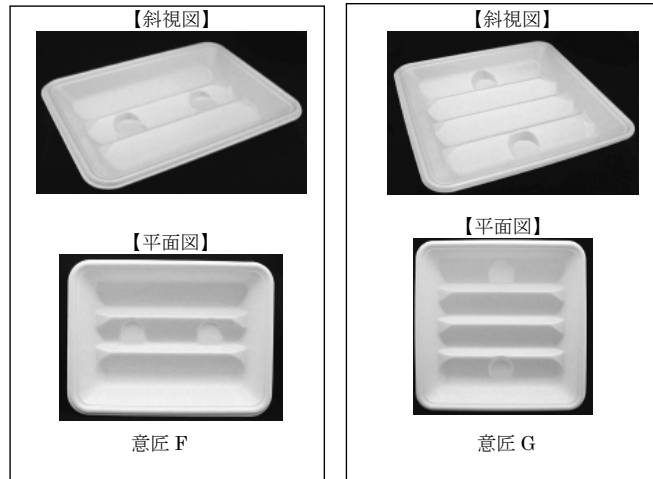


回答 1-2-1 【具体例 2】

<input type="checkbox"/> 意匠 E は意匠 D に類似するとして一の出願に記載することができる。
<input type="checkbox"/> 意匠 E と意匠 D は非類似であり一の出願に記載することはできず、別個の出願をしなければならない。
自由記載

【具体例 3】 下の意匠 F 及び意匠 G は物品が包装容器で同じですが、意匠 G は、全体の形状、底面の山形部の数、凹部の位置が意匠 F とやや異なります。このとき意匠 G は意匠 F に類似する

として一の出願に記載できるでしょうか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものが無い場合は自由記載欄にご説明ください。

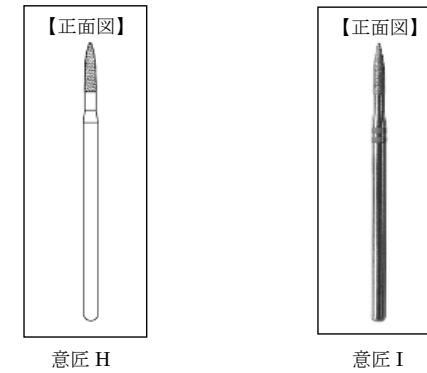


回答 1-2-1【具体例 3】

<input type="checkbox"/> 意匠 G は意匠 F に類似するとして一の出願に記載することができる。
<input type="checkbox"/> 意匠 G と意匠 F は非類似であり一の出願に記載することはできず、別個の出願をしなければならない。
自由記載

【具体例 4】 下の意匠 H 及び意匠 I は物品が歯科用回転器具で同じですが、意匠 I は側部に、意匠 H にはない二重の輪状模様が付されています。また、意匠 H は図面で表現されていますが、意匠 I は写真で表現されています。このとき意匠 I は意匠 H に類似するとして一の出願に記載できるでしょうか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものが無い場合は自由記載欄にご説明ください。

なお、意匠に係る物品である「歯科用回転器具」は、人工歯の形態を研削して修整するためのものであり、歯科用電気エンジン又は歯科用ハンドピースに装着して回転させながら使われるものです。また、本器具は軸対象に加工されています。



回答 1-2-1【具体例 4】

<input type="checkbox"/> 意匠 I は意匠 H に類似するとして一の出願に記載することができる。
<input type="checkbox"/> 意匠 I と意匠 H は非類似であり一の出願に記載することはできず、別個の出願をしなければならない。
自由記載

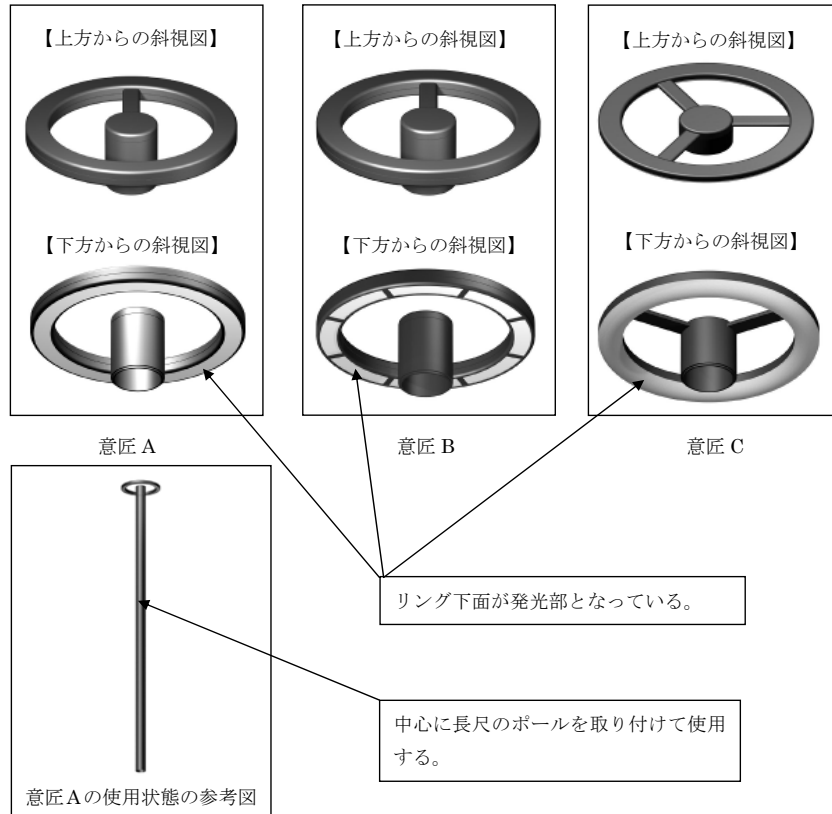
【KR】

2. 具体例に基づいた複数意匠の関係についてお教えてください。

■質問 1-2-1 次に4つの具体例を示します。それぞれの具体例で示される複数の意匠は類似関係にあり類似意匠登録を受けることができるでしょうか。各具体例の質問に沿って回答をしてください。なお、いずれの具体例についても、貴国の図面提出要件を満たしているものとしてご回答下さい。

【具体例 1】 下の意匠 A、意匠 B、意匠 C はいずれも物品が「街路灯灯具本体」で同じですが、意匠 A、意匠 B 及び意匠 C は互いに発光面(底面)の形状が異なるとともに、意匠 C は発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なります。図面は CG で作成されています。

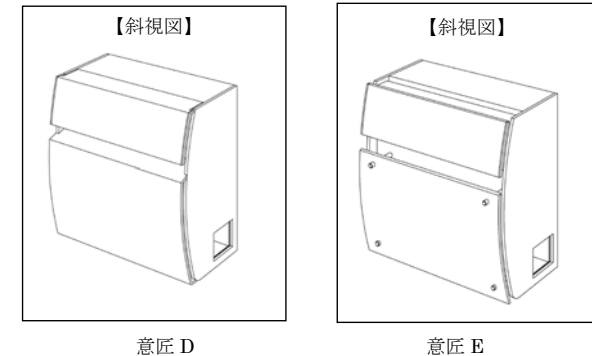
このとき、意匠 A を本意匠として、意匠 B 及び意匠 C は類似意匠登録を受けることができるでしょうか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものが無い場合は自由記載欄にご説明ください。



回答 1-2-1 【具体例 1】

<input type="checkbox"/> 意匠 B、意匠 C はいずれも意匠 A に類似するとして、意匠 A を本意匠として類似意匠登録を受けることができる。
<input type="checkbox"/> 意匠 B は意匠 A に類似するとして、意匠 A を本意匠として類似意匠登録を受けることができるが、意匠 C と意匠 A は非類似であり別個の出願をしなければならない。
<input type="checkbox"/> 意匠 B、意匠 C はいずれも意匠 A と非類似であり、別個の出願をしなければならない。
自由記載

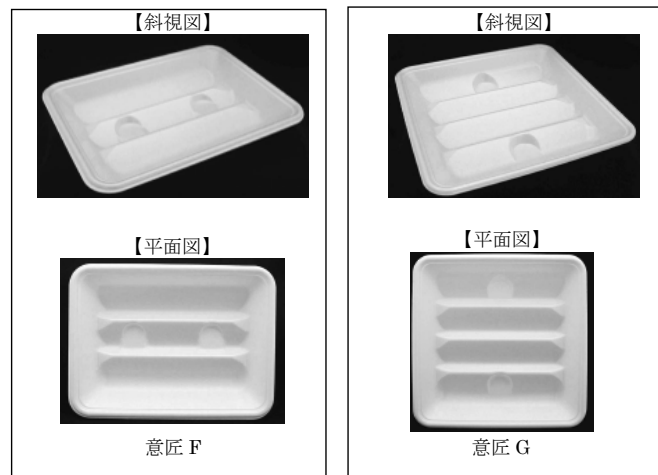
【具体例 2】 下の意匠 D 及び意匠 E はいずれも物品が郵便受箱で同じですが、意匠 E の前面のカバーの形状が意匠 D とは異なります。このとき意匠 D を本意匠として、意匠 E は類似意匠登録を受けることができるでしょうか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものが無い場合は自由記載欄にご説明ください。



回答 1-2-1 【具体例 2】

<input type="checkbox"/> 意匠 E は意匠 D に類似するとして、意匠 D を本意匠として類似意匠登録を受けることができる。
<input type="checkbox"/> 意匠 E と意匠 D は非類似であり、別個の出願をしなければならない。
自由記載

【具体例 3】 下の意匠 F 及び意匠 G は物品が包装容器で同じですが、意匠 G は、全体の形状、底面の山形部の数、凹部の位置が意匠 F とやや異なります。このとき意匠 F を本意匠として、意匠 G は類似意匠登録を受けることができるでしょうか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものが無い場合は自由記載欄にご説明ください。



回答 1-2-1 【具体例 3】

意匠 G は意匠 F に類似するとして、意匠 F を本意匠として類似意匠登録を受けることができる。

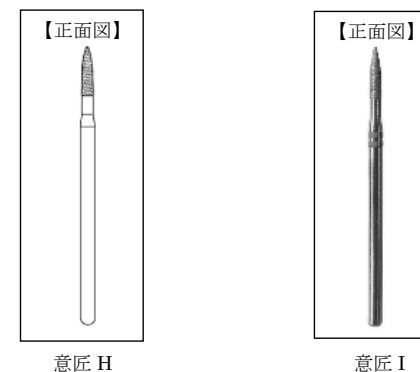
意匠 G と意匠 F は非類似であり、別個の出願をしなければならない。

自由記載

【具体例 4】 下の意匠 H 及び意匠 I は物品が歯科用回転器具で同じですが、意匠 I は側部に、意匠 H にはない二重の輪状模様が付されています。また、意匠 H は図面で表現されていますが、意匠 I は写真で表現されています。このとき意匠 H を本意匠として、意匠 I は類似意匠登録を受けることができるでしょうか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものが無い場合は自由記載欄にご説明ください。

なお、意匠に係る物品である「歯科用回転器具」は、人工歯の形態を研削して修整するためのものであり、歯科用電気エンジン又は歯科用ハンドピースに装着して回転させながら使われるも

のです。また、本器具は軸対象に加工されています。



回答 1-2-1 【具体例 4】

意匠 I は意匠 H に類似するとして、意匠 H を本意匠として類似意匠登録を受けることができる。

意匠 I と意匠 H は非類似であり、別個の出願をしなければならない。

自由記載

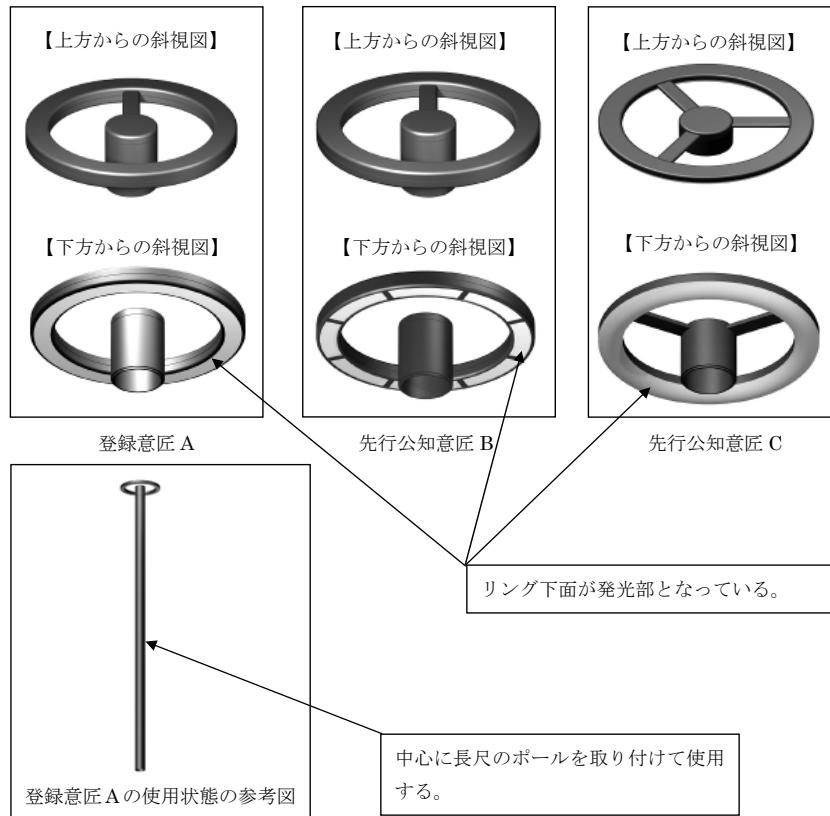
【OHIM、BR】

2. 具体例に基づいた複数意匠の関係について教えてください。

■質問 1-2-1 次に4つの具体例を示します。それぞれの具体例で示される登録意匠は先行する公知意匠によって登録無効とされるでしょうか。具体例の質問に沿って回答をしてください。なお、いずれの具体例についても、貴国の図面提出要件を満たしているものとしてご回答下さい。

【具体例 1】 下の登録意匠 A、先行公知意匠 B、先行公知意匠 C はいずれも物品が「街路灯灯具本体」で同じですが、登録意匠 A、先行公知意匠 B 及び先行公知意匠 C は互いに発光面(底面)の形状が異なるとともに、先行公知意匠 C は発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なります。図面は CG で作成されています。

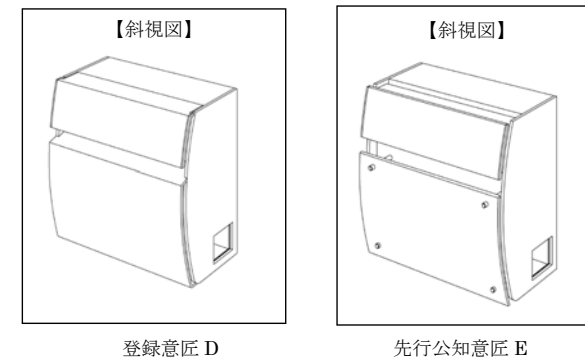
このとき、登録意匠 A は先行公知意匠 B あるいは先行公知意匠 C によって登録無効とされるでしょうか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものが無い場合は自由記載欄にご説明ください。



回答 1-2-1 【具体例 1】

<input type="checkbox"/> 登録意匠 A は先行公知意匠 B あるいは先行公知意匠 C のいずれによっても登録無効とされる。
<input type="checkbox"/> 登録意匠 A は先行公知意匠 B によっては登録無効とされるが、先行公知意匠 C によって登録無効とはされない。
<input type="checkbox"/> 登録意匠 A は、先行公知意匠 B あるいは先行公知意匠 C のいずれによっても登録無効とはされない。
自由記載

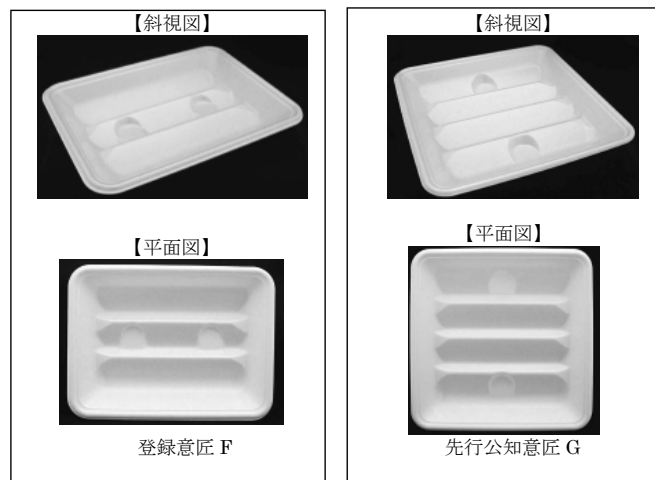
【具体例 2】 下の登録意匠 D 及び先行公知意匠 E はいずれも物品が郵便受箱で同じですが、先行公知意匠 E は前面のカバーの形状が登録意匠 D と異なります。このとき登録意匠 D は先行公知意匠 E によって登録無効とされるでしょうか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものが無い場合は自由記載欄にご説明ください。



回答 1-2-1 【具体例 2】

<input type="checkbox"/> 登録意匠 D は先行公知意匠 E によって登録無効とされる。
<input type="checkbox"/> 登録意匠 D は先行公知意匠 E によって登録無効とはされない。
自由記載

【具体例 3】 下の登録意匠 F 及び先行公知意匠 G は物品が包装容器で同じですが、先行公知意匠 G は、全体の形状、底面の山形部の数、凹部の位置が登録意匠 F とやや異なります。このとき登録意匠 F は先行公知意匠 G によって登録無効とされうのでしょうか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものが無い場合は自由記載欄にご説明ください。

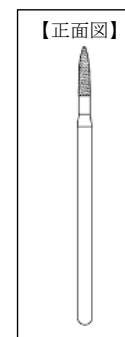


回答 1-2-1 【具体例 3】

<input type="checkbox"/> 登録意匠 F は先行公知意匠 G によって登録無効とされうる。
<input type="checkbox"/> 登録意匠 F は先行公知意匠 G によっては登録無効とはされない。
自由記載

【具体例 4】 下の登録意匠 H 及び先行公知意匠 I は物品が歯科用回転器具で同じですが、先行公知意匠 I は側部に、登録意匠 H にはない二重の輪状模様が付されています。また、登録意匠 H は図面で表現されていますが、先行公知意匠 I は写真で表現されています。このとき登録意匠 H は先行公知意匠 I によって登録無効とされうのでしょうか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものが無い場合は自由記載欄にご説明ください。

なお、意匠に係る物品である「歯科用回転器具」は、人工歯の形態を研削して修整するためのものであり、歯科用電気エンジン又は歯科用ハンドピースに装着して回転させながら使われるものです。また、本器具は軸対象に加工されています。



登録意匠 H



先行公知意匠 I

回答 1-2-1 【具体例 4】

<input type="checkbox"/> 登録意匠 H は先行公知意匠 I によって登録無効とされうる。
<input type="checkbox"/> 登録意匠 H は先行公知意匠 I によっては登録無効とはされない。
自由記載

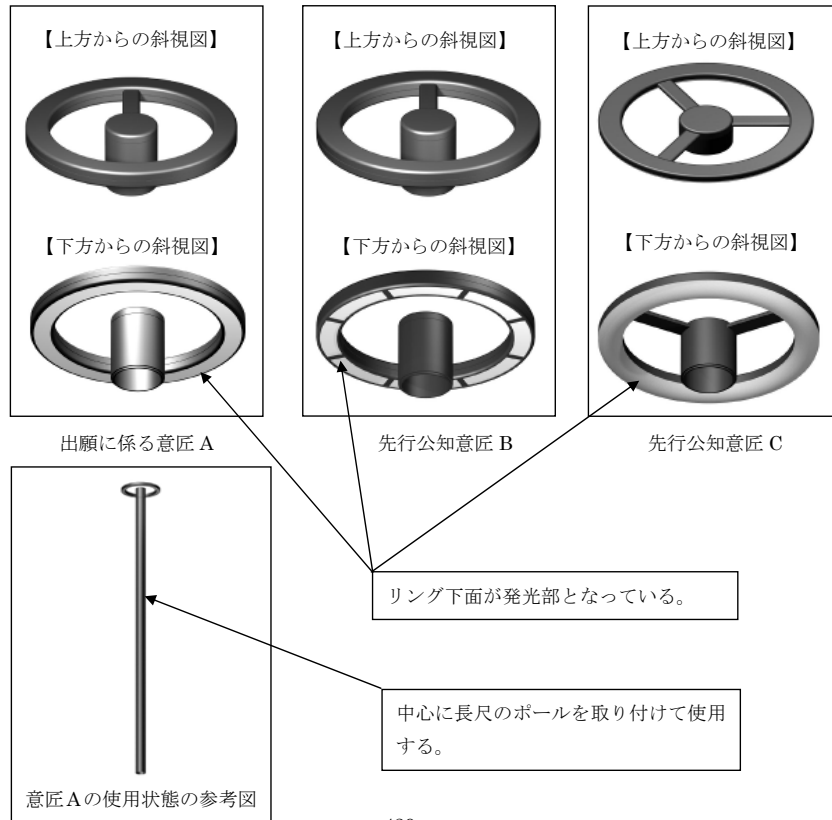
【RU、IN、TW、CA、AU、ID、TH、VN、MY】

2. 具体例に基づいた複数意匠の関係について教えてください。

■質問 1-2-1 次に4つの具体例を示します。それぞれの具体例で示される意匠出願は先行する公知意匠によって拒絶されるでしょうか。具体例の質問に沿って回答をしてください。なお、いずれの具体例についても、貴国の図面提出要件を満たしているものとしてご回答下さい。

【具体例 1】 下の出願に係る意匠 A、先行公知意匠 B、先行公知意匠 C はいずれも物品が「街路灯灯具本体」で同じですが、意匠 A、先行公知意匠 B 及び先行公知意匠 C は互いに発光面(底面)の形状が異なるとともに、先行公知意匠 C は発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なります。図面は CG で作成されています。

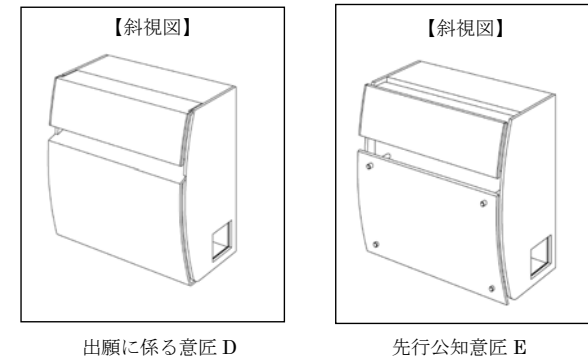
このとき、意匠 A についての出願は先行公知意匠 B あるいは先行公知意匠 C によって拒絶とされるでしょうか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものが無い場合は自由記載欄にご説明ください。



回答 1-2-1 【具体例 1】

<input type="checkbox"/> 意匠 A についての出願は、先行公知意匠 B あるいは先行公知意匠 C のいずれによっても拒絶とされうる。
<input type="checkbox"/> 意匠 A についての出願は、先行公知意匠 B によっては拒絶とされうるが、先行公知意匠 C によって拒絶とはされない。
<input type="checkbox"/> 意匠 A についての出願は、先行公知意匠 B あるいは先行公知意匠 C のいずれによっても拒絶とはされない。
自由記載

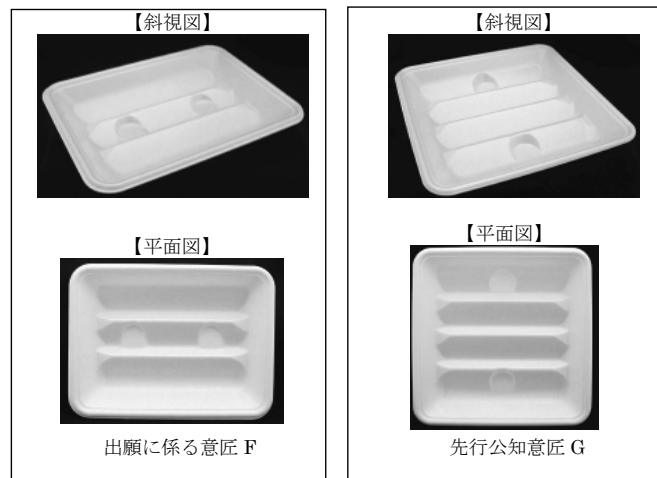
【具体例 2】 下の出願に係る意匠 D 及び先行公知意匠 E はいずれも物品が郵便受箱で同じですが、先行公知意匠 E は前面のカバーの形状が意匠 D と異なります。このとき意匠 D についての出願は先行公知意匠 E によって拒絶とされうるでしょうか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものが無い場合は自由記載欄にご説明ください。



回答 1-2-1 【具体例 2】

<input type="checkbox"/> 意匠 D についての出願は先行公知意匠 E によって拒絶とされうる。
<input type="checkbox"/> 登録意匠 D は先行公知意匠 E によって拒絶されない。
自由記載

【具体例 3】 下の出願に係る意匠 F 及び先行公知意匠 G は物品が包装容器で同じですが、先行公知意匠 G は、全体の形状、底面の山形部の数、凹部の位置が意匠 F とやや異なります。このとき出願に係る意匠 F は先行公知意匠 G によって拒絶とされうのでしょうか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものが無い場合は自由記載欄にご説明ください。



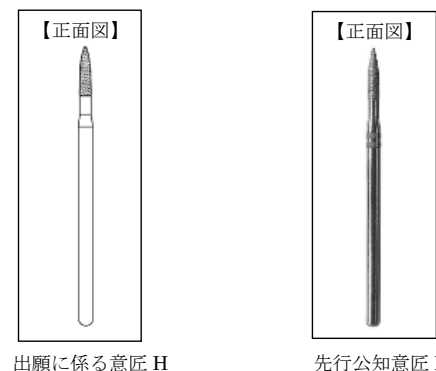
回答 1-2-1 【具体例 3】

<input type="checkbox"/> 意匠 F についての出願は先行公知意匠 G によって拒絶とされうる。
<input type="checkbox"/> 意匠 F についての出願は先行公知意匠 G によって拒絶とはされない。
自由記載

【具体例 4】 下の出願に係る意匠 H 及び先行公知意匠 I は物品が歯科用回転器具で同じですが、先行公知意匠 I は側部に、出願に係る意匠 H にはない二重の輪状模様が付されています。また、意匠 H は図面で表現されていますが、先行公知意匠 I は写真で表現されています。このとき意匠 H に係る出願は先行公知意匠 I によって拒絶とされうのでしょうか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものが無い場合は自由記載欄にご説明ください。

なお、意匠に係る物品である「歯科用回転器具」は、人工歯の形態を研削して修整するためのものであり、歯科用電気エンジン又は歯科用ハンドピースに装着して回転させながら使われるも

のです。また、本器具は軸対象に加工されています。



回答 1-2-1 【具体例 4】

<input type="checkbox"/> 意匠 H についての出願は先行公知意匠 I によって拒絶とされうる。
<input type="checkbox"/> 意匠 H についての出願は先行公知意匠 I によって拒絶とはされない。
自由記載

【FR】

■質問 3-3-3 出願人が簡易出願(Dépôt simplifié)を公告するために正式な図面を提出した際の知財庁の手続きについて質問をします。公告の請求手続時に出願人は正式な図面を提出する必要があると理解しております。この際、提出できる図面及び補正について、次の中から該当するものを選んでください。該当するものがない場合は自由記載欄にご説明ください。

回答 3-3-3

<input type="checkbox"/> 簡易出願時には写真・カタログ・パンフレットであったものを、正式な図面では斜視図のみとすることができる。
<input type="checkbox"/> 簡易出願時には写真・カタログ・パンフレットであったものを、正式な図面では複数の角度からみた 6 図(例えば正投影図法による 6 図)とすることができる。
<input type="checkbox"/> 簡易出願時には線図であったものを、正式な図面では写真として提出することができる。
<input type="checkbox"/> 簡易出願時には写真であったものを、正式な図面では線図とすることができる。
<input type="checkbox"/> 簡易出願時の図面に開示されていた部位を、正式な図面では削除する、もしくは公告するための図に記載しないことを認めている。
<input type="checkbox"/> 簡易出願時に物品の全体を表現した図面を提出した場合に、正式な図面では物品の部分を表示した図面に補正して提出することができる。
<input type="checkbox"/> 簡易出願時に提出した図面に開示された意匠に色彩を付加した意匠を開示した図面を、正式な図面として提出することができる。
自由記載



2013年 月

各位

「各国・地域の意匠権の効力範囲及び侵害が及ぶ範囲に関する調査研究」
アンケート調査のお願い

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、私ども、一般社団法人 日本国際知的財産保護協会(AIPPI JAPAN*)では、今年度、特許庁の委託を受けて「各国・地域の意匠権の効力範囲及び侵害が及ぶ範囲に関する調査研究」を行っております。

日本国においては、ハーグ協定ジュネーブアクトへ加盟をする方向で検討がなされています。それに先立って、国際受け付けの際の「意匠の認定」、審査における類否判断(意匠の権利範囲)の基準についても見直しの検討課題とされています。

そこで、本アンケート調査は、日本国意匠制度利用者の利便性向上、国際的調和を踏まえ、貴国・地域の意匠権侵害の取締りに関する情報を賜り、これからの日本における議論の参考資料とすることを目的として行うものでございます。

本調査の趣旨をご理解の上、回答いただきますようお願い申し上げます。質問にご回答いただきますと、AIPPI(下記アドレス)まで、e-mail、Fax または郵便にて 月 日までにご返送をお願い申し上げます。

*AIPPI JAPAN は、国際知的財産保護協会(AIPPI)日本支部として設立された公益団体です。詳しくは、国際本部あるいは日本支部のウェブサイトをご覧ください。 <https://www.aippi.org>
http://www.aippi.or.jp/english/index_e.htm

ご協力よろしくようお願い申し上げます。

敬具

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会
国際法制研究所
所長 川上溢喜

本調査に対するお問い合わせ先：
岩本 東志之
〒105-0001 日本国 東京都港区虎ノ門 1-14-1
郵政福祉琴平ビル 4 階
電話：+81-3-3591-5315
Fax：+81-3-3591-1510

意匠権侵害の取締りについてアンケート

以下のアンケートに回答をお願いいたします。

記入日： _____年 _____月 _____日

貴国名： _____

貴機関名： _____

ご記入者名(可能であれば記載してください)： _____

ご記入者役職(可能であれば記載してください)： _____

ご担当部署： _____

※Trips 協定に基づいて輸出入禁制品の調査・摘発を担当している国境措置機関の方は質問 1-1-1 から、国境措置以外に貴国内の知的財産権侵害品の取締りを担当する機関の方は質問 1-1-6 から回答をしてください。

I. 意匠権侵害品の取締りについて

1. 意匠権侵害品の取締り機関及び当該機関における手続きについてお教えてください。

■質問 1-1-1 Trips 協定 51 条(税関当局による物品の解放の停止)に基づいて輸出入禁制品の調査・摘発を担当している国境措置機関の方に質問をいたします。知的財産権侵害品の調査・摘発を担当する国境措置機関及び担当部門をお教えてください。機関が複数ある場合はすべてご回答ください。

参考に、日本では、財務省関税局の各税関が担当する機関で、港湾および空港に税関の職員が常駐して輸出入禁制品の調査・摘発を行っています。

回答 1-1-1

(i)機関名 ① ②
(ii)担当職種名(役職名) ① ②
(iii)担当機関の場所(管理部門と実行部門が別の場所であれば両方) ① ②
(iv)調査・摘発する担当職員は通常どこにいるのか ① ②

■質問 1-1-2 前問において回答していただいた、輸出入禁制品の調査・摘発を担当している国境措置機関(以下、「税関等」と言います)が複数ある場合、権利者に最も活用されている機関はどこですか。また、その理由は何ですか。自由記載欄にご説明ください。

回答 1-1-2

自由記載

■質問 1-1-3 貴国の税関等における知的財産権侵害に基づく摘発件数は年間どのくらいでしょうか。過去 5 年間の件数をお教えください。

回答 1-1-3

	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
知的財産権侵害に基づく摘発件数/年					

■質問 1-1-4 Trips 協定 51 条の「加盟国は、この節の要件を満たす場合には、知的所有権のその他の侵害を伴う物品に関してこのような申立てを可能とすることができる」の規定に基づいて、意匠権侵害製品は、差止または摘発の対象となっていますか。対象になっている場合は、貴国における過去 5 年の摘発件数及び摘発製品は何であったかを具体的にお教えください。

回答 1-1-4

	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
意匠権侵害に基づく摘発件数/年					
摘発された具体的な製品					

■質問 1-1-5 意匠権侵害製品が国境措置における差止または摘発の対象となっていない場合、デザイン模倣取締りの基礎とされる他の法律はありますか。次の中から該当するものを選び、その法律によって、貴国における過去 5 年の摘発件数及び摘発製品は何であったかを具体的にお教

えください。また、デザイン模倣取締りの基礎とされる他の法律がこれ以外にある場合は自由記載欄に具体的に記入してください。

回答 1-1-5

<input type="checkbox"/> 不正競争防止法
<input type="checkbox"/> 著作権法
自由記載 [その他の法律]

	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
不正競争防止法に基づく摘発件数/年					
摘発された具体的な製品					
著作権法に基づく摘発件数/年					
摘発された具体的な製品					
その他の法律()法に基づく摘発件数/年					
摘発された具体的な製品					

※上記の実績等について紹介している HP、資料(タイトル)等がございましたら教えて下さい。

URL 等

なお、日本の税関での実績及び申立情報は以下の URL にて見ることができます

1)平成 24 年 1 月から 6 月までの税関における知的財産侵害物品の差止状況¹

http://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/20120904c.htm

2)知的財産の輸入差止申立情報：意匠権²

¹ 本アンケート末尾にトップページの一部を英訳し記載しました。

² 本アンケート末尾にトップページの一部を英訳し記載しました。

http://www.customs.go.jp/mizugiwa_search/chiteki/index_5.htm

※デザイン模倣品が質問 1-1-5 で回答された他の法律で保護されている場合は、以下の質問における意匠権は、当該他の法律と読み替えてご回答ください。

※税関等の方は、質問 2-1-1 へ進んでください。

■質問 1-1-6 Trips 協定 61 条(刑事の手続)に基づいて国境措置以外で貴国内の意匠権侵害品の取締りを担当する機関の方に質問をいたします。意匠権侵害は刑事罰の対象とされているでしょうか。また、対象とされている場合は、親告罪、非親告罪のいずれでしょうか。次の中から該当するものを選んでください。

回答 1-1-6

<input type="checkbox"/> 意匠権侵害は刑事罰の対象とされていない。
<input type="checkbox"/> 意匠権侵害は刑事罰の対象とされ、非親告罪である。
<input type="checkbox"/> 意匠権侵害は刑事罰の対象とされ、親告罪である。

■質問 1-1-7 Trips 協定 61 条(刑事の手続)に基づいて国境措置以外で貴国内の意匠権侵害品の取締りを担当する機関及び担当部門(以下、「警察等」と言います。)をお教えください。機関が複数ある場合はすべてご回答ください。

参考として、日本では、警察庁が担当し各地の警察署を窓口にも、意匠権侵害品の調査・摘発・検挙を行っています。

回答 1-1-7

(i)機関名 ① ②
(ii)担当職種名(役職名) ① ②
(iii)担当機関の場所(管理部門と実行部門が別の場所であれば両方) ① ②
(iv)調査・摘発する担当職員は通常どこにいるのか ① ②

■質問 1-1-8 貴国の警察等における知的財産権侵害に基づく摘発件数は年間どのくらいでしょうか。過去 5 年間の件数をお教えください。

回答 1-1-8

	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
知的財産権侵害に基づく 摘発件数/年					

■質問 1-1-9 質問 1-1-6 において意匠権侵害が刑事罰の対象とされていると回答された国の方に質問をします。貴国における過去 5 年の意匠権侵害の摘発件数及び摘発製品は何であったかを具体的にお教えください。

回答 1-1-9

	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
意匠権侵害に基づく摘発 件数/年					
摘発された具体的な製品					

■質問 1-1-10 Trips 協定 61 条(刑事の手続)に基づいて意匠権侵害製品が刑事罰の対象となっていない国の方に質問いたします。貴国では、デザイン模倣取締りの基礎とされる他の法律はありますか。次の中から該当するものを選び、その法律による、貴国における過去 5 年の摘発件数及び摘発製品は何であったかを具体的にお教えください。これ以外にある場合は自由記載欄に具体的に記入してください。

回答 1-1-10

<input type="checkbox"/> 不正競争防止法
<input type="checkbox"/> 著作権法
自由記載 [その他の法律]

	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
不正競争防止法に基づく 摘発件数/年					

摘発された具体的な製品					
著作権法に基づく摘発件数/年					
摘発された具体的な製品					
その他の法律(法)に基づく摘発件数/年					
摘発された具体的な製品					

※デザイン模倣品が質問 1-1-10 で回答された他の法律で保護されている場合は、以下の質問における意匠権は、当該他の法律と読み替えてご回答ください。

2. 知的財産権侵害品の取り締まりについてについてお教えてください。

■質問 1-2-1 知的財産権侵害品の取締りのキャンペーン等、自国民への周知活動はありますか。それはどのような場合でしょうか。具体的にお教えてください。

参考に、日本では、以下の HP に記載されるような周知活動を行っています³。

<http://www.jpo.go.jp/mohouhin/24fy/campaign/>

回答 1-2-1

<input type="checkbox"/> キャンペーン等は行っていない
<input type="checkbox"/> キャンペーン等を行っている。
具体的な内容(自由記載)

3. インターネット上におけるデザイン模倣品の取引の取り締まりについてお教え下さい

■質問 1-3-1 デザインの模倣品がインターネット上で取引されているか否か、調査していますか

回答 1-3-1

³ 本アンケート末尾にトップページの一部を英訳し記載しました。

<input type="checkbox"/> 調査している。
<input type="checkbox"/> 被害の届け出があった際のみ、調査している。
自由記載

■質問 1-3-2 インターネット上でのデザインの模倣品について被害の届け出があった際、どのように対処されているか、教えてください。

回答 1-3-2

自由記載

II. 意匠権侵害の判断について

1. 意匠権侵害の見極め(侵害の認定)についてお教えてください。

■質問 2-1-1 税関等及び警察等において、意匠権の被疑侵害品が、当該意匠権を侵害しているとの最終的な見極めはどのように行いますか。該当するもの全てを次の中から選んでください。これら以外に追加事項がある場合は自由記載欄に具体的に記入してください。

回答 2-1-1

<input type="checkbox"/> 税関等又は警察等の職員が侵害疑義物品との判断を自ら行い、意匠権を調査するために公報等を参照して、対比する。	
<input type="checkbox"/> 税関等又は警察等の職員が、申請者の提示する意匠権者の意匠と侵害疑義物品を参照して対比する。	
<input type="checkbox"/> 対比認定の専門家に同行してもらう。	
(その際の「専門家」とは誰ですか。)	<input type="checkbox"/> 審査官 <input type="checkbox"/> 裁判官 <input type="checkbox"/> 弁護士・弁理士 <input type="checkbox"/> 侵害疑義物品の物品分野に精通している者/弁護士・弁理士 <input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> 知的財産庁などの知的財産を取り扱う専門官庁へ侵害の有無を意見照会する。	

<input type="checkbox"/> 弁護士または弁理士などの知的財産専門家へ侵害の有無を意見照会する。
<input type="checkbox"/> 知的財産庁の判定等を待つ。
<input type="checkbox"/> 裁判の結果を待つ。
自由記載

■質問 2-1-2 前問 2-1-1 の被疑侵害品が意匠権を侵害しているかの見極めにおいて、意匠権の範囲はどのように考えますか。該当するものを次の中から選んでください。

回答 2-1-2

<input type="checkbox"/> 意匠権の範囲は登録意匠とほぼ同一の意匠と考え、登録意匠とほぼ同一の意匠の製品のみ侵害と考える。
<input type="checkbox"/> 意匠権の範囲は登録意匠に類似する意匠にまで及ぶと考え、登録意匠に類似する意匠の製品も侵害と考える。

■質問 2-1-3 意匠権者が意匠権侵害者を自ら告発する場合、どのような手続きが必要ですか。該当するものを次の中から選んでください。補足事項があれば自由記載欄に記入をしてください。

回答 2-1-3

<input type="checkbox"/> 意匠権侵害の事実が疑われる証拠を示した告発書類
<input type="checkbox"/> 意匠権侵害の事実が明示された証拠(侵害品)を示した告発書類
<input type="checkbox"/> 侵害(同一・類似等)であることを証明する弁護士等の鑑定書
<input type="checkbox"/> 侵害(同一・類似等)であることを証明する行政機関による判定書
自由記載

※申請手続等について紹介している HP、資料(タイトル)等がございましたら教えて下さい。

URL 等

2. 意匠権侵害との判断と意匠公報の参酌についてお教えください。

■質問 2-2-1 税関等及び警察等において意匠権侵害との判断を行う際に、当該意匠権の権利内容の確認はどの項目を参酌していますか。下の中から該当するものを全て選んでください。追加事項がある場合は自由記載欄にご記入ください。

回答 2-2-1

<input type="checkbox"/> 意匠公報に掲載された物品名を考慮する。
<input type="checkbox"/> 意匠公報に掲載された物品の機能・用途を考慮する。
<input type="checkbox"/> 意匠公報に掲載された図や写真を考慮する。
<input type="checkbox"/> 意匠公報に掲載された参考図あるいは知財庁での審査時に提出された意匠見本等を考慮する。
<input type="checkbox"/> 意匠公報は参酌せず、当該意匠権の登録原簿を参酌する。
自由記載

■質問 2-2-2 税関等及び警察等において意匠権侵害との判断を行う際に、被疑侵害品が分解されており組立てれば、意匠公報に掲載された登録意匠と同じになると判断された場合、分解されている状態でも意匠権の侵害と認定しますか。下の中から該当するものを選んでください。追加事項がある場合は自由記載欄にご記入ください。

回答 2-2-2

<input type="checkbox"/> 分解された状態の一部(1つのパーツ)でも侵害品と認定する。
<input type="checkbox"/> 全てのパーツを揃えて、組み立てられたときに侵害品と判断できれば認定する。
<input type="checkbox"/> 分解された状態では侵害品と認定しない、あるいは認定できない。
自由記載

■質問 2-2-3 税関等及び警察等において意匠権侵害との判断を行う際に、被疑侵害品がパッケージなどで包装されており、流通状態では意匠公報に掲載されている登録意匠が購買者によって見ることができない状態である場合、意匠権の侵害と認定しますか。下の中から該当するものを選んでください。追加事項がある場合は自由記載欄にご記入ください。

回答 2-2-3

<input type="checkbox"/> 侵害品か否かは、中身を確認しないため、認定もしない。
<input type="checkbox"/> 包装されている状態でも中身が確認できれば、侵害品として認定する。
<input type="checkbox"/> 包装されている状態では侵害品とは認定しない。
自由記載

3. 意匠公報に掲載された意匠の表現方法と侵害との判断の関係についてお教えてください。

■質問 2-3-1 意匠の表現方法として線図による表現と写真による表現が認められている場合に、税関等及び警察等において意匠権侵害との判断を行う際に、線図と写真ではどちらの権利が広く認定される傾向にありますか。次の中から該当するものを選んでください。追加事項があれば自由記載欄に記入してください。

回答 2-3-1

<input type="checkbox"/> 線図の方が、色彩や模倣などがどのようなものであっても権利範囲と認められるため、写真よりも意匠権の効力範囲が広く認定される傾向にある。
<input type="checkbox"/> 写真の方が線図よりも意匠権の効力範囲が広く認定される傾向にある。
<input type="checkbox"/> 線図と写真で意匠権の効力範囲の認定の広さに差はない。
自由記載

■質問 2-3-2 意匠権によっては、破線等によって物品の一部をディスクレームしているものがあります。このような意匠権について税関等及び警察等において意匠権侵害との判断を行う際に、破線であらわされた部分をどのように考えますか。次の中から該当するものを選んでください。追加事項があれば自由記載欄に記入してください。

回答 2-3-2

<input type="checkbox"/> ディスクレームされた破線部分は例示に過ぎず、侵害判断の際には考慮されない。したがって、実線で表された部分さえ同一又は類似すれば侵害品と認定する。
<input type="checkbox"/> ディスクレームされた破線部分も侵害判断の際に考慮され、保護を受けている部分の、物品全体に対する位置、大きさ、範囲などを判断する場合もある。

自由記載

4. 意匠権侵害との判断における具体的な判断指標についてお教えてください。

■質問 2-4-1 税関等及び警察等において意匠権侵害との判断を行う際に、過去の裁判所の判例又は内外知的財産庁の審査・審決等を参酌しますか。次の中から該当するものを全て選んでください。追加事項があれば自由記載欄に記入してください。

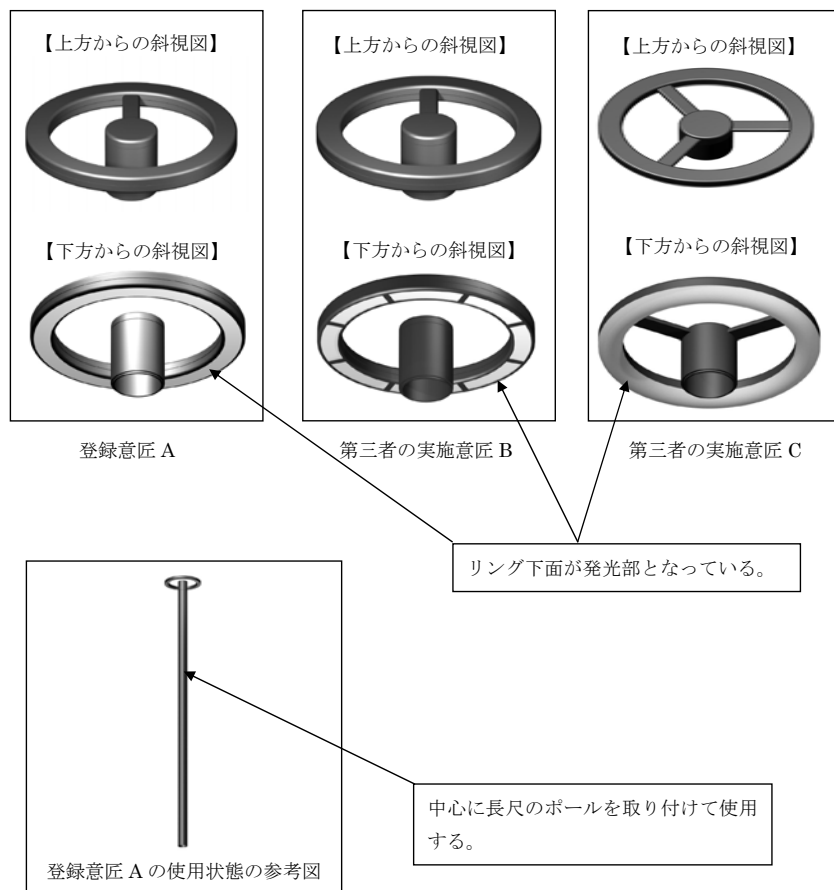
回答 2-4-1

<input type="checkbox"/> 意匠権侵害との判断に際し、過去の判決、審決を参酌する。
<input type="checkbox"/> 意匠権侵害との判断に際し、過去の判決、審決を参酌しない。
<input type="checkbox"/> 意匠権侵害との判断に際し、審査の過程で行われた先行意匠との類否判断を参酌する。
<input type="checkbox"/> 意匠権侵害との判断に際し、審査の過程で行われた先行意匠との類否判断を参酌しない。
<input type="checkbox"/> 外国での審査の過程の類否判断を参酌する場合がある。 [参酌する場合、その国名]
<input type="checkbox"/> 外国での審査の過程の類否判断を参酌しない。
自由記載

5. 具体例に基づいて意匠権の侵害とされるかどうかの判断についてお教えてください。

■質問 2-5-1 意匠権の侵害とされるかどうかについて具体例でお教えてください。次に3つの具体例をお示しします。各事例で登録意匠の意匠権を侵害するかお答えください。

【具体例 1】 下の意匠 A、意匠 B、意匠 C はいずれも物品が「街路灯灯具本体」で同一であり、意匠 A は登録意匠で、意匠 B、意匠 C は第三者が製造・販売をしている意匠であるとしします。登録意匠 A には対して、意匠 B 及び意匠 C は発光面(底面)の形状が異なるとともに、意匠 C は発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なります。図面は CG で作成されています。このとき、意匠 B、意匠 C は、登録意匠 A の意匠権を侵害すると判断できますか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものがない場合はその理由を自由記載欄にご説明ください。

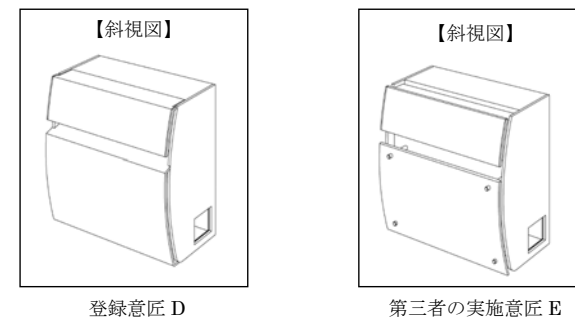


回答 2-5-1【具体例 1】

<input type="checkbox"/> 意匠 B 及び意匠 C のいずれも登録意匠 A の意匠権を侵害すると判断できる。
<input type="checkbox"/> 意匠 B は登録意匠 A の意匠権を侵害するが、意匠 C は侵害しないと判断できる。
<input type="checkbox"/> 意匠 B、意匠 C のいずれも登録意匠 A の意匠権を侵害しないと判断できる。
自由記載

【具体例 2】 下の意匠 D 及び意匠 E はいずれも物品が郵便受箱で同一であり、意匠 D は登録意匠で、意匠 E は第三者が製造・販売をしている意匠であるとしします。第三者の実施意匠 E は、前面のカバー形状が登録意匠 D とやや異なります。

このとき、意匠 E は、登録意匠 D の意匠権を侵害すると判断できますか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものがない場合はその理由を自由記載欄にご説明ください。

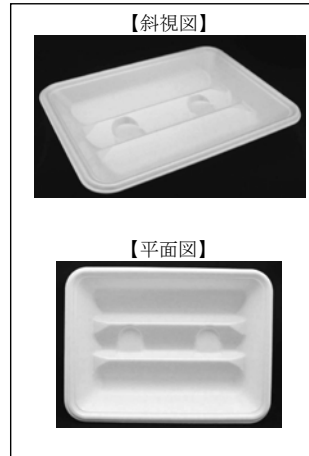


回答 2-5-1【具体例 2】

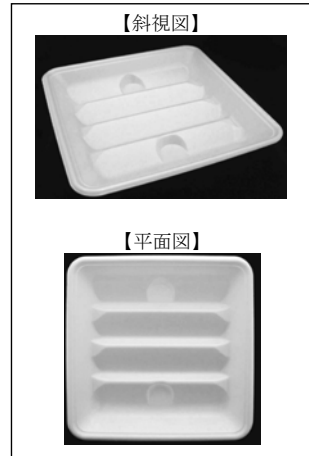
<input type="checkbox"/> 意匠 E は登録意匠 D の意匠権を侵害すると判断できる。
<input type="checkbox"/> 意匠 E は登録意匠 D の意匠権を侵害しないと判断できる。
自由記載

【具体例 3】 下の意匠 F 及び意匠 G はいずれも物品が包装容器で同一であり、意匠 F は登録意匠で、意匠 G は第三者が製造・販売をしている意匠であるとしします。第三者の実施意匠 G は、全体の形状、底面の山形部の数、凹部の位置が登録意匠 F とやや異なります。

このとき、意匠 G は、登録意匠 F の意匠権を侵害すると判断できますか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものがない場合はその理由を自由記載欄にご説明ください。



登録意匠 F



第三者の実施意匠 G

回答 2-5-1 【具体例 3】

<input type="checkbox"/> 意匠 G は登録意匠 F の意匠権を侵害すると判断できる。
<input type="checkbox"/> 意匠 G は登録意匠 F の意匠権を侵害しないと判断できる。
自由記載

Ⅲ. 意匠権侵害を判断する職員についてお教えてください。

1. 侵害判断に関する職員への研修等についてお教えてください。

■質問 3-1-1 知的財産権侵害やデザイン模倣の判断について職員に対して研修を行うことはありますか。またそのような研修施設はありますか。次の中から該当するものを選んでください。研修施設がある場合は名称を自由記載欄に記入してください。

回答 3-1-1

<input type="checkbox"/> 職員に対する知的財産権侵害やデザイン模倣の研修を行っている。
<input type="checkbox"/> 職員に対する知的財産権侵害やデザイン模倣の研修は特には行っていない。
自由記載 [研修施設名称]

■質問 3-1-2 前問 3-1-1 において研修を行っているとは回答された国の方に質問をいたします。知的財産権侵害やデザイン模倣の研修で意匠権侵害、つまり権利と同一又は類似するか否かを判断するような具体的な実践トレーニングや意匠公報の解釈の研修も行っていますか。また、研修受講者の研修受講の成果を確認するような仕組みづくりはされていますか。次の中から該当するものを選んでください。研修成果の仕組みづくりがある場合はその内容を自由記載欄に記入してください。

回答 3-1-2

<input type="checkbox"/> 意匠権侵害、つまり権利と同一又は類似するか否かの判断についての研修を行っている。
<input type="checkbox"/> 意匠権侵害、つまり権利と同一又は類似するか否かの判断についての研修を行っていない。
自由記載 [受講成果確認に仕組み]

2. 税関等及び警察等において意匠権侵害との判断を行う者の資格についてお教えてください。

■質問 3-2-1 税関等及び警察等において意匠権の侵害の調査・摘発・検挙を行うには、資格が必要でしょうか。資格が必要な場合は機関ごとに、下の表に記入をしてください。

回答 3-2-1 意匠権の侵害の調査・摘発・検挙を行うために必要な資格

	必要な資格
<input type="checkbox"/> 税関	
<input type="checkbox"/> 警察	
<input type="checkbox"/> 知財庁	
<input type="checkbox"/> 裁判所	
<input type="checkbox"/> その他の行政機関	

以上でアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

(1)質問 1-1-5 の脚注 1 について 平成 24 年 1 月から 6 月までの税関における知的財産侵害物品の差止状況

http://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/20120904c.htm

3. 知的財産別輸入差止実績								
上段:件数 下段:点数								
	平成21年	平成22年	平成23年	平成23年 1月-6月	平成24年 1月-6月	前年 同期比	構成比	
特許権	15	9	8	5	1	200%	0.0%	
	27,314	4,258	16,276	15,620	2,112	13.5%	0.3%	
実用新案権	0	0	0	0	0	-	-	
	0	0	0	0	0	-	-	
意匠権	88	56	88	53	20	33.9%	0.1%	
	81,270	49,266	26,304	5,430	2,158	39.7%	0.3%	
商標権	21,415	22,994	22,843	11,138	13,843	124.3%	98.6%	
	768,534	519,274	567,107	310,409	686,805	221.3%	94.0%	
著作権	423	273	484	320	168	52.5%	1.2%	
	166,721	57,865	116,662	46,300	39,873	88.0%	5.5%	
著作権隣接権	0	0	1	0	0	-	-	
	0	0	8	0	0	-	-	
育成者権	0	0	1	1	0	全減	0.0%	
	0	0	1,815	1,815	0	全減	0.0%	
不正競争防止法違反物品	周知表示混同惹起品	19	1	3	1	1	100.0%	0.0%
	著名表示冒用品	0	0	0	0	0	-	-
	形態模倣品	0	0	0	0	0	-	-
		0	0	0	0	0	-	-
合計	21,893	23,233	23,280	11,433	13,978	122.3%	100.0%	
	1,044,022	630,688	728,234	378,575	730,968	193.1%	100.0%	

①)件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。
②)1事案で複数の知的財産侵害に当たるものがあるため、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。

4. 品目別輸入差止実績(件数)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成23年 1月-6月	平成24年 1月-6月	前年 同期比	構成比
バッグ類	15,288	15,681	14,441	7,193	7,152	99.4%	44.4%
衣類	2,409	2,576	3,125	1,651	2,493	151.0%	15.5%
靴類	1,120	1,818	2,403	1,044	1,902	182.2%	11.8%
キーケース類	2,309	2,125	1,620	877	684	78.0%	4.2%
時計類	1,858	1,724	1,460	718	602	83.8%	3.7%
携帯電話及び付属品	454	482	563	238	536	225.2%	3.3%
ベルト類	1,294	1,204	1,153	609	500	82.1%	3.1%
電気製品	61	438	288	118	428	362.7%	2.7%
身辺細貨類	334	459	625	300	308	102.7%	1.9%
CD、レコード類	255	84	276	36	303	841.7%	1.9%
眼鏡類及び付属品	352	450	488	219	299	136.5%	1.9%
医薬品	669	520	456	225	189	84.0%	1.2%
帽子類	180	201	158	70	134	191.4%	0.8%
コンピュータ製品	96	206	339	255	108	42.4%	0.7%
衣類付属品	159	91	121	75	50	66.7%	0.3%
上記以外の品目	888	944	812	409	407	99.5%	2.5%
合計	21,893	23,233	23,280	11,433	13,978	122.3%	100.0%

①)件数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数を計上しています。

②)1事案で複数の品目を含んだものがあるため、品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。

(2)質問 1-1-5 の脚注 2 について 知的財産の輸入差止申立情報：意匠権

http://www.customs.go.jp/mizugiwa_search/chiteki/index_5.htm

知的財産の輸入差止申立情報：意匠権	
権利の内容一覧	
権利の内容	侵害物品の品名
パッチ用取付具【意匠第1158644号】及びパッチ製造機に係る意匠【意匠第1165833号】	パッチ用取付具、パッチ製造機
ヘアブラシに係る意匠【意匠第1171248号】	ヘアブラシ
テレビジョン受像機に係る意匠【意匠第1127562号】	液晶テレビ
電子ゲーム器用情報記憶カートリッジに係る意匠【意匠第1110821号】	任天堂製携帯用液晶ゲーム機「GAMEBOY ADVANCE」用カートリッジ
人形用胴体に係る意匠【意匠第1202518号】	人形
オートバイに係る意匠【意匠第1063684号】	オートバイ
座骨矯正用座具に係る意匠【意匠第1164432号】	座骨矯正用座具
モータースクーターに係る意匠【意匠第1125349号】	モータースクーター
ビデオカメラ用蓄電池に係る意匠【意匠第1202206号、意匠第1202422号、意匠第1202423号】	ビデオカメラ用蓄電池
記録媒体に係る意匠【意匠第1208454号】	記録媒体(USBフラッシュメモリ)

(3)質問 1-2-1 の脚注 3 について 知的財産権侵害品(模倣品・海賊版)の取締りキャンペーン

<http://www.jpo.go.jp/mohouhin/24fy/campaign/>

模倣品・海賊版撲滅キャンペーン

- [キャンペーンTOP](#)
- [模倣品・海賊版ギャラリー](#)
- [キャンペーン動画](#)
- [ブランド鑑定ゲーム](#)
- [模倣品被害レポート事例集](#)
- [「模倣品・海賊版」について](#)
- [「知的財産権」について](#)
- [模倣品対策TOP](#)

偽物を買った人は、
偽者です。

経済産業省 特許庁
知的財産戦略本部・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文化庁・農林水産省・国土交通省観光庁・国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)



2013年 月

各位

「各国・地域の意匠権の効力範囲及び侵害が及ぶ範囲に関する調査研究」
アンケート調査のお願い

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、私ども、一般社団法人 日本国際知的財産保護協会(AIPPI JAPAN*)では、今年度、特許庁の委託を受けて「各国・地域の意匠権の効力範囲及び侵害が及ぶ範囲に関する調査研究」を行っております。

日本国においては、ハーグ協定ジュネーブ条約へ加盟をする方向で検討がなされています。それに先立って、国際受け付けた際の「意匠の認定」、審査における類否判断(意匠の権利範囲)の基準についても見直しの検討課題とされています。

そこで、本アンケート調査は、日本国意匠制度利用者の利便性向上、国際的制度調和を踏まえ、貴国の意匠の制度及び意匠権に関する情報を賜り、これからの日本における議論の参考資料とすることを目的として行うものでございます。

貴所のお名前は、日本国特許庁への報告書に掲載し、その後、日本国内に公表をさせていただきます。また、非公開とすることもできます。

本調査の趣旨をご理解の上、回答いただきますようお願い申し上げます。質問にご回答いただきましたら、AIPPI(下記アドレス)まで、e-mail、Fax または郵便にて 月 日までにご返送をお願い申し上げます。

*AIPPI JAPAN は、国際知的財産保護協会(AIPPI)日本支部として設立された公益団体です。詳しくは、国際本部あるいは日本支部のウェブサイトをご覧ください。
<https://www.aippi.org> http://www.aippi.or.jp/english/index_e.htm

ご協力よろしくようお願い申し上げます。

敬具

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会
国際法制研究所
所長 川上溢喜

本調査に対するお問い合わせ先：
岩本 東志之
〒105-0001 日本国 東京都港区虎ノ門 1-14-1
郵政福祉琴平ビル 4階
電話：+81-3-3591-5315
Fax：+81-3-3591-1510

意匠権に関するアンケート

以下のアンケートに回答をお願いいたします。

記入日： _____年 _____月 _____日

貴国名： _____

貴事務所名： _____

ご記入者名： _____

ご記入者役職： _____

ご担当部署： _____

I. 意匠権の類似範囲(scope of similarity)や効力範囲(scope of effect)及び侵害が及ぶ範囲(scope of infringement)について

1. 意匠の開示(disclosure)と意匠の類似範囲(scope of similarity)や意匠権の効力範囲(scope of effect)の関係についてお教えてください。

■質問 1-1-1 貴国の意匠法において規定されている登録要件(新規性、非自明性、独自性、識別性、創作非容易性など)についてお伺いします。これらのうち貴国において法定されているものはどれか、それらの規定を判断する際の判断主体は誰かをお教えてください。また、判断主体について参考となる裁判例や登録要件について意匠法の規定上、明記されていないものについて、裁判例で示された例がありましたら教えて下さい。

(例えば、意匠法上に明確には創作性の要件の規定はないものの、創作性について言及し、登録が認められなかった裁判例や無効裁判例など。)

参考に、日本では新規性と創作非容易性の規定があり、新規性の判断主体は需要者(取引者や需要者)、創作非容易性の判断主体はその意匠分野の当業者(意匠の属する分野における通常の知識を有する者)です。

回答 1-1-1

規定の名称	判断主体(裁判例)

■質問 1-1-2 前問 1-1-1 でお伺いした先行意匠に対する登録要件についておたずねします。これらの要件は先行意匠を中心にどのような範囲の意匠を対象とされますか。「同一」、「実質同一」、「類似の範囲」の中から選ぶか、いずれにも該当しない場合は「その他」に具体的に記載してください。また、それらを示した裁判例やその裁判例で根拠となった法律、政令、審査基準の該当する条文をお教えください。裁判例がない場合には、専門家の立場から貴国の規定がどのような範囲を示していると考えているか見解を教えてください。

参考に、日本の意匠法においては、新規性は先行意匠に類似する意匠まで判断の対象としません。

※「同一」とは、完全同一又は大きさ等の変更のみを意味します。

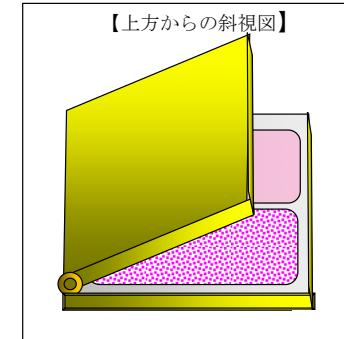
※「実質同一」とは、図面から実施物を作った際に形状を多少変更せざるを得ない程度のものを意味します。

※「類似」とは、需要者が似ていると判断する程度のものを意味します。

回答 1-1-2

規定の種類	先行意匠の範囲				裁判例及び根拠法律等 (判例がない場合は見解を記入してください)
	同一	実質同一	類似の範囲	その他	

■質問 1-1-3 意匠公報に掲載された登録意匠の図面あるいは写真によって開示されていない物品の部分は権利範囲にどのように影響しますか。例えば、下図は化粧品用ケースについての意匠ですが、意匠公報にはこの写真のみが掲載されているとお考えください。1つの斜視図(写真)のみで表現されているので、底面など開示されていない部分があります。このように表現(expression)された登録意匠の権利範囲はどのように考えますか。次の中から該当するもの全てを選んでください。該当するものがない場合又は回答できない場合はその理由を自由記載欄にご説明ください。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ化粧品の写真を示して回答を得た。

一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)

回答 1-1-3

<input type="checkbox"/>	図面等で表現されている部分のみの権利である。すなわち、見えていない部分はないものとして取り扱われる。(見えている部分だけが権利となっている)
<input type="checkbox"/>	図面等で表現されていない部分がディスクレームされた権利とされる。(見えていない若しくは表されていない部分は権利から除かれている)
<input type="checkbox"/>	開示が不十分であり意匠が特定できないので、権利は成立しない。もしくは無効事由を含んだ権利である。(具体的な理由について、以下の項目で当てはまるもの全てを選んで下さい。)
<input type="checkbox"/>	このような1図での出願は自国の規定に違反する。
<input type="checkbox"/>	底面や背面など、物品全体が開示されていない。
<input type="checkbox"/>	蓋を閉じた状態が不明である。
<input type="checkbox"/>	上蓋表面の凹凸等の形状が不明である。
<input type="checkbox"/>	光の反射等で形・色が特定できない
<input type="checkbox"/>	蓋と本体を止めているヒンジ部など細部の形状が不明確である。
<input type="checkbox"/>	その他、開示が不十分とする理由(自由記載)

■質問 1-1-4 願書の記載についてお教えください。願書に記載した物品名(title of article)は権利範囲にどのように影響しますか。次の中から該当するもの全てを選んでください。該当するものがない場合はその理由を自由記載欄にご説明ください。

回答 1-1-4

<input type="checkbox"/> 例えば、「ボールペン」、「万年筆」、「サインペン」、「シャープペン」等、願書に具体的な製品名称を記載することとされており、その権利は、願書に記載された当該物品のみに及ぶ。
<input type="checkbox"/> 例えば、「ボールペン」、「万年筆」、「サインペン」、「シャープペン」等、願書に具体的な製品名称を記載することとされており、その権利は、これらを含む包括的な製品群(例「筆記具」等)にまで及ぶ。
<input type="checkbox"/> 例えば、「ボールペン」、「万年筆」、「サインペン」、「シャープペン」等、願書に具体的な製品名称を記載することとされており、その権利は、これらを含む産業分野(例「文房具」等)にまで及ぶ。
<input type="checkbox"/> 例えば、「筆記具」等、願書に包括的な製品群を表す名称が物品名とすることが認められており、その権利範囲は、製品群である「筆記具」全般に及ぶ。
<input type="checkbox"/> 例えば、「筆記具」等、願書に包括的な製品群を表す名称が物品名とすることが認められており、その権利範囲は、「筆記具」の産業分野(例えば「文房具」等)にまで及ぶ。
<input type="checkbox"/> 例えば、「文房具」等、願書に物品の分野を表す名称が物品名とすることが認められており、その権利範囲は、「文房具」全般に及ぶ。
<input type="checkbox"/> 物品名のみでは権利範囲は決定せず、他の要素が影響する (影響する他の要素：)
<input type="checkbox"/> 物品名は権利範囲に影響しない
<input type="checkbox"/> その他(自由記載)

■質問 1-1-5 願書の記載についてお教え下さい。出願人は願書に意匠分類を記載することを義務づけられていますか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものがない場合はその理由を自由記載欄にご説明ください。

回答 1-1-5

<input type="checkbox"/> 義務
<input type="checkbox"/> 任意
<input type="checkbox"/> 出願人は記載することはできず、知財庁が付与する。
自由記載

■質問 1-1-6 願書の記載についてお教え下さい。出願人に意匠分類を記載することを認めている場合に、その意匠分類に間違い等があった場合、知財庁から何らかの対応を求められますか。

回答 1-1-6

自由記載

■質問 1-1-7 意匠分類の役割についてお教え下さい。次の中から該当するもの全てを選んでください。該当するものがない場合はその理由を自由記載欄にご説明ください。

回答 1-1-7

<input type="checkbox"/> 複数デザイナー一括出願を認めているため、意匠分類は1通の願書に含めることができるデザインの権利範囲(物品あるいは物品分野)等を決定する要素である。
<input type="checkbox"/> 出願に係るデザインの属するデザイン分野もしくは製品分野を決定するものである。
<input type="checkbox"/> 出願に係る意匠の物品の類似する物品や物品分野を決定するものである。
<input type="checkbox"/> 権利範囲の外延を示すものである。
<input type="checkbox"/> 意匠の権利範囲には関係ない。
<input type="checkbox"/> 出願の管理や、サーチを効率化するためのものである。
自由記載

■質問 1-1-8 願書の記載についてお教えください。願書に記載した意匠の特徴や物品の機能(function)及び用途(purpose of use)の説明はその意匠の権利範囲に影響しますか。次の中から該当するものすべてを選んでください。該当するものがない場合はその理由を自由記載欄にご説明ください。

回答 1-1-8

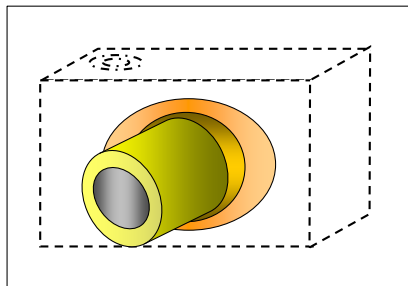
<input type="checkbox"/> 特徴についての記載は認められず、削除される。
<input type="checkbox"/> 機能についての記載は認められず、削除される。
<input type="checkbox"/> 用途についての記載は認められず、削除される。
<input type="checkbox"/> 説明は、審査官・審判官等が出願等を理解するためのみに利用される。

<input type="checkbox"/> 原簿の一部になる。
<input type="checkbox"/> 説明は、同一・実質同一・類似の判断の要素となり、権利範囲に影響する。
<input type="checkbox"/> 説明が権利範囲に影響する場合、用途及び機能が違う物品には意匠権の効力は及ばない。
<input type="checkbox"/> 説明が権利範囲に影響する場合、用途及び機能が違う物品であっても、形態が同じであれば意匠権の効力が及ぶ場合がある。
自由記載

■質問 1-1-9 物品の部分の意匠を保護する制度について質問をします。なお、物品の部分の意匠を保護はしない国の方は質問 1-1-10 に進んでください。

日本では、部分の意匠の保護は、保護を受けようとする部分を実線で、その他の部分を破線で表したり、また、色の使い分けによって区別して表現する必要があります。下図は、デジタルカメラの部分についての意匠であり、保護を受けようとするカメラのレンズ部分を実線で、それ以外のカメラ本体部分などが破線で表されています。

このような意匠の表現は、貴国の制度下において、破線はどのような意味をもつでしょうか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものがない場合はその理由を自由記載欄にご説明ください。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じデジタルカメラの図を示して回答を得た。

デジタルカメラの部分についての登録意匠の例

回答 1-1-9

<input type="checkbox"/> 破線部は権利範囲外であるから、破線部の形状にかかわらず、実線部の以下の項目が同一・実質同一・類似していれば、意匠権は及ぶ。
<input type="checkbox"/> 実線部の用途及び機能
<input type="checkbox"/> 実線部の形態
<input type="checkbox"/> 破線部は権利範囲外であるが、実線部との相対的な関係(破線部内における実線部の位置・大きさ・範囲等)が考慮された上で、実線部の以下の項目が同一・実質同一・類似していれば、

意匠権は及ぶ。
<input type="checkbox"/> 実線部の用途及び機能
<input type="checkbox"/> 実線部の形態
自由記載

■質問 1-1-10 前問 1-1-9 の図は、日本でのデジタルカメラの部分についての意匠を示しており、保護を受けようとするカメラのレンズ部分を実線で表し、それ以外のカメラ本体部分を破線で表しています。貴国の制度では、このような部分の意匠出願がなされた場合、どのようなオフィスアクションがあり、どのような対応が認められていますか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものがない場合はその理由を自由記載欄にご説明ください。なお、1-1-9 の図は、斜視図で示されていますが、正投影図法による基本 6 面図があるものとしてお答え下さい。

回答 1-1-10

<input type="checkbox"/> 自国の図面提出要件や方式要件を満たさないとされ、何らかのオフィスアクションが通知される。これに対し、出願人は破線を実線に描き変える補正をすることが認められている。(部分意匠を全体意匠にする補正が認められている。)
<input type="checkbox"/> 破線を実線に描き変えると意匠の内容(要旨)が変更されるため、補正が認められず、出願人にその旨の通知した後に出願が却下される。
自由記載

■質問 1-1-11 画像(graphic image)を保護している国の方に質問をいたします。表示されている状態の画像意匠(design containing graphic image)を認めている場合、保護対象をどのように考えますか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものがない場合はその理由を自由記載欄にご説明ください。

回答 1-1-11

<input type="checkbox"/> 画像そのものを保護対象としている。(例えば、「GUI」、「アイコン」を物品名(タイトル等)として記載する)
<input type="checkbox"/> 物品の一部として保護している。(「GUI」、「アイコン」を物品名(タイトル等)として記載できず、GUI 等を用いる製品名を記載する必要がある。例えば「GUI が表示されたテレビ」等)
<input type="checkbox"/> グラフィックシンボル、ロゴ、タイプフェイスも保護対象としている。

自由記載

■質問 1-1-12 画像(graphic image)の権利であることは願書の何によって決定すると考えられますか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものがない場合はその理由を自由記載欄にご説明ください。

回答 1-1-12

物品名

説明

図面

自由記載

■質問 1-1-13 画像意匠(design containing graphic image)の実施もしくは直接的な侵害に該当すると考えられる行為を教えてください。次の中から該当するものを全て選んでください。該当するものがない場合や、規定上の行為にはないが想定される行為等があれば、その理由を自由記載欄にご説明ください。

回答 1-1-13

当該画像の「製造」

例えば、どのような行為が画像の「製造」にあたりますか
(例：権利化された画像を含むプログラムを機器にインストールする行為など)(自由記載)

当該画像の「使用」

例えば、どのような行為が画像の「使用」にあたりますか
(例：権利化された画像を表示機器に表示することなど)(自由記載)

当該画像の「譲渡」

例えば、どのような行為が画像の「譲渡」にあたりますか
(例：権利化された画像を含むプログラムがインストールされた機器の譲渡やプログラムそのものの譲渡など)(自由記載)

当該画像の「貸渡し」

例えば、どのような行為が画像の「貸渡し」にあたりますか
(例：権利化された画像を含むプログラムがインストールされた機器の貸渡しやプログラムそのものの貸渡しなど)(自由記載)

当該画像の「輸出入」

例えば、どのような行為が画像の「輸出入」にあたりますか
(例：権利化された画像を含むプログラムがインストールされた機器の輸出入やプログラムそのものの輸出入など)(自由記載)

当該画像の「譲渡・貸渡しの申出(そのための展示を含む)」

例えば、どのような行為が画像の「譲渡・貸渡しの申出」にあたりますか
(例：権利化された画像を含むプログラムがインストールされた機器の譲渡・貸渡しの申出やプログラムそのものの譲渡・貸渡しの申出など)(自由記載)

2. 意匠の単一性と意匠権の効力範囲の関係についてお教えてください。

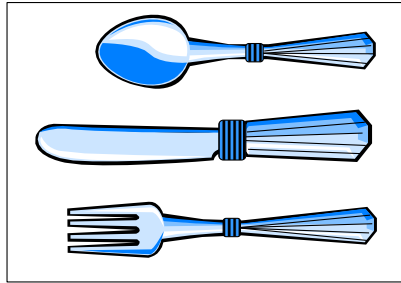
■質問 1-2-1 セットもの又組物の意匠を保護する制度を有する国の方に質問をします。

ここで、セットものの意匠とは、同時に使用される複数の物品からなるものであり、日本ではセットを構成するそれぞれの意匠が全体として統一感がある場合これらを組物と扱い、一の意匠として意匠権が付与されるものです。日本では、56品目のセットものが組物として意匠登録を受けることができます。

下に日本で認められる「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」についての組物の意匠の例を示します。

貴国において、日本で認められている組物のようなセットものの権利についてお伺いします。

下図は柄部の特徴的な意匠が共通するスプーン、フォーク、ナイフのセットを表しています。貴国の法制度の下、このようなセットを一意匠と認めて出願をすることはできるでしょうか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものがない場合はその理由を自由記載欄にご説明ください。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

登録された組物の意匠の例

回答 1-2-1

<input type="checkbox"/> スプーン、フォーク、ナイフのセットは一意匠として認められ出願ができる。	
一意匠として認められる場合、物品名は、例えばどのようなものですか 物品名の例、(自由記載)	
一意匠として認められる場合、説明(ディスクリプション)の記載は、どのようなことを記載する必要がありますか	
<input type="checkbox"/> 特にセットものであることの説明を記載する必要はない。	<input type="checkbox"/> セットもので権利を認めてもらうために、デザインの共通性などの説明が必要である。 説明への記載の例、(自由記載)
<input type="checkbox"/> セットもので権利を認めてもらうために、デザインの共通する箇所などのクレーム説明が必要である。 クレームの記載の例、(自由記載)	
貴国・地域の法制度下でクレームの記載が認められているとき、一意匠として認められる場合のクレームの記載は、例えばどのようなものですか	
<input type="checkbox"/> 特にセットものであることのクレームを記載する必要はない。	<input type="checkbox"/> セットもので権利を認めてもらうために、デザインが共通する箇所などのクレーム説明が必要である。 クレームの記載の例、(自由記載)
<input type="checkbox"/> セットもので権利を認めてもらうために、デザインが共通する箇所などのクレーム説明が必要である。 クレームの記載の例、(自由記載)	
<input type="checkbox"/> 柄部の特徴的な意匠が共通していても、スプーン、フォーク、ナイフそれぞれの意匠は独立しており、別個に出願をしなければならない。	
自由記載	

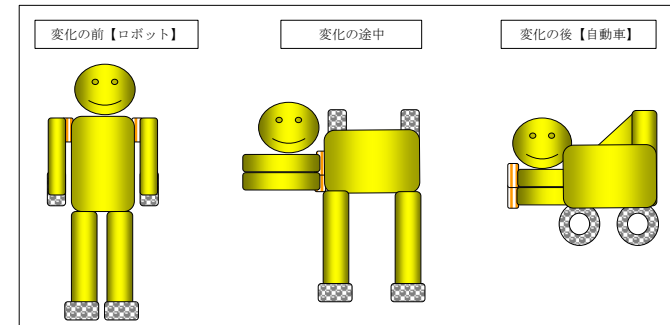
■質問 1-2-2 前問 1-2-1 でスプーン、フォーク、ナイフのセットは一意匠として認められ出願ができることと回答された国の方に質問をいたします。このような意匠の権利範囲について教えてください。次の中から該当するものを選んでください(想定される拒絶の根拠条文もお教えてください)。該当するものがない場合はその理由を自由記載欄にご説明ください。

回答 1-2-2

<input type="checkbox"/> セットもの又は組物の意匠権は、同じ物品で構成されるセットもの又は組物全体としての実施にのみ意匠権の効力が及ぶ。
<input type="checkbox"/> セットもの又は組物の意匠権は、同じ物品で構成されるセットもの又は組物全体としての実施及びセットものを構成するいずれかの物品単独の実施にも意匠権の効力が及ぶ。
自由記載

■質問 1-2-3 機能に基づいて変化する物品が一の意匠として保護される国の方に質問します。このような物品の意匠権は、変化の途中の形態にも効力が及びますか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものがない場合又は回答できない場合はその理由を自由記載欄にご説明ください。

物品がその機能に基づいて変化する意匠の例として、下に変化する立体形状のおもちゃの例を示します。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

物品がその機能に基づいて変化する意匠の例(立体形状変形おもちゃ)

回答 1-2-3

<input type="checkbox"/> 意匠権の効力は、最初の形態及び最後の形態にのみ意匠権の効力が及ぶ。
<input type="checkbox"/> 意匠権の効力は、最初の形態及び最後の形態に加えて変化途中の過程における形態にまで及ぶ。
<input type="checkbox"/> 意匠権の効力は、図面に表された形状が全て同一か類似する場合に権利が及ぶ。

自由記載

■質問 1-2-4 変化する画像(graphic image)が一の意匠として保護される国の方に質問します。下図は変化する画像の意匠を表しています。これはスマートフォンなどの表示画像で、上の画像をめくると下から違った画像が現れてくるものです。貴国の法制度の下、このような変化する画像を一意匠と認めて出願をすることはできるでしょうか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものがない場合はその理由を自由記載欄にご説明ください。



変化する画像についての意匠

回答 1-2-4

<input type="checkbox"/> 変化する画像は一意匠として認められ出願ができる。
<input type="checkbox"/> 画像の変化に連続性はあっても、各画像意匠は独立しており、別個に出願をしなければならない。
自由記載

■質問 1-2-5 前問 1-2-4 で変化する画像は一意匠として認められ出願ができると回答された国の方に質問をいたします。このような画像意匠の権利範囲についてお教えください。次の中から該当するものを選んでください。該当するものがない場合はその理由を自由記載欄にご説明ください。

回答 1-2-5

<input type="checkbox"/> 変化する一意匠としての特徴を認めた画像意匠であるから、変化の状態がすべて同一・実質同一・類似のものにのみ権利が及ぶ。
<input type="checkbox"/> 変化する一意匠としての特徴とともに個々の画像の特徴も認めて登録されると考えられるものであるから、いずれかの画像に同一・実質同一・類似するものがあれば権利は及ぶ。

3. 登録意匠の無効制度、無効理由についてお教えください。

■質問 1-3-1 貴国の法制度において、登録された意匠の有効性判断を争って、登録を無効にすることができる制度及びそのような手続きを行う機関としてどのようなものがありますか。次の中から該当するものをすべて選んでください。該当するものがない場合又は回答できない場合はその理由を自由記載欄にご説明ください。

回答 1-3-1

<input type="checkbox"/> 知財庁における登録後(公告後)異議申立
<input type="checkbox"/> 裁判所における登録後(公告後)異議申立
<input type="checkbox"/> 知財庁以外の行政機関による権利無効化の制度
<input type="checkbox"/> 知財庁における無効審判
<input type="checkbox"/> 知財庁における無効裁判
<input type="checkbox"/> 裁判所における無効裁判
<input type="checkbox"/> その他の機関・制度(自由記載)

■質問 1-3-2 貴国の法制度において登録無効となる事由としてどのようなものがありますか。次の中から該当するものをすべて選んでください。該当するものがない場合はその無効事由を自由記載欄に記載してください。

回答 1-3-2

<input type="checkbox"/> 保護対象非該当
<input type="checkbox"/> 工業利用性欠如
<input type="checkbox"/> 新規性欠如
<input type="checkbox"/> 創作非容易性欠如
<input type="checkbox"/> 他人の先行出願による開示

<input type="checkbox"/> 公序良俗を害するおそれのある意匠
<input type="checkbox"/> 他人の業務に係る物品と混同のおそれのある意匠
<input type="checkbox"/> 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠
<input type="checkbox"/> 条約に違反して登録されたとき
<input type="checkbox"/> その他(自由記載)
判決例について ・登録無効になった判決の事例を知っていたら教えてください 判決例等：

■質問 1-3-3 貴国の法制度において、方式審査あるいは実体審査において拒絶の理由にはなるが無効事由とはならない要件はありますか。あれば、自由記載欄に記載してください。

参考に、日本の意匠法では、一の出願には一の意匠を含めることが登録要件とされていますが、この規定に違反して二つの意匠が含まれる出願が登録されても、無効事由とはなりません。

回答 1-3-3

自由記載

■質問 1-3-4 貴国における意匠法の保護対象と著作権との関係について、調整規定があればその具体的な内容を教えてください。自由記載欄に根拠となる法律の条文とともに記載してください。

参考に、日本では意匠法の保護対象である意匠は工業上利用できる物品ですが(意匠法第2条1項、第2項、第3条1項柱書)、著作権法の保護対象である著作物は思想又は感情を創作的に表現したもの(著作権法第2条第1項)と定義され、原則として意匠法の保護対象が著作権と重疊的に保護されることはありません。

回答 1-3-4

自由記載

--

■質問 1-3-5 登録意匠と無効事由とされる先行意匠との関係についてお伺いします。無効の判断において対象とされる先行意匠は、提示された先行意匠と同一意匠に限られるでしょうか。それとも、提示された先行意匠を中心に同一性の範囲を認め、登録意匠がその範囲内に入っていれば無効であるとの判断をしますか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものがない場合又は回答できない場合はその理由を自由記載欄にご説明ください。また、先行意匠に同一性の範囲を認める場合はその認定手法を具体的にご説明ください。

回答 1-3-5

<input type="checkbox"/> 先行意匠と同一意匠のみを無効事由と考える。
<input type="checkbox"/> 先行意匠を中心に同一性の範囲を認めて、登録意匠がその範囲内に入ると認定されれば無効事由があると考ええる。
自由記載 [認定手法]

II. 意匠権侵害について

1. 意匠権侵害に該当する行為の態様についてお教えてください。

■質問 2-1-1 日本の意匠法では他人の登録意匠を許諾なく業として実施する行為は意匠権の侵害行為となります。ここで実施とは以下の行為をいいます。これらに該当する行為は「直接侵害」とされます。

- (1) 直接侵害
意匠に係る物品に関する以下の行為
- (i) 製造
 - (ii) 使用
 - (iii) 譲渡
 - (iv) 貸し渡し
 - (v) 輸出
 - (vi) 輸入
 - (vii) 譲渡若しくは貸し渡しの申出

また、以下の行為は侵害とみなされ「間接侵害」とされています。

- (2) 間接侵害
- (i) 業として、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、譲

渡等(譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。)若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための展示を含む。以下同じ。)をする行為。

(ii)登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を業としての譲渡、貸渡し又は輸出のために所持する行為。

貴国の制度において、(1)の直接侵害については、どのような行為が実施行為にあたるかを1-1-13の質問できていておりますが、それらは直接侵害に該当する行為であるとしてよいですか、また、以下のどの行為が間接侵害とされますか。次の中から該当するものをすべて選んでください。該当するものがない場合はその態様を自由記載欄に記載してください。

回答 2-1-1

(1)貴国において「直接侵害」に該当する行為	
<input type="checkbox"/>	1-1-13の選択肢で選択した行為は全て直接侵害に該当する
<input type="checkbox"/>	1-1-13の選択肢で選択した行為以外にも直接侵害に該当する行為がある (1-1-13の選択肢以外の直接侵害の行為：)
<input type="checkbox"/>	1-1-13の選択肢で選択した行為のうち直接侵害に該当しない行為がある (1-1-13の選択肢で直接侵害に該当しない行為：)
(2)貴国において「間接侵害」に該当する行為	
<input type="checkbox"/>	業として、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為。
<input type="checkbox"/>	登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を業としての譲渡、貸渡し又は輸出のために所持する行為。
自由記載 [その他の行為]	

2. 意匠権侵害判例についてお教えてください。

■質問 2-2-1 意匠権の効力範囲の認定、直接侵害、間接侵害(Contributory Infringement)が争点となった意匠権侵害訴訟の判例がありましたらお教えてください。判例は過去10年ぐらいに判決が出されたものが好ましいですが、重要判例は古くてもよいのでお教えてください。

回答 2-2-1

自由記載

--

■質問 2-2-2 アイコン、ロゴ、画像(graphic image)、模様などの2次元的意匠権が認められている国において、このような保護対象に関する意匠権侵害訴訟の判例がありましたらお教えてください。

回答 2-2-2

自由記載

III. 審査実務、その他について

1. パリ条約による優先権又はパリ条約にならった優先権(以下、あわせて「パリ条約の優先権」と言います)の主張を伴う意匠出願の扱いについてお教えてください。

■質問 3-1-1 パリ条約による優先権やグレースピリオドに関し、意匠の同一について裁判所で争われた例はありますか。審決、判決があれば自由記載欄に記載をお願いいたします。

回答 3-1-1

自由記載 [審決・判決例]

2. 意匠の登録要件としての「創作非容易性(creative difficulty)」に関連してお教えてください。

日本では、意匠登録の要件として新規性ととも創作非容易性も求められます。創作非容易性とは、下に示す規定の通り公然知られた意匠などから容易に創作ができないという要件です。

【創作非容易性】(意匠法第3条2項)

意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内又は外国において公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

■質問 3-2-1 質問 1-1-1 で貴国の法制度で創作非容易性が規定されていると回答された方に質問をします。日本では、創作非容易性がない意匠とされるつの類型が審査基準に示されています。このうちの事例を以下に示しますので、貴国の法制度における創作非容易性などの規定の適用があり、登録を受けられないと考えられる事例、若しくは公告異議申し立てがあった場合に登録無効となる事例をすべて選んでください。また、他にも具体例が考えられる場合は、自由記載欄に説明をしてください。

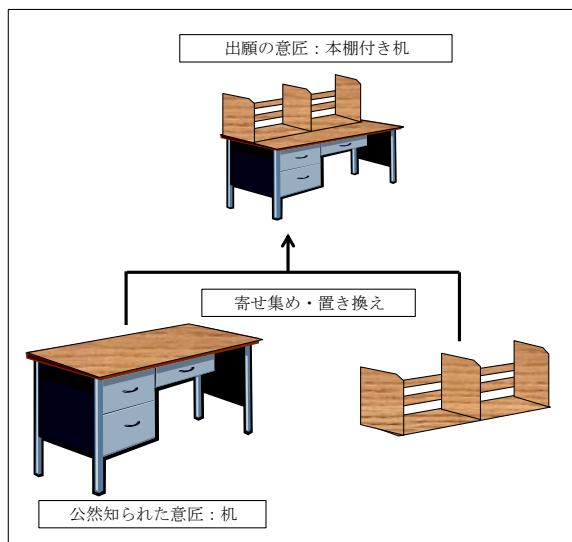
(1) 寄せ集め・置換の意匠

公知の意匠を寄せ集めて創作した意匠や、公知の意匠の一部を別の公知の意匠の一部に置き換えることをいいます。

【具体的事例】

その意匠の属する分野において、本立てを机に組み合わせることは当業者にとってありふれた手法です。

“本棚付き机”



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

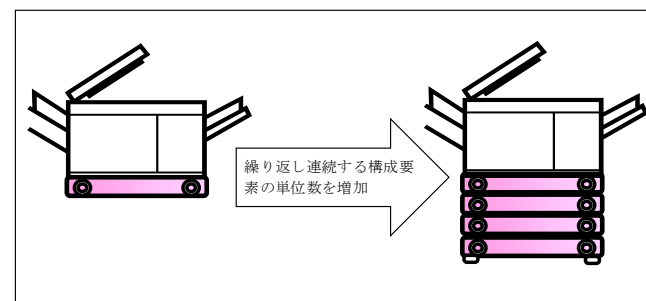
(2) 構成比率の変更又は連続する単位の数の増減による意匠

公然知られた意匠の全部又は一部の構成比率又は公然知られた意匠の繰り返し連続する構成要素の単位の数を当業者にとってありふれた手法により変更したにすぎない意匠をいいます。

【具体的事例】

同じ引き出しの形状を有する電子複写機等の分野において、公然知られた意匠の繰り返し連続する構成要素の単位の数を適宜増減させることは当業者にとってありふれた手法です。

“電子複写機”



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

(3) 商慣行上の転用による意匠

非類似の物品の間に当業者にとって転用の商慣行というありふれた手法がある場合において、転用された意匠をいいます。

【具体的事例】

その意匠の属する分野において、おもちゃの形状を乗物の形状に模することは当業者にとって商慣行上行われています。

“Toy Motorcycle”



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

回答 3-2-1

<input type="checkbox"/> (1) 寄せ集め・置換の意匠(本棚付き机)
<input type="checkbox"/> (2) 構成比率の変更又は連続する単位の数の増減による意匠(電子複写機)
<input type="checkbox"/> (3) 商慣行上の転用による意匠(オートバイおもちゃ)
自由記載

3. グレースピリオド期間における意匠出願の扱いについてお教えください。

■**質問 3-3-1** 意匠公報へのグレースピリオドに関する情報掲載について質問をします。貴国の制度下では、第三者の登録取消しあるいは登録無効手続の便宜のために、グレースピリオドに関する情報を意匠公報に掲載していますか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものがない場合は自由記載欄にご説明ください。

回答 3-3-1

<input type="checkbox"/> グレースピリオドの情報を公報に掲載している。
<input type="checkbox"/> グレースピリオドの情報を公報に掲載していない。
自由記載

■**質問 3-3-2** 前問 3-4-1 でグレースピリオドに関する情報を公報へ掲載しないと回答した方へ質問をいたします。登録無効などの手続きを行おうとする第三者は、グレースピリオド申請のされた権利であることをどのようにして知り得ることができますか。自由記載欄に具体的にご説明ください。

参考に、日本の意匠法では、自己が公知にした意匠について新規性喪失の例外規定の適用を受けて意匠登録出願をした場合、意匠公報にその旨の表示がされ第三者はその事実を知ることができます。

回答 3-3-2

自由記載

IV. 意匠権侵害事件及び侵害に対する救済について

1. 意匠権侵害に対する救済機関及び救済の種類についてお教えください。

■**質問 4-1-1** 貴国において、意匠権が侵害された場合に救済を求める機関としてどのようなものがありますか。次の中から該当するものをすべて選んでください。複数ある場合はその中で最も一般的に使われている機関とその理由を自由記載欄に記入してください。

回答 4-1-1

<input type="checkbox"/> 裁判所
<input type="checkbox"/> 警察
<input type="checkbox"/> 税関
<input type="checkbox"/> 知的財産権庁
<input type="checkbox"/> その他の行政機関
自由記載

■**質問 4-1-2** 前問 4-1-2 で質問した各救済機関における準備、手続き、処分などにおけるメリット、デメリット(例えば、準備の負担、審理期間の長さなど)をお教えください。

回答 4-1-2

	メリット	デメリット
裁判所		

警察		
税関		
知的財産 権庁		
その他の 機関		

■質問 4-1-3 貴国では意匠権の民事的救済として請求できる内容はどのようなものですが。次の中から該当するものをすべて選んでください。また、その他にも認められる救済があれば自由記載欄に説明をしてください。

回答 4-1-3

<input type="checkbox"/> 差止請求
<input type="checkbox"/> 損害賠償その他金銭的請求
<input type="checkbox"/> 侵害品の破棄、侵害に供した設備の除去の請求
<input type="checkbox"/> 信用回復措置請求
自由記載

■質問 4-1-4 貴国においては意匠権の侵害は刑事罰の対象とされますか。次の中から該当するものを選んでください。

回答 4-1-4

<input type="checkbox"/> 刑事罰の対象とされる。
<input type="checkbox"/> 刑事罰の対象とされない。

■質問 4-1-5 前問 4-1-4 で意匠権侵害が刑事罰の対象とされると回答された国の方に質問をします。刑事罰はどのような内容ですか。次の中から該当するものをすべて選んでください。罰金刑が科される場合はその金額を、懲役刑が科される場合はその期間を自由記載欄に記入をお願いします。

ます。またその他にも認められる刑罰の種類があれば自由記載欄に記入してください。

回答 4-1-5

<input type="checkbox"/> 罰金刑
<input type="checkbox"/> 懲役刑
<input type="checkbox"/> 罰金刑と懲役刑の併科刑
自由記載

2. 意匠権侵害事件一般についてお教えてください。

■質問 4-2-1 貴国における意匠権侵害訴訟に至るまでの一般的な当事者間におけるやりとりについてお教えてください。次の中から該当するものを選んでください。該当するものがない場合又は補足説明が必要な場合は自由記載欄にご記入ください。

回答 4-2-1

<input type="checkbox"/> 意匠権利者は、侵害行為の中止、損害賠償の請求などを記載した警告状と意匠公報を内容証明郵便で、被疑侵害者宛に送付する。これに対して被疑侵害者は意匠権を侵害していないことの理由を記載した回答書を送付する。
<input type="checkbox"/> 権利行使を行うことが相手方に知られることを避けるために、意匠権者は警告状を送付することなく被疑侵害者を裁判所に提訴するか警察に告訴する。
自由記載

■質問 4-2-2 意匠権侵害が刑事罰の対象とされている国の方に質問をします。意匠権侵害に対して救済を求めて争う場合、民事訴訟で争う場合と刑事訴訟とする場合のメリット、デメリットをお教えてください(質問 4-1-2 の回答と一部重複してもかまいません)。

回答 4-2-2

	メリット	デメリット
民事訴訟		

刑事訴訟		
------	--	--

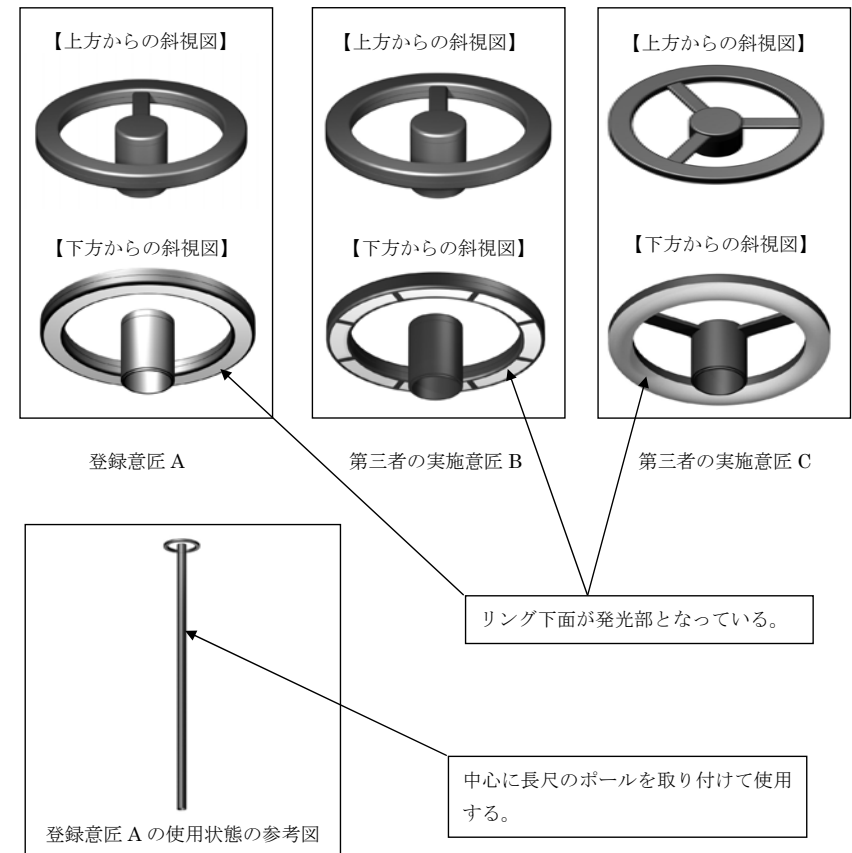
■質問 4-2-3 意匠権者の立場から以下の質問にご回答ください。貴国において権利行使を行う場合、基礎となる意匠権における意匠の開示として、侵害が認められやすい意匠の開示方法または開示程度(開示程度)はどのようなものでしょうか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものがない場合又は補足説明が必要な場合は自由記載欄にご記入ください。

回答 4-2-3

<input type="checkbox"/> 登録意匠は、通常の使用状態では使用者からは観察できない面(例えば、冷蔵庫の背面など)も開示し、物品のすべての面が見えるような意匠の表現が権利行使の際には有利である。
<input type="checkbox"/> 意匠を表現する方法は、線図による図面よりも写真又は CG の方が裁判所に容易に意匠を理解してもらえるので権利行使の際には有利である。
<input type="checkbox"/> 願書において、意匠に係る物品の使用方法、機能、用途などを記載できる場合は、できるだけ詳細に記載した方が権利行使の際には有利である。
自由記載

■質問 4-2-4 意匠権の侵害の及ぶ範囲について具体例でお教えください。次に 4 つの具体例をお示しします。それぞれの具体例で登録意匠の意匠権の効力が各実施意匠に及ぶと考えるものをお答えください。
※具体例の意匠 A-I は、貴国の図面提出要件を満たしているものとしてご回答下さい。

【具体例 1】下の意匠 A、意匠 B、意匠 C はいずれも物品が「街路灯灯具本体」で同一であり、意匠 A は登録意匠で、意匠 B、意匠 C は第三者が製造・販売をしている意匠であるとして、登録意匠 A には対して、意匠 B 及び意匠 C は発光面(底面)の形状が異なるとともに、意匠 C は発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なります。図面は CG で作成されています。このとき、意匠 B、意匠 C は、登録意匠 A の意匠権を侵害すると判断できますか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものがない場合はその理由を自由記載欄にご説明ください。



回答 4-2-4 【具体例 1】

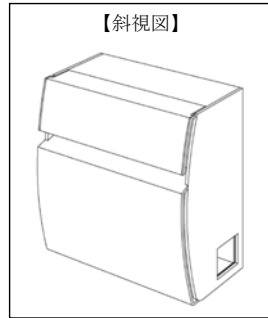
<input type="checkbox"/> 意匠 B 及び意匠 C のいずれも登録意匠 A の意匠権を侵害すると判断できる。
<input type="checkbox"/> 意匠 B は登録意匠 A の意匠権を侵害するが、意匠 C は侵害しないと判断できる。
<input type="checkbox"/> 意匠 B、意匠 C のいずれも登録意匠 A の意匠権を侵害しないと判断できる。
自由記載

【具体例 2】

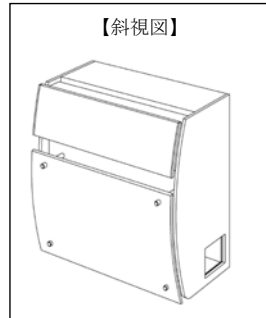
下の意匠 D 及び意匠 E はいずれも物品が郵便受箱で同一であり、意匠 D は登録意匠で、意匠 E は第三者が製造・販売をしている意匠であるとして、第三者の実施意匠 E は、前面のカバー形

状が登録意匠 D とやや異なります。

このとき、意匠 E は、登録意匠 D の意匠権を侵害すると判断できますか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものがない場合はその理由を自由記載欄にご説明ください。



登録意匠 D



第三者の実施意匠 E

回答 4-2-4 【具体例 2】

- 意匠 E は登録意匠 D の意匠権を侵害すると判断できる。
- 意匠 E は登録意匠 D の意匠権を侵害しないと判断できる。
- 自由記載

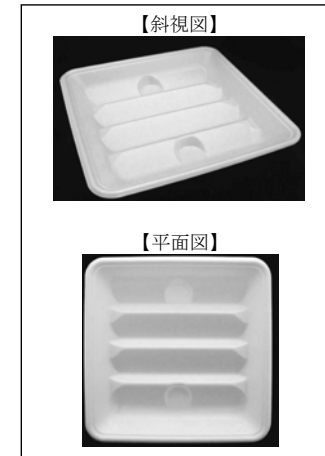
【具体例 3】

下の意匠 F 及び意匠 G はいずれも物品が包装容器で同一であり、意匠 F は登録意匠で、意匠 G は第三者が製造・販売をしている意匠であるとして、第三者の実施意匠 G は、全体の形状、底面の山形部の数、凹部の位置が登録意匠 F とやや異なります。

このとき、意匠 G は、登録意匠 F の意匠権を侵害すると判断できますか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものがない場合はその理由を自由記載欄にご説明ください。



登録意匠 F



第三者の実施意匠 G

回答 4-2-4 【具体例 3】

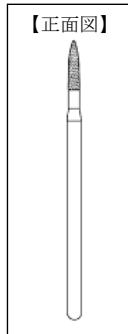
- 意匠 G は登録意匠 F の意匠権を侵害すると判断できる。
- 意匠 G は登録意匠 F の意匠権を侵害しないと判断できる。
- 自由記載

【具体例 4】

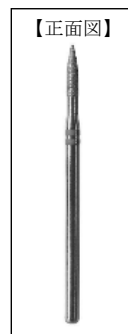
下の意匠 H 及び意匠 I はいずれも物品が歯科用回転器具で同一であり、意匠 H は登録意匠で、意匠 I は第三者が製造・販売をしている意匠であるとして、第三者の実施意匠 I は側部に、登録意匠 H にはない二重の輪状模様が付されています。

このとき、実施意匠 I は、登録意匠 H の意匠権を侵害すると判断できますか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものが無い場合は自由記載欄にご説明ください。

なお、意匠に係る物品である「歯科用回転器具」は、人工歯の形態を研削して修整するためのものであり、歯科用電気エンジン又は歯科用ハンドピースに装着して回転させながら使われるものです。また、本器具は軸対象に加工されています。



登録意匠 H



第三者の実施意匠 I

回答 4-2-4 【具体例 4】

意匠 I は登録意匠 H の意匠権を侵害すると判断できる。

意匠 I は登録意匠 H の意匠権を侵害しないと判断できる。

自由記載

V. 意匠権侵害事件に関する貴事務所の経験について

1. 貴所における意匠権侵害事件の統計について教えてください。

■質問 5-1-1 貴所において、意匠権侵害の権利行使(権利行使を行う場合又権利行使をされる場合の両方を含みます。以下、質問 5-2-2 まで同様です)に関する年間相談件数は平均で何件ぐらいでしょうか。また、過去からの累計件数では何件ぐらいでしょうか。

回答 5-1-1

年間相談件数：

累積相談件数：

■質問 5-1-2 質問 5-1-1 における権利行使についての相談事案のうち、訴訟に至らずまたは訴訟において和解した件数は平均で年間何件ぐらいでしょうか。また、過去からの累積では和解した件数は何件ぐらいでしょうか。

回答 5-1-2

年間和解件数：

累積和解件数：

■質問 5-1-3 過去において訴訟に至らず和解で解決した事件件数と訴訟に至った件数のこれまでの累積での比率をお教えてください。

回答 5-1-3

和解件数と訴訟件数の比率：

■質問 5-1-4 意匠権侵害が刑事罰の対象とされる国の方に質問をします。貴所において意匠権侵害の権利行使に関する事案で、民事事件として取り扱う件数と刑事事件として取り扱う件数のこれまでの累積での比率をお教えてください。

回答 5-1-4

民事事件と刑事事件の比率：

■質問 5-1-5 意匠権侵害が刑事罰の対象とされる国の方に質問をします。貴所において意匠権侵害を刑事事件として扱う事案は年間何件ぐらいでしょうか。また、過去からの累積では何件ぐらいでしょうか。

回答 5-1-5

年間刑事事件件数：

累積刑事事件件数：

2. 貴所における意匠権侵害事件に関する経験をお教えてください。

■質問 5-2-1 意匠権侵害事件において和解において解決できず、訴訟となった主な理由は何でしょうか。特に意匠権の効力範囲が争点となった事案の場合は詳細にお教えてください。下の自由記載欄にご説明ください。

回答 5-2-1

自由記載

■質問 5-2-2 和解で解決できず訴訟に至った意匠権侵害事件で、裁判所の判断についての貴所の経験をお教えてください。次に示す事項が意匠権の効力範囲を認定する際に裁判所によって考慮されたでしょうか。考慮された場合は該当するものを選択をして、具体的にどのように考慮されたかをお教えてください。

(i) 図面または写真では開示されていない箇所(質問 1-1-3 を参照してください)

(ii) 色彩の有無(例えば、意匠公報に掲載された意匠は色彩のない線図で表現されていたのに対し、実施品(被疑侵害品)は同一形状で色彩が付けられたものであった場合)

(iii) 意匠公報に掲載された参考図(意匠の理解をし易くするための図面で、意匠権の権利範囲の認定には用いられない図面をいいます)

(iv) 実施品(被疑侵害品)の実施態様(例えば、販売状態では実施品は容器に入れられた状態であり、購買者は外部からは直接実施品を見ることができなかった場合など)

回答 5-2-2

<input type="checkbox"/> (i) について(どのように考慮されたか:)
<input type="checkbox"/> (ii) について(どのように考慮されたか:)
<input type="checkbox"/> (iii) について(どのように考慮されたか:)
<input type="checkbox"/> (iv) について(どのように考慮されたか:)

VI. 官庁のサービスの利用について

■質問 6-1-1 貴国では、公共機関(知財庁を含む)が、先行意匠の調査サービス業務をおこなっていますか。次の中から該当するものを選んでください。

回答 6-1-1

<input type="checkbox"/> 公共機関が先行意匠調査サービスを行っていない。
<input type="checkbox"/> 公共機関が先行意匠調査サービスを行っている。

■質問 6-1-2 公共機関(知財庁を含む)が、先行意匠の調査サービス業務を行っている場合は当該サービスについて以下の点をお教えてください。

回答 6-1-2

(i) 当該サービスを利用した経験はありますか(自由記載)
(ii) 当該サービスの利便性はどうか(自由記載)
(iii) 当該サービスの料金をお教えてください(自由記載)
(iv) 当該サービスの評判はどうか(自由記載)

■質問 6-1-3 貴国では、先行意匠の調査をおこなっている民間企業がありますか。次の中から該当するものを選んでください。

回答 6-1-3

<input type="checkbox"/> 先行意匠調査を行っている民間企業はない。
<input type="checkbox"/> 先行意匠調査を行っている民間企業がある。

■質問 6-1-4 先行意匠調査を行っている民間企業がある場合は、以下の点をお教えてください。

回答 6-1-4

(i) 当該調査企業(商用データベース)を利用した経験はありますか(自由記載)
(ii) 当該調査企業(商用データベース)の利便性はどうか(自由記載)
(iii) 当該調査企業(商用データベース)の料金をお教えてください(自由記載)
(iv) 当該サービスの評判はどうか(自由記載)

■質問 6-1-5 諸外国の公共機関(知財庁を含む)による調査サービス、あるいは諸外国の民間企業による先行意匠の調査を利用していますか。次の中から該当するものを選んでください。

回答 6-1-5

諸外国の公共機関あるいは民間企業による先行意匠調査サービスは利用していない。

諸外国の公共機関あるいは民間企業による先行意匠調査サービスを利用している。

■質問 6-1-6 諸外国の公共機関あるいは民間企業による先行意匠調査サービスを利用している場合は当該サービスについて以下の点をお教えてください。

回答 6-1-6

(i)どの国(民間企業である場合はできれば企業名も)のサーチサービスをよく利用しますか(自由記載)

(ii)当該サービスの利便性はどうか(自由記載)

(iii)当該サービスの料金をお教えてください(自由記載)

(iv)当該サービスの評判はどうか(自由記載)

■質問 6-1-7 貴国では、意匠権侵害訴訟や無効手続において使用する証拠収集のための、侵害品の特定や調査、無効事由調査について、民間の法律事務所や調査機関に制限が加えられていますか。次の中から該当するものを選んでください。加えられている場合は活用できる機関を具体的に自由記載欄に記入してください。

回答 6-1-7

侵害品の特定や調査、無効事由調査について制限が加えられていない。

侵害品の特定や調査、無効事由調査について制限が加えられている。

自由記載 [調査できる機関]

Ⅶ. 海外出願人が直接代理を希望する場合の推薦機関等の存在について

■質問 7-1-1 海外出願人からの直接の依頼に応えられる体制(直接代理を行う代理人を推薦する機関)がありますか。次の中から該当するものを選んでください。

回答 7-1-1

直接代理を行う代理人を推薦する機関がある。

直接代理を行う代理人を推薦する機関はない。

■質問 7-1-2 直接代理について何らかの規定はありますか(法的な義務、弁理士会の規定等)。次の中から該当するものを選んでください。ある場合は規定の名称を自由記載欄に具体的に記入してください。

回答 7-1-2

ある。(自由記載) [規定の名称]

ない。

■質問 7-1-3 日本の出願人が直接代理を希望した場合に代理人を紹介してくれる機関はありますか。次の中から該当するものを選んでください。ある場合は機関の名称を自由記載欄に具体的に記入してください。

回答 7-1-3

ある。(自由記載) [機関名]

ない。

■質問 7-1-4 前問 7-1-3においてあると回答された国の方に質問をします。そのような機関で日本語の分かる代理人が存在する機関はありますか。次の中から該当するものを選んでください。ある場合は自由記載欄に具体的に機関名を記入してください。

回答 7-1-4

ある。(自由記載) [機関名]

ない。

VII. 情報提供依頼

貴国において、意匠権の効力範囲及び侵害の及ぶ範囲に関して、特に参考となる Web 情報の URL、文献名及びそれらの該当箇所の要約、著作者名をお教えてください。著作権に関わる場合は別途ご相談をさせていただきます。

以上でアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

【企業】



International Association for the Protection of Intellectual Property of Japan

Office Address
AIPPI-JAPAN
4F, Yusei Fukushi Korohira Bldg.
14-1, Toranomon 1-chome,
Minato-ku, Tokyo,
105-0001, Japan
Telephone : Tokyo (03) 3591-5301
Facsimile : Tokyo (03) 3591-1510

2013年 月

各位

「各国・地域の意匠権の効力範囲及び侵害が及ぶ範囲に関する調査研究」
アンケート調査のお願い

拝啓 時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、私ども、一般社団法人 日本国際知的財産保護協会(AIPPI JAPAN*)では、今年度、日本国特許庁の委託を受けて「各国・地域の意匠権の効力範囲及び侵害が及ぶ範囲に関する調査研究」を行っております。

日本国においては、ハーグ協定ジュネーブ条約へ加盟をする方向で検討がなされています。それに先立って、国際受け付けた際の「意匠の認定」、審査における類否判断(意匠の権利範囲)の基準についても見直しの検討課題とされています。

そこで、本アンケート調査は、日本国意匠制度利用者の利便性向上、国際的調和を踏まえ、貴国の意匠の制度及び意匠権に関する情報を賜り、これからの日本における議論の参考資料とすることを目的として行うものでございます。

貴社によって提供されました回答は日本国特許庁への報告書に使わせていただき、その後、日本国内にて公表されます。したがって、回答できないと判断される質問については、ご回答いただかなくても結構です。一方、貴社名については非公開とすることができます。

貴国の制度においては貴社からの回答をお願いしたく、本調査の趣旨をご理解の上、回答いただけますようお願い申し上げます。質問にご回答いただきましたら、AIPPI(下記アドレス)まで、e-mail、Fax または郵便にて 月 日までにご返送をお願い申し上げます。

*AIPPI JAPAN は、国際知的財産保護協会(AIPPI)日本支部として設立された公益団体です。詳しくは、国際本部あるいは日本支部のウェブサイトをご覧ください。
<https://www.aippi.org> http://www.aippi.or.jp/english/index_e.htm

ご協力よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会
国際法制研究所
所長 川上溢喜

本調査に対するお問い合わせ先：
岩本 東志之
〒105-0001 日本国 東京都港区虎ノ門 1-14-1
郵政福祉琴平ビル 4 階
電話：+81-3-3591-5315
Fax：+81-3-3591-1510

意匠権に関するアンケート

以下のアンケートに回答をお願いいたします。

記入日： _____年 _____月 _____日

貴国名： _____

貴社名： _____

ご記入者名(可能であれば記載してください)： _____

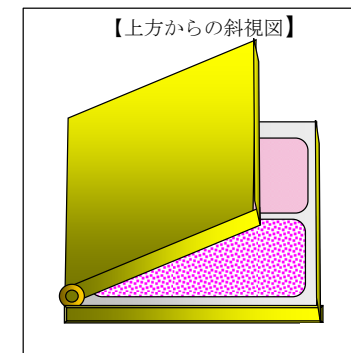
ご記入者役職(可能であれば記載してください)： _____

ご担当部署： _____

I. 意匠権の類似範囲(scope of similarity)や効力範囲(scope of effect)及び侵害が及ぶ範囲(scope of infringement)について

1. 意匠の開示(disclosure)と意匠の類似範囲(scope of similarity)や意匠権の効力範囲(scope of effect)の貴社におけるとらえ方についてお教えてください。

■質問 1-1-1 意匠公報に掲載された登録意匠の図面あるいは写真によって開示されていない物品の部分は権利範囲にどのように影響すると考えますか。例えば、下図は化粧品用ケースについての意匠ですが、意匠公報にはこの写真のみが掲載されているとお考えください。1つの斜視図(写真)のみで表現されているので、底面など開示されていない部分があります。このように表現(expression)された登録意匠の権利範囲はどのように考えますか。次の中から該当するもの全てを選んでください。該当するものがない場合又は回答できない場合はその理由を自由記載欄にご説明ください。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ化粧品の写真を示して回答を得た。

一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)

回答 1-1-1

<input type="checkbox"/> 図面等で表現されている部分のみの権利である。すなわち、見えていない部分は無いものとして取り扱われる。(見えている部分だけが権利となっている)	
<input type="checkbox"/> 図面等で表現されていない部分がディスクレームされた権利とされる。 (見えていない若しくは表されていない部分は権利から除かれている)	
<input type="checkbox"/> 開示が不十分であり意匠が特定できないので、権利は成立しない。もしくは無効事由を含んだ権利である。(具体的な理由について、以下の項目で当てはまるもの全てを選んで下さい。)	
<input type="checkbox"/>	このような 1 図での出願は自国の規定に違反する。
<input type="checkbox"/>	底面や背面など、物品全体が開示されていない。
<input type="checkbox"/>	蓋を閉じた状態が不明である。
<input type="checkbox"/>	上蓋表面の凹凸等の形状が不明である。
<input type="checkbox"/>	光の反射等で形・色が特定できない
<input type="checkbox"/>	蓋と本体を止めているヒンジ部など細部の形状が不明確である。
<input type="checkbox"/>	その他、開示が不十分とする理由(自由記載)

■質問 1-1-2 願書の記載についてお教えてください。願書に記載した物品名(title of article)はどこまで権利範囲が及んでいるものと考えますか。次の中から該当するものを全て選んでください。該当するものがない場合はその理由を自由記載欄にご説明ください。

物品のカテゴリのイメージ 「ボールペン」、「万年筆」、「サインペン」、「シャープペン」(物品) < 「筆記具」(包括的な製品群) < 「文房具」(産業分野)

回答 1-1-2

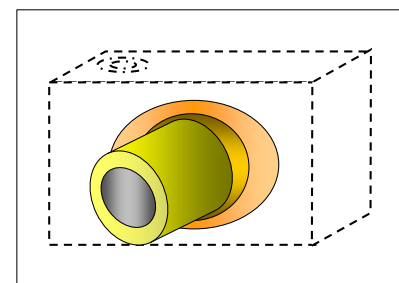
<input type="checkbox"/> 例えば、「ボールペン」、「万年筆」、「サインペン」、「シャープペン」等、願書に具体的な製品名称を記載した場合は、その権利は、願書に記載された当該物品のみに及ぶ。
<input type="checkbox"/> 例えば、「ボールペン」、「万年筆」、「サインペン」、「シャープペン」等、願書に具体的な製品名称を記載した場合は、その権利は、これらを含む包括的な製品群(例「筆記具」等)にまで及ぶ。
<input type="checkbox"/> 例えば、「ボールペン」、「万年筆」、「サインペン」、「シャープペン」等、願書に具体的な製品名称を記載した場合は、その権利は、これらを含む産業分野(例「文房具」等)にまで及ぶ。
<input type="checkbox"/> 例えば、「筆記具」等、願書に包括的な製品群を表す名称を物品名とすることが認められており、その権利範囲は、製品群である「筆記具」全般に及ぶ。
<input type="checkbox"/> 例えば、「筆記具」等、願書に包括的な製品群を表す名称を物品名とすることが認められて

<input type="checkbox"/> おり、その権利範囲は、「筆記具」の産業分野(例えば「文房具」等)にまで及ぶ。
<input type="checkbox"/> 例えば、「文房具」等、願書に物品の分野を表す名称を物品名とすることが認められており、その権利範囲は、「文房具」全般に及ぶ。
<input type="checkbox"/> 物品名のみでは権利範囲は決定せず、他の要素が影響する 影響する他の要素：
<input type="checkbox"/> 物品名は権利範囲に影響しない
<input type="checkbox"/> その他(自由記載)

■質問 1-1-3 物品の部分の意匠を保護する制度について質問をします。なお、物品の部分の意匠を保護はしない国の方は質問 1-1-5 に進んでください。

日本では、部分の意匠の保護は、保護を受けようとする部分を実線で、その他の部分を破線で表したり、また、色の使い分けによって区別して表現する必要があります。下図は、デジタルカメラの部分についての意匠であり、保護を受けようとするカメラのレンズ部分が実線で、それ以外のカメラ本体部分などが破線で表されています。なお、以下の図は、斜視図で示されていますが、正投影図法による基本 6 面図があるものとしてお答え下さい。

貴社では、どのようなとき、どのような意匠に、部分意匠制度を利用しますか。以下にご説明ください。



デジタルカメラの部分についての登録意匠の例

※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じデジタルカメラの図を示して回答を得た。

回答 1-1-3

どのようなとき	どのような意匠

■質問 1-1-4 部分意匠制度、あるいは物品の一部を保護する制度が有効と考える理由を自由記

載欄にご説明ください。

回答 1-1-4

自由記載

■質問 1-1-5 画像(graphic image)を保護している国の方に質問をいたします。表示されている状態の画像意匠(design containing graphic image)を認めている場合、保護されている画像の権利はどこまで及ぶと考えますか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものがない場合はその理由を自由記載欄にご説明ください。

回答 1-1-5

<input type="checkbox"/> 例えば、物品名「GUI」の権利は、同様の形状の有体物にまで及ぶ。
<input type="checkbox"/> 例えば、物品名「GUI」の権利は、同様の形状の平面物(絵、織物地等)にまで及ぶ。
<input type="checkbox"/> 例えば、物品名「GUI」の権利は、何らかの物品の画面に表示された電子的な画像にまで及ぶ。
<input type="checkbox"/> 例えば、物品名「GUI」の権利は、当該意匠を形成することができるプログラムにまで及ぶ。
<input type="checkbox"/> 例えば、物品名「GUI」の権利は、願書に記載した物品にのみ及ぶ。
自由記載

2. 意匠の単一性と意匠権の効力範囲の関係についてお教えください。

■質問 1-2-1 セットもの又は組物の意匠を保護する制度を有する国の方に質問をします。

貴社が、セットものとして権利化したい物品群の例として、次の中から該当するものを全て選んでください。該当するものがない場合は自由記載欄にご説明ください。

回答 1-2-1

<input type="checkbox"/> 同時に使用される二以上の物品。
<input type="checkbox"/> セットで販売又は使用されるもの
<input type="checkbox"/> 同一製品で二つ以上の物品
<input type="checkbox"/> ロカルノ分類におけるサブクラスに属する複数の物品
<input type="checkbox"/> ロカルノ分類におけるメインクラスに属する複数の物品
<input type="checkbox"/> 相互に関連する複数の物品

<input type="checkbox"/> 共通の識別性・創作思想が表れている複数の物品
<input type="checkbox"/> セットものの保護対象に要件を設けてほしくない
自由記載

■質問 1-2-2 セットもの又は組物の意匠を保護する制度を有する国の方に質問をします。セットものの権利として有効だった事例があればお教えください。

回答 1-2-2

自由記載

■質問 1-2-3 セットもの又は組物の意匠を保護する制度を有する国の方に質問をします。セットものの権利として希望する物品の組合せがあればお教えください。

回答 1-2-3

自由記載

■質問 1-2-4 変化する画像(graphic image)が一の意匠として保護される国の方に質問をします。下図は変化する画像の意匠を表しています。これはスマートフォンなどの表示画像で、上の画像をめぐると下から違った画像が現れてくるものです。貴国の法制度の下、このような変化する画像を一意匠と認めて出願をすることはできるでしょうか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものがない場合はその理由を自由記載欄にご説明ください。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

変化する画像についての意匠

回答 1-2-4

<input type="checkbox"/> 変化する画像は一意匠として認められ出願ができる。
<input type="checkbox"/> 画像の変化に連続性はあっても、各画像意匠は独立しており、別個に出願をしなければならない。
自由記載

■質問 1-2-5 前問 1-2-4 で変化する画像は一意匠として認められ出願ができると回答された国の方に質問をいたします。このような画像意匠の権利範囲についてどのようにお考えをお教えください。次の中から該当するものを選んでください。該当するものがない場合はその理由を自由記載欄にご説明ください。

回答 1-2-5

<input type="checkbox"/> 変化する一意匠としての特徴を認めた画像意匠であるから、変化の状態がすべて同一・実質同一・類似のものにのみ権利が及ぶ。
<input type="checkbox"/> 変化する一意匠としての特徴とともに個々の画像の特徴も認めて登録されると考えられるものであるから、いずれかの画像に同一・実質同一・類似するものがあれば権利は及ぶ。
自由記載

3. 登録意匠の無効制度、無効理由についてお教えください。

■質問 1-3-1 貴国の法制度において、登録された意匠の有効性判断を争って、登録を無効にす

ることのできる制度及びそのような手続きについて相談する組合や団体等がありますか。次の中から該当するものをすべて選んでください。該当するものがない場合は自由記載欄に記載してください。

回答 1-3-1

<input type="checkbox"/> 弁理士会(名称 : _____)
<input type="checkbox"/> 弁護士会(名称 : _____)
<input type="checkbox"/> 知財に関する協会等(名称 : _____)
<input type="checkbox"/> その他の機関(自由記載)

II. 意匠権侵害について

1. 意匠権侵害に関する調査についてお教えください。

■質問 2-1-1 意匠権侵害の調査方法について質問します。

先行意匠調査や権利調査は自社で行っていますか。次の中から該当するものを選んでください。

回答 2-1-1

<input type="checkbox"/> 出願前に自社で行っている。
<input type="checkbox"/> 出願前に自社では行っていない。 どこかに依頼していますか?(依頼先 _____)
<input type="checkbox"/> 権利化後に自社で行っている。
<input type="checkbox"/> 権利化後に、自社では行っていない。 どこかに依頼していますか?(依頼先 _____)
<input type="checkbox"/> 警告を受けたときに自社で行っている。
<input type="checkbox"/> 警告を受けたときに自社では行っていない。 どこかに依頼していますか?(依頼先 _____)
<input type="checkbox"/> その他(自由記載)

2. 意匠権侵害判例についてお教えください。

■質問 2-2-1 意匠権の効力範囲の認定、直接侵害、間接侵害(Contributory Infringement)が争点となった意匠権侵害訴訟の判例がありましたらお教えください。判例は過去 10 年ぐらいに判決が出されたものが好ましいですが、重要判例は古くてもよいのでお教えください。

回答 2-2-1

自由記載

■**質問 2-2-2** アイコン、ロゴ、画像(graphic image)、模様などの 2 次元的意匠権が認められている国において、このような保護対象に関する意匠権侵害訴訟の判例がありましたらお教えてください。

回答 2-2-2

自由記載

Ⅲ. 審査実務、その他について

1. パリ条約による優先権又はパリ条約にならった優先権(以下、あわせて「パリ条約の優先権」と言います)の主張を伴う意匠出願の扱いについてお教えてください。

■**質問 3-1-1** パリ条約による優先権やグレースビリオドに関し、意匠の同一について裁判所等で争われた例はありますか。次の中から該当するものを選んで下さい。

回答 3-1-1

パリ条約による優先権やグレースビリオドに関し、意匠の同一について裁判所で争ったことがある。

パリ条約による優先権やグレースビリオドに関し、意匠の同一について裁判所で争ったことはない。

■**質問 3-1-2** 質問 3-1-1 でパリ条約による優先権やグレースビリオドに関し、意匠の同一について裁判所等で争ったことがあると回答された方に質問します。審決、判決があれば自由記載欄に記載をお願いいたします。

回答 3-1-2

自由記載 [審決・判決例]

Ⅳ. 意匠権侵害事件及び侵害に対する救済について

1. 意匠権侵害に対する救済機関及び救済の種類についてお教えてください。

■**質問 4-1-1** 貴国において、意匠権が侵害された場合に救済を求める機関としてどのようなものがありますか。次の中から該当するものをすべて選んでください。複数ある場合はその中で最も一般的に使われている機関とその理由を自由記載欄に記入してください。

回答 4-1-1

裁判所

警察

税関

知的財産権庁

その他の行政機関(自由記載)

■**質問 4-1-2** 前問 4-1-1 で質問した各救済機関における準備、手続き、処分などにおけるメリット、デメリット(例えば、準備の負担、審理期間の長さなど)をお教えてください。

回答 4-1-2

	メリット	デメリット
裁判所		
警察		
税関		

知的財産 権庁		
その他の 機関		

■**質問 4-1-3** 貴国では意匠権の民事的救済として請求できる内容はどのようなものですが。次の中から該当するものをすべて選んでください。また、その他にも認められる救済があれば自由記載欄に説明をしてください。

回答 4-1-3

<input type="checkbox"/> 差止請求
<input type="checkbox"/> 損害賠償その他金銭的請求
<input type="checkbox"/> 侵害品の破棄、侵害に供した設備の除去の請求
<input type="checkbox"/> 信用回復措置請求
自由記載

■**質問 4-1-4** 貴国においては意匠権の侵害は刑事罰の対象とされますか。次の中から該当するものを選んでください。

回答 4-1-4

<input type="checkbox"/> 刑事罰の対象とされる。
<input type="checkbox"/> 刑事罰の対象とされない。

■**質問 4-1-5** 前問 4-1-4 で意匠権侵害が刑事罰の対象とされると回答された国の方に質問をします。刑事罰はどのような内容ですか。次の中から該当するものをすべて選んでください。罰金刑が科される場合はその金額を、懲役刑が科される場合はその期間を自由記載欄に記入をお願いします。またその他にも認められる刑罰の種類があれば自由記載欄に記入してください。

回答 4-1-5

<input type="checkbox"/> 罰金刑

<input type="checkbox"/> 懲役刑
<input type="checkbox"/> 罰金刑と懲役刑の併科刑
自由記載

2. 意匠権侵害事件一般についてお教えてください。

■**質問 4-2-1** 貴国における意匠権侵害訴訟に至るまでの一般的な当事者間におけるやりとりについてお教えてください。次の中から該当するものを選んでください。該当するものがない場合又は補足説明が必要な場合は自由記載欄にご記入ください。

回答 4-2-1

<input type="checkbox"/> 意匠権利者は、侵害行為の中止、損害賠償の請求などを記載した警告状と意匠公報を内容証明郵便で、被疑侵害者宛に送付する。これに対して被疑侵害者は意匠権を侵害していないことの理由を記載した回答書を送付する。
<input type="checkbox"/> 権利行使を行うことが相手方に知られることを避けるために、意匠権者は警告状を送付することなく被疑侵害者を裁判所に提訴するか警察に告訴する。
自由記載

■**質問 4-2-2** 意匠権侵害が刑事罰の対象とされている国の方に質問をします。意匠権侵害に対して救済を求めて争う場合、民事訴訟で争う場合と刑事訴訟とする場合のメリット、デメリットをお教えてください(質問 4-1-2 の回答と一部重複してもかまいません)。

回答 4-2-2

	メリット	デメリット
民事訴訟		
刑事訴訟		

■**質問 4-2-3** 意匠権者の立場から以下の質問にご回答ください。貴国において権利行使を行う

場合、基礎となる意匠権における意匠の開示として、侵害が認められやすい意匠の開示方法または開示の程度はどのようなものでしょうか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものがない場合又は補足説明が必要な場合は自由記載欄にご記入ください。

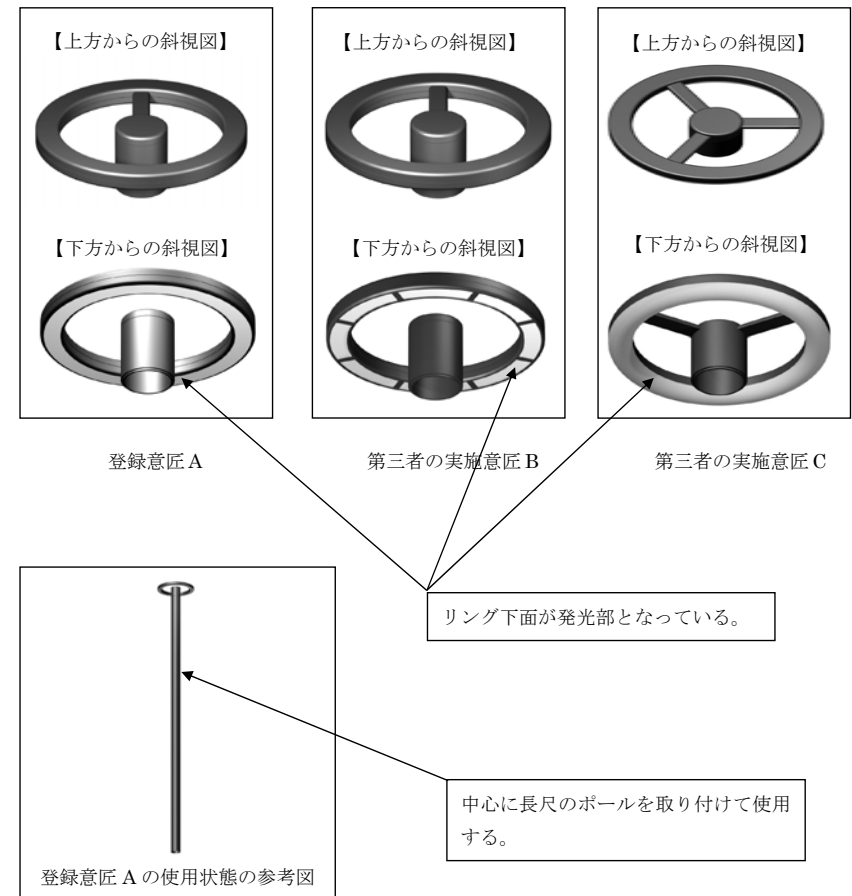
回答 4-2-3

<input type="checkbox"/> 登録意匠は、通常の使用状態では使用者からは観察できない面(例えば、冷蔵庫の背面など)も開示し、物品のすべての面が見えるような意匠の表現が権利行使の際には有利である。
<input type="checkbox"/> 意匠を表現する方法は、線図による図面よりも写真又はCGの方が裁判所に容易に意匠を理解してもらえるので権利行使の際には有利である。
<input type="checkbox"/> 願書において、意匠に係る物品の使用方法、機能、用途などを記載できる場合は、できるだけ詳細に記載した方が権利行使の際に有利である。
自由記載

■質問 4-2-4 意匠権の侵害の及ぶ範囲について具体例でお教えください。次に2つの具体例をお示しします。それぞれの具体例で登録意匠の意匠権の効力が各実施意匠に及ぶと考えるものをお答えください。

※具体例の意匠 A~E は、貴国の図面提出要件を満たしているものとしてご回答下さい。

【具体例 1】 下の意匠 A、意匠 B、意匠 C はいずれも物品が「街路灯灯具本体」で同一であり、意匠 A は登録意匠で、意匠 B、意匠 C は第三者が製造・販売をしている意匠であるとして、登録意匠 A には対して、意匠 B 及び意匠 C は発光面(底面)の形状が異なるとともに、意匠 C は発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なります。図面は CG で作成されています。このとき、意匠 B、意匠 C は、登録意匠 A の意匠権を侵害すると判断できますか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものがない場合はその理由を自由記載欄にご説明ください。

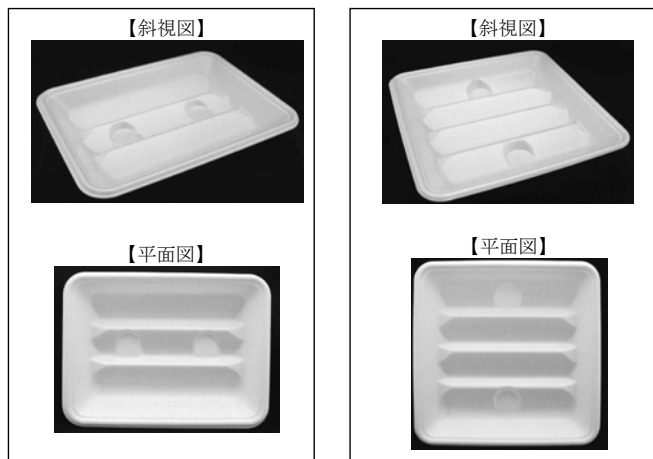


回答 4-2-4 【具体例 1】

<input type="checkbox"/> 意匠 B 及び意匠 C のいずれも登録意匠 A の意匠権を侵害すると判断できる。
<input type="checkbox"/> 意匠 B は登録意匠 A の意匠権を侵害するが、意匠 C は侵害しないと判断できる。
<input type="checkbox"/> 意匠 B、意匠 C のいずれも登録意匠 A の意匠権を侵害しないと判断できる。
自由記載

【具体例 2】 下の意匠 D 及び意匠 E はいずれも物品が包装容器で同一であり、意匠 D は登録意匠で、意匠 E は第三者が製造・販売をしている意匠であるとして、第三者の実施意匠 E は、全体の形状、底面の山形部の数、凹部の位置が登録意匠 D とやや異なります。

このとき、意匠 E は、登録意匠 D の意匠権を侵害すると判断できますか。次の中から該当するものを選んでください。該当するものがない場合はその理由を自由記載欄にご説明ください。



登録意匠 D

第三者の実施意匠 E

回答 4-2-4 【具体例 2】

- 意匠 E は登録意匠 D の意匠権を侵害すると判断できる。
 意匠 E は登録意匠 D の意匠権を侵害しないと判断できる。

自由記載

V. 意匠権侵害事件に関する貴社の経験について(本項目については、回答可能な範囲でお答えください)

1. 貴社における意匠権侵害事件の統計についてお教えてください。

■質問 5-1-1 貴社において、意匠権侵害の権利行使(権利行使を行う場合又権利行使をされる場合の両方を含みます。以下、質問 5-2-2 まで同様です)に関する年間件数は平均で何件ぐらいでしょうか。また、過去からの累計件数では何件ぐらいでしょうか。

回答 5-1-1

年間件数 :

累積件数 :

■質問 5-1-2 質問 5-1-1 における権利行使についての事案のうち、訴訟に至らずまたは訴訟において和解した件数は平均で年間何件ぐらいでしょうか。また、過去からの累積では和解した件数は何件ぐらいでしょうか。

回答 5-1-2

年間和解件数 :

累積和解件数 :

■質問 5-1-3 過去において訴訟に至らず和解で解決した事件件数と訴訟に至った件数のこれまでの累積での比率をお教えてください。

回答 5-1-3

和解件数と訴訟件数の比率 :

■質問 5-1-4 意匠権侵害が刑事罰の対象とされる国の方に質問をします。貴社において意匠権侵害の権利行使に関する事案で、民事事件として取り扱う件数と刑事事件として取り扱う件数のこれまでの累積での比率をお教えてください。

回答 5-1-4

民事事件と刑事事件の比率 :

■質問 5-1-5 意匠権侵害が刑事罰の対象とされる国の方に質問をします。貴社において意匠権侵害を刑事事件として扱う事案は年間何件ぐらいでしょうか。また、過去からの累積では何件ぐらいでしょうか。

回答 5-1-5

年間刑事事件件数 :

累積刑事事件件数 :

■質問 5-1-6 貴社が意匠権の類似の範囲や効力範囲、及び侵害が及ぶ範囲について考える際、参考となった判決例がありましたら、お教え下さい。

回答 5-1-6

判例等の事件名や事件番号	参考となった理由

2. 貴社における意匠権侵害事件に関する経験をお教えください。

■質問 5-2-1 意匠権侵害事件において和解において解決できず、訴訟となった主な理由は何でしょうか。特に意匠権の効力範囲が争点となった事案の場合は詳細にお教えください。下の自由記載欄にご説明ください。

回答 5-2-1

自由記載

■質問 5-2-2 和解で解決できず訴訟に至った意匠権侵害事件で、裁判所の判断についての貴社の経験をお教えください。次に示す事項が意匠権の効力範囲を認定する際に裁判所によって考慮されたでしょうか。考慮された場合は該当するものを選択して、具体的にどのように考慮されたかをお教えください。

- (i) 図面または写真では開示されていない箇所(質問 1-1-1 を参照してください)
- (ii) 色彩の有無(例えば、意匠公報に掲載された意匠は色彩のない線図で表現されていたのに対し、実施品(被疑侵害品)は同一形状で色彩が付けられたものであった場合)
- (iii) 意匠公報に掲載された参考図(意匠の理解をし易くするための図面で、意匠権の権利範囲の認定には用いられない図面をいいます)
- (iv) 実施品(被疑侵害品)の実施態様(例えば、販売状態では実施品は容器に入れられた状態であり、購買者は外部からは直接実施品を見ることができなかった場合など)

回答 5-2-2

(i)について(どのように考慮されたか：))
(ii)について(どのように考慮されたか：))

(iii)について(どのように考慮されたか：))
(iv)について(どのように考慮されたか：))

VI. 官庁のサービスの利用について(本項目については、回答可能な範囲でお答えください)

■質問 6-1-1 貴国では、公共機関(知財庁を含む)が、先行意匠の調査サービス業務をおこなっていますか。次の中から該当するものを選んでください。

回答 6-1-1

<input type="checkbox"/> 公共機関が先行意匠調査サービスを行っていない。
<input type="checkbox"/> 公共機関が先行意匠調査サービスを行っている。

■質問 6-1-2 公共機関(知財庁を含む)が、先行意匠の調査サービス業務を行っている場合は当該サービスについて以下の点をお教えください。

回答 6-1-2

(i) 当該サービスを利用した経験はありますか(自由記載)
(ii) 当該サービスの利便性はどうか(自由記載)
(iii) 当該サービスの料金をお教えください(自由記載)
(iv) 当該サービスの評判はどうか(自由記載)

■質問 6-1-3 貴国では、先行意匠の調査をおこなっている民間企業がありますか。次の中から該当するものを選んでください。

回答 6-1-3

- 先行意匠調査を行っている民間企業はない。
- 先行意匠調査を行っている民間企業がある。

■質問 6-1-4 先行意匠調査を行っている民間企業がある場合は、以下の点をお教えてください。

回答 6-1-4

- (i) 当該調査企業(商用データベース)を利用した経験はありますか(自由記載)
- (ii) 当該調査企業(商用データベース)の利便性はどうか(自由記載)
- (iii) 当該調査企業(商用データベース)の料金をお教えてください(自由記載)
- (iv) 当該サービスの評判はどうか(自由記載)

■質問 6-1-5 諸外国の公共機関(知財庁を含む)による調査サービス、あるいは諸外国の民間企業による先行意匠の調査を利用していますか。次の中から該当するものを選んでください。

回答 6-1-5

- 諸外国の公共機関あるいは民間企業による先行意匠調査サービスは利用していない。
- 諸外国の公共機関あるいは民間企業による先行意匠調査サービスを利用している。

■質問 6-1-6 諸外国の公共機関あるいは民間企業による先行意匠調査サービスを利用している場合は当該サービスについて以下の点をお教えてください。

回答 6-1-6

- (i) どの国(民間企業である場合はできれば企業名も)のサーチサービスをよく利用しますか(自由記載)

(ii) 当該サービスの利便性はどうか(自由記載)

(iii) 当該サービスの料金をお教えてください(自由記載)

(iv) 当該サービスの評判はどうか(自由記載)

■質問 6-1-7 貴国では、意匠権侵害訴訟や無効手続において使用する証拠収集のための、侵害品の特定や調査、無効事由調査について、民間の法律事務所や調査機関に制限が加えられていますか。次の中から該当するものを選んでください。制限が加えられている場合は活用できる機関を具体的に自由記載欄に記入してください。

回答 6-1-7

- 侵害品の特定や調査、無効事由調査について制限が加えられていない。
- 侵害品の特定や調査、無効事由調査について制限が加えられている。
- 自由記載 [調査できる機関]

以上でアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

資 料

海外ヒアリング項目

意匠権に関する質問

The International Association for the Protection of Intellectual Property of Japan
(AIPPI JAPAN)

意匠権に関する以下の質問にお答えをお願いいたします。

記入日：_____年_____月_____日

貴国名：_____

貴事務所名：_____

ご記入者名：_____

ご記入者役職：_____

ご担当部署：_____

I. 共通ヒアリング項目

1. 意匠権侵害訴訟に関する、業務フローについて

質問 1-1

御社(ご担当者)の業務について具体的にお教え下さい。クライアントから意匠権侵害訴訟の相談があった時の、具体的な業務フローを教えてください(意匠権の類似の範囲の調査、その際のサーチサービスの利用等も含めて)。可能であれば、どの業務に対してどの程度、クライアントに対する料金が発生するのをお教え下さい。

審判制度の無い国の場合は、裁判を提起する際の業務フローもお教え下さい。

回答 1-1

2. 意匠権侵害の具体的事例について

質問 2-1

意匠権の侵害の及ぶ範囲について具体例でお教え下さい。次に2つの具体例を示します。それぞれの具体例で登録意匠の意匠権の効力が各実施意匠に及ぶかあなたの感覚でお答え下さい。

※具体例の意匠 A~G は、貴国の図面提出要件を満たしているものとしてご回答下さい。

【具体例 1】

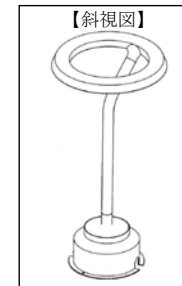
下の意匠 A、意匠 B、意匠 C はいずれも物品が「街路灯の灯具本体」で同一であり、意匠 A は登録意匠で、意匠 B、意匠 C は第三者が製造・販売をしている意匠であるとして。

525

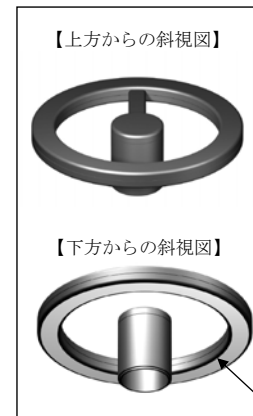
登録意匠 A には対して、意匠 B 及び意匠 C は発光面(底面)の形状が異なるとともに、意匠 C は発光円盤を中心ポールに支持する支持バーの本数が異なります。図面は CG で作成されています。

一方、審理の過程で登録意匠 A に対する公知意匠 D が存在することが判明しました。公知意匠 D は意匠 A の登録時の手続きでは考慮されていませんでした。

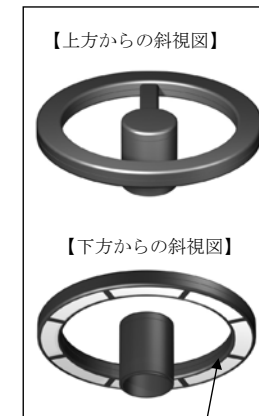
このとき、意匠 B、意匠 C は、登録意匠 A の意匠権を侵害するとあなたは判断しますか。理由とともにお答え下さい。



公知意匠 D



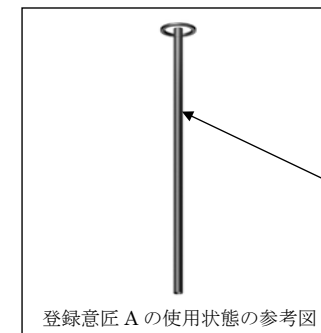
登録意匠 A



第三者が実施している意匠 B



第三者の実施意匠 C



登録意匠 A の使用状態の参考図

リング下面が発光部となっている。

526
中心に長尺のポールを取り付けて使用する。

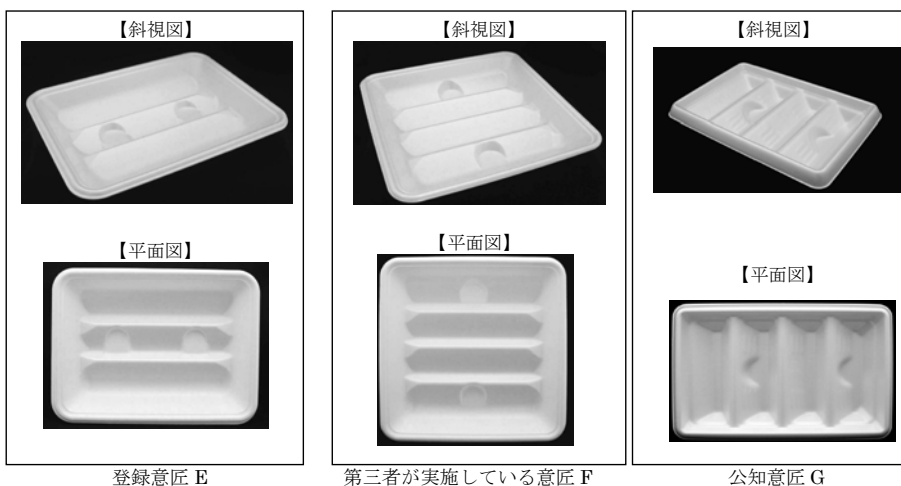
具体例 1(質問 2-1)の回答

【具体例 2】

下の意匠 E 及び意匠 F はいずれも物品が包装容器で同一であり、意匠 E は登録意匠で、意匠 F は第三者が製造・販売をしている意匠であるとして、第三者の実施意匠 F は、全体の形状、底面の山形部の数、凹部の位置が登録意匠 E とやや異なります。

一方、審理の過程で登録意匠 E に対する公知意匠 G が存在することが判明しました。公知意匠 G は意匠 F の登録時の手続きでは考慮されていませんでした。

このとき、意匠 F は、登録意匠 E の意匠権を侵害するとあなたは判断しますか。理由とともにお答え下さい。



具体例 2(質問 2-1)の回答

3. 意匠に係る行政による同一、類似判断と司法による当該判断の傾向について

質問 3-1

知財庁(行政)と裁判所(司法)の意匠権に関する判断の傾向についてお教え下さい。知財庁による出願に係る意匠と公知意匠との同一、類似を判断する傾向と、裁判所が意匠権侵害事件において登録意匠と被疑侵害品との同一、類似を判断する傾向に差異はありますか。

回答 3-1

質問 3-2

自国の意匠権の類否判断による効力範囲(知財庁(行政)、裁判所、税関それぞれでの判断)について、ご意見がありましたら記載して下さい。また、日本の類否判断と比較することができる場合は、日本の類否判断との差異や普段感じていることをお聞かせ下さい。

回答 3-2

4. 意匠審査、無効手続について

質問 4-1

知財庁での意匠出願の実務において、付与される意匠分類は、願書等の出願書類の何から判断されていますか。以下に考えられる事項を例示しますが、具体的にお教え下さい。

- ・物品名
- ・説明
- ・図面

回答 4-1

質問 4-2

画像意匠を保護している国の方に質問をいたします。知財庁における画像意匠の実体審査または無効の判断において、先行意匠調査はどの範囲でおこなわれるかをお教え下さい。以下に考えられる事項を例示しますが、具体的にお教え下さい。

- ・出願の画像が表示される表示機器を考慮することなく、画像意匠すべてをサーチする。
- ・出願の画像が表示される表示機器をサーチする。
- ・出願の画像が表示される表示機器の物品分野・デザインの領域をサーチする。

回答 4-2

質問 4-3

意匠権侵害訴訟の実務において、障害となった事項はありますか。事例とともに、具体的にお教え下さい。

回答 4-3

5. 意匠権侵害の取締りについて

質問 5-1

貴国の税関における意匠権侵害の取締りについて質問をいたします。税関は、Trips 協定第 52 条(申立)もしくは第 58 条(職権による行為)に基づいて調査・摘発の取締りをどのようなタイミングで行っていますか。以下に考えられる時期を例示しますので、あなたが知っていることを教えてください。

また、税関に対して意匠権者の申告等が必要な場合は、申請手続きについて紹介している ホームページあるいは資料(タイトル)などがございましたらお教え下さい。なお、日本の手続きの紹介は次の URL にて見ることができます。http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/c_001_e.htm

- ・税関に対して意匠権者からの調査の申告もしくは申立があった時点
- ・税関等が職権で侵害を調査し、その結果、被疑侵害品輸出入品を発見した時点

回答 5-1

URL:

質問 5-2

貴国の税関が差止めた被疑侵害輸出入品について、意匠権を侵害しているとの最終判断が確定した場合、それらの侵害品はだれによってどのような処分がなされますか。以下に考えられる執行者と処分の方法を例示しますので、あなたが知っていることを教えて下さい。

- 執行者
 - ・税関の職員
 - ・警察
 - ・知財庁
 - ・意匠権者
- 処分の方法

- ・廃棄
- ・没収

回答 5-2

質問 5-3

税関や警察に対して、侵害をしているかいないかの判断結果について不服を感じることがありますか。ある場合は、判断のどのような点になのかあなたが感じたことを教えて下さい。

回答 5-3

II. 国・地域別ヒアリング項目

【米国】

6. その他

質問 6-1

米国特許法第 102 条「新規性」(35USC. 102 ‘novelty’)、第 103 条「非自明性」(35USC. 103 ‘non-obvious subject matter’)における意匠特許出願(Design Patent)の審査について質問します。

新規性の審査において、複数の公知意匠あるいは公知意匠の複数の部分を組み合わせて構成した意匠と出願に係る意匠を対比して第 102 条新規性を判断する場合がありますか。また、そのような判断がなされたとした場合、第 103 条「非自明性」が適用される場合とどのような違いがあるかについてお教え下さい。

回答 6-1

【OHIM】

質問 6-1

願書に「製品の表示(Indication of the product)」を記載する目的として、何が想定されていますか。
以下に想定される目的を例示しますので、あなたが知っていることを教えて下さい。

- ・ 権利範囲を決定する際のデザイナーの属する分野の特定のため
- ・ 先行意匠をサーチする分野を特定するため
- ・ 製品の使用目的を特定するため

回答 6-1

【中国】

質問 6-1

権利範囲における類似物品の考え方に関連して、審査指南第四部第5章 5.1.1には意匠の同一の判断についての考え方が規定されています。ここには「在确定产品的种类时，可以参考产品的名称、国际外观设计分类以及产品销售时的货架分类位置，但是应当以产品的用途是否相同为准。相同种类产品是指用途完全相同的产品。」(製品の種別を確定する際に、製品の名称や国際意匠分類および販売時のラックの分類位置を参考にしてもよいが、製品の用途が同一であるか否かを基準にしなければならない。[日本語訳はヒアリングには不要])という記載がありますが、意味内容がよく理解できません。類似物品と分類、類似物品と販売時のラック分類位置等との関係について、より具体的に教えて下さい。

回答 6-1

質問 6-2

意匠権(外観設計権利)の権利範囲に関する紛争に関して、利害関係者間の仲介は地方知識産権局が行うと聞いています。この場合、地方知識産権局に対して、地方人民法院はどのような役割を果たすのでしょうか。

回答 6-2

質問 6-3

中国専利法第23条第2項では、「特許権を付与する意匠は、既存の設計又は既存の設計的特徴の組み合わせと比べて明らかな違いがあることとする。」とされています。また、審査指南第4部第5章4によると当該規定の判断主体は、一般消費者であるとされています。しかし、一般消費者が特定意匠分野の「既存の設計又は既存の設計的特徴の組み合わせ」についての知識を有することを前提として、法第23条第2項を適用することは困難であるとの意見はありませんか。なお、日本では創作性の判断主体は、その意匠の分野の平均的知識を有する創作者とされています。

回答 6-3

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

【韓国】

質問 6-1

デザイン保護法第 69 条「権利範囲の確認の審判」を法律事務所が利用するのは、どのようなときですか。また、この審判を利用するメリットとデメリットをお教え下さい。

回答 6-1

質問 6-2

画像デザインの権利についてお教え下さい。当該画像の「製造」(例えば、権利化された画像を含むプログラムを機器にインストールする行為)は権利侵害を構成するとされていますが、この「製造」にはプログラム自体を製造する行為も含まれますか。

回答 6-2

質問 6-3

画像デザインの権利について、当該画像の「譲渡」は権利侵害を構成するとされていますが、この「譲渡」にはプログラム自体を譲渡する行為も含まれますか。

回答 6-3

質問 6-4

画像デザインの権利について、当該画像のプログラムをダウンロードする行為は、画像デザインの「譲渡」あるいは「使用」に該当し、権利侵害と判断されますか。

回答 6-4

質問 6-5

デザイン保護法第 5 条第 1 項「新規性」の審査において、公知意匠との同一、類似を判断する際に、それらの意匠の周知度が考慮される場合はありますか。そのような審決、判例がありましたらお教え下さい。

回答 6-5

【フランス】

質問 6-1

願書に「製品の表示(Indication of the product)」を記載する目的として、何が想定されていますか。
以下に想定される目的を例示しますので、あなたが知っていることを教えて下さい。

- ・ 権利範囲を決定する際のデザイナーの属する分野の特定のため
- ・ 先行意匠をサーチする分野を特定するため
- ・ 製品の使用目的を特定するため

回答 6-1

質問 6-2

画像デザインの権利についてお教え下さい。当該画像の「製造」(例えば、権利化された画像を含むプログラムを機器にインストールする行為)は権利侵害を構成するとされていますが、この「製造」にはプログラム自体を製造する行為も含まれますか。

回答 6-2

質問 6-3

画像デザインの権利について、当該画像の「譲渡」は権利侵害を構成するとされていますが、この「譲渡」にはプログラム自体を譲渡する行為も含まれますか。

回答 6-3

質問 6-4

画像デザインの権利について、当該画像のプログラムをダウンロードする行為は、画像デザインの「譲渡」あるいは「使用」に該当し、権利侵害と判断されますか。

回答 6-4

【ロシア】

質問 6-1

画像デザインの権利について教えてください。当該画像の「製造」(例えば、権利化された画像を含むプログラムを機器にインストールする行為)は権利侵害を構成するとされていますが、この「製造」にはプログラム自体を製造する行為も含まれますか。

回答 6-1

質問 6-2

画像デザインの権利について、当該画像の「譲渡」は権利侵害を構成するとされていますが、この「譲渡」にはプログラム自体を譲渡する行為も含まれますか。

回答 6-2

質問 6-3

画像デザインの権利について、当該画像のプログラムをダウンロードする行為は、画像デザインの「譲渡」あるいは「使用」に該当し、権利侵害と判断されますか。

回答 6-3

【ブラジル】

質問 6-1

意匠登録の要件の判断主体について教えてください。ブラジル産業財産法第 96 条「新規性」の判断主体は「一般市民」と、また、法第 97 条「独創性」の判断主体は「当該技術に通常程度の習熟度のある人」と聞いております。一方、これらの要件を判断する人の技能については定めがないとの見解も聞きます。そこで、意匠登録の要件を判断する主体はどのような人かについて、あなたが知っていることを教えてください。

回答 6-1

【オーストラリア】

質問 6-1

貴国の意匠法における意匠開示後の出願猶予制度とは以下の制度との理解でよろしいでしょうか。すなわち、出願人が意匠を公に開示した後 6 か月以内の期間に出願をしたとしても、その間に当該出願人の出願よりも先に第三者が自ら創作した同じ意匠出願をした場合は、当該出願人の出願については登録を受けることができないと考えてよろしいでしょうか。

回答 6-1

【インドネシア】

質問 6-1

貴国の意匠制度では、公知意匠に対する登録要件は意匠法第 2 条に規定される新規性のみです。この規定の適用は公知意匠と同一か実質的同一の意匠である場合だけですか。また、当該規定を適用して判断する主体となる人は、消費者と意匠専門家の両者を含むとされると聞いたことがあります。そうすると、新規性に加えて、公知意匠に対する創作の非容易性も判断される場合があるでしょうか。

回答 6-1

【ベトナム】

質問 6-1

貴国の法制度において、方式審査あるいは実体審査に基づく拒絶の理由にはなるが無効事由とはならない要件は存在しないと聞きました。これは知的財産権法第 103 条の図面等に係る要件も法第 96 条第 1 項にも基づき、保護証書付与の日にこの要件をすべて満たさなければ無効とされると考えてよいでしょうか。

回答 6-1



平成 26 年 2 月

平成 25 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

各国・地域における意匠権の効力範囲及び侵害の及ぶ範囲
に関する調査研究調査研究報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>